

# 復元

第六號

昭和二十二年六月

山澤爲次 教祖様御傳稿案(四)……………一

上田嘉成 みかぐらうた註釋稿案……………四

上田嘉成 陽氣勳年表……………五

橋本清 天理教會由來略記(明治廿四年稿)……………六

古田清一 おふでさき英文試譯(五)……………七

天理教義及史料集成部

出

紙價騰貴ノタメ 一才下号ノ一部參拾円テス  
拂予約頂イテ申ル方々ノ分、從來ヨリノ滞積リ  
金總計ヨリ 差引カセテ 頂キマシタ  
二兩今ハ

一ヶ年	約	二百円
半ヶ年	約	一百円
一部	約	三十円

ノ割テ概算料滞積申上マシテ前金切ノ  
節ハ其都度滞通知申上ケルコト一致シマス

六月二十六日

讀者各位

史料集成部

復

元

第

六

號

# 教祖様御傳稿案 (四)

山澤爲次

## 第三章 天の御聲

### 第三節 旬刻限しゅんくげんの到來(立教の經緯)

(一)

天保八年十月二十六日、當時十七歳にられた御長男の秀司様が、作男達と共に麥播きをして居られる中、不圖左足に激痛を覺えられ、耐えきれないまゝに有り合せた駒こまを杖にして、辛うじてわが家へお歸りになりました。(註一)そして早速、醫師源助氏を招いて診察を乞ひ、八ヶ薬を附けなどしてお貰ひになりましたが、一向に其の効効もなく却つて痛みが加はるばかりなので、御兩親も大層心配なさいました。(註二)



かゝる處へ見舞にやつて來た近所の人で、修驗者市兵衛氏(註三)に祈禱を頼んで見てはどうかと勸める者がありました。この市兵衛氏は庄屋敷より二里ばかり東の山間長瀧村(註四)の人でしたが、其の當時界限に相當名の知られてゐた修驗者でありましたので、中山家でもそれが宜からうと思ひ立たれ、早速使者を出されました。ところが市兵衛氏は生憎と其の日、仁興村へ出向いてゐて不在でありました。

其處で翌二十八日、再び同氏宅に使者を遣はし、委細の事情を話して祈禱を請はれました。すると不思議にも其の日は、秀司様の御足の痛みは治まりました。ところが其の翌日になると、また元の通りに痛み出しましたので、復々人を遣はして前日の如く祈禱をして貰はれますと、一時は痛みが止まりましたが、翌日になると又もや痛み出し、また祈禱を依頼すると治まるといふ具合で、兩三度も同じ事が繰りかへされました。(註五)

然も一向に全快の様子が無いのみか、其の痛みは日を重ねるに従つて嚴しさが一層身に應へ、秀司様のお苦しみは一通りでは御座いません。其處で御兩親もほと／＼思案にお果てなされ、

〃此の上はなほもう一應篤と市兵衛氏に相談して、何とか方法を講じて見よう〃  
とお話し合ひになり、善兵衛様が自ら長瀧村にお越しなさいました。

斯くて善兵衛様は市兵衛氏にお會ひになり、秀司様の御容態のほどを細々と話して、  
〃何とか全癒の途はないものでせうか〃

と懇談されました。すると、市兵衛氏の申されるには、

〃それでは此處で祈禱するよりは、一層のことお宅において、護摩(註六)を焚いて寄加持(註七)をするが宜しからう。〃

とのことでありました。

其處で、善兵衛様は委細を市兵衛氏とお打合せの上、即時引きかへして歸宅なされ、  
教祖様に其の由をお話しになつて、

〃如何にも此の子を救けなければならん。此の子を助けるには、假令わが家はどうなる  
とも苦しくはない〃

とて、早速、寄加持の用意に取りかゝられました。そして市兵衛氏とのお打合せ通り、

勾田村のおそよ（註八）を加持臺に雇ひ、また近所へは寄加持を執り行ふべき趣をふれ傳へて、人々の參集してくれるよう依頼したりなさいました。

聽てそのうちに市兵衛氏が見えまして、愈々寄加持が始められ、おそよに二本の御幣を持たせて加持臺となし、護摩を焚いて一心に祈禱を籠らしました處、秀司様の御足痛は拭ふがごとく治まりました。そして今度は數日間痛みもなく過されましたので、御家内一同ホツと安堵なさいましたが、程經て又もや痛み出しました。其處で復々、市兵衛氏を招じて寄加持をなさいますと、數日間は治まるものゝ、又もや痛み出しました。

こんな有様で秀司様の御足痛は依然として全治するに到らず、痛めば寄加持を依頼し、依頼すれば小康を得られるといふ具合で、早や再び秋は廻つて天保九年の十月を迎へましたが、此の間において祈禱を受けられること九度に及びました。（註九）而も其の祈禱の都度、參集する人々には一々酒飯を饗せられるのみならず、近傍の貧乏なる人々には功德の爲にとて、度々の施米をなさいましたので、なか／＼大變の手數や費用がかかるのでした。何とかして子息様の苦しみを救けたいとの御兩親の御慈愛の前には、如

何なる面倒も物の數ではなかつたので御座います。(註十)

註一

(イ)「文政十亥年、秀司君七歳ノ時、足ヲ痛メ被遊サレタリ。〔欄外、文政十年ハ教祖三十年相當〕

十七歳ノ時、即チ天保八酉年教祖四十歳ノ時、十月二十六日麥蒔中、左ノ足御痛メ被遊、駒ザラエテ杖トノ

テ之ニ倚リテ自宅ヘ御歸リナサレタリ。〔初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書〕

(ロ)「教祖四十歳にして秀治様十七歳の時、十月廿六日農に出て麥蒔中、左の足痛めなされ、駒さらへを杖とし

て是に依りて自宅に歸りなされたり。〔欄外、此時、教祖も共に農業あそばせしとの事〕〔初代管長様御遺稿

「教祖様御傳」平假名書〕

(ハ)秀司様の左足の痛みは、今の所謂關節炎には非ざりしかと思はれる。これについて、高井老先生は御晩年の

秀司様について、

「げんろく(關節)の所から先がよく伸びないで、北向になつて西側の足を立て、居られたやうに記憶する」

と話された事がある。なほ又、それに次いで、

「十七 八歳の時、お足痛を患はれたが、御神憑後は痛みはすっかりなくなられたと聞いてゐる」

とも話された。(昭和七年五月廿七日、第六回集成部會議に於て)

(二)序に こまざらえ(駒凌)とは、麥の種子などを播いて、其の上に土を被せるにつかふ農事用具である。

註二

(イ)「其後醫師ニ掛リ 八ケ藥ヲ用ヒラレシモ痛ミハ止マザリキ」(初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書)

(ロ)「早速醫師源助氏を招き來りたるニ 八ケ藥を用ひられしに 痛みは止まざりしを以て、種々手を盡されども効なき故、無據人の勧めにより、

「初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書

註三

(イ)「此の市兵衛の家は代々此の村の庄屋を勤めて居ります。性來信心好きな所へ 家に餘裕があるに任せて、自分は年に一二度づゝは必ず大峯山へ立籠り、役えんの行者の後を慕うて修業を重ねたのであります。次第に修業を積んで居る中に何時いつしか大なる法力を得、祈願祈禱何一つ叶はぬ事なく 此の道の先達として遂に權大僧都の位を授けられた程で、大和伊賀界隈十里四方にはこれと肩を並べるものはないと云はれる程有名な山伏でありました。私は實地に同家に就て取調べたので能く知つて居りますが、今でも市兵衛の宅は其の村では一二を下らない構へで中々立派なものです。市兵衛の御祈禱が非常に力のあつた事は、近傍の大名小名などから來た謝狀が同家に残つて居るのでも明かであります。現戸主も矢張り同名の市兵衛と云ふ人でありませんが、同人は語つて曰く

「教祖に御祈禱したのは私の祖父ぢに當り、本名を市三郎と申しましたが、大峯山の十二先達の一人でありまして、明治三年舊七月十八日の夜十時頃盆踊りの歸途、七十七歳で死にました。以前には教祖も度々私の家へ御出でになつたさうです。今でも祖父ぢの着た紫こもの法衣ころもが宅に残つて居ります。體格の大きな人で十八貫

以上もあつたと申します。法號は權大僧都阿闍梨性院聖譽明賢法師と云ひ、俗には「明賢サン」と云はれて居りました。極く堅くろしい人でしたから、村の女などが風呂を貰ひに来て、祖父が居ると小さくなつてペコ／＼御辭儀をしたと云ふ事です。庭造りが道樂で、村の爲めに大層木を植ゑ、種々農事の改良などもしました。「毛見」と云つて稲作の模様を見に来る役人の宿も私の宅が何時もつとめました」

と云つて居るが、此の話だけでも略ぼ市兵衛の人物を察する事が出来ませう。」(奥谷文智氏著「天理教祖傳講話」)

(ロ)「この人は明治三年舊七月十八日、七十九歳で死んでゐるから教祖様より六歳の年長者、寛政四年の出生になる。代々土地の庄屋を勤めてゐたことは次の古文書によつてもわかる。

文政九戌年八月

長瀧村年寄

藤兵衛 ㊦

同村 同所

新治郎 ㊦

同村 庄屋

市兵衛 ㊦

藤本完三郎殿

文政三年(註 文政九年の誤りか?)といふと中野市兵衛廿九歳(註 卅四歳の誤りか?)の年である。既に村の庄屋をやつてゐたも

のであらうか。本名は市三郎、修驗者十二先達の一人。」「(高野友治氏著「御存命の頃」)

備考 市兵衛氏の逝去年齢に關し、奥谷氏によれば七十七歳とあり 高野氏によれば七十九歳とあるが、何れが正しいか筆者は未調査である。

教祖様御傳稿案(四)

(一六)「神憑前に秀司様の跋を治さんとて、教祖様が長瀧市兵衛宅の門屋の南側の離座敷にて四十九日間(一説には九十日)こもつて行をなされたりと申す。」(昭和十年七月卅一日、中野藤男氏談、上田嘉成氏現地にて聞き取り。但し、この事實の真正味は甚だ不確實なり。「史實校訂本、中巻」に依る。

(一七) 序に、修驗道のこと就て記しておかう。

〔名義〕 佛教の一派、山岳に起臥して修業するを目的とするもの、修實行驗法成の義なり。一説に修とは生始覺の修業にして、驗とは本有本覺の驗得なりともいふ。不動明王を以て本尊となす。而して此道に入りて修業を爲すものを修驗者(略して單に修驗とも驗者とも)といふ。また山伏(山臥とも書す)といへり。山伏はもと山野に起臥して苦行するもの、總稱にして、修驗者のみに限らざりしが、いつしか兩者を混同して、山伏といへば修驗者の事を指すこととなりたり。

〔起原沿革〕 役小角より起る。小角は大和の人。長ずるに及んで深く三寶を尊び、心を咒術に傾け、三十二歳の時、同國葛木山に入り巖窟に居し、葛を被り松を餌し、清水に沐みて、孔雀の咒術を修め、神通自在にして能く鬼神を驅役したりとの傳説あり。また攝津箕面山に入り秘密灌頂を修す。これ今の深山灌頂なりといふ。後ち宇多天皇の御宇、僧聖寶あり。好んで名山靈地を跋涉し、小角の跡を踏みて大峯を開始し、昌泰三年吉野鳥栖山鳳閣寺にて峯受灌頂の儀をはじめ、修驗道を再興す。後ち貞觀の末醍醐寺を草創し修行の道場となして留任す。即ち眞言修驗にして、所謂三寶院の流なり。之を當山派といふ。尋で掘河天皇の御宇に増譽あり。白河法皇熊野御幸の先達と爲り、熊野三山の檢校に補す。天臺の修驗は實に増譽の開く所にし、所謂聖護院の流なり。之を本山派といふ。之より修驗道は漸く形を爲して次第に榮え、諸國の名山大川

は到る處として其徒が修行の地とならざるはなく、従うて大和の金剛山、同國の吉野、紀伊の熊野、出羽の羽黒、加賀の白山等、其著名なるもの頗る多し。而して當山派の山伏は大峯より熊野に出て、本山派の山伏は熊野より大峯に出でて修行す。前者を逆の峯入といひ、後者を順の峯入といふ。江戸時代に入りて

全國の山伏を二分して三寶、聖護二院に分屬支配せしめしが、寛政文化の際に至りては漸く衰へ、明治五年

十一月に至り、大政官布達を以て遂に廢止せらる。然るに近來（註本書は明治四十一年初版發行、大正五年増訂發行）又再興し、天

臺修験は大和の金峯山寺を本山とし、舊によりて修験道と稱し、管領職を置き、眞言修験は三寶院に所屬

し、未だ獨立の體を備へず、之を勤士と稱す。修験者即ち山伏は、もと僧俗の間判然たる區別なかりしよ

り、後ちには半俗半僧のごときものとなり。轉じて僧侶とは全く別のものとして取扱はるゝに至りしが、現在

は俗人となれり。

〔風俗〕 其頭髮は、本山派は役小角の形像に倣ひて有髮、當山派は聖寶の形像に隨ひて無髮なりき。而して

其形により下山伏、摘山伏、剃山伏等の名あり。また裝束につきては古き時代は詳かならず。江戸時代

には頭巾、斑蓋、鈴繫、結袈裟、法螺、駁多角念珠、錫杖、笈、肩箱、金剛杖、引敷、脚半を十二道具と稱

し、また之に檜扇、柴打（斧及び双劍をいふ）走繩、草鞋を加へて十六道具と稱し、法器具足、頗る正頓せ

り。今其重なるものに就きて説明を加ふべし。（省略）

山伏の官職並寺務 當山派は、修験の大意（天保年間に當山派の總學頭深川寺行阿が幕府の諮問に應じて

社奉行に呈したるもの）に「年中春夏秋三度入峯の僧侶を一僧祇と云、權律師に任じ法橋に叙せらる。僧

六度の山伏を法眼に叙し、權少僧都に任ぜしめ、三僧祇九度の山伏を權大僧都に任ぜしめ、法師に叙せら



る、事古法なり。當今は三綱を經る族稀にして、直に法師に至り磨紫金衣を著し、大先達と稱し、出世と號す」と見え、また「初度入峯の僧侶を新客と稱し、二度以上を度衆と云、九度を大越家と號し、三十六度を大先達とする等を職掌と名目に候事」と見え、（省略）（秋野由之氏著「増訂國史大辭典」に依る）

（ホ）しゅげんどう 修驗道（しゅげんどう） 鎌倉時代に密教より自然に派生した宗派である。役小角を開祖とするのは後人の假託に過ぎぬ。

先づ溯つて修驗道の諸要素發展の跡を辿るに、佛教に先行して繁榮の時をもつたと思はれる道教に於ても、咒術者は山林修行を必要とした。かの役小角（キョウコウ） 韓國連廣（キョウケン） 足等はかゝる道教系山林修行者らしく想像される。佛教に於ても已に奈良時代山林修行の行はれつゝあつたことは、寶龜元年僧綱の奏狀に「奉去天平寶字八年勅、逆黨之徒、於山林寺院、私聚一僧以上、讀經悔過者、僧綱固加禁制、由是山林樹下、長絶禪迹、伽藍院中、永息梵響、俗士巢許、猶尙嘉遁、況復出家釋衆、寧無閑居者乎、伏乞長住之徒、聽其修行」（續日本紀）とあるによつて明である。支持者は發展途上の貴族であつた。

かゝる動向に於て山林修行は平安時代に入つて寺規として強制された。即ち延曆寺、海印寺には十二年、安祥寺には七年、金剛峯寺、元慶寺には六年の籠山制があつた。但し平安時代の山林修行に於て注目すべきは、籠山制に非ずして寧ろ密教の隆昌に伴ふ苦修練行的なもの、發展である。已に平安時代初、役小角傳は「居巖窟、被葛飾、沐清水之泉、濯欲界之垢、修行孔雀之咒法、證得奇異之驗術」（日本靈異記）と書改められてゐる。

修驗道中興に擬せらるゝ聖寶も平安時代中期の人である。枕草子には驗者、源氏物語には山臥、山伏、新猿

樂記には大驗者、山臥修行者などの話が散見する。行尊はこの典型的驗者であつた。併し當時山伏は獨立のものでなく、即ち京都の密教僧侶が一流の祈禱者たらんとして數年乃至數十年大峯山、葛城山、金峯山その他諸國の靈山に修行するを山臥修行、修行者を山臥修行者といひ、山臥修行者が歸京して祈禱に従ふ場合驗者といつたのである。

貴族は上述の如く山臥修行者を重用することから進んで山臥修行場としての靈山を崇敬するに至つた。その端緒は平安時代中期、更にその以前まで遡り得るが、その本格化したのは後期以後のことである。かくて貴族の保護の下に靈山の山麓には宏壯な堂塔が建立され、又、僧房軒を接するに至り修行場としての面目を一新し、貴族の祈禱所としての大寺院に轉化した。そして都から離れた深山であるといふ特殊事情が、そこに宿坊主としての御師、案内者としての先達の發生を促した。

然るにその後期に至り貴族は凋落し去り、こゝに大寺院、それを廻つて生活する御師、先達は經濟的危機に直面し、その打開のため武士、農民層に働きかけた。零細なる淨財を集めるための細胞、先達として山臥は全國に配置された。かくて配置された山臥について、沙石集は「常川田中の庄といふ所に、高觀房と云ふ山臥ありけり」「男かと思へば、さすがに袈裟に似たるものをかけたり、又、烏帽子にもあらず、童にもあらず、法師にも非ざるもの」等と記してゐる。彼等は農民の出、素質は勿論教養も極めて低かつた。たゞ平易化された密教を農村に持込み、從來そこにあり、又、新しくそこに萌えつゝある宗教を勇敢に攝取し、いはゆる民間信仰なるものゝ内容を著しく豊富にした。

教派神道その他類似宗教の母胎はすべて修驗道であるといつても決して過言ではない。その中心道場は大峰、

地方では豊前英彦山、羽前羽黒山などが有名である。諸國に散在したそれら靈場を國峰と稱した。慶長十八年諸國の山伏を三寶院、聖護院に分屬せしめた。三寶院に屬せるは眞言修驗として當山派、聖護院に屬せるは天臺修驗にして本山派と名づけた。明治五年十二月太政官布達を以て修驗道を廢止し、全國の修驗を天臺宗、眞言宗に分屬せしめた。（圭室諦成）「平凡社發行 國史大辭典」による）

註四

長瀧村は山邊郡福住村大字長瀧で、布留街道を東へ上り 二本松、瀧本、熊橋、横川を経て、その少し先で道を左方（右方に進むと苜原に到る）にとつて進むと、此の村に到達する。

註五

（イ）「此外施スヘキ術ナキ故、無據他人ノ勸メニヨリ、長瀧村市兵衛ハ豫テ加持祈禱ナスモノ故、同人方ヘ頼ミ込ミンニ、生憎同人不在ニテ仁興村ニ居ラル 由ニツキ、廿八日同氏ヲ訪ヒ、依頼センニ 祈禱ヲナシ云ヘルニハ、其足ノ痛ミハ石上大明神ガ洗ヒ場ノ石ノ上ニ居給ヒノ處ヲ踏ミン故、其崇リニ斯ク痛メリト。依テ謝スルニ百燈明ヲ献ジテ詔ビ歸リテ容躰ヲ聞キシニ 一時痛ミハ治マレリ。又翌日ニ至リ、元ノ如ク痛メリ。仍テ親子ノ情トシテ、子ノ苦痛見ルニ忍ビズ、又前日ノ如ク祈禱ヲ乞ヒ、此時ニハ天満宮御下リニナル。即日歸ヘリテ門前ニ入ルヤ、容子ヲ御尋ネナサレシニ一時治マリ 又亦翌日ニ至リ元ノ如ク痛メリ。仍テ亦前日ノ如ク祈禱ヲ乞ヒ、即日御歸リナサレシニ是レモ亦一時治セリ。」（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」  
片假名書）

（ロ）「種々手を盡されども効なき故、無據人の勸により長瀧村山伏市兵衛氏は祈禱を以て名の聞えたる人な

る故、同人方へ人を使はし頼みたるに生憎仁興村へ行かれて不在なるにより、廿八日再度同氏を訪ひ依頼せしに、祈禱して云へるには、「其足の痛みは石上大明神が洗場の石の上に居玉ひし處を踏みし故崇りなり」と。依て百燈明を献じて詫びたり。歸りて容體を聞くに、一時痛みは治せり。亦翌日に至りて元の如く痛む。依て親子の情として愛子の苦痛見るに忍びず、人を使はし前日の如く祈禱を乞ふ。此時には天満宮御下りになる。即日歸りて門に入るや否や御尋ねされしに一時は治せり。亦翌日に元の如く痛めり。前日の如く人を使はし祈禱を乞はしむ。すると一時は治せり。然るに二十日程経て元の如く痛み非常に増せり。(初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書)

## 註六

(イ)ゴマ(護摩) 梵語 Homa 焚燒又ハ火祭ト譯ス。一切煩惱ノ根本ヲ燒滅スル意。

眞言宗ニテ修スル行法。護摩ノ法ニ 息災、增益、降伏、鈎召、敬愛ノ五種アリ。各、其目的ニ因リテ行フ。多クハ不動尊ヲ本尊トシテ安置シ、其前ニ護摩壇ト云フヲ設ケ、中央ニ火爐アリ。護摩木トテ、檀木、乳木(ぬるでノ木)ト云フ長短二種ノ薪木ヲ焚キ、香、五穀、芥子、蘇油等ノ供養物ヲ捧ゲテ修法ス。護摩ヲ修スルニ設ケタル建物ヲ、護摩堂ト云フ(「大言海」に依る)。

(ロ)ゴマ 護摩 Homa 梵燒の義にして、火中に物を投じて供養するをいふ。又、護摩 呼應に作ることあり。眞言宗の護摩には内護摩 外護摩の二種ありて、大日經疏卷十五に依るに 一切の衆生は皆、業に由りて解説を得べし、諸業を燒除するを内護摩と名づく。また外護摩に本尊、爐、行者の三位ありて、 此三位は行者の三密を表するものにして、本尊は意密、爐は口密、行者は身密なり。此三密を淨くして息災 增益

降伏の三事を成ずるなりとせり。別に壇を設けざる内護摩にありても、本尊と爐と行者との三處を合して同一體と觀じ、身口爲の三業合して一となり、我は即ち大日なりとの觀に住し、菩提の智火を以て諸業煩惱の薪を焚燒するなり。

又、修驗道に修する柴燈護摩あり。

註七

(イ)かぢ(加持) 加ハ力ヲ與フルコト 持ハ守リテ失ハザルコト。

眞言要記「加 諸佛大悲、來加ニ行者、持、行者信心、以感ニ佛因」

眞言密教ニテ、印相ヲ結び、獨鈷、三鈷、五鈷ヲ用キ、陀羅尼ヲ唱ヘナガラ、觀想ヲ以テ、佛力ノ加護ヲ祈ル呪法。(「大言海」に依る)

(ロ)加持 Adhishana

加は相互加入、持は彼此攝持の義にして互に相涉入し攝持して散ぜざるをいふ。即身成佛義に「加持とは如來の大悲と衆生の信心とを表す、佛日の影、衆生の心水に現するを加といひ、行者の心水、能く佛日を感じるを持と名づく」とあり。衆生と佛とは本來平等にして、互具圓融す。法界無邊の一切如來は不可説不可量の功德を以て衆生の身に涉入し、無量の功德を施與し、衆生亦本有の功德と現在所修の功德とを以て諸佛の身に涉入し、之を供養するに盡くることなし。故に 加持を一に入我我入と稱し、秘藏記に「諸佛を吾が身中に引入するを入我といひ、吾が身を諸佛の身中に引入るを我入といふ」とせり。阿闍梨に隨ひて灌頂し、三密の妙行を修し、本尊の三密と行者の三業と互に攝持するを三密瑜珈とも、三密加持とも、入我我入の觀

ともいふ。

又、加持に諸種の差別あり。中川の實範は大日經要義に「法々加持、人々加持、人法加持、法人加持等ありとし、或は佛と佛との加持を同類加持、佛と衆生との加持を異類加持とし、所又は時間の前後によりて同時加持、異時加持等の別を立つ。密教の修法に効驗あるは此加持の妙用あるが爲なり。即身成佛義に「眞言の行人ありて此義を觀察し、手に印契をなし、口に眞言を誦し、心本尊の三摩地に住すれば、三密相應して加持するが故に大悉地を得」とある是なり。故に「世に祈禱と同意なりとし、眞言の修法を加持祈禱とす。

(六)かじ 加持カ 梵語 *adhiṣṭhāna* の譯。即ち加護の義であり、分けて加は加被、持は攝持の義となす。

空海の即身成佛義には「加持とは、如來の大悲と衆生の信心とを表す。佛日の影、衆生の心水に現するを」といひ、行者の心水、能く佛日を感じるを「持と名づく」といふ。これ、即ち生佛加持の義であり、如來と衆生とが加持感應する義とする。如來と衆生とは本性平等圓融の故に生佛加持感應をなす。故に眞言の行者、手に印契を結び、口に眞言を誦し、意三摩地に住するときは、三密相應して加持する故に速疾に即身成佛すとなす。

尙、これは通説の生佛加持の義であるが、この外に更に佛々加持、人法加持、法々加持等の釋がある。又通俗には加持を祈禱と同義に用ひてゐる。祈禱は佛力を信者に加附し、信者をしてその佛力を受持せしめるとなすからである。虫加持、病人加持、井戸加持、帶加持等といふ。(花山信勝) 文獻 大日經要義 即身成佛義 類聚名物考(平凡社發行「國史大辭典」に依る)

(三)加持 加被または佛所護念 若しくは護持などともいふ。諸佛の神力所護の意で、「法華經」第五安樂行品に

「此の經は一切の過去、未來、現在の諸佛の神力所護の故に」とあるは、即ち此の義である。また「新譯華嚴經」第六に「佛の加持する所は、邊あることなし」とは、加持の譯語として恐らく最初に現はれたものといふことが出來よう。「大日經疏」第九に法界加持を説き、「諸法の自體を名けて、毘富羅 Vajras（廣大）法界となす。諸法の實相、眞言の實相、衆生の實相は皆是毘富羅法界なり。此を以て更に相加持するが故に名けて法界となす。」とあり。

また加持の義に極めて鮮明に定義を下したのは弘法大師である。その著「即身義」に「加持とは、如來の大悲と衆生の信心とを表はす。佛日の影が衆生の信水に現するを加と曰ひ、行者の心水に能く佛日を感じるを持と名く」と明してある。日輪の光が澄淨の水に影現するに喩へて、佛日を如來の大悲に、澄淨の水を行者の信水に比して、行者の信心と如來の大悲とが、感應道交した時に、行者の身上に如來の不思議な靈力が現はれて來る意味が現はれてゐる。また大師は、加持を入我我入の妙觀の上に適用して、「大日經開題」に「加は往來涉入を以て名となし、持は攝而不散を以て義を立つ。即ち入我我入是なり」と示してある。

眞言行者が、三密妙行を修する際に、本尊と行者とが、一如一體となる觀にして、本尊は行者の身に入り、行者また本尊の身に入り、かくて本尊と行者とが不二となる意味である。この入我我入の妙觀によりて、凡夫の行者の身上に、一時的ではあるが、不可思議の超自然力が發現して來るものと信ぜられてある。

「大日經疏」第一に「身平等の密印、語平等の眞言、心平等の妙觀を以て、方便とするが故に、加持受用身を逮見す」とあり。また同疏第十五に「眞言に由るが故に、口業淨なり。本尊を觀するが故に、意業淨なり。手に印を結ぶが故に、身業淨なり。三事平等の故に、自然に不思議業なり」とあるは、三密の妙行によ

つて、諸佛の加持身に接し、この加持身た加持護念せられることにより、凡夫の行者の身上に 如來の不思議の靈用が顯現して來るとの意を述べたものである。(神林)(平凡社版「大百科辭典」に依る)

(ホ)寄加持といふことに就ては、私の調べた範圍では、どの辭典にも見出すことが出來ないでゐる。其處で今のところ私は、これを次の如く理解してゐる。即ち、多くの人々に寄り集りを請ひ、共々に加持祈禱の座に連なつて貰ふこと、お道で所謂「添ひ願ひ」に當るのではなからうかと。但し、これは獨斷であるから間違つてゐるかも知れない。そのうちに判然とすれば、何かの機會に訂正することにしよう。

## 註八

(イ)「勾田村、ソなるものは九良兵衛の娘」(初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書欄外註)

(ロ)「そよとは假稱の人ならん。當時、勾田村にはさういふ人はゐなかつたといふ。」(善福寺現住職、桂芳朗氏談)

(ハ)「勾田村のそよなる女に就て、曾つて同村の中西氏が色々調べたが判らなかつたといふことである。」(高野友治氏著「御存命の頃」)

## 註九

(イ)「然ルニ數日ヲ經テ亦元ノ如ク痛ミ非常ニ増ス故、長瀧村市兵衛氏へ至リ 種々談ゼラレノニ 然ラズ一層護摩ヲタキ寄加持ヲナセハ宜シカラントメ事故、歸宅後、且那始メ教祖トモ御話シナサレ、如何ニモシテ、此愛子ヲ助ケネバナラヌ、此子ヲ助ケルニハ假令家入如何様ニナルトモ苦ンカラズトテ、市兵衛ヲ雇ヒ加持ノ臺ニハ勾田村ノソ、ヨナル者ニ 錢二百ヲ遣ハシ 幣二本ヲ持セテ臺トシテ護摩ヲタキ、寄加持ヲナサレシ



所、一時ハ苦痛モ治マレリ。亦日ヲ經テ同様ニ痛ム故、前日ノ如クナサレハ、一時ハ治マレリ。亦痛ム、亦治ス。遂ニ一ケ年ニ九度、同様ノ祈禱ナサレタリ。（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書）

（ロ）「故に市兵衛氏宅に至り、談じなされしに、然らば一層護摩をたき、寄加持なせば宜しからんとの事故、歸宅の上、教祖御夫婦御話し遊ばすハ、如何にもして此愛子を助けねばならんとて、市兵衛を雇ひ、加持の臺ニハ匂田村のソヨなる者に錢貳百を遣はし、弊二本を持たし臺とし、護摩をたき寄加持をなされし處、一時ハ苦痛も治まれり。亦六ヶ月程經て同様に痛む故、前日の如くなされければ一時ハ治まれり。亦痛む、亦治す。遂に壹ケ年に九度祈禱なされたり。〔欄外註、加持祈禱は眞言秘密ノ法ニテナストノ事〕（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書）

註十

（イ）一一度ニ付、費用大凡三四百目宛要ス。

旦那及教祖様ハ仁慈ノ心深キ故、其都度寄り來リノ諸人に酒飯ヲ饗セラレタリ。旦那ハ性質至ツテ子ヲ愛ンナサレ、常ニ井戸其他溝、凡テ危險ノ場所ニ注意シ、野ニ御出デナサレテモ、井戸ノ蓋ヲ忘レタル時杯ニ、直チニ馳セ歸リ注意ヲ加ヘテ御子等ノ養育ニ心ヲ用ヒナサレタル事如斯（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書）

（ロ）一一度の費用ハ凡そ四百目程要せり。教祖御夫婦は慈仁の心厚き故、其都度寄り來る諸人に酒飯を饗せられたり。善兵衛様は性質至つて子を愛しなされ、常に井戸其他溝、凡て危険なる場所に注意し、野に御出てなされいても、井戸の蓋忘れたる時杯は、直に馳せ歸り、注意を加へ御子等の養育に心を用ゐなされし事斯の

(二)

斯くて、秀司様の御足痛は丸一ケ年に及びました。かゝる中にも天保八年十二月十五日、教祖様は御末女小寒様(註十)を御出産なさいましたが、その頃から御身體が何となく御異狀の態で、ゆらくとお揺めきをお感じなさることが時々御座いました。(註十二)處が如何なる日の廻り合せでせうか、天保九年十月二十三日、秀司様は復々御足痛を訴へなされ、更に夜四つ時になつて善兵衛様には俄かの御眼痛を、それと相前後して教祖様には亦甚だしい御腰痛をお覺えなさいました。御一家のお驚きは今更申すまでも御座いません。然し丁度都合よく、其の日は庄屋敷村の『亥の子』(註十三)で、修驗者市兵衛氏が其の親戚なる村方の乾氏(註十四)宅へ變れに來て泊り合せてみましたので、翌早朝を待ちかねて來て貰はれました。市兵衛氏も親子三人揃ひも揃つての此の病狀を不思議に思ひ、且つ之はよく／＼何かの酷い祟りだらうとて、例によりすぐさま寄加持を執り

行ふことにいたしました。

然るに常日雇ふ加持臺のおそよを呼びに遣られましたところ、折悪しく何處かへ外出してゐて不在で、早急の間に合ひさうにありません。其處で市兵衛氏の薦めにより、善兵衛様も強つて仰せられるところから、教祖様は止むなくおそよの代役をお勤めなさることになり、身をお清め遊ばして、御自分の御腰痛も打ち忘れ、御幣を持つて加持臺とおなりなさいました。(註十五)

かくて市兵衛氏は常にも増して丹誠を籠めて祈禱を凝しましたが、だん／＼祈禱の進むにつれて、不思議なるかな、教祖様の御容姿は俄かに一變し、嚴然たる御面差となられました。(註十六) 其處で市兵衛氏はすかさず、

“何方様の御降りで御座りますか”

とお尋ね申しました。すると、教祖様の御口からは凜として唯一言、

“天の將軍”

と仰せありました。(註十七)

此の聞きなれない一言に、市兵衛氏は訝りながら、なほも重ねて、

“天の星様で御座りますか”

と押してお問ひ返し申しました。これに對して、

“元の神である。此の屋敷に因縁あつて、みきの心を見澄し、世界の人を救けるために天降つた。此の屋敷、親子諸共、神の社に貰ひうけたい。返答せよ”

との御言葉が、嚴かに教祖様の御口を通じて宣せられました。

其の壯重なる御聲に打たれて、座に並居る人々は、御夫善兵衛様を始め祈禱する當の修驗者市兵衛氏さへ、思はずも平伏しました。そして暫しのほど、肅然たる沈黙に陥りましたが、即て人々は此の未だ曾て聞いたことのない不思議な御言葉を心に按じつゝ、奇異の思ひを眼色に漂はせては互に顔を見合せ、一座は何となくざわめきました。然るに、教祖様の嚴たる御容姿は依然として變らせられず、今は神々しい威風が邊りを壓して微動だもなさいません。

かゝる中にあつて、祈禱の場敷を踏んでゐる流石の市兵衛氏も、最早押してお尋ね申

すべき言葉もないかの如く、唯此の上は此の家の主人たる善兵衛様から何分の御返答あれかしとばかり、心持ち其の方を見遣るのみで御座います。善兵衛様も亦此の場合、何とか御返答申すべき當面の立場にあられることは充分承知されながらも、咄嗟のこともあり且つは事の餘りにも重大なるに、心を千々に碎かれるのみで、なか／＼思案がつかれさうにも御座いません。然し、この場の沈黙が續けば續くほど、心苦しさに堪へかねられてか、臆て意を決しられたものゝ如く、

「折角の御仰せでは御座いますが、小供は少さくありますし（註十八）、みきは世帯盛りのものでありまして、家事に支障りも御座いますから、このところ御仰せ通りにはなりかねます。他様に立派な家も澤山御座りますにより、どうか其の方へお降り下されたらう存じます」

と恐る／＼その眞情を披瀝なさいました。すると市兵衛氏も亦それに言葉を添へて、斯くあり度い旨を只管に願ひ申しました。

如何に御返答なさるかと思ひに心配してゐた他の人々も、其の至極同感なるにホツと

いたしました。しかも次の瞬間、教祖様の御口からは、

「神の思惑通りにするのや、神の言ふことを承知せよ」

との嚴かな御言葉が宣せられました。

日頃はお優しい妻であり、夫様には何一つとして反抗遊ばしたことの無い教祖様では  
あられましたが、今日は少しの斟酌もなく、而も何の躊躇もなく言ひ放たれる言々句々  
は、平常の教祖様の御言葉とは善兵衛様にはどうしても思はれませんでした。市兵衛氏  
も唯ならない此の場の成行きを重大視し、さも途方にくれたらしく、

「これまで祈禱の都度、いろ／＼と神様の御降りもありましたが、このやうな神様の  
御降りは始めてであります」

とて、最早自分の力の及ばないことを告白いたしました。

其處で一先づ祈禱は中止され、人々はその座を下つて協議することになりましたが、  
物事には常に思慮分別の深い善兵衛様も、ほとほと思案に果てられ、且つこれほどの重  
大事を親類縁者にも知らさないで決する譯にも行きませんので、急いで人を遣はして事

の次第を傳へられました。

やがて親族知人（註十九）の誰彼も走せ參じられ、種々と協議に花が咲きました。しかし結論は誰も彼も皆同じで、御神命をお受け申すといふことに賛成の者は一人としてなく、いづれも絶対に反對を主張する者ばかりで御座いました。

其處で、一同揃つてもう一度お斷り申さうといふことになり、再び祈禱の座に赴きました。そして善兵衛様が其の衷情を縷々と申上げられ、皆もそれに言葉を添へて其の由を陳述いたしました。然し、加持臺の教祖様は、

「誰が來ても、神は退かぬ。神は三千世界を救きたい。今いろ／＼と心配す

るのは無理ではないが、二十年三十年経てば、皆の者にも成程と思ふ日が來るほどに」

とて、命ずるが如く且つ宥めるが如く仰せられて、なか／＼お聞入れの御様子も御座いません。しかも今は人々も懸命で、誰ともしらず、

「二十年三十年と仰せられますが、人間の私共には待てません。それよりも只今の

處、他様に御移り頂きたう存じます”

と、其の思ひのまゝを卒直に且つ大膽に主張する者さへ御座いました。

すると之を靜かに聞かせられるよと見えた教祖様の御口から、俄然、晴天の霹靂の如く、

“若し不承知とならば、此の家、粉もないやうにする”

との鋭い御言葉が宣せられました。而も、其の瞬きもせずヂツと人々を見凝め給ふ御眼差は、煌々として輝く太陽の如くであつて、誰一人としてこれを正視し得るものもなく、皆々、我知らず頭を垂れて了ひました。そして、最初はあれ程強く意氣込んでゐたにも拘らず、此の場の言ひ知れない嚴肅さに打たれて、最早誰も押して言葉を返さうとする者は御座いませんでした。

斯くて一同は又しても其の場を下りましたが、お互ひに寄つて協議すると、やはり人間思案が先に立つて、どうしても御神命をお受けするが宜いと言ふ者は御座いません。然し、最後に教祖様の御口から宣せられた鋭い御言葉は、餘人にはいざ知らず、中山家



にとつては退引のつぎならない大問題で御座います。而も、教祖様の御前にあつて重ね／＼不思議な威嚴にお打たれなされた善兵衛様は、無碍むげに其の仰せを斷り切れない氣がされて、一層のこと潔くお受け申してはとの思ひにさへお駈られなさいました。そして其の御心持を人々にお洩しなさるのでした。人々は尙も極力反對を唱へました。

そのうちに二十四日も暮れ、二十五日となりましても、衆議が決しさうに御座いません。一方、教祖様は此の間、すつと加持臺の上にあらせられて、一滴の水も況んや一粒の米も口に遊ばさず、我われを忘れた如く默然として前日來の端座をお續けで御座います。今は善兵衛様も、教祖様の御身の上を氣遣はれずには居られなくなりました。然し、今までの協議の空氣では、何日なにひまで經つてもそれを如何ともするに術かたのないことは明かでありませぬ。遂に其の夜も更けましたが、善兵衛様は一睡もなさらずに夜もすがら頭を悩まし續けなさいました。

善兵衛様としては今は早や、『此の家、粉もないやうにする』との峻烈なる御神宣よりは、寧ろ眼の邊あたに見るわが最愛の妻たり子達の最慕の母たる教祖様の唯ならぬ御様子

が、差し迫つた問題として何よりもお心に懸けられずには居られなくなりました。そして今までは、親族知人が中山家を思つてくれる親切な反対意見を慮つては、自分の一存で決しかねて居られた善兵衛様も『結局總べては自分の覺悟如何で解決するのだ』といふ氣になられました。『此の上は御神命を潔くお受け申さう。假令親族知人が何と批難しようが、如何してこの妻を此のまゝ見殺しに出來ようか』といふのが、善兵衛様の最後の御斷案となりました。

明くれば二十六日早朝、善兵衛様はその眞情を人々にお打ちあけなさいました。これに對して尙も反對はありましたが、中山家の主人たる善兵衛様が敢然として意を決しられた以上、人々も遂に不承不承ながらそれに同意することになりました。

其處で善兵衛様は祈禱の座に罷り出られ、悲壯な面持で而も深い覺悟を言葉に籠めて、

「萬事、仰せのままに喜んでお受けさせて頂きます」  
との旨をお答へなさいました。

すると、此のお受けの言葉が終ると共に、教祖様は

〃満足、満足〃

と仰せられて、宛然夢からお醒め遊ばしたやうに、元のお優しい御容姿となられました。善兵衛様を始め一同の人々が、ほつと安堵の胸を撫で下されたのは申すまでも御座いません。加之、何時のほどにか、善兵衛様の御眼痛も、教祖様の御腰痛も、且つまた秀司様の御足痛も、拭ふが如くにすつかりと癒つてみました。

時は正に十月二十六日（註二十）、朝五ツ時（註二十）で御座いました。

斯くてこゝに愈と、天理の御教は創められることになつたので御座いますが、この日こそ眞に本教にとりまして、いとも紀念すへき立教の元一日なので御座います。

註十一

（イ）教祖四十歳十二月十五日、小寒女を生み玉ふ。  
 （初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書）

（ロ）天保八酉年、教祖四十歳ノ十二月十五日、小寒女出産ス  
 （初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書）

（ハ）第二章第六節の註十五（二）及び（ホ）参照

註十二

（イ）教祖は四十歳の時より、何となく身體がゆらくなりしと仰せ玉へり  
 （初代管長様御遺稿「教祖様御傳」）

(片假名書)

(ロ)天保八四年、教祖四十歳ノ御時ヨリ、何トナク身代ユラノト相成レリトノ事(初代管長様御遺稿「教祖様

御傳」片假名書)

(ハ)四十歳頃から氣の間違と云ふやうに成りました。そこで夫善兵衛様は伏見稻荷へ二三度も祈禱の札を受けて、其寢床の下にしき、又長瀧市兵衛と云ふ人が山伏にて、其を頼みて、護摩を焚き、勾田村おそよと云ふ者を雇ひ、錢二百文やりて幣持をさせ、護摩を焚きなされた。(辻忠作氏「手記」)

(ニ)「教祖御年四十一歳、天保九年の春の頃より何と無ふ身體の動搖めくやう感じられ、浮世の事を見聞するを厭はしうおもはれしが、是といふ疾病にもあらねば、醫藥も用ひられず、そのまゝにうち過されしが、其年の冬の初より格別心地例ならず覺えられぬ。(梅谷四郎兵衛氏「手記」)

(ホ)天保八年も既ニ過ギテ九年ノ春ニ至リ 教祖御自體何トナク御異狀ヲ呈ンテ、搖ラメクヤウニ感ジ玉ヒ、御精神從テ沈鬱、世間百般ノ事物見ルニツケ、聞クニツケテ厭ハノク想ヒ玉ハザルハナシ。然レトモ、是ト云フ疾病ニモアラザレハ 醫藥ヲモ用ヒラズ、其儘打チ過ギ玉ヒケルニ 此歳ノ冬ニ入りテ御異狀愈々甚ンカリケルゾ不思議ナレ。(中西牛郎氏「教祖御傳記」手記本)

## 註十二

(イ)ぬのこ「亥子」又、玄猪ゲシチヨ、十月ノ節日ノ稱。十月ハ亥ニ建ス、其亥ノ日、亥ノ刻ニ 上下、餅ヲ食フ。萬病ヲ除フ云。或云、猪ハ多子ナレハ 子孫繁昌ヲ祝スト。禁中ニテハ、内藏寮ヨリ奉リ 巖重イシチカウノ餅トイフト云(玄猪ノ音ノ訛カ)。「小言海」に依る)

(ロ)ゐのこ「亥子」陰曆十月上の亥の日、此日の亥の刻に餅を食ふときは萬病を除くといふ。又、此日に炬燵を開く古來の習慣あり。當夜少年相集まり、藁を束ねたる棒などにて、各戸の門前の地を打ちつ、「ゐのこのこ」と厄除的の文句を唱へ行く風習ありき。玄猪。(「廣辭林」新訂版に依る)

(ハ)猪子祝チブコイハヒ(玄猪)

「名義」年中行事の一。十月の亥の日に餅を食して萬病を掃ふ祝をいふ。其餅を亥子餅、亥日餅、玄猪餅、御まいり物、御なり切などと稱す。此日に祝することは、猪は子を多く生むが故に、子孫繁昌を祝するなりともいひ、また摩利支天を祭りて運を祈るなりとも稱すれども、政事要略、雜五行書、初學記等にこの日餅を食すれば、萬病を除き息災ならしむと見えれば、かくの如き信仰に基きたる行事たるを知るべし。

〔儀式〕朝廷にては、(省略)また民間にては、牡丹餅などを製してこれを祝ふ。この日より家々爐を開き、炬燵を開き、諸家共に來客人に火鉢を出すこと一般の習慣なりき。(増訂「國史大辭典」)

(ニ)「イノコ」とあるは「亥の子」のことで、秋の取り入れを終了した祝ひにボタ餅、草餅等を造つて祝ふことである。ある地方では「ホノコ」ともいふ。(高野友治氏著「御存命の頃」)

(ホ)秋の收穫が終つてから、適當な「亥の日」にこの祝ひをするのが慣なはしだとのことなので、この天保九年の十月二十三日は何の日に相當したかを調べたところ、「卯の日」とあつた。これより見れば、この頃は既に必ずしも「亥の日」をのみ嚴選したものでなかりさうに思へる。

(イ)「天保九戌年、教祖四十一歳ノ時、十月二十三日、村方ノ一イノコ」ニ付、長瀧村市兵衛來合セタルニヨリ  
市兵衛ニ御尋ネアリノニ  
〔初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書〕

(ロ)「教祖四十一歳、十月二十三日、庄屋敷村「イノコ」なるにより 市兵衛氏は乾方へ「ヨハレ」に來てをれり。

幸ひ市兵衛氏乾方に來合せ居らるゝ故、市兵衛氏を招き、  
〔初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書〕

(ハ)「乾家は中山家の西北、庄屋敷の乾の隅にあつたから乾と名をつけたといふ。何故、中野市兵衛氏が乾家の亥の子の祝ひによばれに來たかといふには理由があつた。初め乾源助には子供がなかつた。それで中野市兵衛の娘ろくを養嗣子として貰ひうけてゐた。ろくは四歳のときから乾家に育てられてゐた。それで自分の子供があることでもあり 市兵衛氏はよく乾の家に寄つてゐた。昔の十月廿六日といへば、今の十一月だから取り入れもすんでゐたのであらう。その後、乾源助氏に小雪ゆきといふ女の子が出來たので、ろくさんを中野家へかへし、小雪さんに婿を貰つて家をつがした。天保九年の頃は中野市兵衛氏と乾源助氏とはかういふ關係で親戚であつた。(高野友治氏著「御存命の頃」)

(ニ)「天保十亥年三月晦日、二宗大和山邊郡庄屋敷村宗旨御改帳、庄屋敷組」によると、

一 迎乗寺轉譽	年四十三	旦那	源	助
同寺	妻年三十四		い	さ
同寺	養子年十九	太	四	郎
同寺	養女年九	路		久
同寺	女子年四	小	ゆ	き

とあるが、この一家が明治になりて乾氏を名乗つたのであらう。

これに依ると天保九年には、源助は四十二歳、妻いさは三十三歳であつたことがわかる。なほ、同年には十八歳になる太四郎といふ養子があつたことになるが、源助とは二十四歳、いさは十五歳の差しかなく、そんなに早くから養子を貰ふといふのは少しおかしい。但し、此の記録に間違ひないものとすれば、その間に於て何かの事情があつたものと察せられもする。なほ又、天保九年には養女路久は八歳であり、當時既に三歳になる實子小ゆき、がゐたことになつてゐる。この點は、前註（ハ）の記述との間に相違がある。

註十五

（イ）「夜ノ四ツ時ニ 御夫婦ノ中ニ一人ハ腰痛ミ 一人ハ眼ガ頻リニ痛ム故、市兵衛ニ御尋ネアリニソハ全ク神ノ崇リナラント。亦寄加持ノ準備ヲナシ置キ、其ノ翌朝ニ至リ 加持ヲ行フ時、加持臺ニ教祖御ナリ遊バシ、御自分ニ幣ヲ御持チナサレタリ。」

（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」片假名書）

（ロ）「教祖御夫婦には夜の四ツ時に一人は腰痛み、一人は眼頻りに痛むにより、幸ひ市兵衛氏乾方に來合せ居らる、故、市兵衛氏を招き御尋ねなされたるに、全く神の祟りならんとて寄加持の準備をなし置き、翌朝に至り寄加持を行ふに當り、ソヨを雇ひに行きし處、ソヨ不在なるにより不得止、市兵衛の頼みにより、教祖加持臺に御成り遊ばされ、御自分に幣を御持ち成されたり。」

（初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書）

（ハ）「然るに十月廿三日の日、秀司殿の足痛殊に激しく發られしのみならず、夜に入りて、初更の頃に至り、俄に良人善兵衛殿は、眼ノ痛みを感じ、教祖には腰の疼みを發されしが、其夜は亥子にて、彼の市兵衛は村内の乾といふ親族の方に來合はせたり。其夜に限り、加持代のそよは故障ありて來らず。市兵衛、教祖に加持代と

なられん事をすゝむ。此夜は亥子にて、近親の甲乙も來合はせ居り、是も亦口を揃へて、勸めければ、教祖も漸く諾ひたまひて、加持代となり給ふ。(梅谷四郎兵衛氏「手記」)

(三)「一説ニ云フ、御教祖ハ天保八年則チ、御憑神ノ前年秋ノ頃ヨリ、時ニ或ハ精神病ノ如キ御處行遊サレシカハ、夫善兵衛氏ハ大ニ之ヲ憂ヒ、兩三度病障平癒ヲ伏見神社ニ祈願シ、其祈禱禮ヲ乞フテ、之ヲ御教祖ノ御寢所ニ備ヘ、而シテ後、天保九年十月廿四日、山伏市兵衛及勾田村おそよナル者ヲ聘シ、護摩ヲクスヘラレタリト。之ニ由テ是ヲ觀レバ御教祖御憑神ノ起由ハ、前説ハ秀司氏ノ足痛ニ起リ、後者ハ御自身ノ精神病ニ由ル。此兩説何レカ眞ナルヲ知ラズ。記ンテ以テ確説ヲ待ツ(諸井政一氏「御教祖御略傳、附天理教會起源沿革」)

## 註十六

「教祖様始メテ幣御持チナサレノ時、其幣ノ垂レ上ヘアガリテ容易ニ下ガラザリシ。」(初代管長様御遺稿「教

祖様御傳」片假名書)

## 註十七

此の前後の記述、即ち御神憑りの御様子に就ては、主として次の三者を参照して書かせて頂いた。

(イ)「市兵衛、臺ニ向ツテ何方ノ御下リナルヤヲ問ヒニ、大神宮ナリト(天ノ將軍トモアリ)答ヘアリ。市兵衛曰ク、是迄幾度モ降神アルモ、如斯神ノ御下リハ嘗テナント。大イニ怪愕ノ想ヲナセリト。且ツ仰セラ  
ルヽニハ、此屋敷親子諸共貰ヒウクタシト仰セラレキ。尙仰セラルヽニハ、聞キ入レ吳レタ事ナラバ、三千  
世界ヲ助クヘシ、若ン不承知ナラバ、此家粉モナイ様ニスルト。(此一條ハ前川隱居ヨリノ咄)此ノ際ハ前



日ヨリ親族寄り合ヒノ折ナレハ 一同評議ノ上、御答ナサルニハ 小兒モアリ 家事ニ關係及ボスニ付到底 差上ル事能ハズトテ拒ミナサレハ 教祖益々御聞入レナク、(神憑リ有テ神ノ曰ハクコトナレハ 教祖御自分ニ露程モ御存無之候)御持チサレタル幣ハ振り上ゲテ紙ハ散々ニ破レ、御身ハ疊ニ御擦リ付ケナサレテ、遂ニ御手ヨリ流血ノ淋漓タルヲモ御辨ヘナキ迄ニ 三晝夜夢中ニ御ナリナサレ、致シ方ナキ故、止ムヲ得ズ翌日即チ十月二十六日、朝五ツ時ニ至ツテ夫善兵衛様ヨリ 差上ゲ申升トノ御答チナサレタルニヨリ、一時ハ御靜マリナサレタリ。(此文中ニ親子トアルハ親ハ教祖様ニシテ、子ハ小寒様ナリ)(初代管長様御遺稿

「教祖様御傳」  
片假名書

(ロ)「市兵衛御尋ね申上げしに 天の將軍なりと宣へり。市兵衛重ねて御尋ね申すニ、天の星様で御座り升か。

否 元の神である。此屋敷に因念あり、美支の心見すまし、世界の人を助くる爲めニ 天下りた、此屋敷親子諸共神の社ニ貰ひ受けたい、返答せよと宣玉ふ。善兵衛様答なさるにハ 子供ハ小さくありますなり、美支ハ世帯盛りの者でありますから、差上る事出来ません。外様にハ立派なる家も澤山御座り升ニより トウカ夫れへ御越し下されとふ御座り升と申されたり。市兵衛氏も言葉添へて、神様に御上り被下よふに御願ひ申上ぐれども、神様ハなか／＼聞入れ玉はず、市兵衛も大ニ心配し顔色を變へて申すニハ 是迄幾度も降神ありたれども、如斯き神様御下りなされたる事嘗てなし。ソコで親族の者を呼び寄せ、一同協議の上御断り申上げたれば、益々御聞入れなく 誰が来ても神ハ退かぬ、今種々と心配なすハ無理でなければ、二十年も三十年経たなれば、皆のもの成程と思ふ日限が来る程にと仰せ玉へども、一同の者申されるニハ 二十年も三十年も人間の我々は待てません、只今より御歸り下されと申せども、神様は、神の思はく通りするのや、

神の言ふ事承知せよと宣玉ひ、益々烈しくなり。御持ちなされし幣は振り上り、紙は散々に破れ、御身ハ疊に擦り付けなされて、御手より流血淋漓たるをも御わきまへなく、晝夜夢中に御なり遊ばさる。依て致方なく、廿六日朝五ツ時に、善兵衛様より、差上申升と御答へなされたり。ソウすると一時は静まり玉ひぬ。

〔初代管長様御遺稿「教祖様御傳」平假名書〕

(六) 我は天の將軍なり。元の神、實の神なり。世界一列を助けるため、因縁の理と、しゆん刻限の到來によつて、天降りたり。

天保九年秋十月二十四日、前日来、大和庄屋敷の百姓中山家では、主人善兵衛は眼を病ひ、妻みきは腰痛、長男秀司は足痛と、一家が時を同うしての病ひに、今日修験者を招いて、その禍根を除去せんと祈禱してゐたのであつた。が加持臺に直つて居た教祖中山みき女は突如として宣言されたのである。

その座になみ居る人々は夫善兵衛を始め、祈禱せる當の修験者市兵衛さへ、彼女の此の凜々しい聲にひれ伏さなければならなかつた。而も、その宣託の言葉については、誰の耳にも初めての言葉であるのだ。——天の將軍、元の神、しゆん刻限の到來、因縁の理——此等の言葉は未だ嘗て聞いた事もない言辭であり、祈禱の場敷をふむ市兵衛さへも奇異な思ひに首をかしげた。座はざわめいた。人々は不安な思ひで、加持臺のみき女を眺めてゐる。が、彼女の容姿は宛然常の姿ではなく、人間以上の容貌はあたりを壓して動かない。市兵衛の心も亂れた。畏こき物に接した時の様に、自分の力の及ばない様な不安な心持にはなつたが、修験者の立場上、彼は此の不思議を陳開すべき責任者なのである。みき女に注がれてゐた人々の目は、何からとはなしに彼に集つてゐる。彼の立場は谷つて來た。おそる／＼彼は此の不思議な神、天の將軍に向つて

尋ねたのである。

「未だ嘗てお現れになつた事のない天の將軍とは、如何なるお方で御座りませうや」

しかし、天の將軍は繰返して、元の神なる事を言はれ、更に

「この地、この家、親子諸共に神が貰ひうける。異存はあるまい」

と命令的な神託なので、市兵衛は最早や自分の力の及ばぬ事を断念して手をひいたが、手のひけぬのは主人たる善兵衛である。彼は中山家の當主としての立場上、そのまゝではすまされない。嘗ては庄屋までつとめた中山家である。それを名も知らぬ天の將軍にさゝげる事は、祖先へ對しても申譯なし、親類縁者への顔向けも出来ないと考へたのも、時代思潮として止むを得ない事である。彼はこれをお断りするにしかすと決心して、態よく断られたが、神の命令は少しの斟酌もない。

「神の命に背くなれば、家も身も断絶である」

日頃はやさしい妻であり、夫の言葉には少しも反對せない彼女ではあるが、今日は少しも常らしい所がない。而も何のためらひもなく言ひはなす言葉は、假令彼女の口より出てゐるとは云へ、彼女の言葉とも思へぬ壯嚴さであり、善兵衛は自と頭が下り、おうけするのが當然である様な氣もし、強ひて重ねての御辭退も申せず、妻の前を去つた。

神座を次の間に下つた善兵衛は迷つた。一人でちつと思案すれば、どうしてもお断りするが上分別？である。善兵衛は引返して再びお受け出来ぬ事を申したが、妻の返事は以前と少しもちがはない。彼女は頑として夫たる彼の言葉を意にかけず、神の言葉として、彼の意志とは反對の託言をつたへるのだ。妻が夫に言葉

を返す事は、その頃の日本の道徳としてはさげねばならぬ事である。しかして日頃の様子から見て、善兵衛としては析檻してまでも、その意を通すのが當然であるのだ。しかるに今日は彼は妻の口からもれる此言葉に對して、不思議にも叱る氣持ちになれないのみか、返つて感にうたれた如く、その言葉が骨身に浸みこむ様で、黙つてひきさがるより他に道はなく、今や善兵衛一人の思案にはあまつてしまつたのだ。而して家僕を使として隣人や近くの縁者へと集つてくれる様に飛報した。

人々は鳩首協議した。しかしその結果は同じ事で、少しも問題の打開は出来ない。人々は口々に言つた。

中山家は此土地で代々續いた舊家ではないか。その由緒ある家までする事は出来ない。加ふるに、みきさんには四人の子供さへあるのだ。此小さい子供は一體誰がそだてるのだ。此等の子供をすてゝまで、妻を神にさゝげると云ふ様な事はあつたものぢやない。本人が何と言はうが、主人が同意しやうが、親類縁者として私達は傍觀出来ない。と。而して、今一度皆でお斷りする事になつた。

人々を殿へに、善兵衛は重ねて言つた。

天の將軍と仰せ下されますが、我々の如き卑しき百姓の家へお降りにならなくとも、日本は廣う御座います。而して、他にはもつと立派な家柄が澤山あり、高貴な御仁もいくらかも居られます。こんな賤しい百姓家へ天下らずに、高貴なお方へお降りになる様、お願ひ申上げます。〃

一同の心持も卒直には言ひかねて、消極的な辭退の言葉であるが、御辭退したいと云ふ事を申した處、その言葉の終るや終らぬ内に

〃屋敷の因縁、みきの魂の因縁、約束の年限の到來によつて、天降つた。みきの身體は神のやしるに貰ひう

ける。

みき女は厳しく神の言葉傳へた。彼女の容姿には少しのわだかまりもない。勿論、日頃の物やさしさは微塵もなく、静かに見つめた彼女の眼に對して、誰一人見返し出来る者とはなかつた。人々は申し合せた様に自と頭をたれて了つた。而してあれ程力強く意氣込んでゐた人々も、此場の有様をながめ、彼女の言葉を聞けば、最初の元氣もうせて、彼女の言葉は自分達の腹の底までしみ込む様で、誰一人として言葉を返すは者はおろか、頭をあげ得る者もない有様である。人々は幾度も心をふりおこさんと努力したが無駄であつた。而して、

〃尙よく思案しまして

と引さがるより他に道はなかつた。

かくて廿四日、廿五日と人々はまとまらぬ協議を重ね、幾度となく御辭退を申出では神の威壓を漸次ふかく感じてひきさがつた。而して終には最初は從來の因習より考へて辻褄のあはぬ様な〃天の將軍〃の言葉も善兵衛には段々と何だか眞實である様な氣も出て來た。ことに二三日以前の色々な不思議な事は、彼にどうしても得心のゆけない點である。人間心以上の何者かの思召による現象ではなからうか。では妻の口よりもれる〃元の神、實の神〃とはやはりほんとの事ではなからうか、如何な事があつても、此神命に従ふのが、わしとしての取るべき道ではなからうかとさへ考へる様になつた。

が併し一方、此二日にわたる長い時間、少しの間も常態なく端座して神屋を持續してゐるみき女の姿をながめる時には、他人事のみづ臭さをふくんでゐた人々の態度も、眞剣に善兵衛の立場になつて考へざるを得

なくなつては居た。併し、みき女の前へ出ては腹の底まで浸み込む思ひして引下つて来るのではあるが、集つて協議すれば、自分達の取つてゐる態度は間違つてゐない。どうしても善兵衛に辭退さすのが道理である、否、辭退させねば自分達の責任がたゞないと迄考へる様になつてゐた。

善兵衛の心は動搖した。人々の言葉は當然の理の様ではある。が、彼の心はすでに此不思議な神へ向つて魅せられて了つてゐるのだ。彼はちつと思案した。人々の言葉、世の中のならはし、天の將軍の望み、妻の言葉、元の神、しゆん刻限の到来、家屋敷

人々の言ふ事の方は、思案してもはつきりと理解出来る。これは世のならはしであるとは判断はつく。之に反して、神の言葉だと云ふ妻の口よりもれる一言々は、何うも腑にはおちない、理解は出来ないが、しかし自分の魂をひきつける何物かのある事はどうしても疑へない。最初は天の將軍を疑つた。妻の態度なり言葉なりを腹立たしく思つた。が、段々と此理解の出来ない、又腹立たしい天の將軍の存在が、心の中一ぱいにひろがつて、追出す事が出来なくなつたと共に、妻の言葉を神の宣託と信ぜずには居られなくなつて来た。善兵衛には理解の出来ない事ではあるが、又どうしても信ぜずには居られなくなつたのである。

かくて明くれば廿六日の朝、少しの寝りもとらずに思案した善兵衛は、人々の忠告をもしりぞけて敢然と、

〳〵萬事、神命のまゝにおうけ致します〳〵

とお答へ申したのである。

此のおうけの言葉の終ると共に

ノ満足、々々〃

の一言をのこして、みき女は夢から醒めた様に 以前の人間みきの姿にかへられたのである。」（外字新聞、

「Tankyo」に 昭和八年一月より御連載の管長様御稿「天理教祖」）

註十八

天保九年に於ける中山家の御家族は

夫	様	五十一歳
教祖	様	四十一歳
秀司	様	十八歳
おまさ	様	十四歳
おきみ	様	八歳
小寒	様	二歳

註十九

「親族知人」に就て、

（イ）「多くの一族、知合の人々は何れも時を移さず駈け附けて來た。三味田の父正信殿も來られた。別所村の庄屋萩村伊兵衛、福住村の無足人勝田新右衛門 庄屋敷村の足達源右衛門などは、日頃親しく暮して居る人々なので、何れも心配げに詰掛けてゐた。」（天理教同志會編「天理教祖」）

（ロ）右のうち親族としては、教祖様の父君たる前川半七正信様（天保十一年、七十六歳の出直しだから、この當時は七十四歳で御在世中の筈）

の來られたことは確かだと思ふ。仍、この他に來られたのではないかと想像される人々を擧げると、

母 君 様（弘化二己年、七十三歳の出直しだから、この當時は六十六歳で御在世中の筈）

兄 君 様（明治五年、八十歳の出直しだから、この當時は四十六歳で御在世中の筈）

お 妹 様（明治元年、六十六歳の出直しだから、この當時は三十六歳で御在世中の筈）

くわ様の夫 西田傳藏氏（安政二卯年、六十八歳の出直しだから、この當時は五十一歳で御在世中の筈）

お 妹 様（不詳）

きく様の夫 太井某氏（不詳）

弟 君 半兵衛様（明治卅一年、八十四歳の出直しだから、この當時は二十四歳で御在世中の筈）

等がある。又、善兵衛様の弟様（これは不詳ではあるが、第一章第三節「註二」中山家々譜についての（ハ）参照のこと）

が若し居られたとすれば、その人も來られたに相違ない。

善兵衛様の役友達や知人については、未調査なので今のところ何とも言ふことは出來ない。

## 註二十

天保九戌年十月二十六日は、西歴一八三八年十二月十二日に相當す。

## 註二十一

「朝五ツ時」は辰ノ刻で、大體現在標準時間の午前八時に相當す。

因に今後も出て來ることであるから、舊制の「時」に關して一言附記しておかう。

「舊制にては、一晝夜を十二に割り、眞夜中を九ツ時と稱し、八ツ時、七ツ時、六ツ時、五ツ時、四ツ時と眞晝までを六分して稱し、眞晝を又九ツ時と稱し、前と同じ稱にて眞夜中前に終る。此の法は六ツ時を日出、日



凌と定むるが故に 春夏秋冬 晝夜の伸縮を生ずるに隨ひて一時に長短を生ず。一晝夜十二時を百刻と定め、其の極差は夏至にて晝六十刻、夜四十刻とし、冬至は之に反し、其の間次第に伸縮して春分秋分は晝夜平分、各五十刻にて、一時は八刻と三分の一なり。此の時を又十にも別つ。八ツ七分などいふ、之なり。今、春分秋分の時を標準としての表を示せば次の如し。

又、其の十二時を十二支に配當して呼びしことありて、此の制の一時には更に三分して、上刻、中刻、下刻の稱ありて、午ノ上刻、申ノ下刻などいへり。〔「小言海」に依る〕

前												午												今
第十二時	第十一時	第十時	第九時	第八時	第七時	第六時	第五時	第四時	第三時	第二時	第一時	第十二時	第十一時	第十時	第九時	第八時	第七時	第六時	第五時	第四時	第三時	第二時	第一時	制
正午九ツ時—午ノ時	晝四ツ時—巳ノ時	晝四ツ時—己ノ時	(五ツ半時)	朝五ツ時—辰ノ時	(六ツ半時)	明六ツ時—卯ノ時	(七ツ半時)	曉七ツ時—寅ノ時	(八ツ半時)	夜八ツ時—丑ノ時	(九ツ半時)	正午九ツ時—午ノ時	晝四ツ時—巳ノ時	晝四ツ時—己ノ時	(五ツ半時)	朝五ツ時—辰ノ時	(六ツ半時)	明六ツ時—卯ノ時	(七ツ半時)	曉七ツ時—寅ノ時	(八ツ半時)	夜八ツ時—丑ノ時	(九ツ半時)	制
後												午												今
第十二時	第十一時	第十時	第九時	第八時	第七時	第六時	第五時	第四時	第三時	第二時	第一時	第十二時	第十一時	第十時	第九時	第八時	第七時	第六時	第五時	第四時	第三時	第二時	第一時	制
子夜九ツ時—子ノ時	夜四ツ時—亥ノ時	夜四ツ時—亥ノ時	(五ツ半時)	宵五ツ時—戌ノ時	(六ツ半時)	暮六ツ時—酉ノ時	(七ツ半時)	夕七ツ時—申ノ時	(八ツ半時)	晝八ツ時—未ノ時	(九ツ半時)	子夜九ツ時—子ノ時	夜四ツ時—亥ノ時	夜四ツ時—亥ノ時	(五ツ半時)	宵五ツ時—戌ノ時	(六ツ半時)	暮六ツ時—酉ノ時	(七ツ半時)	夕七ツ時—申ノ時	(八ツ半時)	晝八ツ時—未ノ時	(九ツ半時)	制

【附記】

第四節 天理の眞教（立教の意義）

に就ては、頁数の都合により、又しても次號に譲らざるを得なくなりました。何卒、悪しからず御諒承下さいませ。（やまざわ）

## みかくらうた註釋稿案

上 田 嘉 成

は し が き

「みかくらうた」は、陽氣勤のお歌である。救け勤のお歌である。甘露臺勤のお歌である。ひいては朝夕のお勤のお歌でもあり、國々所々の教會にとつては月次祭のお勤のお歌でもある。従つて、萬人が皆讀めるように平假名でお書き下されて居る。神意の眞實は各人が、陽氣に手を揃え、鳴物を揃えてお勤めを行わせて頂き、銘々の生活體驗を通して味讀さして頂く時、何等の説明をも用いずして各人の心は直接、親神様のお心にふれる。従つて「みかくらうた」に解釋は不必要である。と言つて全く初心の人々のために、神意の眞實に近づく手段があるのに之を講じないのは不親切でもあり、不忠實でもあると思う。従つて此の註釋は全く初めて、此の廣大無邊の原典を拜する人々にとつて叙上の心境に到る一つの方便ともならば幸である。

昭和廿二年三月一日

陽光うらゝかなる日

筆著者しるす。

## 神樂勤の歌

あしきをはらうてたすけたまへ てんりわうのみこと

神一

一切の邪惡を一掃して、お救け下さいませ、天理王命様。

てんりわうのみこと 天理王命は萬物を創造し攝理し給う眞實の親神様である。

あしき 惡、邪惡 八埃、怨、禍害、一切の邪惡を去り善福に向う事は、世界人類にとつて、第一の急務である。

ちよとはなしかみのいふこときいてくれあしきのことはいはんでな このよのぢいとて  
んとをかたどりてふうふをこしらへきたるでな これハこのよのはじめだし 神二

一寸話をするから、見神の言う事をよく聽いて貰いたい。親神は決して邪な事は言わぬ。親神の言う事は皆、救  
け一條の眞實親心から言う事である。

親神は天地の理を象つて夫婦を拵らえ、現在の世界人類を生んだのであるから、一夫一婦の理は、實に 月日兩  
神の理を受けた重い理であつて、之ぞ人倫の根本である。

あしきをはらうてたすけせきこむ いちれつすましてかんろだい

神三

一切の邪惡を一掃して、一日も早く世界一列を救けたいと親神は急ぎ込んで居る。世界一列の心を澄して、陽氣  
づくめの世界實現の證據たる甘露臺を建設する事こそ、親神の切なる念願である。

註 此の親神様のお急込みを實現する事こそ人類の大理想であり、本教徒の使命である。

陽氣手踊の歌

序 歌

よろづよのせかい一れつみはらせど むねのわかりたものはない

元初り以來今日迄の世界中の人々の心を眺め渡すが、誰一人として心の澄切つた者は居ない。

そのはずやといてきかしたことハない しらぬがむりでハないわいな

それをもつともである。未だ今迄は親神が何も親心の眞實を教え諭した事がないから、何も知らぬのも無理はな

い。

このたびはかみがおもてへあらハれて なにかいさいをときゝかす

此度は、旬刻限の到来により 元の親神が現實に此の世に顯れて何も彼も一切の眞實を説き聽かせる。

このところやまとのぢばのかみがたと いうていれどもとしらぬ

こゝは、大和のちばである、神がたであると言うて居るが誰もその元々の由来を知らない。

かみがた は上方、神方、神館で、神様のお居でになる所の意。

このもとをくはしくきいたことならバ いかなものでもこいしなる

この元々の由来を詳しく聽いたならば、どのような者でも皆慕つて來ずに居れないのである。

五

三

四

一

二

きゝたくバたづねくるならいうてきかす よろづいさいのもとなるを

六

この元々の由來を聞きたいならば、尋ねて來い。その自發的で積極的な求道心に對して言い聽かそう、この所は

一切萬物の根元である事を。

かみがでゝなにかいさいをとくならば せかい一れついさむなり

七

親神が表え顯れて、親心の眞實を詳に説き聽せたならば、世界一列の人間は皆、親の聲をきいて、勇み立つて來る。

一れつにはやくたすけをいそぐから せかいのこゝろもいさめかけ

八

世界一列を一刻も早く救げたいと思つて急いで居るから、萬づ救げ實現のために世界一列の人の心を勇めかける。

## 一 下 目

一ツ 正月こゑのさづけは やれめづらしい

物皆始る目出度い正月に肥の授けを頂く。あゝ、之こそ全く結構な月日親様の御守護である。

こゑのさづけ 肥の授は、糠三合 灰三合 土三合を合せて神前にお供えして、このお授けを頂いたものがお

お授けを取次いで、各自の田に置かして頂くと、肥一駄に相當する御守護を下さる授けで、元治元年頃から、お出し下された。この授けの理については、おふでさきに

こへやとてなにごまくとハをもうなよ 心のまことしんぢつがま

とお教え下されて居る。

四  
51

二二 につこりさづけもろたら やれたのもしや

授けを貰うた嬉しさにつこり微笑する。誠に嬉しい事である。

三二 さんざいこゝろをさだめ

この喜び勇んだ三才の童兒の心を永久に滌らぬ己が心と定めつけよ。

四ツ よのなか

人が勇めば、神も勇み、五穀は豊穰、商賣は繁昌となる。

よのなか 大和の方言で、豊年満作を言う。

五ツ りをふく

喜び勇んだ誠心は、親神の攝理によつて、自由自在の守護と現れて来る。

りは理で、又利に通ず。

六ツ むしやうにでけまわす

無暗矢鱈と、豊富に何も彼も凡ゆるものが出来て来る。

註 充ち溢れる生産の増進、窮りなき救け一條の道の榮えをお歌い下されて居るお歌である。

七ツ なにかにつくりとるなら

何も彼も總てのものを、別け隔てなく 作らして頂くならば。

註 天の恵を喜んで凡ゆる作物を好悪なく耕作し生産するならば。人に對しても亦同じ。

八ツ やまとハほうねんや

大和は豊年満作となる。

九ツ こゝまでついでこい

一度、豊年に恵れたならば、尙更神恩に感謝し、一層精進して親神を慕うてしつかり信心の道に進んで来い。

十ド とりめがさだまりた

とうく收穫量が一定した。

註 毎年、豊年満作をお與え下さるを言う。單に農作に限らず人生万事然り、親子孫代々も亦同じ。取目。後目。後嗣。

## 二 下り目

とんく〜とんと正月をどりはじめハ やれおもしろい

足拍子賑やかに目出度い正月の踊り始めは、誠に面白い陽氣なものである。

二ツ ふしぎなふしんかゝれば やれにぎはしや

不思議な普請にとりかゝれば、誠に賑かな事になる。



ふしん 普請、世界の普請、心の普請、勤場所の普請、教會建築。

三ツ みにつく

身につけて、榮養となり、徳となる。

四ツ よなほり

心の立替は、景氣の立替となつて、世界に一陽來復の好景氣が来る。

註 世間の人の心が、悪から善に立替つたならば、親神様の攝理のまに／＼不景氣險惡の世相は一變して、陽氣繁昌の世の中となる。

五ツ いづれもつきくるならば

一列人間が皆、親神を慕うて隨いて來るならば、

六ツ むほんのねえをきらふ

一切の鬭爭、内亂、戰爭を根絶しよう。

七ツ なんじふをすくひあぐれば

生活に困窮する者を、人々が互立合い扶け合つて救い上げるならば、

八ツ やまひのねをきらふ

親神も自由自在に救け一條の守護を現わして、一切の疾病を根絶しよう。

九ツ こゝろをさだめりやうなら

眞實誠の心を定めて、動搖しないならば、

## 十デ ところのをさまりや

國々所々は圓満に治り、ひいては世界の平和となる。

ところ 所、土地所々。

をさまり 治、平和、理想の平和、永遠の世界平和、甘露臺建設の陽氣づくめの世界。

## 三 下り目

### 一ツ ひのもとしよやしきの つとめのばしよハよのもとや

日の本、庄屋敷の勤場所は、此の世人間創造の所、即ち宇宙萬物の生命の根元である。

ひのもと は日の本。

しよやしき は庄屋敷。

### 二ツ ふしぎなつとめばしよハ たれにたのみはかけねども

此の世人間創造の理によつて、一列救けの陽氣勤をする萬づ救けの源泉たる勤場所は誰に建てゝくれとは頼まな  
いけれども。

### 三ツ みなせかいがよりあうて でけたちきたるがこれふしぎ

皆、世界一列の人間が寄り集つて來て、一列子供の誠心が一手一つに結集した所に、自づから出來上つて來るの

が、誠に不思議である。

四ツ ようくこゝまでついてきた じつのだすけハこれからや

漸く勤場所の建築までついて来た、之からいよく眞實の救けをするのである。

じつのだすけ 祈禱や醫藥による一時的、形而下的の治病でなく 人間の心から埃を祓つて一切の禍害から根

本的に 永久にお救け下さる事。

五ツ いつもわらはれそしられて めづらしたすけをするほどに

陽氣勤をすると、世間の人々は笑い譏るけれども、之こそ人間創造の勤であつて、此の勤によつて珍らしい救けをするのである。

めづらしたすけ 此の世人間の元の親、實の神、天理王命様が此度初めて此世に顯われて、今迄誰も見た事も聞いた事もない珍らしい救けをして下さる。救け一條の究極の御理想は不老不死ふしうの永遠の健康と若さと平和の世界、甘露臺建設の世界の實現である。

六ツ むりなねがひはしてくれな ひとすぢごゝろになりてこい

慾や高慢を捨てずに 親神の靈救を望むのではない。一切の埃を祓い去つて、只一筋に親神に向う神一條の信仰になつて来い。

七ツ なんでもこれからひとすぢに かみにもたれてゆきます

何でも彼でも今後は一切の慾心を祓い去つて、たゞ一筋に親神様に凭れついて行きます。

註 信心修行の要訣をお歌い下されて居る。この事は、おふでさきにも次の如くお誌るし下されて居る。

ちかみちもよくもこふまないよふに たゞ一すちのほんみちにてよ

五 30

八ツ やむほどつらいことハない わしもこれからひのきしん

病氣は人生最大の苦痛である。自分も之から勇んで日の寄進に進まして頂とう。

やむ 親神様の御守護が無くなるによつて人々は身上となる。疾病の原因は神恩を忘却して、天恩を貪らんとする氣隨氣儘の慾心に流れるによる。

ひのきしん 慾を忘れて報恩感謝の働きを親神様に捧げる事。之こそ神恩に報じ自由自在の靈救を頂く唯一の道であつて、治病全快は自ら之に伴う。

九ツ こゝまでしんくしたけれど もとのかみとハしらなんだ

こゝ迄信仰して隨いては來たが、此の神様が元初りに 此の世、人間を御創造下さつた元の親神様とは知らなかつた。

もとのかみ 元の神、元拵らえた神、世界萬物の生命の根元たる親神、天理王命様。

十ド このたびあらはれた じつのかみにはさうゐない

とうく此度表に顯れた。此の世の根本眞實の親神に相違ない。

じつのかみ 實の神、眞實の神、一切萬物の實體にして諸神諸佛の本元に坐す、宇宙の眞實、天理王命様を言う。

#### 四 下 目

一ツ ひとがなにごといはうとも かみがみているきをしずめ

人が何と譏ろうとも、親神が何も彼も見抜き見透して居るから、親神の自由自在の守護に信頼して、心を靜に持て。

二ツ ふたりのこゝろををさめいよ なにかのことをもあらはれる

夫婦二人の心を誠眞實に治めて通れよ。一切萬事、次第に親神の守護が現れて来る。

三ツ みなみてるよそばなもの かみのすることなすことを

皆、側に居る者は、親神の爲る事、爲す事をよく見て居るがよい。この陽氣勤によつて、世界一列の心を澄し、萬づ救けを實現するのである。

四ツ よるひるどんちゃんつとめする そばもやかましろたてかる

夜も晝も太鼓や鐘の鳴物を入れて陽氣に神樂勤や手踊をする。何も知らない者にはさぞかし噴しくうるさく思う事であろう。

五ツ いつもたすけがせくからに はやくやうきになりてこい

いつも親神は一列救けを急込んで居るから、一列人間は早く陽氣な心になつて来い。

註 勇む事こそ、親神様の靈救を頂く第一歩である。

六ツ むらかたはやくにたすけたい なれどこゝろがわからいで

村方は尙も早く救げたいと思つて居るが、余り近くに居るのでつい人間思案が先になつて、神一條の教を理解出來ずに居る。

むらかた 當時の庄屋敷村の人々を仰せられて居る。

七ツ なにかよろづのたすけあい むねのうちよりしあんせよ

一列人間は皆兄弟であるから、一切萬事互に立合い救け合つてくらしして行くのが親神の望みであるから、皆一列の人間は銘々心の底からよくこの事を考えよ。

よろづのたすけあい 萬づ互に救け合う事が、親神の人間に望み給う切なる念願であり、人間社會成立の眞義である。この事はおふでさきにも、

せかいちうたがいにたすけするならば 月日も心みなひきうける

十三 38

と仰せられて居る通り、互救け合いこそ靈救の保證であり、人間道德の基調である。

八ツ やまひのすつきりねはぬける こゝろハだん／＼いさみくる

慾を忘れて萬づ互に救け合う心になれば、親神の守護によつて病の根元は一掃され、眞底から治病全快して、身體は健康となり、心は勇み立つて、心身共に陽氣づくめになつてくる。

九ツ こゝはこのよのごくらくや わしもはや／＼まゐりたい

このように心身共に陽氣に勇んで陽氣づくめの世界が實現するならば、此の世はその儘凡ゆる幸福と歡喜の具ら

ざるなき極樂の世界となる。この結構な<sup>二</sup>救の根元であるちばえ私も早くお詣りしたい。

十ド このたびむねのうち すみぎりでしたがありがたい

とうく此の度、心の掃除が完了して、一點の埃の無い澄み切つた心になりました。誠に有難い事でございます。

## 五 下り目

一ツ ひろいせかいのうちなれハ たすけるところがまゝあらう

廣い世界の中には、人救けをする所も、あちこちに數多くある事であろう。

二ツ ふしぎなたすけハこのところ おびやはうそのゆるしだす

他で見られない不思議な救けは、人間創造の元の親里である此のちばに於てのみ顯わすのであつて、此の世人間を創め出した理によつて、元のちばから産屋瘡瘡の許しを出すのである。

おびやのゆるし 妊娠六ヶ月以上になつたならば、おちばえ願出ると、元の親里の理によつて安産をお許し下される。このお許しを頂いた者は誰でも皆安産さして下さるのである。

はうそのゆるし このおゆるしを頂いた者は決して瘡瘡にかゝらない。今は證據守り 即ち御神符のうち、人のお守り即ち十五才以下の者の頂くお守りにこの理はついて居る。

三ツ みづとかみとはおなじこと こゝろのよごれをあらひきる

水と神とは同一の理である。水が萬物の汚れを洗い清めるように 神は人の心の汚れを洗い清めるのである。

四ツ よくないものなければども かみのまへにハよくはない

人間は誰しも慾の無い者は無いが、神前に祈る時、その時こそ一切の慾は消え去つて、心は自ら澄切つて来る。

五ツ いつまでしんくしたとて も やうきづくめであるほどに

何時迄信心しても、此の道は未來永劫に渝らぬ陽氣悉めである。

六ツ むごいこゝろをうちわすれ やさしきこゝろになりてこい

他人は何うなつてもよいと言う殘忍な心を忘れ去つて、互立合ひ扶け合ひの優しい心に成つて來い。

七ツ なんでもなんきハさゝぬぞへ たすけいちじよのこのところ

親神を慕うて來たならば、決して難儀不自由の苦しみはさせない。この所ちばは一列人間に萬づ救けを顯わす世

界救けの本来である。

八ツ やまとばかりやないほどに くにくまでへもたすけゆく

大和ばかりでは無い程に 廣く世界一列どこく迄も救けて廻るのである。

九ツ こゝはこのよのものとのちば めづらしところがあらはれた

此處は此の世人間を創造した元のちばである。誠に珍らしい所が此處、表に顯われて來た。

どうでもしんくするならば かうをむすぼやないかいな

同じ信心するならば、講を結んで互に手をつなぎ合ひ救け合うて、賑かに信心さして頂こうでは無いか。

かう 講で、信仰を同じうする者達が寄り合うて、互に勵み合ひ磨き合ふ團結。本教の講は明治十三年頃が初



りであつて、眞明組、明心組、天龍講等、數多結成された。今日の教會の起りはこゝにある。

## 六 下 目

一ツ ひとのこゝろといふものハ うたがひふかいものなるぞ

人間の心と言ふものは、疑惑と猜疑に蔽われて、目前にある神の姿を見ようともせぬ疑い深いものであるぞ。

二ツ ふしぎなたすけをするからに いかなることみさだめる

不思議な靈救を現わすからには、善惡ともに一切萬事人の心を見定める。

三ツ みなせかいのむねのうち かゞみのごとくにうつるなり

世界一列の人間の心遣いは皆、鏡に映すが如く 親神の心に映るのである。

四ツ ようこそつとめについできた これがたすけのもとだてや

世界の嘲笑妨害に屈せず、よくこそ陽氣勤に隨いて來た。この陽氣勤こそは靈救の根本手段である。

五ツ いつもかぐらやてをどりや すゑではめづらしたすけする

いつも神樂勤や手踊をして、此の世初りの勇んだ勤の理によつて、萬づ救けを現わし、やがては陽氣づくめの理

想世界を實現する。

六ツ むしやうやたらにねがひでる うけとるすぢもせんすぢや

無闇矢鱈に願ひ出るが、願ひ出る人の心に千差萬別のあるように 親神の守護も亦千種萬様である。

七ツ なんぼしんくしたとでも こゝろえちがひはならんぞへ

どれ程信心しても、根本の心掛けを間違えて、慾や高慢を道連れに信心してはならぬ。

八ツ やつぱりしんくせにやならん こゝろえちがひはでなほしや

と言つて、矢張り信心をせぬと言う譯には行かぬのであから、誤つた心掛けで信心して來た者は、もう一度振り出しえ戻つて、第一歩から正しい信仰に入るがよい。

九ツ こゝまでしんくしてからハ ひとつのかうをもみにやならぬ

こゝまで信心を續けて來たからには、一つの功をも立てさせて頂かねばならぬ。

かう 功、功能 で、盡し運ぶ多年信心の功によつて救け一條の上に 一つの功名をも立てさせて頂く事。

十下 このたびみえました あふきのうかゞひこれふしぎ

とうく此度、多年信心の功が實を結んで、扇の伺いを授けられるように成つたが、之によつて現れる不思議こそ親神の働である。

あふきのうかゞひ 扇の伺いで、この伺いを授けられた者が、扇を持つて、神前に伺を立てると、扇に現れる所の理によつて、神意を悟る事が出來た。元治元年を初として、當時、教祖様から熱心な信心の者にのみ特にこの伺いを、救け一條のためにお許しになつた。

## 七下り目

一ツ ひとことはなしハひのきしん にほひばかりをかけておく

一言 神様の話をするのは日の寄進である。こうして先づ匂い掛けをして置く。

ひとことはなし 一寸二口話をする事。

ひのきしん 三下り目、八ツ註参照。

二ツ ふかいこゝろがあるなれば たれもとめるでないほどに

救け一條の深い神意から三口うて居る事であるから、誰も此を妨げてはならぬ。

三ツ みなせかいのこゝろにハ でんぢのいらぬものハない

皆世界一列誰しも、田地の欲しく無いものは無い。

四ツ よきぢがあらバ一れつに たれもほしいであらうがな

良い田地があつたならば、一列誰でも皆欲しいであらう。

五ツ いづれのかたもおなしこと わしもあのぢをもとめたい

何處の誰も皆同じ、良い田地があつたならば、誰でも皆、私もあの土地を求めたいと思う。

六ツ むりにどうせといはんでな そこはめい／＼のむねしだい

無理にどうせよとは言わぬ。良い田地を求めようとすれば、高値であるように、良い田地を求めるにはその田地

に應じた誠眞實が必要である。誠眞實の値いを出さぬ者には良い田地は授らぬ。そこは各人の心次第である。

七ツ なんでもでんぢがほしいから あたへはなにほどいとても

どうでもこうでも立派な田地が欲しいから、値は何程必要であろうとも、立派な徳を授かる良い田地が欲しいものである。

八ツ やしきハかみのでんぢやて まいたるたねハみなはへる

此の屋敷は 神の田地である。こゝに播いた種は皆生えて来て各人生涯末代の徳となる。

やしき 屋敷、庄屋敷村、中山氏と言う屋敷、即ちちばのある所は、月日兩神が人間を創め給うた所、その理によつて、此度救け一條の道をつける爲に元の親神様の顯われ給うて居る所である。よつてちばに盡す運ぶ日の寄進の理は、一粒萬倍となつて珍らしい靈救をお現わし下され、末代の徳をお授け下される。

九ツ こゝハこのよのでんぢなら わしもしつかりたねをまこ

このちばが萬づの御守護の芽生えて来る此の世の田地ならば、私も確り日の寄進の種を播かして頂こう。

十ド このたびいちれつに ようこそたねをまきにきた

たねをまいたるそのかたハ こえをおかずにつくりとり

とうく此度、世界一列の人間が、この理に目覺めてよくこそ日の寄進の種を、ちばえ播きに來た。誠眞實の種を播いた者は、金肥人肥の目に見えた肥料を置かずとも、誠の心一つによつて、親神の守護は次からく現れて來て、結構な萬づ救けに浴する事が出来る。

たね ちばに盡す運ぶ、誠眞實、日の寄進を種にお喻え下されて居る。

こえ 肥、人糞尿、金肥、化學肥料等の意。之等の肥は、目に見える稻や麥の根にこそ必要であるが、無形の種、無形の徳には金肥も下肥も必要はない。

## 八 下 り 目

一ツ ひろいせかいやくになかに いしもたちきもないかいな

廣い世界や數多い國々の中に 石も立木も無いのかしら。

いし、たちき 石、立木で、世界の普請に必要な人材を、建築用材にお喻えになつて居る。神の用木、用石の意。

本歌は、神様が用木を求めて廣い世界中をお捜しに成つて居る事をお歌いになつて居る。

二ツ ふしぎなふしんをするなれど たれにたのみハかけんでな

不思議な世界の普請をするのであるが、誰に頼みを掛けると言う事はしない。

三ツ みなだんくくとせかいから よりきたことならでけてくる

皆、段々と世界中から、神の用木が寄り集つて來たならば、自然と救け一條の世界の普請は出來上つて來る。

註 本章の普請は、物心兩面に互つてお歌い下さつて居るのであつて、心の普請が出來て來る所に 教會建築は自づから出來上つて來る。

四ツ よくのこゝろをうちわすれ とくとこゝろをさだめかけ

慾の心を一切忘れ去つて、確りと誠眞實の心を定めかけよ。

よく 慾こそは八埃の根本である。

こゝろをさだめ 心定めで、八埃を去つて神一條救け一條の信仰に入り、誠眞實の心に 生涯末代の不退轉を誓う事である。

五ツ いつまでみあわせぬたるとも うちからするのやないほどに

何時迄、ちゆうちよして控えて居ても、之は内からするのでは無い 全く親神の神意のまゝに世界一列の力が寄り集つて出来て来るのである。

うち 内。現在内らに居る者だけの力によつて行うものではない。本教の普請は、大きい神意に基き、廣い世界の力を結集して出来て来るものである事を仰せ下されて居る。

六ツ むしやうやたらにせきこむな むねのうちよりしあんせよ

と言つて又、無暗矢鱈に咎くばかりでもならぬ。心の普請である事を考えて、各人皆とくと銘々の心の底から思案して、己が心の眞實を見よ。

七ツ なにかこゝろがすんだなら はやくふしんにとりかゝれ

何か心が澄んだならば、速に普請に着手せよ。

なにか 何か、じつと思案して、誠眞實の心を定める時、各人の心は一手一つに澄んで来る。こゝに澄切つた一つの誠が見えてくる。この時こそ普請着手の絶好の好機であつて、直に實行に着手してこそ眞の普請であり

道である。

八ツ やまのなかへといりこんで いしもたちきもみておいた

山の中へと入込んで、石も立木も見て置いた。

やま 山で、草木、生い繁り 未だ開墾されざる所、道のついて居ない所。本教の未だ布教せられて居らぬ所未信者の中。

いし、たちき 山の中には木も石も數多くある如く、廣い世界には神の用木用石が澤山ある。それを神様は既にお見定めになつて居る。

九ツ このききらうかあのいしと おもへどかみのむねしだい

この木を切つて神の用材にしようか、あの石を採取して用石にしようかと思うが、萬事は總て神意のまゝである。

十ド このたびいちれつに すみきりましたがむねのうち

とうく此度、一列に世界中の人々の心が皆澄切つて來たのは誠に喜ばしい極みである。

註 世界一列の心の澄切る事こそ、心の普請の完成であつて、その時こそ甘露臺建設成るの日である。

## 九 下 目

一ツ ひろいせかいをうちまわり 一せん二せんでたすけゆく

廣い世界を手を打つて廻わつて、一せん二せんで人々の心を洗い清め珍らしい靈救を現わして廻わる。

一せん、二せん 一洗、二洗、一度、二度とお話を取次ぎ、人の心を洗い淨める意。一錢、二錢とも悟らして頂く事を得。

二ツ ふじゆうなきやうにしてやらう かみのこゝろにもたれつけ

不自由の無いように守護してやるから、何事も皆親神の親心に凭れてついて來い。

三ツ みれバせかいのこゝろにハ よくがまじりてあるほどに

見渡すと、世界中の人々の心には、慾が混つて居るようである。

四ツ よくがあるならやめてくれ かみのうけとりでけんから

慾があるならば止めて呉れ。親神は慾と道連れの信心を受取る事は出來ないから。

五ツ いづれのかたもおなじこと しあんさだめてついてこい

何處の誰も皆同様、可愛い一列子供に分け隔てはせぬが、天理として慾を道連れの願では自由自在の守護は出來ぬ。こゝをよく考えてたゞ一筋の誠心を以て信仰の道に隨いて來い。

六ツ むりにでやうといふでない こゝろさだめのつくまでハ

無理に出ようと言うのではない。心定めをつくまではとくと思案をするがよい。

註 信仰は自發的のものであり、善に向う意志は自律的なものでなければならぬ。こゝに眞の自由があり、眞の信仰がある。



七ツ なかくこのたびいちれつに しつかりしあんをせにやならん

なかく此度一列に よく考えて確りと心を定めねばならぬ。

八ツ やまのなかでもあちこちと てんりわうのつとめする

山の中に於ても、あちらこちらと、親神天理王命の神名を唱えて陽氣勤をして居る。

やま 山で、現實の山間僻地。又、今迄道のついて居なかつた所でも、あちこちと次第に信仰に入り来る事を

お諭え下されて居る。

九ツ こゝでつとめをしてゐれど むねのわかりたものハない

ここで陽氣勤をして居ても、眞から胸の分つた者は居ない。

こゝ お勤をして居る所。

とてもかみなをよびだせば はやくこもとへたづねでよ

同じ神名を呼び出すならば、速に根本の靈地であるぢばえ親を尋ねて歸つて來い。

## 十下り目

一ツ ひとのこゝろといふものハ ちよとにわからんものなるぞ

人の心と言うものは、なかく分り難いものである。

二ツ ふしぎなたすけをしてゐれど あらはれでるのがいまはじめ

不思議な救けをして居るが、親神自ら直きく表を顯われるのは今が初めてである。

三ツ みづのなかなるこのどろう はやくいだしてもらひたい

水の中に混つて居る此の泥を、早く除き去つて貰いたい。

みづ 水、親神様から授かつた儘の人の心の本來の姿を清水におたとえ下されて居る。

どろ 泥で、慾、即ち八埃を泥にお喩え下されて居る。

四ツ よくにきりないどろみづや こゝろすみきれごくらくや

慾には際限が無い、泥水と同じである。心が澄切つたならば此の世はそのまゝに極樂とも言うべき陽氣づくめの理想世界となる。

ごくらく 極樂。佛説によれば西方十萬億土にある、微妙の音楽と絶佳の美味とに充ち溢れた萬事如意の理想

境。本歌は、この語を用いて、現實の此の世を、陽氣づくめの理想世界とする事をお歌い下さつて居る。

五ツ いつくまでもこのことハ はなしのたねになるほどに

心を澄して一列救かる此の話は、末代迄も語り傳えて人救けの語り草となる程に。

六ツ むごいことばをだしたるも はやくたすけをいそぐから

手厳しい話をするのも、一刻も早く救けたいとの親心からである。

むごいことば 酷い言葉。單にお話に限らず、身上事情皆然り。

七ツ なんざするものもこゝろから わがみうらみであるほどに

身上事情で難儀するのも皆銘々の心掛け一つから起つて來る事であるから、銘々自分自身の心の埃を怨んで確り反省せよ。

八ツ やまひはつらいものなれど もとをしりたるものハない

病氣は辛いものであるが、この辛い病氣の根本が何であるかと言う事を、知つた者は今迄には無い。

九ツ このたびまでハいちれつに やまひのもとハしれなんだ

此度迄は世界一列に 疾病の根本原因は分らなかつた。

十ド このたびあらはれた やまひのもとハこゝろから

とうく此の度顯れた。疾病の根本原因は心からである。

## 十一下り目

一ツ ひのもとしよやしきの かみのやかたのぢばさだめ

日の本、庄屋敷の、神の館のぢば定めが行われる。

ひのもと 日の本、月日兩神が此の世人間を創め給うたぢばのある所。

二ツ ふうふそろうてひのきしん これがだいゝちものだねや

夫婦揃うて日の寄進をする。之が第一物種である。

ふうふ 天地の理を象つて定められた一夫一婦は人倫の基本、文明の基調、天の理である。

ものだね 物種、萬づの物事の芽生えて来る種。こゝでは日の寄進を無形の徳の芽生えて来る種としてお喩え下されて居る。

三ツ みればせかいがたんくと もつこになうてひのきしん  
見渡すと、世界一列の子供がだんくと畚を擔うて日の寄進に勇んで出て来る。

四ツ よくをわすれてひのきしん これがだいゝちこえとなる  
慾を忘れて日の寄進を行う。之が何よりも、第一に各人銘々の命の肥となる。

こえ 肥、本歌の肥は無形の肥であつて、日の寄進を肥料におたとえ下されて居る。

五ツ いつゝまでもつちもちや まだあるならばわしもゆこ  
何時々々迄も續く土持である。まだあるならば、私も行かして頂こう。

いつゝまでも きり無し普請のきり無しに相當する字句で、本教の日の寄進の涯限の無い事。無窮な事をお喩え下されて居る。

六ツ むりにとめるやないほどに こゝろあるならたれなりと

當人の心に反して無理にとめ立てするのではない。土持をさして頂こうと言う自ら進んだ發心があるならば、誰彼の區別はせぬ、誰でもよい 皆、日の寄進に勇み出よ。

七ツ なにかめづらしつちもちや これがきしんとなるならば

今迄に見た事も聞いた事も無い珍らしい土持である。之が親神様への寄進となるならば、こんな結構な事はな

い。皆勇んで働かして頂こう。

きしん 誠心を捧げて、親神様にお盡しする事。

八ツ やしきのつちをほりとりて ところかへるばかりやで

屋敷の土を掘りとつて、あちらからこちらえ、こちらからあちらえ運ぶ丈の事である。

ところ 所、土持作業は建築の基礎工事の爲に行われる。高い所の土を運んで低きに運び、地盤を掘下げて土台石を据える。そして又土を運んで此の土台石を徹うのである。即ち物を以て寄進するのではなく、働きを捧げるのである。その働きの中に光る誠心を捧げて報恩感謝の歡喜を實行する所に、日の寄進の眞意義がある。

九ツ このたびまではいちれつに むねがわからんざんねんな

此度迄は一列人間が誰も皆、心が澄切らず、譯が分らなかつたのは、誠に残念であつた。

十ド ことしハこえおかず じふふんものをつくりとり

やれたのもしやありがたや

とう／＼今年は、親神様の御教をよく悟つて、眞實の理を了解し、目に見えた肥料のみに頼らずして、心の誠眞實を親神様に捧げ、此の日の寄進の誠心をお受取り頂いた理によつて、十分に豊年滿作の御守護を頂く事が出来た。誠にこんな楽しい嬉しい結構な事はない。

こえ 肥、肥料、親神様の御守護を頂くには、日の寄進こそ第一の肥である。であるから無形の肥を置き、無形の徳を頂く處にこそ、眞に豊年滿作、商賣繁昌、子孫繁榮の御守護をお見せ頂く事が出来るのである。

## 十二下り目

一ツ いちにだいくのうかゞひに なにかのこともまかせおく

まづ第一に大工の伺いに 委細の事は任せて置く。

いちに 一に。建築するには先づ、その方針を策定せねばならぬ。この建築計畫を仰せになつて居る。

だいく 大工、心の普請の上に 親神様の御意圖を受け用木を用いて、工事實施に當る者を大工におたとえになつてゐる。史實によれば、飯降伊藏先生が、妻女の産後の靈救のお禮としてお社の献納を申込まれたのに對し「社はいらん。小そうてもよい 勤場所を始めかけ」と御教祖様から御教示あり つづいてのお伺いに「一間四方はしん、つき足しは心次第」と仰せになつて、細部の計畫設計は、人々に御一任になつた。

二ツ ふしぎなふしんをするならば うかゞひたてゝいひつけよ

不思議な普請をするならば、扇の伺によつて一々神意を伺つて、工事實施を言い付けるようにせよ。

ふしぎなふしん 本教は心の普請である。そして、心の普請と共に出來てくるのが、勤場所の御普請であり、ひいては教會建築である。そして又、教會建築に一手一つの努力をする處に現れて來るのが、各人の心の成人であり、珍らしい靈救である。

うかゞひ 伺い。扇の伺い。建築の細部を一任された大工は、棟梁である。この棟梁は、自分の恣意によつて細部を實施々工するのではない。授けられて居る伺によつて、一々神意を伺うて、神一條の普請を實施として頂くのである。而も棟梁は之一人ではない。四人協力せねばならぬ。第五歌参照。

三ツ みなせかいからだんく〜と きたるだいくにほいかけ

皆世界から段々と集つて来る大工に 親神の救を匂い掛けせよ。

にほいかけ 匂い掛け。信仰は自發的なものであつて、強制的命令的に注込むべきものではない。香氣、親神の暖さを匂い掛ける所、自づから親心を慕うてついで来るのが神一條の道である。

四ツ よきとすりやうかあるならば はやくこもとへよせておけ

良い棟梁があるならば、早く本元であるちげえ寄せて置け。

とすりやう 棟梁、用木を用いて建築に當る、大工を指導し區署して建築完成に進む人。心の普請に於て、神の用木を指揮指導する役に當る人を喩えて仰せになつて居る。

五ツ いづれとすりやうよにんいる はやくうかゞいたてゝみよ

行く〜は棟梁も一人ではなく四人必要である。早く伺いをたてゝ神意をきいて見よ。

よにん 四人。人は皆一人で萬能を兼ねる事は出来ない。各人が特長を生かし、而も衆心一致、各々自己の責任に邁進してこそ立派な世界の普請は完成する。

六ツ むりにこいとハいはんでな いづれだんく〜つきくるで

無理に來いとは言わぬ、次第々々に此の道を信じ、親神に附いて来る。

註 本歌の眞意は、自發的信仰と時間に應じた心の成人をお歌い下されて居ると拜察される。

七ツ なにかめづらしこのふしん しかけたことならきりハない

今迄に誰も知らぬ此の珍らしい救け一條の世界の普請は始めたからには、際限がない。

八ツ やまのなかへとゆくならば あらきとうりやうつれてゆけ

山の中へ行くならば、あらき棟梁を連れて行け、

やま 山。草木生い茂り 道なき所。未信の地をお喻えになつて居る。

あらきとうりやう 新木棟梁。荒木棟梁。大工棟梁の中で、特に原木の選定、伐採、製材、木取に當る人と言う。新木、荒木、何れの字も用いる。救け一條の先驅者として、道なき所に道をつける人材を仰せ下されて居る。

九ツ これハこざいくとうりやうや たてまへとうりやうこれかな

之は小細工棟梁である。建前棟梁。それから次には鉋の専門と、それ／＼の役目に當る者が續々と集つて來た。

こざいくとうりやう 小細工棟梁。建築で言うならば、木取をした用材に のみを用いて繋ぎの工作を施す人である。又家の内部の細かい構造をする人も同じである。救け一條の道にも此の任務に當る人を必要とする。

たてまへとうりやう 建前棟梁。建築で言うならば、施工した用材を一つの建物に組立てる人である。救け一條の道にも、こう言う役割を必要とする。

かなな 鉋。建築で言うならば、化粧板にあたる部分。即ち天井板、腰板、柱等に仕上げ鉋をかける鉋の専門家である。救け一條の上にも、このような役目専門の人も必要である。

十ド このたびいちれつに だいくのにもそろひきた



とうく此の度一列に大工の人々も揃つて來た。さあ之から世界の普請に取掛かる。

そろひきた揃い來た。人數も揃い、心も揃い、一手一つに、心を合せ力を協せる事こそ助け一條の使命を達成する上に第一の要件である。

本歌は、大工人衆手揃となつて、一手一つになつて普請に着手しようと言う張り切つた氣分をお歌い下されて、十二下りの結びとされて居る。本教が切り無し普請であり、常に若々しい待望の信仰である眞面目を、こゝにも判つきり拜察される。

# 陽氣勤年表

上田嘉成

## 凡例

一、この年表は前後十數年に互つてお教え下された陽氣勤成立の年代感覺を適確に把握する一助とも成らばと思つて作らせて頂いた。

一 一番初の表は、御製作年次の一覽表であり、次はお勤の成立と、各御製作年度並にその前後に於ける教内外の史實との對照一覽表である。

一 この年表は主として次の各書を參考にして作らせて頂いた。

初代管長様の教祖様御傳、集成部の御教祖傳史實校訂本、山澤先生の教祖様御傳稿案年譜表、妻木忠太の維新前後大年表、三省堂の模範最新世界年表、本莊可宗の世界文化年表。

昭年廿二年春三月廿六日

筆者しるす。

年代	應慶1	// 2	// 3	治明1	// 2	// 3	// 4	// 5	// 6
教祖様	68	69	70	71	72	73	74	75	76
御制定	<p>悪しき被いのお勤</p> <p>陽氣手踊、十二下り御作歌 つゞいて振付（向う三年間）</p> <p>ちよとはなしのお勤 陽氣手踊序歌</p>								
年代	明7	// 8	// 9	// 10	// 11	// 12	// 13	// 14	// 15
教祖様	77	78	79	80	81	82	83	84	85
御制定	<p>一列澄す甘露臺のお勤</p> <p>一列澄して甘露臺のお勤</p>								

(A·D·1864)		年元治元												四年文久	
67														代年 様教 次祖 月	
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月				
御作歌															
主要内容															
<p>○一月 大豆越村、山中忠七、妻女の産後より入信す。                  ○二月 山中忠七扇の授を拜戴す                  ○此の年頃には、芝村、大豆越村横田村、小路村、大西村、新泉村、龍田村、安堵村、並松村、標本村、古市村、七條村、豊田村等近村は申すに及ばず、遠方よりも参詣人澤山あり</p> <p>○六月廿五日 飯降夫妻お禮参り                  ○七月 榊井伊三郎、山澤良助入信す。                  ○七月廿六日 飯降夫妻お授拜戴                  ○社猷納を申出づ。                  ○八月十九日 教祖様大豆越村の山中忠七宅へお越し遊さる。                  ○九月十三日 勤場所起工                  ○十月廿六日 勤場所上棟す。                  六間に三間半の建物なり。                  ○十月廿七日 大和神社の事件あり。</p> <p>○正月 幕府及水戸藩へ詔勅下る                  ○此年第二次、ノユレスウイツヒホルスタイン戦争。                  ○二月廿日 元治と改元。                  ○二月 普塊連合して、デノマクと戦う。                  ○四月 松平定敬、京都所司代に任ぜらる。                  ○此年シュトラウス。オツヘンノイマア。マツクス ウエーノア1等生る。                  ○七月 佐久間象山暗殺さる。                  ○七月 蛤御門の變。                  ○此年萬國赤十字同盟調印す。                  ○八月 長州征伐發令                  ○同月 長州藩、英、佛、米、蘭の兵と戦う。                  ○此年清露、伊黎國境を定む。</p> <p>○十月 ウイーン條約成立。                  ○此年リンカーン大統領に再選。                  ○十一月 毛利敬親謝罪。                  ○此年アメリカに南北戦争起る。</p>															

代年  
様教  
次祖  
月

御作歌

主要内容

本  
教

世  
界

(A. D. 1865)						年元慶應			年二治元		
68											
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
<p>○六月 法林寺、光蓮寺の僧辯難攻撃に来る。 ○此年守屋筑前來り、感服してかえる。</p> <p>○十月 針ヶ別所に赴き、異端者助藏を屈服せしめ給う。</p> <p>○此年、教祖様六十八歳、秀司様四十五歳、小寒様二十九歳なり。飯降伊藏氏は三十三歳。 ○此年、教祖様三十日間斷食し給う。</p>											
<p>○正月 一向杉百作舉兵。 ○二月 武田耕雲齋等を斬る。 ○四月 アメリカ南北戦争終る。 ○四月七日 慶應と改元。 ○同月長州再征の部署を定む。 ○四月 リンカーン暗殺さる。</p> <p>○八月 留學生を英國に遣わす。 ○八月 普埃のガスタイン條約成る。 ○九月 將軍家茂參朝す。 ○此年イタリヤの都フロレンスに遷る。 ○十月 神奈川假條約勅許、兵庫開港は不許可。 ○十一月 毛利敬親父子を糺問す</p>											

(A. D. 1866) 年 二 應 慶

69

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

悪しき祓いのお勤

祓悪と靈救。

○此年には芝村藩、高取藩、郡山藩、柳本藩、古市藩、和爾代官所等より参詣者多数あり

○五月七日 初代管長様御誕生。

○秋、小泉不動院來りて亂暴す。直後悪しき祓いのお勤始る。

○此年歐米間に電信開通す。  
○此年カールールクス、國際労働者同盟を創立す。  
○此年孫文生る。

○五月 毛利敬親父子にちつ居割封を命ず。

○六月 普埃戰役始る。  
○六月 幕軍長州に迫る。連戦不利。

○六月 伊白兩國と條約締結。

○七月 將軍家茂薨す。年二十一

○七月 ケーニヒグレッツの戰。

○八月 北ドイツ聯邦成立す。

○九月 征長軍停止。

○此年ロマン、ロオラン生る。

○此年高島秋帆歿す。

○十二月 將軍慶喜宣下。

○十二月廿五日 孝明天皇崩御御齡三十六。

陽氣勤年表

三六

(A. D. 1867)											
年 三 應 慶											
70											
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一 下 リ 目	二 下 リ 目	三 下 リ 目	四 下 リ 目	五 下 リ 目	六 下 リ 目	七 下 リ 目	八 下 リ 目	九 下 リ 目	十 下 リ 目	十一 下 リ 目	十二 下 リ 目
一 豐年と三才心	二 健康と繁昌と平和	三 陽氣勤と神一條	四 心の成人	五 救け一條	六 信心と功能の理	七 日の寄進とちばの理	八 普請と用木	九 布教	十 病の元	十一 日の寄進	十二 世界の普請
<p>○正月より八月にかけて御神樂歌十二下りを制作し、爾後三年門にお手をつけ給う</p> <p>○七月二十三日、吉田管領の公認を受く</p> <p>○八月より辻忠作、中田儀三郎、村田幸右衛門、前川喜三郎、岡本重次郎、北田嘉市にお手をつけ給う。</p>											
<p>○正月九日 明治天皇御踐祚。</p> <p>○二月 征長軍を解く</p> <p>○此年埃帝國、埃匈國となる。</p> <p>○此年アメリカ、露國よりアラスカを購入す。</p> <p>○三月 ロントン條約により、ルクセンブルグ永世中立國となる</p> <p>○此年英國公使、ノックスの勸告により航路標識を設置す。</p> <p>○五月 兵庫開港す。</p> <p>○此年慶應義塾創立さる。</p> <p>○此年夏目漱石、尾崎紅葉、正岡子規生る。</p> <p>○此年カール マルクス「資本論」を著す。</p> <p>○此年佛兵メキシコを去る。</p> <p>○此年佛國、東埔塞を保護國とす。</p> <p>○十月十五日 徳川慶喜大政奉還</p> <p>○十二月九日 王政復古の大令下る。</p>											

(A. D. 1870) 年 三 治 明

73

此年 二月 此年 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

ちよとはなし

陽氣手踊り序歌

天地の理と一夫一婦

立教の御宣言

○三月十五日 (陽曆四月十五日)

お秀様出直、御年十八歳。

○此年教祖様には、小寒様と共に、小東政吉見舞のため平等寺村へお出掛け遊ばさる

○二月 樺太開拓使設置。

○此年エトワト、フィンチ、探炭に注入空氣流通機を發明す。

○四月 種痘法施行。

○此年レーニン生る。

○此年デューマ、テイノケンス、クイプリン等歿す。

○此年普佛戦争。

○九月 藩制改革、庶人稱氏許可  
○九月二日 セダン陥落し、ナポレオン三世降る。

○閏十月 英、獨、佛米に少務辦使を置く。

○十二月 明治新律綱領頒布。  
○十二月 北ドイツ聯邦議會、イツ帝國再興を議決す。

陽氣勤年表

三八



(A. D. 1875) 年 八 治 明											
78											
三 月	二 月	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月
一列澄す甘露臺											
甘露臺を建設して人心を淨化する。											
<p>○陰曆五月二十六日(陽曆六月二十九日)甘露臺のちば定めを爲し給う。直後、一列澄す甘露臺のお勤を教え給う。</p> <p>○陰曆八月二十六日(陽曆九月二十五日)より三日間、教祖様には奈良の獄舎へ御苦勞下さる。</p> <p>○八月二十八日(陽曆九月二十七日)小寒様お出直し。</p> <p>○陰曆九月 中南の門屋竣功す。</p> <p>○此年産屋勤、肥の勤、生え出の勤、雨乞勤、等のお手をつけ給う。</p>											
<p>○一月 郵便爲替法施行。</p> <p>○此年フランス共和國憲法制定さる。</p> <p>○此年クノイ フイツシャー「人間の自由に就て」を著す。</p> <p>○四月 元老院、大審院を置く</p> <p>○五月 千島、樺太交換條約成る</p> <p>○六月 地方官會議召集。</p> <p>○此年ランゲ「唯物論史」を著す</p> <p>○此年アンダアセン。ビゼンレー等歿す。</p> <p>○九月 江華島事件。</p> <p>○十月 招魂場を招魂社と改む。</p> <p>○此年英國スエス運河の株券購入</p>											

(A. D. 1882) 年 五 十 治 明

85

十二月 十一月 十月 九月 八月 七月 六月 五月 四月 三月 二月 一月

一列澄して甘露臺

人心を淨化して甘露臺を建設す。

○二月 教祖様を始め、松惠様、山澤、中田、辻、榊井、山本等を奈良警察署に召喚し科料に處す。  
 ○この兩三年警察の干渉激甚なり。  
 ○陰曆三月二十五日(陽曆五月十二日)大阪府警部上村行業來りて、甘露臺の石二段を取拂う。  
 ○その直後より、一列澄してと變る。  
 ○五月三日(陽曆六月十八日)教祖様には教興寺へ松村さくを見舞給う。  
 ○八月十一日(陽曆九月廿一日)眞之亮様、家督御相續。  
 ○九月一日(陽曆十月十二日)より十五日間毎日勤。  
 ○九月十六日(陽曆十月廿七日)奈良警察より出張し、神前の飾を没收し、同十八日より十日間教祖様を監獄に拘留す。  
 ○九月三十日(陽曆十一月十日)松惠様お出直。

○一月 軍人勅諭下る。  
 ○此年上野博物館開館。  
 ○此年ストラヴィンスキイ及ピカソ生る。  
 ○此年ロングフエロー及エマソン歿す。  
 ○三月 伊藤博文を歐州に派遣す  
 ○三月 九州改進黨及立憲帝政黨組織さる。  
 ○此年リノテマン、圓の平方化不可能を立證す。  
 ○此年結核菌發見さる。  
 ○六月 日本銀行條例制定さる。  
 ○七月 朝鮮京城の變。  
 ○八月 日鮮講和條約成立す。  
 ○此年米韓條約成立す。  
 ○此年佛兵河内城を陥る。  
 ○十二月 請願規則制定。

陽氣勤年表

四〇

# 天理教會由來略記

（明治廿四年稿）

橋 本 清氏筆

天理教會教祖故中山氏（註一）は前川半七氏之長女にして、寛政十年四月四日（註二）大和國山邊郡三昧田村に生る。天性溫良恭謙にして物に逆ふ事なく、強記にして幼年之時より目に觸れ耳に聞たる事の大小精疎に拘らず、人に語るに一も遺却する事なし。幼稚之時は終日双親の膝下にありて能く命に従ひ、命の下るを己れの娛と爲し、他の少女の如く無益の遊嬉に時を費さず、朝は夙に起き夜は晩く寝ねて能く父母を扶け、暇あれば教へざるに裁縫を爲すと恰も熟練せるものゝ如し。隣佑の人みな其奇を稱せざるものなかりき。

又、少時より既に慈悲心深く人に物を與るを悦び、好みて寺院に詣り僧侶の説教を聽聞し、而かも感覺すること大人に譲らざりきとぞ。

文化七年二月五日（註三）を以て中山善兵衛氏に配す。其貞操婦道を守ること凡庸の希求すべき所に非ず。嘗つて夫善兵衛氏の外妾（註四）あるに當り、聊か妬心なきのみならず、却て隱然妾某を喚び己れの衣裳或は金穀をおたへ、加之新衣を纏はしめ髪を結ばしめ、而かも夫と共に諸方に遊ばしめたること屢にして、夫に鄭重の待遇あらんとを望みければ、妾も其仁慈の厚に感じ獨り涙に咽びけるとなん。

嘗て夜盜あり。倉庫を穿ち綿（註五）を盗む。村人（註六）之を認めて爲に報ず。教祖之を聞き、その懇情を謝し

畢り、泰然として徐ろに曰く、人好んで盜をなすものなし。困苦に堪へざるの餘り倫常を歎ぶるに至る也。且人の綿を盗むと思へば惡むべきなれども、翻て能く考ふれば、宿縁のあるありて借りたる物を返すべき時來れる成るやも斗り難し。眞に天理ほど恐ろしきものは無し。何ぞ、その非を鳴らし其惡を警むるに足らむやと、敢て向ふ所なかりき。

文政十二年、教祖三拾貳歲（註七）の時、富乳にして三兒在るにもかゝらず乳餘れるをもつて、隣家なる足達源四郎（註八）の嬰兒を預り育す。然るにこの時、諸方天然痘を患ふるもの多く、該兒照之亟も又感染す。時に四月二日也。乃ち近隣の醫を聘し種々治療を加へたりしも其效なく、同月十二日に至り黒痘に變じ、醫師匙を棄て病狀怙危なり。

教祖乃ち意を決すらく、今此兒に萬一の事出來せば、彼兩親の慨嘆如何十りにやあらん。己れ又如何にしてか答ふることを得ん。今や躊躇するの時にあらず、先づ我身命を捧げて神明の冥助を受くるより他に策なしと。即ち身には白衣一重を纏ひ、（註九）徒跣産土之神の庭に祈り、又嘗て信奉する十柱の大神を祈り（註十）己れ及小兒の生命を以て該兒に代らんことを乞ひ祈禱怠らざりければ、數日にして嬰兒の快復を見るに至り、遂に哺育を全うして返戻せりとなん。後數年、女兒貳人病を以て死す。天理教祖の眞心に感應し祈請を容れ給ひたる結果とこそいふべけれ。

天保九年、教祖四拾壹歳の時十月廿六日夜、神憑り告げて曰く、天汝の慈悲心深を愛し、汝に憑て以て神教を布き世道人心を濟はんとす。汝嘗て信奉する所の神あり。今より天理王命と唱へて神の教を奉ずべしと。（註十一）教祖は爾來神教を奉じて背戻せず、神教を傳へておろす、十數年間にして悉く財産を貧困の人に投じ、遂に世の困苦の限り

天理教會由來略記（明治廿四年稿）

三

を身に試み、而して後信仰の徒除々に出で來れり。

嘉永六年、教祖五拾六歳の時貳月廿貳日、夫善兵衛氏六十六歳にして死す。是より教説一層進めり。

慶應三年、教祖七十歳の時、十二下り神樂歌を草し給ふ。而して嘉永六年頃（註十二）今年に至るの間、神官僧侶或は山伏の如きもの時に來りて質問を試み或は躁暴之狀を呈せしことも間々ありたりと云ふ。然れども教を奉ずるの徒、日に増し月に加はるを以て、此年教祖の長男秀司氏、京都なる吉日殿に願ひ出て左の辭令を受けられたり。

和州山邊郡庄屋敷（註十三）

秀司

右依頼（註十四）

天理王明神玉申納之事所申請如件（註十五）

神祇管領家 公文所

慶應三年七月

木綿手纏之事許容（註十六）

大和國山邊郡庄屋敷村秀司治繁訖向後可懸用狀如件（註十七）

慶應三年七月廿三日

神祇管領

身會貴祓詞

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美神乎以天伊邪那諸尊日向乃橘乃櫛原仁禊祓比給布時仁生坐流大神等諸々乃汚穢乎祓比給反清米給反止申寸事乃由乎八百萬乃神諸共仁平今久安今久所聞食止白寸(註十八)

慶應三年七月廿三日

神祇管領

參詣次第

先 前濟(早日行水)(註十九)

次 社參

次 進神前

次 身會貴祓詞(註二十)

次 三種祓詞

次 心中祈念

次 拍手口傳

次 一揖退下(註廿一)

右授(註廿二) 秀司治繁訖謹(註廿三) 莫怠矣

慶應三年七月廿三日

神祇管領

天理教會由來略記(明治廿四年稿)

明治元年政府の改革と共に、神祇管領も廢せられ、隨而右の辭令も無効に屬せり。然れども信奉するものに増加し、參詣する人日々間斷無かりければ、警官の禁止すること嚴なり。秀司氏大に之を患へ、一時口實の爲め宿屋業蒸氣湯等を營みたることあり。

明治八年、七拾八歳の時、故なく人を參詣せしめ祈禱を成したりとの廉を以て、（註廿四）奈良監獄署に拘留せらるゝ事數日なりき。爾後此故を以て拘留或は科料に處せらるゝ事幾回なるを知らず。而かも教祖は聊かも之を苦むの顔色なく、又官吏を敵視するの動作なし。信徒は彌々盛大にして詣者彌々増加し、歸依するもの、赤心又止むべくもあらず。爰に於て秀司氏圖りて、

明治十三年九月、金剛山慈福寺（註廿五）住職少講義日暮宥貞を會長に聘し、佛式なる一の教會を開設せり。  
 明治十四年三月十日を以て秀司氏歸幽せらる。齡六十一歳。

同十五年九月、先年設置せる佛式教會を廢せらる。（註廿六）是、故秀司氏が一時の策に出しものにして、教義に悖り神意に背き、教祖の意向とは氷炭相容れられざればなり。

同十六年夏、早魃なりければ、村人の請に依り、祈雨祭を爲す。（註廿七）時に天一點の雲もなかりしに、俄然雨盆を覆すが如く雷鳴さへ起りて三島領地は十分の霑を蒙りぬ。而かも他村領には一滴だも及ばざりしとぞ。不可思議なりける。然るに突然警察官吏出張せられ、祭事に從事せしものを拘引し祭具を沒收し、教祖には水利妨害主唱者たるの犯罪ありとて、貳圓四拾錢の科料を申付け、其他十數名皆五拾錢以上壹圓以下の罰金に處せられたり。

同拾八年四月廿九日、世の神道に従事するもの二三輩（註廿八）來り、謀りて天理教會本部を設置せんことを大阪

府廳に出願し却下せらる。

同年五月廿三日、神道本局へ直轄教會たらん事を願出。(註廿九)

同年七月三日、本部設立の儀地方廳へ再願し亦却下せらる。(註三十)

同十九年五月廿八日、(註卅一) 神道本局より役員内海政雄、古川豊彰の二教正を派せられ、教旨を取訂べらる。

、同貳拾年、教祖九拾歳にして幽界に歸し給ふ。

終に臨み諸子に遺言し給はく 我巾幗の身を以て今を去る五拾年前より神の教を奉ず。其間艱難を堪え屈辱を忍び以て此に至れり。汝等よく此旨を體し正義正道を取り艱苦と忍耐とを資木として斯の道に従事し斯道をして地に墜すこと無からんを勤むべしと。(註卅二)

棺を大和國山邊郡勾田村善福寺に斂め、謚眞道彌廣言知女命。

明治廿一年一月廿六日、教祖の一年祭を執行す。此日や信徒緒緒參拜し立錫の地無し。忽ち奈良警察署櫛本警察分署より警官出張して信徒を解散せしめ祭式中止せられたり。

同年四月十日、中山新治郎氏上京し、神道本局諸教正と謀り 本部を東京市下谷區北稻荷町四拾貳番地に設置せんことを東京府廳に願出認可せらる。

同年七月廿三日、東京市に設置ある本部を奈良縣山邊郡三島村五番地に移轉せんことを奈良縣廳へ届出て即日聞届けられたり。

同年十月卅一日、嘗て教祖が編著し給ひし十二下り神樂歌を印行し、版權所有たらんことを内務省に願出で、稟准



を得たり。表題をみかぐら歌といふ。

同年十二月陰曆十月廿六日を以て、本部開筵式を執行す。

（以上）

### 備考

（一）本稿は故諸井政一氏が「最初之由來」を筆寫された際、更にその附録として追寫しておかれた「天理教會由來略記」である。その「覺書き」として附記されてゐるところに依り、草稿者が橋本清氏であることと書かれた年代とが明かにされる譯である。曰く

此書（「最初之由來」のこと）ハ明治十九年十二月、本部設立準備運動ノ爲上京シタル今ノ本部員鴻田、清水、諸井、増野の四氏、神道本局へ差出サシガ爲、東京木挽町ナル某旅館ノ樓上ニ於テ、嘗テ承リシ教理ノ手記ヲ取出シ、互ニ誤無キヲ質シテ輯録セラレタルモノナリトゾ。本局ニハ今尙保存セルヤ否ヤ

附録セル天理教會由來略記ハ、明治廿四年郡衙ヨリノ請求ニ應ジ、本部ヨリ差出シタルモノ、寫シナリ。草稿者ハ時ノ本部長事橋本清氏ナリ

明治三十年夏

諸井政一謹寫

とある。

因に、橋本清氏のことについては、拙稿「教祖様御傳編纂史」の註七を参照されたい。

（二）本書は表題の如く「教會由來略記」であつて、「教祖傳」としてはまだ物足りない憾があるが、「御傳」編纂

の骨組を拵へた點において、その時代としては確かに一エボックをなしたものと申してよからうと思ふ。その意味に於て所持者諸井慶徳氏の諒解を得て敢て本誌に掲載することにした次第である。句讀點は編者の手にかゝるものなることを諒とせられたし。

(三) 但し、史實等の點については、必ずしも正確とは申せない節があるやうである。讀者に誤解があつてはならぬと思はれるので、次に註を施しておくことにする。

註一「中山氏」とは勿論、教祖中山みき様のことである。

註二「寛政十年四月四日」(御誕生日)については、「復元」第二號の拙稿「教祖様御傳稿案」(一)の第一章第一節註一(イ)を参照されたい。要するに「四月四日は誤りで、四月十八日が正しいと確信する。

註三「文化七年二月五日」(御入嫁の日)とは、「明治十八年改めの「戸籍簿」から來てゐるやうであるが、それにして該簿に「文政元年戊寅年二月五日入嫁」(御年二十一歳の時に當る)とあつて、文化七年とはなつてゐない。一説には御年十五歳(文化九年に當る)の二月五日に御結婚式をお舉げになつたと云はれるが、これは定説ではない。文政七年、「御年十三歳」で御入嫁遊ばしたといふのが定説である。なほ詳しい考證は、「復元」第二號の拙稿「教祖様御傳稿案」(一)の第一章第三節註八を参照されたい。

註四「外妾」については、「復元」第三號の拙稿「教祖様御傳案」(二)の第二章第四節註三及び註五を参照されたい。要するに「下女」との説を探りたいと思ふ。

註五「綿」については、前同様「御傳稿案」(二)第二章第五節註四を参照されたい。要するに「米」との説を探りたいと思ふ。

註六「村人」については、「下僕」との説を採りたいと思ふ。

註七「文政十二年、教祖三十二歳」については、而同様「御傳稿案」(一)第二章第六節註一を参照されたい。要するに編者はこの説を全然捨て難いと思ふが、定説としては「文政十一年、教祖三十一歳」といふことになつてゐることを附記しておく。

註八「足達源四郎」は誤りで、足達源左衛門が正しい。源四郎とは照之丞のその後の名前である。

註九「白衣一重を纏ひ」については、此の他には餘り聞かない。

註十「十柱の大神を祈り」については、此の他には全然ない。この當時は未だ神憑以前であるから、これは誤りであることは明かである。「氏神を祈り」とあるべきである。

註十一「天汝のへしと」とは、筆者独自の叙説であらうと思ふ。

註十二「嘉永六年後」については、「元治元年頃より」とありたいところである。

註十三「庄屋敷」は「庄屋敷村」とある。

註十四「右依頼」は「右依頼」の誤字である。

註十五「所申請」は「所申請」の誤字である。

註十六「木綿手纏之事許交」は次の行文の冒頭に續いてゐる。

註十七「可態用狀如件」は「可態用之狀如件」とある。

註十八「この一身曾貴祓詞」は原文と多少違つてゐるが、訂正することは省略しておく。なほ、原文には、この次に行を改めて、「右授與秀司治繁訖慎而莫怠矣」とある。

註十九「前齋」は「前齋」の誤字である。

註二十 この次に一行「次 中臣祓詞」とある。

註廿一「次一揖退下」は原文には「次 一揖」「次 退下」と二行になつてゐる。

註廿二「授」は「授與」の脱字である。

註廿三「謹」は「慎」の誤字である。

註廿四「故なく人を」との廉を以て「について」については、正確なることは不明である。//或はその年より 赤衣を常用

されてゐるのが問題になつたのではないかと思はれます」と、管長様は書かれてゐる。なほ詳しくは管長様御著「ひとこととはなし」その一、一四四頁参照のこと。

註廿五「慈福寺」は「地福寺」の誤りである。

註廿六「佛式教會」の設置及び廢止については、管長様御著「ひとこととはなし」その一「轉輪王講社」(自八四頁

至九五頁)及び「毎月勤め」(自一六五頁 至二〇一頁)を参照のこと。

註廿七「祈雨祭」については、詳しくは管長様御著「ひとこととはなし」その一「兩乞ひ勤め」(自二〇一頁 至二二〇頁)を参照のこと。

註廿八「世の神道に従事するもの二三輩」とは、攝津の藤村成勝、三輪の寸田種市等のことである、この時は「天理教會結収御願」を大阪府知事に提出したが、六月十八日付で却下されてゐる。

註廿九 この時に 神道本局の配下に屬して、其の直轄六等教會となつた。

註卅十 この時も亦、藤村成勝、寸田種市の他に なほ笠松古輝、守屋秀雄、小島盛可、今園國映等諸神社の祠官

達が連署して、「神道天理教會設立御願」を再び大阪府知事に提出したが、十月二十八日付で却下されてゐる。

註卅一「十九年五月廿八日」は、陰曆の四月二十五日に相當する。

註卅二「我巾幗の身を以て 勤むべし」とは、筆者独自の敘説であらうと思ふ。

編者 山澤爲次記す（昭和二十二年四月二十八日）

# THE TRIAL TRANSLATION OF THE OFUDESAKI

by Prof. S. Yoshida

## PART XIII

From O a. m. on Apr. 28 th.

- 1 Hitherto we have been treading a path full of sufferings, but from now on you shall come out to the royal road.
2. Hitherto the path we have taken was indeed full of hardships yet as I could see the royal road on our way, I urged you to push on.
3. Henceforward both Moon and Sun guarantee that you shall take the royal road, so you need not worry yourselves about your future.
4. Whatever slanders others may speak of you, you must cheer up yourselves Both Moon and Sun will show Their omnipotence.
5. Henceforward both Moon and Sun will reveal

- Themselves. No one knows what They will do.
6. Looking all over the world day after day, I cannot but feel sorry for all the human beings.
7. Both Moon and Sun are impatient to save all Their children.
8. Hitherto I always tried to urge you, but henceforward you shall hear no encouragement  
May 5th
9. Hitherto those who follow Me have worried themselves from the ordinary human idea.
10. But from now on you must all reform yourselves and be engaged in the Holy Services, relying on Himself

11 If you do so, you shall instantly see His omnipotence with your own eyes

12. If only you can thoroughly understand His omnipotence, you will all be engaged in the Holy Services in front of *Kanvada*

13 Henceforward what both Moon and Sun once said shall all be realized. Therefore you can never behave against it

14. If you act against Me, both Moon and Sun will instantly withdraw from your bodies You must be well aware of it

15. Hitherto both believers and unbelievers have been unable to understand Me.

16. It is indeed deplorable. If only I can make your minds clean!

17. How I can make you understand My real intention, I wonder? I must admonish you.

18. It is indeed a lot of people that I must reprove, so it is by no means an easy task to do so.

19. However difficult it may be, each of His children shall be admonished.

20. By what means shall it be accomplished? Anyway My deep regret must be exhibited.

21 Indeed, day after day, a deep regret is accumulated in My heart

22. It is difficult to clear away My regret but if you are engaged in the Holy Services it will be dispersed of its own accord.

23. If only the true God accepts your sincerity, your dust shall be swept away, whatever it may be.

24. If only I can finish the dusting of the minds of all the human beings,

25. Thenceforward all the human beings shall become happy and cheerful

26. Listen! Both upper and lower classes are indeed Their children.

27. Any and every human being loves his children. So does He also. You must think of it

28. Hitherto whatever you may have done, God the Parent has overlooked it

29. But as the time has at last come, I must admonish you.

30. Looking all over the world, both Moon and Sun can find none who knows the truth concerning the creation.
- 31 It is indeed for the purpose of disclosing this truth that both Moon and Sun revealed Themselves
32. You must thoroughly understand that Their regret is indeed deep.
33. Both Moon and Sun are impatient to let you know this truth.
34. Knowing nothing about Their real intention, you act against Them, and only the human ideas run wild.
35. Henceforward Their deep regret will be wiped off. You must be well aware of it
36. When They have wiped them off, a novel road shall appear.
37. What do you think of this road, I wonder? It is indeed the way of helping one another.
38. If all the human beings help reciprocally, both Moon and Sun will gladly accept it
39. If both Moon and Sun once accept it They

will show Their omnipotence in any and everything.

40. What do you think of Their omnipotence? I mean in this case to discriminate good from bad.

From 16th

- 41 Hitherto you know nothing about the truth that both bodily and mental sufferings come from the workings of your mind.
42. As I will tell you about this truth, you must think seriously about it
- 43 All the human beings are indeed brothers and sisters and there exists none who is an utter stranger.
44. It is indeed regrettable for both Moon and Sun that you know nothing about it
45. Whether you are men of upper classes or of lower ones your spirits are all the shares from Him.
- 46 Not only your spirits but also your bodies are nothing less than the loan from Himself
47. Knowing nothing about this truth, you all



- think that there exists the discrimination of upper and lower classes.
48. Both Moon and Sun are impatient to let all the human beings know about it
49. If only you can understand this truth, quarrels among yourselves will disappear of their own accord.
50. If only the friction among the upper classes has been done away with,
- 51 How can it be done away with? It shall disappear, if only you perform Holy Services
52. You must not take these words as a human being's They are indeed from both Moon and Sun.
53. Men of upper classes may be against Holy Services, but I guarantee you for His protection.
54. This time I will answer for His protection. He will show His omnipotence.
55. When God the Parent reveals Himself and works among human beings you need not be fearful about performing Holy Services.
56. Listen! Hitherto the upper classes have behaved just as they like towards the lower classes
57. But from now on both Moon and Sun will reveal Themselves They may act as they like, if they can.
58. Henceforward everything shall be different Both Moon and Sun will do as They like.
59. What I tell you is indeed Their real intention. No one knows about it
- 60 God the Parent is impatient to tell you how the wonderful manure can be procured.
- 61 You may wonder how the manure can take effect If only God the Parent accepts your sincerity, it tells
62. Even though I have told you the truth ever so often, even My followers entertained a doubt about it
63. But now you must not doubt it If you doubt it, both Moon and Sun will withdraw from your bodies
64. It may sound too tiresome, yet I must repeat these words again:—If you doubt it,

- you shall repent of it
65. What They have once said shall be the truth forever and ever.
66. Hitherto whatever I may have said, you all tried to deny it
67. It was indeed a great regret for both Moon and Sun. From now on They will settle the matter clearly.
68. Henceforward you must not behave against Their words. You must rely upon Them.
69. If you do so, you will be quite acceptable to Them and shall be guaranteed for any and every protection from Them
70. Being impatient if you should try to deny Their words again, They will instantly withdraw from your bodies
71. If only you are sincerity itself any and every protection shall be given without fail
72. Henceforward you must thoroughly understand the truth concerning the manure for crops

From Sept 19, 1877

73. From now on I will speak out what both Moon and Sun think about whatever it may be.
74. Hitherto I have taught you almost all the truths yet as to Their real intention I have not yet told you.
75. Henceforward whatever I may speak about you must not take it as a lie.
76. Being impatient there is no knowing what I may speak about
77. What do you think of my impatience, I wonder? I am impatient indeed to save all the human beings of the world.
78. However remote their countries may be situated, They will show Their omnipotence even in a night
79. What do you think of the salvation of the world? All the human bodies are indeed the loan from Them and They are indeed Their children.
80. If both Moon and Sun remain dormant you will never be saved.

- 81 Therefore They will go out for work, but you know not where They will make Their appearance.
82. As They are impatient to clarify human minds you must not make light of it
83. Whatever it may be, if you make your mind clean, you need not be fearful
84. As the time has come to maturity, Their expectation is to see a lot of people at *Jiba*.
85. You may wonder why They are expecting to see a lot of people. Their intention is to save all the human beings
86. You are unable to foretell what a novel road may appear on your way in the course of this year.
87. However earnestly I may have taught you the truth, none of you can thoroughly understand Me.
88. Therefore now both Moon and Sun will show the testimony of Their teachings
89. Whatever I may do, you must not take it as a human being's behavior.
90. Both Moon and Sun being unable to discern sincerity in the behaviors of human beings They will do whatever They like.
- 91 However powerful or influential a man may be, you must not rely on him.
92. This time God the Parent will reveal Himself and show His omnipotence.
93. Whatever it may be, God the Parent tells you the truth. Therefore if only you thoroughly understand it your mind shall be clarified of its own accord
94. Hitherto all the human beings have been in the habit of thinking the matter over through the human way of thinking.
95. But henceforward the human way of thinking will never do.
96. I will teach you any and everything. You must not take it as a falsehood, whatever it may be.
97. However powerful a man may be, he knows nothing about His real intention.
98. However low one's social position may be,

- both Moon and Sun see through one's mind.
99. If only one's sincerity is acceptable to Him,  
He will protect him forever and ever,
100. Although both Moon and Sun are impatient  
those who attend Me cannot understand it
101. You are in need of water when you grow  
rice-plants so also They are impatient to have  
Their real intention understood by Their atten-  
dants.
102. What do you think of these words I won-  
der?
103. Both Moon and Sun are impatient to save  
all the human beings Therefore They speak  
freely.
104. It is regrettable indeed that however earne-  
stly They may teach you, you cannot under-  
stand Them
105. Therefore Their deep regrets are accumu-  
lated ever so high
106. Hitherto the time has not come to maturity.  
Therefore They have been inactive.
107. Now the time is near at hand, so They will

- instantly begin to work.
108. Whatever may happen in your future, you  
must not bear others a grudge but you.
106. Both upper and lower classes must under-  
stand these words thoroughly.
110. Whatever I may have said, it was indeed  
from My real intention to save all the human  
beings Therefore I have taught you any and  
everything.
111. Henceforward whatever I may say or do, it  
is by no means from malice
112. Being impatient to save the human beings  
I have often admonished you through various  
illness
113. When your minds have been clarified, you  
shall be taught how to save all the human  
beings
114. What kind of salvation do you think it is?  
I mean the amulet for small-pox.
115. I do want to give you the amulets for  
neither falling ill nor becoming weak as  
quickly as possible.

116. Being impatient I will perform any and every miracle, if only your sincerity is acceptable to Him.
117. All the human beings shall be favoured with any and every protection from Him, if only the workings of their minds are acceptable.
118. I have not yet taught you the truth as to the prayers for rain.
119. But now if you come to Me, I will teach you any and everything.
120. You shall be favoured with any and every protection from Him, if only you are acceptable to Him.

### PART XIX

1. Whatever dream you may have or whatever thing you may hear, they are all from His unfathomable intention.
2. Although both Moon and Sun are impatient to save all the human beings My attendants hesitate. It is indeed regrettable.

3. On account of the fact that the upper classes do not know Me, they do hesitate.
4. Those who do not know Me hesitate because they are afraid to give offence to authorities
5. It is indeed a great regret to both Moon and Sun, so They will do whatever They like.
6. However impatient They may be, They can never speak it out
7. Therefore They will let you know Their real intention through dream They do want that all the human beings will be saved as quickly as possible.
8. Both Moon and Sun can never express Their profound regret in words
9. Hitherto God the Parent revealed Himself and has taught you any and everything.
10. Yet the time has not come, so you have never seen the testimony of My teachings
11. Therefore whatever both Moon and Sun may say, you all doubt and contradict it
12. Nothing is indeed more regrettable than this Therefore henceforward you shall see the

- testimony of My words
13. Hitherto whatever I have told you, you have never seen its testimony.
14. But there is no knowing what kind of a story you will hear within three days
15. Henceforward both Moon and Sun will begin to work day after day, and there is no knowing what kind of a work They may perform.
16. You must not think that a devil or some curse can be the cause of your illness
17. The deep regrets which have been accumulated in the bosom of both Moon and Sun will soon be swept away.
18. You may wonder how They will perform it They will do it by changing everything just as They like.
19. It is indeed billions and billions of years since the creation, yet no one knows about Their real intention.
20. Both Moon and Sun can do whatever They like. Therefore there exists nothing that can be called illness

21. Whatever may happen in your bodies it is by no means illness but Their benevolent guidance.
22. You may call it "cholera" but it is nothing less than the manifestation of Their deep regrets
23. The minds of all the people of the world are indeed gloomy.
24. But henceforward you must reform yourselves and become happy and cheerful
25. It was indeed to see the happy and cheerful living of human beings that They created the whole world.
26. Knowing nothing about it you all become uncomfortable.
27. If you stop to spread My teachings intended for the cheerful living of human beings Their regrets will become unfathomable.
28. I do hope that you all thoroughly understand My teachings
29. Hitherto I have taught you by the name of "both Moon and Sun," but from now on the

name shall be changed.

30. Hitherto priests and officials have acted just as they like.

31 But henceforward God the Parent will do just as He pleases If you act against Him, you shall have its return on the spot

32. You must understand that His regrets have been accumulated ever so high.

33. But at present knowing nothing about it you all behave just as you like.

34. You must understand how deep His love is from your love towards your children.

35. Day after day, God the Parent is thinking about the salvation of all the human beings

36. Knowing nothing about it you all think that My teachings are something bad or wrong.

37. You must understand how regretful God the Parent is to be blamed by His children.

38. Henceforward God the Parent reveals Himself and will not turn a deaf ear to their criticism, whatever it may be.

39. If they try to impede the spreading of My

teachings they shall instantly have no protection from Him, whatever it may be.

40. Whatever He is going to perform, He always gives precaution to you.

41 Hitherto all My attendants have worried themselves day after day about their future.

42. But henceforward they shall see or hear pleasant and cheerful things only.

43. Hitherto high officials could give us any order.

44. But henceforward we must not receive such unreasonable orders

45. Hitherto as the time has not yet come, I have remained inactive.

46. But the time having come to maturity, God the Parent will do just as He pleases

47. Henceforward you shall hear His intention. All His words will be realized.

48. There is no knowing what may happen in your future.

49. Whatever may happen, you need not be afraid of it if only you are sincere.

50. If only your mind becomes clean and clear,  
everything shall be cheerful
51. If you doubt these words dreadful path shall  
appear before you.
52. All the human beings being His beloved  
children, He may give severe admonition to  
them.
53. Men of both upper and lower classes are all  
His children indiscriminately.
54. Now He wants to let them know His true  
Parental love.
55. If only you can thoroughly understand it  
you shall live happy and cheerful life forever  
and ever.
56. I do hope that all the human beings thorough-  
ly understand My teachings
57. Hitherto we have all passed through trouble-  
some ways
58. Henceforward you shall take a novel road  
full of pleasures
59. Henceforward God the Parent will become  
cheerful and begin to show His omnipotence
60. When He begins to show His omnipotence,  
any and everyone will come to rely on Him.
61. No one knows that I have been busily  
engaged in the preparation for evangelization.
62. From now on you shall take the road utterly  
free from any difficulties
63. Hitherto all My family have been tormented  
with anxieties about Me.
64. From now on God the Parent will advance  
foremost and will pay them out if they act  
against Him.
65. Now the time has at last come when I can  
give you teachings in details
66. You can by no means make others understand  
you, if you keep silent Therefore you had  
better tell others any and every truth of which  
you have heard.
67. You know not what I am speaking about  
You had better tell them about His omnipoten-  
ce.
68. You know now what I mean by "His omni-  
potence." I mean to exhibit the workings of



- your minds in illness or in family concerns
69. What I mean is to show the workings of your minds not by others but through the mouths of supplicants
70. When you are repent of your trespasses, you cannot but express the workings of your minds
- 71 Even though you may keep silent God the Parent will enter into your bodies and make you express them.
72. Henceforward any and every person shall be made pure.
73. How do you think I will perform this dusting? Indeed there is no knowing how severe admission in illness or in family concerns He may give.
74. Whatever may happen, you need not be afraid of it It is nothing more than the benevolent warning from Him.
75. However eloquently you may speak about the truth, it is of no use, if you are not sincere.
76. Therefore God the Parent will enter into your bodies and perform any miracles
77. However severe your sufferings may be, they are by no means illness but the manifestation of His deep regrets
78. All the human beings being brethren, sufferings of other are also sufferings of yourselves
79. When His deep regrets come to the surface, you know not how to pacify them.
80. If only you are sincere, you shall be taught any and everything.
- 81 There is no knowing what I may speak about If you act against it He will withdraw from your bodies
82. Hitherto whatever I may do, they always stand in our way, and act against Him.
83. But now you must not act against Me, whatever I may do or tell you.
84. I do entreat you that you may not worry yourselves about the way we are now taking. I guarantee you your safe passage.
85. You may wonder why I entreat you. Because I do want to get musical instruments as

- quickly as possible.
86. Now you may perform the Holy Services  
God the Parent guarantees it
87. Hitherto as they did not understand His real  
intention, the authorities always tried to forbid  
our Services
88. But now no one can be a match for Him. If  
they dare to forbid our Services their protecti  
ons shall be suspended.
89. You must be well aware of it and be engaged  
in the Holy Services quickly.
90. You must finish the preparation for the Holy  
Services as quickly as possible. You need not  
be afraid of it I guarantee you.
- 91 My disciples should collect the necessary  
members for the Services as quickly as possi  
ble with firm determination.
92. If you quickly perform Holy Services in  
harmony, real peace shall reign all over the  
world.

- 復元行の目的は御刊覽編輯後記に明示されてゐる通り、教義や史料に關する研究乃至調査の業務を爲め御自身の擴大發刊するにありませう。
- この目的を達成せんが爲、讀く該書の御執筆を御願します。執筆者には掲載號五部と圖後一ヶ年毎號一紙何種資料呈致します。
- 復元は一紙に發售せず、御希望の方は贊助の旨味で申込み等に記入の上、圖の圖で御金にて御申入下さい。
- 「おおよばニ於ケル先」は必ず御記入下さい。途中の事故を慮る上から、本誌は郵送せず、その進捗生の指定受取人に送附致します。
- 第七號發行豫定 七月甲

## 復元申込書

希望號 自第 號 以上代金 圓也

右申込候也

昭和 年 月 日

現住所

氏名

捺印

おおよばニ於ケル連絡先

住所

指定受取人

領

收

證

復元 自第 號 以上代金 圓也

右正三御預り申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

## 編輯後記

○一復元も御刊號を出してから、早くも一ヶ月を經過しました。この間、皆様方の御熱援によつて、健やかな成人の道を辿り行まして、こんな嬉しいことは御座いません。

○陽春の到来と共に、原稿も種々と出来てまゐりました。とれから先に掲載させて貰いたら良いか、編輯者として取極言ばしい思ひの結果、いを決して取敢へず御覧のうなものを刊上げました。

○編輯の方針としては、成るべく教壇ものと史傳ものとを混ぜ合せる方か、讀者諸子に御目見附けるのではないかと存してゐますか、どうかすると一方に片寄りさうなので、此の思はぬ苦心をしてゐます。

○「田島成氏の「みかくらうた」釋條」と「陽氣勤有表」との二稿は、前號に於て既に豫高申上げたものであります。なほ、「おふてこぎ年表」と執筆下さつてゐますか、これは次號に廻はさせて頂きます。

○「鈴木和子第一回教育山來略記」(明治四四年刊)は、教祖御傳御纂史の一參考資料として正氣あつたものと有し、本誌に掲載しました。今後、これに知する古い參考資料を逐次發表させて頂かうと存してゐます。

○古田清一氏の「おふてさき英文試釋」と、小生の「教祖様御傳稿案」とは従前よりの連續ものであります。紙數の都合により、毎度ながら止むなく一部づゝ區別して掲載してゐましたか、古田氏の分は愈々次號で完結いたします。

○本誌には是身とも管長様の「行」を「し」するつもりで想填いたしましたか、御多忙のことゝて強ひて御無事も申し付けられず。その代りに御舊稿、一教祖様の御話(正思作さんの手記一(昭和十三年人理時報御連載)を本誌に轉載することの御快諾を得ました。目下既に其の活字拾ひにかゝつてゐますから、次號を樂しみにお待ち下さいませ。

○次號(第七號)は田記管長様の「教祖様の御話」と、「田島氏の「おふてさき年表」と、古田氏の「おふてさき英文試釋」とで、七月には確實に發行出来る豫定であります。

○なほ、この他に宇田川文海氏筆「天理教教祖御略傳」(明治卅三年刊)は目下校正中でありますし、上村福太郎氏の管長與様御在學当時の御作品(其の二)と、諸井徳徳氏の「教義概論」と、小生の「一教祖様御傳御纂史」とか死つてゐますので、第八號も引きつゝいて發行したいと存じてゐます。

○最近、邊に預借か賒負しました結果、本誌の定価もそれに應じて、その都度値上げするの止むなき現狀下に置かれてゐま

す。この點、何卒豫め御詩承の程くれぐれもお願ひ申しておきます。(昭和廿二年六月廿六日發行)

昭和二十二年六月廿日印刷  
昭和二十二年六月廿六日發行

編輯兼 山澤爲次  
發行人

奈良縣丹波市町三島  
發行所 天理教義及  
史料集成部

奈良縣丹波市町川原城  
印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城  
印刷者 岡島善次

# 復元

第七號

昭和二十二年七月

管長様

上代手記本教祖様御傳についで

一

上田嘉成

おふでさき年表

五

吉田清一

おふでさき英文試習(八)

七

天理教教義及史料集成部

復  
元

第  
七  
號

## 辻忠作手記本

# 教祖様御傳について

中山正善

これから教祖様御傳に關する辻忠作さんのお話を取次ぎませう。それは明治三十一年四月八日に辻忠作さんから父様の手許に提出されたお話し筋書なのであります。これと大同小異の原稿とも思はれる一本が辻家にも藏されてゐます。よく御承知の事もありますが、その要點を共々に讀まして頂ぎませう。

「教祖様は元御生れなされた所は山邊郡三昧田にて、御年十三歳で今の御本部（夫善兵衛様と申す）へ御出でなされ、神ほとけ信じんぶかく十八九歳で五重傳法にお入りになされ、廿四歳の時、長男善右衛門様御うまれなされ三十一歳の頃、同村足達氏の小人、てる之丞と云ふ子がありまして、教祖様御乳澤山ありますから、御自身の御子共衆を育てる外に、右照之丞といふ子を（に）御乳をお飲しなされる中に、其年四月二日より其子が疱瘡にかゝり、十一日に黒ほうそとなりましたが、教祖様御心には先方の大切の長男を（が）死んでは氣の毒とおもひなされ、夫善兵衛様にしらす、村の氏神様へ百日のはだし参りをし、又氏神の地面から、日本八百萬神様におねがひなされ、又ひゑ田のだいし、むさしの大師、二月堂觀世音様へ一年三月の心ぐはん御かけなされ、此人八

十歳迄定命被下と、そのかわり我子（男一人、女二人）三人の内女子貳人はみがはりとして、さしあげますからと御願ひにより 其人今ぞんめいであり升 一

以上が、神憑りまでの大要であります。前にも申しした様に 人に讀ます文ではなく 本人の心覺としての手記でありますから、假令提出されたものにせよ、お話の筋のみを、一息に書き連ねてあります。御生れから神憑りまで、此内は特に流布本では修飾されて引きのばされてありますが、手記本で極く短く取扱はれてゐる點が目立ちますし、又 氏神様に參詣され、「氏神の地面から日本八百萬神様」に御祈願なされ、あらん限りの真心を絶して神祇の御加護をもとめられ、或は又（云々）顯顯著と云はれてゐた稗田の大師、武藏大師、奈良二月堂觀世音様へ佛の慈悲を心願されたのでありまして、今日の言葉で申せば、百方手をつくしてその平癒をお祈りになり、その結果、さしもの難病もケロリと御守護頂かれ、其人今ぞんめいであり升」であつたのです。此「...と御願により今ぞんめいであり升」の一句は、實に朴訥ながら如何に力強い響をたゝへてゐる事でせう。

「其時の御心天の神々様の理にかなふたと、それより教祖四十一年の御時迄、天より見すまして御ざりました。」  
辻さんの手記では、身にふりかへて他人の子供を救けようとされた心が、天に達して、それから十年の間御みすましまつた様に申されてゐます。が、この點については、父様は、教祖様御傳の中に

「十年間心見濟して夫より 神憑りありたりと申人あり。否なり」

と特に注意されて否定されたのであります。此注意書に出てゐる意見を申人とは、辻さんの事と思はれますが、私にも亦かゝる十年間の事は他のお話の節々と合致せないものと信じます。



「その一年前 四十年の御としごろにはいはいはゞ人なみでなき心のふれたるかといふよふな事なざるゆゑ、夫様（善兵衛様と申す）ノ御心配なされ伏見いなりへ貳度參度參り きとふ札をうけなされ、教祖御寢間のそばにおきなされ、又山邊郡長瀧村舊山伏といふて、祈禱者市兵衛といふ人があるを頼みて護摩をたきなされ、同郡勾田村におそよといふものに 金貳百をあたへてやとひ、ごまの幣を持たせて九度きとふしておいでなされましたが、今年、明治三十一年より六十一年以前に 十月廿四日より教祖様にごまの幣をおもたせなされた處が、神様へあらはれなされて幣の紙とび、御手ハ血のである如き有様になり 三日間夢中に御なりなされた故、御家内心配之處へ（天より深い思わくにてあまくたりた、やしき親子もろとも神にくれるなら三千世界たすけさそ、否といふなら此家斷絶こもないよふにする）と教祖の口をかりて仰せあるに付、其時夫様致し方なさに さよふならさしあげましよふ、と申しなされた。」

神憑りの様子を一氣に記されてあります。その間一年の間に數回、祈禱されたと聞いてゐますが、此處には「九度」と明らかに回數を明記してあります。がこれも亦明らかでないものと思はれます。又、御問答の様なども明記されては居らず、一括して申されてゐるのであります。多少物足りなさを感じるのであります。

「その頃より常々びんぼせよと仰やりました、それより三十五六年頃前迄が餘程貧の道をとふり被下、つねづね水にたとへておはなしにハ たかき所よりどんとおとしきればつぶしてもふきあがるやろ。」

此の寫本の三十一年より三十五六年前とは、文久、元治の頃でありますが、文久、元治の頃に漸く熱心に參り集う

人も出来てきましたが、その頃までは全く信者もなく、親神様の仰せのまゝに貧乏のどん底をお通りになつたのであります。

かく教へをうける人々にも、そのみちすがらを示してお説きになり、誰にもわかる水に例へてお話になり、或は水の清濁或は水標の高い水が吹き上る例をお用ひになつて、心を清く且つ低くして通ることをお話になりました。

「木でいへばすゑをとめたら四方八方へめをふく、道具をもつて根をほれば、道具逆をふく、内にくるものに一人もよろこばさずになさんといふ御心。」

木は芽を止めても枝を四方へ張る例等を引用して、如何に苦しい時にも元氣を出す様にとお話あり、色々な反対の中を切りぬけて教祖様を訪ねてくる者は、假令一人にしろ、満足させずには歸さないとお心をもつて、常に人に接し、又お話になりました。

「神様のたには世界中の人へみな子ども、それでみなこともかわいとばかりの御心で、あるもの皆人に施しなさるから、神様の御はなしにて世界のめんばらしに、五十餘年前の時より教祖に針子をとれと仰せあり、又御長男善右衛門様へ手習子を御始被下たが。」

月日にはどのよなものもわが子なり

かわいばかりでみてはいれども

などとも仰せある様に、親神様の眼には世界中の人間は皆可愛い子供なのであります。

それ故に教祖様は此親心のまゝに、あるものは皆苦んでゐる人々にお施しになるので、世間の人々は或は氣狂ひぢや或は狐つきぢやと、相手にせないので、さうではないとの證しのために、親神様の御命のまゝに教祖様は、お針の師匠、御長男善右衛門様は手習の先生をお始めになりました。

茲に「五十餘年前」とあるは、嘉永、安政の頃に当りますが、神憑り後十餘年の事に相當いたします。又「御長男善右衛門様」と記されてありますが、これは秀司祖父様の元の名でありまして、祖父様は明治六年頃から秀治（又は秀次、秀司）と改名されたものであります。その動機は「スケ、衛門廢止」云々のお布令でありまして、大和の此地方の人々は大概改名した様ですが、その事は又別にお話する機會もありますから省いておきませう。しかし、明治三十一年にもなつて一般に秀司と用ひられてゐる時に、舊名善右衛門様を用ひてゐる所に、捨て難い古老懐古話の妙味が窺はれます。

「四十六年以前に、今の辻忠作の長女こよといふもの針をしへて貰てをるときに、教祖様御女子三人の中の御子を、忠作なかふどさしてもらい、今の忠作のいとこにあたる惣治郎様の御心うつくしきをみて、程よくゑんだんととなひ」

辻さんが中山家に近づかれたのは信心を始めてからではなく、先のお話の針子として通ふた事からであります。四十六年以前とは、嘉永五年に當るのです。

その頃、今の辻忠作さんの先代忠作さんの長女こよさんが針子に通つてゐた緣故で、忠作さんが仲人となつて、お針のお師匠さんの中の娘おはるさんを忠作さんの縁者、鍛冶惣の惣治郎さんにお世話されました。「いとこに當る惣治

郎」とは、後にも出てくる筈に、忠作さんの叔母に當るおきみさんが榎木に嫁いで生れたのが惣治郎さんなので、當人達は従兄弟になるわけなのです。

「それより長男に龜藏といふ子が出生なりました。今より四十四年前である。」  
四十四年以前といふと、安政元年に當ります。

「其時親の家へかへりておびやなされたに、教祖様はおいきをかけたでなでておきなされたに、かくお生れ安産なりました。」

おはる様は里方の庄屋敷へ歸つてお産ありましたが、教祖様は、お息をおかけになり、お腹をおさすり下され、ために安々と軽く初産されました。これ、後に云ふ産帶許しをおわたしになつたのでありまして、これが最初の例だと申されてゐます。

「翌日北隣の家惣助（今の木部之元屋敷内）といふ人の内儀が来て、夜前産したと仰れば、常と變らぬよふにしておきて御ざるから、うそやとおもふたに、子をみて仔細にびつくりしました。」

おはる様は、御守護によつて安産され、翌日も常日頃の様子に振舞つてゐられました。そこへ中山家の北隣にある、清水惣助様の内儀さんがたづねて來られたので、おはる様は、

「昨夜子が生れました」

と、話されましたが、その様子がお産直後の様子もないので、からかはれてゐるとでも思つたのでせう。

「そんなうそをお云ひでないよ」

と、少しも本氣にしませんでしたが、

「うそやない。お母様が息をかけて下されて、親神様からお許を頂いて下されたので、ほんとに軽かつたのや。これ此處に坊がねてゐる」

と、子供を示されたので、二度びつくり

「ほんとにナア、せやけど何と軽いお産やつたナー」

と、眞に二度びつくりしました。

これがその後、お産の神様とて近在にほひがけなされる最初であります。

「そこで其惣助内の内儀も後日産をする時に たのみたれば 教祖様はいきかけて、なでおきなされたに 本人うたがうたから、子ハマめで生れたれど親が三十日程頭上らず。」

「そんな御利益あるのやつたら、私にもお許し下さい」

と、惣助の内儀はお産に際してお願ひに來ましたので、

「さあ〜」

と、心よくお許しになり、おはる様の時と同じに 息をかけさすつておやりになりましたが、内儀さんは、

「こんな事だけで、本實ほんとにきくのやらうか」と内心疑念を抱きました。

理は何と鮮かにお見せ下さる事でせう。疑念を抱いた結果は、すぐとお産に現れたのです。といふのは、お許の理は子供に現れて、達者で生れ出たのですが、疑念を抱いた理は母親に現れて、産後一ヶ月と云ふものは頭も上らぬ苦しみとなつたのであります。何も知らぬ子供と、人間思案の母親とに 夫々應はしくおびや許の理が現れたのであります。

「それ故教祖様ハ其子をおせわしてそだてなされ、親に米、麥、大豆、小豆、粟、きび、ごまの七品を煎りて粉にし、百粒の丸子にして、其親におあたへなされたら、卅日程ですつきり全快し。」

假令人間心のためとは云へ、教祖様はその儘、自業自得や、とお見すてなさる様な事なく直ぐと慈悲の手を差のへられました。生れた子供を引取つてお世話なされたばかりではなく、力づきの悪い母親にも、七種を混ぜての煎薬を丸薬として薬與へになりましたので、流石悪性な産後の患ひも、卅日程ですつかりと全快したのであります。

「又こんど孕みたならおたのみ申。前には案じましたけれど、こんどかうたがひませんからと願に付、さらばといふて、御ゆるしなされば、安ふ産がすみまして、それよりせかい村々近在にひろまり。」

次に妊娠した時も、おたのみに來ました。然し前回に人間思案をして懲りた経験がありますので、

「前回には案じ心を出して懲々しました。今度こそは、決して疑ひませんから、どうかもう一度、お許しお願ひします。」

とたつての願により

「さらば」

と、再び息をかけ、おさすり下され、又願ひ通り安々とお産が出来ました。

さあ此話は誰云ふとなく 村中の誰彼の耳に入り 口に語られ、村から村へ 近在近窟へと傳へ廣められるにいたり。

「庄屋敷には、お産に妙な神様がいらつしやるげな」

と、「お産の神様」の名は、段々と弘まつたのであります。

「又疱瘡も内からためしをなされ、今より凡三十七年以前 平群郡安堵村にいしやの手あまりを願ひきたり。

教祖様へ隣りの鈴木清藏といふ人をつれてお出になり 病人早速御りやくありました」

教祖様はおびやの神様としての御はたらきに次いで、疱瘡の御守護をお示しになりました。それは安政元年の事、安堵村から、も早や手の施し様もないとて醫者も見放しましたから、お出で願ひ申したいとの事で、教祖様には隣家の鈴木清藏さんをお連れになつて、お出向あり 病人は早速とその効を見せて頂かれました。

「又同村飯田岩治郎といふ子が腹痛でこまりおる。いしやのくすりもきかぬところを、ふしぎにたすかりましたから、近村よりほうほうから安堵の教祖様の御とまりの所へおまへりあります。其時おつさかといふ所に あかあざの人があり それをたすけよふと人をやりなされたけれどもきません

これが「安堵の飯田」として初期教會史に活躍した人の入信の事情であります。後には、「水屋敷」云々の異端者とは

なりましたが、此處では「飯田岩治郎としふ」とあり、何となく頑是ない子が親に腹痛をむつかり、看護された面影が偲べれます。

又これが節となり 此話が擴まるにつれて、近村近在から

「安堵の飯田はんに 不思議な御人が泊つてゐるげナ」

「何んな難病人もすぐに助けて下さるげナ」

「忠兵衛さんも行つた、おなつツあんも行つたげナ」

「お前も行かんのク、おれも行つてる」

と、わいしよ〜御出張先の安堵へとつめかけて参りました。

その人々の口から、忍坂おつがに赤痢おつがに惱む人がゐるとお聞きになつて、迎ひの人をお差向けになりましたが、たうとうやつて來ませんでした。

「それから内（今のおぢば）へお歸りなされたが、今の辻忠作妹くらといふもの、氣のまぢがひとりたから 忠作は奈良二月堂様へ参るつもりで、でかけて、一ノ本かじ本内へよりましたら、忠作のおばに當るおきみといふ人ハ それは庄屋敷でなほるとゆわれたが、惣治郎様は今日ハ奈良へ参りて來るがよいといわれたから、その

日ハ参りて

次が辻家の入信事情であります。安堵から御歸宅になつて間もない頃のことでした。今の辻忠作さんの妹女くらさんが、突如として氣狂ひになられたのです。一家の心配はどうでせう。色々相談の上、奈良二月堂へお籠りして御利



益頂かうといふ事になりました。忠作さんが、豊田村を北へと赴かれました。

標本はその途中に當ります。又親類の梶本家も街道に添つてゐる事でありましたので、一休みかた／＼奈良詣りの事情を話されました。

「うちのくらも困つた事になつた。氣が狂つて歸つて來たんで、これから二月堂さんへ詣るのや」と。すると、叔母に當るおきみさんは、

「そんな遠い所へ足を運ばんかて、え、やないか、庄屋敷のお母さんにたのんだらえ、やないか」

と、申されました。おきみさんは、先代忠作さんの妹に當る人です。先に申しました様に、姪に當るおこよさんがお針に通つたが、縁となり、おはる様を息子の嫁にもらつてゐられるおきみさんは、中山家にも辻家にも縁が連なる身柄でありますから、所信をバツさりと話されたのでありますが、惣治郎さんは惣治郎さんで、その立場上、

「まあ此處まで奈良詣りのつもりで來たんやから、今日は二月堂さんへ行つて來なされ」と、妥協説を出されましたので、その日は最初の目論見通り、奈良へ行かれました。

「いろ／＼お札きとうしてもろてきたけど、妹なほらぬから、忠作はおばおきみさんにたのみ、教祖から神様に妹持命があるか、みじかいかと尋ねてもろたら、さきながう持命あると聞かしてもらひました。」

二月堂でお燈明を献じたり、祈禱願つたり、色々手を盡して歸つて來られました。一向にその證もありませんので、忠作さんもいよ／＼心をきめて、叔母さんを介してお祀りする事になりました。

おきみさんはおはる様を通して、里方の母御に當るのですから、教祖様との間柄も深かつたこと、思ひます。忠作

さんのたのみをうけて早速と庄屋敷へ出かけ、教祖様に一部始終を申上げて、

「姪の壽命まだありませうか、最早壽命残り短いものでせうか、お伺ひ頂きたい」と話されました所、教祖様から

「親神様は、まだ壽命あると申されます」

とお答へありました。

「そこで、初に参けいしましたら、神様より御はなし被下しました。此處八方の神おさまる處、天理王命と云てある。ひだるい所へ飯くたよふにはゆかんなれど、日々うすらいでくるほどにと御さしづが被下たに付、もふこれよりほかに信心せぬと心定めました。」

そこで忠作さんも直接に参詣されました。妹こよ女がお針に通ひ、又父忠作さんが仲人となつてその妹の子供の嫁子にとりもたれた間柄ではありますが、参詣といふことはありませんでしたが、とう／＼道に引出して頂かれる日が來たのであります。妹くら女の身上お知らせから、神の用木とお使ひ頂かれる日が來たのであります。

忠作さんが初詣りされた日、教祖様からお取次頂かれた神様の御意見は、「此處は、八百萬神がゐられ所で、天理王命と申すのである。心一つでどんな守護も見せてやらう。くら女の身上も、假令、空腹の時に御飯を食べた様に一時には全快せんまでも、毎日／＼と薄皮を一枚づつ剝ぐ様に平癒してゆく程に。」

と、ありましたので、忠作さんの心も定まり「もう今日以後は、決して他にもたれつく様な信心はおこさない」と、固く心にきめる所がありました。

「それより日々、朝夜におつとめ願つておりましたら、一寸御りやくあつたが、又、おばさんに願てもうたら、つとめみじかいと仰りました。御勤はせん香たてゝするに、忠々、線香を半分に折りておつとめして居りしに付、みじかいと仰りて、せん香一本づゝ上て御ねがひしたら、四月ほどですつきり御りやくがくだされた。

それからといふものは、毎日毎日朝晩にお願ひづとめをいたされました。所が、最初は一寸御利益も見せて頂かれましたが、なほもう一つはかくしく参りませんので、梶本のおきみ叔母さんを煩はして、

「何故でせうか」

と、お尋ね願つたところ、

「つとめが短いのや」

とのお指圖でありました。

なほ、その頃のおつとめは、今日とは多少姿を異にしてゐまして、

「南無天理王命」

と、拍子木を叩いて唱名祈願するばかりでありました。そして神位の前には線香を炊く仕來りになつてゐたのです。が、辻さんは仕末のよい人ですから、一本の線香を二本に折つて使つてゐました。それではおつとめの時間も半減されてゐるわけでした。

「おつとめが短い」

と、仰せになる所以であります。

そこで、忠作さんは仰せの通り、線香は二つ折にせずにおつとめの時間を延ばしましたところ、四ヶ月程で、流石

二朱三朱づつの薬飲みこまりなされしを、神様一心御願で、三日程で御利益がありました。」

中田さんが文久三年、妻女の産後の患ひから入信されるし、その翌元治元年には、大豆越の山中忠七さんが、同じく妻女の産後の御守護を頂いて信心始められ、同年六月初めには、後の本席様も妻女おさとさんの産後の患ひが縁となつて信心を始められるに及び、眞直に進まれたのでありまして、辻家所藏の稿本には、次の如く書かれております。

「同村中田儀三郎といふ人ハ三十六年前に其妻おかじさんが産後患ひをたすけてもらひ、かたくしんじんして居られました。又、卅五年前(二月十五日)豆ごし山中忠七様が其妻おその様産後むつかしき所をたすかりて、二月十五日にまへりかけました。又その年の六月のころに、今の御本席様おさと様の産後なやみで日々二朱三朱のくすりを飲みしに、神様一信に願て三日程でたすかりました。其の月の廿六日にあるいてまへりました。」

これによれば、他の人々は凡て産帯に關係した入信事情の様であります。

「同年春より 扇のさづけといふを五六十人に御だしなされ、又御普請のはなしがありました。忠七様ハ助もろたおれいに ふしんひきうけよふといひ、本席様ノ手間引受るといふておかゝりになりました。中田儀三郎は置ハ置きしん、巾枝西田伊三郎、疊八置きしんさしてもらうとなりました。忠七様、儀三郎様、伊三郎様、おなじ日、扇、肥(丸きりに御授け)おご邊のおさづけいたゞき、御本席様ハ扇とおごせのさづけおいたゞきになりました。」

又、辻家所藏の稿本には、

「此年の春より扇さづけお出しに成、これをいたゞきしもの五六十人計りありました。山中忠七様ハ 扇、御幣、肥まる切授いたゞき、本席様 扇、御幣いたゞき、又中田儀三郎、扇御幣、肥まる切いたゞきなされました。此の時分から普請の御はなしがありまして、忠七様ハ助かりし御恩に普請引受ますといふて、もよふにかゝりなされ、木席ハ手間引受ますといふて、もよふにかゝりなされ、すなはち只今の北之上段の内が同年の十月にだけあがり、その冬中に内づくりができました。中田儀三郎普請には疊六枚献納致し、市枝西田伊三郎、同八枚献納致しまして、御幣と肥まる切いたゞきました。」

この兩者を参照してみますと、元治元年春頃には、参拜に集る人も増え、「扇」を授かつたものも、五六十名もありました。

一寸申添へておきますが、扇さづけとは時に扇のうかがひする理を授けられたといふ意味と思はれます。

又、「おご邊」又は「おごせ」とあるは、稿本の「御幣」のことと思はれますが、神位として個人の家に祭る御幣をお下げになつたものと思はれます。

かくて、人々も集り 普請も我もく〜とひのきしんで出来たのであります。施主となつて萬事引受けられた忠七さん、又、大工手間を引受けられた伊蔵様が、夫々準備をすゝめられ、中には疊六枚又は八枚と献納して、己がおたすけ頂いたお禮の印とされました。

此處で一寸注意を要するのは、後には相 傳道史上活躍されてゐる辻さんの名が見えませんが、これは「産帯、瘡瘡の神様」であると思つて、他に迷つてゐられた頃の出来ごとであつたのです。

なほ勤場所ふしんの概要については、先に「翁の話」と題して取次ぎましたお話中に詳しくお話申しましたから、

今日は省いておきます。

(ひとことはなし三四—七二頁、天理時報第二五〇號—二五六號参照)

「その頃より針ヶ別所といふ所より 段々さんけいしてありしに ついに山子おこして、針ヶ別所が元やといふて不都合するに付、教祖様、本席様、山澤良助様、忠七様とおいでになりてとりはらいなされ、一週間程皆々針ヶ別所にくろふしてくだされました。」

稿本一 卅四年以前 七八月頃、二月餘りに針ヶ別所之方へ講社ができて一時澤山参詣しましたが、遂に反對して、此處が元やといふて不都合の事をする故に 教祖様御自身からおさめにおいでなされました。此の時に今の本席様、新泉良介様、忠七様御いになりまして、七日間御滞在になり、其間大に御艱難なされまして、其擬する幣をやきすて、とりはろふて御かへりになりました。此は金子若干と炭一駄餘りのみやげとして呉れて、後神名を呼ばしてくれといひました。」

三十四年以前とは、此處では慶應元年に當る様ですが、助藏異變の翌年と云ふ意味から考へると慶應二年のことになり、それだと數へ年に逆算されてゐる様に思はれます。

すなはち、忠七さんは「長男由松四歳の時」文久三年結構な御利益を見せて頂かれ、くら女の場合と重ねての御守護なので、「これより外に信心迷はぬ」と心定めをされ乍ら「産帶」痲瘡の神様とのみ思ひ込んでゐられて、己が齒痛には「いろ／＼外へ迷ひ苦勞」されて、二年間道におくられました。その間に勤め場所の建築もなり 又助藏異變も納り段々と道は擴大されましたが、これ等の節には忠作さんは深くは關係してゐられなかつたやうですが、卅三

年以前の正月四日（慶應二年と推定）から迷ひから醒めて参詣に來られたのであります。

「同年十二月廿六日、神様御さしづには、せんざい喜三郎、平骨の扇渡す。同善助、黒骨の扇わたす。同幸右エ門 おご邊、肥さづけよふ、これ末代とさとれ。豊田忠作おこせ、肥授けよふ。長の道中路金なふてはついてさられまい 路金として肥をさづけよふと仰被下しました。」

稿本「 同十二月廿六日、神様おはなし御授被下しました。前裁喜三郎、平骨の扇渡す これ神とおもて大切に祀れ同善助、黒骨の扇渡す。同幸右エ門 御幣肥授けよふ。これまつだいとさとれ。辻忠作、御幣肥授けよふ、これまつだいとさとれ。長の道中路金なくては來られよふまい 路金として肥授けよふと仰ありました。」

其年の十二月廿六日の御命日に 参拜に集つた者の内から、前裁村前川喜三郎、今村善助、村田幸右衛門の三人と豊田村の辻忠作との合せて四名の者がお授けを頂きました。

お授けといふと、今日では一定の型がある様に思ひますが、その頃の用語例では、教祖様から或特典をお許頂くことを意味されてゐる様です。勿論 その理は今も昔も一つ所に歸着するものですが、今日の順序形式のみを考へてはなりません。

扱、忠竹さんがいよく用木として選び出された時には、同輩として前裁村の三名の人がありました。その時の教祖様のお言葉は、

「前裁の喜三郎、平骨の扇を渡す。これ神と思ふて大切に祀れ。同善助、黒骨の扇を渡す、これ神と思ふて大切に祀れ。同幸右衛門 御幣、肥授けよふ、これ末代と悟れ。豊田忠作、御幣、肥授けよふ、これ大代とさとれ、長の

道中、路金無くてはついてこられまい、路金として肥を授けよふ」

とありました。四名の内二人は扇、二人は御幣と肥の御許を頂かれたのであります。

「三十二年以前 十二下りおうたおつけになり 同八月頃迄にみなくおつけになりました。儀三郎・忠作、幸右

衛門 喜三郎、善介 三島嘉一郎六人の者へおしゑて被下しました。うたお手ふりのけへこふしました。」

稿本「二年以前 正月早々より十二下りを御つけになり 前の三下り御つけなされ、あと八月頃までにみなおつけになりました。春より 豊田儀三郎御手ふり、忠作御手歌、兩方、前裁幸右衛門歌、喜三郎のふしをつけ、又手ふり 前裁善助御手ふり 三島嘉一郎手おどり 都合六人稽古致しました。

普通傳へられてゐる所では十二下りは慶應三年の作で、その後三ヶ年の間にお手振付けられたと申されてゐます。父様の書かれた教祖様御傳にも左様なつてゐますが、忠作さんの説では、三十二年以前の正月早々から「十二下りおうたおつけになり、同八月迄にみなくおつけになりました」とありますのは、十二下りを記述されたと解釋すると、手をふりつけたと解釋するのにより、史實が多少違つてきますが、従來の説では記述された意味を採つてゐるものと思ひます。此處でも左様に解釋しておきませう。

かくて出來た十二下りを、次の六名の者に夫々の役割をきめて、初稽古をおつけになりました。その銘々の役割は

お 手 振  
 豊田村 儀三郎(中田)

お 手 振 歌



豊田村 忠 作(辻)

歌

前裁村 幸右エ門(村田)

歌のふしつけ お手振

法貴寺村 喜三郎(前川)

お手振

前裁村 善助(今村)

お手振

三島村 嘉一郎(北田)

といふわけで、歌ひ方三名、踊方五名で、忠作さんだけは、「兩方」共 お教へ頂かれ、又稽古されたことになっております。

「八月頃よりおはらいふり、神様おはなしには、世界のものはおはらひふる、行者ふるといふて、よろこんでゐるけれど、これは人間でなら、あげくだしのよふなものや。これから神が心配で、肉がくだけるよふになるほどにとぎ、ました。翌年正月三日四日頃より、伏見騒動となりました。

稿木「此年八月末、御はらいふるといふて、世間事やかましいふだが、神様おさしづには、人間からだでいへば、あげくたしも同じ事、それ、ねんいつたらにくがくだるよふになるほどに。神がしんばいと仰せあります

た。翌年即ち卅一年丙（明治元年）正月二日三日頃より 伏見騒動となりました。」

翌年即ち卅一年以前は、明治元年である事が稿本に明記されてあります。これによつて明治卅一年の稿であれば、數へ年の事になり 或は卅二年の和ではないかとさへ思はれます。が何れにせよ、慶應三年八月には「おはらひ」が降つたといふて、人々は目出度いとか瑞徴やと騒ぎましたが、しかし教祖様のお話は人々の語と異り「これは吉徴ではないで。この天地は神体のおからだやから、そのおからだに現はれた普通でない様子は、人間の身上の障りと同じ様なもの。この「おはらひ」は人間に例へると嘔吐や下痢が念が入つてこざれると、肉まで下して了ふやうな重態となるやらう。「おはらひ」もこざれて肉が下らねばよいかと、神はそれが心配やで。」

と何も知らずに がや／＼とよろこんでゐる傍の人々にお教へありましたが、案の定、翌明治元年の正月三日には 伏見鳥羽の戦となり 血を見る結果となりましたので、人々は初めお知らせ下された親神様のお心の程を、今更の如く勿體ない事やと話し合ひました。

「其頃、小泉不動院といふ祈禱者、今の本部へ來り、暴行して太鼓提灯を切やぶりて、古市へ願ひで、わるいひしました。そこでこれまで、なむてんりおふの命といふ御勤をば、あしきはらいたすけたまへてんりおふの命といふおつとめになりました。」

稿本「其頃小泉不動院といふ祈禱者來り 太鼓切り破りなど暴行之上、古市へ願ひ出ました。それまでハ、拍子打て、なむてんりおふのみこと御つとめの處、そこで、あしきはらひたすけ玉へ、てんりおふのみこと御つとめになりました。」

稿本とも變りありません。これは、不動院事件が契機となつて、お勤めが變つたと一般に云はれてゐる所でありま  
す。

「又京都吉田ごてんで、天りん明神とゆるしとりて、中臣みそぎ、六根のはらいあげてつとめありました。」  
稿本「又世界から彼是といふ故、京都吉田御てんへ免許を受けなされた。その時、天りん明神と聞濟になり狩  
衣きて、中臣、六根みそぎのはらひで、勤めておいでになりました。」

吉田家の免許であります、これまで此の事が比較的軽く取扱はれてゐましたが、教會史から申せば、初めて公認  
された節でして、それも樂々と進捗したことはない様です。

古市村の古老の記憶によりますと、吉田御殿への願出については、前後三ヶ年余りも要してゐた様であります。教  
祖様のお取次下さるお話が度重なり廣まるにつけ、幾多物忌みがつき、いざこざが起りますので、古市代官所でも捨  
ておけず、責任者を呼出したこともあるとの事です。庄屋同道、教祖様も秀司祖父様も二三度古市へ赴かれたとの事  
ですし、その後も請願の中心人物として、秀司祖父様は、幾回とも、古市へ不自由な足を運ばれたとの事でありま  
す。かくて、慶應三年には「乍恐」と代官所に願ひ出て、その添書を得て京都は吉田家に出頭された様であります。  
又此の添書下附願掟には、「願人善兵衛」とあり、裁許状には、「秀司」となつてゐますが、祖父様が此の出願に際し  
て、吉田家に入門して修業されたといふ事等を思ひ合せますと、善兵衛とは百姓の名であり、秀司とは教家の名であ  
つたのではないでせうか。此邊の事については、私個人として、非常に興味深い事柄ではありますが、本筋とは多少  
外れる様に思はれますから、他日の機會までお話を預ります。

扱、慶應三年六月に添書を得て京都に出願され、翌七月二十三日になつてお許しあつた様であります。

願ひ出てから一週間して公許あつた由が、父様の手記に出てゐますから、六月末に添書を得られ、しばらくして京都に出頭された事と思ひます。その時のお供は山澤良次郎さんとの事、又、守屋筑前守も同道された様であります。次に、その次第を引用いたしませう。

教祖様御傳

○同年（慶應三年）七月二十三日、吉田神祇管領より公許を得る。

吉田神祇管領エ御願ニ出頭ナリノハ、守屋筑前守秀治様ト山澤良治郎なり。古市エ願出デ、領主ノ添書ヲ得、吉田神祇管領家ニ出頭シ、七日間カコレリ。歸途、行列ニテ歸ル積リナリノテ、布留ノ宮ヨリ暴行者ヲ雇入レ、川原城鳥居前ニ待伏セ、暴行ヲ加エル積リナシヲ以テ、問道ヲ取り、別所ニ入り、豊田ニ入り、地場ニ歸リナサレタリ（川原城鳥居ヨリ東、布留社の街道ナルヨリ、此街道ヲ通サヌト布留神主ハ力ミンナリ。）

○参考、此中、教祖に神憑ありて仰せにハ、吉田家も「エライ」様なれども、一の枝の如きものや。枯る時ありと仰せられる。

何は兎もあれ、公然とおまつり出来る様になつたのでありますし、數年に互る努力が報いられたのでありますから祖父様の喜びは如何ばかりであつたでせう。想像に決して難くはありません。行列にて云々とあります様に、意氣揚々と、錦を故郷にかざる御所存でありましたが、それは親神様の思召に添はなかつたのでせう。布留社の阻止となつて、不本意乍らも、問道を別所、豊田の線にとり、お歸りになりました。しかし如何な道筋を辿らうとも、心のよろこびは人々の面にあふれて、猛夏のお日様より赫々と輝いてゐた事でありませう。

次に その當時の裁許狀や、參詣次第（身曾貴祓詞、中臣祓詞は略す）を、紹介しておきませう。

木綿手廻之事許容

大和國山邊郡庄屋敷村

秀司治繁訖向後

可懸用之狀如件

慶應三年七月廿三日

神祇管領

和洲山邊郡

庄屋敷村

秀司

右依願

天理王明神玉串納之事所申調如件

神祇管領

公文所

慶應三年七月

教祖様御傳について

參詣次第

先 前齋 早旦行水

次 社參

次 進神前

次 身曾貴祓詞

次 中臣祓詞

次 三種祓詞

次 心中祈念

次 拍手口傳

次 一揖

次 退下

右授與秀司治繁訖

慎而莫怠矣

慶應三年七月廿三日

右参詣次第は今日の式次とも云ふべきもの、日々神前に拜をなす順序を示されたものであります。即ち、吉田管領下の一員として、祖父様は百姓名善右衛門からぬけ出て、秀司治繁との神職名(?)を以て、天理王明神を祭り、木綿手纏を懸用して拜をする事を許可されたのであります。公然たる許可を得られたものであります。

尙、参詣次第は木版刷印刷されたもので、次の祓詞と同様の紙質、印刷でして、末尾の「右授與云々」以下「神祇管領」までの四行は墨書されてゐます。又、「右依願云々」の裁許状は奉書紙に墨書され、「本綿手纏」の許容は大高檀紙に墨書されたものであります。

「それより五年前迄ハ、廿六日に毎月かぐら、あとへ手をどり、日々はてをどりおつとめありました。」  
稿本「それより廿五年前(四字程空)までハ、毎日毎夜つとめ、あとへ手をどりありて、廿六日にはかぐらつとめありました。」

吉田家からの裁許があつたのですから、それ以後といふものは公然と禮拜が出来る事になつたので、毎日毎夜仰せの儘に、又、人々の心の揃ふ儘に、仲々とお勤めが出来たことなのでせう。また、廿六日の御命日には、信心深い人々も集つた事のでせうし、神樂づとめと手踊を陽氣に奉仕されたのですが、つまり今日での月次祭の雛形が茲に出来上つたのであり、かくて廿五日程前、つまり明治六、七年頃まで無事で、何等特筆する程の節もなかつた様であります。明治三年、吉田管領家の廢官後も、前同様に續けられてゐたのでありませう。

「廿五日程以前に、御さしづにて、中田、松尾貳人が大和神社へゆき議論あり、其時、御ふでさき貳冊、大和教祖様御傳につして

神社神官にかられました。

稿本「その年、中田儀三郎、松尾市兵衛へ神様の御仰には、大和神社へゆき、どふいふ神でござるとたて、尋ねてこいと仰なりましたにつき、貳人御いでなり尋ねしに、かくくの大社なりとこたへ、天神七代どふである、八方の神様なにくのごしゆごうなさるか尋ねしに、答出来ませぬとことわりました。この時ふでさき三號、四號、二冊かられました。神官いふ、おまへたちは百姓のよふにみへるが、歸りて老母（教祖）に煮湯に指をいれさせよ。それが出来ればこちらより東京へ願て、けつこふな宮をたて、渡す。出来ねば元の百姓精出してなされといひましたと。」

これは大和神社の節として嘗てお話ししました。(ひとことはなし、第一卷、四六頁、天理時報二五二號―所載)が、辻さんの手記ではその問答の内容が窺へますし、又二人の歸宅に際して、教祖様に探湯の方法を教へて諭してゐる等は、明かに對等的には相手にせず、子供の憤か狂人の醉狂位に考へてゐたのではないでせうか。又議論とありますが、その主眼點は御守護にあつた様であります。そして三號と四號のおふでさきを渡して來たのも、先方の求めによつてなされた様であります。

「後神官御地場へきたり、しやくがさしこみますゆゑ、うかこふて被下と、佐保之庄から参りたといふてきましたに、うか、いハせぬ故、勝手に拜しておかへりといふた故、かへりて布留社へ談じせしと見へ、翌日、布留社より神官五名來り、先生(秀治様と申す、善右衛門様之事)に尋ね出た。」

稿本「それより右貳人歸りし後、その日に腕車を駆りて神官御地場に來りて、いつわりて佐保之庄の新立のものやが



急病につき伺てくれといふてきました。が、うかゝひへできません。かつてにおがんでおかへりといひしに 其  
翌日、布留社神官と談じて五人來り 先生（秀司様）に尋ねた。 一

辻手記本だけでは一寸不明な所もありますが、稿本と對照すると多少その間の様子が判明する様です。つまり前段  
の様に 百姓二人を訓諭してからも、大和神社の神官さんはすぐ後を追ひ、人力車で庄屋敷へと乗込みました。そし  
て自ら病人になりすまし、

「自分は佐保之庄村の新立の者ですが、今に具合が悪くなりましたから、どうか神様に伺つて下さい。」

と虚構のあはれを乞ひました。しかし、最早吉田家からの公許無効になつてゐる時でもありましたし、又、前方に  
は先方の芝居が明かに見え透いてゐましたので、「それはお困りで御座いませう。が、私達は左様な力もなく 又、禁  
じられてゐる事でもありますから、切角乍らお伺ひする事は出来ません。それでもたつてと仰言るならば、さあ御隨  
意に禮拜して引取つて下さい」

と情理を盡して斷り 受けつけなかつたものですから、その日は澁々乍ら引上げて了ひました。しかし、腹の虫が  
納る筈がありません。案の定、一同がほつと胸をなでおろしたのもつかの間、翌日になつて、布留社の神官も加へて  
五名、再度先生に面談を強要してきました。これは前日庄屋敷を引上げたその足で、氏神、氏子の關係にある布留社  
へ談じ込んであつたものと思はれます。

一寸餘計な事ですが、「何ふ」といふ言葉を、原筆者手記、稿本共に「うかこふ」「うかかひ」と假名使つてゐます。

又、祖父様の名も「周治様」「秀司様」「善右エ門様」と書かれてゐますが、「周治」の文字は蒸風呂營業や、村役人を勤  
めてゐた時にも使用されてありますし、又、「先生」の呼稱も今日では廣く布教師全般に用ひられてゐますが、その頃

は専ら祖父様のことを呼んだ言葉でして、今日尙存命の老人達は、時々「先生が、どうされた」先生が、か様言ははつた」等と用ひてゐます。或は吉田家より裁許されたによつて、その頃の唯一人の「先生」であつたのが、後の呼稱となり 又祖父様も慶應三年七月以降、「先生」「先生」と呼ばれる様になつたのではないでせうか。

「所が、先生は何も知らぬとお答へなされたが、神官は村の役もするものが知らぬといふがむつかしいふておりしに、その時、辻忠作そばより、昨日大和神社へゆきしものもゐる。われもその中である故、こちらへ來て被下といひしに、教祖様はきもの御めしかへ、神官に於いて御はなしなされました。」

稿本「所が、先生はしらぬとお答へなされたが、村の役もするものが知らぬといふことがあるものかといふに付、そばより忠作は、昨日大和へゆきましたものがありますゆへ、こちらへきてくだされといひしに、教祖様はあふて御はなしなされました。」

神官の話の内容は何であつたか判然いたしません。が、辻忠作さんが、「昨日大和神社へ行つたものもゐる云々」と申してゐる所から、又、次の問答から考へまして、昨日の責任を問ふたものと思はれます。

それに對して祖父様は、

「自分は一向に存じませぬ」

と云はれましたが、神官は

「村の役人さへ勤めてゐるお前に、此の是非がわからぬ事があるか」

と、一向聞き入れてくれません。その頃、祖父様は庄屋敷村の戸長か、副戸長かを勤めてゐられたのであります。

そこで辻忠作さんは、

「昨日大和神社へ行きましたものがゐますから、こちらへ来て下さい。私もその一人です」と、應接されてゐるのを、お聞きになり

「私がお目にかゝりませう」

と、教祖様は、衣を改めて、御面會になりました。

一 神官は天理王命ハドふいふ神様かと尋ねたるに 十柱の神様の御守護くわしくお話被下ましたに 神官はそんなら學問にあることはみなうそかと問ふに 學問も神様のみおしへにて、みな誠でありますと仰りました。學問にないふるき所の九億九萬九千九百九十九年の間のこと、せかいへ教へたいと仰りました。神官がいふには、人をたすけるものがなぜ吾子の足の不足するやとたづねましたに 教祖様ハこれハ神のいふこときかんからであるけれど、心なほせばなおすと神様が仰あると御答へなされました。神官又問ふ。でけくの子に不足あるはどふいふものかと。教祖様はそれは前生の持こしと、両親の心のあらわれでありますと仰あつた。そこで神官は出なほしてくるといふてかへりました。 一

稿本「 十柱神様の御しゆごふくはしく御はなし下されました。神官いふ、それがまことなれば學問はうそかと尋ねましたが、學問も神様の教でみな誠であります。學問にないふるき九億九萬六千年間のことせかいへおしへたいと仰りました。神官いふ、人をたすけるのに吾がむすこ（秀司様の事）の不足（秀司様の足のちんば）ハドふいふものやとたづねましたに 教祖は、これハ神のいふこときかんからであるけれど、心なおせ、なおすと神

様仰あると御答なされました。然ば生れしの子に不足あるのほどふいふものかと尋ねしに、それは前生の持こしと二親の心のあらはれであると言ありました。そこで神官等はでなほしてくるといふてかへりました。

以上は神官の問に對する教祖様のお答の概要であります。原筆者の忠作さんが側に固唾をのんで、如何になりゆくかと控へてゐたこと、思はれます。その前で教祖様のお答はすらすらと流水の様に淀みなく運ばれたことでせう。そして一問難題の出る毎に面に現はれたらうと思はれる忠作さん等の心勞も、一つ一つと薄皮を刮く様にそがれてゆき神官達が「出直してくる」と引上げた時には、一同が互に顔を見交して、ホツと愁眉をひらいた姿も、想像に難くはありません。

なほ手記本と稿本との間に、年限數字が、一は九億九萬九千九百九十九年の間とあり、稿本では、九億九萬六千年間」となつてゐます。が、これは智慧のしこみとお教へ下されてゐる、末期三千年が省けてゐるものと思はれます。

「後、奈良縣からよび狀がつきまして、中田、辻、松尾の三人よびだされ、一人一人しらべになりて、めん／＼に信心のもとを申上りました。その時の社寺掛り稻尾といふ人が、後日、山村ごてんに出張する用事あるゆゑ、そこで出頭せよといひしに付、後其日限になりて、教祖様と中田、辻、松尾、白石畑重兵衛、柳木の佐藤の六名山村ごてんへゆきたら、園聖寺のじぶつ堂にて調となり、稻尾、布留宮司ときまして、神様、教祖様に入こんで御はなしにハ、世かい中神のほふに、みなわが子、一れつを一人もあまさずたすけたいからやと御仰ありますから、つまりこれハ心けい病やといふて、大切にせよとそばのものにいひ、今日は藝のありだけゆるすといひし故、扇子一ついかりて、中田儀三郎御手ふり、辻忠作うたじして、四下り目でよいといひしに、まだ八下りあるからし

ますといひしも、しいてとめたからやめて、それよりかへりました。」

稿本「ついで、奈良縣からさしがみがつきまして、中田、松尾、辻の三人呼たされ、一人くしらべになり、めんく信心の元を申あげた。社寺掛り稻尾といふ人、山村御殿に調の用事あるにつき出張するから、霜月十五日にで、くれといひしに付、其當日、教祖様、中田氏、辻、松尾、白石畑重兵衛、柳本佐藤の六人、山村御殿へゆきました。が、園聖寺じぶつ堂にて調となりしに、稻尾氏、布留の宮司と外一人と三人出て來まして、教祖様、神りこんで御はなしにハ、せかい中、神の方にハみなわが子やで、一れつ一人をあまさすたいからやと仰あり、稻尾氏ハこれハしんけい病や、大切にせよといふて、それより今日は藝のありだけゆるすといふたに付、扇一ついかりて、中田御手ふり、辻歌を致しました。四下り目でもふよろしといひしに付、尙跡八下り致しますと申しに、しいてとめしに付、やめてかへり」

いよく御苦勞が始まります。それ迄は先方から乗込んで來た事件でしたのが、今度は呼出しにより御苦勞下さる事になりました。縣廳からの呼出により、中田、辻、松尾の三名が社寺掛稻尾氏の取調をうけて、一人一人信心始めから取調られました。その時

「他に用件もあり、山村御殿へ出張せんならんから、來る霜月十五日に、圓照寺へ來い」

との話ありましたので、その日になつてから、教祖様、中田、辻、松尾、白石畑村の重兵衛、柳木村の佐藤の六人づれでゆかれました。山村御殿での御様子は、以前にお話申しましたから今日は省いておきませう。(ひとこととはなし一三三—一四三頁、天理時報二六九號—二七〇號(昭和十年十月廿七日、同年十一月三日發行)参照)

「廿四年程前に 教祖様御子息小かん様とおふたり神様のおさしづにて、かんろふだいの場所をおさだめなされました。他の信心のものをくゝりてあるき、その所にゆきあたれば、足ハ一步もはこべぬ所、これが、かんろふだいのしんとなります。それよりかんろふだいつとめとなり、その一條のつとめ十一通りのお手をおしへくたされました。日々は、「あしきはらひたすけたまへ一れつすますかんろふだい」といふおつとめであります。」

稿本「廿四年前 明治八年、教祖様こかん様貳人御指圖にて、かんろふだいの場所御ためしになりました。そこをあるいて向へも横へも一足もゆけぬ所へしるしをつけ、他のもの知らずにみな信心のものをくゝりてあるき、中田松尾と市枝與助、辻ます（忠作の妻）子をおふてあるけば、みなおなじ所で立ちどまりました。それ、かんろふだいの場所となりました。それより、かんろふだいい一條のつとめとなり、御手十一通り教へなされました。日々のつとめは、「あしきはらひたすけたまへ一れつすますかんろふだい」といふおつとめであります。」

これ、所謂「ちば定め」の史實であります。稿本には明らかに明治八年と記され、それが廿四年前に相當する事が記されてゐます。又、日々のおつとめもこれより定められた事になつてありますが、そのお歌は注意を要する所でありす。即ち

あしきはらいたすけたまへ

一れつすますかんろふだい

となつてありまして、現在の

あしきはろふてたすけせきこむ

一れつすましてかんろふだい

とは多少變つてゐます。が何れ機會がある事と思ひますから、おつとめの手等については、今日は省いておきませう

「時に教祖様は、まだこわい處へつれてゆくと仰りましたが、おりふし小かん様わづらひとなり 秋の頃、中田、松尾、辻三人奈良縣へ呼出しになりましたが、かねて門の普請にかゝりありしに付、その普請は誰からしたかといふて尋になり、それは御内からなされたもの、ほかのものは一寸もしりませぬといふ答しましたが。」

稿本「それより小かん様わづらひとなりたが、兼て教祖様は、も一度こわい處へつれてゆく あんじなと仰ありしに その秋頃に 中田、辻、松尾三人、なら縣へ呼だしになり その時より一年前より、今の古門ふしんにかゝりありましたが、内づくり最中、右呼だしとなりまして、ふしんはどこからできたか、其方らよりしたかと尋ねしに付、中山内よりしられたと答へました。

教祖様は、又恐い所へつれてゆくが案じない様にとお話ありました所、次いで秋頃となり、案の定、中田、松尾、辻の三人は縣廳へ呼出されました。その尋ねられた要點といふのは、丁度明治七年頃から門の普請に取掛つてゐましたが、その普請の様子につき、中山家で建てゝゐるのか、又信者が建てゝゐるのかと云ふお尋ねです。それに對して三人から、中山家で建てゝゐる旨お答へしました。尙、此處にある「かねて門の普請」といひ、一一年前より今の古門」と云ふのは、今日、「中南門」と稱して保存されてゐる建物でして、明治十六年に御休息所の建築が成るまで、長らく教祖様のお住居となり、後には飯降翁の住居ともなつてゐたものであります。又、此頃には後日道の上に功著しかつた人々も忖心してゐたわけですが、中田、辻、松尾の三名特に名指されたものと思はれます。

二人にいろ／＼説諭をして後、家内のものにこいといへと申されてかへり、先生は病氣でいけぬとゆうて、かわりとして辻と村役人と安達氏と教祖様に御供してましたら、その時、教祖様に問ふていふにハ 多人をまどわし多くの金をとるそふな、辻にむかひ、そちもわけまいもろたかといふたが、助けてもろた御恩にへんと持て参りております。わけまへは壹錢ももらわん、神様は九億九萬六千年の事世界へ知らしたいと仰ありますと答へました。此事、社寺掛り稻尾書留て置れました。

稿本「三人へいろ／＼尋ねて後、中山氏家内にこひといひ、先生病といひ、かわりとして教祖とお政様辻と村の足達氏つきそへとしてでしたが、おまさ殿に向つておまへハどのものかといふたが、内のものやお答なされ、

萬事こたへ返事できずしてしかりてしました。教祖様にむかひ、多くの人をたぶらかし、澤山の金銀取そふなといひ、辻にむかひ、その方もわけまへもろたかといふたに 助けてもろた禮にへんとうもつてしんじんしております。分まへハもらわん、九億九萬六千年の事せかいへしらしたいと神様が仰ありますと答へました。」

三人の取調は説諭の後、「中山家の者を寄越せ」といふに終りました。かへつた三人は、その旨報告しましたが、主秀司祖父様は差障りありて出頭出来ないで、辻さんがその代理格となり 教祖様と、お政さん、それに村の足達源四郎さんも加はられて奈良縣へと行かれました。手記本には、此外に「村役人」といふのがあり、その代りに「お政殿」といふのがありませんが、父様の手記本教祖様御傳には、「翌二十六日、教祖様、附添として政女、秀司様病氣にて辻忠作氏代人として出頭せり。足達源四郎氏は役代として同道せり。」とありますから、稿本の方の名を探つておきます。

かくて奈良縣にては、社寺掛稻尾氏が取調べた様です。そして教祖様、お政様、辻さんの三人を一人々々別々に取



調べた様です。その順序は判然しません。稿本によると、お政持 教祖様、辻さんの順序であつた様です。

先づお政大叔母には、家族の關係から漸次尋問が進められた様ですが、充分の返答が出来ず追出され、教祖様には「多くの人をまどわし、金銀を取る事」が問題となり、辻さんにも、「お前もわけ前貫らふか」と責め寄せましたが、「御恩報じのために、手辨當で通つてゐます。その仕事は、神様の思召通り有史以前の事柄を世界へ傳道する事です」と答へました。

手記本には、その問答の要點が稻尾氏の手で書き留められたと、補筆してあります。

「それより五日縣廳どめとなり、教祖様へかんどくへいれました。時に小かん様おかくれになりたに付、教祖様へ願出て三日目に御歸りなされました。」

稿本「それより五日縣廳止となり、教祖様へかんどくへいれましたが、その間に小かんさんむかひとりとなり、それゆへ願て三日目に、教祖様おかへりなされました。」

明治八年、奈良監獄への御苦勞の様子であります。此の邊の事は以前に御苦勞の時詳しく申しましたから省いておきませう。(ひとことはなし一四三―一四八頁、天理時報、第二七一號、昭和十一年十一月十日發刊參照)

「後、御内へ貳拾五錢の科料金だして、辻、中田、松尾、山中、瀧田勤兵衛外三名の者、十年餘りの信心して居り升、助けて戴きし御恩、米三合、麥五合、初穂として上て居ります。もふ此先は信心しませぬ。」

稿本「其時、辻、口書にて、助もろた御恩に、米三合、麥五合を初穂として十年余の信心」

稿本は此以下が紛失して見當らないのが残念です。又手記本も此邊の續き具合がよくわかりませんが、大略次の様な結末になつたのではないではないでせうか。

辻、中田等の人々は、御助け頂いた御恩報じのため、信心してから十年餘りもずつと、米三合 麥五合の初穂を納めてゐましたが、今日からそれをすつかりやめますとの口書をとられて釋放されましたが、教祖様に對しては、後日になつて、金二十五錢の料料が課せられました。

「參るもの日々多くありましたに 他よりわるく願ふものありて、先生は三十日の間かんごくへゆきなされた時に 教祖様も又、奈良堺寅といふ宿へ役人より呼出されて、たづねになりました。後、先生御歸りになり、はでに人のよりくることをこしまつにしよふといふて、おきめなされました。」

秀司祖父様の奈良へ御苦勞になつた事については、父様の教祖様御傳に次の様に記されてあります。

明治十年四月九日、奈良赤戸警察署より召喚狀到來せり。

此時、秀司様赤戸警察署九日留置せられ、獄舎には、三十一日拘留せられ、三圓罰金申付けられ、五月十九日御歸宅成されたり。

密告者宮地某は舊番人にて、此者私に七草の藥を製し、其を秀司様に貰ひしと警察に訴へ出でしによる。數年後同人の娘病氣せし時、さんげせしことより事實現はれたり。」

これによれば、祖父様は宮地某のたくらみによつて、奈良へ御苦勞になつたのであります。赤戸警察署とは警察署のあつた位置が赤戸といふ所だつたさうです。

尙、塚寅宿へ教祖様が御苦勞になつたのも此時の様に辻さんは記してゐますが、父様の手記では、明治八年の御苦勞の時の様に記されてあります。(ひとことはなし一四六頁、天理時報二七一號、昭和十年十一月十日發行参照)

「それより金剛山栗野のじふく寺といふにつてありて其講社にして天りん如來といふ名稱をつけましたが、神様のお氣には入りしものにあらずと思ひます。じふく寺よりは、ごまをたきになどきて、十七年前頃へ大ふしもなく。」

次いで明治十三年から十五年迄、久留野村の地福寺管下の轉輪王講社が結成されたのでありますが、この事は以前に詳しくお話ししましたから今回は省いておきませう。(ひとことはなし八四―九五頁、轉輪王講社、天理時報第二六〇、二六一號、昭和十年八月二十五日、九月一日發行参照)

「神様のおさしづにより、只今の本席様が御越しになりましたが、宿屋からふるハ本席様の名前で願てありました。」

本席様の御地場への移轉でありますが、これ亦以前のお話を思ひ出して頂きたう御座います。(ひとことはなし、七一頁、天理時報第二二七號―昭和十年八月四日發行参照)

「十八年前に先生ハ御かくれなされ、翌年貳月、奈良警察署よりよびだしになり 教祖様、まつゑ様 中田、辻、山澤良助、山本一人づゝ調べになり 信心ハ力ぎりせよ、警察ハ力ぎりとめる、こんくらべすると申さ

れました。併して、御内ハ二圓五十錢、他の者ハ一圓廿五錢の罰金を申付けになりました。その月より宿屋を十  
 分きびしく取締り、内へ一人もこぬよふにばんするよふな事でありました。 ─

十八年前 即ち明治十四年に祖父様が出直されたのでありますが、翌十五年二月には、教祖様を初め重だつた人々  
 が奈良署に召喚になり、夫々罰金處分をうけてゐます。

尙、其頃は大和一圓は大阪府の管下であり、奈良警察署が本署として此附近の治安に當つてゐたのであります。(ひ  
 とことはなし一六二—一六五頁、こんくらべ 天理時報第二七四號、昭和十年十二月一日發行參照)

「 同年秋、教祖様、中田、辻、山澤、南畑清藏、乙木山中、神佛混合の罰により十日拘留になり、かへる時お  
 むかいの人多くありました。ゆきちがいに 本席様を警察へつれかへられました。これわ弟子の戸籍に付、間違  
 あるといふて連歸りたのであるそふな。 ─

同年秋とは毎日づとめの後をうけた九月十八日の事でありす。

教祖様御傳によりますと、乙木山中の名がありません。又、乙木村の人は山中でなくて山木でありますし、山中は  
 大豆越村の管でありまして、乙木山中とは何れかゞ誤りであるとも考へられます。又、乙木の二字は後に補筆された  
 らしい様子も窺はれます。

尙、此十五年秋の御苦勞については、以前に御話申しましたから、略しておきます。(ひとことはなし一七六—二〇  
 一頁、みちのとも六百九十三號二—三〇頁、昭和十一年一月一日發行參照)

「翌、今より十六年前に 大旱ばつにして、畠村方より雨ごひを頼に來ましたので、舊七月十一日の事、雨は  
あると仰ありて、翌十二日午後より みなつとめの人數、雨請に出かけました。其時男は黒き衣物に袴、女は黒  
き衣物を着、かぐらは尾一筋あるが月様、尾三筋あるが日様のおかぐらとして、其他、今のおめん十柱其皆そ  
へ、九ツ鳴物入れて、氏神の場所をはじめ、それより南巽の方へまわりて、三島領中の巽の角で御勤、あしきは  
らい雨たもれ一れつすます、かんろふだい、のをどり廿一へん致し、又同領中の坤の角へ行き（三島西はづれの  
地の街道路）、同じく御勤して、又、乾の角へゆきて、御勤しよふとする中に 東方より大風雨降り來り、雷三つ  
も落ます程のゆふだちがありました故、直に氏神の地面へ歸り休足して居りしに 村人のいふにハ、かんろふ臺  
の所へ御禮さしてもらひたいといふから、かへりまして、かぐらきてみなそろて拜をして居りました。」

明治十六年の雨乞ひ勤の模様でありますが、これ又、以前お話した所が「ひとことはなし」に詳しく載つてありま  
すから略しておきます。（ひとことはなし二〇一―二一五頁、雨乞ひ勤め、天理時報、第二七五號―二七七號―昭和  
十年十二月八日、同年同月廿二日發行―雨乞ひ勤め參照）

唯、此辻文書で注意を要する事は、鳴物九ツ皆揃つてあつた様に書いてある事と乾の方でお勤にかゝらうといふ時  
に 東方から大風あり、雷雨沛然と降り出したので、直に鎮守の森へ引揚げた様になつてゐる事です。と前回のお話  
では、その時尚生存中であつた高井さん、宮森さん、永尾さん等の記憶では鳴物人數は判然としてゐなかつたので  
す、（同書二〇八頁）但し辻文書でも唯數だけで人名の無いのは教祖様御傳と同様で多少物足りなさを感じます。又、  
良の方でのお勤は、高井さん宮森さんの記憶にのみあつたものですが（同書二二二頁）、辻文書ではそれが缺けてゐる  
のです。

「其處へ丹波市分署より巡查三人きたり 何して居るかと問ふ故、村の雨ごひしてゐますと答へましたら、村役人をよんでこいといふ。役人早速來まして、巡查より雨請云々の事を尋ねましたら、役人ハ知らぬ頼まぬと云へましたから、そのまゝ残らずつとめの人數拘引になりました。その時、かぐらきしものは、中田儀三郎、辻也作でありましたが、其日五時でありし。分署で調ありて、神様より教祖様の御はなしハ 雨降す降らさぬとハ神の自由であるしつよふと仰ありたに付、且道路の妨害をしたとして、教祖様ハ夜どし留置になり、翌日十時過ぎ迄留置されました。中田、辻、山本ハ各壹圓の罰金、其他の人ハみな五十錢の罰金でありましたが、皆々歸りしハ十二日の夜二時すぎなりし。」

此下りも前の續きに申した所であります。(ひとことはなし、二一六―二二〇頁、雨乞ひ勤め、天理時報第二七八號―昭和十年十二月廿九日發行参照)

尙 注意する所は、分署へつれられたのが、夕方の五時頃であつたと云ふ事と、教祖様は一夜留置になり、他は夜中の二時に歸された事と、そして科料の額に相違がある事であります。(同書二二〇頁参照)

更に一つ用語について注意をして頂きたいのです。それは

「雨降らすと降らさぬとは神の自由である」とあつて、自由に「じうよふ」と振假名をつけられてゐる事でありま

す。  
元來おふでさき等に、「ちふよふ」の言葉が澤山ありますが、いつとはなしにそれに漢字を宛て、「自由用」として、天理教用語として用ひられ來つて今日に到つてゐるのであります。そして、「自由用」の語は私達には少しも目障な

字ではなく、又何の疑問も起さずになたのでありますが、段々調べてゆきますうちに「自由用」とは「ぢふよふ」又は「じうよふ」のあて字であり、「ぢふよふ」「じふよふ」は「自由」と云ふ漢語の大和地方の訛である事が、わかつて来たのであります。が、今日まで口頭にて唱へてゐるといふ慣例以外には、文書にのこる實例に接しなかつたのであります。計らずも此處にその實例を發見する事が出来たのであります。恐らく辻忠作さんの口述を、大和人ならぬ人が筆記し、その訛を傳へるために振假名したものだと思はれますが、この例は、用語研究の上に實に貴重な役割をなすものと存じます。勿論、他にもかかる用例があり、或は年代から申しまして、もつと古くに「自由用」の用例があつたり、もつと年代の降つた所に「自由」の用例が出てくるかも知れません。併し今日私の目にふれた所では、明治三十一年の此手記に此例があるので、此頃は「自由」と漢字を用ひて「ぢうよふ」と大和訛に唱へてゐたもので、「自由用」の用語は、其後ではないかとも推定するのであります。勿論、此事は今日推斷するのは早計ではあり又、「自由用」の用例については他日研究してみたいとは思つてゐますが、一寸附け加へて、用語に興味をお持ちの人々からお教へ頂きたいと思ふ次第であります。古い書き物で「自由用」の字を發見された方はお知らせ下さい。

「同八月廿五日夜、忠作、御地場より歸る途中、巡査に豊田の入口で逢ひて、詰問せられ、三島氏の北方まで連れられてしかられた上、ゆるしてやろといふて又豊田へかへりました。それより巡査は地場へ來り、教祖様の御休み所に入りこんで、諸帳面をしらべ、翌廿六日に教祖様が奈良へ拘引となり、十二日間拘留に逢ひ下されました。其時、鴻田様十日の拘留となりました。」

前の雨乞勤めは明治十六年九月の出來事であり、「同八月」となると雨乞勤めの前の様にも思はれますが、これは明

治十七年の八月廿五日ではないかと思ひます。それは辻さんの順序が雨乞勤めの次に來てゐる事と、「御休み所」云々とあります事から推定されるものでして、「お休み所」は明治十六年に落成、秋の舊十月廿六日から御使用になつたものでしたから明治十六年八月には未完成であつたわけでありませう。

又此話も前に申しましたから、省略いたして先へ進みませう。(ひとことはなし、二二二―二二八頁、表へ出る、天理時報、第二七九號―昭和十一年一月一日發行參照)

「今年より十四年前 皆協議之上で十二下り一冊、御筆さき六號、十號と、御古記、都合四冊 神道管長稻葉様へ差出す。管長よりの達しには、皆々連署して願へとありました。そこで十名教導職を拜命ありました。」

明治十八年の事であります。此頃には講社もひろまり その頃直接官廳たる大阪府へも出願して、教會設置を請ひましたが、却下された年であります。

此手記によりますと、直接神道管長殿へ出願に及んでゐる様に見えますが、その邊は研究を要すると思ひます。又、教會設置を出願したのか、或は教導職を出願したのか、其邊も判然してゐません。九方よりの達しにより出願して、十名教導職になつてゐるのです。

尙、今日残つてゐます補命願書控によりますと、誓約書と御受書の二ヶ所に明治十八年最初に補命された十名の氏名があります。が多少ちがつてゐますが、参考のために兩方を列記してみませう。



氏名

記入月日

證人連署

同上

明治十八年

權少講義

藤村 成勝 四月八日 小瀬 一雄 寸田 種市

中山 新次郎 四月二十五日 中山 重吉 同

飯降 伊藏 三月十三日 中山 新次郎 同

中田 儀三郎 四月十三日 北村 嘉市郎 同

山本 利三郎 四月十八日 辻 忠作 同

辻 忠作 三月十七日 辻 重吉 同

高井 直吉 四月卅日 村田 長平 同

榊井 伊三郎 四月二十七日 同 右 同

教導職試補

杉田 三代藏 四月五日 鴻田 忠三郎 同

岡田 與之助 四月十四日 飯降 伊藏 同

これによると二名の證人連署で提出されたもので、出願期日は相異してゐますが、連署保證人は寸田種市以外は、皆お互になつてゐる様です。

二 御受書によるもの

教祖様御傳について

氏名	職名	受書月日
中山新次郎	補訓導 (廿五日)	明治十八年六月二日
鴻田忠三郎	補權訓導 (同日)	同
飯降伊藏	教導職試補 (無記入)	同
岡田與之助	同	同
榊井伊三郎	同	同
高井直吉	同	同
山本利三郎	同	同
杉田三代藏	同	同
辻忠作	同	同
中田儀三郎	同	同

の十名で藤村成勝の分のみ残つてゐません。又、鴻田忠三郎さんは獨り此時既に教導職試補になつてゐられたらしく、故に誓約書がなく、且、權訓導になつてゐられる様です。又、父様のみは特別に取扱はれたと見え、直に訓導になつてゐられます。又、誓約書の文句は多少用字に相異ありますが、一樣であります。但し筆者は數人に異つてゐますし、記入の月日も前記の様がちがつてゐます。しかし、此の月日は後に於て記入されたものではないかと思はれます。しかも御受書の月日は一樣に明治十八年六月二日となつてあります。或は四月末か五月初に提出されて、五月末に補命されたのではないかと思はれます。

尙、此十名の補命は天理教會の教師としては最初のものでありまして、鴻田忠三郎さんのみは以前から教導職試補でありました。そして説教を擔當してゐられた様であります。

その後、同年八月、十月にも補命されてゐるのですが、省いておきませう。

少々傍道へ外れて了ひましたが、外れついでに 誓約書 御受書の雛形、記名者の住所生年月日、又は教會史上知名でない人の小歴を添付しておきませう。

一 誓約書雛型

誓 約 書

大阪府平民 大和國山邊郡三島村五番地居住

中 山 新 次 郎

慶應二年五月七日生

右ハ終身教義ニ從事仕且在職中直轄教會ニ對スル一般義務闕如仕間敷候

因テ保證人連署誓約如件

右 中 山 新 次 郎 ○朱印

明治十八年四月二十五日

大阪府平民 大和國山邊郡三島村六拾六番地

親權保證人

中 山 重 吉 ○墨印

教祖様御傳しつゝて

四八

島根縣石見國安口郡川合村六拾六番地居住

權少講義

寸 田 種 市 ○朱印

二 受書雛形

(イ) 御 受 書

中 山 新 次 郎

補 訓 導

明治十八年五月廿二日

右謹テ御受申上候也

明治十八年六月二日

訓 導

中 山 新 次 郎 ○朱印

神道管長從四位稻葉正邦殿

(ロ) 御 受 書

飯 降 伊 藏

右ハ教導職試補御申付拜承仕候然ル上ハ御成規之件ニ相守可申依テ御受仕候也

明治十八年六月二日

大阪府大和國山邊郡三島村七拾番地

教導職試補

飯 降 伊 藏 ○黑印

神道管長從四位稻葉正邦殿

三 關係署名、住所、出生月日其他

氏 名 出生年月日 住 所

(イ) 連 署 人

寸 田 種 市 不 明

鳥根縣石見國安口郡川合村十六番地

(ロ) 誓 約 人

藤 村 成 勝 嘉永三年一月二日

大阪府土族攝津國大阪東區豐後町六番地

中 山 新 次 郎 慶應二年五月七日

大阪府平民大和國山邊郡三島村七十二番地

飯 降 伊 藏 天保四年十二月廿八日

大阪府平民大和國山邊郡三島村七十二番地

中 田 儀 三 郎 天保二年正月廿五日

大阪府平民大和國山邊郡豐田村十八番地

山 木 利 三 郎 嘉永三年正月十三日

大阪府平民河內國志紀郡柏原村二百七拾六番地利八長男

辻 忠 作 天保七年八月廿三日

大阪府平民大和國山邊郡豐田村三拾九番地

教祖様御傳しつゝて

數祖様御傳しつゝて

内井直吉

文久元年九月廿九日

大阪府平民河内國志紀老原郡村廿五番地

内井伊三郎

嘉永三年二月十二日

大阪府平民大和國添上郡伊豆七條十二番地

杉田三代藏

慶應元年五月六日

大阪府平民大和國式下郡檜垣村八拾一番地甚四郎長男

岡田與之助

安政四年五月二日

大阪府平民大和國式下郡檜垣村六拾五番地

(六) 親權保證人

小瀬一雄

不 明

士族石川縣加賀國金澤區長町一番丁□□番地

中山重吉

不 明

大阪府平民大和國山邊郡三島村六拾六番地

中山新次郎

前 記

前 記

北村嘉一郎

不 明

大阪府平民大和國山邊郡三島村六拾六番地

辻 忠 作

前 記

前 記

辻 重 吉

不 明

大阪府平民大和國山邊郡豊田村五拾番地

村田長平

不 明

大阪府平民大和國山邊郡三島村七拾番地

教導職試補

鴻田忠三郎

不 明

大阪府平民大和國式下郡檜垣村七拾番地

飯降伊藏

前 記

前 記

話が豫想外脱線、傍道へ外れましたが、又もとへもどりませう。

「翌年（十三年前）貳月、一ノ本分署より巡査六人來りて表裏の門をしめ、内に居るものを改めて、教祖様と中田、榊井様拘引、分署に十二時拘留となり 教祖様はおひさ様付添、十二日間同署板間に留置なりました。其時さし入にゆき居るに 巡査が教祖様を無暗に打ちちよちやくすること甚だ敷、誠に見るも涙の種思ふもかしこき事にぞある。」

これは教祖様最後の御苦勞の事であります。が、此時は辻さんはお供せなかつた様子です。差入物持參の時、巡査が教祖様を責めてゐるのを目撃した様に記してありますが、此事は他の書物には記されてありません。詳しくは以前此欄で父様の教祖様御傳を引用してお話しましたから、それを御覽下さい。（ひとことはなし―最後の御苦勞―二三〇―二五一頁、天理時報第二八一號―第二八四號―昭和十一年十一月九日、二十一日、二十四日、二十六日發刊―參照）

「後、二月中ごろから、中田儀三郎煩ひとなり 五月末に死去なりました。」

標本分署から歸つて間もなく 中田さんは病まれた様子、そしてそのまゝ陰曆の五月二十二日（陽曆六月二十三日）にたうとう出直されました。時に年五十才、文久三年の信心ですから、足かけ廿四年、教祖様の御命のまゝにつとめられたわけであります。

「又、辻、四月廿五日頃より煩ひとなり 十二日程の間餘程の大患となり 頭髮もぬける位でありましたが、これまで家業を充分して、その上神様につとめさして貰ひ居りしを、此時より家業をやめて御用をつとめますと

心を定めました。」「

時を同じうして、辻さんも身上に殿しいお手入れを頂かれました。十日餘りのうちに 頭髮までもぬける程の煩ひでありましたが、今迄、家業半分、神様の御用半分につとめてゐた事をさんげして、

「今日からは、道一筋、神一條に通らせて頂きます」

と心定めして、御守護を頂きました。

「十二年以前 正月二十日頃より教祖様身上が餘程六ヶ敷なり 廿六日午後一時頃より かぐら十二下り御つとめ致しましたが、御つとめのしまひと教祖様の御臨終と同じく御逝去なされました。卅廿五日夜、今の本席様に神様御入込、御はなしに 子供のほこり親がかづいて、貳十五年の持命をちぢめて、とびら開いてはたらきをすると仰りました。」

教祖様御昇天の時の様子ですが、詳しくは、「ひとことはなし」を御覽下さい。(ひとことはなし、その一

一六五頁、正月廿六日、天理時報、第二八五號―第二九七號、昭和十一年二月二日、二月六日、二月七日、二月十三日、二月十六日、二月十八日、二月廿五日、三月一日、三月八日、三月十五日、三月二十二日、三月二十九日、四月五日、發行參照)

一 教祖様御年九十才にて即ち前申しました。四十一歳の御時から五十年の間、常にかんなんの道ばかり御通り被下、通常人間では中々出来る事ではない。誠に其年限之間の事は、一々思出せば世界を助ける御心のみで、かく



までの御はたらき被下し事ハ、いふもかしこきこと、此道仁心する者は常に忘れてはなりません。」「  
教祖様九十年の御生涯、その後半五十年は全く世界人類助けのために終始され、御苦勞下されたものでありまして、その一節くは、思ひ出せば涙なくしてはゐられぬものであります。お道を通して頂く者として、一日も此親の雛型を忘れてはなりません。

「 同年二月晦日の晩に、本席身上大變なやむ。その神様御入込被下て、これより席と名をかへて授者授たいが、神いふ事にするかと御尋ねありましたので、教長様は神様の御仰にしますと御申被下ました。附きまして本席様より御授を御渡被下事になり、」

おさしづには、明治二十年三月廿五日（陰三月一日）午前五時半の刻限話となつてゐます。（おさしづ巻一 三〇— 三一頁、ひとことはなし、その二 九八一—一四〇頁、天理時報第三〇六號、第三〇七號—昭和十一年五月三十一日、八月七日—發行参照）

二月晦日夜からの續きのおなやみと思はれます。かくて、本席の名の下に 授けものを授けられる事になつたのであります。

「 いきは元、明治七年中田儀三郎。死亡に付、其前から高井直吉様。いき手踊り 梅谷四郎兵衛様。いきぢき物、元、松尾市兵衛様、死亡に付、明治十一年頃に、ぢき物、山澤良助様へ御授けなりしが死亡に付、十二年程前子忠爲藏様御戴き相成、夫より前 明治七年、あしきはらいたすけ玉へ天理王命の御授を辻忠作戴き、夫より林

井伊三郎様ハ あしきはらひ助け玉へ 一れつすます。甘ろうだいのお授を廿四年より 甘露臺一條となりて御戴きになりました。」

「右思ふ所をかきだしましたが、まゝ言あやまり思ひちがひ、又、誤解の事もありましょおとぞんじます。まちがひの所は何とぞ御なおし御はなし被下度候」

編者記 以上は管長様が曾て、昭和十三年一月十一日より同年十月二十三日に至るまで、三十四回に亘つて「天理時報」に連載下さつた「教祖様のお話」のうち、前十回分の「教祖傳編纂史」を省き、後二十四回分の「辻忠作さんの話」(昭和十三年 自三月二十日 至十月廿三日)の全文であります。茲に轉載させて頂く御許を得ましたことを、讀者と共に管長様に厚く御禮申上げる次第で御座います。

(やまさわ)

# おふでさき年表

上 田 嘉 成

## 凡 例

一、この表は、おふでさきの内容とその當時の教内の史實、又世界一列の出來事が一目瞭然と分るようになると言う目的を以て作製させて頂いた。

一 この表は、上から年號、教祖様の御年齢、月次、おふでさき御執筆の號數、その内容の概略、その年その月の本教の史實、その月その年の國內及世界の出來事、と言う順に列擧させて頂いた。

一 號數から横に引いてある矢印の線は、大體、その號の御執筆が續いたと思われる月に互つて引かせて頂いた。

一 明治元年と十六年は、御執筆の前年及翌年であるから附加えさせて頂いた。

一 明治十六年は既に「おふでさき」完結の翌年であるが、此の年に教祖様から頂いた刻限御話は「おふでさき」の内容を理解する上に参考になると思つたから、空白を幸い記入させて頂いた。十五年の後半にあるのも同様である。

一、此の表は尙、推敲の餘地はあると思うが、實際上の便益のために、一應上梓して更に完成に向つて進まさせて頂きたいと思う。

立教百十年の春

編者しるす

年 元 治 明 (A. D. 1868) 年 四 應 慶

71

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

本年は御執筆開始の直前のである。

（This section is currently blank in the original image, representing the main content area for the year 1868.)

○三月七日 教祖様には大豆越村の山中宅にお越しになり、三日間お泊りの上、十日お歸りをなせし處、村民多數來り亂暴す。

○此年神祇事務局に布教許可願を提出す。

○十二月 喜多治郎古入信。

○正月三日 鳥羽伏見の戦。六日賊兵敗走。

○正月七日 徳川慶喜征討令發せらる。

○正月十五日 明治天皇御元服。

○正月廿一日 大和鎮撫總督を置く。

○三月三日 英國公使。ルクス參朝す。

○三月 五箇條の御誓文。

○四月十五日 官軍江戸に入る。

○此年ロニア作家ゴルキイ生る。

○五月十九日 大和に奈良縣を置く。

○此年、クレーニン、國際社會民主同盟を組織す。

○此年清國、初めて蒸汽船を造る

○八月廿七日 即位の大禮を行はせらる。

○九月 イスノニヤに革命起る。

○九月八日 慶應四年を明治元年と改めらる。

○此年ロニア、サールカノーを略す。

○英國首相ヂスレノイ辭職し、グラッストローン首相となる。

(A. D. 1869) 年 二 治 明

72

三月	二月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
										第 一 號	第 二 號
										立教の御宣言 神樂勤手躰の御提唱 和敷の御守護 屋敷の掃除 神一條の道 秀司先生御結婚	陽氣勤、救け勤 救け一條の急込 神の急込、手引 高山の掃除 甘露臺建設の御提唱 善惡區分
										○正月 おふでさき御起草。 ○此の年教祖様若井村、松尾市兵衛宅え御越しあり、同氏入信す ○教祖様は四月末より六月初まで三十八日間斷食遊ばさる。 ○此の年小東政吉次女松惠様、秀司先生と御結婚。 ○三年八月廿六日附、入籍) ○此の年松村さく初めておちばに參拜す。 ○此の年より、産屋御供をお出しなる(ノツタイ粉なり)	○正月廿三日 薩長土肥藩籍奉還を奏請す。翌日允許。 ○此年ハルトマン「無意識哲學」を著す。 ○三月七日 車駕再御東幸、廿八日御着京。 ○此年メンテレエフ、週期律を發表す。 ○四月八日 英、米、獨、蘭と大阪開港規則議定。 ○四月官軍蝦夷にて、頻りに賊軍を破る。 ○五月十八日 榎本武揚、五陵廓して降伏す。 ○六月一日 北征諸藩の陸兵東京に凱旋す。 ○六月十日 諸藩の藩籍奉還を聽し、未だせざるものに之を命ぜらる。 ○七月八日 官制改革、大省設置 ○八月十八日 北海道を置く。 ○九月四日 賊、大村益次郎を刺す。 ○九月廿六日 皇道復古の勤功を賞するの詔下る。 ○九月廿八日 特旨を以て徳川慶喜の謹慎を宥す。 ○十月三日 神祇伯中山忠能、且教長官を兼任す。 ○十二月 東京横濱門電信開設す ○此年太平洋鐵道及スエズ運河開通す。

おふでさき年表

三

(A. D. 1870) 年 三 治 明

73

十二月 十一月 十月 九月 八月 七月 六月 五月 四月 三月 二月 一月

○此の年、ちよとはなしのお勤を  
教え給う  
○此の年、よろづよの手跡を始め  
給う。

○陰曆三月十五日 お秀様出直さ  
る。年十八。  
○此の年教祖様には小東政吉病氣  
見舞のため、小寒様同伴、小東  
家え赴かる。

○正月三日 天神地祇、八神、及  
列皇を神祇官に祀り、且教使を  
して大教を宣布せしめらる。  
○二月十三日 樺太開拓使を置く  
○此年スヘンサア「心理學原理」  
を著わす。

○四月廿四日 種痘法を施行す。  
○此の年吉田神祇管領廢せらる。  
○此年レエニ生る。  
○七月十四日 廢藩のため大和は  
奈良縣と五條縣となる。  
○七月 プロンヤ、フランヌと開  
戦す。

○同廿八日 日本は中立を布告す  
○九月二日 セダン陥落して、ナ  
ポレオン三世降伏。  
○九月十日 藩制を改革し、知事  
を置く。  
○九月十日 集議院を閉ぢ、議員  
を各歸國せしむ。

○九月十九日 平民に苗字を許す  
○此年、チカン會議、法王無過失  
を決議す。  
○十二月 北ドイツ聯邦ドイツ帝  
國再興を議決す。  
○此年イタリア、ローマを併せ統  
一を完成す。

三月	二月	一月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

おふでさき年表

○正月 松村榮治郎入信。

○三月 大阪の博田市次郎、同藤次郎入信す。

○正月十八日 普王、ウイノヤム一世獨帝位に登る。

○正月廿四日 東京、京都、大阪間に郵便を開設す。

○正月廿八日、バノ一陥落す。普佛戦争終る。

○三月一日 郵便方法發布、郵便箱を設く

○此年ヘルマン コーエンの「カントの經驗に關する理説」出づ

○五月十四日 神社の班位を定め官、國に警社を神祇官に、府藩縣郷社を地方官に屬す。

○五月 フランクフルトにて普佛講和條約成立、佛、アルサス、ロートリンゲン二州を割讓す。

○七月十四日 廢藩置縣。

○七月廿九日 日清修好條約調印

○八月八日 神祇官を神祇省と改稱す。

○八月九日 散髮、脫刀を許す。

○八月 チエール、佛國大統領となる。

○此年香港、上海間海底電線成る

○十月三日 宗門人別帳廢止。

○十一月廿二日 全國、三府七十二縣となる。

○東京府下に小學校を開く

○新紙幣を發行す。

○熊本に神風連の稱起る。

(A. D. 1872)

年 五 治 明

75

おふでさき年表

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○此の年六月頃より教祖様七十五日の斷食を遊ばさる。御力少しも衰えず、力試しを遊ばさる。  
 ○六月十八日 梶本おはる出直。  
 ○七月二日 御斷食中にも係らず若井村、松尾宅に長男檜藏を見舞われ、十三日御滞在。  
 ○九月頃より別火別鍋を仰せ出さる。  
 ○此の年河内の高井庄五郎、松田伊之吉入信す。

○正月三日 始めて元始祭を行はる。  
 ○正月六日 石見國大地震  
 ○二月 東京、横濱間鐵道竣功す  
 ○此年グラント、米國大統領に再選さる。  
 ○此年ニイチエ「悲劇の出生」を著す。  
 ○四月廿八日 敬神、愛國、天理人道、朝旨遵守の三條の教則を教導職に頒つ。  
 ○此年ドン カロスの爲めに、イスパニヤに大内亂起る。  
 ○此年露、埃、普の三帝ベルリン會盟す。  
 ○埃人バイエル及ワイプレヒト、極地探險の途に上る。  
 ○此年フオイエルバツ、歿す。  
 ○八月二日 學制を頒布し、全國を八大學區とし、各區を中小學校に分ち、夫々大、中、小學校を置く。  
 ○八月十五日 國立銀行を創立す  
 ○九月十五日 神宮神號の太字を大字に改めらる。  
 ○修驗宗を廢し、天臺、眞言、兩本宗に歸入せしむ。  
 ○十一月九日 曆制を改め、陽曆を採用す、明治五年十二月三日を六年一月一日と定め、晝夜十一時を廿四時に改む。



十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

おふでさき年表

○此の年飯降伊藏に命じ、甘露臺の模型を造らしめ給う。

○七月廿九日 小東政吉出直。

○十一月 山本利八、同利三郎入信。

○十一月 三輪の加見平四郎入信  
○秀司先生、庄屋敷村の戸長と成らる。

○正月二十日 大教院建築許可。各府縣に中教院を置く。  
○正月十日 徵兵令發布。

○二月 ナボレオノ三世死す。  
○二月七日 復讐嚴禁

○此年スヘンサア「社會學研究」を著す。

○五月 新治、三重、岐阜等諸縣大雷雨電、佐賀縣大旱。

○五月 マクマホン、佛國大統領となる。  
○此年ウイーノに於て、國際大博覽會開催さる。

○此年フランヌ兵、河内城を陥る  
○此年キヴァブカラニ汗國、ロシアの保護領となる。

○八月十七日 西郷隆盛を朝鮮派遣に朝議内定す。

○八月 廣島、愛媛等大風雨、名東縣下牛馬疫病流行す。

○九月十三日 特命全權公使、岩倉具視等歐洲より歸朝す。  
○十月十九日 新聞紙發行條目を頒つ。

○十月廿三日 征韓論破る。  
同廿四日 西郷隆盛官を辭す。  
○十一月 牛疫流行す。  
○十一月 内務省を設置す。

(D. D. 1874)

年 七 台 明

77

おふでさき年表

三月	二月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	
第 六 號						第 五 號	第 四 號	第 三 號				
天地人間創造の月日表へ顯れる				高い山から往還の道	眞實の心	眞實の神	神が見分ける 神の自由用	神一條 一列子供	元の神 救け一條。貨物借物。 人を救ける心。誠眞實。 八埃。甘露臺建設 眞柱確立の力 眞實の神の力 百十五才定命 證據試し			
○十二月月中旬 中南門屋の用材準備に着手さる。	○十二月初 河内の増井りん入信す。	○十一月十八日 息、煮たもの、手踊、及甘露臺手踊の授けを渡し給う。	○十一月十八日 赤衣始。	○陰曆十一月十五日 山村御殿え御出向。	○丹波市署の警官來る、神鏡等を取除く。	○六月より證據守りを出し給う	○陽曆六月十八日(陰曆五月五日) 三味田え神樂面受取に赴かる。	○陰曆十月 松尾、中田、大和神社にて問答す。同日石上神宮の神官來る。	○二月 園原西浦彌平入信。	○三月 大阪の泉田藤古入信。	○三月二十五日夕 龍田村のとよ及びフサ參詣して、お屋敷を掃除す。	○此年正月 神前に饅餅七、八斗供わる。後之を村人、信者に頒たる。お節會始。
○十二月二十七日 西郷從道臺灣より歸えり、征討の状況を奏聞す。	○十一月十七日 臺灣蕃地處分に付清國との訂約布告。	○十月 臺灣征伐の償金五十萬兩の收受を約す。	○九月二十九日 臺灣蕃地處分に付、在留清國人安堵皆諭。	○八月 北海道屯田兵制を布く	○八月二十二日 駐露公使榎本武揚、樺太事件に付第二回談判開始。	○五月二十二日 生蕃降る。	○此年チウイック「倫理學の法」を著す。	○此年英國、東印度會社を解散す	○四月四日 西郷從道を都督として臺灣征討を行わしむ。	○三月二十四日 明治五年全國戶籍表編成に付領布(人口總計三千三百十一萬名餘)	○二月一日 佐賀縣に愛國黨の亂起る。	○正月十八日 副島種臣等民選議院設立建白書を提出す。

八

十一月 十二月 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

第 七 號 第 八 號 第 九 號 第 十 號 第 十 一 號 第 十 二 號

月日支配のもよう  
用木  
産屋救け  
たまへ様御誕生の豫言  
眞實の親  
陽氣づくめ  
ちばの因縁、教祖様の因縁、天の與え、甘露臺ちば定め。  
甘露臺一條  
甘露臺勤  
心の誠、月日見て居る  
小寒様身上のお諭し  
陽氣づくめの心成るよ  
秀司先生えのお諭し  
元の因縁、勤人衆  
世界中の胸の掃除

○此の年中の門屋御新築。  
○陰曆五月二十六日(陽曆六月二十九日)甘露臺ちば定めを行わ  
る。  
○一列渡す甘露臺のお勤を教え給  
う。つゝしてお手十一通りを教  
え給う。  
○八月 中南の門屋内せり中。  
○陰曆八月二十六日(陽曆九月二十  
五月)から三日間教祖様奈良  
堂獄へ御苦勞下さる。  
○陰曆八月二十八日 小寒様御出  
直。  
○九月 中南門屋竣功す。爾後明  
治十六年迄教祖様こゝを居間と  
し給う。  
○此年九月初 重なる信者を八名、  
奈良警察署へ呼出し、信仰差止  
を命ず。

○正月八日天然痘豫防規則を頒つ  
○二月二十七日英佛公使、本  
國よりの横濱衛兵撤兵命令を外  
務卿寺島宗則に傳う。  
○二月十三日 平民に必ず苗字を  
稱えしむ。  
○二月廿五日 英、佛兩國文久三  
年設置の横濱衛兵を撤去す。  
○此年二月フランス共和國憲法制  
定さる。  
○四月十四日 左院、右院を廢し、  
元老院、大審院を置く。  
○四月二十六日 日米郵便前拂條  
約調印。  
○五月七日 千島、樺太交換條約  
書調印。  
○六月三日 内務大丞松田道之を  
琉球に派す。  
○六月十四日 マノアルス號事  
件終局す。  
○此年ラング「唯物論史」を著す。  
○七月 セルゲイゴビナ亂る。  
○七月 松田道之琉球藩王に朝旨  
を傳へ清國に朝貢する事を禁ず  
○八月 ポスニヤ亂る。  
○九月 雲揚號、朝鮮、江  
華島に洪水を求め砲撃さる。  
○九月二十一日 我が兵朝鮮永寧  
島を攻撃す。  
○此年英國スエス運河の株券を買  
求む。  
○十一月十一日淺草文庫を開設す  
○十二月九日 黒田清隆を朝鮮に  
遣わし修好を議せしむ、朝鮮に  
造り清水誠、創めてマノチを製

おふでさき年表

(A. D. 1876) 年 九 治 明

79

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月										
第十二号																					
<p>世界の掃除 用木の始め 月日出かける 息手踊の援け 月日の社 守り 拵らえ 萬づ互に救け 萬づ救け 道具衆、勤人衆 雨乞い 心定め</p>																					
<p>○ 六月廿八日 川東村。松田利平の願により、中田、柗井等雨乞勤に赴く ○ 此年中頃秀司先生蒸風呂を始め給う。 ○ 八月 河内の板倉榎三郎入信。 ○ 九月十九日 乾勘兵衛出直。</p>																					
<p>○ 年末 園原の上田嘉助入信。</p>																					
○ 正月廿一日 特命全權黒田清隆、兵數千を隨えて朝鮮に赴く。	○ 二月廿六日 朝鮮との修文條約調印。	○ 三月七日 傳染牛疫豫防法制定さる。	○ 三月廿八日 帶刀禁止令出づ。	○ 此年スペイン「社會學原理」を著す。	○ 四月十八日 奈良縣を廢して堺縣に合併す。	○ 四月 英國女王ヴィクトリヤ、印度女王を稱す。	○ 五月廿九日 朝鮮修信使、金鎬秀來朝。	○ 五月 コンスタチノーブルの革命。	○ 同月 ブルガリアの虐殺。	○ 六月 奥羽へ行幸。	○ 此年安井息野歿す。	○ 此年米人グラナム ヘル、電下を改良す。	○ 八月廿四日 日韓通商條約成立	○ 此年モンテネグロ、セルビヤの二國、トルコと開戦す。	○ 此年コーカソス汗國、ロシアに合併さる。	○ 十月 大教院の指導官廳たる教部省廢止さる。	○ 十月廿三日 黒住派、修成派獨立。	○ 十月廿四日 熊本に神風連の亂起る。	○ 翌日平定。	○ 十月廿八日 山口縣に萩の亂起る。	○ 十一月十五日 人民私宅中自祭の神佛に衆庶の參拜を禁ず。

十二月 十一月 十月 九月 八月 七月 六月 五月 四月 三月 二月 一月

第十三號

第十三號

往還の道 陽氣勤 一列兄弟、萬づ互に救 貨物借物、同じ魂 平和實現の陽氣勤 肥一條 眞實、誠 世界中の心澄ます 水の守護 不病、不死、不老 萬づ救け

○此年の初より三曲の咄物を教える。最初に習いしは、辻留菊(菊)、飯降よし(三味線)、上田ナライト(胡弓)、増井りん(控)、陽曆二月五日(陰曆九年十二月廿三日)たまへ様里方にて御出生。教祖様、平等寺村へお越し遊さる。

○陰曆四月二日(陽曆五月十四日)丹波市村事務所より澤田某來り神前に封印す。

○陰曆四月九日より五月十九日迄四十日間、秀司先生奈良赤戸警察署に拘留せられ給う。

○此年檜垣の岡田與之助、伊豆七條の矢追惣五郎入信す。

○此の年教祖様の御口添により、榊井伊三郎、西尾奈良菊と結婚す。

○正月 地組減額の詔下る。地價百分の二半。○二月十五日 西郷隆盛兵一萬五千を率いて反し。鹿兒島を發す。○三月三日 賊仁親王を征討す。○三月六日 田原坂の激戦。○三月十日 岡田、丸龜間海底信成。○四月十二日 東京帝國大學創立。○四月十五日 黒田清隆の死。○四月廿一日 西郷隆盛肥後人。○四月廿三日 博愛社創立、赤十字の始まり。○五月廿九日 査査一萬千二百餘人を募りて新選組を編成し、嘉彰親王を司令長官とす。○五月廿九日 三島村、庄屋敷村今村す。○六月十一日 官軍薩摩に入る。○此々西南戦役にあたり、氣球二個を作る。○此年「イノセ」形而上學要論を著す。○八月廿一日 第一回内國勸業博覽會開場。○八月廿七日 コレヲ豫防法と得領布。○九月廿二日 コレヲ都下に流行。○九月廿四日 西郷隆盛自殺し、賊平定す。○十一月廿四日 この日迄コレヲによる死者、六千八百十七名。○十二月、トルコを降伏せしむ。

おふでさき年表

(A. D. 1870)											
年 一 十 月											
81											
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
<p>○此の年、麥こかし粉（ノツタイ粉）の御供を、金米糖に變えらる。</p> <p>○此の頃より講を結へと仰せになる。</p> <p>○三月十七日附、英風呂を出願して許可さる。</p> <p>○此の年頃より、本教に對する官憲の取締り、河内方面にも及ぶ</p>											
<p>○此年カリウム發見さる。</p> <p>○此年ヒツノト講義始る。</p> <p>○此年グインテルノ「近世哲學史」を著す。</p> <p>○三月三日 サノ、ステファノ修訂成る。</p> <p>○内務省議を上り、原野を開墾して、華士放をして、その業に就かしめん事を請う</p> <p>○五月十四日 大久保利通暗殺さる。</p> <p>○六月 東京及大阪株式取引所創立。</p> <p>○六月 ヘルリノ條約成る。</p> <p>○七月廿二日 郡區町村編成法制定、同日、府縣會規則制定。</p> <p>○此年オーストリア軍、ボスニヤ及ヘルゼゴビナを征服す。</p> <p>○ロシアの虛無黨、顯官を暗殺す</p> <p>○英國、キプルス島を占領す。</p> <p>○十一月一日 天龍川治水の功により、金原明善を賞し給う。</p> <p>○十一月 英兵、アフガニスタンに入る。</p> <p>○十二月 陸軍參謀本部設置。</p>											

三月 十二月 十月 九月 八月 七月 六月 五月 四月 三月 二月 一月

第十四號



夢でなりとも匂い掛け  
コレラに關するお諭  
陽氣遊山の理想  
親が出て居る  
一列子供救げたい  
勤め、鳴物  
心定め、人衆揃え  
世界平和の陽氣勤

○正月十七日 松尾市兵衛出直。

○春、河内の高井猶吉入信す。

○六月 新泉の山澤爲造入信す。

○七月 井筒梅次郎入信す。

○明治十二、三年頃は、村民は本教を理解せず、夜中參拜者など砂をかけられ、又は川につき落される事度々なり

○秋、小二階鼓功す。

○十月 土佐卯之助入信す。

○此年コーヘン「プラトンのイデア論」を著す。

○此年スベンサー「倫理學原理」を著す。

○二月七日 明治八年度歳入出決算報告書を頒布す。決算公示の始なり。

○此年マクス ユラー「東方聖書」を著す。

○三月二十日 勤儉の詔下る。

○三月二十日 東京府會初めて開く。

○四月四日 琉球藩を廢し、沖繩縣を置く。

○此年陽チブス菌發見さる。

○此年アフガニスタンのヤクブ汗英國と講和す。

○此年スカーンデルム發見さる。

○六月廿七日 コレラ予防法及消毒法心得方を定む。

○七月一日 日米條約改定約書布告。

○七月四日 米國前大統領グラント來朝し、朝見す。九月三日迄滞在。朝野 歡迎す。

○七月十二日 この年各地水害多し。

○八月廿一日 大正天皇御降誕。

○九月廿九日 守屋樂前出直。

○此年ロンア虚無黨、皇帝の列車要撃を企つ。

○此年獨逸同盟成立す。

○此年大阪朝日新聞發刊。

○十二月十三日 上海牛疫に付、當分船載を禁ず。

おふでさき年表

(A. D. 1880) 年 三 十 治 明				
83				
五月	四月	三月	二月	一月
				第十五號
←				
<p>心定め 秀司先生の足の悩みに ついて 世界救けの爲めの試め し 勤怠込む 鳴物稽古 多く用木が見えてある 名代迎取の御豫言</p>				
<p>○此の年豫ねて幼少よりおぢばへ 來て居られた眞之亮様は、全く 標本を離れ、中山家の養嗣と して三島に定住し給う 時に御 年十五歳、 ○三月附、旅籠屋營業免許鑑札を 受く ○三月 岸本又次郎入信す。 ○此の年音次郎氏、田村の村田テ イの養子となる。 ○此の年秀司先生、上田嘉助と共 に丹波市警察署に一日留置せら れ給う。</p>				
<p>○二月 ロシアに冬宮の變起る。 虚無黨撲滅令出づ。 ○二月三日 地方官會議開會。 ○二月十五日 報、砂糖共進會、 大阪にて開會。 ○二月二十七日 地方官に勅して 士民を引導し就學修業し、躁進 過激の弊無らしめ給う。 ○二月廿八日 内閣と諸省と分離 横濱正金銀行創立。 ○三月 フランス政府、ノエスイ ット派の解散を命ず。 ○四月六日 集會條例發布。 ○四月八日 區町村會法制定。 ○此年ニュー、ット「カドノ」スム の精曲」を著す。 ○此年ケアー「宗教哲學概論」 を著す。</p>				



明 治 十 四 年

明 治 十 三 年

84

82

三  
月

二  
月

一  
月

三  
月

二  
月

十  
月

九  
月

八  
月

七  
月

六  
月

←

おふでさき年表

- 此年遠近より歸夢の信徒日増しに多く、教會組織の議、人々の間に起る。
- 陰曆八月廿六日（陽曆九月三十日）初めて鳴物を入れて神樂勤を行わる
- 太陽曆九月廿二日（陰曆八月十八日）韓輪王講社を設置す
- 九月 天輪王講社連名簿によれば、信者数は、大和、汀内、攝津に亘つて千四百三十七名である。
- 此の年土藏（乾倉）竣功す。
- 此の年初より 甘露臺建設を仰せ出さる
- 二月 大阪の梅谷四郎兵衛入信す。
- 陰曆三月十日 秀司先生御出直（享年六十一歳）

- 六月十五日 備荒貯蓄法制定さる。
- 七月九日 傳染病豫防規則を定む。
- 七月十七日 新潟大火。
- 八月七日 讃岐大風雨。
- 九月 東京大風雨。
- 十月四日 トランスバール、英國に叛す。
- 十一月五日 地方税を改め、地租、15を13とす。
- 十一月 越中海嘯。
- 十二月廿四日 大阪大火。
- 此年英國の印度貿易額、六六〇〇磅を越ゆ。
- 正月十四日 警視廳を置く
- 二月四日 社寺外之説教所設置届出方を定む。
- 二月廿三日 神道教導職總裁を置く
- 三月 露のアレクサントル二ツ暗殺さる。
- フランス、チュニスを占領す。
- 三月十一日 憲兵條例を定む。

一五

四月 第十、五號



人間創造の元の親神  
妨害に對する神慮  
菅次郎氏についての  
お諭し  
明日からは往還の道  
一列しつかり思案せよ  
太鼓妨害について  
世界一列胸の掃除  
刻限來たら月日連れて  
いく  
思案定め

○四月八日 瀧本の石工と石を見  
に行かる。  
○五月 甘露臺石普請起工。  
○四月十七日 大阪眞明組及明  
組参拜す  
○陰曆五月 甘露臺石一段目出來  
る。  
○五月 山城の駒谷忠四郎入信す  
○六月 警官來る。  
○六月十八日 音治郎氏、村田  
イ方の養子入籍。  
○陰曆七月廿四日 山澤良治郎、  
小東政太郎、丹波市署に呼出さ  
る。  
○この頃、お屋敷には山澤、中田、  
辻、宮森、高井等の諸氏常に居  
られたり。山本氏はお救けに歩  
いて居た。  
○八月 山田伊八郎入信。  
○九月十七日(陽曆)甘露臺二段迄  
出來る。  
○九月廿七日 教祖様以下六名を  
奈良警察署に呼出し科料。  
○九月 深谷源次郎入信。  
○太陽曆十月七日 教祖様始め、  
松蕙様、小東、山澤、辻、中田  
丹波市警察署え呼出され、手續  
書提出し、科料に處せらる(一  
曆八月十五日)

○四月四日 日本鐵道會社創立事  
務所開設。  
○四月七日 農商務省開設。  
○五月四日 小學校教則綱領を頒  
布す。  
○此年ニイチエ「黎明」を著す。  
○此年オルテノ「ヘルグ」「佛陀奇」  
を著す。  
○七月 米國大統領ガトフリール  
I暗殺さる。  
○七月廿九日 中學校教則大綱頒  
布。  
○此年、ナマ込河起工さる。  
○十月一日 日英郵便爲替定約施  
行。  
○十月十二日 國會開設の勅諭下  
る。  
○十月十五日 自由黨成立。  
○十一月廿二日 府縣官し警部長  
を置き、委任とす。  
○十二月 大日本農會設立。

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月

第十七號

甘露臺建設の意義  
一夜の間にも心入替え  
さあ之からは陽氣悉め  
や

甘露臺取拂に對する神  
慮  
立教の理想 珍らし救  
け  
胸の掃除  
一列心案頼む

○教祖様刻限御(明治十五年九  
月我孫子事件に付伺)  
「さあ、海越へ、山越へ」  
あつちもこつちも入理王命誓き  
渡るで〜(諸井政一みちす  
から)

○陰曆二月八日 飯降伊藏おちば  
に來る。

○二月 教祖様始め、松惠様、  
澤、山、中田、掛井、山本等、  
奈良警察署へ呼出され、科料に  
處せらる。

○三月 鴻田忠三郎、西野清兵衛  
入信す。

○陽曆五月十二日(陰曆三月廿五  
日)甘露臺の石取拂わる。

○一列添して甘露臺と、お勤の文  
句變わる。お手は前と同じ。

○陽曆六月十八日 教祖様は高弟  
達と共に、河内の松村家へ赴か  
れ三日間御滞在。

○六月 小松駒吉、七月、富田博  
次郎入信す。

○九月 大阪府泉北にて我孫子事  
件。

○陰曆九月一日から十五日まで毎  
日勤。

○九月九日「十分八方廣がる」と  
の神言あり。

○陰曆九月十六日 轉輪王講社取  
拂。宿屋及莖風呂も同上。

○陰曆九月十八日から十日間教祖  
様、奈良へ御苦勞下さる。山澤  
辻、中田、山本、森田等、同十  
日。

○正月一日 刑法、治罪法施行。

○正月廿一日 大日本山林會創立

○二月一日 米、麥、大豆、共進  
會開設。

○二月六日 府縣に警察署分署の  
位置區劃地圖を差出さしむ。

○二月廿一日 府縣警察部長以下正  
帽正服を定む。

○三月十五日 改進黨成立

○三月 東京電燈株式會社創立。

○此年コンスタンチンブル會議  
列國エンブリーについて論ず。

○此年英國エンブリー、アラビ、  
ンヤに宣戰す。九月、ンヤ收る。

○此年シカノ生る。

○五月十一日 犯罪供用物件の公  
告及保存還付方を定む。

○此年ヘフディング「心理學」を  
著す。

○五月 大阪紡績會社創立。紡績  
の始。

○此年結核菌發見さる。

○六月廿七日 日本銀行條例制定

○七月一日 教導諭說教の際、コ  
レラ病豫防法を説かしむ。

○七月十日 信者の望により祈禱  
禁厭を行ふ事を許し、その執行  
心得違反者を禁ぜしむ。

○七月十三日 朝鮮京城の變。  
八月 朝鮮との修好條約成立。  
○此年エマソン歿す。

おふでさき年表

明治 十六年		明治 十五年		
86		85		
二月	一月	十二月	十一月	十月
<p>此の年は、おでさふき完結の翌年なり。</p>		<p>○ 教祖様刻限御話（明治十五年十月九日。陽曆十月廿日） 「さあ屋敷の中へ、むさくるし、て成らん」 すつきり神か取拂ふで、 さあ十分。六だ、何にも言ふ事ない。十分八方廣がる程に、さあこの所より下へも下りぬもの、何時何處へ神カ連れて出るや知れんで「諸井政一、みちすがら」</p>		
		<p>○ 九月廿一日 眞之亮様家督御相續。 ○ 陰曆九月卅日 松惠様御出直、（享年三十二歳） ○ 十月京都に教道會生る。 明治十五、十六、十七の三年間は晝夜、お屋敷へ警察より取締りに來る。又信徒も歸參せざる日なし。 ○ 二月 諸井國三郎入信す。 ○ 陽曆三月二十四日 眞之亮様、丹波市署に呼出され一日留置せられ給う。</p>		
<p>○ 一月十日 名裁判所の位置及區別表改定。 ○ 二月二十四日 巡査の警部代理を爲す時、裁判上、警部同様取扱とす。</p>		<p>○ 此年ガンヘツタ及ガリハルチ残す。 ○ 十月十八日 神社佛閣の守札、畫像は、その神社佛閣外出版禁止。 ○ 此年數學者リノテマン、圓の平方化不可能を證明す。</p>		

三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

○教祖様刻限御話（明治十六年七月十二日、三島村雨乞に付伺）  
 「雨降るも神、降らぬも神、皆神の自由用である。心次第雨授けるで、さあ掛れ。」（初代管長様「教祖様御傳」）

○五月 清水與之助入信す。  
 ○十五年十一月起工せし、御休息所は此年五月上棟す。

○六月（陰曆四月二十六日）警官五名來り、お社を焼く

○八月十五日（陰曆七月十三日）大早魃に付、三島村民の乞により雨乞勤。雨大いに降る。教祖様はじめ一同科料。

○八月 大和、倉橋村、河内、法傳寺村、刑部村、山城、梅谷村より雨乞づとめの願出あり、行わる。

○陰曆九月十六日 巡查三名來り教祖様に訊問す。

○十月中旬、御休息所竣功し、陰曆十月二十六日の眞夜中、教祖様御休息所にお移り遊ばさる。  
 ○十一月十三日 音治郎氏、村田方を離縁さる。  
 ○此年大阪の寺田半兵衛入信す。

○此年ドイツタイ「精神科學序説」を著す。

○此年フランス人、安南を攻む。  
 ○此年米國、下關債金を還附す。  
 ○此年アミア、コレラ菌發見さる。  
 ○此年カール マルクス歿す。  
 ○此年フランス、越南を保護國とす。

○六月 フランス人、マダガスカルを攻む。

○此年ワグナー歿す。  
 ○七月一日 官報發行。

○此年獨、埃、伊、三國同盟成る

○九月 帝國教育會成立

○十月八日 犯罪取扱手續並書式を定む。

○十月 チリ、ヘルと平和條約を締結す。  
 ○十二月十五日 奈良に電信分局開設。

# THE TRIAL TRANSLATION OF THE OFUDESAKI

by Prof. S. Yoshida

## PART XV

From Jan. 1880

1 Hitherto I kept silent

2 Now I must speak it out You must think  
how deep His regrets are.

3. Hitherto whatever I may have told you, you  
thought it was from a human being.

4. But now you must not take My words as a  
human being's

5. There is no knowing what I may speak about  
but you must take them just as they are.

6. There is no knowing what kind of a trial I  
may give you, but you must reform yourselves  
through it

7. It is impossible to foretell whom it will be  
given, but you must each reform yourselves

8. However severe your sufferings may be, you  
must not give in. You must rely on His help  
and reform yourselves.

9. Henceforward you must understand His tea-  
chings thoroughly. You need not be afraid of  
persecution.

10. Henceforward God the Parent begins to work.  
Therefore any and everybody cannot act against  
Him.

11 It is indeed forty-three years since God the  
Parent revealed Himself

12. Since then I have repressed many a regret  
13. But Now I cannot stand it out

14. Hitherto as they are all My villagers I have stood it
- 15 Henceforward looking through their minds they shall have their rewards
16. Even though My deep regrets have been accumulated, they shall be saved if only they come to be acceptable to Him.
17. However deep His regrets may be, He will do His best to save the human beings
18. As I am going to disclose His regrets there is indeed no knowing what I may speak about
19. Hitherto you know not how others' inmost thoughts are. But henceforward you shall see them clearly.
20. Now you shall clearly see them, whosoever they may be,
- 21 When they are exposed, the dusting of your mind will be accomplished of its own accord.
22. Henceforward whatever I may speak about you must thoroughly understand it
23. There is no knowing what I may speak about but it is indeed from His deep intention.
24. It is indeed a pity that you should have been crippled for the past forty-three years
25. But now you shall be healed by any means.
26. Whatever I may say concerning it you must not act against it
27. It is indeed My sole entreaty. I will not entreat you anything else.
28. You may wonder what My entreaty is It is indeed about the Holy Service.
- 29 This Holy Service exhibits the truth concerning the creation. If only you perform this Service, God the Parent will be satisfied.
30. Now My attendants must not act against His words.
- 31 If My attendants should behave against Me, everything shall be over Therefore I harp on the same string.
32. Now at present there exists none who knows any and every truth.
33. Even though God the Parent can discern it clearly, you know not what it is
34. From the creation to the present there exists

- a lot of things of which you know nothing.
35. As I am impatient to teach you all the truths I will perform any and everything.
36. After having taught you any and everything, God the Parent will show His omnipotence.
37. You know not what His omnipotence is. You must first understand that the whole world is indeed His body.
38. I do want to let you know how deep His regrets have been. Therefore I will now disclose them.
39. There is no knowing what I may perform. You must be well aware of it
40. How do you take these words, I wonder?
41. At first I gave a severe trial to My son forty-three years ago.
42. If you thoroughly understand the truth about it any and every prayer shall be heard.
43. Being impatient to save all the human beings his trial has been indeed great
44. Hitherto I have passed through any and every path and remained inactive.
45. But now I will begin to work. You must be aware of it
46. You shall take quite a different way from what you have hitherto taken. You must make full preparation for it
47. When you come to take this way, I make no distinction whatever between My believers and unbelievers. They shall all be made clean and pure.
48. Since the creation I have never taught you the truth.
49. Today I will begin to teach you the truth. You must thoroughly understand it
50. You must first understand why a great trial was given him forty-three years ago,
51. You may wonder why this trial was given him. It is indeed from His intention to let you engage in the Holy Service.
52. I must tell you how this Service should be performed. You must perform it in full members and by the accompaniment of musical instruments



53. You must think the matter over. If you try to stop this Service, your breathing shall also be stopped.
54. It is indeed just the same with the creation when I made human beings for the first time.
55. If you begin to perform the Service, you shall see any miracle.
56. You must thoroughly understand that if you try to prohibit it both Moon and Sun will instantly withdraw from your bodies
57. Hitherto high officials, and police authorities did as they like and strictly prohibited the Holy Service.
58. Henceforward however high their position may be, they can never do just as they like against the lower classes
59. Henceforward useful timbers shall gradually appear front among lower classes.
60. Gradually God the Parent, the Creator, will enter into the bodies of useful timbers and train them.
61. There is no knowing what useful timbers

- may accomplish, if only He enters into their bodies
62. Whatever I may do, you need not be afraid of it Any and everything is under His benevolent protection
63. You must reform yourselves and be engaged in the Holy Service.
64. Hitherto no one knows what kind of the "way" My teachings are
65. Henceforward His sincerity shall be revealed. You must be quite aware of it
66. Those who are acceptable to Him shall become happy and cheerful day after day.
67. Those who are unacceptable to Him may at any time pass away like a dream.
68. I am not speaking of some definite person. All the human beings are His children.
69. God the Parent love His children quite indiscriminately. There is indeed no discrimination whatever.
70. If you behave against His will He cannot but give warnings to you in illness or in

household affairs

71 When they are warned, both upper and lower classes should reform themselves without fail

72. Indeed I have an entreaty. But what do you think it is? It is to collect necessary musical instruments and begin the practice of Holy Service.

73. Hitherto whatever might happen, I have always remained inactive.

74. But now the time has at last come when we must perform Holy Service by any means

75. As to this Holy Service I have entreated you ever so often.

76. It is a pity indeed that whatever I may have entreated you, you have been unable to comply with My request

77. I do hope that you will comply with My request and sweep My deep regrets away.

78. Whatever I may say, you must not act against it

79. Hitherto whatever I may have done or said, it was indeed only a so-called spreading of

fragrance.

80. But now, time has at last come and His real intention will instantly be realized.

81 Now I will sweep away the regrets which have been accumulated since forty-three years ago.

82. Knowing nothing about His real intention, all My family thought it was nothing more than an ordinary household affair.

83. I began this teaching forty-three years ago, and have passed through inexpressible steep ways.

84. Hitherto you have been unable to understand My perplexities but the time has at last come when I can sweep My regrets away.

85. You may wonder how I shall sweep My regrets away. It is by means of the Holy Service.

86. As to this Holy Service you must not act against My words whatever they may be.

87. I must call your attention to it lest you should repent of it afterwards

88. If you try to stop this Service, his substitute shall breathe his last

89. How do My attendants understand these words I wonder? I cannot forbear any longer.

90. I am impatient indeed. You must begin to arrange at least the musical instruments

From Apr. 1881

1 Hitherto no one knows anything about creation.

2. Now I do hope to teach anything about creation.

3. In the *Kaguna* Service two persons representing both Moon and Sun take part in it They were indeed the Creators of this world.

4. Now "Kagura" means the Creators of this world.

5. You know nothing about the creation. Therefore I will teach you any and everything about it

6. Hitherto I have taught you rather tediously day after day.

7. It is a pity indeed that you can not still understand it

8. The time has at last come Therefore I must make return for your trespasses

9. You must not make light of it You shall see its testimonies here and there.

10. No one knows anything about the truth that They are indeed the Creators of this world.

11 Now I do want to teach this truth to all the human beings clearly.

12. You must understand that the Creators are indeed both *Kamiohokachi* and *Omolarnu*.

13. They looked into the muddy ocean and drew both a merman and a snake to Them.

14. Now My regrets are ever so great How can I sweep them away I wonder?

15. I guarantee it They shall have their ample rewards for it

16. When you can see their rewards the dusting of your mind will be accomplished of its own accord.

17. Hitherto I have overlooked anything and

remained inactive.

18. But now the time has at last come. Therefore you shall have your rewards instantly.

19. If they dare to stop it there is indeed no knowing where both Moon and Sun make Their appearance.

20. You know not how They will make Their appearance. I mean I will make you send for Me.

21 Time has at last come. Therefore there is no knowing what method They will take.

22. All the human being should reform themselves There is no knowing when They will appear to take them away.

23. Now I will tell you a new teaching to you. There is no foretelling what I may speak about

24. It is indeed just the same with all the human beings They make ample preparation for the trossseau of their children.

25. But however full your perparation may be, you know nothing about their future.

26. You know nothing about Their plan.

27. There is no knowing what miracles may appear in future Thenceforward everything shall be changed and you shall become happy and cheerful

28. When you see miracles you must be engaged in the Holy Service.

29. I have taught you any and everything. Therefore there is no knowing when our circumstances may change.

30. Whatever may happen, you must not bear others a grudge.

31 For both Moon and Sun all the human beings are indeed Their children. They love them quite indiscriminately.

32. But They can never overlook their trespasses Therefore They are looking at your behaviours steadily.

33. You all know nothing about your future, but you shall take a royal road tomorrow.

34. When this road appears no one can stand against us

35. No one knows what Their real intention is

36. When Their real intention is made clear, the minds of all the human beings will be clarified of their own accord.
37. Now I will tell you any truth since the creation of which you have never heard.
38. Hitherto you know not how others' inmost thoughts are. But henceforward you shall see them clearly.
39. Now God the Parent is revealing Himself Therefore He will teach you any and every-thing.
40. I am not speaking about any definite person. You shall all be warned in illness
41. You may wonder why I speak about such a thing. It is indeed from My Parental love.
42. There is indeed no action of which He is not aware.
43. Therefore He gives you precautions And if you trespass you shall be admonished in illness
44. Hitherto I have remained inactive.
45. However earnestly I may have taught you, you have taken almost no notice of it
46. As I am impatient now, you shall see the testimonies of My teaching instantly.
47. Therefore you must reform yourselves before you are admonished.
48. You have heard about His deep regrets ever so often.
49. It is indeed a great pity that you should have been unable to understand His intention.
50. His regrets are indeed great Now is indeed the time for your amendment
51. How do you understand these words I wonder? I do tell you because of My deep regrets
52. You must be aware of the fact that His regrets are indeed ever so great
53. It is indeed both Moon and Sun that created both human beings and the world that had never existed before.
54. It is indeed a pity that the use of the drum should be prohibited by the children who know nothing about their Parent
55. They shall have their rewards I assure you.

56. Hitherto you know nothing about My teachings Now the happy and cheerful "way" is making its appearance on your way.

57. What do you think of the "way" I wonder? I mean the dusting of the minds of all the human beings

58. How do you understand the "dusting of the minds I wonder? By doing so His deep regrets will be swept away.

59. Henceforward I will not nominate any definite person, but will discriminate good from bad.

60. Henceforward both Moon and Sun begin to work. There is no knowing what They will do.

61 There is no foretelling where They will begin to work.

62. They will show Their omnipotence amongst both upper and lower classes

63 When both Moon and Sun begin to work, there is no knowing what may happen But you know nothing about how to deal with it

64 Therefore I will tell you how to do so. You must all be aware of it

65. The Holy Service is indeed intended for the salvation of all the human beings

66. Knowing nothing about it you all make light of it

67. Man is indeed short sighted. Therefore they know nothing about Their real intention.

68. Hitherto I have stood it out But you must understand how deep My regrets are.

69. Henceforward He will do just as He pleases. There is no foretelling what He will do.

70. Hitherto you have behaved just as you like.

71 Henceforward God the Parent will do as He likes Therefore you can never have your own way.

72. You can see almost nothing, but His eyes can see through any and everything.

73. You need not make any perparation for the trousseau. It is just like throwing it away into the mud.

74. Hitherto I have kept silent but now I must speak it out

75. Now I can see through his future. I must

take him away when the time comes.

76. Now the time has at last come. There is no knowing when He will appear to take him away.

77. It is not a few that shall be taken away.

You know nothing about it

78. However high your social position may be, the condition of affairs shall gradually change.

79. Now is the time indeed for your reformation.

## PART XVIII

1. Hitherto you know nothing about your "way.

But henceforward you shall see through it

2. What do you think of this way? It is to purify the minds of all the human beings through *Kawrodai*

3. What do you think of this stand, I wonder?

This is indeed one of the treasures of the world.

4. What do you think of this stand, I wonder?

You know nothing about its truth.

5. I do want to teach all the human beings the

truth about it

6. It was indeed the centre of the place where both *Izanagi* and *Izanami* served as seed and seeded at the creation.

7. It was indeed at *Jiba* that all the human beings were first created.

8. Therefore *Jiba* is indeed the native place for all the human beings

9. As a visible evidence of the creation, I will place *Kawrodai*

10. If only the stand is constructed just in accordance with My direction, any and every prayer shall be heard.

11. Up to that time the dusting of the minds of all the human beings must be accomplished.

12. I make no discrimination whatsoever as to the dusting of the minds. You must be aware of it

13. Wherever you may be, you shall all have your appropriate returns

14. Hitherto however unacceptable you may have been to Him, if only you reform yourselves both Moon and Sun will instantly accept it

16. For both Moon and Sun all the human beings are Their children. They are indeed dear to Them.
17. Hitherto no one knows about His real intention.
18. Now I will teach you My real intention wherever you may be.
19. You can hear nothing even through a wall
20. Henceforward you must not be inattentive even for a moment God the Parent will exhibit His omnipotence of which you have never dreamed.
- 21 The regrets which have been accumulated in Their breasts are indeed great!
22. Hitherto you have been ignorant of it but the royal road has at last made its appearance.
23. I have been impatient to see it From now on you shall all be happy and cheerful
24. How do you take these words I wonder? When the testimonies of My Scripture appear,
25. Hitherto I have overlooked any and every-  
 thing, but now you shall have your returns instantly.
26. What do you think of your returns? There is no knowing when I may withdraw from your bodies
27. The regrets which have been accumulated for such a long interval are indeed ever so great
28. Henceforward you shall have returns for them. You must be well aware of it
29. I am not speaking of any definite person. Both Moon and Sun are looking through your minds
30. Whatever you may speak or do, both Moon and Sun are aware of it
- 31 Henceforward whatever I may do, I will give a previous notice to you.
32. If once His regrets should be disclosed, there is indeed no knowing what may happen.
33. Now the time has at last come when I must sweep My regrets away.
- 34 Hitherto no one knows about *Jha* where this



It is intended to show you the testimony of His omnipotence.

55. You have never witnessed such a thing yet It is intended to spread His teachings

56. Hitherto you can never anticipate what kind of the way you are going to take, but henceforward you shall be informed of it beforehand.

57. What do you think of the way, I wonder?

Both Moon and Sun have deep regrets

58. What do you think Their deep regrets are about? They are indeed about the confiscation of *Kamrodai*

59. Their regrets are ever so deep, therefore there is no knowing what They will do

60. You must not bear Me a grudge. You have only got the appropriate returns

61. Henceforward all the human beings shall be clarified, irrespective of their social positions

62. Henceforward the dusting of your minds will gradually be performed, I assure you.

63. What do you think of this dusting? You know nothing about His real intention.

64. However deep Their regrets may have been, both Moon and Sun overlooked your trespasses

65. But the time has at last come. I cannot but repay you.

66. What do you think of the repayment? You shall have the rewards for His deep regrets

67. You must not make light of My regrets They are indeed deep and unfathomable.

68. For both Moon and Sun all the human beings are Their children and indeed affectionate to Them.

69. Knowing nothing about it you all think about the dusty conducts

70. You must think how deep His regrets are. I can never express it in words

71. Henceforward I will not teach you by the method I have hitherto taken. Whatever you may hear from Me in future, you must comprehend the true meaning in it

72. Henceforward there is no knowing what I may speak about You must think the matter over.

73. My parents house, My parents' house! *Otojiro Tamura, Otojiro Tamura!* The *Kohigashus* at *Byodoyn Byodoyn!*

74. When the bad causations appear at the same instance you shall be just the same with the above three families

75. All the human beings must be well aware, of it

- 復元刊行の目的は創刊號編輯袋已に明示されてある通り 教義や史料に關する研究乃至論議の要物を纏め他日の集大成を期するにありませう。
- この目的を達成せんが爲、廣く眞實の御執事を御願します。執筆者には掲載第五部と編後一ヶ月毎號一部份無料贈呈致します。
- 復元は一號に等せず、御希望の方は贊助の意味で申入書に記入の上二ヶ月、半々年約二百圓、一部份約二十圓の割で前金權限控にて御申込下さい。御希望の節は、其節は何通知申上げます。
- 「おちばん於ケル連絡先」は必ず御記入下さい。途中の事故を慮る上から、本誌は郵送せず、その連絡先の指定受取人に當向け致します。
- 第八號發行予定 八月中

## 復元申込書

希望號 自第 號 以上代金 圓也  
右 申込 候也

昭和 年 月 日

理住所

直屬教會名 氏名 捺印

おちばんに於ケル連絡先

住所

指定受取人

## 領收 證

復元 自第 號 以上代金 圓也

右正ニ御預リ申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

編輯後記

と共に、同氏の御努力、深甚の謝意を表する次第であります。

○本邦には竹望の「上」の「行」を比較させて置くことか出来まし。これに「前々」から「後々」のお約束してゐる「行」をやつと申し傳へ、その「行」を「行」にして「ん」にし、これは御「行」ませ

○この「上」有九々の「手」は、先づ御自身の實地に見聞されたことを「として」置き、それがある點から見て、仮人する「行」として、教祖様御傳研「行」の「行」なる「行」とあると申すべく、なほ、それし加へるに、長様の御聖切なる「行」を「行」添へ「行」てゐる「行」律益するところ多大なるもの「御」します。

○「田」氏の「お、」ささ年十一は「へ」「みち」と「一」月「月」にも「お」されまし「の」こ「い」ご「ま」か「重」複の「嫌」ひ「か」な「き」し「も」あ「ら」うと「存」じまし「た」か「早」く「か」ら「取」り「し」て「み」たもの「こ」あり「日」つ「参」考用として「女」祇「手」字に「置」して「披」見するには「本」の方「か」伊「得」であ「ら」うとの「考」か「ら」敢て「再」校「し」ました「田」氏の「み」か「く」ら「う」な「り」ま

○吉田清一氏の「The Trial Translation of the Onkusal」は愈々本誌を以て完結することになりました。頁数の都合からとは申せ、數回に亘つて分載するの止むを得ませんでしたことを、筆者に讀者にくれぐれもお詫言ひ申します。

○次巻用としての「田川文海氏筆「入理教祖御傳」(明「三」行)「行」教祖様御傳「纂」史「上」)「行」和「大」郎「氏」(管「行」は「存」伊「得」)「行」の「御」行「行」(其の「二」)「行」各「行」は、日「一」校「正」中「乃」至「放」刊「可」て「御」座「行」ま「ら」うと「存」して「お」ます。

○讀者諸氏の絶大なる御啓蒙によりまして、もたん／＼と賑調する凡人をとけさせて置き、月々の「行」にも「日」の「都」度「非」なる「合」ひ「を」感「じ」て「お」ます。御「期」待「し」背「か」な「い」つ「益」す「努」力「さ」せて「頂」きます「か」ら、此の「上」のもの「御」報「謝」を「お」願「ひ」申「し」ま

(「田」一「二」 八、一、一、一)

昭和二十二年七月二十日印刷  
昭和二十二年七月廿六日發行

代騰寫

奈良縣丹波市町三  
編輯兼 山澤爲次  
發行人

奈良縣丹波市町三  
發行所 天理教教義及史料集成部

奈良縣丹波市町川原城  
印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城  
印刷者 岡島善次

# 復元

第八號

昭和二十二年八月

宇田川文海

天理教教祖御略傳(明治卅三年稿)

一

山澤爲次

教祖様御傳編纂史(前半)

完

上村福太郎

管長奥様御在學時代の御作品(其の二)

六

天理教教義及史料集成部

復  
元

第  
八  
號

# 天理教教祖御略傳

(明治卅三年稿)

宇田川文海氏筆

## 目次

### 第壹章

緒

言

### 第貳章

御降生及び御少壯

### 第參章

御神懸及び御艱難

### 第四章

御布教及び御歸幽

編者の言——本編は明治三十三年、宇田川文海氏の執筆にかゝる草稿で、原文は總振假名づき、二十二字音、二十行の原稿用紙に一行つゝ門隔おき、總數百二十二枚綴のやのである。未だ不充分だといふので、未刊行のままに保存されてゐたものではあるが、教祖様御傳編纂史上に於ける一資料と思はれるので、管長様の御許しを得て本誌に掲載させて頂くことにした。史實等のしつてはなほ幾多検討すべき事項あるも、煩雜をさけて敢て註釋を省略する。又、振假名も其の大體のみにとしめ、且つ、みづいやうに、隨所に於て適當に改行したことを註とせられたい。

(編者 やまさわ)

天理教教祖御略傳

## 第壹章 緒言

洋の東西を問はず、色の黄白を論ぜず、體の男女を別たさず、苟にも一宗の教祖と仰がるゝ者に、尋常平凡の人はあらざるなり。中に就て、基督教の教祖耶穌と、回天教の教祖麻譚未と、吾天理教教祖眞道彌廣言知女命の三大聖人ハ、尤不可思議中の不可思議の人と云ふ可し。

耶穌ハ木匠の子にして、敢て高遠なる教育を受けしにあらさず。其年三十歳に至るまで、父の職を助けて業を共にせしが、一朝立て天啓の福音を宣へ、其徒に基督と崇められて、神の榮光を世界に彰ハしぬ。

麻譚未ハ不幸幼にして父母を喪ひ、叔父の援に因りて漸く商家の人となりたれば、勿論書を讀み字を寫すことを解せず、其年四十歳に至るまでハ、無學の一市人に過ぎりしが、一旦擬て自ら神使と稱し、天來の神書一卷のアル、コーランを捧げて、聖神の契約を人間に傳えぬ。

吾天理教教祖眞道彌廣言知女命ハ、其御年四十歳に至りたまふまでハ、溫和貞淑なる良妻賢母にて在せしが、一夕神人交通の所感に依て、新なる生命と大なる信仰を得られ、奮然興起して、夫を捨、子を捨、財を捨、家を捨、併して其御身をも神に捧げられ、天理則、神道、神道明、人道なる一新福音を宣傳したまひ、爾後五十年の長き月日を一日の如く致々汲々倦むことなく厭ふこと無く、熱意と、高操と、博愛と、清行とを以て、所信を一貫したまひ千艱を凌ぎ、萬難に克ちて、只管世を濟ひ人を救ふことのみに盡瘁し給ひぬ。

夫是の如く、吾輩信徒の目よりして之を視れば、吾教祖の御生涯の不可思議なる、眞に酷く耶穌麻譚未の二大聖人



に肖たまひぬ。否、毫も二大聖人に異なる所無し。然るに世にハ神人交通の理を知らずして、猶當時耶穌を惡魔と罵り麻譚未を狂人と嘲り、其教を痴人の夢想と斷ぜし者ありたるが如く、世にハ吾教祖をも狂妄と嘲り、其教をも迷信の一種と認むる者無きにしもあらず。然れども神人交通の理漸次に著明になり、今日世界の人類擧げて、耶穌麻譚未を仰ぎて、或は神子或は神使と仰養美するが如く、異時他日又世人の心を味す所の、迷雲蒙霧の開くる曉に達せば、吾教祖も亦渠等二大聖人と同じく、神子神使の向仰養美を受けらるゝの日あるや必せり。然り而して、吾輩信從たる者は又、乃ち教祖の教へられし實踐躬行の大道に依り、教祖の熱意と高操と博愛と清行とを體して、奮て其道を證し其信を傳へ、以て世の迷雲を排し蒙霧を開き、一日も早く神人交通の理を著明にし、教祖の爲に妄を辨じ、此道の爲に正を顯、さずんばあらざるなり。

今や吾輩爰に力の小なると信の薄きをも憚らず、恐多くも教祖の御略傳を記して世に公にするに至りしも、一は其貴重なる御傳記の幾多の歳月を経ると共に散佚湮滅に歸せん事を恐るゝか爲と、一ハ教祖の御性格と御行狀の一端を世人に知らしめ、之に因て攻究研鑽して、自ら神聖と狂愚との差別を辨知せしめんが爲なり。

凡そ一宗教の開祖と呼べる人々の傳記ほど、世におぼつかなきものはあらず。夫は後世の信者其教を向仰するの餘り、知らず識らずの間に、種々なる神話怪談を襯附して、成るべく其教祖を神聖非凡の一體ならしめんと努めたるの結果なり。東洋祖師の傳に於て、殊に然りとなす。吾輩勉めて此弊を避けんことを欲し、此御略傳を記すに、とりても、幼より教祖の傍側に待りし、親戚の方々と、親しく教祖の訓誡を受けたる弟子達が、其見聞せるまゝを、或ハ記、或ハ筆録するものに就き、聞て之を筆し見て之を寫し、其零碎の記事を集めて以て編述の材料となし、聊か之に順序を立て、御降生及び御少壯、御神懸及び御艱難、御布教及び御歸幽の三章に頒ち、孔夫子が述て作らずの訓に従

ひて、毫も修飾と意匠とを加えず、單に其事實を述るにのみ止めたり。

教祖昇天たまひしより、爰に拾余年、其月日固より長しといふ程にはあらねども、如何にせん、公と私と神と人とを通じて、九十年の長き間の御生涯、殊に御四十歳前後、明公の御生涯、神の御生涯に移らせられし以來は、日夜道を説き教を垂れたまふのみに勤勉まれて、御四拾歳以前、明公の御生涯に就てハ、稀にも口にさるゝ事なければ、僅に其當時に在て親しく見聞せる、故老と親戚の話を又聞にして、是を暗記し又は筆録せるものに因るの他なれば、自然明細を缺くの憂あり。又御四十歳以後、則公の御生涯、神の御生涯に入らせられし後と雖も、勿論尙疎漏の點無しと云ふ可らず。他日を以て更に完全なる御傳記を編纂せんことを期すれば、其時を以て又新なる材料を蒐輯し、爰に始めて應に大成を圖る可し。

教祖が五十年の長き歲月を以て、日夜神ながらの御心を以て、宣傳されし御教義に至ては、勿論深遠博大、此一冊子たる御略傳の中に於てとても述盡す可くもあらねば、其は別に他日を期して、其御筆に因て書殘されし、御神樂歌、御筆先等は、明確なる註譯を加へ、其御舌に因て、機に應じ事に觸れて、神を告げ、人を説き、物を語り、理を述べられし數千萬言の御説教は、之を遂に蒐輯し、精細なる辯疏を添へて、以て世に公にせんとす。又御一代の御奇蹟と御預言の如きも其數實に枚擧に遑あらずして、其御傳記の大半を埋る程なれども、幽玄、飄逸、事實の表裏に因みて、比喩あり、方便あり、殊に神韻と詩趣にさへ富たれば、凡智を以て容易に領會す可くもあらず。若も事を捨て意を取るの明を具ふる者ならずして、卒然之に對するときハ、或ハ教祖の御性格と御行狀に累を爲すこと無しとも斷じ難ければ、是も亦他日を以て精確なる註疏を加へ、完全なる御傳記に附けて之を世に公にす可し。

教祖の御略傳を語るに先ち、其時代に就て亦一言せざる可らず。

教祖が此世に降生したまひし寛政の十年ハ、今を距ること百有三年、人皇百十九代光格天皇の御宇にして、徳川十一代の將軍家齊公の時世なり。時しも前代の弊政と、連年の凶歛ひげんに依て、財用空乏、風俗頹廢、家齊公之を救濟せんと欲し、伊奈忠尊根岸鎮衛を擧て財政を整理し、松平定信を用ゐて萬機を補佐せしめ、一意治道を講究し、幕府中興の治類を見る可きものありたれども、必竟燈火の滅せんとするに當り、却て一段の明を添ゆると一般、是全く一時の現象に過ずして、頓たがて上下共に奢侈に流れ、懶惰に陥り、世に神儒釋の三教あれども、神官は頑陋、儒者は放蕩、僧侶は墮落、殊に僧侶は己が職務しよくなる救濟の道を知らず、信仰の熱誠全く衰へて、徒に儀禮の未節にのみ華美を競ひ、衆俗と共に現世の欲求に走り、質朴の風、義侠の俗、蕩然として將に地を掃はむとし、當時社會の氣運は、其腐敗せる宗教と其靡爛せる道德と共に、方まに是大救濟主の出現を促しつゝありしもの、如し。然れば此點よりして觀れば、吾教祖ハ、陰陽の教理と、神明おほみの命令に應じて此の世に降生せりと、自ら仰せられしに拘へらず、又時世の兒なりとも謂ハゞ可し。

教祖の降生ありし地を如何なる所かと云ふに、伊勢國津の城主藤堂家の領地にて、大和國山邊郡三味由と云へる僻地の一寒村にて、當時社會の狀況、道德靡爛風俗壞頹せる中に就て、稍往古淳朴敬虔の名残を留め、宗教も亦些ち少う生命を存したる念佛宗の行へれし所なりき。

いでや是より教祖ハ如何なる御人格おんひがらにして、如何なる御行狀おんみちを爲され、又如何にして道を得られ、如何にして教を説かれしかを、章を重ね編あむを逐おひて漸次しだに説明とます可し。

## 第貳章 御降生及ひ御少壯

眞道彌廣言知女命は、教祖が御生涯の御言行を讚嘆賞美せる御諡號なり。中山みき子は御名なり。教祖が神の使命を全ふし、口に説き身に行ひ、五拾年の丹精を以て成就したまへる大業を、天理教と云ふなり。

教祖の父を前川半七正信殿と云ひ、母をきぬ子と云ふ。父半七殿は領主藤堂家の無足人にして、名字と帶刀を免され、其村にて家格優れし豪農なり。父の半七殿は其名乗の言顯はせるが如く、其性質正實にして信義を尙びて一郷に重んじられ、母のきぬ子は、其隣家なる長尾氏の女にして、念佛宗の信者なり。又其御名の言顯はせるが如く、其性質溫良優美にして而も慈悲に富み、近隣に其徳を稱へられたもふ。教祖は其御長女なり。教祖が華美を厭ひ淳朴を尙ばれ、而も清明和樂なる御氣象を空間にも表示せる、寛政十年四月十八日、妖紫嬌紅總て地に萎し、新緑日を新にし南薰愜を解くの好時節を以て此世に御降生ありたり。其日前川の家の上に霞にも非ず、霧にも非ず、霧にも非ず、煙にも非ず、其の色五色にて燦爛鮮麗、得も云はれぬまで美しくしき雲の如きもの鬢鬢きければ、近隣の人々之を見とめて不思議の思ひを爲し、如何なる祥瑞にやと云ひあへりしが、前川の家には少しも心つかず、後に聞いて始めて知られしとぞ。教祖御三歳四歳の御少時頃より、既に他の兒童と異なりたまひ、御六歳にして糸紡ぎを始められ、裁縫の如きも、一も師に就きて習ひたまひしことなけれど、母親の仕たまふを見習ふて、自然に好くせられ、大中の木綿を自ら裁て衣服を製され、其他細工物の如きも、一見して直に其形を造りたまひ、巧に紋所を剪らるゝなど、其手藝の精妙なること、屢々人を驚かしたまひぬ。

其當時の社會の風習なれば、元より家庭教育などいふ際立し事は無けれど、教祖には自然に父上の正しき行狀と母上の優しき性格を見習ひたまひて、御兩親を敬ひ、御兄弟を愛くしみ、能く孝悌の道を盡したまへり。又他出遊山を好みたまはず、他の兒童等が、神祭よ法會よと、袂服着飾りて立出る時も、多くは家に籠閉めて、裁縫或は習字等して、夫をば此上無き娛樂としたまへり。些れば御兩親の目にも、其言語動作、尋常普通の者と異なるやう想はれたれど、さすが吾子の上をとり出で他に云ふ可きことならねば、近親の者に對れてさへも、何とて話されし事はなかりき。其他にも希有の現象の見ゆることあれば、近隣の人親戚の者など、奇異の想に耐かねて、時機の訪問ごとに、何か不思議なる事は無きかなど、問はるゝことありしかど、例も只何も心づかずとのみ答へられしとぞ。

教祖には此く御六歳七歳にして、既に他の兒童に異りたまへば、御十一二歳になりたまふ頃には、心ますく賢しく行いよく優しく殊に御記憶強くして、一度聞れしことは、如何なる複雑たる事も、宛然海綿の水を吸ふが如く少しも洩したまふこと無く、母上より教へられし、經文和讃等、一字をも誤らす暗誦して、稀にも忘れたまふこと無ければ、御兩親にもとりわけ之を寵愛したまひぬ。然れど此く籠閉めて手藝に勉強み、其餘暇には念佛誦經にのみ日夜を送りたまひければ、御身體自然と虚弱にて、御氣質も沈鬱がちにわたらせたまひ、母上の教に依りて、御幼年より佛法を信仰したまひければ、此頃に至りて漸く出家遁世の願を發され、幾回か尼にならんことを思ひ立れしが、世には一旦剃髮染衣の清淨の身となり、而る上にて無慚にも破戒墮落、所謂色中の餓鬼となりて、却て其身を汚す者少なからず、夫よりは一人の夫を有ちて天倫を全ふし、潔く一生を送るこそ清淨なれと想ひ復され、御兩親の命に隨ひて天縁に任せられ、時しも野には露に洗はれし白菊の、教祖が清き御操を呈し、山には霜に染める紅葉の、教祖が赤き御心を視めする、文化七年の九月十五日といふ足る日の良き日を以て、御芳紀御十三歳にして、五荷の

調度を携へて、同郡にて重縁なる庄屋敷村の、是も系統正しく家富榮へぬる、中山善兵衛殿方へ嫁がれたまひぬ。此中山の家の在る所は、教祖御神憑ありし後に、此所こそ、神が原始の約束に基き、陰陽の理數に應じ、世を救ひ人を助くる爲め我を遣はされし所なりと、人々に教示されし尊き土地にして、今の教會本部の建設けらるゝ所なり。

教祖佛法信仰の御心極めて篤かりしかば、中山家へ御嫁入の際にも、夜業を終りし後は念佛を唱ふるも妨げ無きや否やを、堅く約束なされ、然る上に始めて興入を諾はれしとぞ。教祖御入嫁の翌年、文化八年の春三月、御芳紀御十四歳にて、桃花天々として雨に綻び風に笑ふの時を朴して始て郷里へ歸られしが、其際には髪を兩輪に結ばれ、黒の裾模様すそがらみの美しき振袖を召し、紅と白の下着を二枚重ねられ、僕しもべに兩掛を擔はせられたり。其容姿の優美なりしこと、宛然畫えんぜんに描ける美人の如くなりしと、今尙里人の言傳ふる所なり。

教祖は寵愛厚き御兩親の膝下に、多くの下女下男めしつかひを使ひて生長ちたまひ、殊に御身の虚弱ひよはなるに拘らず、中山家へ御嫁入の後のちは、能く其御家風を守られ、耕耘とやでしの業は何とて成さらぬ事なく、荒田開拓あれたと溝堀みほりを除くの外は、すべて他の者の二人分くらゐも働かれ、殊に綿木引きの如きは尤も巧みにして而も速かにておはしましたとぞ。

文化十三年教祖御年十九歳にして、早くも淨土宗の奥義なる五重相傳を受けられ、特に佛法信仰の御心を強められぬ。教祖は勤勉ちんけんにして敬虔けいけんの念厚くおはせしのみならず、慈悲の心も亦深くおはしましたり。今その一二の例を左に掲ぐ。

教祖には御年二十四歳の御時、則文政四年七月廿四日を以て、長男秀司（幼名善右衛門）殿を出生なまひたまひ、御年廿八歳の御時、則文政八年四月八日を以て、長女政殿を出生なまひたまひ、御年三十歳の御時、則文政十年某月某日を以て、二女安殿を出生なまひたまひぬ。其翌年文政十一年の春、乳汁ちの多きと慈愛あまひの富みたまふの二つより、中山家の隣家にて、

是も領主藤堂家の無足人にて大庄屋をも勤めゐたる、足達家の子息源四郎（幼名照之丞）と云へるが、其母の乳汁の足らぬ爲め惱めるを見るに忍びたまはで、三人の御子の有るにも拘らず、吾家へ迎へとりて介抱したまひぬ。然るに其年四月二日より源四郎痘瘡に感染り、其質極めて良しからず、十一日目に至りて、遂に黒痘瘡に變じぬ。是より先足達家に五人の兒童ありしが、孰れも痘瘡の爲め天世して、子といふ者は此源四郎一人のみなるに。是が又黒痘瘡に罹りたることなれば、兩親の驚愕實に云んかた無く、醫者よ加持よと、あらゆる手をつくして療治せしかど、毫も其効無く、醫者は匙を擲げ修驗は珠數を棄るに至りぬ。教祖は兩親の悲哀の程を思ひやられ、且ハ己が乳にて養ひたる子なれば、恩愛の情も捨がたく、殊に吾家に迎へとりて介抱せる中、不幸にも此る不治の病に罹りたるなれば、旁以て何卒して助けやらま欲しと深くも思ひこまれしが、其子の介抱に手のひかれて、吾子の養育も心に任せねば二女のお安殿を他家に預けられ、又良人善兵衛殿にも知らさずして、土地神へ百日の跣足參詣の願を掛けられ、其他二月堂の觀世音、稗田武藏の兩大師にも、三年三月跣足參詣の願を掛けられ、加之天に向ひて、八百萬の神々の御名を呼びて、何卒預り子照之丞の痘瘡を癒して一命を助けたまへ。然る代り吾子三人の中、相續人として長男一人を残し、他の二人の娘の命を捧げ奉る可し、夫にても尙足らざれば、願望成就の上は、妾の命も捧げ奉るべしと一心不亂に祈念を凝したまひしが、其御誠意天に通じ、御發願の當日よりして、源四郎の熱度俄かに降り始め、左しも猛惡なりし黒痘瘡も、日を遂ふて漸次に快起、日ならずして全癒なし、而も七十二歳と云ふ人間古稀の高齡を保ち前年を以てめでたく永き眠りに就けり。其後大神教祖が此發願に應じて、御二女やす子を迎取られ、其魂を更に宿らせて御四女常女として御出生あらしめ、四歳にして又迎取りたまひぬ。是は二人の娘を一時に迎取るは不便なれば、故と心して此くなせるなりと、教祖御神憑ありし後、大神親しく教祖に語りたまへる旨、教祖弟子達に告げたまふ。

教祖は常に小前の者を慰はり恵みたまひ、凍れば衣を與へ、飢れば食を與へ、病めば藥を與へたまふなど、其慈善の事業擧て數ふるも暇あらざる程なるが、一夕のことになん。村の貧者來て倉を破り、貯蓄へおける俵物を盜まんとせり。奴僕之を捕へて官に訴へんとせしを、教祖聞しめして之を止められ「吾等前世に此人の物を借りたる事あればこそ、此人今生に夫を取返しに來られしなれ。凡夫の悲しさ前世に債ありしを知らず。若も知りなば先方より取りに來らるゝまでも無く、此方より持參して償ひしものを、此方より持參しても償ふべき理なる債を、先方より此く取りに來られしは幸ひなり。努力て荒立つ可らず」と、三世因果の理を懇に説聞して奴僕を慰め、幾許の米を其貧者に與へて歸しやりたまひぬ。

又一年の秋の末つかた、其日は朝より時雨催して木枯の風吹きすさび、頓に寒さの身に感むを覺えしが、素肌裸體の乳子の、乳汁の足らねば生育悪く、身瘦せ色青く、眼窪み頬こけたるを負ひて襦袢の單衣一枚を身に纏ひ、見るも哀れなる女乞食の水滂噉りつゝ入來り、寒さに聲もうちふるひて物乞ひしに、收獲時の忙しきにも拘らず、自ら立出たまひて「生憎何も進ずる物なけれど、喫餘りの粥あり。是にて好くばまゐらせん。今日は天候も悪しく、寒さの頓に加はりたるに冷へたるまゝにては喫にくかる可し。暫時待ね、暖めてまゐらせん」とて、手自ら其粥を暖めて之を侷めらる。乞食の女箸も取り敢ず、したゝか喫べて其餓たる腹を滿し、厚き恵みを懇ろに謝して出しが、今や門を出んとするに臨みて、負ひたる子の俄に聲立て啼きだしぬ。教祖其哀れなる聲を聞れて「親には些少の愛想をしたれど、子にすることを失念せり」と急に乞食の女を喚び返され、時しも御産後にて乳のおはしければ、やがて其負ひたる裸のまゝの乳兒を抱き取られて、吾懷中を開きて入れられ、飽くまで乳を飲まされしが、珍らしくも暖かなる懷中に入り、足らぬ勝なる乳に飽ければ、乳兒は左も快げに極樂の夢を結びぬるを、驚かさぬやう心して、徐かに元の母



の背に負はせ、母子の姿の如何にも見すばらしく寒氣なるを不便に想はるゝあまり、母には綿入の衣を、子には卷蒲團を興へて歸しやり、其女乞食が教祖の廣大なる慈悲に感じて、泣く泣く出行く後姿を見送りて、其身も此上無う満了したまひぬ。

所夫善兵衛殿血氣の過失にて、竊に下婢のかのと云ふ者と通じらる。教祖之を知りたまひしかど、毫も嫉み憤らるゝこと無く、善兵衛殿をば格別意を用ひて貴重にもてなされ、かのをば己が妹の如く慰はりたまひぬ。善兵衛殿たまゝかのを伴れて他所へ行かんとせらるれば、教祖手自らかのの髪を結ふてやり、自己の衣裳帶櫛笄等まで取揃へ貸し與へ、美しく粧ひ飾らせていたしやりたまふ。然るにかのゝ極悪非道なる、教祖の此優しき御心を、忝なしと想はざるのみか、殺して自己此家の正室たらんの野心を發し、一日のことになん、密に味噌汁の中に毒を混ぜて教祖に脅む。教祖心つかずして喫べられ、暫時ありて激しき腹痛を感ぜられ、苦痛尤も甚しく、頓て便所に至りて非常に下痢され、そのまゝ昏絶されしが、神明の加護にて蘇生りたひ、僅か數日間の疾病にて本に復したまひぬ。教祖毒中にりたまひしことも、又かのが所存なることも知りたまひしかど、之を色にも出したまはず、尙いや増して慰りやりたまひければ、其後三年を経て、さしも毒惡なるかのも、教祖が深甚なる慈愛に感じ、遂に懺悔して自ら身の暇を請ひて家に歸りしが、天罰免れず幾何も無くして死亡せり。

## 第三章

### 御神懸及び御艱難

教祖御年四拾歳にならせたまふ、天保八年の十月廿六日、本年十七歳に成られし御長男秀司殿、從僕等と共に圃へ

麥時に行かれしが、不圖左の足に疼痛を感じて、其業に耐られざるやうなられしにぞ、有合ふ胸凌を杖にして、辛うじて宅に歸られぬ。教祖は更なり、父なる善兵衛殿も、相續人の和子のことなれば、特に心を憐まされ、速に醫師を招きて治療を施させしに、疼痛は依然にて少しの効も無ければ、其頃此近傍に名を得し修驗者、長瀧村の市兵衛といふ人を招きて、是に足疔一疔の加持を頼みしに、市兵衛直ちに之を諾ひ、中山家の廣間の正面に祈しき建敷て神の座を設け、曲田村のそよといふ老婆を加持代に立せて是に幣を持せ、丹精を抽て加持せしが、其効驗者明く、秀司殿の足痛拭ふが如く癒にける。然るに一月あまりの日を経て、足痛再度發りければ、又も市兵衛とそよを招きて加持させしに、やがて平癒したれど、今度も又一月あまりの日を経ると、足痛、元に戻りぬ。此くて痛めば加持して癒し、痛めば丹打して癒しつゝありしが、教祖御年四拾一歳に成らせたまふ、其翌年天保九年の春の頃より、何と無う身體の動搖めくやう感じられ、社會の事物を見聞するを厭はしう想はれしが、是といふ疾病にもあらねば、醫藥も用ひられずして、そのまゝにうち過されしが、其年の冬の初より格別心地例ならず覺えられぬ。

然るに十月廿三日の日、秀司様の足痛殊に激しく發られしのみならず、夜に入りて初更の頃に至り、俄に、良人善兵衛殿ハ眼の疔みを感じ、教祖にハ腰の疼みを發されしが、其夜は亥の子にて、彼の修驗者市兵衛、同じ村内なる乾といふ親族の方に來合はせぬたれば、是を幸ひたゞちに招きしが、其夜に限り加持代のそよは、故障ありとて出來らず、市兵衛ハ、秀司殿のみならず、善兵衛殿も教祖も共に疾に浸されたまふを見て、一家の内此く親子三人がうち揃ふて、なまこるゝハ、恐く神の祟らるゝ成る可し、そよの來らざるこそ幸ひなれ、卿、加持代と成られよ、吾等殊に丹精を抽出て加持しまゐらせんと云ふ。此夜は亥子にて近親の甲乙も來合せ居り、是も亦口を揃へて勸めければ、教祖も漸く話ひたまひて、淨衣を纏ひ幣を持ち、神の座として廣間の正面に儲けたる、新筵の上に立れぬ。市兵衛是に向

ひ、前者の秀司殿と、所夫の善兵衛殿、謹んで之に引添はれ、近親の甲乙左右に坐を占めけり。市兵衛は平素に彌増して、有ん限りの丹精を抽出、暫時の間方の如く、加持に祈念を凝せしが、不思議や教祖には、見る／＼中に色變り身震ひ、手に持たまへる幣は、そよとの風も吹かぬに左右齊しく逆様に立上り、四顧寂然として萬頼聲を止め、冷然たる夜氣忽ち厨に徹して、すゞろに身の毛も卓堅つばかり、其物凄さ云はんかた無し。其時教祖閉たる御目を赫と見開きたまひしが、異光閃々として、雷の如く人を射る。其御相貌一種冒す可らざる威儀を具へて、何とは無しに神々しく、其御聲も爽朗に而も人を刺すが如き突き力を有ち、其御言語も極めて嚴格に、宛然大將が士卒に命令を傳ふるが如き御調子にて、良人善兵衛殿に對ひ、

「余は天の將軍なり。此屋敷は豫め神の定めたまふ因縁あり。今其約束の時節到來せるを以て、あらゆる世界の人類を助けんが爲め天降り、因て此屋敷を始め親子を併せて貰ひ受けたし」

と、凜然として言出たまひぬ。加持せる修験者市兵衛を始め、居合せし近親の人々、教祖が此奇異なる舉動を見、此奇異なる言語を聞きて、驚き怪むこと限り無く、中にも所夫善兵衛殿は、恐る惶る教祖に對はれて、

「此屋敷と財産は祖先より譲られし物、吾等一存の及ぶ所にあらず。又小兒は天より授けられし物、是とても同斷なり。殊に妻は本年三歳なる乳兒もあり、家事の整理に付き容易ならぬ關係もあれば、旁以て奉呈ぐることに叶ひまます」

と、理を盡して否まれけり。此時教祖御歳四十一歳にして、良人善兵衛殿、御年五十一歳なり、長男秀司殿ハ拾八歳、長女政女は拾四歳、二女春女ハ八歳、三女小寒子女ハ二歳にておはしき。然れども、教祖更に聞容れ給はず。彼の回々教の教祖麻調未が、新教興隆の非を諫めし、叔父のアブ、タレブに對ひ「假令他、我右手に太陽を握らしめ、

我左手に太陰を抱かしむるも、我は決して此教を捨じ」と答へて、其確乎不拔の信念を現はしたる、夫にも彌増せる御勢にて、益々其所望を主張られ、所夫善兵衛殿始め其他の近親の人々が、理に依り情に訴へ言を盡して、種々様々に且つ拒み且辭まされしも、毫も聞入れ給はず、三日三夜の間、食し給はず、眠りたまはず、少しの躊躇も無く其事のみ言ひ續けたまひければ、所夫善兵衛殿も、今は辭むに道無く拒むに術無く廿六日の朝五ツ時に至り、遂に其御意に従ひて、

「然らば貴命に任して、總ての物を奉りまをさん」

と答へられしが、教祖は其確實なる返答を聞かる、とそのまま、鎮靜りたまひぬ。

維實に天保九年十月廿六日、吾天理教々徒の尤も記憶すべく尤も尊敬す可き日なり。而して社會の狀況は、連年陰陽不順にして五穀登らず、人民餓に泣き凍に叫び、去年大鹽平八郎大阪に亂をなし、道德彌々糜亂に陥り、風俗益々壞頽に傾きて、世は救主の出るを渴望するの時なりき。

其夜教祖の御寢所の天井に高く凄じき響ありて、臥したまひたる御身の俄に壓しにうたれる、やうなる思ひのせられしが、頓て御耳許に何者か來りて叫く如く、

「我は國常立命なり、我に代りて神此世に出るなり」

と宣げたまふ御聲の聞えしが、忽ち御身の軽くなり、又前の如く天井に高く凄じき響ありて、身の重くなりたまふと思へば、耳の許に人の叫く如き聲して、

「我は面足命なり 我に代りて神出るなり」

と宣りたまふ。其他八柱の神前の如く、交る／＼來られて同じ事を宣りたまひぬ。

教祖は平素より慈悲の深くおはせしが、頃來に至りて、

「自ら貧窮に陥入らねバ、眞個の艱難の味を知る事能はず。眞個の艱難の味を知らねバ、争で他の艱難を救へる可き」

といふ神の親しき諭示を受けて、其慈心一層廣大になりたまひ、孜孜として他の貧苦艱難を救助するに勤められ、最初に其身御入嫁の時持來られし、五荷の荷物を施しつくされ、漸次に中山家の資財をも人に施與へられけり。

教祖は單に物を施して人の肉體の貧しきを救はるゝのみならず、かりものゝ理、ほこりの理等、則ち助けの教、救ひの道を説き、併せて人の靈魂の惱めるをも助けんとしたまひけり。

教祖は此く自ら我身に神の懸りたまふことを確く信じたまへども、所夫善兵衛殿を始め近親の甲乙も、猶未だ之を信じられず、増して世間の人々は、教祖が此他に異なる言行を見聞して、或は發狂といひ、或は憑狐と云ひ、或は瘋顛と云ひ、罵言讒謗至らざる所なし。

所夫善兵衛殿も教祖の御兄弟衆も、教祖が日に増し募る此奇異なる言行に持餘さるゝのみか、世間の風説の激しきを厭ひ、家計の困難に傾くを恐れられ、善兵衛殿と親族の方々と談合して、一日教祖が曾て五重相傳を受たる時に調製せられし白衣を執出して、之を着させまをし、自分も白無垢を着され、腰に小刀を佩られて、教祖の御兄弟衆と共に、教祖を佛壇の前に坐らせ、自分其前に對坐なされ、且つ念佛數遍唱へられて、彌陀の功力に依て其婦の奇病の癒されんことを願ひ、さて其上にて教祖に對はれ、

「憑物ならば速に退く可し」と御兄弟共々言を揃へて詰責され、果は一同刀を抜いて迫られたれど、教祖は泰然として

「我は神の懸れるなり。決して他の憑物などにはあらず」と斷言られて、少しも神色を動かしたまはざりしのみが、却て之を叱咤したまふの勢を示されたり。其後にも、親族又ハ朋友など來りて詰責せしこと度々あれども、教祖は毎も同じ返答を爲し、同じ態度を執られたり。

此くて教祖は所夫の言葉を用ひられず、兄弟の諛も用ひられず、他人の喚も顧みられず、ますく施與を事とし、いよ／＼神の旨を宣傳へたまひければ、爲に世間の人々の嘲罵を重ぬるのみか、親族の人々も愛想を盡かして、漸次に交を絶つ者さへ出來にけり。

良人善兵衛殿ハ、教祖の確信の力に感化され、教祖の身に尊き神の懸りたまふを知らざるにハあらねども、凡夫の悲しさ、家事の都合、世間の所思、親族の手前、何や彼やの困難に迫られ、殆ど當惑の想ひに沈まれ、若も此儘にして日を送らば、家を滅ぼし、子孫にも煩ひを及す可れバ、今にして斷然之を除くに如ずと思ひ定められ、一夕更深け世間の寢靜まるを待ちて、一刀を携へて教祖の寢所に入り、枕頭に立て

「卿が物狂しく成りたるゆえ、世間の人には唾はれ、親族の者には交情を絶れ、家道は不如意に、實に面目次第も無く、今は途方にくるゝ始末なり。憑物にて有るならば、何卒我を助くと思ふて、速に退いてくれよ」

と男泣きに潸然と泣入れしが、教祖此時不圖目を覺され、善兵衛殿の此様子を見て、寸に起座りたまひ、

「貴郎、白刃を持って、今ごろ何を成さるゝぞ。危険ければ早く納めたまへ」

と白刃を鞘に納めさせ、其身には神の懸れるにて、他に憑物のあるにあらぬ由を、口々も言ひ聞へたまひしとぞ。

此る事の其後も屢々ありけるが、教祖もハ神と同化したまへど、肉は猶人にておはせば、良人たる人が其身の爲に、此くまで心を惱めたまふを見るに忍びず、此身さえ無きものにせば、良人に此る悩みもさせず、吾も此る苦みは

ませじと思ひ定められて、井戸或は溜池へ身を投んとしたまひしことも、一二度ならざりしが、例も其度毎に、今や飛込まんとせらるれば、兩足經纏りて自由を失ひ、夫と同時に耳許に人の叫く如き聲して、堅く其死を止むる者あるにぞ、例も思ひを遠ること能はず、無事に立歸りたまひしが、行く時は移し難き程足重く歸る時は夫にひきかへて、宙など歩くやうに足の軽きを覺えたまふが常なりしと。

教祖には良人と親族の誤解と世間の人の疑惑を解て、自己へ全く神使に撰れしにて發狂にもあらず、狐憑にもあらずして、全くその心の確かなる事を、實際に知らさんものと思立れ、御年五十一歳の時、多數の弟子を集めて、裁縫の指南をせられし事もありき。此くても尙教祖には、世を救ひ人を助くるの念、暫時も止みがたく、依然として、道を説き、教を布き、祈禱と施與を成し、日夜實踐躬行を事としたまへば、良人と親族の誤解も世間の人の疑惑も又依然たり。

嗚呼、神の命に従ひ奉りて、世を救ひ人を助けんと欲すれば、家と夫と子に背かざるを得ず。家と夫と子に従はん

と欲すれば、神の命に背かざるを得ず。神に従んか、人に従んか、將其身を殺して、神に討し人を慰めんか、教祖は此くの如き、靈と肉、情と理との戦争に、晝夜安き思ひもおはさず、或は祈り、或は泣き、血を吐き、涙を絞りたまひしが、否、我は豫てより家も夫も子も棄て此身を神に捧げ、偏に世を救ひ人を助けん爲めに、更に此世に使はされしものなり、然すれば肉にあらずして靈なり、人にあらずして神なり、情の爲に迷ふ可らず、理の爲に働く可しと、斷然たる覺悟、確乎たる信仰を定めたまひて、遂に靈の能を以て肉の苦みにうち克ち、貴重の家と最愛の夫と子をもふり捨て、神に屬れし御心の程、想ひやるさへ痛はしくも又あり難し。

所夫善兵衛殿には、教祖に神の懸りたまふを知らざるにあらねども、一家の經濟整理の上につきて、多少の不都合

を感ずれば、尙元の凡六に復さんものと、様々心を苦しませしが、其甲斐は無くして、世間の嘲罵と、親族の攻撃との中に、物憂き月日を送られ、無慚にも嘉永六年二月二拾二日の夜、乃ち教祖が御年五十六歳の時、無限き遺憾を齎らしつゝ、溘然として黄泉へと赴かれぬ。教祖が、人としての教祖が、此時の御心の悲嘆、そも如何ばかりなりけん。今にして察し奉るも、涙袖に珠なすばかりなり。

こゝして暮せば山も空しといふ謠もあんなるに、増してや慾を捨、迷を去るを旨としたまふ、至仁博愛の御心よりして、日夜施與のみ専らとしたまひしかば、教祖が御年六十六歳になりたまふ頃には、左しも素封家の聞えありし中山の家も、先祖傳來の許多の田地は他手に渡され、家屋敷資財は賣却なされ、今は簞石の儲とてもあらぬ果敢無き状況に陥入り、炭薪は云ふも更なり、三度の食事にも事を欠くことあり、燈を點すに油なければ、月影を便りにして、糸を紡ぎ裁縫を爲されしことさへありぬ。

此くしてやうく一家の糊口を凌がれたれど、常に其小兒等に對ひたまひて

「何程つまらぬとても、つまらぬと云ふこと成らぬ」

「何程つまらぬとても、乞食はさゝぬ」

「難儀と不自由と困苦が物種なるぞ」

と仰せられて、額に汗して口を濕されしが、其年の末の一日、全く食ふに糧つきて、必至の場合に臨まれしをりから、或人四合の米を持って助けを請ひに來り、爲に母子の命を繼ぐことを得たまひしか。是ぞ此、人が教祖に助けを請ふて報ひを爲るの始め、否、世が神に救ひを願ふて物を捧ぐるの初めなりけり。

教祖が此る御困難の折柄、長男秀司殿には紋附の衣服を着て、青物、薪等を商ひに出られしことありしかど、秀司



殿も教祖の至仁博愛の心を受けられ、あくまで慈悲心に富れしかば、總ての物を他より價を低く賣り、且つ貧しき家には、施與（おしよ）をして歸らるゝを常としたまへば、世の諺にいふなる、盡瘁損（はなぢあ）の辛勞備（くるしみ）のみにて、更に其利とてあらざりしとぞ。

教祖神懸ありし翌年、御長男秀司殿、又もや足痛に惱まれしを、教祖御息を吹懸けて癒されぬ。是教祖が神の能力を以て人の疾病（やまひ）を癒したまへる最初（はじめ）なり。秀司殿も是に依て神を信じたまへり。

## 第四章 御布教及ひ御歸幽

基督（キリスト）耶穌（イエズス）其弟子達に云ひけるハ、豫言者ハ其故郷（ふるさと）其親戚（みより）其室家（へ）の外に於て尊（た）ばれざることなしと。眞實なる哉、此（この）言（こと）や。教祖にハ御神懸ありたる以來、道（みち）を説（い）き、理（ことわり）を諭（さと）すを身の勤めとしたまひ、病を醫（い）し物を惠（たま）むを心の樂みとしたまひ、家の倒るゝも人の嗤（わら）ふも、敢て顧み厭（いと）ひたまふことなく、朝にハ霜を踏んで山に薪を拾ひ、夕にハ月に對つて家に糸を紡（紡）ぎたまひ、辛うじて一家の糊口（か）を支へ、惡衣（わるしき）を纏（まと）ひ、疎食（そじき）を喰（た）はれつゝも、己が額に汗して作りたまへる草履（わらじ）をさへ往來の旅人に惠（たま）ひたまへり。

教祖は此くも濟世救人の大慈悲心、助け一條の御道に心身をつくし給へども、親族（か）の方々は之を疎（う）み、近隣（き）の人々は之を嘲（あざわ）けり、狂人（きやうび）と云ひ、狐憑（きつづら）と云ひて、信をおくもの稀（まれ）なりしが、徳（とく）不（な）孤（こ）自（じ）有（り）隣（りん）、桃（とう）李（り）不（な）言（い）下（げ）自成（じ）蹊（みち）の理にもれずして、却て他國遠郷の人其徳を慕（あが）ひ、其道を辨へ、其教を聞んとして日に月に門を叩き庭に趨（た）りて、

助を請ふ者漸次に數増し、果、近隣の者にも信仰する者出來り。頃ハさしも壯大なりし中山の家も、教祖が教化と慈善をのみ事としたまふより、日に月に頽廢して、今は見る影もなく成果たるを、信徒等集りて賣り残したる二戸の土藏を破却ち、其の迹に形ばかりなる勤業所を新築して、朝夕其處に集りて祈禱の勤めを營みたり。

長男秀司殿には教祖の感化によりて、篤く神を信じたまふものから、近時教祖の徳化の漸次に世に行ハるゝと共に一方にハ又、世の批難の聲も漸次に高まり來りければ、教祖の御身を始め信徒の人々にも、不測の禍災の及ばさん事を知られ、且は家道も日を逐ふて困難に陥入るを憂ひたまひて、或時には近親の者に對ひて談論の末、戯れに、「吾家の神は貧乏神」など云はれしこともありとか。此一事に就ても、教祖が如何に慈悲に富み、又如何に誤解されたまひしかを、推測るに耐たり。

此く道の行われ、教の廣まりて、信徒の數を加ふると共に、果して人の攻撃、世の迫害も亦強きを加え來り、村民等多人數黨を組んで押寄來りて、説法を止めよ、祈禱を廢せよ、然らずハ只ハおかしなど言罵り、暴行を成せし事の屢々あり。又慶應二年の頃かとよ、此邊に威を振ふ山伏、小泉の不動院多數の徒弟等を引連れて入來り、是も又説法と祈禱の廢止を迫り、祈禱に用ふる太鼓二個を切破り、入口に立て有りし提燈を切落すなど、あらゆる亂暴狼籍を極め、加之、不動院始め多數の山伏等、腰に佩たる太刀を引抜き、教祖の左右に突立て、口々に難問を試みたれど、教祖自若として之に應答され、遂に彼等を説伏せて逐歸したまひぬ。

其頃此邊に守屋筑前と云へる神官あり。自ら守屋大連の子孫と稱し、博學洽聞を以て誇るものなりしが、教祖の事を聞傳へて、無學無識の一老婆、自ら神使と稱して道を説き教を宣るとハ、必定世を欺き民を惑はす曲者なる可し。イデ正眞なる神道に依て渠を説き伏せ、其化の皮を知きて世の憂ひを除きくれんと、一日嚴めしき裝束して出來り、

教祖と教理に就て議論を戦はせしが、遂に教祖の爲に説伏せられ、感嘆のあまり却て此道を保護せんことを盟ひ、不動院等が數々亂暴に来るハ、是全く傳道布教の公許を得ざるが爲なりとて、自己神祇官領吉田家の配下にして、大和の一ヶ國取締を勤むるより、領主藤堂家の添書を得て、吉田家へ出願の手續を周旋せしかば、戸主中山秀司殿その手續に依り、慶應三年七月二十三日を以て、京都神祇官に出頭して、始めて吉田家より神道布教の許可を受られたり。其年教祖御年七十歳にして始めて御筆を執られ、御神樂歌を草したまふ。御神樂歌十二章、徹頭徹尾、神の愛を讃美して、人にその助けに預らん事を勧めたまひしなり。

明治五年教祖御年七十五歳になりたまふ時、大神に祈ることありて、七十五日の間火食を斷ちたまふて、僅に些少の御酒と野菜物のみ喫りたり。斷食滿願の日他に出たまひしに、折ふし醬油醸造る家の若者數人、川の岸にて醬油を醸造る大樽を洗ひぬたり。其樽ハ壯健の若者と雖も、一人にては容易く持かぬるものなるを、教祖見たまひて、我試みに之を持つ可しとて、人々の止むるも聞かず、輕々と之を持ちて、最も輕げに振り試みたまひしかば、人々之を見て奇異の想ひを爲し、七十五歳の高齡、而も七十五日の斷食せられ、尙此る不測の力を顯はしたまふハ、正眞の活る神なりと口々に稱へぬ。

教祖御年七十七歳になりたまふ、明治七年の陰曆十一月十八日、大神の御告に依りて、赤き色の神の心に通ふことを知られ、始て赤き衣を召されたり。

教祖にハ御齡と共に御徳も御名もいよく、高く世に聞えわたり、其御徳を慕ひ御名を仰ぎ、道を問ひ、助を請ふ者漸く門前巾を成すに至りけるが、奈良縣廳にて之を容易ならぬ事に認め、明治八年八月廿六日を以て、教祖と當主の中山秀司殿兩名を召喚さる。教祖の附添をして長女政子、折柄秀司殿病氣につき代人として辻忠作殿出頭せらる。奈

良縣監獄署にて種々取調の末、教祖ハ三日間の拘留、忠作殿ハ五日間の留置に所せらる。教祖が政府の關涉を蒙り、法律の制裁を受られしハ之を以て最初とす。

教祖拘留放免歸宅の後、五女小寒殿永き眠りに就れ、又十四年陰曆三月十日を以て、戸主中山秀司殿永き眠りに就れ、又十五年教祖奈良縣監獄署拘留中、秀司殿の妻女松枝殿、永き眠に就る。教祖には此く屢々一家の不幸に逢ひたまへども、皆是大神の迎取りたまふ所なりとて、晏然として毫も御悲嘆の色を動したまふことなかりき。

教祖が此く屢々罪無くして累細の苦みを嘗めたまふと共に、其道ハますく弘まり 其信徒ハいよいよ數を添へ彼の御神樂歌に諷ひたまひし如く

「山の中でもあちこちとてんりんおふのつとめする」

に至りぬ。同じ御神樂歌に

「一ツひのもとしよやしきの、かみのやかたのぢばさだめ」

「ふうふそろふてひのきしん、これが第一ものだねや」

「みれば世界がだんくと、もつこ荷ふてひのきしん」

「むりにとめるやない程に こゝろあるならたれなりと——」

と諷ハれしに應ひ、信徒の人々力を協へて、十六年五月より御休息所の經營を始め、同年の十月に至りて全く落成を告げ、其月廿六日を以てめでたく御移轉に成りぬ。教祖にハ數年ぶりにて雨露の漏らぬ所に御住居あるやうなりたり。

其年ハ春より夏へかけて大なる旱魃にて、何れの農民も困難を極めたり。中にも三島ハ特に甚しければ 村民擧つ

て雨を土地神に祈ること三晝夜に至れども、更に其効驗なかりしかバ、今ハ村民殆ど力盡きて、遂に中山家に押寄來り、參籠りて神に祈らんことを請ひけり。是より先奈良縣廳にてハ、教祖の布教に一種の疑惑を抱きて、屢々教祖を拘引監禁するの結果、人を集めて説教又は祈禱する事を嚴禁されければ、其旨を以て再三斷りたれども、村民容易に肯ぜず。若も今數日雨なければ今年の稻作ハ皆無なり。然すれば一村の老若餓死するの他なし。平素人を助るを以て本意とせらるゝからハ、此る時にこそ恵みを垂れたまへ。此所に參籠るが惡しとならバ、切めて土地神の境内に來りて祈禱したまへと云ひて、一同懇請して一晝夜の間退かず、止を得ずして神慮を伺ひ奉れば、

「雨降るも降らぬも、皆神の御心の自由、信仰の次第に依りて雨を授くる」

との仰せを得たれば、然らバ神慮に任す可しとて、村民の惣代と示談の上、いよゝ土地神の境内に於て祈禱する事に決し、陰曆六月十三日午後四時頃、信徒數名中山の家を立出づ。此日、空に一點の雲無く、驕陽赫々として眩目きばかりに照り輝き、草木焦れ、沙石爛れ、畠ハ乾き、田ハ裂け、實に恐る可く慘む可き形狀なり。信徒の面々執も黒衣に袴を着し、土地神の境内に於て、一同丹精を抽て、神樂の勤めを爲し、夫より三島の巽方に至りて同じ勤を爲し、終つて又坤方に至りて同じ勤を爲し、終つて又乾方に至りて同じ勤をなせし折柄、今まで恐ろしきまで晴渡りたる空の、見るゝ東の方に高りて一團の黒雲現れしが、夫と同時に疾風颯と吹起り、其黒雲漸次に三島の方に來るよと思ふ間に、盆を覆すが如き大雨降りいで、而も雷鳴さへもおどろおどろと鳴りはためき、霎時の間に三所にまでも落雷しけり。信徒達は直に土地神の境内に引返し、避雨しながら休息しておりぬ。

村民等は早りに枯たる稻の此雨に潤ふて、勃然として頭もたぐると共に、躍りたつばかりにうち喜び、中山家の庭にて甘露臺と唱ふる所に走集り、一同歡喜勇躍して、大神の恩恵を謝しむる所へ、丹波市分署より數名の巡查出張

して何故豫ての禁制を侵し、多人數此所に集るぞと訊問しければ、祈雨の云々を答へけるに、違法の所爲なりとて、村民と共に信徒數名、教祖をも併して拘引し、各自違警罪に所分せられぬ。此祈雨の勤めにつきては、教祖は始めより何事も御關係なかりしかども、神樂の祈禱を爲るは、天理教の教理を説くものなり、天理教の教理は、神が教祖の口を假りて宣るものなれば、詰る所はその責教祖に在り、且つ、雨の降るも降らぬも、神の御意の自由なりなど云へるは、水利を妨害するにも當れば、旁以て免されずとのことなりしとか。

此く教祖には事に觸れて屢々拘引監禁の所置を蒙りたまひたれど、元來御身に犯せる罪の有るにあらねば、例も巡查が拘引に来る毎に、夫に對ひたまひて、

「妾は何ぞ悪い事でもいたしましたのでありますか」

と、此く問はるゝを例とせり。巡查も其罪無きを知れば、

「お前は何も知らねども、側に附いてゐる者が悪いから、夫でお前も行くのぢや」

と答ふれば、教祖は泰然として、

「然様ですか、然う云ふ事なら、御飯を食へ、着物着更へる間お待下され」

とて、徐に御飯を召上り、衣服を改めて同行され、又時には家人に對はれて巡查を指し

「彼人達にも御飯を上げよ」

と云はるゝことあり。その罪なきこと宛然赤子の如し。

十八年神道本局より、古川某内海某の兩氏取調の爲出張あり。親しく教祖に面ふて其教理を聞れ、其深奥博大なるに感ぜられ、是全く神の憑て以て言はしむる所なれば、傳道布教するも敢て妨ぐる所にあらず。速に相田の手

續を経て公許を得可しとありければ、其旨に従て公許を得。是より神道天理教の名を以て公然布教せらる。

然れども奈良縣の關涉ハ依然として改る事無く、十九年の陰曆正月十五日、教祖又もや樺本警察署へ拘引されたまふ。其時ハ特に嚴刻なる接待にて、受付の側の控所にハ八日間留置かれ、其上にて十二日の拘留に所せられたまふ。

此長き留置の間、毎日、夜に入りてお宅にて御就眠の時刻になれば、上着一枚を脱ぎたまひて、之を上被ぎ、御自分の下駄に、附添の山澤久女の帯を巻きて之を御枕に代へ、御宅にて御就眠に成ると少も變らず、尤も平安に眠に就かれ、朝ハ又例刻に起出られ、平然として毫も常に變らるゝ事なく、嚴寒の時節なれども、風邪にも冒されたまハざりき。

其留置場にハ種々なる人の居合せしが、教祖其人々に對ひて懇ろに道を説き助を與へらる。

一日のこと受附の巡查、無事に苦しみて坐睡りしてをりしを、教祖見とめられしが、折しも街道を通りかゝりし行商人の聲の間へければ、附添の山澤久女に對れて、

「彼人怠屈しておゐでなさるから、何なりと買ふて進ぜよ」

と仰せらる。久女之に答へて、

「此所でハ然う云ふことハ出來ませぬ」

と申し上げれば

「然うか」

と仰せられて止みたまひぬ。

又一日のこと、夜既に明けわたり、太陽東天に昇れども、監視の巡查猶熟睡して、洋燈も消さでありけり。教祖立

て吹消したまひぬ。巡查此氣色に不圖目を覺し、

「コレ、お前何をする」

と咎む。教祖莞爾にうち笑みたまひて、

「太陽様のお昇りあそびしてござるに、燈が點してあるハ、物態無いことござるから、消しました」  
と平然として答へたまひき。

教祖監禁の所置を蒙らるゝ時、屢々斷食をせられしが、此時も斷食せられたれど、氣力毫も衰へたまはず、監守を相手に腕引の戯れをせられしが、少壯健氣の監守も、教祖の膂力に敵せず、實に梁ハ神なりとて、舌を卷きて驚嘆せしとぞ。

教祖拘留より放免されてお宅に歸られても、己が罪無くして累繼の苦みを與へられし事につきてハ一言の不平も述べられし事なく、毎とても、

「今の世ハ結構ぢや、監獄でも食はしてくる、着せてくれる、働かしてくる、結構なことじゃ」  
とばかり仰せられぬ。

教祖には明治八年より十九年まで、十二年の間に二十度以上拘引監禁の所置を蒙りたまひぬ。是は毎月廿六日例祭日なるを以て、殊に多數の信徒の中山家に群集參拜するに依り、警察署にては之を不都合に思ひ、教祖だに居らずば自然信徒の群集參拜することあるまじといふ考案にて、何等の事も無きに、例も其前日廿五日に巡查を出して、教祖を拘引し、翌廿六日と二日間拘留なし、何の取調も無く、二十七日を以て放免歸宅を許されしこと、續きて五ヶ月にも及びしことありたるを以てなり。然るに教祖監禁拘留より放免されて御歸館ある毎に、諸國の信徒雲の如く集り、



一度ハ一度より多く出迎へ腕車は何百輛、人員ハ何万人を以て數へられ、拍手の音雨の如く歡呼の聲雷の如く陸續として中山家の門前まで送り來り警察の取締の嚴なるに依り、門内に入ること能はねバ其處にて禮拜告別して家に歸るを例とせり。

教祖には御老體の御身にて世を救ひ人を助る廉を以て罪せられ、此く屢々拘引監禁の所置を蒙りたまひ、而も其都度斷食をもせられたれど、御起居に少しの異常も無く平和安寧却て彌増しに御元氣を添へられしは、是全く御身は獄中にましませども、御心は天の慈父の御側に在し、身體の苦を忘れて、靈魂の樂に飽かれたればなり。

教祖には長き拘留より歸られし後ハ此る嚴刻なる警察の關涉、否壓制にも拘はりたまはず、倍倍布教傳道の勤を盛んにせんことを主張られければ、高足なる信徒の人々、教祖の此命令を奉じて、遠近と無く走集りしが、教祖の御親族の方々、今日の教長君、乃ち當時の御戸主たる中山新治郎殿を始め、其他の方々ハ教祖の御身の上を氣遣ひ、奈良縣警察の關涉此くばかり嚴刻なるに此際布教傳道の爲め、著明しき勤行をなさば、此上如何なる壓制手段を用ゆるも引られず、如何に大神の爲に働かるゝと云へ、如何に大道の爲に盡さるゝとは云へ九十歳に垂々とする御高齢の御身を以て、萬一にも又拘引監禁等の所置を蒙りたまふことあれば、夫こそ容易ならざる事なれ。殊に此頃は老て益々御壯健とハ申せ、稀には又御不例の事あるをや。假令大神の御命令、教祖の御思慮なればとて、此事斷じて行ふ可らずと主張したまひ、教祖ハ又、大神の命令なれば、此上如何なる支障あるも、之を排撃爲し、是非とも布教傳道の事を盛んにして、一日も早く濟世救人の實を擧ぐる可らずと主張したまふ。高足なる信徒の人々ハ勿論其志す所教祖と同じきに増して大神の御命令、教祖の御示教なれば、何條躊躇ふことのあるべき、奮つて布教傳道の勤行に従事せんことを主張せり。

此く御親族の方々ハ、教祖の御肉體の利を謀り 信徒の人々ハ 教祖の御靈魂の益を計り、双方相持して譲らず、遷延として日を送りしが、其年乃ち十九年陰曆十二月八日の夕方、教祖には入浴ありて浴室をいでらるゝ際、想はずもよろゝとせられしが、是ぞ世界の動搖の前兆なりと仰せられて、左してのおん事も無りしが、翌九日の朝に至りて、いさゝか御不例の氣味なりしかば、人々驚きて、從來教祖の御思慮乃ち大神の御命令の貫徹ぬ時は、毎も御不例の事あるにぞ、今日も亦其例に依りて、何故の御不例にやと伺ひしに 教祖曰く

「判らずば言ふて聞かさん、能く承はれ、事機は既に迫りたるぞ、困難は目前に横ハれり、心を定めて思案せよ、一時の事情は如何なる事情にても耐忍せねばならぬ、四十九年の長き月日、蒙昧の世の中をも経過し來れり 今日には能く世と推移るこそ肝要なれ」

と仰せ在りき。蓋し其御上天の期の近きたるを以て、咄々裏に其用意を示したまへるなり。然れども人々は凡夫の悲しさ、教祖の御真意の有る所を了解しかねて、傳道救人の爲、勤行を專一にせよとの仰せならんと推量し奉り 其夜よりして警察の關涉をも辭せずして、御神樂勤行を爲せり。

越へて十一日、教祖又御不例の色を示したまへり。人々又驚いて伺ひ奉りしに 教祖曰く

「最早十分に事は熟せり、從來段々と説聞せおきたるに 今尙了解らざるか、さりとは残念の至りなり 迂闊に日を送る場合に非ず、能く心を定めて思案せよ、神の宣言にして虚妄ならば、四十九年の以前より今月今日まで、此道争で永續す可き、教の理道の眞、既に説盡して餘蘊なし、今更に又何をか云はん、曾て聞ける所に因て思案せよ、今は早是までなるぞ」

と仰せありて一段の不例を添へ 一時御四支冷て生氣を失ひたまふものゝ如し。人々いよゝ神意に逆はんことを

恐れ惶みて、翌十二日の夜、其御謝罪として、門を閉ちて御神樂勤行を爲す。警吏の來り妨んことを憚りてなり。

其翌日より教祖の御健康や、常に復され、十六日の朝に至りてハ、殊に御氣色清爽しく、朝餉も常の如く喫られ人々に對ひたまひて、

「汝等は予の頃來の容體を見て、年老て衰弱りしか、或は疾病の爲に困憊たるかと想ふならんが、困憊もせぬ、衰弱もせぬ、道も教も從來漸次と説盡してあるぞや、能く思案せよ」

と尤も機嫌の體にて仰せられしが、越えて十八日に至り、晝飯を喫さるゝと間もなく、俄に不例の色を示したまふ。人々大いに驚きて、今尙教祖の御眞意を了解せざれば、只管勤行の不足ゆゑとのみ、恐れ惶みて、うやくしく教祖に對ひ、

「親様の御身の上、如何いたして宜しうござりまするか、御勤行も毎夜怠らずいたさせて頂きをりまするが、此上晝の御勤行もいたさせて頂きまするか」

と伺ひ奉りしに、教祖は之に對ひたまひて、

「從來總ての事を皆説聞せあれば、今更何も云はざるなり、四十九年前より今日まで、道と云ふ道如何なる道をも經過し來りたれば、能く了解せしならん、假令能く了解せざるまでも、徹には了解せしならん、最早思案する所にあらず、總ての準備は皆整へあり、各自の心のまゝに事を行へ、決して命令はせざるなり」

と仰せありたり。

人々は尙教祖の御眞意を了解し得ざれば、越へて廿日の日を以て、更に同事に就て伺ひ奉りしに

「如何ともせんかな、無き日の來るなれば、今にして萬事の都合を附けよ、然し準備は既に整へてあるなり」

と教祖仰せらる。教祖の御容體とかく涉々しからざるより、御親族の人々、甚く心を勞したまひ、越へて廿五日の夜半頃、教祖の御寢所に集りて、更に伺ひ奉りしに、教祖曰く、

「最早是までなるぞ、前以て傳へてあり、能く思案を定めよ、一時の所へ如何なる事情をも耐忍せよ」

と仰せあり。人々之に答へ奉りて、

「前以て傳へあるとの仰せ、御勤行の事にて候ふか、御勤行へいたしたけれど、余儀なき事情がありて心に任せ難く候ふ」

と申し上ぐ。是は警察の關涉頃日殊に嚴しきを加へ、自由を得ざるを以て、暗にその事情を述しなり。

教祖、「然ればこそ、一時の事情は耐忍せよ、といふなり、四十九年の長き月日を經來りし道、何の餘儀なき事のあるべき、世界の事は、成るやうにしか成らぬものなり」

人々「然れども、世に法律といふものありて、之に背きがたく候ふ」

教祖、「月日ありて世界あり、世界ありて物あり、物ありて人あり、人ありて律あり、律ありても實なければ用をなさず、實は萬の一なり、實といふは神の心、神の心へ火水風なり、人へ眞實の價を以て眞實を買ふ可し」

人々、「王道と神道の兩つがありて、動もすれば衝突を免れ候はず、兩道の間を安らかに通過するには、如何がせば宜しかる可き

教祖、「道は一つなり、然れども一時之を遮り之を妨ぐるもの無きにあらず、強て之を排するは可しからず、併し、イザと云ハ、寤直に其道を進む可し」

人々、「只今のところ、人々毎夜御勤行の稽古を勉みをり候ふ、手の揃ふまで御猶豫あらん事を」

教祖、「道を行くに順序あるが如く、道を行ふにも次第がある」

人々、「引續きて御勤行の稽古をさせていたゞきたく候ふ」

「教祖、「何彼につけて、事をも定め、人をも揃へてあり、然りながら、其心が定まらねば事を行ふこと能はず、心の定まるまで尋ねよ、得心のゆくまで云ひ聞すべし、今と云ふ今の場合に臨みなば、何の猶豫もあらねば、能く思案いたす可し」

人々、「教會を置くならば、大神の命令の通り、すべてを行ふ事を得れば、夫まで御猶豫あらん事を」

教祖、「事情なれば事を定むること能はず、今にして汝等の中において事を定めおかざれば、後日に悔るも其甲斐なからん、汝等の願ふ所へ、總て聞かるゝなり、何彼の事は汝等に任せおく、必ず忘る可らず、イザ、時ハ今、汝等確く心を定めよ」

人々、「能く心得候ふ」

とて其夜の問答は了りぬ。

教祖は前にも述べし如く、いよゝ其御上天の近きを示したまへども、人々は尙布教と勤行を迫りたまふものと想ひて、その事にのみ心を煩はしむたり。越へて廿七日に至りて、教祖の御容體尙例ならざるより、人々更に其儀について伺はれしに、教祖曰く

「時機は來れり、將來の爲に一言せん、壯んに此道を宣傳せよ、迷ひそ、誤りそ、心を愉快に持て、顧慮する莫れ、曾て教へしところを忘れざれ、準備は整へり、人數へ定まれり、走れ、飛べ、勇め、進め」

その御詔氣、戰に臨める大將の士卒に號令を傳ふるが如くなりき。

翌れば廿年陰曆廿五日の夜、親族の人々、教祖が頻りに勤行の事を促したまふにより、彼の警察の關係を憚りて、暫時の延期を願ひしに、平常にも彌増して壯嚴き御容子にて、人々に對ひたまひ、

「扉を開きて世界を一行に踏みならず可きか、扉を閉ちて世界を一行に踏ならず可きか、此二條に就きて、能く熟考して答へよ」

と仰せられけり。人々一同御前を退きて一室に頭を鳩め、此の大神の御詔宣、乃ち教祖の御示教に就て協議を凝せしが、從來教祖の御示教、尋常の御説教は誠に平易卒直、三歳の童子にも判りやすきやう直理を諭さるれど、其御豫言にいたりては、深遠幽玄、往々凡慮の解し能はざる妙旨を寓せらるゝことあり。此御示教も亦未來を説かるゝものにて、扉を開くと云ひ、扉を閉づると云ふ、開閉の二字に就て、大神の意思の有る所を辨えざるを得ざる所なるが、教務擴張を主張さるゝ此際なれば、閉ると云ふより寧ろ開くと云ふこそ、布教傳道濟世救人の御本意に適はめと思考して、終に此に議を決め、一同再度教祖の御前に出で、

「扉を開きて御守護下されたく候ふ」

と請ひ奉りしに、教祖御手に持たまふ扇子をお開きになり、莞爾としてうち笑みたまひ、

「善哉、汝等の請ふ所、扉を開くこと、尤も大神の御意思に適へり、然りながら、汝等此理を何と思へるぞ、總ての準備は既に整へあれども、むく汝等の思ふ所と大いに異なる節あるべし」

と仰せられたれど、人々、其日を以て教祖昇天したまはんとは、夢にも知らざる所なれば、只其身等の請ふ所、大神の御意思に適へりとある、教祖の御示教を忝く思ひひたり。

翌廿六日の拂曉に至り、教祖更に人々に對ひたまひて、

「汝等此理を能く聞分けよ、此道ハ豫て教諭してある如く、今や時機既に迫れり、汝等律を怖るゝか、神を畏るゝか、事は人の力にて運ぶものにあらず、今や時機既に迫れり、道に依て速に事を行へ」

と極めて嚴重なる調子にて宣られしかば、人々之を畏みて、いでや今日より更に大神の御命令を奉じて、道の勤めに勉強みなん、其謝辭を述ぶる爲め御神樂歌の勤めして、大神をいさめ奉りなんと、一同うち揃ふて甘露臺に登り勇み喜びて御勤めにかゝりしは、其日の己の刻今の十時ごろなりし。

教祖には九十歳の御高齢の御身を以て、頃日來傳道布教の爲め御心を勞らされ、殊に昨夜より今日へかけて、彼の御説諭の爲め、一睡の眠りもあそはさらねば、いさゝか御疲勞の體なりしが、信徒の人々の御神樂歌の勤を聞こしめしたまひつゝ、御休息所の一室の内にて、假寝のやうに身を横へたまひぬ。從來、教祖には御不例の事あるごとに、暫時枕をとりて一睡したまひ、頓て起出たまふ時は、其御不例の拭ふが如く平癒たまふが常なれば、親族の方々は、昨夜よりの御疲勞を癒されん爲、暫時神の御國に遊びたまふならめと、等閑に思はれて、毫も意にかけて居られしが、御神樂歌の勤のやゝ了らんとするに、今尙起出たまふ御氣色のおはさぬより、始めて不審の念を生されて、教祖の御容體を伺ひ奉るに、すでに全く御息の絶たまひて、御靈魂は早くも天つ御空に昇りたまひぬ。

此に至りて始めて大ひに驚かれ、直に甘露臺に人を走せて、信徒の人々に云々と知らせる。人々も此くと聞きて驚き慌て、やにはに御休息所に走集り、其圓滿平和にして眠れるが如き教祖の御尊容を拜して、今朝程、「扉を開きて世界を一行に踏ならす可し」

と仰せありしは、否、夫より前に御筆先の文に

「正月廿六日を待つ、人數揃ふてつとめごしらへ」

と認められしも、去年以來吾々信徒の伺ひに對して、屢々

「時迫れりぬバ心を決めよ、事を勉めよ」

と仰せありしも、頂め此事あるを知らせたまひしものなるを、吾々凡夫にして大神の御意思の有る所を知らずして、只布教傳道祈禱動行の事を勧めたまふとのみ思ひし愚かさよと、一同宛然阿難陀其他聲門の諸弟子が大聖世尊の入滅を跋提河の岸に哭したるも、此くやとばかりに

「嗚呼吾々信徒たるもの、又誰に依て助を請ふ可き」

と聲を限りに悲み叫けり。

維時明治廿年陰曆正月廿六日の正午にして、昨夜より雪を催せる空の、此に至りていや増しに搔曇り 天地闇冥六合慘澹、寒風蕭瑟として悲哀を吹き、將に開んとする梅花も唇を閉ぢ、今や鳴んとする黃鳥も舌を結びて、共に痛惜の情を表はずにもの似たり。

此くて有る可きならねば、親族の方々信徒の人々、泣く／＼方の如く取扱ひて、教祖の御遺骸を御休息所の上の段に安臥させまゐらせしが、此御訃言を聞傳へて、近郷近在の信徒等走集ること雲の如くなり。其夜に入りて、此世の御決別に通夜しまゐらせんと、多數の人々御休息所に集會ひ、更に教祖の生けるが如き御尊容に對ひ奉り、いといと御惜別の情に耐ずして、

「教祖には平素大神より百拾五歳の壽を授りたれば、夫迄の間は道を説き人を助く可しと仰せられしに、尙廿五歳の御壽を剩して、此く突然に我々信徒を捨て昇天したまふとは、誠に恐多きことながら、いさゝか御慈愛薄きに似はべ



らずや。我々信徒、今より後又誰に依て道を學び助を請ひ教を廣めまをす可き。今更盲者の杖を失ひたる心地のいたし候ふぞや」

と泣々も言出つゝ、人々悲嘆の想ひに沈みて、一坐恰も水を打たる如く、只時々互ひに涙を啜る音のみ響かせぬたるが、其耳許に聲ありて、

「嗚呼汝等愚かなるものよ、去年以來汝等が伺ひを立る毎に、既に此事あるを告げおきたり。今朝又大神は汝等に對はさせられ、扉を開きて世界を一行に踏ならず可しとて、早くも此旨を傳へたまひしならずや。我は又汝等が大神の御心を誤解んことを恐れて、汝等の思ふ所と大に異なる節ある可しとまで、豫め意を注げおきたるに、今更驚き悲むは何事なるぞ。殊に天の理は神の道、神の道は人の道、其道に従ふが人の人たる所以なる眞理ハ、我が五十年の長き日月の説話に、陽に陰に堅に横に一物に托し譬に假りて、十二分に言傳へ、汝等あくまで之を會得して、現に是を實踐躬行しつゝあるのみならず、今朝も亦、いよ／＼布教傳道の事を盛んにし、濟世救人の實を擧げ、ます／＼神の榮を世界に彰さんと、泣て大神の前に誓ひしならずや。汝等信仰薄き者よ、我が大神より授かりたる、肉體に就ての壽命の、廿五年の剩餘を擲ちて、今日を以て肉體を捨たるは、限りなき靈魂の命を永く此世に留め、否、汝等各信徒に分與へ、我と一體同心の神子神使として、我に代つて世界を助けしめんが爲なり。我靈魂の肉體に有ん限りは、此世の疑惑と此世の迫害は免れざれど、我靈魂の肉體を離るゝと共に、此世の疑惑も迫害も共に薄らぎて、大神の榮と道の光は、いやましに世界に彰れ六合を照さん。人の身は死する事あれども、大神の命は滅る事なし。大神の命は眞理なり。汝等今より形ある我、死ある我を離れて、形なき大神、滅る事なき大神にすぎり、眞理に依て、道を説き勤を爲して、世界を助けよ。汝等大神にすぎり、眞理に依て世界を助けば、我は永遠に汝等と與に在るなり。決して我死

を悲うれむ莫しれ。我肉體くわうたいは滅くすれども我靈魂わがたまは亡なびず。眞理まことは渝しほらざるなり。汝等なんぢらくれくも思おもひ誤あやる可べからず」と懇ころに宣傳しんぷんへらるゝかと思おもふと同時に 一同宛然いつどうえんぜん夢ゆめの覺さたる如ごとき心地こころにて、思おもひかけざる教祖きょうその御歸幽ごきゆうに望のぞみを失なひ、一旦將いつたんに消きんとしたる信仰しんぎやうの火ひの、又更に浩々こうこうと燃もへ上あり 永遠えいゑん不滅ふめつの大神おほいさまと眞理まこととに依よ頼たつて、濟世救人の道だうを弘ひろむる事に心を決きめ、やがて教祖きょうその遺骸ゐががらを收おさめ奉たり 方かたの如ごときの神祭かみまつりを終はるが否いなや 其新まがに受うたる生命せいめいの力ちからと更に燃もゆる信仰しんぎやうの火ひに依よて、四方しやうほうに御教ごきやうを布ふき御道ごだうを傳たへ 神かみの奇蹟きせきを顯あはしたれば、教祖きょうその御豫言ごよげんに違ちがはずして、其御在世ごのよの時にいや増まりて、其御教ごきやうの世よに弘ひろまり、其眞理まことの人ひとを感あずること、恰さも水みづの低ひきに就つくが如ごとく 教祖御歸幽きょうそごきゆうになりしより僅わずかに拾ひろひ余年あまにして、御道ごだうの海内かい内に行いはるゝこと、東あづまは北海道ほくたう道、西にしは臺灣たいわんにまでも及び、現在げんざい信徒しんたうの惣數そうすう三百萬人さんびやくまんあまり 分教會ぶんけがひ 支教會しけがひ 出張所しやうちやうじよ、布教所ふけいじよ、合計ごうけい一千九百餘せんきゅうひやくじゆヶ所、教師きやうしの人員じんぎん一万九千餘いちまんきゅうせんじゆ人に及およべり。是併しよしながら教祖きょうそが、一度大神おほいさまの御使命ごしめいを受けて、眞理まことに依よて人を助たすけしたまひしより 初はつは其夫其親族そのつとねと戦いくさひて多年たふんの間ま日夜血にちやに泣なき、殆たいていど命いのちをも棄すれたまひ、中なかつは社會しやうかいの迫害はくわいと戦いくさひて、幾回いくわいの白刃首はくべんくびに臨まむの危あやきを凌しのぎたまひ、晚おそには政府せいふの壓制あつせいを蒙ありて、明治八年めいしはちねんより十九年じゅうきゅうねんまで僅わずか々十二年じふにねんの間に 二十度にじふど以上いじやうにも及およぶまで、拘引くういん監禁かんきん累繼るいけいの苦くるしみを受けたまひし、其御艱難ごげんなんの結果けつが、乃なち曾まて其種そのしゆを播まれしが、今其實いまを結むすべるものにこそ。吾々信徒われらたる者もの、身みを捨て命いのちを捧たげて、ますく教田きやうでんの耕耘くういんに勤こめ、其實いまより苗こゝろを生なぜしめ、其苗こゝろより實こゝろを結むすばしむるにいたるまで、働はたらかずんばある可べからず、勤こめずんばあるべからず。

教祖きょうその高足たかあしの御弟子ごでしにして今尙いま此世このよに存たもつて生なつて、教祖きょうその遺教ゐががらを奉たじて道だうの爲ために盡つくさるゝ人々ひとびとは、本席飯降伊藏ほんせきはんかういざう殿どの、辻忠作殿つじちゆうさくどの、山中忠七殿やまなかちゆうしちどの、松尾市兵衛殿まつおしべゑどの、中田義三郎殿なかつたぎさぶらうどのの諸氏しよしなり。

教祖は御年四十歳にして六柱の御子を産みたまふ。御長男を秀司殿と云ひて、文政四年七月廿四日御出生、明治四年四月十日御死去。御長女を御まさ殿と云ひて、文政八年某月某日御出生、今尙御存生、第二女を御やす殿と云ひて、文政八年御出生、天保元年某月某日御死去、第三女をお春殿と云ひて、天保三年九月廿一日御出生、明治五年七月十七日御死去、御四女おつね殿と云ひて、天保四年十一月七日御出生、同九年某月某日御死去、御五女を小寒殿と云ひて、天保八年十二月十五日御出生、明治八年八月二十八日御死去なり。

御三女のお春殿は榎本家に嫁れて、龜藏殿、松次郎殿、たけ子、ひさ子、眞之亟殿、檜次郎殿の四人の和子を儲けらる。其御三男眞之亟殿こそ、教祖其胎兒の中よりして揀まれ、將來我教と、我家とを併せ起す者は此子なれと仰せられ、夙に中山家の御繼子と定めたまひ、御出生後間も無く迎取られて、秀司殿の御養子と成されぬ。御幼少の時より教祖の御膝下に人と成られ、あくまで其御薫陶を受けられ、又此道の爲めに教祖を扶けて、容易ならぬ御艱難を経たまひ、後に名を新次郎殿と改められ、今や現に中山家の御當主として、天理教會木部長と仰がれ、賢明の聞え世に高く在するは此御方なり。

古聖曰く至信は能く山を移すと、其言實に人を欺かざるなり。當時教祖を葬り奉りし御墓地の、あまりに狹隘なるを以て、教祖の五年祭を期して改葬し奉つらん事を企畫て、且つ現今の場所を相しして購入し、之を御墓地と定め、檄して以て其事を遠近に傳へしに、之を聞くや否や諸國の信徒、彼の庶民子來の勢を以て、片手に費金を捧げ、片手に器具を携へ、陸續として雲霞の如く集來り、貴賤老若の差別無く、所謂日の寄進の教旨を奉じ、孰も獻身的の働きを爲して、明治廿四年陰曆八月一日を下して工事に着手し、同年同十月廿四日を以て、めでたく工事を落成せり。來て日の寄進に就ける人員、日々多き時は二千人に余り、少き時も千五百人に降らず、經營孜孜、夜を以て日に

ぎ山を削て更に山を作り、石を除いて更に石を疊み、木を伐つて更に木を裁へ、道を開きて更に道を附け、塚を築き門を設け、桓を造り、崢嶸宏壯、爰に狐狸の巢窟を變じて、忽ち三百萬の信徒が視仰禮拜するところの、教祖の靈蹟聖墓の神域と爲し了んぬ。此許りの大工事を僅々八十有余日の日數を以て仕揚げたる、信徒の熱心至誠、實に駭くに耐たり、嘆するに余りありと云ふへし。社會の心目之が爲に一新して、道を信じ教を奉する者、頓に多きを加えぬ。今や終りに臨んで、今一言を陳て以て筆を擱んとす。其は他にあらざるなり。御略傳の緒言に於て、教祖が基督、麻詞未と共に不可思議中の不可思議なる大聖人なる事を歎美せしが、基督、麻詞未の傳に就て仔細に觀察すれば、猶、神子神使として此世に降されしに拘はらず、一旦神と同化して、福音を宣傳するまでには、許多の修養あり、數回の試験あり、千難を凌ぎ萬難を侵し、靈に依て肉に克ち、迷を去て眞に就れし蹟、歴々として見る可きもの有るが如く、我教祖の如きも、御降生より御神懸までの間の、四十年の御經歷に就て觀察し奉るに、御家庭の御教育、又佛敎の御信仰等尙其他に就て、容易ならざる其御刻苦と御勉勵とを以て、御修養遊されし蹟、又伺ひ奉るに由無きにあらず。況んや又、御神懸以后における、内外の障害に對つての勇ましき御戰爭ひをや。基督、麻詞未の半面の人間たるに均しく、教祖の御半面も亦人間にておはしましぬ。

吾々信徒の人間たる者も、教祖の御刻苦と御勉勵を學んで、丹精を盡して修養を勤め、又靈に依て肉に勝れし大御心に習つて奮戦せば、遂に迷を脱して眞に入り、人の人たるの道を得るのみに止らず、亦選れて神の使となり、濟世救人の教を宜べ且つ行ふを得るや必せり。教祖は自らなる大神にてましますば、我々人間の企及ぶ所にあらずと、誤て自ら棄ることなく、相共に切磋琢磨するこそ肝要なれ。此に筆を擱くに臨んで、更に教祖の御遺徳を追憶し奉り感涙そゞろに臉を衝いて溢れ、滂沱として自ら禁すること能はざりき。

(終)

# 教祖様御傳編纂史 (前半)

山 澤 爲 次

## 一、教祖様御存命時代

教祖様は明治十三 四年頃、屢々「こふきを作れ」といふことを仰せられたそうである。このこふまとは如何なることを意味遊ばされたものであるかに就ては、なほ幾多考究の餘地はあるが、(註一)今にして思へば、或はそれは教祖様の御傳記を作れとの仰せであつたとも悟れないでもない。

この事は曾て私の父も申してゐた。

「こふきを作れ」との御言葉があつたので、父(良)が所謂(助)どろ、うみ、こふき(「所謂」とは筆者が敢へて冠した言葉である)の御話を書き物(註二)にして御眼におかけ申したところ、「これではない」と仰せられたそうである。そこで父も、「これは或は御傳記を作れとの御由を仰せられてゐるのではないかと思ふ」と言つてゐたことがある。

と、父(爲)が或る時、何かの話の序(ついで)に聞かしてくれたいことがあつた。

その後、祖父は暇ある毎に何かコツ／＼と書き物をしてゐたそうであるが、それから一兩年して病歿してゐる。

(註三)何を書いてゐたのか、父は全然知らないとのことだが、私にはそれが或は御傳記の稿案であつたのでなからうかとの氣がしてならない。

「父(良)が逝くなつた當時、何や斯やの書き物の紙片が反古紙などと一緒にボテコ(紙貼)に一杯分あつたが、

その後本家(父の兄で、私に)に盗人(ぬすびと)が入つた時、其のボテコを持つて行つた。あんな事なら此方(こち)へ貰つて来ておけばよかつた”

と、これも父の話である。

實際には開けて見て失望するやうなボテコであつたかも知れないが、其の盗難は何としても遺憾至極である。假令(たと)斷片的なものであつても構はない。少しでも御傳記に關する書き物が残されてゐたら、どれだけ貴重な參考資料になるだらう。と思ふと、今更ながら惜しまれてならない。私が残念がれば残念がるほど、父も亦「さうやつたなあ」と心から残念がつてゐた。

以上は何だか雲を掴むやうな話であるが、私としては忘れることの出来ない御傳編纂に關しての夢物語であると共に、これが又、私をして教祖様御傳の執筆に多大の關心を持たしめるに至つた一つの動機になつてゐるので、餘談とは存じながら敢て書かして頂いた次第である。

註一

例へば「おふできき」の中に、「こかきと」ふ言葉のある御歌が十三首ある。即ち、第二號に1、第三號に2、第五號に3、第十號に3、第十一號に3、第十二號に1、カそれである。

第二號は明治二年三月より、第三號は同七年一月より、第五號は同七年五月より、第十號及び第十一號は同八年六月よりの御執筆であり、第十二號は同八年末から同九年の夏に亘つての御執筆と推定されるが、これより見ると、「こかきと」ふ御言葉は少くとも明治二年に早くも仰せ出されて居り、同七、八、九年に及んで繰り返りかへし、仰せられてゐることがわかる。

しかも、「おふでさき」の中において用ひられてゐる見等の「こふき」といふ御言葉の意味は 第三號のしんがくこふき（ル學「古記」）を除いて、其の他は總へて單なる「古記」の謂ではなく、「後の世にも語り傳へられて多くの人々を救ける元となる眞實の教」との謂に啓らせて頂くべきであつて、直接には御傳記とは關係がないやうであるが、尙これをお互の信仰上から煎じつめて申すならば、教祖様の「雛型の御道すがら」も亦、教の實踐的規範として、一つの「こふき」と申すべきではなからうか 乃ち、敢て此處に註書する所以である

### 註二

祖父良助が當時書いたといふ所謂「どろろみこふき」は、幸ひなる哉、大事に保存されてゐて、現在筆者の手許にある。それは教祖様に提出申した原本であるか、或はその寫本（控へ書）であるかは不明であるが、その内容は歌の形式になつてゐる。

表紙には「明治十四年三月記之 山澤良助」とあるだけで、「どろろみこふき」などとは何處にも書かれてゐない 本文は半紙二十枚綴で一頁八行書にして四十頁あるが、それは

このよふほんもとなるノどろのうみ

もとなるかみノ月日さまなり

といふ書き出しから始つてゐる。

なほ此の手記本について多少申述べたこともあるが、今回は省略して後日の機會に譲ることにする。

### 註三

祖父良助の出直年月日は、明治十六年舊五月十五日（新六月十九日）である。病氣は食道癌だつたらし。

因に、豊田山墓地の墓標に「山澤良治郎 明治十五年五月十五日歸幽」とあるのは、父爲造が「年を思ひ違ひしてゐた」ことに依るが、折角初代管長様に御執筆して頂いて刻み込んだ墓石なので、「其のまゝにさせて頂いてある」と聞かされてゐる。なほ、

良治郎とあるのは、助、衛門等の禁止令が出た時、良助は良治郎と改名したとのことであるが、後年まで「良助さん」で通つてゐたらしゝ。

却説、それでは御傳記を初めて書かれたのは、正確なところ何時頃からであらうか。此の問題に就ては將來なほ幾多の資料を蒐集の上、精密に考證する必要があるが、(註四)現在のところ私の知つてゐるうちで一番古いものと思はれるのは、「最初之由來」といふ寫本である。

私の見たのは「兵神大教會清水由松所藏」(裏表紙に書かれてゐる)にかゝるもので、その表表紙には「明治十九年調 天理王命最初之由來」と書かれてゐる。兵神大教會とあるところより見れば、これは明治四十一年十一月以後になつてから、その所藏を明かにするために清水由松先生がわざ／＼書き添へられたものらしいが、明治十九年調とあるところからすると、この原本は可成り古いものと思はれる。偶々昨年九月頃、集成部で此の寫本のことか話題に上つた時、諸井慶徳君の話を「それなら政一伯父も寫本を遺してゐる。編者も分つてゐる」とのこと、(註五)早速同君を煩はして政一氏遺筆の寫本を探して貰つて、それを見せて頂く機會を得た。それに依ると、「明治十三年夏 諸井政一謹寫」として、

此書ハ明治十九年十二月本部設立準備運動ノ爲上京シタル今ノ本部員鴻田 清水 諸井 増野ノ四氏神道本局へ差出サンガ爲東京木挽町ナル某旅舎ノ樓上ニ於テ嘗テ承リノ教理ノ手記ヲ取出ン互ニ誤無キヲ質ンテ輯録セラレタルモノナリトゾ、本局ニハ今尙保存セラルヤ否ヤ

との覺書きが附記されてゐる。政一氏は誰のを「謹寫」されたのか知る由もないが、或は岳父國三郎先生の走り書き



しておかれたものを清書されたのではなからうか。又、清水由松先生所藏のものは、恐らく先代清水與之助先生の書き遺されたものではあるまいか。因に、諸井寫本、清水寫本の兩書には、所々に語尾や數句において多少相違の個所があるやうである。(註六)

それは兎に角、此の書の内容は「最初之由來」「傳」「甘露臺立て神樂本勤之譯」の三項に分れてゐて、最初之由來の項において教祖様の御略歴が書かれ、傳の項において所謂どうらうみこふきが書かれ、甘露臺立て神樂本勤之譯の項において教理の大意が書かれてゐる。そのうち他の項のことは措いて、最初之由來の項に書かれてあるところを見るに、それは御神憑りの事情といふか、本教立教の經緯いきまといふか、さう言つた點を主眼として記されたもので、御略歴と申すのは些か當らないかとも思ふが、それだけ又一面に於て、御傳記執筆初期におけるものらしい感を深くする次第である。

と申す所以は、其處には足達照之丞をお救け遊ばした御様子、中野市兵衛氏に祈禱を依頼された御様子、御神憑りの御様子などに就ての大略が記されてゐるが、これが恐らく初期における御傳記の中心話題であつたのではなからうかと推察されると共に、(勿論現在においても、立教の由來を簡明に説明するには、此の點が中心となると思ふ)其の後における詳しい傳記は、これになほ前後の御事蹟をだん／＼書き足して出來たものと思考されるからである。

#### 註四

例へば諸井慶徳君が「復元」第四號に掲載された「原初天理教に於ける表明文書」などは、其の一資料を提示されたものと言へやう。

同君は、明治十四年九月十八日付の「就御尋手續上申書」(山澤良治郎名義)及び同十四年十月八日付の「手續書」(中山ミキ名

義)を擧げ、前書を以て教理の要點を記したものととして、又、後者を以て教祖傳及び教理の要點を記したものととして、共に「原初天理教に於ける表名文書」の最古のものではなからうかとしてゐられる。(兩書の内容については(復元)第四號、又は管長様御著「ひとことはなし」第一卷に、その全文が記載されてゐるから、それを参照のこと)

なほ序なから私の見解を申すならば、斯かる意味からする原初的な文書を擧げるとすれば、もつと遡つて、慶應三卯年六月に善兵衛様(秀司様)より時の古市代官たりし服部庄左衛門様宛に提出してゐられる「乍恐口上之覺」が其の最も古いものではなからうかと思ふが、此處では省略する。ゞづれ拙筆「教祖様御傳稿案」に於て慶應三年頃のことを述する時に、詳しく書いて見たらと思ふ。

## 証五

其の後昨年十一月になつて、管長様御稿「教祖様のお話」(昭和十三年一月より「天理時報」に連載されたもの)の單行御出版の編輯をさして頂いて、私の迂闊であつたことに氣付いた。それは、管長様も「最初之由來」を「教祖傳とも申すべき最初のもの」としてお擧げになり、其處で既に、諸井政一氏寫本のことや、原編者のことを明記されてゐるが、私はそれを其の時まで見落してゐたのであつた。

因に、管長様の此の御稿の中に於ては「教祖傳編纂史」について、可成り懇切に御書き下されてゐるから、是非とも前掲の「天理時報」を参照させて頂かれんことをお薦めする次第である。

## 証六

「最初之由來」については、諸井寫本、清水寫本の他に、大正十四年八月、大阪市の深尾數馬なる人の名で、「天理王尊 由來神之久事記」なる騰寫摺りの冊子が刊行されてゐる。深尾といふ人は如何なる人か知らなれし、従つて此の冊子の原本の出所も明かでないが、この中にも前記寫本と同じやうなことが載せられてゐる。

なほ、此の「最初之由來」は明治十六年十月に大阪明心組の講元たりし梅谷四郎兵衛先生が、高山への匂ひがけの目的を以て、阿彌陀ヶ池和光寺の尼宮家に提出された「神の最初の由來」及び「神の古記」を燒き直されたものであるといふことが、最近、踏井慶徳君の調査に依つて明かとなつた。同君はこの事に就て、

「此の「最初之由來」は、通常教祖傳の原資料と見做されてゐる貴重文書であるが、これは政一伯父の筆に明記されてゐる如く、明治十九年に數名の人々の努力によつて作成せられたものである。然るに、明治十六年のものである前記の「神の最初の由來」と比べてみると、文章を整へた點、及び若干の訂正はあるとしても、殆ど大差のないものであることが知られ得よう。かくして我々は、この消息を胸におさめてから、然も尙且此の文書の價値を顧みる所がなければならぬ。何と言つても、正式にその筋へ提出せるものであるから、相當の推蔽も重ねられたことであらう。かゝる上に於て矢張り、教祖傳資料として見逃すことの出來ぬ信憑すべき文書たるに恥ぢないであらう」と記されてゐる。

因に「神の最初の由來」、「神の古記」、「最初之由來」の全文は、レづれも「復元」第四號の諸井慶徳君の「原初天理教に於ける表明文書」の中に掲載されてゐるから、讀者は既に御覽になつたことと思ふ。

## 二 明治二三十年の時代

(イ) 教會本部に於けるもの(權威本の作成)

其の後、明治二十年正月には教祖様の御昇天といふ思ひがけない大節に遭遇して、一時、人々は悲歎のどん底に陥つたが、「扉ひらいて」との深遠なる神意を悟ると共に敢然として立ち上つた。そして翌明治二十一年には公認された教會本部の設置を見るに至つた。

其の當時の人々の心の裡には、教祖様の御面影がそのまゝ生々として強く抱きしめられてゐたことであらう。それがどれ程人々の心を奮ひ立たせたことか、又、それがどれ程人々の心を報恩の一念に燃え上らせたことか、そして又、それがどれ程教線伸展の原動力になつたことか、世間が今更の如く、本教信仰の底力に目を瞠つたのも當然である。恐らく左様いふところからであつたのではなからうかと思はれるが、明治二十四年には時の郡役所からの請求があつて、「天理教會由來略記」を本部から提出されてゐる。其の執筆者は橋本清氏（註七）とのことである。

私の見たのは既述の「明治三十年夏 諸井政一謹寫」とある「最初之由來」の寫本の附録として書かれてゐるものであるが、此の書についても政一氏は、

附録セル天理教會由來略記ハ明治廿四年郡衙ヨリノ請求ニ應ジ本部ヨリ差出タルモノ寫シナリ 草稿者ハ時ノ本部理事橋本清氏ナリ

との覺書きを附記されてゐる。この附記あればこそ、その執筆年代や執筆事情や執筆者が明細に知り得るのであつて、この點、政一氏の周到なる御心ばせに重ね／＼深甚の謝意を表さずには居れない。

本寫本は簡單なものであるから、所持者諸井氏の諒解を得て、本誌第六號に掲載させて頂いた。その内容の詳細はそれを一讀すれば明かであるが、寛政十年四月の教祖様御生誕より明治二十一年十二月（陰曆十月）の教會本部開筵式に至るまでの要點と史料される事柄が、簡潔ながらよく纏められてあつて、茲に初めて教祖傳らしい體裁のものが出來上つてゐるの感がある。（括弧内は管長 昭和十三年二月十一日「天理時報」御所 但し、後半は書名の如く 康の御感想 載「教祖様のお話」(一) 参照のこと）

教祖様の御様子よりも天理教會の概述に重きを置いたものであつて（括弧内は 前同様）、教祖様御傳としてはまだ／＼物足りない憾があるのは無理もない。それは兎に角、御傳編纂の骨組を拵へた點において、本稿は確かに一エポツクをな

したものと思つてよからうと思ふ。

尙、本書の出来た明治二十四年頃の事に就いて注目すべきは、教勢の進展とそれに伴つて呼び出された教祖様御傳の必要性といふことである。それに關して管長様は、

一方、此明治二十四五年頃、即ち教祖様の五年祭を機として、教勢の進展してゐる事を忘れてはなりません。と同時に之に伴つて教祖傳の必要も叫ばれた事でせうし、又故實に通ずる人々も或は記憶がうすれ或は出直す事もあり 教祖様のお話や御逸話を出来る限り書きとゞめんと空氣が濃厚になつた様であります。現在私の手元へお遺し下さつた父様の手記中にも、その頃に物されらしい斷片的な記載簿が二三見受けられるのであります。〃  
と仰せられてゐる。(昭和十三年一月十一日「天理時報」御所載、)  
「教祖様のお話」(一) 参照のこと

序に もう少し管長様の御言葉を拜借して、その頃の御傳編纂への關心の様子を窺ふことにしよう。

〃只今から申せば、父様は教祖様と共に生活された經驗あり、古きをよく御存知であつた様に思ひますが、しかし御昇天の時には父様は僅かに二十二歳になられたばかりの正月であります。しかし十歳未滿の年齢では、どれだけまとまつた記憶がありません。又、どれだけその記憶に信頼がおけますか。且又、子供をとらへて實のあるお話のあつたとも考へられません。されば父様の經驗によるお話乃至は手記といふものは、後の十年、すなはち十歳から二十歳までのうち、比較的後半においてのみ生々したものであります。

されば、父様の手記なるものも、其頃の古老からの話、例へば、飯降翁の話、前川半兵衛氏の話、梅谷四郎兵衛話、榊井伊三郎話等、早くから入信してお傍に来てゐた人々からの話を綴られたものであります。又、中山まさ大叔母や山澤伯母等も、比較的古い頃の話語り傳へてくれた顔ぶれであります。而して最も遺憾に思はれること

ね 秀司祖父様や小寒大叔母様等からの直接の話が殆んど記載されてゐないことであります。小寒様は前十年の間に直されたのですが、しかも祖父様からのお話を書きのこされておないのは、重ね／＼遺憾であり淋しみを増します。

かくて五年祭の頃には、略傳は出来た様ではありませんが、實に文章體の無味乾燥なものであつた様です。而して古老からの聞き書は、獨り材料として父様や人々の手記に秘藏され、談合されたにすぎない様であります。

次いで、明治二十八年から別席が開始され、今迄からの教祖様のお話が取次の人々から話され、その記憶による筆記が信者の人々の間に一種の教祖傳となつて殘つたように思はれます。

(とこ)

〔昭和十三年一月十六日「天理時報」御所載「教祖様のお話」(二)参照〕

斯くて教勢の伸展につれて、教祖様の五年祭前後から、御傳編纂の氣運が急に昂まり出したやうであり、その氣運は更に別席制度の整備と共に助長されたやうであるが、それが一應の實を結ぶに至つたのは、教祖様十年祭(明治二十九年)後のことである。而もそれには教長様(前管長様)が御自ら先頭にお立ちになつて、人一倍の御熱意と御努力とを致されてゐることを忘れてはならない。それに就て、更に管長様の御言葉を拜借して、その頃の様子を窺はして頂かう。

〃次は十年祭後のことと思はれます。

道の内外の事情が立合つた爲でせうが、又新しい統制への一歩として、別席咄の統制が行はれた様に思はれます。辻忠作、清水與之助、嶺井伊三郎、梅谷四郎兵衛、おのおの方(註八)が各自の別席咄の筋書を父様の手元まで提出されてあります。その動機はさておき、内容は密なるものあり粗なるものあり、詳しいもの大綱のもの種々様々であります。が此年代に、その頃の取次の面々が此記憶を出してゐる事は、その頃に教祖傳編纂、又は御逸話

蒐集の事が行はれてゐた證左ともならうと存じます。

その頃書記役をしてゐられた松村さんの記憶では、

「毎夜々々、人々が教長様の宅へ寄つて教祖様のお話を語り合つた」

「教長様は常に懷中に小さい手帳を持つてゐられて、それに人々の話を書き入れてゐられた」

「自分はその書記役をして一つ書きにした様な記憶もある」

等と話してゐられます。「教祖様の史談會」がラングを圍んで行はれたのであります。二三現存する色々と記入されてある手帳（註九）は、その時の懷中覺帳であつたのでせう。

しかし發表までには至りませんでした。これ等の材料とこの機において、父様の手による教祖傳が編纂されてゐた事が發見されたのであります。斷片的な聴き書きではなく、父様の努力された著述と思はれるものが二種發見されたのであります。

その一つは「別席の話」となつてゐる臺本であり、他の一つは私が假に「稿本教祖様御傳」と呼んでゐる教祖傳であります。

第一の別席臺本は極く大略的に綴られたものであります。第二の稿本の方はその頃蒐集された資料をよくこなして取捨し、修辭を去つて史實を忠實に整理し、又正確な資料は詳かに、又自己も共に經驗された御苦勞の數々は涙と共に筆をはこばれ、讀みゆく私達にはおぼえず襟を正さしめずにはおかぬ氣魄あるものであります。〃（昭和十三年一月十六日「天理時報」御所載）

「教祖様のお話」(一) 参照のこと

教長様（前管）御執筆の「稿本教祖様御傳」には二通りある。其の一つは片假名書きのもので、〃明治三十一年七

月三日」と表記された御手記であり、他の一つはこれを更に整理して書き改められたものと拜察されるもので、平假名書きの御手記である。

この兩冊の中に於て、教長様は教祖様の御事蹟に關する要項を、大體年代順に丹念にお書き記しになつてゐる。しかも其の内容は管長様も仰せられてゐる通り（前掲の引用文）自身（参照のこと）の御見聞になつたことや又は御自身の御體驗になつたところを、生々として直截に記録されてゐるのみならず、なほ又當時の教弟先生達や側近者達からの聞き取りをも参考とせられたものと拜察するが、其の主眼とされた點は何處までも史實の正確を期することにあられたやうに思はれる。そして他日、「御傳」の正史を編纂しようとの熱い御意圖に燃えておゐでになられたことを歴々と窺はせて頂く次第である。私はこの前管長様の御心中をお想ひ申すにつけ、ヂツとして居れない氣がする。

なほ、それについても此處で特筆すべきは、諸井政一氏の「道すがら（外編）」と「御教祖御略傳附天理教會起原沿革」とである。その書かれた年代は正確には分らないが、前者は恐らく明治三十一—三十二年頃のものと（註十）であり、後者は明治三十三—三十四年頃のものと（註十一）であらうと推定される。それは兎に角、御傳編纂に對する熱望は、當時本部の一青年であつた同氏の胸にも人一倍強く燃えてゐたらしく、諸先生から種々とお話をお聞かせ頂かれ、それを基本として書き綴られたものではあるが、其の至極敬虔なる筆致には、同氏の信仰の奥深しさが偲ばれるのみならず、讀む者をして不知不識純信の域に赴かしめる眞實味に溢れてゐる。勿論、同氏としては人に讀ましめる爲に書かれたのではなく、何處までも自身の信仰の糧として之を纏めようと努力されたものと思はれるが、一面に於て又、他日之を披見する人のあることも豫想されてか、何處までも個人的の執筆であつて正史ではないことを明かにするたために、「道すがら」にはわざ／＼「外編」と題註されてゐるなど、その周到なる考慮に對しては敬服の他はない。同氏



は明治三十六年一月三日、二十七歳の若年で惜しくも出直されてゐるが、若し氏にしてせめて今十年間長生してゐられたら、そして教長様の御力とおなり申して正史の編纂にその心血を注がれてゐたら、と、こんな事を想ふのは私獨りであらうか。

### 註七

橋本清氏は大和國舊芝村藩士、橋本舊周氏の長男として文久〇年に生れた。十歳の頃、時の藩校宣教館に就て學び、秀才であり且つ能筆であつたが、一面又、幼時から俄鬼大將で他の群兒を闘使するの風があつたとのことである。明治十五年から十八年まで、丹波市町大字石上の尋常小學校に教員として勤めてゐる時代に、眞之克様(前管)と知己になつた。其の後、同氏は明治十八年に志を立て、修學のため上京したが、間もなく身上を煩つて歸國し、ふら／＼としてゐた。

眞之克様は舊知の上からこれを氣の毒に思はれ、何かとお世話なさるうち、何時しか中山家の食客のやうになつた。其の恩義を感じてか、同氏はその文才や能筆を以てよく勤め、其の後明治二十一年に教會本ヤが設立されるや一躍理事の要職を與へられて教内に重きをなした。然し、素より社信の人ではなく、尻の温まるにつれてそろ／＼氣儘を出して驕怠遊蕩を事とするに至り、従つて人望は失墜して、教會本部内は勿論、信徒一般までも同氏を視ること蛇蝎の如くであつた。その元は自らの不遜不徳から出たことゝは申しながら同氏も亦快快として喜へなかつた。

斯かるところへ、明治二十九年四月九日に内務省より全國各府縣知事に所謂「祕密訓令」が發せられて、本教教會に對する取締りが厳しくなる一方、全國の各新聞か筆を揃へて本教の譏謗をするなどのことがあつた。この節ふしに恐れをなして保身を慮かつたものか、同氏は當時同じく不平黨の前川菊太郎氏と相前後して、教會本部に辭表を提出した。それは明治三十年の晩秋の頃である。

教會本部を去つた同氏は其の後正業もなく、家計にもだん／＼困難してゐる様子なので、本部では舊來の厚情により委員を撰ん

でその不心得の悔悟を忠告し、その品行の改善を後進されたが、同氏は頑として之に應ぜなりのみか、明治三十一年には前川菊太郎氏と連署して金五千圓の貸與を本部に強要した。しかも翌明治三十二年にも又々金五百圓の貸與を強要し、若し其の意を穿れられない時は、冊子を刊行して本教に大害を與へるであらうと恐喝した。その不逞の態度に、本部も今はこれまでとスノカノ愛想をつかさされ、斷然その要求を謝絶された。爾來、同氏は全く路傍の人となり、その消息については誰も關心を拂ふ人なく、従つて其の後の事は知る由もなし。仄聞するところによると、其の後は何んでも暫く郡山で暮し、更に大阪に出て家賃の集金等に備はれて口糊を凌いでゐたらしいが、昭和三年、大阪の妹さんの宅で逝去したとのことである。

## 註八

當時（明治三十二年）、「別席話の筋書」を提出された方は、辻忠作、清水與之助、榊井伊三郎、梅谷四郎兵衛、鴻田忠三郎、高井猶吉、山澤爲藏、宮森與三郎、増井りん、増野正兵衛、喜多治郎吉、松田晋次郎、板倉槌三郎の各先生方であつた。そのうちでも、辻忠作先生より提出されたものは、教祖様の御傳としては一番纏つたもので、それは管長様が昭和十三年度の「天理時報」に連載された「教祖様のお話」の第十一回（二十三日）より第三十四回（十三日）までに互つて遂一掲載下されたが、前回、特別の御書召を以て本誌第七號にこれを轉載することの仰許しを頂いた次第である。もう一度熟讀されんことを希望する。

## 註九

前管長様が明治三十二年三年頃にお書きになつたとの「懐中覺帳」とは、恐らく「翁より聞きし咄」や「教祖様御履歴 不燦然 深知記載簿」のことであらうと拜察する。兩帳については私は未だ直接に拜見させて頂く機會を得なかつたが、管長様御著「ひとこととはなし」の中に引用御發表下されてゐるところから、斯くは推察申す次第である。

## 註十

諸井政一氏遺稿「みちすがら（外編）」の執筆年代を明治三十一、二三年頃と推定する所以は、その文中に「現在、その助

けていただきました照之亟といふ方は、源四郎と申しまして、只今も壯健でをりますもの、一云々とあるところから見ても、足達源四郎氏は明治三十二年八月二十四日に七拾二歳で逝去してゐる故、それより以前に書き出されたものといふべきである。但し、又「正文遺韻」の附録として載せられてゐる諸井甲子氏の「政一兄の追憶」の中には、政一氏が廿四歳の夏の頃から身の上のため本郷の方を自由勤めにさせて頂いて、山名の詰所で養生されるやうになつたが、まだ臥してばかりも居なかつたので、古い先生方の御越しを願つて御教話を聞き、常にそれ等の事を合して御話の稿を綴つて居られた田を記され、少止先生の如きは先生の方より態々お越し下されて、今日は手すきかどうか、手すきならば、此の間の續きを話すから記せと、お話を聞かせて下された事も度々ありましたとのことであるから、政一氏が此の頃もなほ「道すから」を書きつづけて居られたものとすれば、明治三十三年にまで互つてゐるものとも考へられる次第である。而かもこれだけのものを書かれるのには相信推蔽も重ねてゐられることだらうから、恐らく二三年は要されたのではあるまいかとの想像も成立する。これ、私が明治三十一二三年との推定を下す所以である。

因に、本書は長らく未刊行であつたが、政一氏出直後、正に三十五年目に於る、昭和十二年六月、時の山名大教會長諸井慶五郎氏が「正文遺韻」と題して他の遺稿と共に一冊の本として刊行された。なほ、昭和四年刊行の増野鼓雪全集第五卷に、「教祖傳講」の名で収録されてゐるのは、該全集刊行者が何かの思ひ違ひから、その原執筆者を混同したものによるものと思はれる。

### 註十一

諸井政一氏遺稿「御教祖御略傳附天理教會起原沿革」の執筆年代を明治三十三四年頃と推定する所以は、その文中に「此嬰兒コソ明弘三十二年八月廿四日、七十二歳の高齡を享ケ歸幽シ玉ヒノ足立源四郎其人ヲ」とあるところから見て、少くとも明治三十二年夏以後の筆になることは確實な譯であるからである。因に、本書は前の「道すから」に比すると、文章體の簡潔なもので、殊に終りの方は未完結のままになつてゐる。他日、成文にするつもりで居られたものと推察する。

斯様にして教祖様の十年祭後に於ける御傳編纂の氣運は洵に旺盛してゐたが、それが如何なる結末に終つたか。それについて再び管長様の御言葉を拜借することしよう。

“ 教祖傳の要求は一日一日と急をつけて來たことと思ひます。又一方、一派獨立請願にかゝりましては、田舎者の筆では到底覺束なく思はれたことでせう。此處に初めて文筆に名ある故宇田川文海氏に依頼して編纂される事になりました。今日存してゐる「天理教々祖御略傳草稿」(註十三)であります。脱稿はしてゐる様であります。が、何處か不十分な所でもあつたのでせうか、今日まで出版されずに残されてあります。

日「天理時報」御所載「教祖様のお話」(三) 參照のこと

“ (昭和十三年一月二十三日)

“ 次に明治三十五年に到つて、中西牛郎氏が筆を執つたのは「教祖御傳記」(註十四)との題名で残つてゐます。これも宇田川本同様刊行されずに了つたものであります。

“ (昭和十三年二月六日、「天理時報」御所載「教祖様のお話」(五) 參照のこと)

即ち、これに依つても窺知し得る如く、折角、御傳編纂の氣運が熟してゐたにも拘らず、その頃、教内に然るべき文筆家がなかつたため、結局は外部より相當の文筆家を聘して其の完成を期されることゝなつた様子である。

當時、宇田川氏は文學者として、又中西氏は宗教學者として、共に其の文筆に相當の定評を博してゐたことは確かである。而かも、兩氏共に、其の執筆に用つては、可成りの意氣込みを以つてかゝつたことは、其の各「緒言」を讀しても推察するに難くはない。それにも拘らず、今これ等の人の手になつた兩稿を通讀するに、成るほど文章としては實に堂々たるものであつて、少なからぬ感銘を興へはするが、純信者にとつては猶、何處かに一抹の物足りなさを感じさせられることも亦否み得ない。教長様を始め當時の諸先生方の感じも、恐らく同じ思ひであられたのではな

からうか。

それは何故であらう。其の理由はいろいろあらうけれども、要は假令それは敬虔なる心持で筆を執られ、且つ感激と熱意との裡に筆を運ばれたとは言ひながら、結局は説明乃至理論に傾いた憾があつて、純信の立場にある人々には今一つピツタリとこないものがあつたのではなからうか。なほ更に之を具體的に申すと、史實特に御神憑後の史實について、その材料の蒐集が不充分であること、従つて、一番肝腎な布教傳道上の御苦勞の御道すがらについての記述が、事實を擧げること少なくして其の短を文章のあやで補つてゐること等が、物足りなさを感じしめる最大の理由ではなからうかと私は思ふ。

その當時としては現在に於けるよりはもつとく史實の蒐集は容易だつたに違ひない。教祖様の御聲咳に眼の當りに接し且つその御薫陶に親しく浴された諸先生方のお話もいろいろ聞くことが出來た筈である。にも拘らず、そうした方面の努力は餘りしてゐない。唯、提供された材料だけで満足し、寧ろ其の表裏敘述に努力することを以つて、各々の本分と心得られてゐたやうに思はれる。又、依頼者側としても、さうした註文をされてゐたのかも知れない。そして、それが執筆者の運筆を固くるしいものにしたのかも知れない。

それはともあれ、折角の權威本としての御傳完成の計畫も、今一步といふ處まで進捗しながら、其の刊行を見ずに終つて了つた。(註十五)然し、宇田川氏、中西氏の業績は大いに稱揚して宜からうと思ふ。(註十六)

## 註十二

本教が一派獨立の請願に取りかゝるに至つた経緯としては、左の如く言はれてゐる。即ち、

明治三十二年五月二十一日、初代管長公(當時は教長様)が神道本局大祭の爲め上京せられたが、その節稻葉管長から中山教長

に對して、

「貴教は明治二十七年の本局が負債の爲閉局しようと思ふやうな窮狀に陥つた時、その負債償還の道を講じたのみならず、其後は又、本局の敷地を寄附し、其上建築の際には普請監督となつて之を成功せしめ、昨年管長選舉の際にも一方ならぬ盡力をして呉れた爲め、今日では本局も一教派として立派に面目を保つ事が出来るやうになつた、然るに、貴教も追々隆盛になり、今日に於ては、もう十分教派として立つ資格が出来たのみならず、元來本局と天理教とは教義を異にする點もあるから、此の際獨立の請願をした方がよからうと思ふ。それで、愈々獨立請願をされると云ふことになれば、本局は何時なりとも、喜んで添書をする」

と云ふ意味の言ひがあつた。その節、中山初代管長は、

「御厚意は深く感謝するが、歸和後篇と協議の上、改めて御願ひ致すから、その際はよろしく」

とお答へせられて歸和されたのである。これが實に獨立の誘引となり、發端となつたのであつて、愈々それが爲一派獨立の大問題が展開されることになつたのである。／＼（天理教高安大教會史（上巻）参照）

### 註十三

宇田川文海氏筆「天理教々祖御略傳」（稿案）は明治三十三年の執筆にかゝるものであるとの事。原文は總振假名を施し、二十二字詰、二十行の原稿用紙に一行揃きに書かれ、總數百二十二枚からなつてゐる。その内容は第壹章緒言、第貳章御降生及び御少壯、第參章御神慮及び御艱難、第四章御布教及び御歸幽の四章に構成されてゐる。詳しくは「復元」本號にその全文を掲載させて頂いてゐるから、それを御覽いたさたゞか、流石は名筆家宇田川文海氏の名に背かぬ名文であると思ふ。

### 註十四

中西牛郎氏筆「教祖御傳記全」（系案）は明治三十五年の執筆にかゝるものであることは、その緒言によつて明かである。原文は

句讀點も振假名もなく、十二行罫紙表裏両面書きで、總數五十一枚からなつてゐる。その内容は第一章緒言、第二章濟度信仰記、第三章濟度天降記、第四章濟度宣布記、第五章終結の五章に構成されてゐる。これを前記の宇田川氏のものと比較するとよく似通つてゐるのみならず、史實も殆んど同一範疇を出て居らず、第一章の緒言以外は殆んど宇田川氏の文學者的筆致をそのまま、中西流の學者的筆致に焼き直されたものであるとの感を深くする。本書もいづれ「復元」誌上にその全文を掲載して頂きたいと思つてゐる。

なほ、宇田川本、中西本兩稿について、管長様は次のやうな感想をお述べになつてゐる。

◇ 章別は似てゐますが、宇田川さんと中西さんとはその性來の立場を異にし、違つた角度から執筆された様に思はれます。すなはち、前者は文學者流に自づと筆が動き、後者は學者的立場から筆を運ばれてゐる様であります。しかも、何れも教會の權威ある傳記たらしめんとする意圖は充分に心得てゐられたものと思ふのであります。獨り己が興味にのみ重點を置いて、或は筆をのびし、或は縮められたものとも思へないのであります。しかも、第一章に緒言を設けて比較的くどくどと、通俗小教學又は宗教史とも言へるものを一席辯ぜられてゐる點など、當時の讀者界を如何に見てゐられたかをうかゞふに足ると思ふのであります。◇ (昭和十三年二月六日、「天理時報」御所載) (一教祖様のお話)(五) 参照のこと

## 註十五

宇田川氏や中西氏の努力になる御傳が何故出版するに至らなかつたかに就ての詳しい事情は不明だが、敢て私の推測を申すならば、單に純信仰上よりする不十分さのみならず(一)當時は倫理的宗教論の盛んである頃であり、神祕的な事蹟に對しては鋭い批判のあつたこと、(二)「憲」の干渉に關する敘述について遠慮のあつたこと等を挙げたい。

## 註十六

宇田川氏、中西氏の業績について、管長様は左の如き感想をお述べになつてゐる。先づ宇田川氏に就ては、

ク、ありのままの教祖様、今日の言葉で申せば、人間としての教祖傳を編纂せんとされ、特に教義に關する部分は避けてゐられるのであります。かくて出来上つた教祖傳は、氏の宣言通りのものであつたか否かは扱っておき、公刊する運びとはならず第二の筆者中西さんの試みるところとなつたのでありませう。しかし何もないところから、此教祖傳の骨組をのこされた宇田川さんの業績は決して輕いものではありません。◀（昭和十三年二月十三日、「天理時報」御所載、）  
又、中西氏に就ては、

ク、外面的事實の缺を内面的思想によつて補はんと言言され、濟度をその中心とされたのでありまして、宇田川さんの態度ど全くちがつたものとなつて出来上りました。或はあまりにも哲理に走つた結果、讀者の要望をみたし得なかつたのではないでせうか。然し乍ら、假令出版に到らなくとも、教祖様ひながたの道を濟度の二字で糾合しようとした態度は、救け一條の御生涯から申して、たしかに卓見であつたと申さねばなりません。又その他、ひながたの道として教祖傳に教理を織り込ますと計畫された點など、此の稿本の特色を増すものであります。◀（昭和十二年二月二十日、「天理時報」御所載）とお述べになつてゐる。

（ロ） 一般教信徒間に於けるもの（流布本の刊行）

明治二三十年頃に刊行された教祖傳の流布本として、先づ最初に擧げるべきは、明治二十九年出版の丸橋吉三郎氏著「天理教開祖の傳記」（四六版）（一六頁）ではなからうか。但し、該書は天理圖書館の圖書目録に載つてゐるだけで、現物は同館にも無いとのことであり、私も未だ二讀の機を得ないのは遺憾である。發行は「奈良 同人」とあるが、丸橋氏とは如何なる人であつたか私は全然知らない。四六版で十六頁（前かも恐らく十）といふと極く簡單なものではあらうが、兎に角、一番初期に於ける流布本として意義がある。誰か所持してゐる人を御存じであれば、是非御一報をお



願ひたい。

次は明治三十三年二月五日發行にかゝる山中重太郎氏著「天理教御教祖御一代記」(註十七)である。私のは其の再版(明治卅三年十二月一日)であるが、それは和綴四六版で、本文は十二號ポイント活字組で五十三頁分と、なほ附録に「天の福音」と題しておふでさき百二十二首の二十一頁分とから成り立つてゐる。その内容についての詳しい紹介は省くが、巻頭に簡單ながら「自序」を掲げて執筆の心境を披瀝してゐる點、更に卷末に重ねて「此の書の成り立ち次第」と題して、其の執筆に至つた動機を感銘深げに吐露してゐる點などは、前述の宇田川氏や中西氏と相似たものがある。(備考)執筆の年代からすると、山中氏、宇田川氏、中西氏の順序となるが、山中氏の場合は他の兩氏と異つて個人執筆であつたやうである。)

次に 曾て天理圖書館上野利一郎氏の調べられた「天理教主要文献」(「日本文化」第十一號所載)「教祖」の項によると、明治三十四年の出版で武田福藏氏編及び發行にかゝる「天理教御開祖眞實の御話」(四六版)が擧げられてゐる。又、明治三十五年三月一日に同題の木が出版されたらしく、其の三版といふ明治四十四年一月十日發行のものがある。ところで、此の内容を調べて見ると、四六版十二ボ組で、前編が五十四頁分(明治三十四年に出版されたのはこの前編のみらしい)、後編が七十二頁分あるが、それは教祖傳と申すよりは、前編後篇を通じて御教理の紹介本と言つた方が適當である。一寸氣付いたので茲に記しておく次第である。

なほ序ながら明治三十四年十月廿五日には、仲谷長一郎氏(大阪府南河内郡千早村の人)が「神徳記」(註十八)(為版十二ボ組 一一九頁)を編著してゐるが、其の「第三章教祖」(同書自二七頁至六一頁)に於て教祖様の御事歴について叙述してゐる。

次は明治三十六年七月十五日發行にかゝる晚翠氏編「天理教御教祖御實傳附御本席飯降伊藏先生略傳」(註十九)が

ある。但し、私の見たのは大正二年二月の訂正第十版(菊判十二ボ組)(九六頁)なので、最初のものとは其の内容に於て多少の訂正はあるかも知れないが、一讀したところを以てすれば、その行文がどうも宇田川文海氏の筆致に相通するものがある。編者は晩翠とあるのみで本名は不明なので、此の雅號の本人は誰であるかにつき、或はその事情を知つて居られるかも知らんと思つて、宇田川氏と昵戀だつた小野靖彦氏や奥谷文智氏に尋ねて見たが、小野氏は「そう言へば晩翠とは宇田川氏の雅號だつたかも知れません」とそれも至極曖昧な様子であり、兩氏ともに明確なことは覺えてゐないとのことであつた。兎に角、私は十中八九まで宇田川氏の變名又は雅號ではなからうかと推斷する次第である。

なほ序ながら、宇田川氏にしろ中西氏にしろ、曩に記したやうに、折角心血を注いだ其の教祖様御傳についての草稿が本部の何かの都合で未刊行に終つたことに關し、心中秘かに或る淋しさを感じてゐたのではなからうか。文筆家は己れの原稿が活字になることに、一種の言ひ知れぬ樂しみを持つものである。或はさういう所からかも知れないが、明治三十六年二月十六日には中西牛郎氏が、「宗教談一名天理教の研究」(註二十)(菊版十二ボ組)(八八頁)を木下眞進堂から發行して、その中で「第五教祖」(同書自三七頁至四四頁)の項を設けて至極簡單ながら教祖様のことを敘してゐるし、又明治四十一年二月廿五日には宇田川文海氏が、「余が見たる天理教一名天理教大體觀」(註二十)(菊判十二ボ組)(九八頁)を同じく木下眞進堂から發行して、その中で「(三)天理教祖」(同書自一五頁至四六頁)の項を設けて教祖様のことを記してゐる。即ち、兩氏共にその曩に苦心した御傳執筆の氣持を、何等かの形で發表したいとの意欲を持つてゐたのではなからうかといふことは、これに依つても窺ひ得ると思ふ。因に、此の兩氏は其の後も數種の著述をして、文筆の上に於て大いに本教の紹介に資してゐること等を想起するにつけ、私は此處に兩氏に對し深甚の謝意を表し且つ其の御冥福(註二十二)をお祈りする心持で一杯である。

以上は明治二一—三十年代に於ける教祖様御傳に關する流布本の概要である。勿論 私の存知してゐるところのみ記したまでであつて、なほ此の他にもあるかも知れない。若し讀者で此の他の本につきお氣付きのお方があれば、是非ともお教へ頂きたい。

## 註十七

山中重太郎氏著「天理教御教祖御一代記」の目次(但し明治卅三年十二月、再版に依る)は、第一章御誕生、第二章御幼時、第三章御少時、第四章御入塚、第五章御世帯、第六章御信仰、第七章初産、第八章御平生、第九章御伊神、第十章御救助、第十一章御神加々里、第十二章御艱難、第十三章御死別、第十四章御覺悟、第十五章御貧苦、第十六章御自信、第十七章御弟子、第十八章御入牢、第十九章御慈悲、第二十章御歸幽となつてゐる。かく章を細かく分けたのは本書が最初のものであるまいかと思ふが、その内容は簡單であり、詳しく史實よりは寧ろ同氏一流の美文的對句を以て叙せられてゐて、兎に角、厭がずに一氣呵成に終りまで通讀せしめるものがある。然しこの目次からでもわかるやうに、御神憑の以前と以後とが各半分づゝ位の割合になつてゐて、肝腎の御神憑以後の御事蹟についての叙述が、教内人にとつてはどうもまだ一物足りない。これは従前の何れの本を見ても、その憾が多分にあつて、此の缺點を補正しなげ限り、少くとも教内人に満足ゆく教祖様御傳は編述し得ないのであるまいかと思ふ。その點に於て管長様の「ひとこととはなし」は流石に御卓見の御著で、従前の教祖様御傳の行き方に一新路をお拓き下されたものと信ずる次第である。

因に、山中重太郎氏は本書著作の前年、即ち明治三十二年十月一日發行にて「御神樂歌解辨」(完)を出版してゐて、この頃、本教を文筆上に於て紹介するに相當の力を致してゐるやうであるが、其の後、脱線されたことはかへす／＼も惜しい人と言はねばならぬ。

## 註十八

仲谷長一郎編「神徳記」の目次は、第一章緒言、第二章神、第三章教祖、第四章靈救の教、第五章信神の要、となつてゐる。

註十九

晚翠氏編「天理教御教祖御實傳附御本席飯降伊藏先生略傳」の目次(但し、大正二年二月訂正十版に依る)は、第一章緒言、第二章御降生前後の時代、第三章御降誕並に御幼時、第四章御結婚並に御少時、第五章御世帯、第六章御慈悲、第七章神人之交通、第八章世上の罵詈訛謗並に御艱難、第九章御宣教、第十章政府之干渉、第十一章御昇天、附録御本席様の略傳、となつてゐる。章は細別されてはゐるが、この章題のつけ方を見ても、既述の「天理教々祖御略傳」と比べて宇田川文海氏の執筆にかゝるものではあるまいかとの感を抱かすには居れなす。本文に至つては一層その感を深くするものがある。

註二十

中西牛郎氏講演「宗教談一名天理教の研究」の目次(但し、明治四十二年一月、再版に依る)は、第一天理教と佛教とは關係ありや、第二天理教と基督教とは關係ありや、第三天理教と神道と關係ありや、第四天理教の根本實義、第五教祖、第六天理教は世界の一宗教と成り得べきか、第七天理教研究の方針、第八新宗教の研究は人生無上の價値あり、となつてゐる。

註二十一

宇田川文海氏講演「余が見たる天理教一名天理教大體觀」の目次(但し、明治四十二年二月再版に依る)は、(一)天理教、(二)天理大神、(三)天理教祖、(四)御神樂歌、(五)天理教々曲、となつてゐる。

註二十二

宇田川氏は大分永らく互つて、「みちのとも」<sup>上</sup>にその麗筆を振つてゐて、其の顔も私はよく知つてゐるが、其の後の消息、つしては知らなす。中西氏については、<sup>は</sup>の顔も知らなすし、其の消息については全然知らなす。いつかの新聞紙上で、同氏の逝去せられた由の記事を見たやう、<sup>田</sup>既に兩氏とも物故されたらし、<sup>は</sup>その本教に盡された文筆上の功蹟を回顧しつゝ

御冥福をお祈り申す所以である。

### 三 明治末期の時代(一派獨立直後の刊行本)

斯かるうちにも、明治卅二年頃から開始されかけた本教の一派獨立請願も、迂餘曲折約十年の末、明治四十一年十一月二十七日を以て芽出度く公認されるに至つた。其の請願書には恐らく教祖様の御略傳が添附されてゐたのではなからうかと推測するが、詳しい事は私は未だ調べてゐないから何とも言へない。唯こゝでは非一言しておき度いのは、此の一派獨立を機として、俄かに本教に關する出版物が雨後の筍の如く刊行されてゐることである。

既述の中西牛郎氏の「宗教談一名天理教の研究」が、明治四十二年一月十日に再版されてゐるし、これ亦既述の宇田川文海氏の「余が見たる天理教一名天理教大體觀」が、明治四十二年二月十五日に再版されてゐる他に、なほ明治四十二年早々には次のやうなものが出版されてゐる。

明治四十二年二月一日發行 「天理教側面觀」(菊版二) 渡邊勝氏著

年〃月 十日〃 「天理教」(四六倍版) 出水彌太郎氏著

年〃月 〃日〃 「天理教獨立史」(四六版) 森田五一氏著

年〃月十五日〃 「天理教獨立史」(上卷)(菊版一) 宮崎三郎氏著

年〃月 〃日〃 「天理教の三大眞理一名天理教祖の人生觀」(菊版一) 宇田川文海氏著

そして是等の諸本に於ては、いづれも「教祖略傳」(註二十三)とか「教祖一代記」(註二十四)とかいふ項目を設けて、御傳について述べてゐる。

なほ、是等の山にやはり一派獨立の直後頃に書かれたらしいもので、山中彦七氏稿「天理教々祖實傳之御嘯し」が手記不として殘されてゐる。それは御傳をもつて一貫した御話の草稿で、其の最後の結びとして簡單に

「明治廿一年四月十日、天理教會本部を東京市下谷區北稻荷町壹町目に於て設置を東京府廳より許可を得まして、其の七月御本部の御地場へ移轉の許可を得ましたのであります。

夫より年々々に盛大に相成り、只今四百有餘萬といふ多くの信徒が出来、貳千數百ヶ所の教會が設置せられ、明治四十一年七月廿七日を以て内務省より天理教一派獨立の許可を得まして、世界の大道へ進み出ましたことと有ります。

御教祖ヤノサ界一列ろく地にふみならずと仰せられましたのは、世界一般の人々を御道の御教理を以て救濟するとの御事です。有りますから、皆様方も早く御教理を聞分けて、自分も助かり又人様も助かる様に丹精を盡さなければなりません。」

とあるところから見て、恐らく「別席お話」の草稿として執筆されたものではあるまいかと推察する次第である。

次に、翌明治四十三年には今田<sup>ミナ</sup>氏著「教祖様一代記いろは歌」や、碧瑠璃園氏著「天理教祖中山美伎子」や、武田鶴子氏著「脚本天理教祖傳」（註二十五）が出版され、四十四年には宇田川文海氏著「嗚呼教祖」が、四十五年にはベ水氏著「天理教御教祖眞實傳」や、今永英足氏著「天理教祖（謡曲）」（註二十六）が出版されてゐるが、この頃から御傳が或は歌に、或は小説に、或は教論に、或は脚本に、或は謡曲に、といふ具合にいろいろの形式をもつて取扱はれるやうになつたことは、目に慣れると思ふ。然し、右のうちで御傳編纂史上の文献として此處に特に取りあげたいと思ふ刊行本は、碧瑠璃園氏著「天理教祖中山美伎子」とベ水氏著「天理教御教祖眞實傳」とである。

(イ) 碧瑠璃園氏著「天理教祖中山美伎子」について、

碧瑠璃園とは渡邊霞亭氏の變名であるとのことだが、氏は當時、大阪朝日新聞の家庭小説の記者として、大阪毎日新聞の菊地幽芳氏と並んで非常に人氣があつた人である。これは餘談であるが、同氏が曾て大朝紙上に連載された「渦巻」は、本教の一信者をモデルにしたものであるとかで、私も幼いながらもそれを讀んで感銘したことを覚えてゐる。

同氏が御傳を執筆するに至られた経緯についてはよく知らないが、宇田川氏や中西氏の場合のやうに教會本部から依頼したのではなく、先方から「書いて見たいから」として其の諒解を求められ、それに對して資料を提供して自由に書くことを默認されたものと思はれる。なほ、此の本については管長様が次のやうに詳細なる御意見をお述へになつてゐる。

「これは碧瑠璃園の名の下になり、霞亭會出版部から刊行されたものでありますが、資料は權威本執筆者同様給與された様であります、内容は全然方向を異にし、作者自らの教祖様を描き出してゐるのであります。

第一に 霞亭本には宇田川本、中西本の様に、その第一章を己が態度を説明することなしに 冒頭から第一章として所々本文に入つてゐます。しかも、その文も今日でいへば大衆小説式とでもいひませうか、新聞小説式といひませうか、讀者をして興味を以て讀ましめる様に書かれてあります。

「ありのまゝの史實」とも斷つてもなければ、  
「沙漠に埋れたものを顯示する」ともいはずに  
「美伎子は居ぬかよ、美伎子は居ぬかよ」

「柔く慈悲の篤りたる聲にて呼ぶ。」

春とはいへ、まだ寒き如月中旬（きさらぎなは）の日は暮れんとす。外（そと）には木枯の音高く聞えて、軒（つら）に吊（つる）したる豆の枯葉のざはくといふのが其の最初の書き始めであり、全篇が筆者の筆のまゝに創作されてゆく心地であります。

第二に 霞亭氏は御結婚問題から筆を起し、その問答に一章を費し、その間に教祖様の宗教的心情とでも申しませうか、只ならぬ性格の持主であつたことを示さうと努力されてゐます。この點なども作者の自由な意見によつて筆を進められたものと見るべきものでせう。若し、正當に注文者の意見を尊ばれたならば、かゝる小説式な説話書態は、當時の教會の人々からは望まれなかつたものと考へられます。

第三に かくて章を別つこと十三 しかもその何れにも章の題目がつけられてありません。そして各章を更に（一）（二）（三）（四）の如く細別して、文章を切合し乍ら進められてゐるのであります。

しかし、此の碧瑠璃園本は例令教會制定の權威本ではなくとも、黙認本として、教會内外に流布されました。いはゞ書物らしい教祖傳の第一版とも看做されて、渴望する教會に燎原の火の如く流布したのであります。が、靜かにふりかへつてみます時は、例令、筆者の文才に敬意を表するとしても、我々の教祖様の傳記として一抹の物足りなさを感じずには居られないのであります。〔昭和十三年二月二十八日「天理時報」御所載〕  
これ以上、最早私の贅言を要しないであらう。

強ひて附記すれば、本書は明治四十三年九月二十三日に大阪育文館（霞亭會出版部？）で其の初版が刊行され、

四 五名士の題字の他に 十三枚に亘る寫眞版（當時の信徒詰所の寫眞など今は懐しい思ひ出のもの多し）を添へ 本文は菊版二八九頁で、而も

映入りのものである。其の後、再三再四版を重ねてゐるが、いつしか映入りの表装は省略されてゐるのみならず、



袖珍型のものも刊行されてゐる。又、發行所もいつしか大阪育文館より三島木下眞進堂に變つて、昭和八年四月二十日には初版と同型(但し寫眞は一枚のみ)で第十六版が出てゐる。

(ロ) 岑水氏著「天理教御教祖眞實傳」について、

岑水とは誰のことか分りかねてゐたところ、植田治道はなぢみち氏の雅號であることが最近になつてやつと明かとなつた。同氏の甥に當る現中和大教會長植田英藏氏に聞くに、治道氏は前中和大教會長の次弟に當り、同大教會の役員であつたが、更にその次弟の一史氏と共になか／＼文才があつたらしい。

同書は明治四十五年一月三十日初版、大阪田中文庫堂發行にかゝつてゐるが、私が見たのは大正二年一月二十五日増補、同堂發行のものであつて、菊版二九二頁のものである。章を分つこと三十三、第一章前川家々庭に始まり第十三章天理教獨立に終つてゐる。

今その内容を見るに、碧瑠璃園氏の小説態なるに對するに教論態を以てしてゐる點や、教祖様を始め善兵衛様、秀司様、小寒様等の心理描寫を狙つてゐる點など、流石は純教内人の筆になつたものであることが一讀してよく承知出来る。而も、文章も紅葉張りの名文に近く、且つ處々に和漢の故實などを引用して説話を加へてゐるなど、其の當時の教内人としては珍らしい才人だつたと言つてよからう。然るに此の人も惜しいかな、間もなく出直したとのことである。

なほ本書についても一言私の感想を強ひて追記するならば、宇田川本や中西本と同じく、史實の蒐集といふ點に於ての努力が不足してゐる憾が多分にある。蓋し、これは從來の何れの本を見ても感ずることではあるが、その當時としては御傳についての廣範なる史實の穿鑿といふことよりは、寧ろ其の叙述法乃至表現法が問題とされてゐたので

はなからうか。其の意味に於て、本書は一つの参考本として是非一讀に値あるものと思ふ。

以上は明治末期時代、換言すれば一派獨立直後に於ける教祖様御傳の代表的な刊行本としての一著について述べたのであるが、此處にもう一つ見遁してはならないことがある。

それは一派獨立を機として、當時の本教唯一の機關誌だつた「みちのとも」がだん／＼と其の内容の充實を圖られたことである。そして宇田川文海氏などを新しく記者に加へ、更に吉川白々樓氏、次いで小野翠浪氏、奥谷藍水氏、増野鼓雪氏等が其の同人となるに及んで、教説面を一新する側ら、更に史傳の探究面に於ても相當の努力が拂はれるに至つたことである。

斯くて明治四十三年以後の「みちのとも」は、教理及び史傳の研究上に貴重な資料を提供してゐると申してよく、御傳篇纂の上に於ても幾多注目すべき参考資料を發見する次第である。

註二十三

明治四十二年二月十日發行、出水彌太郎氏著「天理教」には、「本論」(四十八章)にて教義の大要を述べ、「教祖降傳」にて教祖様の御略傳を記し、次に「天理教教典」、「天理教唱歌」(曲譜共)、「神の御國」(曲譜共)を添へてゐる。

註二十四

明治四十二年二月十五日發行、宮崎三郎氏著「天理教獨立史」上巻には、「教祖一代記」の項ありとのことなれど、私はこの本は未だ披見してゐないから、詳しく内容については知らない。

註二十五

武田鶴子氏著「脚本天理教祖傳」は、御傳としては別に取り上げるほどでもないが「脚本」といふ意味に於て、而も曾てはこれ

によつて市川齊入一座が教祖様劇を演じて、當時大評判となつたこと、又、それが映畫となつて上映されたこと等の點に於て、特筆すべきであらうと思ふ。私は劇の方は見なかつたが、映畫の方は幼なじ頃ながら之を見て感激したことを覚えてゐる。本書は袖珍版で二八頁といふ小冊子であるが、明治四十三年九月二十五日、碧瑠璃園氏の「天塚教祖中山美伎子」と相前後して、發行所も同じ大阪育文館から出版されてゐる。参考のため、左に本書の目次を掲げておかう。

序幕「一」誠心の乳（中山家椽先）、「二」犠牲（三島村春日森）

第二幕「一」毒汁（中山家茶の間）、「二」大慈悲心（同家奥座敷）

第二幕の下 神憑り（中山家中の間）

第三幕「一」迫害（中山家納屋の前）、「二」男泣き（中山家隠居所）「三」吹雪（三島村野中池）

第三幕の下「一」月下の機（教祖貧家）、「二」開運の糶（同家門前）、

第四幕「一」啞子娘（三輪里高須宅）、「二」闇の祈禱（同家裏門外）「三」難病平癒（元の母屋）

詰幕「一」愁の雲（天理教會門外）、「二」歸幽（同教祖居門）——（完）

#### 註二十六

今永英尼氏著「天理教祖」(謡曲)も御傳としては別に言ふべきこともないが、「謡曲」といふ點では新しき試作と申せよう。菊版刊級三十八枚(七六頁)の木版摺であつて、その内容は、天理教祖(總括的なもの)。みかげの命(叩之丞御救げのこと)。御蔭のあめ(雨乞づとめのこと)の三篇から成つてゐる。因に今永氏は本年八十何歳とかで、健在で居られるとの事。

#### 四、大正の時代

明治四一年の一派獨立を機として、一度、堰を切つて落された教内出版物の奔流は、其の後、大正 昭和に入つ

てからも相續き、御傳に關する單行本に於ても、或は創作式なもの、講談式なもの、論說式なもの、教訓式なもの、童話式なもの、逸話式なもの、年譜式なもの、古老話聞取式なもの、史蹟調査式なもの、教材式乃至教案式なもの、さては琵琶歌に、唱歌に、繪傳に、淨瑠璃にと、種々様々なものが次から次へと陸續として刊行されるに至つた。

今、その中で大正年間に出版されたものに就て、主なるものを年次を追ふて摘記してみよう。

(イ) 天理教祖眞實傳森露華氏講述（大正元年十月五日發）  
（行 菊版二〇一頁）

既述したやうに、これと類似した題名の本がこれ迄にも二、三刊行されてゐるが、其の内容にはそれ／＼著しい相違がある。

本書は講談式に書かれ、讀者乃至聽者に興味を與へつゝ讀ましたり又は聞かしたりすることを主眼とされてゐるらしい。従つて隨分と創作を混へた脚色を施してゐる。而も全編を十六回分の講述とし、其の取扱つてゐるのは御神憑り以前のこのみである。その卷末に於て、作者は續編を追つて刊行する筈との豫告をしてゐるが、遂にそれは實現されずに終つてゐる。

(ロ) 天理教祖天理教同志會（註二十七）編（大正二年二月十五日）  
（發行 菊版二二二頁）

本書について、管長様は次のやうにお述べになつてゐる。

「第一の流布本（碧瑠璃園著「天理教祖中山美伎子」）に遅れる事三年にして、その頃道友社に勤めてゐた奥谷文智氏を中心とした同人同志の手により、同志會編として出版されました。

／＼然れども説を立つるものあり、天理教より見るに足るべき教祖傳の未だ嘗て出版せられざるは、これ新進宗教の一大缺陷たらずんばあらず。況んや、其の信徒にとりてこれ無きは遺憾實に云ふべからざるものあれば、乞ふ、現下有らん限りの材料と思

想とに依りて、此の缺陷を補ひ、此の遺憾を充されると、再三再四力説して止まず。

と同書の緒言に述べてありますが、同人同志が此の教界内外の熱望に答へんために刊行された出版の様であります。彼等同志は假令道友社に關係ありとは云へ、其文章の名に於ては碧瑠璃園の古豪に遠く及ぶべくもなかつたでありませうが、「我々の教祖様の傳記は我々の手によつて」との精神を以て書かれた意氣は、たしかにその作品に表はれてゐると思はれるのであります。その後、改稿出版された教祖傳よりも、此處女作に、より強く人の魂魄に迫る何物かを感ずるのは、敢て私獨りではないかと信ずるのであります。

扱此同志會本は、假令教會制定の權威本でなくとも、道友社の同人同志によつて物されたと云ふ點に、碧瑠璃園木と趣を異にしてゐます。が、その内容から申しますと、會話式の小説態ではなくて、記述に重きを置かれてゐます。各章別を列記しますと、

第一章 厭世悲觀 (自第一節至第四節)

第二章 慈悲善行 (自第一節至第五節)

第三章 神 憑 (自第一節至第十節)

第四章 布教傳道 (自第一節至第十節)

第五章 歸幽昇天 (自第一節至第四節)

の五章、四十六節からなつてゐます。

尙、本書の特色とするのは、此本文の他に、卷頭に、教祖御眞筆——齋藤松洲畫伯裝幀、伯爵土方久元閣下題字、文

學博士井上頼圀先生序文、法學博士廣池千九郎先生序、緒言、御年譜、寫真拾六枚を有し、卷末に 附録、御神樂歌を有してゐる事であります。その内、特に御年譜はその内容は兎も角として、實に有意識な試みであり 讀者を益した事も多大であつたと信ずるのであります。(後の版には或は除かれ、又は修正されてゐます。)

かくて本書は長らく權威本の代用書の様用ひられて來ました。學校の教科書としてさへ用ひられてゐたのであります。が、道友社ならず同志會から出版された如く 又筆者が後に改版に述べられてゐるが如く 出版當初から必ずしも最適書 最正確書とは考へられてゐたのではないのであります。假令教科書として代用されてゐたにせよ、流布本としての面影は常に補正を要したものでありまして、特に松洲畫伯裝幀にかゝる教祖御眞筆と題する寫眞の如きは、編者の意圖を解釋するに苦しむものであります。〔昭和十三年三月六日「天理時報」御所載〕

これで本書についての委細は盡くされてゐると思ふ。而も管長様も仰せられてゐる通り、本書は其の後極く最近まで、代用權威本として、教會本部より默認された形で、一般に廣く流布されたものである。私は其の初版(菊版型)は未だ見てゐないが、其の後改版された四六版型のものは、赤表紙に「天理教祖」と白書されてゐて、大抵の人は「あの例の赤表紙の教祖傳か」と言ふ位に知れ渡つてゐる。大正十三 四年頃までのものは四六版 一八七頁であるが、昭和二年に訂正増補されて四六版 一九一頁となつて居り、昭和四年までのところ版を重ねること實に二十二回に及んでゐる。因に、本書の本文は奥谷文智氏の筆になつたものであり、御年譜は小野翠浪氏の勞作にかゝるものであるといふ。

(ハ) 信仰の花—洗埃道人氏編述 (大正三年四月十日發  
行 菊版二三六頁)

本書は二三六頁の中、前半(自一頁至一一五頁)を教祖様御傳に費し、後半(自一一六頁至二三六頁)に本教の實際活動狀況を叙述して

ゐる。次に其の目次を掲げておかう。

**第一章 教祖の御幼時** (一、生ひ立ち、二、御伶俐にして親の恩) **第二章 教祖の御世帯** (一、身體の健康になるは、仕事する

二、仕事の傍、下女に出世の道を教へらる、三、淨土宗の秘傳五重相傳を受) **第三章 教祖の御慈悲** (一、慈悲の涙にくれて、

下女の不義を責めずして、妹のやうに働りなさる、三、我が身を責めて下女の大罪を助けらる、四、盗) **第四章 教祖の御神憑**

(一、神憑なされて、いよゝ神様のお社となる、二、限りある財産) **第五章 教祖の御苦勞** (一、夫さんの命懸での御注告に

て、池の汀に立たる、二、貧乏の最底に夫を先立て、二人の子供を頼りにして、淋しい暮しの裡にも相變らず施與を續けらる、

三、苦しみの中に教を説かれ、勤行場所を建てらる、四、信徒の日々に増すを嫉みて暴れ込む者も、却つて教に感化さる、

五、時々筆やで、と仰せられて、神樂歌や、道の眞理を書かる、六、甘露盞の御定めと、赤衣裳) **第六章 教祖の御宣教**

(一、警察に拘留中、小寒さんお宅で他界の人となられ、集る來る信徒を制する爲め、門の扉に張紙をなす、二、二十度の

拘留監禁もさて、結構なことよと勤められ、放免の時、警察署の門前に迎ひの信徒市をなす、三、力試しと不思議な御救済)

**第七章 御昇天と現勢** (一、悲しき離れと、最終の御) **第八章 靈救實例** (一、中山管長公の御重態御快癒、二、肺病を助けられて分教會長となる、三、啞が物言ふ、四、奇術師天一

婦の狂喜、九、瀕死の肺患者の全) **第九章 罹災救助** (一、遭難者神助を蒙る、二、火退く風退く、三、四) **第十章 遷善改**

過 (一、博徒の巨魁一轉) **第十一章 斯道的猷身犠牲** (一、東本分教會長の奮闘實話、) **第十二章 家業的猷身犠牲** (一、

相和した婦人、二、) **第十三章 社會的猷身犠牲** (一、實證一東、二、廣池博士の天) **第十四章 社會的猷身犠牲** (一、

紙屑買の働き振り) **第十五章 社會的猷身犠牲** (一、實證一東、二、廣池博士の天) **第十六章 社會的猷身犠牲** (一、

因に、編述者、洗埃道人氏の本名は私には不明である。知つてゐる方があれば知らしてほしい。同氏は後に本書の前半たる教祖様御傳に關する部分のみを、「讀みやすい教祖傳」(大正十一年發行)と題して出版してゐる。

(三) 天理教祖實傳 村田勇氏編 (大正三年四月十八日發行) 菊版十二ボ組 一一六頁

本書の編者村田勇氏とは如何なる人か知らないが、奥附によれば東京在住の人らしい。而も發行所は天理教研究會となつており、同氏は唯その出版名義人たるのみで、本當の編者は別にあつたのではないかと思はれる。なほ、井上博士や廣池博士を擔ぎ出してゐる點や、章節の分け方の點等から、既述の同志會編「天理教祖」(大正二年發行)と或は一脈の關係があるのではないかとの憶測もされ得る。そして此の憶測は、後述の(リ)天理教祖傳講話 與谷文智氏謹述に於て、愈々實證されるのではなからうか。それは兎に角、本書の初版(大正三年發行)は東京で印刷され、三版(大正十年發行)は大阪で印刷されてゐる。次に其の目次を掲げておかう。

一 口繪 教祖様御墓地及御眞筆(寫眞) 管長様及同夫人(寫眞) 新築天理教會本部假御本殿(寫眞)

一 序文 文學博士井上頼圀先生(十二ボ組) (十二ボ組)

第一章 御少時及び御結婚 (一、御降誕、二、御性格、三、御信仰、四、御結婚、五、中山家) 第二章 主婦時代 (一、御勤勉、二、御孝心、三、御憐愛、四、御貞操、五、御慈悲、六、御信仰の向上)

第三章 神憑 (一、神憑前兆、二、神憑) 第四章 難儀苦勞 (一、御患與、二、善兵衛殿苦門、三、教祖苦) 第五章 布教時代 (一、宣教の當初、二、高弟の入信、三、高弟の努力、四、御歸幽の前年、二、御歸幽の事情) 以上

(四) 追書と干渉、五、御身内の出來事、六、御行跡) 第六章 御歸幽 (一、御歸幽の當年、二、御歸幽の事情)

(十二ボ組) (十六頁分)



一 附録―みかくらうた(九頁組) 廣池博士の天理教祖觀(十二頁組)  
(六頁分)

(ホ) 十九世紀に於ける最も偉大なる婦人の事業―廣池千九郎氏口述(大正三年十月廿六日發行) 菊版 十二頁組 一三  
六頁)

本書を教祖様御傳と見るは聊か當らないかも知れないが(四頁より三八頁までは) 御事蹟一般について廣池博士と

して感銘される點、特に教祖様の慈悲寛大自己反省の徳を稱揚し、この徳こそ現代社會に緊要不可缺の根本義であつて、其處にこそ教祖様の偉大さと、其の御教の廣大深遠なる眞理性が存してゐる所以を縷々論説されてゐる。即ち、本書は學者の立場からの教祖觀乃至教祖論として世に問はれたもので、われ／＼としても参考のためには是非一讀しておく値があると思ふ。

(ハ) 教徒として見たる天理教―廣池千九郎氏述(大正三年十一月八日發行) 袖珍版一七頁)

本書は東京 日月社發行(註二十八)の現代百科文庫「宗教叢書」中の一冊として刊行されたものであつて、そのうちの(三)「教祖の人格」(自七頁至一六頁)に於て御略歴を述べ、その他は本教の一般に就て論述されてゐる。次に目次の大項を擧げておかう。

(一) 緒言(天理教に對する非難―著者の位置) (二) 天理教の特質、 (三) 教祖の人格(天理教の起源―教祖中山、キ子―生ひ立ち―淨土宗の

信仰―慈悲の山―五重相傳―我が子を身代りに―倫理道德よりの批評―倫理の標準―倫理と宗教―神憑り―)

ユ、刻限―救済の天啓―物質上の救助―外圍の迫害―神人の門に―精神的救済―天啓と教理の發達―御神樂歌) (四) 天啓の二

面、 (五) 天啓の内幕 (六) 天啓の性質、 (七) 天理教の神觀、 (八) 天理教の神と神道の神、 (九) 天理教の人生觀、 (十) 天理教と將來の社會 (十一) 豫言(天理教の現況―教祖の詠) (附) 余の天理教教育部に入りし理由

(ト) 天理教祖觀―奥谷文智氏著(大正四年六月廿五日發行) 袖珍版一五三頁)

本書も亦引著と同じく、東京 日月社發行の現代百科文庫「宗教叢書」中の一冊として刊行されたものであるが、その内容は、教祖様御傳であつて、目次を挙げれば次の如し。

- 緒言、一、時代、二、教祖の出生、三、入嫁、四、五重相傳、五、主婦としての教祖、六、宗教的慈悲、七、Revelation (上) 八、Revelation (下)、九、谷底の生活 (上)、十、谷底の生活 (下)、十一、傳道開始、十二、重なる門弟、十三、奇蹟、十四、遊化、十五、勤め場所、十六、迫害 (上)、十七、迫害 (下)、十八、歸幽 (上)、十九、歸幽 (下)、二十、教祖の思想に就て、附録
- 御神歌論、天理教研究書解説

(チ) 天理教祖の哲學 岩井尊人氏著 (大正四年十一月廿二日發行 同年十二月卅日増訂再版發行 菊版三一二頁)

本書は巻頭に、「恭しく おやさまの大所にこのふみをさゝげたてまつる 教祖三十年祭の日 尊人」と特記されてある通り 著者が教祖様の三十年祭(大正五年一月執行)に當り、その記念本として御供へ申さうとの敬虔なる心持ちから執筆したらしい。内容は教理概説が主ではあるが、第一部序論のうち、一 教祖(自一二頁)に於て御略歴を敘してゐる。序でに 本書の目次を左に掲げておかう。

- 第一部序論 一、教祖、二、みかくらうた、三、みかくらうた分説、四、お筆先、五、天啓の世界詩、第二部本論 一、てんりわうのみこと、二、おば、三、やまひ、四、いんねん、五、かしものカリもの、六、ひのきしん、七、ひとすごころ、八、きりなしぶしん、九、やうきづとめ、十、かんろだ、第三部 附論、附録 一、みかくらうた索引辭解、

なほ餘談に亘るが、教理概説の目次をひらかなで書き表はしたものは、尊人氏が其の最初の人ではなからうか。生前の同氏をよく知つてゐる私は、今更ながら、その心持ちが懐しくてならない。本文には時にむづかしい文字を使つてゐるが、それは同氏として自然に湧いた言葉乃至文辭であつて、私は其の何等の企みもない自由な行文が又、

同氏獨特の風格を示してゐると思ふ。それは兎に角、本書は是非一讀しておくに値あるものと信じる。

(一) 「天理教祖傳講話」與谷文智氏謹述（大正五年十月廿五日發行 四六版二五六頁）

本書の著者與谷氏は曩に天理教同志會發行の「天理教祖」(大正三)に關係し、更に東京 天理教研究會發行の「天理教祖傳」(大正三)にも關係があるものと憶測されるが、これ等二著には未だ表面に同氏の名前が出てゐない。

それは「時」同氏が教會本部の機關誌たる「道之友」の記者としての立場に居られたが爲の遠慮からであつたのであらうと推察する。

ところがそれから間もなく大正四年末に、同氏は「道之友」記者を拜辭されるや、茲に始めて明かに名前を表はして本書「天理教祖傳講話」(大正五)を公刊されてゐる。その之を著述するに至られた経緯しやうりについて、同書の「はしがき」には、

「私がお道の信仰を得ましてから、お道の上でさして頂きたいと希望した事柄は種々雑多にありますが、其の中でも良い御教祖傳を言ひて、長く長く、御教祖の御人格を世に傳へたいと云ふ事は最も大きな希望でありました。然るに其の後幸ひ御地場に勤めさせて頂くやうな機会が到着しましたので、此の機会を利用して希望の一部を充す事が出来たのであります。それが即ち先年大阪の「天理教同志會」から出版した「天理教祖」と、東京の日月社から出版した「天理教祖觀」との二書でありましたが、神様の御守護で此の二書共に意外なる世人の好評を博しましたのは、誠に衷心の満足に堪へない次第であります。

然るに又々、今回此の「天理教祖傳講話」を書いたのは、どう云ふ理由に依るかと申しますと、前二書を書いた後に新らしくいた材料を加へると、モ一一つは前二書よりも一層平易に信仰的に書き改める必要に迫られたからであります。又して御教祖の御人格全體の面影を、前二書よりも層一層明かに現はしたいと努力致しましたが、此の點に就ては廣池博士の御講演又は御著

述から種々善し暗示を與へて頂きました。けれども偉大なる神格の御教祖を傳するに、斯かる小著を以てしては到底完璧を期する能はざるは申す迄も無し事でありませう。

私自身に於ても、今後引續して教祖傳の研究を怠らず、そして新しき研究の結果を得た場合には、適宜の方法で發表致しますか、尙ほそれ以外特志家の研究に依つて、無数の釋迦傳、クリスト傳が世に出て居るが如く、種々多様なる天理教祖傳の續々世に現はれん事を切望して已まなれ次第であります。

大正五年秋季御大祭の日 東京にて 著者識

と記されてゐる。以て本書發行に關する著者の意圖が諒解されると共に、爾後に於ても同氏によつて數種の御傳が物されてゐる所以も亦理解出來ようと思ふ。

但し、私をして敢て忌憚なく評することを許されるならば、同一著者の筆になるものとしては、其の最初に書かれた「天理教祖」(大正二) (年發行) が一番良く出來てゐて、後著になればなるほど餘りに通俗化され、且つ餘りにジャーナリスチックに流れて了つて、初期の純眞な意氣込みがスポイルされてゐるやうに感じられてならない。此の感想は先日奥谷氏にお會ひした折、卒直に申し述べたところ、同氏も敢て之には異議を唱へられず、笑ひながら其の然るを素直に肯定されてゐた。とはいへ、私は奥谷氏が長年に亙つて教祖様御傳の上に寄せられた關心と努力とに對しては、滿腔の讃辭と感謝とを贈りたいと思ふ。否、本教として何かの機會に於て、其の文化功績を表彰されるとすれば、氏は教祖傳の執筆に再三再四の力を致されてゐる點に於て、その一人に加へられてもよいのではなからうかと思ふものである。それは兎に角、例によつて本書の目次を左に掲げておかう。

一、口繪(教祖御眞筆、天理教本部假神殿、豊田山御墓地、三味田村の教祖御生家) 一、序文(世界文明の前途と天理教祖)

法學博士廣池千九郎) 一、はしがき

第一章御少年及御結婚(一、御降誕、二、御幼時、三、御修養、四、御結婚、五、中山家) 第二章主婦の時代(一、五重相傳、二、人一倍のお働、三、御孝心、四、御愛愛、五、御貞操、六、御慈悲、七、大犧牲) 第三章神憑(一、神憑の前兆、二、神憑の端緒、三、神との交通、四、神憑の状態) 第四章谷底の御生活(一、御惠與、二、善兵衛殿の苦悶、三、身上の御手入、四、御夫婦の苦悶、五、死を決せらる、六、夫御の出直し、七、貧のドン底) 第五章布教時代(上)(一、南無天理王命、二、おび屋神様、三、重なる門弟方(イ)飯降伊藏先生、(ロ)山中忠七先生、(ハ)辻忠作先生、(ニ)松村古太郎先生、(ホ)諸井國三郎先生、(ヘ)平野檜藏先生、(ト)宮森與三郎先生、(チ)深谷源治郎先生) 第六章布教時代(中)(一、勤め場所、二、お節會、三、扇の授け、四、大和神社事件、五、小泉の不勸院、六、守屋筑前) 第七章布教時代(下)(一、教祖と時代、二、御神樂歌と御筆先、三、斷食と別鍋、四、敵倍の力、五、山村御殿へ呼出し、六、赤衣を召さる、七、小寒子嬢の出直し、八、地場の莚の發見) 第八章迫害(一、から風呂と三輪寺、二、御供と金錢、三、秀司殿の出直し、四、靈魂生替説、五、休息所、六、豫言と奇蹟、七、雨乞、八、神道本局の取調、九、心勇講事件、十、最後の御拘留) 第九章御昇天(一、教祖ヨロめき給ふ、二、最後の問答、三、扉を開けて、四、終に御歸幽、五、鐘形の道)

(又) ひながた 辻忠作先生講話(大正九年四月廿五日發行)本部員講話集(中)(註二十九)四六版一四八頁ノ内、自一三一至一四八頁)

本稿の内容は、前回「復元」第七號に掲載させて頂いた「辻忠作手記本 教祖様御傳ついで」(管長様御註書)と殆んど同一である。

(ル) 美伎子教祖の片影 奥谷文智氏著(大正十年四月廿五日發行 四六版三八頁)

目次―一、世界改造の先驅者、二、人としての教祖、三、神としての教祖、四、世界最大の人格者

(ヲ) 読みやすい教祖傳附天理教年譜表―被埃道人氏著(大正十年十月廿日發行 袖珍版一二八頁)

本書に就ては既述の(ハ)「信仰の花」の項を参照されし。

(ワ) 教祖雛形の理―武谷兼信氏講述(大正十年十月廿四日發行 四六版二六頁)

本書は武谷氏が天理教青年會北分教會にて講述されたものを同會より發行したもので、その目次は、

(1)天理教成立の要件、(2)御教祖の御履歴(自五頁至一二頁) (3)今日の時機、(4)雛形の道

の四項に分れてゐるが、そのうち(2)「御教祖の御履歴(自五頁至一二頁)」に於て、簡單ながら御傳を述べられてゐる。

(カ) 教祖雛形の道―天理教同志會編(大正十一年一月廿三日發行 四六版七一頁)

本書は章題をつけずに一から十までに分けて、教話的に御傳を略述してゐる。

(ヨ) 天理教祖の面影―奥谷文智氏著(大正十一年六月十五日發行 四六版十二六〇頁)

本書は題名こそ變つてゐるが、前掲(ル)「美伎子教祖の片影」の九ボ組を十二ボ組に組み替へて出版したものであ

つて、目次も全然同一である。

(タ) 教祖と其の教理―天理教同志會編(大正十一年十月十五日發行 四六版二二二頁)

本書は其の巻頭に「跋に代へて」と題して次のやうなことが記されてゐる。

「○教祖の御事績は、ことごとく尊い眞理であり深い教理である。われわれはそれを拜誦することによつて多くの眞理を教へられる。○教祖の御事績は、ちようど山の頂點のやうなものである。われわれは、その頂點を深く洞察することによつて、山全體の何であるかを見出さなければならぬのだ。○慙ういふ要求によつて、その資料に供したいといふ希望の燃えて生れたの

が、即ち「教祖とその教理」である。○随つて、その御事績は成るべく多く蒐集することに務めた。理の深い先生の口から洩れた逸話、人口に膾炙されてゐる逸事、夫等を見さかひつけずに集録した。その信であるか疑であるか、善であるか悪であるかを門はずして。○が、それが信であつても疑であつても善であつても悪であつても、何であつてもかまはな。要する處、それを善と見、信と思ふ處に生きたる信仰が与れるのだから。○われわれが教祖時代に生れて居らなかつた限り、疑へばそれは悉く怪しい。信すればそれはみな生きてくるのだ。世の目のものみな疑はるべき素質を持つてゐる限りにおいて、神でない誰かそれを確證し得る力があらう？ ○殊に、信仰はデリケートである。人門の理智で判ずる善悪か何うして信仰の善悪とならう。所詮は、それが「助一條」のための何物かになつて居りさへすれば悉く信仰の「善」であり得る。○教理については、なほ多くの語るべきものがある。こんな小冊子に相容れるべく教祖の思想は餘りに深幽鴻大すぎる。到底その一斑たるを免れなといふことを斷つておく。○終りに、われわれはその信仰において教祖の思想そのままの家を建てよをるかどうかといふ事を考へたい。もしそれが、われわれの謬りから建てられた家ならば、自分の手で造つた家を自分の手で壊すのは痛ふても壞たねばならな。さうして、神によつて設計された家を勇ましく再建しなければならな。信の道は、ただこれ一つしかなといふことだけを言つて置く。編者識。

これによつて見ても、本書が如何なる態度で書かれたものであるかが判るであらう。要するに、本筋の御傳の他に、逸話や教理を挿入したものである。目次としては、

- 一、泥の海、
- 二、くらがりの道、
- 三、茨がらう、
- 四、扉ひらいて、

の四項しか掲げてゐないが、各項の本文中には更に所々に◇印をつけて、話題の區別をつけてゐる。

(レ) 天理教全書―民族宗教研究會編 (大正十一年十月廿八日發行 四六版四八六頁)

本書は書名の示す如く、天理教の全般についての紹介を主眼とし、第一篇教祖の生涯(自二二五頁)、第二篇教義提要(自二八七頁)、第三篇お神樂歌解釋(自三八三頁)の三部篇より成つてゐるが、全巻の約半分を御傳に費されてゐる。第一篇「教祖の生涯」の目次を左に掲げると、

- 一、出生、二、其幼時、三、入嫁、四、主婦として、五、五重相傳、六、孝じ、七、仁慈、八、無我の愛、九、犠牲、十、神憑
- 十一、神憑(續)、十二、十柱の神々、十三、谷底に落ち切れ、十四、夫善兵衛氏の苦悶、十五、身上の御手入、十六、中山家の零落、十七、入水の覺悟、十八、善兵衛氏の他界、十九、窮迫の極、二十、布教傳道の時代、二十一、身上助け、二十二、勤め場所、二十三、おかくら歌、二十四、お筆先、二十五、遊化―肥の御授、二十六、扇の授け、二十七、迫害―大和神社事件、二十八、不動院、二十九、守屋筑前―布教公認、三十、斷食―力競べ、三十一、山村御殿、三十二、御地場の藁、三十三、空風呂
- 三十四、御供のこと、三十五、御地場の繁昌、三十六、小寒子、秀司氏の他界、三十七、講、三十八、豫言と神智、三十九、奇蹟の數々、四十、雨乞、四十一、迫害益々加はる、四十二、教祖最後の拘留、四十三、門弟、四十四、教祖の平生、四十五、世界の動く前兆、四十六、最後の問答、四十七、歸幽、四十八、雛形の道、

となつてゐて、既述の(リ)「天理教祖講話」の目次乃至内容を多分に参考されてゐるやうに思はれる。

因に本書には、加藤武雄氏の「天理教祖とトルストイ」と題する巻頭文(分七頁)、木村毅氏の序文(分五頁)があつて、これ等著明の文士達によつて本教が眞面目に研究され、且つ廣く一般に紹介されるやうになつたことは洵に嬉しい次第である。

(ソ) 教祖の御苦勞―今村英太郎氏著(大正十二年一月廿六日發行 四六版三二頁)

本書は道友社編輯にかゝる「道友叢書」の第一輯として刊行されたものである。目次は左の如し。



誠の御苦勞、 どん底の御苦勞、 助けの御苦勞、 監獄の御苦勞、 育ての御苦勞

(ツ) 御教祖のおすがた 榊井孝四郎氏著 (大正十二年三月廿一日發行 四六版三〇頁)

本書は三才社編輯にかゝる「天理教宣傳小集」の第六編として刊行されたものである。目次は左の如し。

- 一、御教祖の風姿、二、御教祖の服装、三、御教祖と刻限、四、御教祖存命當時の廿六日、五、御教祖の逸話、(一、教祖と甘酒屋、二、教祖と御手工、三、教祖と御供、四、教祖と弟子、五、教祖と井戸掘、六、教祖と探偵、七、教祖と御好物、八、教祖の居門)

この目次を見てもわかるやうに 従前の御傳に於ける未開地を拓かれた意味に於て、本書は多大の参考事項を提示されたものと言ひ得よう。

(ネ) 教祖略傳 増野道興氏著 (大正十二年九月十八日發行 四六版<sup>十二</sup>五五頁)

本書は天理教校別科の教科書用として編著されたもので、簡潔にしてよく其の大綱を敘述されてゐる。左に目次を掲げておかう。

- 一、幼兒、二、主婦、三、神憑、四、苦門、五、谷底、六、布教、七、迫害、八、教基、九、干渉、十、歸幽

(ナ) 天理教祖ひながたの教 中世古陸夫氏著 (大正十二年十二月廿八日發行 四六版一一四頁)

- 第一章緒言 第二章御生立(御<sup>ア</sup>格―御性格―御信仰―御結婚) 第三章主婦の御生活(若き主婦―御勤勉―御孝養―御貞操―御主婦ぶり) 第四章慈悲善行(米盗人―女乞食―御命乞) 第五章御神憑(御神憑―天理王命―教理の大要) 第六章御難儀の道(御難關―極貧の生活―御神性の發現―迫害と干渉―親と云ふ心) 第七章御歸幽、第八章結辭、附録にほひがけの手翰(ある病める知己)

(ラ) 幼かりしときの御教祖 || 中西晋次郎氏編著 (大正十三年十二月卅日發行 四六版六六頁)

本書は書名の示す如く 兒童に讀ますために編述されたもので、左の九項よりなつてゐる。

- 一、御教祖様の御誕生、二 寺子屋へお通ひの頃、三 御師匠様の感じなされたこと、四、兄弟仲のよかつたこと、五、お友達をお助けなされたこと、六、お裁縫のお好きであつたこと、七、おなまきけ深かつたこと、八、御両親に御孝行をなされたこと
- 九、御信仰なされたこと、

(ム) 通俗琵琶講談 天理教祖の御一代全六卷 || 有富春六氏著 (大正十四年二月—七月發行 四六版十二ボ組全卷合計九二〇頁)

第一卷 (二月廿二日發行) || 第一席 御誕生と佛法御信り、第二席 お嫁入、御三席 御性行、第四席 米盗人、

第二卷 (三月十四日發行) || 第五席 身がわり、第六席 座のおり、第七席 神憑り

第三卷 (四月五日發行) || 第八席 最初の神命、第九席 家こぼち、第十席 里中池 (現今鏡)、第十一席 にほひかけの首途、

第四卷 (七月二十日發行) || 第十二席 お勤場所、第十三席 山坂みち、第十四席 角仁坊の迫害、

第五卷 (七月十七日發行) || 第十五席 はりま龜、第十六席 ろばらの道、第十七席 小寒殿逝去、第十八席 かけ遣、

第六卷 (七月十五日發行) || 第十九席 天理の雨、第二十席 火の中、第二十一席 つるぎの中、第二十二席 御昇天、

(ウ) ひなかつたの道 || 今西國三郎氏著 (大正十五年一月十日發行 四六版一一〇頁)

- 一、冲思まで (一) 御降<sup>上</sup> 一 御幼少時代の性格、三、示教じの萌芽、四、御入嫁、五、主婦として、六、信仰の向上、七、啓<sup>上</sup>、八、神との感應、九、試しの道) 二 合底まで (一、神憑、二、谷底への道中、三、苦門、四、貧のどん底) 三、御昇天まで (一、道は外へ、二、官僧侶の迫害、三、斷食、地學定め、四、官逆の睨視、五、公認の苦<sup>上</sup>、六、官意の壓迫、七、最

後の拘留、八、御昇天、九、廿五年の縮命、十、ひながたの道)

以上、大正年間に出版された御傳關係の主なる刊行物について摘記したが、此處になほ一言しておきたいことは「みちのとも」同人を中心とする動きについてである。

前章明治末期の時代(一派獨立直後の刊行本)の最後に於ても一寸觸れておいた通り一瓜獨立を機として、當時本教唯一の機關であつた「みちのとも」もだん／＼と氣鋭の同人を擁して、堂々の筆陣を張るに至つた。そしてこれ等の同人を中心として、教理乃至史傳に對する積極的な研究熱が次第に昂まると共に關係諸氏の間に於ては、御傳編纂についての案件も度々話題に上つたことと想像される。

その一つの現れは、既述の(ロ)天理教祖(大正二年同志會發行)であるが、なほこれで満足出来なかつたものと見え、更に大正四年には遠大の希望の下に史料の蒐集が企てられたやうである。その證據には、同年七月號の「みちのとも」に「天理教史料編纂」早稲田文學士辻本安太郎氏を専任として云々」といふ記事がある。恐らく種々と協議の結果誰か専任者が要るといふので、當時早稲田大學の史學科を卒業した新進の辻本氏に白羽の矢が向けられたのであらう。而も此の史料編纂計畫の動機について、敢て私の想像を許されるならば、その前年の大正三年末に初代管長様が溘焉としてお出直し遊ばされたところから、今にして一日も早く正史たる御傳の編纂を急がなければ申譯ないことになる。とて、俄かにその氣運が助長されたのではなからうかとも推測される。

かくて此の計畫は劃期的な一つの思ひつきであつたと申してよからう。然るに其の翌大正五年三月號に「辻本安太郎氏の逝去」が報ぜられてゐるところから察するに折角の計畫も同氏の出直しによつて、惜しくも一頓挫を來し

たらしい。そして其の後、この計畫は如何なつたものか一向に様子は知らないが、その頃新しく記者として入社した中村新一郎氏等が、史傳方面の執筆で可成り紙面に活躍振りを示してゐるところから見ると、史料蒐集の氣運はなほ續いてゐたものと申してよからう。

なほ一方には、大正六年の一月、東京の三才寮々生によつて同人雜誌「三才」が創刊され、爾來大正十二年に至るまで七ヶ年間、同寮出身者及び在寮生によつて三才社が結成され、年四回の同誌刊行が續けられると共に、其の間に於て「高弟列傳」や「天理教宣傳小集」等が、これ亦同人の手によつて編著され出版されたことも亦、見落してはならない。而も、<sup>レ</sup>同時の關係者一同にとつては、今は一昔の若々しかりし時の楽しい思ひ出であらう。都合によつて三才社は發展的解散をして、地場思潮社が新設された。これは廣く教内の執筆者を大同團結したものであつて、月刊雜誌「地場思潮」を刊行する傍ら、數種の單行本も發行した。次章に述べる「天理教年譜表」(昭和二年一月發行)などは其の一つである。

斯かるうちにあつて、更に一方、大正十四年四月には、管長様の御就職記念事業の一つとして、教會本部に「天理教教義及史料集成部」が設置された。そして四月十日附で十數名の者が部員に任命されたが、其の實際の仕事は昭和時代に入つてから追々と見るべきものが表はれた故、詳しくは次章に於て申し述へることにする。

## 註、二十七

「天理教同志會」のメンバーは誰々であつたかはよく知らないが、そんなに同志的な會を組織してゐたとも聞いてゐない。恐らくは出版の都合上での會名ではなからうかと思はれる。即ち、その代表者は田邊要藏氏になつてゐるが、同氏の個人經營にかゝる出版の會名であるやうに思へる。何とならば同會は最初、同氏の住所としてゐた大阪市南區天王寺に置かれて居り、その後、

大正十年頃から丹波市町大字布留に移住されて、其處がまた同會の所在地となつて、なほ現在に及んでゐるからである。

それは免に角、大正二年に此の「天理教祖」が出版されてから以後、昭和の初期頃までに於て、同志會の名義で刊行された本教關係の冊子は相當數に及んでゐる。その多くは手輕なものばかりであると言つてもよく、中には一冊の定價が二錢、五錢といふやうな小冊子も澤山出されたやうである。以つて當時に於ける教内一般の讀書に對する關心の程度がわかるのみならず、個人資本による田邊氏の經營苦心も察せられる。而も一面、最初の頃のものは、執筆者は殆んど匿名になつてゐて、誰が書いたのか分らない。この點、書く人は肩を凝らさずに樂な氣持で筆を執つたらしいか、見方によれば随分無責任な話だとも言へる。

然し同志會が本教の文書傳道の上に致した功蹟は認めてもよいと思ふ。即ち、假令商賣を目的としての經營ではあつたにしろ、木下眞巡堂と共に、現今から顧ると文書傳道功勞者と言ひ得よう。

## 註、二十八

大正三年當時、生田長江氏、森田草平氏等を顧問とし、橋本丑吾、江部鴨村、青森微風の三氏を編輯員とした日月社なる出版部が東京にあつた。其處では簡明平易な「現代百科文庫」の編纂を計畫し、文藝思想叢書、政治經濟叢書、宗教叢書、哲學叢書、家庭叢書等の各科部門に分つて、それ／＼の専門家にその執筆を依頼してゐたやうである。

## 註、二十九

「本部長講話集」は（上）（中）（下）と三冊出版されてゐるが、その（中）に編録されてゐる「月日の心」（梅谷四郎兵衛先生講）にも亦、多少御傳に關する資料がある。餘談ではあるが、此處に附記して以て何かの參考に供する次第である。

## 附 考

五、「昭和の時代」及び「御傳に關する文獻一覽表」は、紙數の都合により次號に譲らせて頂きます。（編者）

## 管長奥様御在學當時の御作品 (其の二)

上村 福太郎

復元第四號に管長奥様御在學當時の御作品其の一を發表さして頂きしより、今茲に其の二を發表さして頂くこととす。今回も殘今乍ら紙數の關<sup>り</sup>、先の尋常科の分に引き續きて、女子師範學校附屬小學校高等科御在學中の分のみに止めさして頂くこととせ

即ち奥様に於かれては、大正十一年四月、京都府立女子師範學校附屬小學校高等科に御入學、同十三年三月、御年十五歳をもて、尋常科に<sup>り</sup>や優りての優秀なる御成績を以て目出度く同校を御卒業なされたのであつた。

此の大正十一年の四月以來、昭和三年三月の女子師範學校御卒業の御時迄、此の間九六年もの間を、毎日曉の星を戴かれつつ、お宅から約七、八町の道程をば、四季を通じて眺めおもしろき櫻並木に清らかな流れ豊けき疏水に沿つて歩かれ、京阪三條より電車にて伏見迄通學なされたのである。お歸りは、何時も運動其の他のことにて遅くなられ勝にして、御令弟の貫一、謙二兩氏は、毎日の如く仲良く連れ立ちて、三條の驛迄迎へに出かけられし由、聞くだに實に懐しき極みではある。

私は、奥様の御在學時代を具に味はさして頂くべく、それに又、管長様の御今に依る奥様の年譜表作成に關する用事等もありて、奥様の御川家河原町人教會萩原様方に、先疏水の櫻の蕾の<sup>り</sup>とも可憐に綻び初めし四月初旬の或一日、幸ひにもお邪魔致す機会を得たのであつた。

即ち、その印左寺區丸太町の電車通りを面して典雅に守えつつ天埋教河原町大教會仲<sup>り</sup>の西側に恰も圍の代りをなして、北より南にかけて六軒一棟、これに少しく間隔を空けて、三軒一棟の京の香りも高き古風な低き二階造りの役員住宅が、一列に建ち並ん

で居り、其の北端が、即ち當時の萩原様方のお宅なのであつた。(現在は、奥様御次第上川謙二氏住居。萩原様宅にありては、奥様の御結婚直後、同六軒一棟の南端なる今のお宅に御引越なされし由。)

同棟直ぐ西側を走る閑静な街の小路に面したま年に互りてよく磨きのかかりし昔の儘なるささやけき門口の格子戸に立ちて、私は、御作品に現れし襟々なる御ことどもに昨日の如き親しさを感ずるのであつた。

やがて上川家のお進めにより、年古りし靴脱石にしるときめきを抑えつつ、鉢脚梨と菜の花の筋素に活けられし三疊の玄關を経て、すぐ隣の六疊の座敷に招じ入れられたのである。

上川家母堂並に、奥様御令妹萩原守子様(来る五月十一日丹波の方に御嫁入の由)のお話に依れば、同座敷東側なる濡縁のはなに、時節柄野菜の少しばかり蒔かれし小庭の丈高き厚皮香、横のふた本と、餘り大きからぬ二、三の庭石等は、當時の儘らしくして、折から春鳥の囀りも嬉しく、懐しき儘に其の縁側に出で立てば、狭庭の木末には、すぐ近く、其のかみの儘に、東山三十六峰の一本が、美しくも薄絹の如き霞に覆はれて夢の如く眺められるのであつた。

奥様にがかれては、さぞかし花の宵、雪の宵毎に、東山の麓なる程近き黒谷派本山光妙寺の入相の鐘を、染々と御耳にせられたことであらう。

十八年余と云ふ久しき御住居の床の門に、障子に、天井に、柱に、壁に懐想は盡きず。

話の最中にも、ふと質素なる御勉強場の二階の階段の上邊りより當時のお元氣な明るく美しきお聲が、今にも頭上にふりかゝつて來さうな錯覺に、又してもかられるのであつた。

私はおこがましき次第乍ら、其の日受けし感じよりして、御弟妹の多くあられし、奥様の、教會入込みの子女として一般の道の子弟と何等變ることなき當時の御慎しやかな御生活ぶりを想像申し上げつゝ、より以上の慕はしさと共に、其の中からしみじみと尊い何ものかゝ感じられるのであつた

あゝ思へば、僅か十三、四、五歳の緋桃の蕾の如き未だ稚き乙女に、早くも人知れず空の廣さ、清らかさに心を打たれ、朝の

自然夕べの自然に心から人生の幸福を感じ、清らかなる自然に善事を積むことを神に誓はれつゝ、此の高等科時代の二ヶ年間をば、日夜女子師範學校生徒の清楚なる束ね髪を憶れられてはひたすらに發憤なされし聖くも玉の如き氣高き御心根に、將來道の母君としての相應しき御徳の程が、年と共に彌増して深められて行くのが何はれるのである。

因に高等科時代の御作品にありては、御作品中の註記の如く、殆んどが、流麗なる黒鉛筆書にて終始なされて居り、今回も「其の一」の場合と同じく御作品中の漢字、假名遣ひ並に句讀點等は、すべて皆原文の儘にさして頂きたり

最後に、つれづれなる儘に一首

人の世の愛かなしき燃えてしみじみと夕づく庭の鷓鴣あまぎ聞く

追記 最初復元第八號に高等科御在學中の御作品を全部發表さして頂く豫定なれど紙數の關係上、今回は途中より高等科第一學年の分のみに止めさせて頂くことと相成りたり

## 高等科第一學年

春 と 京都 四月十一日

若菜のもえ立つるはしい春、私等が野邊に山にと面白くたはむれ遊ぶ楽しい春も、京都にめぐつて來た。川へりに咲きそるふた美しいれんげやたんぼの花、その上をひらくと嬉しさうに、飛び合ふ蝶々のむれも春としての興味をおぼへる。

我家の庭の櫻花も、今がさかりである。朝早くから起きて、伏見まで通ふ私は、四條五條の川へりに植え付けてある櫻の花にはいつも電車の動いてゐるのも忘れてみとれてゐるのである。大極殿の櫻花を遠くから見るとかすみか、



雲かとうたがはれる。

この、のどかな、春に 私達は、大きな望をもつて、美しい花の都に住んでゐるのである。花見に来る人も追々に減じ日の長い春もいつしか夕やみにとゞざされて、家々の軒には電氣が光々と輝いてゐる。

上村註 半紙版尋常科第五學年以上用青縦罫紙に黒鉛筆にして、最後の處に赤インクのペン書にて「叙事と説明とがつなぎ合はされてゐて、少し不調和なところがあります。//の評あり

### 幼稚園の庭 四月廿八日

暖い日の光が庭一面に照り輝いてゐて、春のめぐみを庭の草木に投げてゐる。

私は、長閑な、光をあびながら、ガツタリコンに乗つて、四方を見渡した、空はコバルト色に晴れて、雀がチュウくくとさへづつてゐる藤棚の藤の花は、今をさかりと咲いてゐる。

築山ノキヤマの上のつ、じは、ぼたん色の花瓣をさもほこりかに ひらいてゐる、池のほとりにあるあやめは、花を咲かす時を待つてゐる。

松や杉は青々と緑のしたゝるが如く 蝶や蜂は花の花粉をさがして飛びかふてゐる。

幼稚園の可愛い人達が蝶の群にまじつてたわいもなく遊んでゐられる

藤の花の香が強く鼻をつく りんくくくと授業終の鐘が校庭にひゞき渡つた

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり。最初の處に赤インクのペン書にてク甲下クの採點あり、最後にク短クカ、しまりのある文です。//の評あり。

遠

足（五月五日）

五月八日

「今日は雨が降るかも知れないけれども、たぶん行かれるでせう。氣をつけてね。」と母の注意を受けながら、嬉しく家を出た。何だか雨が降りさうに考へられて仕方がない。

「どうぞ雨が降りませんやうに」と、心に念じながら歩いてゐた、冷いものが一粒頭にかゝつた。「おや雨かしら」と、思ひながら、お友達の家に来た。「田中さん（高二ノ人）どうぞでせう」とたづねて見た。「さうねあんなに黒雲がたくさんあるからね、」といはれる。空を仰いで見ると、ほんとにいやな雲が今にも雨を降らさうとしてゐる。電車の中でも氣が氣でない。「どうぞお天氣になるように」といのつてゐた。

學校へついて見ると、大抵の人は、勉強と遠足と、兩方の用意をしてゐられた。森先生が「だめだぞ」と云はれる、ほんとにいやな天氣だ

突然りん／＼と鐘の音が空氣を破つてひびきわたつた。きれいに列を作つて校門を出た。思つた通り稻荷神社の少し前で雨にふられた。けれども古川様に傘をきせて載たのでぬれなかつた。雨の中で國學の四大人の一人、荷田春麻呂のお墓に参けいした。

稻荷神社についた時は雨はからりと晴れて大そう氣持がよかつた。「このまゝでしまひまで行けるといふのに」など話し合ひながら再び途についた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク甲下々の採點あり、最後にク問答は「」を忘れな

し様に、々の評あり

疏水に沿つて

五月十五日

太陽は、かん／＼と頭から照りつける。なまぬくい風が疏水のほとりに植えつけてある柳の新芽をそゝのかして、水の上を渡つて行く。四五羽のにはとりが柳の下でゑをあさつてゐる。川の水は、よくすんで鏡の如く、日の光が水にうつつて、きらきらと輝いてゐる。川へりには二三人、しきりに魚を釣つてゐる。

どての上に眞白い蝶がひらく／＼と飛んでゐる。初夏を喜ぶ様に

話しながら土橋の上まで来た。北の方を見れば「東洋紡績伏見工場」と白く書かれた建物が青空にそびえてゐる。黒い煙が五六條人家から上つた。一臺の自動車がア／＼と大きな音をたてながら砂ぼこりを後に遠くの方へ行き去つた。

上村註　先と同用紙に黒鉛筆なり。最初の處に赤インクのペン書にてク甲下クと探點あり、最後にク短クですがまとまつてすら／＼としてゐます、クの評あり。

果物に添へて

六月六日

瑞枝様　其の後如何にお暮しでございますか、私方は皆無事にすこして居ります。

さて、此頃は夏みかんの出る季節で何べも召し上つてお出でせうがこのみかんは幾年か前貴女と一しよに遊びに行つた時、買つたみかんの種を家の庭にまいて置いたのが、はえて今ではこの果實を結びました。私はこの木を記念の木として大切に育てましたのですからまづいでせうがどうぞ召上つて下さい。

又お氣に召しましたら、お送り致しますせう。これから段々暑くなつてまいりますからお體をお大切になさいます。皆様によろしくお傳へ下さい。

六月六日

さよなら

桑原瑞枝様

節子ヨリ

同じく返事

昨日はお心づくしの果物をお送り下さいまして有難うございます。

あの時の楽しさを思ひ出して、貴女の御丹誠の果物だと思ふと、その味は又かくべつでございました。父母も皆喜んでいただきました。

又この種を庭にまいておきませう。申しかねますが、もう少しお送り下さいませ。

貴女もお體にお氣をつけ遊ばして御勉學の程をいのります。

さよなら

瑞枝より

萩原節子様

上村社 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に朱筆にてク一重丸に點三つ々の採點あり、最後にクよく書きました、字がきれ

いすくの評あり

私の姓名 六月十二日

私には、萩原節子といふ、決つた姓名があります。それなのに、私の事をば色々には言はれます。

萩原だから「おはぎ」とか「おはぎもち」とか、又節子だから、「雪中富山のあんぼんたん」だとか、随分嬉しくも

ない名前です。皆様はすぐ「お萩餅一錢一厘一毛」などと黒板に書いて、からかはれます。その時は大さう、腹がたちます。どうして私には、萩原なんて名字があるのでせう。

家の者もそれくよび方がちがひます。お父様は、「節子」お母様は「節ちゃん」、お祖母様は「節子」とか「節ちゃん」「弟や妹は「姉さん」などです

叱られた時やけんくわをした時には、よび方の違ふ時もありますが大抵は、先の通りです。先生からは、萩原さんと呼ばれ、お友達から来る手紙には、萩原節子様と書いてあります。

人には姓名がありますがこの一ツの姓名を、いろんな様に呼ぶものです。

上村註 半紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤の色鉛筆にてク甲々の探點あり、最後にク大變面白く書けてゐます。クの評あり

青 葉 六月十九日

青葉？ 青葉、字から考へても青い葉 緑のすがくしい目もさめさばかり鮮かな葉 初夏の夕風を浴びてゆらくとゆれる葉を見ると氣も心もさつぱりする様に感じる。

夏は涼しい木蔭を作り冬は冷い風をよけて旅人を慰める。まだかたいく時分には雪にさらされやうやくほころびかけて春風に撫でられ春雨を浴びてこゝまで成長した青葉。もしこの葉がなかつたならば枝ばかりでどうして風をさへぎる事が出来ようか。涼しい蔭を作る事が出来ようか。

葉は何時見ても緑色ではあるけれども殊に六七月頃の新芽の出る頃は、どの木でもいきくした様に見える。

竹も何時の間にか古い葉をふるい落して新しいよほひをし、櫻や梅の木でも若々しい青葉をつけて秋の様に葉のついて居ない木は少しもない。

恐らく四季の内では、誰でも、この縁がしたゝる様な青葉の時節が好であらう。

上村註　十紙版尋常科第五學年以上用青縦罫紙に黒鉛筆なり。最初の處に赤インクのペン書にてク二重丸甲下クの探點あり、最後にク青葉、ほんとうに青葉の時節はいいものです、クの評あり。

夏　　の　　花

七月一日

朝早く起きて、垣根にからむ朝顔の花を、見るのも、夕方、そよ風に吹かれながら、夕顔の花をながめるのも、時にとつての一興である。

ひぐるま草の花が太陽の方をむいて咲くのも、白百合が谷間の奥に頬笑の、夏の外に、見る事の出来ない事である。晝顔が暑い日中にニッヂユウ美しい花を開き、月見草が夕暮、黄色の花を咲かすのも、ダリヤの花の火を燃やしたやうな真紅の色も、夏の花として、人を楽しませる一ツである。

暑い日中や、涼しい朝夕に　人の目をなぐさませる、夏咲く花は、實に見上げたものである。

上村註　先と同用紙に黒鉛筆なり　最後の處に青インクのペン書にてクもう少しこまかく書いて實に見上げたものだとの言葉か生きる様にしてほしいものですクの評あり

海　　水　　浴

よせてはかへす波の音をま近に聞いてとゞろく胸をおさへつゝ足を運んだ。海水浴場について見れば多くの人ははたんで浮袋をかゝへて笑つたり話したりしてゐる。羨しくなつたので着物をぬいで海水服と着かへた。嬉しさが胸いっぱいに込み上げて足も地につかぬ位の有様であつた。浮袋をもつより一散にかけ出して海中の人となつた。ざぶんと水をけつて深い方へと歩んで行く。歩く毎にする水の音も嬉しさを告げる様にひびいた。

大きな波がおそろしい勢で、よせて来る様は、さながら白龍がおどつてゐる様である。よろ／＼とよろめく拍子に、又来る波におしこかされてしりもちをつく。祖母の笑聲が波の間を縫ふてかすかに聞えて来る。泳がうと思つて水に體をひたすと、波が、ぢやぼんと頭にあたつて、水煙となつて飛んで行く。波が荒い爲、中の方からきたないごもくが、どし／＼流れて来て氣持が悪い。遠くの方の松の梢を渡つて、吹いて来る風はなま暖かく、肌にさはる。

陽は雲間にかくれて日光があたらないので、浴びるのをやめ、着物にきかへて、面白く遊びし海水浴場を後に亀車に乗場へと争いだ。

終り

上村註 半紙に毛筆なり。最初の處に赤インクのペン書にてク甲上々の採點あり

### 橋の上にて

灰色の雲が時々月の面をかすめて行く。何となく氣持のよい夜である。私は淡い月の光を全身に浴びて橋のらんかんに身をよせ、見るともなしに川の流れに目をそゝいだ。

青白くぼかした様な水面に、向ふの山や人家などが、いゝ工合にうつゝて丁度、一幅の油繪でもひろげてある様に見える。どこかの人が川べりを歩いてゐるきつと魚をとるのであらう。

河原の草の中から秋の來るのを告げる様に可愛虫の聲が風のまに／＼たえまなく聞えて来る。大きな縞蚊がブーンといひながら飛び去つた。涼しい風が私のおくれ毛をなぶつて又どこかへ吹いて行く。色々の空想にふけて居た私は突然やかましいいくつわ虫の聲に正氣づいて家路へと歩き出した。

終り

上村註 半紙に毛筆なり。最初の處に赤インクのペン書にてク甲々の採點あり

髪

私の尋常時代の時非常に斷髮にすることが流行したことがあつた。そして我もくゝと級の大部分の人が髪を切つてしまつた、その時私もきれとすゝめられたが、どうして切る心がおこるであらう。

せつかく こゝまでのびた大切な髪をむぎ／＼と切つてしまふことは、私にはとても出来にくい事であつた。「髪は女の寶だ、どうしてこれを切りすてしまふことが出来やう」といふ言葉が私の心中で電光の様にひらめいた。「そうだ切ることにはよさう」とかたく決心して、じたいしたのだつた。斷髮にしてゐると外面は可愛らしく見えるが、みぢかく切つた毛がもとの通りになるまでには幾年かゝるかわからない。きつと大きくなつてから後悔する時があると思ふ。

あの、頭をそつて墨ぞめの衣を着てゐる尼さん。あの尼さんがきれいな黒髪をそり落すまでには色々のことがらが、ひそんでゐる様にかゞはれる。

この寶を私は一生大切に持つて行かうと思つてゐる。

上村註 半紙に墨鉛筆にして、最初の處に朱筆にてク甲下々の探點あり

休暇中の思出

九月四日

火事？ 今から思ひ出しても、眞紅の炎が目の前にちらつく様に感じる。

お休みになつて、初めての、目であつた。「あの煙、火事と違ひませうか。」と、母が父におつしやつた聲におどろいて、はねおき、ねまきのまゝで、縁がはへ出て見ると、黒煙がもう／＼と青空にあがり、その中から、蛇の舌の様な炎が家をおのみ込む様な勢でちらつてゐるではないか。私の驚き様は一通りではなかつた。けれども、「こんな時



には、おちつくのが第一だ」と思ひなほして顔をあらふより、着物をきかへるのも、もどかしく、火事場へと、走り出した。

この時には、消防夫が、盛に 火を消してゐたので、大分、火のてが、下つてゐた。

暫くしてから、ちん火した。後を見に行くと、大きな、うつろの様に 穴があいてゐた。火だしは、若葉屋といふ旅館でお釜の下の火から、出たのださうである。

私はこれを見て、火の大事な事がつく／＼とおもはれた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク甲の採點あり 最後にクおそろしし思出、目に見え  
るやう。の評あり

## 秋

九月十五日

秋。誰でも秋といへば、四季中で一番淋しみの多い時であるといふ事を感じるであらう。私もさう思ふのである。秋と言へば廣いがその中でも、秋の夜ほど靜かで淋しい時はおそらく他にはないであらう。千草に一夜を鳴きあかす虫の聲を耳にして、縁がはにこしかけてゐるとたまらなく淋しく よく昔の追憶にふけるものである。こんな時には、樂しかつた事は思ひだせがたいものであつて淋しいことを考へるのである。彼の菅原道真が遠い筑紫のはてにて、都の空をしたつたのも、秋に多かつたであらう。

その他悲しい思ひ出をたどるのは、皆秋である。この様に 秋は悲しい淋しい時ではあるが自然にそなはる景色は、又何とも言へないよいものである。

黄金色の波うつた稻田の田舎景色も又かくへつの景色である。私は、この秋を好むのである。靜かなこの時節を好

むのである。そして遠くはなれた先生方の事を思ひ出すのである。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク甲下クの採點あり、最後にク秋の夜の淋し氣分、又それを、好む心か、よくかけてゐます。クの評あり

伊 勢 旅 行 九月二十二日

「明日が伊勢旅行嬉しいわね」「貴女何もつて行くの、スケッチにするの」「え、そうしやうと思つてるの」など、語り合ひながら一歩々々の歩き工合からもいつものとはちがつた修學旅行の前の日。どんなに嬉しく準備をしたであらう。あの日の夜は、ほんとに寝られなかつた。あれこれと旅行の有様を思ひ出すと、何時になつても、ねむれなかつたあの日も夢の中にすんで、たのしい伊勢旅行の日が來た時、私は何もかも忘れて飛び上つた。嬉しさが胸一ぱいに込み上げてゐたのだもの。まだ真くらな街道を寒い朝風に吹かれながら、學校へと急いだ。あの時の感じ、ほんとに紙上では言ひあらはされない程の嬉しさ。學校へつけば早や多くの友達が皆の顔面に笑をたゝへて時の來るのを待つて居られた。集れの鈴を合圖に 私達はバネ仕掛の人形の様に一せいに並んだ。そして校門をくゞつて熊野の停留場まで行つた時、幼ない下級生の面々が、うす暗い道を走つて見送りに來られた。何だか一時にゑらい人にでもなつた様に感じた。そしてこの可愛い人達に、きれいなお土産を上げたらどんなに喜ぶ事だらうといふ心もわき立つた。貸切の電車が靜かな空氣をやぶつて目前にとまつた。先を争つて流れ込む。「もつと中へは入つて」との先生の聲。あの時は、苦しかつた。前におされ、後にこかされて、けれどもその中にも喜びは、はなれなかつた。電車はしづかに動き出した。「さようなら」の聲に おくられて。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク甲クの採點あり、最後にクとび立つ様な心もちがあふ

れてゐます。佳作の評あり。

こ じ き 九月二十九日

「私はこの様なめくらでございます。どうぞ一文いたゞかせて下さい」と人出の多い四ツ辻で三十前後のこじきが道行く人のそでにすがつて、哀れみをこふてゐる。髪は女の様にのび、永久にあかない目をもつて小さな弟の子に手をひかれてゐる者で、めくらでさへなかつたなら、働きざかりの男である。そばによつて、いくらかのお金を、ほどこす者もあれば、そんなものには、見もしないで通りすぎる紳士もある。

彼はこの様に 人の慈ひを受けては、その日くを送つて居たのであつた。彼の住居は、小屋の様な、きたない所で、母を失つた二人の子供と、むつまじく暮して居た。小供と云ふのは六つになる男の子と、四つになる女の子であつた。父と兄の留守中四ツの女の子は亡き母の、みたまの前に ぬかづいて一家の健康をいのである。このきたない小屋にもさむい冬はおとづれた。父は、或親切な人のなさけをもつて、あんまを業とする事となつた。それから後は、いつも、さびしい笛の音が町にきこゑる様になつた。

上村 先と同用紙に黒鉛筆。最初の處にク甲下クの採點あり

妹

汽車が通る 煙をはいて

ボツくくく シュツくくく

ボツくくく シュツくくく

管長奥様御在學當時の御作品（其の二）

可愛い聲が次第に近づいてきた

誰だらう、順ちゃんかしらそれとも田鶴ちゃんか

知らぬふりして机に向つた。「あつそうどうそねして、やらう」とつぶやき机の上にうつぶせになつた。可愛い聲がはたと止んだ同時にあひのからかみがスツとあいた。「あつおもしろい〜姉ちゃんがねている、おこしてあげよ」。

氷の様な冷い手が顎すぢに入つた。はつとしたがまだしらないふりをした、冷い手はなれた。「母ちゃんこよこさへて」「何するの」「姉ちゃんおこすの」「そんないたづらしちやいけません」「いやよ、机の上でねてるんですもの」「しきりにねだつてゐる、こよりは私の大きん物大變だ

再び誰かの足音がしたやめよう、こよりなんか入れられちゃたまらない「姉ちゃんおきなさい」「誰なの、ねてやしないわ」「まあどうしたんでしょ、さつき来た時ねてたのに」「さも不思議さうな顔をした、「さつきのはうそねよ」「まあひどい姉ちゃん」にらむ様なまねをした、けれど可愛かつた、ひきよせて、すひつきたい様に？

上村註 半紙に青インクのペン書なり 最後に赤インクのペン書にてク可愛い妹様ですことクと評あり

### 秋の消息

朝夕の風身にしみ木々の梢にも冬がおとづれ様としてゐるのか、美しく色づいた葉は吹く風におくられて、いづこもなく飛んで行く頃になりましたが遠い九川の空に在す貴女にはさぞ〜御元氣でお暮しになつてゐる事と思ひます。私も毎日至極危氣に學校へ通つて居りますから、御安心下さい。

きれいに咲きそろつた櫻の頃もよろしいですが、しづかなさびしい秋も、何となく好です。

去年の今頃に あのなつかしい京都驛でお別れしましたのネ、ほんとに思ひ出深い時ですわ。秋の同窓會も昨日すみました。長い間お目にかゝらなかつた、同級の皆様と心ゆくばかりお話しいたしました。ほんとに貴女も一しよだつたら、どんなによいことせう。

この寫眞ね、母校の校庭でうつしましたの。いけません、どうか私だと思つてのこしていただきたいのです。田舎の秋の景色も又かくへつでせう。おひまの節に お便り下さいネ。みさをちゃん(妹様)にもよろしく

さよなら

節子より

中山 節子 様

上村註 半紙に青インクのペン書なり 最初の處に赤インクのペン書にてク甲の採點あり 最後にク母校の話や、しゃしんによつて、どんなにかお友だちをよろこばせることせう。クの評あり

「比叡登山」と聞いて

樂しかつた昔の追おくに ふけりながら三條へと足を運んだ。とつぜん「萩原さん」誰かゞよばれた。誰だらうと思つて、頭をあげると仲がよかつた舊友が、朝風に袂をふくらませながら目前に立つて居られた。「やつぱりそうだったのね。貴女比叡登山しなくつて」ほんとに、ふいだつた。夏休みの時からわかつてゐた比叡登山。ときいてどんなに私の心をうごかした事だらう。「えつ、ほんと、そしていつなの」「二十九日、あさつてよ」「まあうれしい。貴女どうしてしつてるの」「昨日ネ、錦林の運動會だつたでせう。だから行つたの、そして先生がネ、そう言はれて、皆にしらしてくれ。て。そして、お辨當持つてよ。その他のものは、いらないの。その代り、旅費があるのよ、その

旅費で皆同じもの買ふの。そしてそれは今日かあした 鉛材校へ行つて先生にわたすのよ。きつと行くてせうな、えゝきつと行くわ。二」ではきつとよ。さようなら」「さようなら」と別れた。私の心は、もう湧き立つた。楽しい登山の時の空想が次から次へとまわりどうろうの様にかわつてゆく。

早く来ればよいのに。後をふりかへつたが、もう友の姿は、見えなかつた。「まあ早い足だこと」と一人つぶやきながら、歩を早めて歩き出した。

上村註 半紙に黒鉛筆なり 最初に朱筆にてク甲ノの採點あり、最後にク問答おもしろい 〆の評あり

光

光？ 何といふ貴い言葉であらう。我等日常の生活において光のない程不自由な事はなからう。何をするのでもくらやみでは出来ない。

もしこの光がないとすればどうしてたのしい生活をおくる事が出来るであらう。我等の目も、あつてもなきが如くすぐ前にあるものでも手さぐりをしなければさがし出す事は出来ない。めくら同様である。この様に光はなくてはならぬ貴いものである。昔天照大神が天の岩戸におかくれになつた時も、まつくらであつたさうだ。それで萬の神々は大変おこまりになつたとの如くほんとに光は大切だ。

光が我等に對するめくみはとて口では言ひあらはされない。何も思はないで暮す時は光がどの位貴重なものであるかといふ事はわからない。けれどもこうして光について考へて見れば人生に及ぼす影響はかぞへる事は出来ない。それで私は、この光をそん重するのである。この貴い光を。

上村註 半紙に黒鉛筆なり 最初の處に青インクのへ書にてク甲下ノの採點あり、最後にク結び力あり〆の評あり

舊師に送る手紙（福井先生へ）

今年も又暮に近づきました。家の庭の花だんの菊の花も今をさかりと咲いてゐます。先生には、お變りございませんか。私も毎日元氣に暮してゐます。御安心下さい。去る二十三日の同窓會の時には、どうしてお出で下さらなかつたのですか。舊友の皆様と一しよにお待ち申してゐましたのに。ほんとに落たんしました。お體が悪うございましたのですか、常に御達者な先生の事ですから御病氣とは思ひませんが、外に御都合があつたのだらうと、あきらめました。

私の方でも、もう試験前でございます。明日も地理の試験がありますの。休みに近づくのは嬉しいですが、試験があるのがいやです。けれども試験に苦しむ頃が人間として一番よい時だと思つてきばりませう。二學期は一學期よりもよいつもりです。早くゑらい者になつて御恩の萬分の一でもおかへしななければならぬ。とかくごしてゐます。そうでなくては、遠い所を通つてゐる甲斐もないのである。今は私も忙がしくて、おじやまに上ることは出来ませんが、お正月にでもなつたらきつと、おうかゞい致しませう。その時、又ゆる／＼とお話しいたします。時分柄お體をお大切に遊ばす事をくれ／＼もお願いいたします。

かしこ

節 子

おなつかしい

福 井 先 生

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に朱筆にてク三重丸の採點あり

管長奥様御在學當時の御作品（其の二）

三八

舊友

尋常時代の友達の中に體かくもよく學問も相當に出来る松島といふ人があつた。この人には一ツの惡風がある。それが、その人にとつて玉にきずなのであつた。その惡風といふのは自分の一たん言ひ出した事なら、たとへ他人にめいわくがかゝらうとも、それが、よくても悪くても、しとげ様、もしそれが、或人によつてさまざまられる様な事でもあれば、その人を、いちめぬくといふ、いたつて我まゝな性質であつた。たしか、今年の七月のクラス會の時だつたとおぼへる。久しぶりで舊友が集つて、皆が好むバクダン投ゲ（遊戯ノ名）をして遊んだ。くち引によつて敵味方をくべつして、紅白にわかれ、わをかいてバクダン投げをはじめた。

丁度遊戯の中ば頃、味方であつた松島さんが出られたが少しも働かずして、アフトになられた。遊戯をすまして後、松島さんはアフトにされた人をいぢめて、たう／＼泣かされた。そして、楽しいクラス會もめちやくちやになつて又後日やりなほしをする事となつた。

この様に松島さん一人のために多くの人がめいわくする事がたび／＼あつた。私は、この松島さんがわがまゝさへなほされたらよい人になられるのと思つて、なほされる時をまつてゐる。

上村註 半紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク甲下クの探點あり。

暮れゆく年

十二月十三日作

庭の山茶花は一二輪淋しく咲いてゐる。ツイ此間まで美しく照つてゐた紅葉もいつのまにか散り果てゝ見る影もな  
50。

一日の朝は氣分が清々としてゐるが、夕暮は淋味を覺える様に一年の春は世間の氣配が浮々して居る様であるが



冬の気分は何となく陰氣に感じる。今年も又暮れかゝつて来た。一年、三百六十五日餘す所は僅かになつた。今年は皇后陛下が、我本校へ行啓遊ばされ、私共の劣ない手工品の臺覽を賜り私共一生の中の仕合せな年であつた。このなつかしの一年は、過ぎ去らうとする。名残はおしいが、それを止めることは出来ない。

道行く人の足音も忙しく聞え、商店の歳の市の飾は暮れ行く年を送るかの様に思へる。

上村註 半紙版尋常科第五學年以上用青縦罫紙に黒鉛筆なり。最初の處に赤インクのペン書にてク甲下クの採點あり

元 朝

やみは漸くうすれて行く。しのゝめは淡紅色に匂ふて太陽はまだ上らぬ。西の空に残る月の光も漸くねむりゆかうとしてゐる。

若水をくむつるべのきしりとかしわ手打つ音とが緊張しきつた空氣を通して耳にひびく。

やがて東の空には薄紫の金泥のあさひが若い顔にこぼれる様な笑をたへて靜かに昇つた。

カアノと鳴く鳥、庭の枯木にチュウノとさへづる雀の聲も、のどけき新春をことほぐものゝ様に感じた。

上村註 半紙に毛筆なり 最後に黒鉛筆にてク緊張しきつた元日の朝の様子が目に見える様です殊に東雲に向ふ空の様子、金

泥のあさひが活躍してゐます元朝の様に緊張した此の文、益々おつとめなき 山田(朱印)の評あり

どうしよう

二月廿八日

それは、たしか二年前のお祭りの日であつた。妹の手をひいて熊野神社に向つた。常は靜かな熊野の境内も黒山の様な群集。「順ちゃん、姉ちゃんの手をしつかり握つてゐてすよ、迷ひ子になりますからネ」やさしく言ひながら澤山の人を押分けて先へくと進んだ。「姉ちゃんあれ買ふてほしい」二「どれを」頭を上げると赤、紫色々の風船玉

元朝

高

井萩原竹節子

や夕ト漸ク、さリ行ク、めハ淡紅色に白  
いと大隈は才下よぬ、西の空に残る月の光と漸く収  
も、ゆはうとてゐる。

若クもくもつるが、りてが、りて打ノ音、が紫  
張レ、さハ立ス、通ホして耳にひびく

や、乗リ、薄シ紫の至沈め、若ク、結ハ  
石の隙に、玉を笑ミ、へて、靜かに昇つた、  
と、鳴ク鳥、庭に、柵木にまゝ、と、へつこ

管長奥様高等科時代の筆蹟

が風に吹かれて、ゆるやかに動いてゐた。「止めなさい、すぐわれますから、それにこんなに人が多いでしょ、だから家までもつてかへれないから、外のもの買って上げるわ」となだめたがきゝさうにもない。仕方なしに、人のおす力を感じながらぼんやり高い空をながめてゐた。ふと我にかへつて手元を見ると、今まで居た筈の順ちゃんがおな「どうしやう」思はず口ばしつた。「順ちゃんく」二三度よんで見たがわからないそれらしい泣き聲さへもきこゑなかつた、群集をおしわけて、血まなこになつてさがした、けれどそれはむだであつた。どうしやう、私は、失神したものの様に、果もない大空に「再び眼をそゝいだ。「ほんとうにどうしたらよいだらう、神様どうか妹をかへして下さい」心の中で静かにいのつた。あたりは、少しうす暗くなつて、太鼓の音が一大事をつげるかの様にひゞいてきた。

上巻註 先と同用紙に黒鉛筆なり

## 衣服の仕立に譬へて

ほこりのなかに正味がある。正味ばかりとおもふても、又、しあげをすれば、ほこりかである。

そこで、しんげんの心も、神さまのお手いれあれば、ほこりのしんねんのりかあらはれる。お手いれが、たん／＼ふかくなるほど、なんべん／＼でも、ほこりかあらはれる。そこで、なんべんといふことなく、ほこりをだしてしまふて、みがきあげたら、國のはしらや。

きものたたとへて、はなし／＼ようもとは、わたやで。いろ／＼のほこりをとりて、きれいなわたとする。そのわたをつむいだら、またほこりかである。はたしのぼせば、またほこりかである。それで、これのぼしたながらでみれば、なんにもほこりはあるやないで。なれど、これをおるといふ、それ、けほこりもでれば、いとくづもであるやろ。これを、ちやんとおりあげて、たんものとしたら、きれいなものや。なんにもほこりはない、すてるところはさら／＼ない。

なれど、またきものにしたてるといふたら、又、わたほこりかたつやろ。どこから、でたともしれんこほこりやで。またすてるやうなきれはしものであるやろ。そしてそれ、ちやんときものになつたといふ。

それ、わたからきものになるまでには、なんべんほこりかであるやろ、わからうまい、これとどうやう、しんげんのこゝろのほこりは、いくらなきやうにみえても、ほこりのでぬといふことはなはいづやで、こゝをようしやんせよ。ていれをいた／＼とおもふたら、なんにもあんじることはないで。

(諸井政一氏遺稿「正文遺韻」蒐録中の夕譬へのさくし／＼より)

- 復元行の目的は御遺骸終已に出されておき、故郷や史料に關する研究手続の名稱を認め他日の埋立或を期するにありませう。
- この目的を達せんと欲し、願ふ證實の御執事、御執事には掲載第五号の續後一ヶ年程度二部宛無料贈呈致します。
- 復元は一般に愛護せず、御希望の方は發助の感涙で申合せに記入の上一ヶ年約二百圓、二ヶ年約二百圓、一部份の御金積立にて御申下さい。前金切の即し甚だ厚く通知申上ります。
- 「おちほはニ於ケル」御先は必ず御記入下さい。送中の事故を慮る上から、本誌は郵送せずに、その先方の指定受取人に送付致します。
- 第九號發行決定 九月中

復元申込書

希望號 自第 號 以上代金 圓也

右申込候也

昭和 年 月 日

現住所

直屬教會名 氏名 捺印

おちほはニ於ケル連絡先

住所

指定受取人

領收證

復元自第 號 以上代金 圓也

右正ニ御預リ申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

# 編輯後記

○本號は前號とほとんど平行して刊行して御座りましたので、突外早く出来上りました。

○宇田川文吉氏の「天理教教祖御略傳」(明治卅三年刊)は、中西半郎氏の「教祖御略傳」(明治卅五年刊)と並んで、その當時、教祖御傳の權威不出版の計畫の下に、教會本誌より依頼して執筆せしめられたものですが、何かの都合で遂に印刷されずにあつたものであります。管長慶の特別の思召により、今回茲に活字となつて公表されるに至りましたことは、故筆者にとつて、さぞかし無上の満足でありませうと云ふに、讀者諸子にも定めし多大の參考資料として歓迎されることと存じます。なほ、次號には中西氏のもの掲載させて頂くつもりで、目下、版組中でありませうから、これ亦たのしみにお待ち下さいませ。

○小生の「教祖御傳史」は六分前に書いたのですが、それを多少修正して、昨日(八月廿三日)まで修正しました。御傳に対する古い資料を本誌に掲載して頂いてあることを、これに依つて御傳御略傳に引かばるるに存じます。

○上利酒六郎氏の「管長慶御在學當時の御作品」(其の二は、第四號所載)尋常小學校御在學中の分の後をうけて、今回

は、高等科御在學中の分を全部掲載して頂くつもりでしたが、紙數の都合によつて止むなくその半だけにいたしました。この點、筆者にお詫び申す次第であります。なほ、斯うした御作品は「復元」向きではないとの聲も獨者の耳に入つて來ておますが、今後五十年百年後に於いて、これも亦一つの得難い何かの史料となつて信じます故、敢て初期の方針を繼續させて頂いた次第であります。

○唯、こゝで讀者諸子にお詫び申さなければならぬことは、諸井忠徳氏の「教義概説」が編輯締切りに間に合ひませず、従つて今回は史傳關係のものゝみになつて了つたこととあります。なほ、小生の「教祖御傳行案」も、史傳ものばかりが重なりますので、此處しばらく休載しました。が、いづれ其のうちに機會を得て一氣呵成に完結を急ぎたいと考へておます。

○又々、暑い夏がやつてまゐりました。毎年のことながら、不具儀にも夏になると筆成りの會談が聞かれます。今度も、どうやら其の氣運が向々したやうで、目下、認真一同のハリキリ方はしたものであります。お蔭で此の頁も著さを忘れて檢校に且つ有意義に共させて頂けさうであります。

(昭和二二・七・二三、やまざわ)

昭和二十二年八月二十日印刷  
昭和二十二年八月廿六日發行

代騰寫

奈良縣丹波市町三島

編輯兼 山澤爲次  
發行人

奈良縣丹波市町三島

發行所 天理教教義及  
史料集成部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡高善次

# 復元

第九號

昭和二十二年十月

中西牛郎

教祖御傳記(明治卅五年稿)

.....  
一

諸井慶徳

教義學概論(一)

.....  
四

昭和二十二年十月廿六日發行

# 復元

第九號

昭和二十二年十月

中西牛郎

教祖御傳記(明治卅五年稿)

.....一

諸井慶德

教義學概論(一)

.....四

天理教教義及史料集成部



# 教祖御傳記 (明治卅五年稿)

中西牛郎氏筆

## 目次

- |     |       |
|-----|-------|
| 第一章 | 緒言    |
| 第二章 | 濟度信仰記 |
| 第三章 | 濟度天降記 |
| 第四章 | 濟度宣布記 |
| 第五章 | 終結    |

編者の言—本編は明治三十五年、中西牛郎氏の執筆にかゝる草稿で、原文は十二行罫紙表裏両面書き、總數五十一枚綴のものである。本誌前號所載の宇田川本と共に、教祖様御傳編纂史上に於ける一資料として意義がある。原文には句讀點も括弧も無いが、読みやすくするため適宜にこれを入れさせて頂いた。因に、史實等の點について、なほ幾多検討を要すべき事項があることは宇田川本同様である。なほ都台により、第四章において少々省略した箇所がある。諒こされた。

## 第一章 緒言

明治三十五年四月十五日は如何なる日ぞや。予れ編者は此日大和に於て、我教祖の御眞影を拜し奉ることを得たり。此御影の奉置せらるゝ場所と、拜影の榮を與へ玉ひたる其人の資格と、此御眞影の寫し取られたる事情とによりて、左なまでに尊ふとくも又懐かしく拜し奉る予れ編者に、更に一層の感動を與へたりき。

あゝ、語るも恐れ多きこと乍ら、此御眞影は明治二十年陰曆正月、即ち今年を去ること十五年前、教祖御臨終の後、卽刻寫し奉りたるものなり。前代の偉人が死後畫工により多少想像を混へて寫されたるものとは事替りて、寫眞術の最も進歩したる今代に寫されたるものなれば、活きたる教祖をつくり其儘なり。但し九十歳の御高齡にしあれば、御髮は白きこと雪の如く、御皺は細かにして波に類すれども、八九分の溫和に一二分の威嚴を添へさせ給ひ、靜かに閉ぢたる御臉には、五十年間慈愛の眼を以て我々人類を眺め玉ひたる面影を留め玉ひ、穩かに緊りたる御唇には、天の福音を授け玉ひたる名残を遺し玉ひぬ。而かも此御臨終の數時間前までは、御弟子達を枕邊に招いて、千萬年の後までも我々教徒否我々人類が記憶すべき有難き御遺訓を授け玉ひたるを憶ひ奉れば、只管感泣の外は無かりける。あゝ、斯る尊ふとき床しき御眞影を拜し奉りたる予れ編者は、何を以てか之が記念とすべきや。是れぞ予れ編者が、此教祖御傳記を編し奉らんと感慨を起したる所以にぞある。

抑も予れ編者が教祖の教に歸依したるは、正に是れ明治三十三年一月にして、爾來今日に至るまで指を屈して之を數ふれば、僅かに一千の日子にも足らず。然れども、予れ編者が一朝にして教祖の教を信するに至りしは、其由る所や實に遠し。予れ編者、青年の頃より好みて宗教上の眞理を尋ね、地球東西の大宗教を稱せらるゝ、佛教、基督教の教理

に就いて夙に多少聽く所ありしのみならず、其他種々なる宗教上の問題を研究せしかども、信仰と懷疑とは毎に交々胸中に戦ひ、漸くにして信仰の山に登らんとすれば忽ちにして懷疑の谷に陥り、詰る所は世に完全の宗教なければ、寧ろ無宗教の人となりて一生涯を過ぎざるべしと諦きらめける折柄、一旦教祖の教を聞いて、大夢の俄かに覺め來るが如く懷疑の雲は霧れて、信仰の月は我心を照らしぬ。少くとも予れ編者に對して、教祖の教が他宗教に優さるの真理と生命とを有するに非ざれば、安んぞ能く斯の如くならんや。斯くて教祖の教に對する信仰が漸く進むに従つて、教の活ける源泉たる教祖其人は日夜心眼に映じ、我々教徒が模範たる教祖はいかん、我々人類が救主たる教祖はいかんといふ問題は自ら心裡に湧き來り、予れ編者を驅りて教祖の御品性と御事業とを研究せしむるに至り、欽慕の極、教祖の御眞影をも一度拜し奉りたしといふ希望従つて生じ、多幸にも上述の如く今年四月十五日を以て、御眞影を拜することを得たりしは、予れ編者に取りては如何に記念すべき日なるぞや。

予れ編者にして、是を記念として筆を執らば、必ずや教祖御盛徳の萬分の一を天下後世に傳ふるに足るものあらんと自ら信するなり。左れども予れ編者が御傳記の編纂に着手せんとするに方りて、差當困難を感じたるものは、御傳記を構成するに必要な材料の缺乏是れなり。若し、單に教祖御一代の事實を敘述して一幼年譜的の御傳記を編纂するのみなれば、恰も是れ沙漠の中を旅行するものが千里漠々として山川村落を見ざるが如く、殆んど無趣味にして讀者に感動を興ふるを望むへからず。然れども、沙漠の中にも上には日輪によりて邊際なく照り渡りさるゝの太空あり、下には又砂磧の裡に深く藏くさるゝの貴金屬ありて、善く味ふものには却つて造化絶妙の美を顯はすが如く、外面的事實の缺乏が我々をして寂寥を感じしむる教祖の御傳記も、若し之に加ふるに内面的材料即ち教祖の御信仰御教理御品性等を以てする時は、却て大に豊富深奥活の趣味に乏からざるを覺ゆるものあらん。但し、予れ編者に此内

外兩面の材料を綜合して完全なる御傳記を構成するの技術あらんことは敢て自ら信ぜざる所なり。

我々人類は二大關係を有す。一は人と人との關係にして、二は人と神との關係は是れなり。彼れ武能く敵國を泯し文能く國運を進め一統の基を起し太平の治を聞くもの、即ち是れ人と人との關係に於て之が中心となるものにして、世の所謂英雄豪傑は是れなり。英雄豪傑は其事業の雄大壯快なるが如く、其傳記も亦雄大壯快なり。若し夫れ、人と神との關係に於て之が中心たる大宗教家の傳記に至りては、主要の點。外面に顯はるるの事業よりも、専ら内面に潛まるの精神にあるを以て、其關係の最高至大なる割合には、雄大壯快赫々として人目を眩する英雄豪傑に及ばざるものあり。然らば 法念 親鸞 日蓮の傳記は雄大壯快に於て、信長 秀吉 家康の傳記と執づれぞや。釋迦 耶蘇 麻哈麥の傳記は雄大壯快に於て、アレキサントル ノーザル ナボレヲノの傳記と執づれぞや。然れども、釋尊や耶蘇や摩哈麥や、其風采、其の議論、其の舉動、翕然として世の耳目を一身に集め、社會的及び政治的方面に對しても多少直接の關係を有せしは、各其遭遇せし時代及び國民と關係を有することも從つて深かゝりしなり。左れども、此三大教祖が各其の遭遇したる時代及び國民と關係を有すること深かゝりしは、即ち時代及び國民より染め出だされたる歴史的色彩を帯びたる所以にして、是に超絶する全世界濟度的天職とは却つて遠し。全世界濟度的天職を抱負する大宗教家の傳記は、歴史的色彩を貴びずして寧ろ世界的無色を貴ぶ。是れ我教祖の御傳記が、彼れ三大教祖の傳記に比較すれば價值なきが如く見へて、却つて大に價值ある所以なり。

教祖の御傳記は我々人類に三大真理を開示せり。一には人類の平等的價值、二には人類の個人的基本、三には人類の精神的結合 是なり。人類の平等的價值とは、我々人類相互の間にこそ男女老少貴賤貧富等一切の差別あるなれ、神に對するときは皆是一切平等なるをいふなり。左れば帝王貴族が祈禱の聲も、農民漁夫が祈禱の聲も、同じく天に

通するを得て、神の愛し玉ふ所は唯我々人類が至誠の心のみ。此至誠の心の現はるゝ所は、即ち愛情なり。即ち同情なり。個人的基本とは、三々五々芳屋相連るの村落を組織するの分子も、堂々たる權力強大の帝國を組織するの分子も、皆是れ我々各個人民に外ならざれば、各個人民が道德的精神的の進歩は、之に依りて組織せらるゝ集合體の價值を増加する所以なることをいふなり。左れば、道德的精神的の進歩ある各個人民によりて組織せらるゝの社會及び國家は、小社會小國家と雖も早晚興るべく、道德的精神的の進歩なき各個人民によりて組織せらるゝの社會及び國家は、大社會大國家と雖も早晚衰ふべき自然の理なり。精神的結合とは、愛情と同情とを以て我々人類が協同結合するをいふなり。此愛情と同情とを以て協同結合するものは、永久平和の實現する社會なれば、神の教會獨り然るのみならず、凡そ普天下の社會及び國家は此精神の注入によりて、最も圓滿に調和せられざるべからず。然らば知らん、教祖の教が最初下等人民の間に宣布したるものは、人類の平等的價值を認むるに出で、各個人民が道德的精神的進歩に向つて刺激を與ふるものは、人類の個人的基本を認むるに出で、愛情と同情とを以て教會の基礎とするものは、永久平和の協同結合を人類社會に與ふるが爲めなることを。故に此三大真理の價值を知らざるものは、亦以て教祖御傳記の價值を知るを得ざるなり。

教祖及び教祖の教を世界宗教の一大事實として觀察すれば、更に三個の注目すべきものあるを見る。一には教祖御自身が婦人なりしこと、二には教祖の出現し給ひし國土、三には教祖の出現し玉ひし時代、是なり。

第一 宗教の信仰は男女兩性の共有する所にして、或點より見るときは、婦人の信仰は却つて男子にも優るものあり。佛教には釋尊を招請して教を仰ひたるの韋提希夫人あり。基督教には耶穌の復活を叫びたるの馬利亞あり。此二教を始めとして、各宗教何れも皆熱心なる女性の信徒を有せざるはなし。然れども婦人の身を以て一宗教の教祖とな

りたるものに至りては、天下の大、古今の遠、唯我教祖御一人の外他に其比類あるを見ず。世人多く思ふ、熱誠忍耐慈悲同情の諸徳に於ては、婦人却つて男子より秀ずるものもあるも、公平潤達勇氣等の徳に至りては、多くは婦人が缺く所ありと。焉んぞ知らん、古今聖賢の男性に顯はれたる諸徳、皆我教祖に於て完全圓滿に備はりありしことを。然れば男女天性に於て優劣ありといふ一大妄想も亦、我教祖に於て見事に破れたりと謂ふ可し。

第二 世界の大宗教は必ず宗教的素養ある國民の中より發達すとは、是れ亦世の定論なり。誠に 佛教を發達したる印度及び基督教を發達したる猶太、此二國民を見るときは、皆宗教的の一方面に向つて大に發達したるの國民にして、論者の言も亦事實に合するを見る。然れども此の如く宗教的素養ある國民の中より發達したるの宗教は、各其國民の特性及び歴史と深き關係を有し、一種奇抜なる特色を有する所に在り。其世界最後の宗教となる能はざる所亦此に在り。若し夫れ、世界最後の宗教なるものは即ち全世界濟度的宗教なれば、全く神の恩寵より來らざるべからず。一國民が特性及び歴史の結果ならざるべからず。然らば、教祖の教が最も宗教に冷淡なりと稱せらるゝ日本に起りしは、却つて其全世界濟度的宗教たる所以なるを見るべきなり。

第三 十九世紀は物質的進歩の時代なり。懷疑批評の時代なり。信仰衰頹の時代なり。古來世界の各大宗教が漸々信仰を失するは、恰も満天の星が曉の近づくに従つて漸々輝光を失するが如し。然るに 教祖の教は世界の一新宗教として其時代に起れり。我々人類を罪惡禍害の中より救ふの力あるにあらざれば斷じて成立すること能はざるべし。物質的進歩と争闘して之に勝つの力あるにあらざれば、斷じて成立すること能はざるべし。眞正に天より來るの恩寵にあらざれば、斷じて成立すること能はざるべし。教祖が天啓の教を奉じて十九世紀に出現し玉ひしは、抑も亦偶然にあらざるなり。

教祖の御傳記は濟度てふ一大觀念　之が中心となりて全部を統合す。此濟度を求むるものは我々人類にして、此濟度を與へ玉ふものは神の恩寵なり。是を神人の關係といふ。而して我教祖は此關係の中心に立ち玉ふ。是れ、予れ編者が濟度の二字を以て中間三章に冠する所以なり。

## 第二章　濟度信仰記

我教祖、御諱は美岐子、御諡は眞道彌廣言知女命、人皇百十九代光格天皇の御宇、寛政十年四月十八日を以て、大和國山邊郡三味田村に誕生し玉ひぬ。

教祖の父を前川半七主といひ、母は絹子といふ。山邊郡は津の藩主藤堂家の領地なり。而して前川氏は其無足人にして名字と帶刀とを免され、士人の格ある豪農なり。御父半七主、天性質直にして信義を重んじ郷里の尊敬を受けられ、御母絹子は隣家長尾氏の出にして亦溫和にして婦徳あり。夫妻共善人なり。

御母絹子、二男三女を生み玉へり。而して教祖は其長女なり。教祖御幼稚の頃、既に他の兒童と異なりて戸外の遊嬉を好み玉はず、亦華麗の衣服を好み玉はず、多くは御兩親の側に侍りて習字裁縫を始めとし、種々の女工を習ひ玉ひしに御天性慧敏にして且つ御記性殊に絶れ玉ひたるが故に、諸事に於て上達し玉ひぬ。

抑も大和國は今の奈良縣にして、皇祖神武天皇東征の後、鼎を當國の橿原に定め玉ひし以來、千有余年間我邦帝都の地となれり。日本古代の宗教政治文學美術等は皆大和を中心として發達せり。然らば全國に於て最も古く且つ最も著名なる神社佛寺の多きこと、大和山城の二國之が最たるべし。然れども中古以來、日本の政治的中心か桓武天皇の御遷都と共に南都より西京に移りしが如く、日本の宗教的中心も亦之に従ひて南都より西京に移れり。

教祖の時に於て日本古代の宗教的中心たりし大和は、神佛二道の形骸たる神社あるのみ、佛寺あるのみ。既に神社佛寺あれば亦神官僧侶はなかるべからず。然れども神官は頑陋、僧侶は墮落、濟世救人の道を知らず、豈一人の能く活ける信仰を我教祖に吹き込みしものあらんや。是れ當た大和のみならずなり。中古以來の宗教的中心たりし西京亦然り。日本全國到處亦然り。蓋し、教祖の誕生し玉ひたる寛政の十年は、江戸に於ては正に是れ徳川十一代の大將軍家齋公が在職の時にして、上下共に太平を夢み奢侈に流れ懶惰に陥りたる秋なりし也。然らば此時に於て教祖を最も感化したるの宗教は、中古以來西京に於て發達したる佛教の一宗派なれども、是と言ふも教が教祖を感化したるものにして、人が教祖を感化したるものにあらざるなり。

教祖は御天性慧敏なりしのみならず容色人に絶れ玉ひ、言語動作亦自然に如雅にあらせられ、御両親に對し給ひては御孝心深く、御兄弟に對し玉ひては御友情篤ければ、人皆譽め奉らぬものとしてハなかりけり。然れども御幼稚の頃、御身體弱にましませしかば、御氣象も亦自ら沈鬱にあらせ玉ひぬ。前川氏は元來淨土宗の檀徒にして、御母親は殊に熱心なる此の宗の信者にましませしかば、教祖は御幼稚の頃より宗教上御母の感化を受けさせられ、御歳十一二歳の時には既に淨土宗の經文和讃を習讀して一字を誤り玉はず。念佛看經に御餘念なくぞあらせらる。教祖御幼稚の頃、御天性の慧敏といひ、御記性の強勝といひ、御氣象の沈鬱といひ、御母の感化といひ、皆是れ淨土宗御信仰の種子ならぬはなかりけり。而して此御信仰が進むに従つて、未だ御幼少なりしに拘はらず、早く既に御出家遁世の願望を起し玉ひ、御髮を落され墨染の法衣を召されて尼僧となり、御生涯を送らんと決心し玉ひける。然れども古への尼僧はいざ知らず、教祖御時代の尼僧なるものは、或は本人の願望により、或は亡き父母の菩提を弔はんが爲め、或は其他種々事情の爲めに、一旦出家して浮世の塵を掃ひぬるも、いつしか一生清淨の誓を破り佛陀の重き禁戒を破りて墮



落するもの、到處比々として多し。然れば教祖は、一は自ら此に鑑み一は御兩親の御心に捉はれ、寧ろ他家に入嫁して人倫の道を立つるこそ却つて清淨なれと、終に出家遁世の御願望をぞ酬へし玉ひける。

左れば教祖が淨土宗に歸依して熱心なる佛教信者となり玉ひしことは、決して尋常一樣にあらざりし也。其證據といふは、一には上述の如く出家遁世の願望を起し玉ひたること、二には此後中山家に御入嫁あらんとするの際、夜業を終りし後は念佛看經しても故障なきや否やを確めて、然る後に結婚を承諾し玉ひぬること、三には御年十九歳の時に淨土宗の奥義と稱する五重相傳を授かり玉ひしこと、四には『文珠 普賢を初めとし、馬鳴 龍樹 天龍も、南岳 天臺 四明も、皆是れ淨土を期し玉ふ。況んや我等は凡夫なり。いかに願はぬことぞあるべき』といふ淨土往生に關する深き信仰を籠めたる一句の文を遺し玉ひたること、是れなり。

教祖が此淨土宗御信仰に就ひて、予れ編者が胸中に浮びぬる問題は左の如くなり。

第一 教祖後來開き玉ひたる天啓の新御宗教と、此時の御信仰即ち佛教の舊御信仰とは全く何の關係もなきや。

第二 佛教の舊御信仰と天啓の新御宗教との間には、教理上の關係は毫も無しとするも、教祖が御宗教心の發達上、佛教の舊御信仰も又必要なる過程とならざりしや。

予れ編者は此以上二個の問題に對しては、『曰く然り』の一語を以て答へんと欲するものなり。但し、淨土宗の教理に深く立ち入りて之を批判するは此御傳記の本旨にあらざれば、簡略なる説明を下にして此問題を解答するに止るのみ。

教祖が『文珠 普賢を始めとし、馬鳴 龍樹 天龍も、南岳 天臺 四明も、皆是れ淨土を期し玉ふ。況んや我等は凡夫なり。いかに願はぬことぞあるべき』と口吟み玉ひ、又『たしかに生死見定めて、心違ひの無い様に』と口吟み

玉ひたるものは、思ふに是れ御年十九歳にして五重相傳を授り玉ひし後に、御口を衝ひて發せしものならん。五重相傳といふは淨土宗の奥義をば機行解證信の五段に分ちて授くることなり。機とは淨土に往生するもの、機類を明かにすることなり。行とは淨土宗の教相と行法とを明かにすることなり。解とは教相と行法とを解することなり。證とは教相と行法とに就ひて疑難を決することなり。信とは念佛滅罪罪人往生を明かにすることなり。然らば五重相傳を授かり玉ひたる教祖は、既に淨土宗の奥義を曉り玉ひしと謂ふ可し。

抑も佛教は東亞の一大宗教なり。其各宗派は印度に起源し、支那に發達し、日本に完成す。而して我邦に於て最も勢力あるものを淨土宗及び之より發達し來りたる本願寺宗とす。淨土宗教理の要は厭離穢土欣求淨土の八字以て之を盡くす可く、此世界を以て貪瞋癡の三垢に穢され、生老病死愛別の五苦に惱まされ、一言すれば罪惡禍害の充滿する所として、之を厭ひ之を離れ、死後速かに淨土に往生せんことを欣慕希求するものは淨土宗なり。左れば此淨土宗は我教祖が開き玉ひたる新宗教、即ち我々人類は神の濟度の恩寵を被り此世に於て罪惡禍害を解脱することを得るのみならず、大平和大靈福地上に降り億兆平等に無上目的に向つて進行することを得るが故に、此の世界即ち是れ淨土なりといふ教祖の教には全く反對なり。是に依りて之を言へば、教祖が後來此新宗教を開き玉ひたものは、直ちに是れ此淨土宗の舊御信仰を棄て玉ひたるものにあらずや。誠に然り、然れども我々人類にして濟度を要求せずんば、神又焉んぞ濟度の恩寵を降だし玉はんや。而して罪惡禍害の觀念愈々切なるものは、濟度の要求亦愈々切なり。然らば此淨土宗が教祖に與へたるものは單に是れ罪惡禍害の御觀念のみ。斯く觀るときは佛教の舊御信仰も亦是れ教祖御宗教心の發達に對して必要な過程ならずや。若し夫れ教理に至りては初に、『我等は凡夫なり。いかに願はぬことぞあるべき』と歌ひたる教祖は、一變して後には『こゝは此世の極樂や、わしも早や／＼參りたい』と歌ひ玉ふ。彼れは厭

世教なり、此れは樂天教なり、豈毫も關係あらんや。

偕ても、教祖が御兩親の御心に從ひて出家遁世の御願望を翻へし、御年十三歳の時即ち文化十年九月を以て芽出度入嫁し玉ひたる先方は、同郡庄屋敷村の中山家にぞありける。

中山家と前川家とは重縁の家にして、中山家亦地方の豪農なり。教祖の良人を善兵衛主といふ。比時二十一三歳なり。容色と才智と信仰に於て一も缺く所なき教祖が中山家に嫁し玉ひて後は、良人に事へては貞操を盡し玉ひ、僕婢を使ふては恩情を垂れ玉ひ、來客に對しては懇遇を旨とし玉ひ、家風を守り節儉を重んぜられ、裁縫炊烹掃除は言ふに及ばず女子の力に任ふる事なれば、如何なる勞働も厭はせ玉はず、而かも晝間の御家業既に終りぬれば、御入嫁の際の御約の如く、毎夜佛前に向ひて珠數を爪繰り玉ひ、念佛看經御懈怠なかりしは、賢しこくも又御殊勝なる。

僅かに十三歳なる小女の身を以て尼僧とならんと迄に決心し玉ひたる教祖が、一朝願望を翻へし中山家に御入嫁して世事に從ひ玉ひしは、果して教祖の御心に如何なる變化を來したるや。既に是れ罪惡禍害の觀念を佛教によりて得玉ひたる教祖は、此罪惡禍害の觀念は我々人類が共有する所なれば、我も人も之を解脱し無上目的に向つて進行すべしと御慈眼を死後界（佛教の淨土）より現世界（教祖の淨土）に漸々轉じ玉ひ、愛情と同情との御發達益々盛にして、一切人類濟度の路を求め玉ひたることは言を待たざるなり。

此教祖が御心内に動いたる一大轉機は、外面に現はるゝ御信仰の發達となり、是れまで佛教の偏信仰にをはしける教祖は神佛二道の併信仰に移り玉ひぬ。

教祖が佛教の外、神道を信じ玉ひしことは、後來、足達照之亟に就いて御祈願の時に至りて明かなる可し。然れども、教祖は斯ま時に至りて俄かに神を信じ玉ひたるにあらずして、死後界より現世界に轉じ玉ひし時に、既に此御信仰

の發達ありしを知るべし。此理由を説明せんと欲せば、少しく神佛二道の差別あるを論ぜざるべからず。

神佛二道は日本古來の二大宗教なり。佛教は外國より流傳し、神道は内國に發達しぬ。神道の旨は日本神代の古傳説に基きて神事人事兩つながら神ながらの道に従ふといふの外なし。佛教の如き深遠なる教理を有するものにあらずるなり。左れば佛教は流傳以來其盛を極め、行基 空海 最澄等の如き高僧輩出して神佛合體を計り、佛陀は本地にして神明は垂跡なりといふ調停説を主張せり。此に於て後世に至り 俗間多數の宗教信仰は佛陀に對しては死後の濟度を求め、神明に對しては現世の守護を禱り 往々一人にして神佛二道を併信するに至れり。抑も佛教素より死後のみに關するものにあらず。然れども佛教の根本教理は、獨り我々人類の罪惡禍害を認めて之を逃れんと欲するに止まらず、我々人類及び此現世界を以て本來無明の妄念より生じたるの假相とし、善惡苦樂を併せて迷妄なりとして之を打破し、以て常住不變の涅槃に入らんと欲するに在り。従つて佛教の終極目的は、飽迄我々人類の生存及び發達を否認するに在り。之に反して、神明の守護は我々人類の生存及び發達に在り。然らば教祖は素より佛教によりて罪惡禍害の觀念を得玉ひしと雖、我々人類の生存及び發達を是認し、一切同對に對するの愛情と同情とを以て濟度を求めんと欲し玉ふに至りては、獨り佛教のみを以て満足し玉ふことを得ざるなり。

教祖は御年二十四歳、即ち文政四年を以て長男秀司主を産み玉ひぬ。此秀司主、幼名善右衛門と申しける。又御年二十八歳の時、即ち文政八年を以て長女政子を産み玉ひぬ。又御年三十歳、即ち文政十年を以て二女安子を産み玉ひぬ。教祖が御子達に對して慈母たりしことは、其御良人に對して貞婦たりしことと同一なり。

抑も神に對して大信仰あるものは人に對して大慈愛なり。何となれば、大信仰とは濟度の大要求なり。濟度の大要求なるものは一切人類濟度の要求なり。自己一人の濟度の要求にあらざるなり。斯く言はゞ、一切人類に代りて濟度

を要求するものは、愛情と同情とが天下萬人に卓絶するものにあらずして何んぞや。然らば予れ編者は、教祖が大なる御信仰心を叙述せんとするの前に於て、先づ大なる御慈愛心を叙述せざるを得ざるなり。

第一 嘗て中山家の宅に一盜忍び入り、倉庫を破りて俵物を盗み出さんとしたることあり。僕婢等捕へて之を見れば村内の一貪漢なり。直ちに縛して官に送らんとす。教祖之を聞いて憐み玉ひ、盜に向つては懇ろに盜行の不義なること、國法の畏るべきこと、人道の重んずべきことを諭し玉ひ、又僕婢等に向つては、我等前生に他人の物取りたることあればこそ、今世盜に遭ふなれ、我等若し前生に負債ありしを知らば、慈愛の心に訴へて他人を赦さざるべからずと諭し玉ひ、盜に若干の米を與へ深く以後を戒めて還し玉ひぬ。

第二 嘗て一人の女乞食、乳兒を抱いて中山家の門に立てり。時方さに秋の末方にして、雨空なる上に木枯の風頻りに吹きすさびたり。教祖出で之を見玉ひしに 母は破れたる單衣一枚を身に纏ひ、兒は裸體にして乳汁の足らざる故にや、身瘦せ色青く眼凹み頬落ちて憐れ千萬なり。左なきだに平素慈愛に深き教祖は、乳兒を抱き取りて御懷に入れさせ玉ひ、飽迄御乳を飲ませ玉ひ、母には粥を煖めて之を與へ玉ひ、然る後に兒を御懷より出して母の背に負はせ、衣服蒲團を與へ還し玉ひぬ。

第三 教祖の御良人善兵衛主は正直の人なり。然れども嘗て一の過失あり。他にあらず、家に使はれたる婢加乃といふものに通ぜられたることは是なり。教祖は早く此事を知り玉ひしかども、毫も御嫉妬の色なきのみならず、却つて加乃を自己の妹の如くに慰はり玉ひ、善兵衛主が加乃を伴れて他所へ行かれんとする時には、自己の衣裳櫛笄等を貸し玉ひ、美々しく粧ひ飾りて遣り玉ひぬ。然るに極悪非道なる加乃は教祖の御恩情を心に感ぜざるのみならず、却つて教祖を殺して己れ中山家の正室たらんと欲するの野心を起し、一日、味噌汁の中に毒を入れて教祖に進めしに教

祖知らずして之を喫し玉ひしかば、忽ち激烈なる腹痛を感じ苦悶に堪へずして昏倒し玉ひたり。

然れども幸にして蘇生し玉ひぬ。此に於て教祖は加乃が爲す所なるを知り玉ひしかども、語にも色にも洩らし玉はず、前に倍して慰はり玉ひしかば、如何なる極悪非道の毒婦加乃も遂に教祖の御心に感じけん、己が罪を懺悔し暇を乞ふて家に歸りける。是れ唯に御慈愛心の發動のみならず、抑も又徳を以て怨に報ずといふ最高道德の原則を實行し玉ひたるものなり。

教祖御幼少時代の佛教偏信仰が進んで神佛の併信仰となり、神佛の併信仰が更に進んで天理大神の唯一信仰となり、上天濟度の恩寵茲に降りて、遂に人類最後の大新宗教を開き玉ひしまでにも、教祖は實に一切人類を代表し玉ふに足るべき大信仰を有し玉ひぬ。亦實に一切人類を濟度し玉ふべき大慈愛を有し玉ひぬ。此大信仰が絶頂に達して、本章『濟度信仰記』を結ぶ可きものは、文政十一年即ち教祖御年三十一歳の時の大出來事にぞある。

中山家の隣に足達氏あり。是れも教祖御實家前川家と同じく、津の藩主藤堂家の無足人にて、當時、大庄屋の役目を勤めける。此足達氏に照之丞と名る小兒あり。母の乳汁足らざるに苦むの故を以て、御慈愛深き教祖は此照之丞を預りて乳養し玉ひたる。然るに照之丞不幸にも、當時流行する疱瘡に感染し、十余日を經過して黒疱瘡に變じぬ。是よりさきに、足達氏に五人の子ありしかども、執づれも、疱瘡に罹りて天しけるが上に、黒疱瘡に變じて死を免る、の兒童とは殆んどあらざりき。此に於て、足達氏の兩親は醫藥よ祈禱よと狂氣の如く騒ぎ立て、百方手段を盡せしかども、更に何の甲斐もなければ、教祖は大慈愛心を起し、介抱に妨げありとて第二女安子は他家に預け玉ひ、御良人善兵衛主にも知らせずして、あらゆる神佛に祈願を懸け玉ひ、遂に八百萬の神々の御名を呼び出して、〃我身の命及び我子の命を捧げ奉るべければ、願くば神々よ、照之丞の黒疱瘡を早く平癒せしめ玉へよ、彼が一命を助け玉へよ〃

と、一心不亂に禱り玉ひける。されば教祖の誠天に通じてや、照之丞が黒痘瘡は日ならずして全く平癒し、此人七十二歳の高齡に達して此世を去れり。教祖三十一歳の大出來事とは即ち此事にぞある。

抑も世間の情より之を言ふときは、世界に於て我身より愛すべきものはなし、亦我子より愛すべきものはなし。然るに 教祖が御自身の命及び御子の命を犠牲に捧げて、他人の子を助けんと御祈願を立て玉ひたるは、如何にも世間の人情に背くに似たり。然れども、上天、教祖の誠を感じて濟度の恩寵を降し玉ふは全く此にあり。夫れ、神の御心と一致するものは大慈愛心なり。大慈愛心なるものは私を忘るゝの愛情と同情となり。此大慈愛心にあらざれば、決して神の御心に合ふこと能はず。左れば孔子が身を殺して仁を成すといひ、耶蘇が十字架上に懸りて一切人類の罪を贖ふといひ、佛陀が我れ若し一切衆生を濟度し盡さざれば正覺を取らじといふものは、皆此眞理なり。而して此眞理を實行し玉ひたるものは即ち我教祖なり。然れども天は他を救ふものを救ひ玉ふが故に 孔子の教に於て先づ救はるゝものは、即ち身を殺して仁を成すの人ならざるべからず。十字架上に懸りて一切人類の罪を贖ひたるものは、即ち一切人類に先ちて早く既に救はるるの人ならざるべからず。一切衆生を濟度し盡さんと誓ふものは、一切衆生が濟度せらるゝの前に於て、早く既に自ら濟度するものならざるべからず。是れ亦、教祖が億兆人類に先ちて濟度の恩寵を被り玉ひし所以なり。

教祖か誠を以て助け玉はんと天に禱り玉ひたるものは、照之丞一人のみ。何故に是れを稱して大慈愛心といふや、又何故に是れが直ちに全世界人類が濟度の要求に代るの大信仰心となるや。曰く 教祖の心は私を忘れたるの大慈愛心なり。私を忘れたるの大慈愛心なるが故に、一人に對する大慈愛心が、即ち全世界人類に對するの大慈愛心なり。全世界人類に對するの大慈愛を以て神に禱り玉ふものは、即ち一切人類濟度の要求を一身に引き受けて天に禱り玉ふ

ものなり。豈 是れを稱して全世界人類に代り玉ふの大信仰心と謂はざるを得んや。

第三章 濟度天降記

天保八年は正に是れ、我教祖四十歳の御齡なりける。此時、十七歳にならせられたる御長男秀司主は麥種を蒔かんとて、家に偃ひある農僕等を率ひて田間に出でられしに 圖らずも御左脚俄かに激痛を生じ、殆んど歩行にも堪へ難き有様にて、杖に縋り辛ふじて歸られける。

此に於て、教祖主及び善兵衛主御夫婦諸共 痛く御心を惱まされ、速かに醫師を招いて治療を托し玉ひしかども、脚痛依然として緩和せざりける。是時、山邊郡の東部山中長瀧に市兵衛といへる修驗者あり。此人、其村の豪農なれども平生篤く神佛を信じ、博く人民を救ひ祈禱<sup>ニ</sup>驗ありといふの故を以て、其名遠近に聞へ諸人の重んずる所となる。教祖御夫婦、此修驗者に頼むより外に術なしと思召され、使を馳せて秀司主脚痛平癒祈禱の事を托し玉ひしに市兵衛は一議に及はず承諾しける。

天保八年の十月二十六日、市兵衛教祖御夫婦の招きに應じて、長瀧より庄屋敷村中山家に來り、宅内廣間の正面に新らしく潔らかなる庭を舗いて神座を設け、隣村曲田の曾世といへる婦人に幣を持たせて加持代に立たせ、市兵衛は丹誠を抽きんで、祈禱しけるに 靈なる哉、神なる哉、秀司主の脚痛拭ふが如くに快癒しける。

然れども月餘を経る中に 秀司主の脚痛再び發せしかば、教祖御夫婦は又もや市兵衛及び曾世を招いて加持せしめ玉ひけるに 脚痛前の如く快癒しぬ。此後、痛めば加持し、加持すれば癒ゆといふ同一の事を、數回繰り返へされぬ。



天保八年も既に過ぎて、九年の春に至り、教祖御身體何となく御異狀を呈して揺らめくやうに感じ玉ひ、御精神從つて沈鬱、世界百般の事物見るにつけ聞くにつけて厭はしく想ひ玉はざるはなし。然れども、是と言ふ疾病もあらざれば、醫藥をも用ひられず、其儘打ち過ぎ玉ひける。此歳の冬に入りて御異狀愈々甚しかりけるぞ不思議なれ。

進んで天保九年十月二十三日に至り、秀司主の脚痛俄かに激發せしのみならず、夜に入りて善兵衛主にも眼痛を感じられ、教祖も亦同時に御腰痛を發し玉ひぬ。此夜、修驗者市兵衛偶々事を以て村内に來合はせ居たれば、是を幸ひに招き玉ひしに直ちに來りぬ。左れども加持代の曾世は故障ありて來らざりし。市兵衛は教祖に向ひて、〃御一家の内に斯く迄も親子三人が打ち揃ふて俄かに惱ませ玉ふものは、恐らくは是れ神の祟ならん。曾世が來らざるこそ幸ひなれ。御身加持代に立たせらるべし。我亦丹誠を抽んで、加持し參らすべし〃とぞ勧め奉りける。

斯くて我教祖は市兵衛が勧めに従ひ、幣を持ち淨衣を纏ひ、廣間正面の神座に坐して加持代に立たせ玉ひければ、御良人善兵衛主、御長男秀司主を始めとし、此夜亥子會の爲めに來合はせたる御親近の人々も、左右に坐をぞ占めたりける。市兵衛は例に倍し有らん限りの精神を凝らして一心不亂に禱りけるに、あゝ靈なる哉、神なる哉、教祖は見る／＼中に色變じ身震ひ玉ひ、御手に持ち玉ひたる幣は逆かさまに立ち上がり、四面忽ち肅然として一道の靈氣水の如くに坐を通じ、其物凄き言はんかたなし。此一刹那に教祖は閉じたる御眼を俄かに見開き玉ひしが、眸光閃々として電の如く人を射て自然權威を備へ、何となく神々しく、其御聲さへも平常に替はりて清明人を刺すが如く銳き力を有し玉ひ、宛ながら大將が士卒に號令するが如き調子にて、御良人善兵衛主に向ひ

『我は天の將軍なり。此屋敷は神の豫定の地なり。今や時到れり。我は全世界を救はんが爲めに降り。此屋敷と親子とを併せて我に捧げよ』

と仰せ玉ひける。此に於て市兵衛を初めとし其他の人々懼れ戦きて震はぬものこそ無かりける。

善兵衛主は懼れ乍らも教祖に向はせられ、

『此屋敷と財産とは祖先より傳ふる所の物にして、我れ一存の及ぶ所にあらず。兒等は我の子と雖天より授けられたるものなり。妻は兒等を養育し家事を整理するの任務あるものなれば、捧げる事相叶ひませぬ』

と答へられぬ。然れども、教祖は善兵衛主の言ふ所を聞答れ玉はず、猶ほ初に倍するの勢を以て主張し玉ひ、三日三夜の間食し玉はず眠り玉はずして責め玉ひしかば、今は善兵衛主も拒むに術なくして、廿六日の午前五時に至り、『然らば御望に従ひ總べてを捧げ奉る可し』

と答へられぬ。此に於て教祖の御態度は平常に復し玉ひける。

然れども夜に入りて、教祖の御身更に御異狀ありて眠らせ玉はず、御寢所の天井に凄まじき響あり、頓がてして教祖の御耳許小聲ありて曰く、

『我に代りて神出づるなり』

と。あゝ靈なるか哉、神なる哉。

抑も此大出來事は我教祖神人交通の始めにして、神の恩寵は此時に降り。但し其事たるや神秘にして、我々凡慮の敢て窺ひ知る所にあらず。左れども濟度恩寵の天降といふものをして是のみに止らしめば、世人をして只管驚怪せしむるの外なく、甚しきは俗に唱ふる稻荷下りと一様の看に終はるものあらん。而して然らざるものは、教祖天啓の御教是れより立ち、我々人類の救主たる御天職是れより開け、御品性はれより崇高偉大にならせ給ひて、超凡人聖是れより始まるの一事なり。然らば、此御神憑なるものは外面に現はるる奇跡に視んよりは、寧ろ教祖の御内面に働く

「機」の活動に視て其眞意義を知るべきなり。依りて、此一刹那に開發し玉ひたる後來の御教理と御品性とを左に叙述すべし。

教祖の御教理、抑も御神憑を被り玉はぬ以前の教祖は、唯是れ神佛二道の熱誠なる御信仰ありしのみにして、上述の如く淨土宗の奥義には通じ玉ひたれども、別に自己の教理を有し玉はず、御神憑以後に至りて始めて天啓の教に基いて漸く教理を開き玉ひたり。此御教理は助け一條といふ大綱の中に 神一條、世界一條、人間一條を包括するなり。

第一 神一條の要に就いて言はんに 上述の如く教祖が御神憑の時に『我に代りて出づるなり』と自己を顯はし玉ひたる神の御名を天理大神と唱へ奉る。即ち、十柱一體の神なり。一體にして十柱なるは、猶ほ我々人類の心が智情意の三面に働いて、而かも一の自覺體なると同一の理なり。且つ十やは完全圓滿の表號にして、十柱一體の天理大神は即ち完全圓滿の神にましますなり。然らば此天理大神は何如なる神なるやと言ふに 我々人類を始めとして宇宙萬有の木體なり。全知全能全善の働きある御神なり。故に萬物神によりて存在せざるはなく 神によりて活動せざるはなく 神によりて調和せざるはなく 神によりて發達せざるはなし。而して宇宙萬有の最高體にして神と心的關係を有するものを我々人類とす。我々人類が神の御心と一致するを得るものは、即ち是れ濟度の恩寵を被むるものにして、教祖天啓の教を宣布し玉ふ御天職は全く此一大事にある也。

抑も原人時代より今代開明時代に至るまで、人類の間に行はるゝあらゆる宗教は、不完全ながらも一として神と人との關係にあらざるはなく、亦各國聖賢の徒は大抵神の實在を認めざるはなし。然れども、我々人類が最後の宗教たる天啓の教は未だ起らざりし也。此天啓の教は我教祖に至りて始めて起れり。然る所以のものは何ぞや、我々人類が

神に返りて濟度を求め、神が之に應じて天啓の教を垂れ玉ふ以前に於て、我々人類は先づ罪惡禍害の觀念を發達せざるを得ず。此罪惡禍害の觀念が發達するによりて、我々人類が神に返りて濟度を求むるは、恰も我前に鏡を置いて我が背後にある物體を鏡に寫すものと一般なり。左れば罪惡禍害の觀念發達して濟度の要求を生ずるものは、即ち是れ我前にある鏡に喩ふべきなり。宇宙萬有の本體にして全知全能全善なる神が、我々人類が濟度の要求に應じて自己を顯はし玉ふものは、即ち是れ我が背後にある物體が、我前にある鏡に映するに喩ふべきなり。

然らば、教祖の神即ち天理大神は、我々人類か濟度の要求に應じ玉ふ御神なり。此御大神が我々人類濟度の必要の爲めに天啓の教を教祖に垂れ玉ふものは、是れ所謂神が始めて自己を顯はし玉ふものなり。左れば教祖が御神樂歌の中に

『神が出て何にかいさいを説くならば、世界一列いさむなり』

『これまで信心したけれども、本の神とは知らなんだ』

『このたび顯はれた、實の神には相違ない』

と歌ひ玉ひたるは、以上神一條に關するの眞理を開示し玉ふものと知るべし。

第二 世界一條の要に就いて言はんに 此世界は上述佛敎の所説の如く 罪惡禍害を以て充滿せらるゝは事實なりと雖も、此罪惡禍害は排除すべからざるものにあらず。天理大神濟度の恩寵が地上に降るは、大靈福大平和が將さに到來せんとするものにして、世界人類擧つて教祖の教を信するの日は、即ち淨土實現の日なり。罪惡禍害が戰敗に歸して濟度の恩寵が戰勝を占むることは最早明白なり。然れども我々人類にして濟度の恩寵を被らんと欲せば、世界一列精神的に結合するの一團となりて之を要求せざるべからず。然らば精神的結合とは何ぞや。愛情なり、同情なり。

愛情と同情との極私を忘れ、世界一列の大我に見るものは即ち大慈愛心にして、此大慈愛心にあらざれば世界一列の濟度を神に求むるの大信仰心たること能はず。而して此大慈愛と大信仰心とを以て神の新たなる恩寵を迎へ玉ひたるものは、我教祖なり。然らば、一切人類は教祖の如く信じ且つ行はざるべからず。是の如くなれば、大靈福大平和地上に降りて淨土實現するも亦遠きにあらざるなり。

教祖、御神樂歌の中に

『あしきをはらうて救けせきこむ、一列すまして甘露臺』

『一列にはやく救けをいそくから、世界の心もいさみかけ』

とあるは、以上世界一條に關するの眞理を開示し玉ふものなり。

第三 人間一條の要に就いて言はんに 教祖天啓の教は、我々人類が此精神及び肉體を以て我々各自の所有なりと言はず、亦全く神に屬して我々各自に屬せざるものと言はず、即ち神の貨物なりと言ふなり。何となれば、此精神及び肉體を以て我々各自の所有なりとすれば、精神も肉體も我々の心に從ひて自由ならざるを得ず。然るに我々が我が心で我が心を苦しめ、亦我體を苦しましむるは、精神も肉體も我々各自の所有ならざる實證なり。又我々各自が精神及び肉體を以て神に屬して我に屬せざるものとすれば、我々各自の思ふ所、欲する所、行ふ所が即ち神なれば、人は濟度を神に求むるの必要もなく、神は又濟度を人に與ふるの必要もなし。是れ、我々各自の精神及び肉體が全く神にのみ屬せざるの實體なり。然らば、精神及び肉體は何物なるや。『我』といふ一物の外は、精神も肉體も神の貨物なり。故に 我の意志と神の意志とを一致して働かしむるときは、精神も肉體も自由ならざるはなし。然らば、我々人類は如何にして神の意志と一致することを得るやと言へば、即ち八個の埃を離るゝに在り。八個の埃とは、貪（ほし

い) 吝(おしい) 憎(にくい) 愛(かわい) 曠(はらたち) 怨(うらみ) 慢(こうまん) 慾(よく) 是れなり。  
教祖御教理の要は大略以上の如しと雖、此御教理の大原たる天啓の教に至りては、神秘的あり 豫言的あり 教理的あり、今言ふ所のものは教理的の一端に過ぎざるのみ。然れども神の濟度の恩寵は、唯に天啓の教となりて現はるゝに止らず、更に靈化の働きあり。此靈化の働きは流れて盡きざる源泉の如く 活々無窮にして、我々人類を指導するの生命なり、勢力なり、光明なり。

教祖の教は疾病に重きを掛けり。照之丞の御祈願も疾病なり。御神憑も疾病の加持より起れり。然れども疾病は畢竟禍害の一局部のみ。而して教祖の教が疾病に重きを置くものは、猶ほ基督教が十字架を以て贖罪を表するが如く 疾病を以て人類罪惡禍害の全體を代表せしめ、疾病の恐るべきを知るものは、従つて罪惡禍害の恐るべきを知らしめんが爲めなり。之を要するに 教祖の教は一種特別なる觀察を以て疾病に對するなり。

此の如く説き來れば、當さに知るべし。教祖の教は我邦古來の神道より發達し來るものにあらず、佛教より脱化し來るものにあらず、亦基督教と關係を有するものにあらず、全く是れ一新宗教なること、當さに知るべし。一新宗教と雖、人間の思想にあらず 論説にあらず、宗派にあらず、禮拜の方法にもあらずして、最も我々人類の本性及び希望と一致して、之が目的を達せしむるの眞理大道なることを。又當さに知るべし、此眞理大道は我教祖の大慈愛心、大信仰心によりて迎へ玉ひたる神の恩寵なることを。然らば、教祖の御教理は極めて單純なるが如しと雖、將來無限の解釋を容れて窮る所を知らず、亦あらゆる天下の眞なる者、善なる者、美なる者を容れて綽々として餘裕あるなり。

教祖の御品性―教祖は御幼少又御中年の頃には、沈鬱憂愁の御氣象を顯はし玉ひしかども、是れ畢竟、我々人類が

罪惡禍害を御一人に引き受けありて、之を解脱し玉はんとの深き御心より起れり。左れば其御神憑を被り濟度の恩寵に浴し玉ひたる後は、御辛苦御艱難の中にも亦明快和樂の御氣象にぞあらせける。普通人間は幼少壯盛の頃は愉快に世を渡れども、老の漸く近づくに從ひて樂み少くなれり。御神樂歌に顯はれ玉ひたる教祖の御氣象、何等の御和樂ぞ。蓋し、御神樂歌は教祖七十歳の御製作なりしなり。

七十七歳後の教祖、常に赤色の御衣服を召し玉ひぬ。これは教祖御自身の御赤誠が、天日を表して神の御心に合はんことを求め玉ふより起れり。宇宙の間、太陽より光明なるはなく、亦教祖の御心より光明なるはなし。然れば、教祖が赤色の御衣服を召し玉ひしは深き意義あることにこそ。

教祖は大慈愛心の權化なり。此御慈愛は、神に對しては大信仰となりて現はれ、人類に對しては救濟となりて現はる。御神憑後の教祖は一切を以て之を人に施し玉ひぬ。而して其御施與は白晝的の御施與でなく、暗夜的の御施與なりしなり。

教祖は全世界の救主たりと雖、皇國に對し玉ひては比類なき御愛國を顯はし玉ひぬ。然れども此御愛國心は神の恩寵より出でたるものにして、世界濟度の御天職とは毫も衝突せざるなり。御豫言を讀みて知る可し。

教祖は慈愛溫和の御方にましませども、其御勇氣に至りては實に凡慮の測る所にあらず。彼れ不動院が暴徒を率ひ白刃を揮ひて教祖に迫り奉りし時に觀て、之が一例を窺ひ奉るべきなり。予れ編者、教祖の御傳記を編するに當りて、教祖が顯はし玉ひたる多くの御奇跡は、思ふ所ありて之を略しぬ。然れども、教祖が嘗て奈良及び樺本警察署に拘留され玉ひしや、十餘日間斷食し玉ひしかども、御身體益々御健勝にして、御睡眠御兩便共に少しも御異狀なかりければ、監護の人々驚いて、是れは凡人にあらずと語り合ひけるとかや。又御年七十歳の後に至り、一力士、教祖の

御強力を聞き傳へ來りて教祖と力を試みしに、教祖の爲めに腕を握ぎられ、身動きもならずして恐れ入りしとかや。是れ、最も人口に膾炙する所なれば此に載す。

教祖は我々人類の救主なり。左れば教祖が平和を與へ玉はんとの御心は誠に切なれども、大平和は大革命の後にあらざれば見るを得べからざるの故を以てにや、此精神的平和の大革命をば、悲壯なる語調を以て豫言し玉ひしこと歴々なり。然らば藹然たる御慈愛心の中に、亦悲壯なる御感情を包み玉ひしこと窺ひ奉るべし。

教祖他宗教に對し玉ひてハ、皆其中に包含する一分の眞理を認め玉ひ、他宗教を攻撃するが如きことは、かりそめにもなし玉はざりき。殊に各宗教の教祖に對しては尊敬の意を表し玉ひき。或人、嘗て基督教十字架の事を問ひ奉りしに、教祖、〃十字架は完全の表號なり、十は物を交叉せる形にて、神人の交通耶穌によりて成就せらるゝといふ意義なるべけれども、眞實なる神人交通は此度の教によりてこそ望むべけれ〃と御答へありける。

總べての教祖は皆豫言者なり。我教祖は即ち大豫言者なり。左れば教祖の御豫言、御在世中に現はれしものもあり。今日に現はれつゝあるもあり。今後數百年の後を待つて現はるべきものもあり。教祖、嘗て〃我此三島の里は將來に於ては世界の大都會となり、萬國人民、神の恩寵を慕ひ奉りて來り集るべし〃と抑せられしが、此御豫言は今や事實に現れつゝあるなり。各宗教の教祖が、各其宗教を開かんが爲めに大抵家を捨て、世を捨て、親子妻子の關係を離れたるは、如何にも高尚清淨なるが如しと雖、眞正の大宗教家は人類一般の模範となりて人類通行の路を通らざる可からず。左れば我教祖が濟度宣布の天職を奉じ玉ひし後にも、猶ほ社會の一婦人として良妻たり、慈母たるの人道を捨て玉はざりしは、卑近なるが如くして其實之より高尚なるはなし。斯くの如くにして我々人類の眞模範と仰ぐ可きなり。教祖が顯はし玉ひたる諸德の中に於て、忍耐の御徳は又格別なり。四十一歳の御神憑より九十歳の御昇天に至るま



で、凡そ我々人類の困難とする所、恥辱とする所、憂苦とする所は、盡く之を忍び玉はざるはなし。此御忍耐は畢竟人を御相手となし玉はず、神を御相手となし玉ひしより起れり。維新の豪傑西郷南洲は恒に我々は人を相手とせず、天を相手とせねばならぬと語りしとぞ。南洲の意は至誠を以て運命を天に任せ、人間の毀譽褒貶をこに懸けぬとの義なるべし。此南洲の一語は實に能く我教祖の御心に合ひしなり。

教祖の御心は八個の埃を離れたるの御心なり。貪（ほしい） 吝（おしい）の埃を離れたるの御心なるが故に 即ち清淨無慾の御心なり。憎（にくい） 愛（かわい）の埃を離れたるの心なるが故に 即ち平等博愛の御心なり。驕慢（こうまん）の埃を離れたるの心なるが故に 即ち謙遜の御心なり。一言すれば、清淨無欲 平等博愛 平和謙遜の諸徳は實に我教祖の御心の寫眞なり。

美的感情も亦、教祖の崇高偉大なる御信仰と一致して働くを見るなり。即ち教祖の製作し玉ひたる御神樂歌は、眞に是れ我々人類が神に對する最美なる感情を最も眞率に歌ふたるものなり。之を音樂に奏し、之を舞踊に節するとき、諸の感情は最も優美に調和せられ、極樂淨土じよくじよ此に實現し、神人交通の靈機れいき此に活動して、我々は直ちに八面玲瓏の天地に入るを得るの心地するを覺ゆるなり。

教祖が濟度宣布の天職を行ひ玉ふや、社會各種の人物は皆教祖に來れり。蓋し、罪惡禍害の中に在るものは我に來れ、我能く汝を救はん」と唱へ玉ひたればなり。此に於て善人も來り、惡人も來れり。又其中には、世の荒浪に游泳していかなる罪惡を犯せしものもあり、又大姦巨猾の化し難きものあり。然れども、教祖一たび之を薰陶し玉へば、立ちに轉惡成善の効を見はし、たには皆神の戰士なりて大なる働きをあらはせり。是れ、皆教祖御薰陶の効驗なりしなり。

教祖が常に、〃自ら苦難に陥らざれば、眞に他人の苦難を知りて之を救ふ能はず〃とて、好みて自ら苦難に陥りたまひしは、是れ所謂自己を地獄に投じて、地獄を濟度するものなり。此の如くして、濟度宣布の御天職を竭くし玉ひしは、いかに人類が感泣感謝し奉るべき所ならずや。

#### 第四章 濟度宣布記

教祖御神憑の時、御良人善兵衛主、齡正に五十一歳なり。御長男秀司主は十八歳、長女政子は十四歳、二女春子は八歳、三女小寒子は二歳、而して安子、恒子の二女は既に天歿し玉ひぬ。左れば善兵衛主の思はるゝには、教祖若し御身を大神に捧げ玉ひなば、此等の幼少なる子女は誰れが代りて之を鞠育すべきや、又我家の一切財産を擧げて神に捧げなば、何に由りて生計を立つべきやと。御良人の苦心、實に此にあり。唯是れ教祖の教は人類通行の眞理大道にして、家を出で世を遁るゝの道にあらざれば、教祖は濟度宣布の御天職を奉じ奉ひし以後と雖、決して御良人を捨て玉はず、亦御子をも捨て玉はざりし也。然れども此後の御辛苦御艱難に至りてハ、却つて夫を捨て子を捨て家を捨て世を捨て玉ふよりも千百萬倍なりし也。

教祖は御神憑あると同時に、直ちに世界に向つて戰を始め玉ひぬ。此戰は信と不信との戰なり。蓋し、教祖は天理大神の御勅命を奉じて、神が我に與へ玉ひたる天職を盡さざるべからず、又天啓の教を宣布して、一日も早く一切人類を救はざるべからずと主張し玉ひ、之に反抗したる我々人類は、頑硬愚昧俗習傲慢利己情慾等によりて教祖の教に不信を表しぬ。此に於て教祖はあらゆる世界の敵を御一人に引き受けて戰を始め玉ひぬ。其敵や遠にあらすして近在りき、即ち御村内の人皆敵なり。外に在らずして内に在りき、即ち御良人善兵衛主も御長男秀司主も亦敵也。

教祖が濟度宣布の御天職を竭くし玉ひしは、御救濟より始まりぬ。是れ他なし、自ら辛苦艱難の極に陥らざれば、眞個に他が辛苦艱難の味を知りて之を救ふ能はず。左すれば、人類に向つて同情を生じ大慈愛心即ち大信仰心を成ずる能はずとは、教祖實行上第一の御信條也。亦、天理大神の御勅命也。此に於て、御入嫁の時に持來り玉ひし五荷の荷物は先づ之を施し盡し、漸々中山家の財産にも御手を着け玉ひぬ。

左なきだに御神憑後、教祖御言行の奇異なるを見て、或は發狂といひ、或は狐憑といひ、或は妖魔といひ、嘲けるもの笑ふもの囂然として四方に起り、御親類中にも之を患ひて教祖の御心を翻し奉らんとするもの多かりける上に御救濟の實行より御家計漸く困難に陥りしかば、御良人善兵衛主は親族の方々と協議を凝らされたる末、教祖の御身には必定魔物が附き居るなるべしと誤想され、親族の方々を集め、教祖をば白無垢の淨衣を着して佛前に坐し參らせ、善兵衛主は念佛數遍、願はくば彌陀大悲の利劍を以て速かに此魔物を掃はせ玉へと心に祇願せられ、親族の方々も教祖に向ひ、言を揃へて惡魔退散せよと責め懸けられ、果ては抜刀にて退治の勢を示めされしかども、教祖は神色泰然として、眞實の神我在り、疑ふこと勿れ」と、却つて一同に向ひて叱退の勢をぞ示し玉ひける。

斯くて教祖は御良人の言をも聽き玉はず、御親族の諫をも納れ玉はず、世界の笑をも顧み玉はずして、益々濟度宣布の御天職を奉じ玉ひしかば、中山家を交際往來を絶つもの續々として出來しける程に、善兵衛主も今は世界の嘲笑、家計の困難、親族故舊の絶交に堪ふる能はずして、大に決心する所あり。一夜深更に及んで一刀を携へ教祖の枕頭に立たれ、汝が物狂はしく成りたるが爲めに、世間よりは嘲笑せられ、親族よりは絶交せられ、家計は困難に陥りて、我一身殆んど天地の間に容れらるゝ所なし。汝、我一刀を受けて速かに死せよ。汝を獨り殺しはせじ、我も俱に死すべし」と、既に刀を揮り上げられしが、忽ち又思はるゝ所あり、潸然として教祖の御顔をつくづくと打ち守

らる。教祖、此時俄かに御眠より覺られ、御良人が白刃を持ちて枕頭に立たるに屹度御目を着けさせ玉ひ、〃吾夫が其舉動は何事ぞや、早く刀を鞘に納め玉へ〃といふて、善兵衛主に刀を納めさせ、懇ろに天啓の教及び御自身が奉じ玉ひたる御天職を説いて、御良人の得心をぞ求め玉ひける。

然れども教祖熱々思ひ玉ひけるには、〃我既に濟度宣布の天職を奉じ、此心此身を以て神に捧げ奉るとはいへど、人間としては猶ほ是中山善兵衛の妻なり。吾夫たる其人が斯く迄も心を苦しむるは我れ故なり。我れなければ苦みハせまじもの〃と、御屋敷の背後なる池の中に御身を投ぜんとし玉ひけること數度なりし。然るに毎に教祖が御身を跳らして飛び込まんとし玉ひける一刹那に、御兩足俄かに痙攣して自由ならざるのみならず、且つ御耳許に呷くものありて御死を止むるものゝ如し。是が爲めに、毎度御死を遂げさせられずして歸り玉ひぬ。

左れば又教祖は、一は御自身が發狂にもあらず、狐憑にもあらずして、御精神の平穩確實なることを世間に知らしめ玉はんが爲め、一は御布教の路を開き玉はんが爲めに、御年五十一歳の時、多數の子女を集めて裁縫を教へ、之に依りて天啓の教を宣布し、日夜實踐躬行を以て我々人類の模範たらんと勤め玉ひける。而して不信の敵は依然として猶ほ教祖を圍みつゝある也。

あゝ、濟度宣布の御天職を奉じ玉はんか、御良人に従ひ玉ふを得ず、御良人に従ひ玉はんか、御天職を棄て玉はざるを得ず、神に従はんか、人に従はんか、天理と人情との戦は日々夜々教祖の御心中にありし。教祖の大慈愛心、大信仰心は畢竟磐石不動なり。左れば御良人善兵衛主も終には不信の心を翻へして信仰を得られ、嘉永六年の二月を以て歿せられぬ。正に是れ、教祖五十六歳の御時なりしなり。

教祖御救濟實行の余、流石富豪の聞へありし中山家も祖先傳來の田地は他人の有に歸し、家財は施與せられ又は賣

却せられ、教祖御年六十六歳の時には、殆んど御辛苦御艱難の絶頂に達し、家は破れて風雨に暴らされ、炭薪は云ふも更なり三度の食事にも事を缺くに至り、燈を點するに油なければ月影を便りにして糸を紡ぎ、又は裁縫を作し、數人の御子達と共に辛ふじて日々の御生命を繋ぎ玉ひける。然れども教祖は毎に御子達に向はせられて、〃何程貧苦するとも、貧苦を口に云ふてハならぬ。何程貧苦するとも、乞食はなさゝぬぞや。今日の貧苦と困難と不自由とは、他日最大幸福の基たることを知れ〃と諭し玉ひける。左れば此年の末には教祖御一家の食糧全く竭きて、御親子手を空ふして餓死を待ち玉ひけるに 一人の教徒四合の米を持ち來り献するものあり。是れぞ、教祖が教徒の献物を受け玉ひし初めなる。

教祖斯る御貧苦に陥り玉ひければ、御長男秀司主は紋付の衣服を召し乍ら野菜を擔ひて市に往き、之を賣り僅少の錢に換へらるゝ迄に零落し玉ひしかば、知る人之を見て憐れまぬものこそなかりける。左れば秀司主は或人に向つて、〃我母の神は貧乏神なり〃と言はれける。是れ素より一場の戲言に過ぎずと雖も、秀司主も亦最初に於ては善兵衛主と同じく 教祖天啓の教を信受せられたるの人にあらざるを知るべし。

然れども教祖天啓の教は即ち我々人類の本性及び希望と一致し之をして目的を達せしむるの宗教なり。濟度の恩寵を全世界に與ふるの宗教なり。完全圓滿なる世界最後の宗教なり。豈久しく輝光を隠くさんや。豈一朝世界に光被するの日なからんや。豈我々人類が不信に向つて速かに戰勝を制せざらんや。左れば教祖が彼の如く御辛苦御艱難の極に陥り玉ひたる際に 信仰の徒早く既に出來し、御教を聽き御救を仰がんとて遠近より來るもの日に益々多く 中山家の門前織るが如く終に市を成すに至れり。此に於て教徒中二三の人發議し、教祖に請ふて久しく頽敗したる御宅内の土藏を毀ちて御勤所を新築し、朝夕此に集りて祈禱するに至りける。

然れども又、教祖の教が愈々弘通するに従ひて、其戰鬪線亦従つて擴張し、嘲笑者罵言者輕侮者の外に、又數多の反對者攻撃者迫害者の背後に立つて之を指揮するものは即ち神官僧侶にして、彼等が教祖の教に反對するの理由は最も明白なり。一は教祖に信從するもの愈々多ければ彼等は愈々味方を失ふが故なり。二は教祖の唱へ玉ひたる新福音が、神道にもあらず亦佛教にもあらざるが故なり。此に於て彼等は無知の愚民を煽動し、又暴徒を使喚し、百方手段を盡くして教祖を迫害せんと試みたり。曰く、無學の一婦人何を知ららん。曰く、日本古來神佛二道の外に新教を唱ふるものは邪教なり。曰く、神の御使と自ら稱するものは狂妄人なりと。是れ、毎に彼等が攻撃の警語にぞある。

今、反對攻撃迫害の最も著しき事實、僅かに二三を擧げて其他を概すべし。

或る時に、村民等は多人數黨を組み隊を成して教祖の所に潮の如くに押し寄せ來り、説教を止めよ、然らざれば危害を加ふべし、と言ひ罵り、暴行を逞ふして退去しける。又、小泉に不動院といへる山伏あり。此人素より修驗を以て名を知られけるが、教祖の教日に熾んなるを嫉ましくや思けん。多數の徒弟と暴徒とを驅り催ふして、説教祈禱の廢止を迫り、中山家の門内にある祈禱に用ふる太鼓を切り破り、又提燈を切り落し、然る後に暴徒等は土足の儘にて教祖の所に亂入し、不動院は腰に帯びたる大刀をすらりと抜き放ち、之を教祖の眼前に突き立てて眼を怒らし聲を荒らげ、教祖に向つて難問を試み、若し教祖の答辨窮するあらば一刀の下に斬り捨てんと勢を示しける。然れども、教祖神色自若として毫も動じ玉はず、一々答辨し彼等を説服して退去せしめ玉ひける。又、近村に守屋筑前といへる博學多才の聞へある神官ありける。此人、教祖の事を聞き傳へて思ひけるに、元來、無學なる一女子神使と稱して教へを説くは、是れ必ず世を欺き人民を惑はすの狂妄人なるべし。いでや是より彼を訪ふて、問難を試み、理に服せしめて邪を排くべし、とて、衣冠を整へ教祖の許に來り、問難數刻の久しきに涉りしが、教祖の廣大深遠なる御智慧に

服し、驚嘆して曰ひけるにハ、御身は凡人にはまします。御身の教は誠に世界人類を正道に導くものなり。斯る尊ぶとき御方とも存ぜずして侮り奉りたる無禮の段は赦させ玉へ。是れより御教の爲めに耶か徹衷を盡すべし」と盟して歸りける。

秀司主思はれけるには、斯の如く反對者流が屢々來りて暴行を逞しうするものは、畢竟教祖の教が傳道布教の公許を得ざるが爲めなるべし。守屋筑前が神祇管領吉田家の配下に屈し大和一國神官取締を勤めをること幸ひなれ。之に依りて傳道布教の公許を得べし」と。終に筑前の盡力に依り、慶應三年七月を以て京都なる神祇管領吉田家より神道布教の許可を受けられける。是れ教祖が公認を得るの初めなり。

左れども明治維新以後に至り神官僧侶の攻撃稍々衰へて、官衙の干涉之に代りて又始まりける。蓋し、教祖奈良縣の一隅たる山邊郡の一小村落に蟄伏し玉ひしと雖、御名遠近に轟き渡り、神の恩寵を被らんとて四方より來るもの日に夥しかりければ、奈良縣廳は之を容易ならざる出來事と認められ、教祖七十八歳の御時、即ち明治八年八月を以て、教祖及び御長男秀司主を召換せられ、取調の末、教祖に三日間の拘留を處せられたり。

教祖拘留より放免せられて歸り玉ひし後、御五女小寒子歿せられ、又十四年陰曆三月を以て、御長男秀司主歿せられ、又翌十五年を以て、秀司主の妻松枝子歿せられ、教祖は此時八十に垂んとするの御高齢を以て、斯くの如く御一家不幸相繼ぐにも拘はらず、濟度宣布の御天職を竭し玉ふの御精神は益々矍鑠にぞましましたしける。

明治十六年陰曆七月、三島村民禱雨の事によりて、教祖丹波市警察分署に拘引せられ玉ひぬ。同十九年、樺本警察署に八日間拘留せられ玉ひぬ。教祖が明治八年より十九年迄、拘引監禁の所分を受け玉ひしことは二十回以上に達せり。警吏教祖の御宅に臨監して種々嚴酷なる干涉を試みたるに至りてハ、前後幾回なりしを知らず。然れども其拘留

より放免せられて歸り玉ふ毎に、四方の信徒衛門の外に來り集り、歡呼の聲は宛ながら雷の如く、車は何百輛、人は何萬人といふ數を知らず。道路絡繹として中山家の門前迄送り奉るこそ勇ましかりける事共なり。

此間、重要事件として特筆すべきは、明治元年即ち教祖御年七十歳の時に、筆を執りて御神樂歌十二下りを草し玉ひ、明治七年陰曆十一月、即ち教祖御年七十七歳の時に、始めて赤色の御衣服を召し玉ひ、明治十六年十月、御休息所の建築落成し、風雨をも蔽はざるの草廬より之に御移轉あらせられたるの三事、是れなり。

以上叙述する所は、是れ教祖が濟度宣布の御天職を奉じ玉ひたるの事實に外ならずと雖、僅かに是れ、教祖が全世界大濟度に對し玉ふ御理想が實行され始めたるものにして、之を譬ふれば、猶ほ東天の微光の如き也。此微光が漸々擴がり、漸々輝き、遂に六合を照臨するに至りては、唯之を御豫言に徴すべきあるのみ。御豫言は即ち御理想也。

抑も此御豫言は、教祖の教と世界との關係にして、將來に於ては教祖の教と世界とは互に協同して働くへし。従つて世界が教祖の教によりて改化せられ、統一せられ、平和せられ、完美せらるゝは言を待たず。依て今左に御豫言の要を列して、濟度宣布記を補ふべし。

御神樂勤、上天濟度の恩寵は天啓と靈化なり。而して靈化は神の恩寵が神祕的に我々各自が心内に働くの靈機なりと雖、此靈機が最も神祕的に働くへき機會は御神樂勤に在り。是れ、神祕の最も大なるものなり。故に御神樂勤の目的を論ずれば、一には我々信仰の振興なり、二には我々心靈の清淨なり、三には神人交通の靈機なり。然らば教祖は御神樂勤を以て我々人類が新天新地に入るの警報なりと宣言し玉ひ、將來に於ては御神樂勤の奉行者を七十五人に増加し、全世界大濟度に對して神の恩寵を最も強盛に迎へ奉り、人類最大の禍害たる戦争の如きものも此恩寵の力に藉りて鎮伏し、平和を萬國に與へ、炮銃の煙を化して日月の光とならしめんとの有り難き思召なり。是の如くなれば、



御神樂動は世界人類に對する濟度恩寵の最大警報なることを知るべき也。

我々教徒の道行、我々教徒にして全く神の恩寵を被らんと欲せば、教祖の御辛苦、御艱難を以て之が模範とすべきことは言を待たず。楮又、此最後の目的に達せんには、我々教徒たるもの各自は、各自の道行あり。一列は一列の道行あり。教祖此道行に就いて豫言して仰せらるゝには、  
「險峻の中をも通らねばならず、荆棘の中をも通らねばならず、火の中も通らねばならず、劍の中をも通らねばならず、險しき道、窄き道、怖ろしき道、悲しき道を通り抜け、然る後に廣濶平坦なる衢に出るを得べし」と。險峻の中、荆棘の中、火の中、劍の中とは、我々教徒が各自一列に教祖五十年の御辛苦、御艱難を以て模範として、何如なる反對も、何如なる攻撃も、何如なる迫害も耐へ忍ばねばならぬといふ御譬喩なり。險しき道、窄き道、怖ろしき道、悲しき道とは、教祖の教未だ世間に弘通せざる間は、教徒又は教會があらゆる困難と苦闘最中なりとの御譬喩なり。然る後に廣濶平坦なる衢に出るを得べしとは、教祖の教が世界に向つて戰勝を奏し、世界一列神に返りたらんには、教徒又は教會は始めて光榮を得へしとの御譬喩なり。要するに、苦闘は道行なり。平和と光榮とは目的なり。

世界の統一、教祖は世界の統一を豫言し玉ひぬ。此世界の統一とは、交通及び貿易の發達に原因する物質的意義にあらず。亦、世界萬國が將來一大強國によりて一統せらるゝといふ政治的意義にもあらず。即ち神の濟度の恩寵によりて洋の東西南北を問はず、色の黃白赤黒を論ぜず、世界人類が同情と平和との極點に達すといふ精神的意義の世界一統なり。明言すれば、教祖の教によりて、世界一統せらるゝなり。

抑も教祖が御神樂歌を草し玉ひたるは、即ち明治元年にして、既に是れ我國が萬國交際を開くの始なりしかども、世界一列を平等に救ふべしといふ教祖の御思想は、御神樂歌を草し玉ひたる三十年前即ち御神憑の時に顯はし玉ひ

ぬ。是時に方りてや、鎖國攘夷の主義始めて萌芽を發し、儒者は孔子春秋の尊王攘夷を祖述し、佛教は一切衆生の濟度を唱ふるにも拘はらず、基督教を以て大敵とし、外人を視ること惡魔の如く、國學者流の或る者には、却つて世界一統といふ雄大なる思想發達セリと雖も、亦是れ神國を以て遠夷を馭し、八紘に臨まんとする一種偏陋なる政治的意義の世界一統に外ならず。若し夫れ、世界を以て一家とし、人類を以て同胞とし、同情と平和とによりて世界を一統せんとといふの思想に至りてハ、唯、我教祖御一人ありしのみ。是れ、教祖の教が即ち全世界大濟度の宗教たる所以也。

**教會** 教祖は天理教會に就いては殊に重要な御豫言を垂れ玉ひたり。此御豫言の中に包含する御意思を明瞭にすれば、一には教會の擴張、二には教會の勢力、三には教會の統一、四には教會の發達、是れなり。一に教會の擴張とは、教祖天啓の教は素より全世界大濟度なれば、天理教會も之に従ひて全世界に擴張し、萬國萬民を包括して盡く神の恩寵に浴せしむべきをいふなり。二に教會の勢力とは、教祖の立て玉ひたる教會は即ち是れ神の御國にして、萬民の光明を仰がんと欲するものは教會に來らざるべからず、活泉を飲まんと欲するものは教會に來らざるべからず、教會の立つ所は即ち是れ我々人類靈福と平和との現はるゝ所なるをいふなり。三に教會の統一とは、教會本部所在の地はいかなる事情ありと雖、天長へに地久しく、大和庄屋敷の靈地即ち教祖の住み玉ひたる御地を離れて他に移轉することを得ず、而して教祖御昇天の後、教祖に代りて教會を指導するものは神の御心に合ふものゝ外、何人と雖此天職に任ずるを得ざるをいふなり。四に教會の發達とは、將來に於て教祖の教が全世界に普及すると共に、上述の如く七十五人が日々夜々本部に在りて、萬民の爲めに御神樂動を奉行するをいふなり。以上は教祖御豫言中、最も重要なものなり。

**革命** 教祖の教は我々人類を道德的に精神的に根本より改造するの教にして、社會又は政治と直接の關係を有する

の教にあらず。然れども、此道德的 精神的革命は終に現はれて、穩和健全なる社會的 政治的の革命となるべし。左れば教祖は、『高山にそだつ木も谷底に そだつ木もみなおなじこと』『これまでは萬づ世界は上のまゝ、もうこれからはもんくかはるで』と豫言し玉ひぬ。所謂峰頂に生長するの樹木も湖底に生長するの樹木も同一なりとは、我々人類は本來平等にして貴賤貧富は人爲的階級なり 自然的階級にあらざれば國家の組織一變し、社會の秩序が漸々眞理に近くに從つては、愚時にして傲慢なる貴者は其貴を失ふて賤者に墮るの時あるべく 聰明にして謙遜なる賤者は其賤を脱して貴者に代るの時あるべく 勤勉なる貧者は進んで富者たるの時あるべく 懶墮なる富者は退ひて貧者たるの時あるべくして、人類平等の眞理大に顯はるゝをいふなり。所謂強者壓制の時代既に去りて革命將さに來らんとするは、近く言へば我邦徳川大將軍を始めとし海内大小名が政權を朝廷に奉還し、士農工商の階級此に打破せられ、公明の政立ちて壓制の治復た行はれざるをいふなり。然れども、是れ既往の事たるに過ぎず、若し夫れ教祖の教が我々人類を道德的に精神的に根本より改造するの結果、行く／＼世界に現はるゝに至りては、天に順ふものは榮へ天に逆ふものは亡びて、萬國萬民の局面又一變するに至るべし。是れ、教祖革命の御豫言なり。

神殿、神殿の造營も亦教祖の豫言し玉ふ所なり。此神殿の造營せらるべき地は、即ち大和本部所在の地にして、他日全世界に普及する神の教會が中心たるべき地なり。教祖嘗て豫言して曰く、我今住む所は將來に於て四里四方に擴張するの一大都會を現出し、萬國萬民我教を信するもの來り集るべし」と。亦た是れ神殿あるが爲めならずや。然れども、此神殿の造營は普通の神殿にあらずして、實は甘露臺の造營を意味するなり。甘露臺は教祖御神樂歌に、『一列すまして甘露臺』と歌ひ玉ひしが如く、我々人類が濟度の恩寵を被り 其心清淨となりたるの紀念として建てたるものにして、甘露臺一たび建てらるゝときは、我々人類の靈福と平和とは地上に降るべし。然らば又、神殿造營の御

豫言の甚だ重要なを知るべきなり。

## 第五章 終 結

教祖を拘引せんとて巡查御宅に來れば、  
「妾は何如なる惡事を犯したるや」と答はせ玉ふを毎に例とせり。既に拘留せられて警察署内又は獄中に赴き玉ふや、起居動作御宅にあらせ玉ふと毫も異ならず、或る時は、同じく拘留せらるゝ人に向つて教を説き聽かせ玉ひ、或る時は十餘日間斷食し玉ひぬ。或る時は、既に明けて太陽既に東天に登り巡查猶ほ熟睡せしかば、躬ら起ちて「らんぶ」の火を吹き消し玉ひけるに、巡查は俄かに目を覺まして、  
「何をするか」と咎めしに、教祖は微笑して、  
「太陽既に昇れり。燈を點ずるは無明なり」と答へ玉ひける。教祖が胸裡廣大。彼我の別を離れ、到る所として從容自得し玉へる者概ね此類なり。

然れども教祖が既に九十歳に垂んとするの御高齢を以て、屢々拘留監禁の處分を被り玉ふものは、全く是れ、濟度宣布の御天職を竭くして御一身の安危を顧み玉はざるの御覺悟に出るとはいへども、御弟子達殊に御孫にして秀司主の御嗣子たる新次郎主及び御親族の方々が最も苦慮せらるゝ所に於て、其結果は自然一派の異見を生じ、即ち教祖と肉縁を聯ねらるゝ御親族の方々は、多く教祖の御身上を氣遣ひ奉りて、御布教を緩くし奉らんと主張せられ、又教祖の御教理を専心一意に信奉せる御弟子達は、飽迄教祖が濟度宣布の御天職を竭くし玉へるに任せ奉らんと主張せられ、互に相譲らざるの勢を呈したり。

抑も是時に方りてや、日本の憲法未だ制定せられず、人民信仰の自由未だ保障せられず、故を以て教祖の教は明治三年王政維新の結果として、秀司主が曩きに許可を受けられたる神祇管領既に廢せられるも、明治十八年神道本局の

直轄に屬し、傳道布教更に公許を得たるに拘はらず、地方官衙或は神佛二道を保護せんに出でたるか、將た新宗教の氣餒を挫かんとするに出でたるか、抑も世間に流傳する種々の妄説を信ぜらるゝに出でたるか、教祖の教に對するの干涉最も嚴酷なりしなり。巡查が教祖及び御家族御弟子達を拘引し去るは上述の如くなり。此外巡查の臨監毎に貴重なる書き物が收め去らるゝあり。御神樂勤の法物が破壊せらるゝあり。群集せる教徒が逐ひ掃はるゝあり。説教祈禱が中止せらるゝあり。出入が禁止せらるゝあり。其干涉は誠に名狀すべからず。

斯くて明治十九年陰曆十二月八日の夕刻に至り、教祖御入浴あらせられ浴室を出て玉はんとするの際に、俄かに御身體の動搖を感じ玉ひしかば、*「是れ必ず世界變動の前兆ならん」*と仰せられたれども、別に異狀なかりしなり。然るに翌日に至りて、教祖果して少しく御不例の氣味ありければ、御弟子達其故を問ひ奉るに、教祖答へて曰く、*「善く承はれ、時機は既に逼れり。我、濟度宣布の天職を奉ぜし以來、今日に至る迄四十九年の長き月日を經過せり。然らば今日に至りては、最早平生汝等が信する所を守りて世に應ずること肝要なれ」*と諭し玉ひぬ。蓋し、*「咎々裡に御用意を示めし玉へるなり。然れども、教祖の御眞意を解するものなし。唯、警察の干涉をも顧みずして御神樂勤を奉行せり。」*

越へて十一日に至り、教祖又御不例の色あり。人々復た驚いて問ひ奉るに、教祖答へて、*「我長き日月に誨へし所猶ほ解せざるか。さりとは措むべきの至なり。天啓の教にして虚妄なりせば、四十九年の間焉んぞ能く生命を保たんや。唯、我教理説き盡くして既に十分なり。今又何をか言はん。汝等、善く聽く所を思へよ。信する所を行へよ」と仰せらる。此時、教祖御全身寒冷にして最早危くぞ見へ玉ひける。此に於てか一同恐懼して、門を閉ぢ御神樂勤を奉行せり。蓋し、*「警吏の來りて干涉せんことを恐るればなり。」**

十二日には教祖の御身體稍々平常に復し玉ひぬ。越へて十六日の朝に至りては、御氣色殊の外に麗はしくあらせられ、一同を招いて種々御教訓あり。越へて十八日に至り、御晝飯を喫し玉ひぬると間もなくして、又俄かに御不例を示し玉ひければ、人々は大に懼れて問ひ奉るに、教祖御教訓ありしこと前の如し。此日以後二十五日に至るまで、教祖御身體日々御不例をぞ示めし玉ひける。

越へて二十五日の夜半に至り、教祖一同を御寢所に招きありて御神樂勤を奉行せんことを諭し玉ひけるに、一同は「近日警察の干渉殊に甚しければ奉行し難し」と答へ奉りぬ。教祖乃ち諭して曰く、「神ありて、然る後に世界あり、人類あり。人類ありて、然る後に法律あり。然らば、法律は神意に従ふべきものなり。今や、神の御心を奉行するに何ぞ躊躇せんや」と。「然らば、神意王法衝突する場合には、いかゞ致すべきや」と一同が問ひ奉るに答へて、「神意王法終に一致せねばならぬ。若し夫れ衝突する場合には、可成婉曲に行ふを宜しとす。然れども大事に際して、萬世止むを得ざるの場合には、斷然眞理大道を踏んで進むべし」と仰せられぬ。此に於て一同大に教祖御眞意の在る所を悟りける。

然れども一同は猶ほ、教祖御昇天の期既に逼りたるを悟らず、二十七日に至りて教祖の御不例猶ほ平常に復し玉はざるを憂ひ奉り、御諭を乞ひしに、教祖は、「願慮する勿れ、躊躇する勿れ、唯一心に天啓の教を宣布せよ。今や、武器は整いたり、戰士は集まれり、唯一心に布教せよ」最も勇ましき御語調を以て諭し玉ひぬ。

明治二十年陰曆正月二十五日の夜に至り、親族の方々及び御弟子達例の如く一同教祖の御寢所に集りしに、教祖は最も莊重なる御語調にて人々に向はせられ、「扉を開いて世界を一行に踏みならすべきか、將た扉を閉して世界を一行に踏みならすべきか。今、汝等は此二條に就いて、善く熟考し答ふる所あれ」と仰せられる。此に於て一同御前を退

き相議して曰く、「從來教祖の御諭教は誠に平易明白にして、何人と雖解することを得べし。但し御豫言に至りては、深遠幽玄、往々凡慮の解する所にあらず、此御諭教は即ち御豫言にあらざるか。左れども、扉を開ひて世界を一行に踏みならずべしとは、定めて是れ天啓の教をば進んで世界に擴張し玉ふの御意なるべし」と衆議此に一決し、一同再び妙祖の御前に出で、「願はくば扉を開ひて御布教あれ」と請ひ奉りける。教祖御手に持ち玉ひたる扇子を開き乍ら微笑し玉ひて、「善ひ哉、善ひ哉、汝等の請ふ所や、扉を開くは最も神の御心に合へり。然れども、汝等の思ふ所とは大に異なる所あるべし。後に至りて之を知らん」と仰せらる。而して一同は猶ほ、教祖の御真意を解する能はざりしなり。翌二十六日の朝に至り、更に御前に出で、御諭教を仰ぎ深き御思を謝し奉らんとて、一同打ち揃ひ甘露臺に至り、午後二時頃、將さに御神樂勤の奉行を終らんとする時に、教祖は既に御休息所に在りて昇天し玉ひける。

此に於て人々一同は始めて、「扉を開ひて世界を一行に踏みならず」の御言は、御昇天の御暗示なることを悟り、又遠き既往に「正月二十六日を待つ」との御言も、今日の御豫言なることを悟り、圓滿平和にして眠るが如きの御遺貌を拜し奉り、聲を限りに慟哭しける。此日、天色暗慘として愁を帯ぶるが如く、非情の物も非悼の意を表するが如くなりしは、哀はれにも又尊ふかりける。

斯くて一同名残は盡きざれば、計を遠近に傳へしに、教徒大に驚愕措く所を知らず、引きもきらず馳せ参り。御休息所を取り圍みて立錐の地をもなかりける。此時、教徒一同の耳許に忽ち聲あり、曰く、「あゝ汝等よ、我此世を去るハ神の御心なり。汝等が願ひたる扉を開くとは、此事を暗示するものにあらずや。今更、何の驚くことかあらん。我五十年間の長き日月に説き聽かせたるものは汝等の心にあれば、汝等は益々信仰を勵まして、一日も早く神の恩寵を萬民に分てよ。我、肉體は死するが如しと雖、實は死するにあらずして、汝等と共に永遠にあるなり。汝等、無益

の悲嘆を休め、傳道布教濟世救人の實を擧げ、以て我を慰めよ」と。此に於て一同、俄かに大夢の覺るが如き心地して、後事經營の協議にぞ移りける。

教祖の御遺體は最初、善福寺の境内に葬り奉りしが、明治二十四年十月に至りて豊田山に改葬し奉りぬ。此豊田山は本部の北方に聳る一高岡にして、二十四年八月より工事を起せしに、教徒老少となく男女となく、四方より先を爭ふて來り集り、教祖平生歛身的勞働の御教育を實行せんとて、多き日は二千人に餘り、少き日も千五百人に下らず工事を助けしかば、山を削り石を疊み樹を植へ道を開き垣を構へ墳を築き、左しもの宏大なる大工事も僅々八十餘日の日子を以て之を完了し、教祖の御遺體を移し奉り、世界萬古の（五九）とぞなしにける。

天理教會は明治二十一年に創立せられ、分散せる教徒は之に依て統合せられ、傳教布教の勢日に烈しく、熱心なる布教者等は、教祖の御辛苦御艱難を模範にせんとて、身命を顧みず飢寒を厭はず先を爭ふて四方に奔走せしかば、教祖御昇天後未だ十有餘年を経過せざるに、早くも既に海の内外に光被し、北は北海道より南は沖繩縣に至り、日に月に擴張し、又海を踰へて臺灣及び清國にも入り、今や教徒の數三百萬人、分教會、支教會、出張所、布教所の數二千餘所、教師の數一萬九千餘人の夥きに達するに至れり。此に至りて、教祖の御豫言益々信すべく、眞理最後の戰勝愈々疑ふべからず。

教祖の御長男秀司主、御長女安子、御二女政子、御四女恒子、御五女小寒子歿せられたること上述の如し。中に就いて御三女春子は、梶木氏に嫁せられ、龜吉、松次郎、眞之助、樞次郎、竹下、久子、を産まれしが、此眞之助は教祖の思召により、幼時より中山家に養はれて嗣子となり、秀司主の御長女玉惠子に配偶して家督相續されぬ。現今の天理教會本部長中山新治郎主は、即ち此御方の事なりける。



# 教義學概論 (一)

諸井慶徳

まへがき

これから數回に亘つて發表する予定のこの論攷は、筆者のさまやかな信仰的歩みの一記録である。謂はゞまだ試論の域を脱しないものであつて、筆者自らとしては當分未發表のまゝおきたゞ氣持もあつたが、この種のものに對する要望も少からざる今日、そして筆者自ら致てその要を痛感せざるを得なくなつたので、思ひ切つて發表することとした。名づけて教義學概論といふが、教義を専ら對象として取扱ふ故かく稱する。その意は序説に述べる。當然成り立つべき天理教神學(かく言ふのが適當であら否かは別として、ともかく一般にかく言はれるべきもの)の一部たれば幸である。少くとも論攷の内容は神學的見地及方法による神學的考察である。神學は廣般な問題を含むが、それは先づ教義學から始められるべきであらう。我々は佛敎の阿毘達磨(ābhidharma, abhidharma)や回敎イスラームのカラーム(ḥ. Kalam)の如くに、必ずしも自らが神學と言はずとも、客觀的にかく見做されるべき値あるものを營めばよい。それに本敎に於ては何と言つても未だ神學といふ稱呼は時期尚早である。かゝる上から筆者はことごとく神學といふ文字をさけた。但し意圖は外ならず神學論攷にあると言ひたい。心ある同信の友に何等かの資になれば望外の喜である。

尙この論攷は原論として五回か六回この誌上に發表するつもりである。各論は然る後か乃至は別の紙面か(例へば天理教青年會機關誌(ARAKI-TORYO)に掲載したいと思つてゐる、大方の示教を乞ふ。

## 序 説

教義學概論の名の下に、我々は天理教信仰の内容的把握並びに追求を、組織的反省に於て行爲することを冀ふ。それは天理教教義の要綱に就て、その眞理性を體系化せんとする試みとも言ひ得るであらう。かゝる種類のことは、通常「教義概論」と言はれるものとも似通つてゐる。この言葉で一般に成程或程度の了解が得られる筈である。然るに我々は今敢て「教義學概論」といふ。これは抑々如何なる意味であらうか。兩者の相違は如何なる點に存するのであらうか。前者にあつては専ら天理教の教義を種々多様に取り出して、横觀的乃至平面的にその展望を與へんとするのであり。教義の各方面を廣く眺めんとするのであるが、後者に於ては寧ろ教義を何等かの體系にもたらし、重點的に且つ綜合統一的に把握し、縱觀的乃至主體的にその要項を深く探求し、理念的にふみ込んで信仰的納得を齎らんとするのである。かくして教義學概論の中には、單なる教義概論と異つた原理的反省がこめられねばならない。それは教義の各項を傍觀的に眺める編纂者の營みではなくして、教理の内容を信仰的に認證し、主體的に追求する眞摯なる信仰行爲に外ならない。さればかゝる態度それ自體の原理的自己凝視が前提とされる。これは教義の眞理性を現代世界との對決に於て檢討せんとする信仰者にとつて、正に必然的に負課せられたる信仰的努力でなければならぬ。

(一) 我々の立場は一つの教義的な信仰行爲としての Dogmatic の問題にある。單なる Doctrin の説明ではな。

教義學とは如何なる學であらうか。この間に對する答は一見至極簡單容易の如く見えて、實は仲々困難なものである。成程文字通りに解せばそれは教義の學である。然らばこゝに言はれる教義とは如何なるものであり、學とは如何なることであるか。かゝることが既に必ずしも判然たるものではない。加ふるにそこには單にかゝる概念規定だけで

なくこの教義學的叙述全體に於ける態度の決定が求められてゐる。それが「學」と呼ばれる以上畢竟、科學とか哲學とかの如き所謂文化的な學問全體に對する關係如何が答へられなければならぬ。この點に於ても先ずこゝに提起せられた概念の意味内容が明確にせられねばならない。然し乍らかゝる問題は今後の我々の論述によつて次第に解明されて行くべきであつて、今は些細に論ずることは避けたい。我々は先づ眞面の問題として、こゝに教義と言ふは如何なることであるかを反省する所から進みたいと思ふ。

(一) 教義學の「學」とは *Wissenschaft* 乃至 *science* と必ずしも同じではない。それは教義を客體的對象として検討するものではなく、教義を主體的に理解して行く學である、それは或意味に於ては學といふよりも行であり、道である。かゝる意味に於て「教義學」といふは最適名稱とは言ひ得ない。寧ろ「教義を主體的に味讀し體得して行くこと」それ自體である。かゝる意味に於て *Dogmatik* といふ言葉は適した表現であらう。同じ語源から出ても *dogmaticus* 乃至 *dogmatique* は若干ニュアンスを異にする。

(二) これ等の問題は教義學の方法論として別に又稿を改めて検討してみたいと思ふ。それは寧ろ天理教學乃至天理神學の根本的基礎論ともなるべきものである。即ち總じてかゝるものか成り立つや否や、成り立つとすれば如何なる範圍、對象、目的、本質のものであるか等々興味ある問題である。然し今は余り迂路に過ぎると思ふので省略することにした。

抑々教義とは一般に宗教に於て、その信仰内容となつてゐる教説の中で、特にその中心的部門を占めてゐる根本的な原理乃至理念を言ふ。それは單なる個々別々の教説教話でもなければ、又それ等の集合でもない。感激話の斷片や教話の綴り合せに止まらずして、それ等の根底を貫く理念的な或物でなければならぬ。往々人はそれを教理と相混

滑して用ひる。教義といふこともあるし、教理といふこともある。然し教義と教理とはその語感に於てかなり相異なるものであつて、必ずしも相掩ふものではない。教義とは宗教の何等かの教團的全體に於て特にその中心的教説をいうのであり、教理とは寧ろ教團的願慮を離れた教への節々それ自體に注意の重點がそゞがれてゐる。前者にあつては個人的信念の如何によつて、甚だしい變容は來さるべきではないが、後者にあつては個人的變容がかなり齎らされる。それは些細の點にわたつて個人的信念が加味され、各人の信仰的體驗によつて發展を或程度迄許される。

(一) 勿論かく言つても、これは大體の氣持の上のことであつて嚴密には必ずしもこのことは妥當しない。ヨーロッパ語に於ける

二つの用語 *dogma* と *doctrine* *Dogma* と *Doktrin* *dogme* と *doctrine* は大體教義と教理の對照に比較せられるであらうか、その意味區別は若干異つてゐる。*dogma* *Dogma* *dogme* はギリヤ語の *dogma* から出たものであつて、これは *dogma* (思ふ、考へる) から出てる。かくて「一般に眞理なりと思はれること」を意味したのである。かくて教團的に公に承認せられてゐる教への内容の根本的なものを意味せられた。かゝる意味にては教義と略々近々とも言ひ得る。之に對して *doctrine* *Doktrin* *doctrine* はラテン語 *doctrina* から出てるのであつて之は *doceo* (教へる) から出來た名詞であつて「教示」「教説」を意味する。だから教理とも一脈相通するであらう。しかし理の意味は余り強くない。

但し我々がここで用ひる教義なるものは十分の含みと幅を持つた内容であり、重點は勿論所謂教義に置くとはして、他面教理的側面をも併せ持つたものとして考へて行きたい。それは本來「教へ」である。抑々教義と言ひ教理と言ふも之に「義」乃至「理」の附加されたものに外ならない。教へとは主客の兩者を豫想する。教へる主體があり、教へられる客體がある。そして教への内容はこの主客を媒介するものでなければならぬ。こゝにあつては根源的主體と

しての神の教へ給ふものであり、被造的對者としての人間へ教へられるものである。教へる側からの働きかけと教へられる側に於ける受けこたへこゝに表現せられ形成せられるのが「教へ」そのものである。「神の言ふこと」(M序)<sup>(1)</sup>「説いて聞かす」(M序2・3)「言ふ」(M序4)「聞く」(M序5)「言ふて聞かす」(M序6)「説く」(M序7)の如く極めて數多くこの事が啓示せられてゐる。「教へる」とは通常人の人に對する啓蒙的指導的行爲を意味せられる。然し、こゝにあつては何よりも先づ神の人に對する「教へかけ」であり、人の神に對する「教へられ」である。それは人間の蒙を啓き神の眞理を明ならしめんとの切なる神の働きかけである。<sup>(2)</sup>そしてこの契機を通して自己顯現するもの、それが神の主體性に裏づけられた神の眞理そのものであることは申すまでもない。然し乍ら他面、そこには神の對人的言出性が本來的に屬してゐる。<sup>(3)</sup>これを現實的に如何に解釋し、如何に理解し、如何に把持するか、こゝに教團的正統主義の不可缺なる所以がある。かくて教團の權威と責任に支へられた對世間的表現性がなければならぬ。<sup>(4)</sup>我々はかゝる本質的人格を一言にして宗教に於ける「教」として呼稱し得るであらう。それは必ずしも佛敎的傳統に立つ「教」と同じではない。それはこの意味に於ては佛敎的「法」も含有し、更に西歐的 dogma の内容も包括するのである。抑々佛敎にあつては教義乃至教理の總括的呼稱を「法」(dharma)と言ひ、或は「教」(agama)と言ふ。法 dharma とは達磨、達摩、陀摩、駄摩、等の字をあて、音譯されるが之は dir(保つ)といふ動詞より出たものであつて、自らの性を保持して改變せず規範となりて物の解を生ぜしむるもの、意より轉じて、佛所説の教といふ意となつたものであり、agama は san(達する、あらはれる)といふ動詞から出たものであつて、知識を言ひ傳統的な教説を言ふ所から出たものである。かくして、この語は言説にあらはれる方面を主として指す。かくの如き所以から佛敎にあつては通常「心に在るを法と言ひ、法の言に發するを教といふ」とされてゐる。キリスト敎社會にあつて通常教義を指す dogma はギリシ

ヤ語 *dogma* からそのまゝ由來するものであるが、之は前述の如く *dogma* から出た語であつて、即ち人が眞なりと考へること、世間の一般的見解の意に用ひられるのが原意である。かくてキリスト教社會に於て教會に公に認められたる信仰的認識を綜合的概念的に言ひ表はしたものを言ふ様になつたのである。我々が今こゝに「教」といふ言葉で意味するものは概ねかゝる内容を併せ持つものと思つて差支へない。然し乍ら何よりもそれは親神によつて開示せられた眞實の道であり、その言説的表出であり、そして又必然的なる神的權威に緣ぢられた(之は後に教團的權威となるものである)根源的見解でなければならぬ。<sup>(五)</sup> 次の御歌にこのことはよく伺ふことが出来る。

これまでにてはなしもといたれど、まだゆうてないしんぢつの事 (F IX 13)

このよふをはじめてからにけふまでは、ほんぢつをゆうた事なし (F XI 75 XV 48)

けふの日はどのよな事もしんぢつを、ゆはねばならんよふになるから (F XI 76)

けふの日はほんしんぢつをゆいかける、どふぞしいかりしよちしてくれ (F XV 49)

このみちはせかいなみとはをもうなよ、これまつだいのこふきはじまり (F V 18)

このさきはみなだんくとしんぢつ、みちをふしゑる事であるから (F VIII 14)

このみちはどふゆう事にをもうかな、このよをさめるしんぢつのみち (F VI 4)

このみちはまことしんぢつむつかしい、みちであるぞやみなしやんせよ (F X 35)

(一) 以下、みかくらうた、おふでさき、おさしづ、の引用に際しては夫々 M、F、S、の略號を用ひることとする。何この所依の原典は天理教教會本部、教義及史料集成部刊行のものによる。ローマ數字は各下り、及び各號を示し、算用數字はお歌の順番乃至番號を示す。

(二) 「教へ」の本質は何よりも「教へ給ふ」神の主體性に外ならぬ。それは先づ客體的な文字的形成物として受取られるよりも先に、かゝる神の主體性の意味を汲み取られねばならぬ。

(三) 「教へ」が現實に表現せられる時は如何にしてもこの制限を脱することは出来ぬ。我々は教理の理解の豫備理解として、このことは十分心得て置かねばならぬ。これに就ては又別に稿を改めて論ずるつもりであるが、この一部は青年會報、一、二、三の各號所載拙稿「教理論」に述べた。この稿は以下つゞけるつもりであつたが諸種の事情の爲中途に打ち切られてゐるが、何れ書きつゞけたいと思つてゐる。

かゝる教理の制限性は一言にせば對人性につきる。即ち神は絶大の力量を有し給ふが、教へを聞くへき相手の人間の余りにも不十分なるが爲に止むなく極度に制限せられざるを得ぬ。それは次の如き各種の制約の下にある。神にとつては極めて窮屈な主體性の發現であらう。

一、表現性（神の主體性が何等かの表現に齎されなければならぬ）

そしてこの爲には、形式と内容の對人的制約がある。

二、場所性（一定の場所で説かれねばならぬ）

三、時間性（一定の時間的制約を受けねばならぬ）

四、言語性（表現形式として大部分言語によらなければならぬ。明治年門の日本語、大和方言として現はれてゐる）

五、世間性（以下内容の問題であるが、當時の世間の理解し得ること）

六、對者性（語りかけ給ふ相手の人の機根、才能に應じなければならぬ）

七、對悪性（特に惡し事例を中心として教へを示し給ふ時が多し）

八、重點性(重點的に教への要點を説かれねばならぬ)

かゝる各種の制約の下に働きかけ給ふ神の切なさを洞察しなければならぬ。然し、このことはさればとゞつて教理的表現は總て方便であるとか、象徴であるとか言ひ切つてしまふべきではない。或場合には勿論明にかゝるものがある。例へば「いたとへて話す」等の如き場合、然し我々としては何よりも先づ、神の主體性の端的な表現としての直接性を讀みとらなければならぬ。佛教に於ても、キリスト教に於ても一面には方便論(例へば天臺智顛の法華文句の如く)或は象徴論(フリース J. F. Fries Wissen, Glaube und Ahndung 1805 S. 309 ff. に於ける所論の如く)が専ら注意せられても、その際は又かゝる方便なり象徴なりか單なる間接的表現としてではなく、直接的な端的な記號として、或は單なる方便に非る秘妙と言はれ、或は單なる寓意に非る象徴と稱されたのである。

(四)「教へ」の理解に於て信仰者の體験的悟りは大いに認められるべきであり、特に教理に於ては前述の如くこの事が主張され得るが、その際この理解の適否を判定しその規準を與へるものとして或程度の限界がある。これは教義に就ての教團の權威、即ち教團の教義的正統性である。これは現實問題として極めて重要なものであつて、古來宗教的葛藤はこれをめぐつて行はれなければならなかつた。

(五) 本教に於ける「教」の根本的立場は、それが法的に「眞實」のものであり、教的に「神の説き出て給ふた」ものであり、トグマ的に「公に認められた内容」であると共に、それが實に「神の御旨のほどばしり」であり、人はこの旨を胸に體するべきなのである。その爲にはさとり取らねばならぬか、それは教祖繼型の道によつて如實に示されたものを通して、日々その御跡をふみ做すべき「みち」なのである。「このをしへ」といふ用語は殆どないか(ををしへ)といふ名詞の用例は「まゝでもない事ばかりゆうのものな、これも月日のみなをしへやで」の只一度だけである。然しこの場合にも「この教へ」と



いふ様な意味の用例とは言へない。「このみち」といふ用語は多し、こゝに明な如く本教の「教」は本質的に教祖の御みち  
よすがらにつて生命づけられた「みち」そのものであり、そしてそれは外ならず神の「しんぢつ」なのである。單なる外面  
的に説かれた教示でもなく、内面的な眞理だけでもなく、救けたい親心あふれる神の「しんぢつ」であり、その具現として  
の「みち」なのである。

宗教は絶対者に對する歸依信仰の道である。然し乍らそれは單なる情緒的信仰のみに墮すべきものではない。そこ  
には必ず人間の心情を淨化し聖なる境界へとそれを引上げる力あるものでなければならぬ。それは教による自己淨  
化の道に外ならないであらう。「教は總じて人間の完全性を樹立する爲にオリエンテーションを與へることである。」  
とデイルタイも言つてゐるが、<sup>(1)</sup>寔にサバタイエの言の如く、教のなき信仰はあるべきではない。彼は言ふ「宗教とは  
人間が絶大力を持つ神佛に對して或特殊な關係を見出して行く全體的生活々動であるが、抑々人間は言葉を持つてゐ  
る以上その關係を單に感情や情緒によつて表現するに止まらず、必ず更に思想的表現に齎されずにはゐない。こゝ  
に自ら教理(教義)が起る。かくして如何なる原始民族にあつても、未開時代に於ても何らかの教理(教義)を有し  
ないものはない。<sup>(2)</sup>」と。かくの如く如何なる信仰にあつても教を持たざるものはない。我々はこのことを次の如く言ひ  
たし。「教理なき信仰は空虚であり、信仰なき教理は無力である。」<sup>(3)</sup>と。かゝる意味に於て、この教義學概論は實に本  
教の本質的洞察に缺くべからざるものと言はねばならない。我々はかゝる見地に立ちかゝる了解を以て、本質信仰の  
核心に教義の考察を通して迫り行かんことを希ふ。そしてその秘奥を廣く衆庶の共有物たらしめんことを切願する。

(1) W. Dilthey: "Gesammelte Schriften VI Bd S. 70

(11) A. Sabater "Esquisse d'une philosophie de la religion d'après la psychologie et l'histoire" P, 263 ff

かく宗教に於ける教理(教義)の普遍性を主張することに就ては種々論議もあり得る。然し我々は結論的にこの事を認めざるを得ない。今はこのことに就ては立入らなず、別にこのことは他日詳論したい。

(三) この言葉は教理と宗教の關係に於て我等の新しく提唱するものであるが、その意味する所はその何れも一方だけでは不可であり、夫々相俟たねばならぬことをいふ。

本教信仰はたゞ天理王命なる親神に對して我々の歸依勤行をするだけのものではない。又祈念の三昧に住することでもない。それは第一に教祖に顯現し給ふた神の理を讚仰し、その御言葉に聽従することではなければならない。信仰とは先づ何よりも、神の御言に對する應答であり復唱である。神の御言の語りかけは教祖を通じて我々の體感せる現實である。それは觀念でない。前提でない。我々の投せられた生の具體界である。こゝに信仰の眼は開かれ、信仰の歩みは始められる。この開眼と發足はそのまゝ神の御言の確認への道である。信仰は第二の發音である。第一の發音なる神の御言に基づいて自らが又その響きを、その意味を再び發音し直すことである。「なにかいさい」を説ききかし給ふ神の御言。そこに我々の信仰の基盤があるのである。我々の「教へ」は我々の信仰の骨格であり中軸である。我々はかくてこの教への義しき理を胸におさめつゝ我々の信仰を行するであらう。それは教義の理解たると共に同時に信仰のよりよき體現となるであらう。この意味に於て、教義學概論も亦、我々の活ける信仰として重要な行爲に外ならない。教祖がその御手になるみかぐら歌並におふでさきの最初に於て、同じ御歌を出して居られることは何人も良く知つてゐる所であるが、この巻頭の御歌に仰せられてゐることが即ち、神の御言の尊き宣示を意味せられて

ゐることを悟るならば、本教に於ける「救へ」の重要な所以は直に明にせられるであらう。

「よろづよのせかい一れつみはらせど、むねのはかりだものはない(から)」「そのはづやといてきかしたことはないしらぬがむりではないわいな(なにもしらんがむりでないぞや)」「このたびはかみがおもてへ(い)あらはれて、なにかいさいをとききかず(といてきかす)」「即ち「なにかいさい」を「説ききかさん」との神の御思ひ、これ本教立の切なる原由である。道の子は先づひたすらこの御思に添ひまつりつゝ謙虚にその御言に耳を傾けねばならない。

この道は「救け一條」の道である。「救け」は本教の生命である。然らばこの「救け」と神の御言とは如何なる關係に立つのであらうか。親神は「救け」に就て切々の教示を垂れさせ給ふ。

あしきをはらうてたすけたまへてんりわうのみこと

あしきをはらうてたすけせきこむ、いちれつすましてかんろだい

一れつにはやくたすけをいそぐから、せかいのこゝろもいさめかけ (M 序 8)

ようようこゝまでついできた、じつのたすけはこれからや (M VI 4)

いつもわらはれそしられて、めづらしたすけをするほどに (M III 5)

いつもたすけがせくからに、はやくやうきになりてこい (M IV 5)

むらかたはやくにたすけたい、なれどこゝろがわからいで (M IV 6)

なにかよろづのたすけあい、むねのうちよりしあんせよ (M IV 7)

ひろいせかいのうちなれば、たすけるところがまゝあらう (M V 1)

ふしぎなたすけはこのところ、おびやほうそのゆるしだす (M V 2)

なんでもなんぎはさゝぬぞへ、たすけいちじよのこのところ (M V 7)

やまとばかりやないほどに、くにくにまでもたすけゆく (M V 8)

ふしぎなたすけをするからに、いかなることもみさだめる (M IV 2)

ようこそつとめについてきた、これがたすけのもとだてや (M VI 4)

いつもかくらやてをどりや、すゑではめづらしたすけする (M VI 5)

ひろいせかいをうちまはり、一せん一せんでたすけゆく (M IX 1)

ふしぎなたすけをしてぬれど、あらはれでるのがいまはじめ (M X 2)

むごいことばをだしたるも、はやくたすけをいそぐから (M X 6)

みかくらうたの中で最もよく用ひられてゐる言葉は次の諸語である。その用ひられてゐる場合の回数を假にしらべてみると次の如くである。

こゝろ(24) たすけ(18) 神(16) 世界(10) 一列(10) むね(10) ところ(7) しんじん(6) 慾(6) つとめ(5)

ふしん(5) ひのきしん(5) とうりよう(5) やまひ(5) さい(4) でんち(4) 伺ひ(3) 地場(3) 大和

(3) あしき(3) しあん(3) 大工(3) 等の如くである。かくてこれ等の中で信仰の一番大切な問題とも言ふべき

「心」に次で、最も頻繁に用ひられるものは實に「たすけ」である。これを以てしても本教が特に「たすけ」を重要視してゐることがよくわかるであらう。このことは、おふでさきに於て更に明確な理念に立つてお示し下されてゐる。即ち神がこの道を現し給ふたのは一重に「救け一條」の故であることを改めて宣揚し給ふてゐる。<sup>(一)</sup>

(一) おふでさきに於ては「月日」「をや」の名稱を以て説話者としての神の別名稱とされてゐる。このことに就ては後に詩論す

るが、引用のお歌に於ける「月日」とあり「をや」とあるのは外ならず「神」の意味であることを、豫めことわつておく。

このたびはたすけるのもしんじつに うけよてたすけいまがはじめや (F VII 85)

どのようふなたすけするのもしんじつの、をやがゐるからみなひきうける (F VII 101)

心さい月日しんぢつうけとれば、どんなたすけもみなうけやうで (F VIII 45)

このさきはどんなむつかしやまいでも、みなうけよふてたすけするぞや (F IX 9)

どうぞしてめづらしたすけをしへたさ、そこでかゝりたしごとなるぞや (F XI 52)

このはなしなんとをもふてきてゐる、たすけ一ぢよのもよふばかりを (F XI 57)

このさきはせかいぢううは一れつに、よろづたがいにたすけするなら (F XII 93)

しんじつにめづらしたすけをしへたさ、そこでこのよな事もゆうのや (F XII 137)

このみちはどうゆう事にをもふかな、よろづたがいにたすけばかりを (F XIII 137)

しんじつに心にまことあるならば、どんなたすけもちがふことなし (F XIII 71)

然してかく「救け一條」こそはこの神の道の本質であるが、これは實に神の御言によつた「救け」でなければならぬ。神の御言はこの新にして眞なる神の道として「救け」の一筋道たらしめるべきことを垂示せらるゝと共に、更に又その「救け」こそは神の御言によつて進められ行はるべき「救け」でなければならぬ所以を説き明し給ふ。こゝに「御教」は單に「救け」の出發點として基盤たるのみならず、實に「救け」の指針としてその中核とならねばならぬ。このことは「おふでさき」に明示し給ふ。

このたびはたすけ一ぢよにかゝるのも、わがみのためしかゝりたるうゑ (F III 44)

たすけでもをがみきとふでいくでなし、うかがいたてゝいくでなければ (F III 45)

このところよろづの事をときゝかす、神いちじよでむねのうちより (F III 46)

これまではいかなるみちをとふりても、ひがきたらんでいづみいたなり (F VI 24)

このさきはどのよな事もだんだんと、ほんしんちつをゆうてきかする (F VI 25)

いまゝではいかなる神も山々に、おがみきとふとゆうたなれども (F VI 26)

このもとをしりたるものがあるならば、たすねいてみよ神がゆるする (F VI 27)

この道は救け一條であるが、單なる拜み信心、祈禱信心ではない。それは教の理をよく胸に體したものの、みの爲し得る「救け一條」でこそある。教の理はかくして、一入の重要性を再認され、正しき理解と體證へと齎らされねばならない。

## 原 論

### 第一篇 神

#### 一

信仰は神の問題の主體的行爲である。我々は自らの信仰内容を顧る時、何よりも先づ根本的に、神の問題に直面せずには居られない。信仰に於ける我々は正に神との關はりあひに於ける限りの我々であり、我々の信仰の基く所は、

一重に神の存在性そのことに外ならない。我々がこゝに本教教義の考察をなさんとするに當つて、特に神の問題から始めんとする所以はたゞこの一點にある。

神に就ては從來色々論議せられてゐる。それは神の問題として幾多の展開を示してゐる。然しその考察は我々にとつて抑々如何なる意味を持つてゐるのであらうか。人間は本來何等かの「神」乃至「神的なるもの」の理解を自分の存在と共に宿してゐる。それは人間精神の本質的不可避性として知られることが出来る。我々にはかゝる神に就ての人間存在に於ける心理的必然性を、各般の人間的事實に即して檢證することが出来る。そして又他面神の存在は、各種の現象世界的事實から、論理的に正當さを以て證明することが出来る。こゝに神に就ての論理的必然性が稱へられるのである。それは所謂「神の存在の證明」として、數多の思想家によつて眞劍に行はれた。

(一) この問題に就ては所論を一括して抽出し、別稿として次の如く掲載した。天理教青年會機關雜誌「FARAKI-JOBYVO」創刊號の拙稿「反宗教の立場とその矛盾」參照。この論文は本來我々のこの神論の序章たりしものである。

(二) 「神の存在の證明」に就ては又稿を改めて論じてみたいと思つてゐる。今は些細な點には觸れなひでおくが、大別して次の如き諸種の考へ方が見出されるであらう。但しこれ等の稱號は私見による假稱である。(1) 本體論的證明(2) 宇宙論的證明(3) 目的論的證明(4) 生命論的證明(5) 道德論的證明(6) 心理論的證明(7) 確率論的證明等々である。

然し乍ら、神に就ての如何なる心理的乃至論理的必然性が唱へられ得ても、それが直ちに神そのものの存在必然性に飛躍することは出来ない。何となれば前者は神の觀念の問題であり、後者は神そのものの問題であるからである。古來多くの哲學者によつて、神の問題に就ての眞摯なる學的努力が拂はれた。然しそこには必ずしもこの兩者の間の嚴

密な區別は十分注意せられてゐない。そこには雜然たる混淆があるのみである。我々の解する限り、この消息を明に洞察して正しき在り方を反省せしめた代表的な人はカントである。然し惜しむらくは結局彼自身も新な混淆を造り出すことを免れ得なかつた。觀念の神は如何に論證がつみ重ねられても、以て我々の神に就ての了解の出發點となすことは出来ない。我々は「神の觀念」に就ては色々知らされてゐる。然しこれは直ちに我々自らの「神」に就ての了解となるものではない。こゝに我々の取扱はんとするのは、通例の「神の觀念」ではなくして、正に「我々の神」である。我々の神は異なる觀念としての神ではない。生きた主體的關はりあひに於ける信仰に於ての神である。我々は今やこの神に就ての信仰的思念をめぐらんとするに當り、所謂觀念的考察に基くことは出来ない。觀念的考察はそれ自身矛盾に陥らざるを得ない。それは我々の先づ明らかにすべき根本事態でなければならぬ。

(一) カントは「純粹理性批判」に於て、「先驗的辨證論」(Die transzendentale Dialektik)の第二部第三章「純粹理性の理想」(Das Ideal der reinen Vernunft)に關してこの問題を鋭く論じてゐる。そこに於て彼の所謂神の本體論的證明、宇宙論的證明、自然神學的證明(我々の所謂目的論的證明)を手痛く攻撃されてゐるのは、彼がこの消息を洞察し得たが故である。

E. Kant "Kritik der reinen Vernunft" Beckmann 2 Aufl. S. 649—689 參照

(二) 然し乍らカントも亦「實踐理性批判」に於て、「純粹實踐理性の辨證論」(Dialektik der reinen praktischen Vernunft)の第二章に於て、「純粹實踐理性の要請としての神の存在」(Das Dasein Gottes als ein Postulat der reinen praktischen Vernunft)を説き、こゝに觀念的な神を假定してゐる。

E. Kant "Kritik der praktischen Vernunft" 都文堂翻刻版、昭和十八年、S. 134—195 參照



凡そ我々が神に就て觀念的に反省し考察する時、そこに行はれるのは本來判斷の形態を採らねばならない。このことは神に就ての思惟に關し根本的限界狀況となるのである。<sup>(一)</sup>抑々判斷の本質は一方に於て綜合と考へられるのであるが、然しかかる綜合も實は未分化的統一（例へばヴェント等の所謂全體表象 *Gesamtvorstellung*）<sup>(二)</sup>に於て既に成立するとは無論不可能であらう。表象の結合が判斷なりとなす單純なる傳統的結合説は別としても、<sup>(三)</sup>兎も角綜合は既に或種の分割せられたる要素の綜合として、自己に先立つて何等かの分割を前提しなければならぬ。<sup>(四)</sup>かくして判斷は畢竟する所、分割せられたる要素の繫辭による綜合として、その出發點に於て要素的乃至項的なる觀方を採ることは一一般に承認せられるであらう。かくして觀念的反省乃至考察は本來項的觀方を基礎とするものである。所でこのことは如何なる意味を持つものであらうか。それは即ち二元の世界にあることを前提とする相對的斷案に導くことである。

かくして我々が神に就て單なる觀念的立場に於て判斷を行ふ時は、神なる觀念は既にその全的なる本質を失つて、項的なる觀方に墮せられるのである。かくして絶對的一元者は相對的對象になり終らなければならぬ。これは如何にしても避くへからざる思惟的判斷の宿命である。然も尙反省は元來同時に屢々反省される對象への變様を伴ふ。反省が項的觀方を基礎とする限り、此の項的觀方が反省と同時に反省の對象に附加されて、後者に變様を加へる場合があることは當然である。かくして神の觀念は益々歪曲されて行く。勿も辨證法論理等は此の立場を救はんと努めるかも知れない。即ちそこにあつては一般にかかる反省の立場を悟性的なりとして、これを理性によつて克服することを主張する。然し乍らこゝにあつても矢張我々は、實際はかゝる悟性的の立場が猶ほ保有されてゐて、項的觀方が辨證法そのものに附着することを認めざるを得ない。このことは例へばコーン等が辨證法に於て、一極的なるものと、二極的なるものとを認めてゐる如き分極的解釋を見れば、<sup>(五)</sup>明に右の項的立場を示してゐることが伺はれるのである。かく

して項的觀方を前提し保有することによつて成立する辨證法が、それ自身既に項的形態をとつてゐる如き事象 (sache) に對して適切 (sachgemäss) である場合は別として、ここに問題とせられる神の解釋の如きことに關しては、果して神をその全體性 (根源性) に於て捉へるに適してゐるか否かは甚だ疑問である。

(一) かゝる點か論理的に嚴密さを要求する時、人は少くとも觀念的には神に就て何等の積極的立言をなし得ない、最大の積極的主張は最大の人間の主張そのものの否定的立言とならざるを得ない。所謂 negative Theologie はこの立場に居るものであり、又ウパニシャットに於ける如き netu net (「非ず、非ず」) の表現になるであらう。神に就ての思惟は本質的にかゝる人間の判斷形式といふ限界を逃れることは出来な。

(二) W. Wundt "Logik" I Bd Aufl 1919 S. 146 ff

(三) かゝる單純なる結合説は古來の傳統であるが、今日學的には最早余り通用しない。然しこの考へ方は依然一般には用ひられてゐる、ウイーノウエーグは「表象の主觀的結合か客觀的に妥當するといふ意識が判斷なり」とし (Fr. Ueberweg, System der Logik und Geschichte der logischen Lehren 3 Aufl 1868 S. 150) ジイグワルトは「種々なる表象を一つにまとめることが客觀的に妥當なりといふ意識が判斷なり」としてゐる。(C. Sigwart "Logik" 4 Aufl I Bd 1921 S. 104)

(四) ズンツは全體表象を部分へ分割することが判斷なりといふ、南揚書同個所

(五) J. Cohn "Theorie der Dialektik" 1923 はかゝる問題を特に取扱つてゐる。

かゝる消息を理解する時、神の觀念の立場に關して我々は決然と一大斷念を果さなければならぬ。我々の神に就ての了解は、神に就ての單なる觀念的反省乃至考察から出發することは出来ない。よしやそれへの準備は行はれるに

しても。こゝに我々は神の了解に關する我々の正しき態度を検出出来るであらう。先に我々は神の觀念に就て我々一般の心理的必然性と論理的必然性に就て觸れた。その際我々は之等が何等問題の解決には與り得ないことを述べた、然しこのことはこれ等が全然無意味であるといふことではない。否我々は依然この二つの立場にも或種の有用性を認めざるを得ない。それはこれ等も畢竟神の正しき了解に對する踏臺としては極めて有効であるといふことである。我々はこの踏臺を經る事によつて正當なる高さの立場に達することが出来る。思ふに心理的必然性は、之を換言すれば「無理がない」「自然とそうなる」といふことである。それは神といふ或者に對する我々の氣持に於て徒な虚勢を張り體裁をつくらはずに率直になるべきことを示すものであらう。そして又論理的必然性とは、之を換言すれば「かくあるはずである」といふことである。之は即ち「どうもそうらしい」といふ豫測を胸に齎らすものであらう。神に就ての漠然たる豫知はそれによつて招かれねばならない。かくして何人も神に就ての了解の素地として、この率直さとしての豫知とを持つことが出来る。これ等のものがXなるものによつて充たされる時、そこに神の了解が遂げられるであらう。かくてこの兩者もこの意味に於ては重要な機縁を與へるものと言はなければならぬ。

(一) この素地はそれがなければ了解が絶対に出来な<sup>い</sup>といふ様な必須條件 (conditio sine qua non) ではなく、然しこれが多分に了解を成り立たせるに役立つ地盤となることは疑ふ余地がな<sup>い</sup>。

然らばこのXは何であらうか、我々は今や眞正の意味に於ての我々の本來の出發點に到達した。我々ははつきりと確信と理解に満ちて我々の信仰にたち返るのである。我々の神に就ての了解は、一重に我々の信仰の實存から出發しなければならぬ。嘗てエックハルトは言つた「何等の方法なくして神を解せよ。」と。カントはその神の存在に關する

論議の中で正當にこのことを洞察して、「信仰に位置を與へる爲に、智識の不當な要求を制限せざるを得なかつた。」と言つて居る。我々の信仰に於て始めて神に就ての了解が叶へられるのである。何となれば信仰に於てこそ始めて神が神自らとしてあらはれるのであり、信仰は何よりもかゝる神自らのあらはれの全面的受入れとして成立つからである。信仰は我々の側に即した構成ではなく、神の側からの與件に外ならない。それは神の自己啓顯の本來的場面であり、我々の態度はそれに對する謙虚なる受容以外には出でない。

(一) 信仰は人間知性による構成ではなく、人門の主體に對決的に與へられるものである。それは神の側からの働きかけなのである。

二

信仰にありては神は教祖に於ける示顯並びに本席を通じたる託示によつて知られるのであり、我々の神の教義はこの天啓による神の信仰に終始しなければならぬ。然してこの事は具體的には、我々の有する神の信仰を天啓書（この言葉を以て我々は、みかくら歌、おふでさき、おさしづを指す）の證言に依據して思想に移すことを意味すると云へよう。然し所謂天啓書による神の教義に立入る前に、神がこの示顯、託示に於て與へられたといふことは、我々の身を以てする信仰的體驗により日々現前に證得せられるといふこと——この過程を我々は體證といひ、その成果を了得と呼びたいと思ふが。——この體證と了得によつて始めて眞に生かされて來ることを注意すべきである。それは天啓書の語句を通して行間を通してひたすら切なる神の本質的核心に離れざらんとする態度を前提とする。こゝに我々の立場がある。

(一) 我々は教祖天啓の事實を示顯と<sup>レ</sup>ひ、本席天啓の事實を託示と<sup>レ</sup>ふ、前者にあつては、月日の社として、神それ自體の表への顯現である、神の顯現としての天啓、之を示顯と<sup>レ</sup>ひたり、後者にあつては神の言説の發動(おさしづ)としての託宣である。神の託宣としての天啓之を託示と<sup>レ</sup>ひたり、この天啓を信ずることが我々の根本大前提である。

かゝる教祖の立場、本席の立場に就ては尠れこの原論の「第三篇天啓」(本稿(五)乃至(六))として掲載せられる豫定)に於て細檢討するつもりである些

(二) このことは必ずしも天啓書の語句文字そのものを全面的に絶對無謬として信奉することを意味するものではない、そこに吾り給ふ神の主體的發動の内容を読みとるのである。かくして天啓書として受入れつゝ、神の御言の秘義をはからんとするのである、若し單に文字や語句だけを絶對的に受容するのが信仰であるならば、それは正しく小乘的信仰であらう。我々はいかゝる態度を信念的に守ることは出来な<sup>レ</sup>い、然も我々は些かも天啓書の尊嚴を輕んじ得るものではな<sup>レ</sup>い

我々の信仰に於てたゞ證得によつてのみ知られ得る神、は先づ第一に神の方から主體的に我々に語りかけ給ふ神、即ち人格的に働きかけ給ふ神として規定されなければならぬ。然してこれは天啓の事實が既にうなづかせ、且つそれにもとづく天啓書が正に證言して居る神である。みかぐら歌には、神は何よりも先づ働きかける神、活きる神としてあらはれてゐる。神は「神の言ふこと」とききかす」「いふてきかす」等々と記されてゐる。これは神自身の主體的自己顯現に外ならない。即ち神は語り給ふ神である。この神の語りかけによつて我々の信仰は始められる。神は自ら語りかけることによつて我々に働きかけ給ひ、我々は先づそれを聽くことによつて信仰的歩みを始めるのである。みかぐら歌の存在それ自體はこの所以を明にするものである。「このたびはかみがおもてへあらはれて、なにかいさい

をとききかす」とあり、且又、「かみがでてなにかいさいをとくならば、せかい一れついさむなり」とも示されてゐる如く、かゝる神の語りかけは直にそれ自體神の自己顯現である。神は語ることによつて現れ出で給ひ、現れ出る御姿として先づ語り給ふたのである。又「ひとがなにごといはうとも、かみがみてゐるきをしづめ」とあり「みなみてゐるそばなもの、かみのすることなすことを」とある事はこれ均しく神の人格的に働さかけ給ふ神なることを意味してゐる。

(一) 我々は先に教祖の場合を示顯と言ひ、本席の場合を託示と言つた。それ等は何れも少くとも天啓たる點に於て變らなひ。(この區別は第三篇天啓に於て論ずることにした) 我々は兩者を含めて總括的に之を天啓と呼ぶことが出來よう、そして之に對して我々信仰者に直接與へられる神の働きかけは啓示といふことにしたい、假にこれ等各種のものを表示するならば次の如くであらう。假に英譯して現はすならばこの區別がより明となる。

一、天啓 (Positive revelation) —— 立教の原由

イ、示顯 (Incarnative revelation) —— 教祖

ロ、託示 (Oracular revelation) —— 本席

ニ、啓示 (Revelation) —— 一般信仰者

(二) こゝに人格的といふは、直ちに神そのものが人格であるといふことを意味するのではなひ、存在の知られ方として人格的な働きをするものとして知られるといふことである。然らばこゝに言ふ人格とは如何なることであらうか、これは何よりも人間存在的概念ではあるが、これが人間超越的存在に迄あてはめられ得るのは如何なる構造によるのであらうか。我々は之を反省しなければならぬ。カントは人格を道德の主體としたが、これは客體となることなき主體、謂はゞ純粹主體としてである。そして「もの」としての人」と、「ひと」としての人間を區別し、前者を Mensch と名づけ、後者を Person と言ひ

た。即ち人格は單なる手段ではあり得ぬ。又單に觀られるべく前に置かれたものでもあり得ぬ。實踐的に相接し相交はり、互ひに行爲的關聯を結ぶに及んでそこに人格は成立つ、かくして人格は自由なる、従つて自己目的としてのみ存在する主體である。かくして人格とは何よりも主體性として見出すことが出来る。こゝに我々はこの主體性を人間存在以外に適用することも叶へられる。されば今の場合人格的といふは何よりも先づ主體的働きを及ぼすものなることを意味するに外ならぬ。

おふでさきに於ても、みかくら歌と同様、そして更に力強く人格的に働きかける神なることが證言されてゐる。こゝにあつても、亦「おふでさき」それ自體の存在が神の主體性の自己表現に外ならないのである。みかくらうたと略々同言なる序歌八首のことは別としても1號21——28は明らかにおふでさきの存在所以を自ら告げ給ふ。

このよふはりいでせめたるせかいなり なにかよるづを歌のりでせめ 1 21

せめるとてでざしするではないほどに、くちでもゆはんふでさきのせめ 22

なにもかもちがはん事はよけれども、ちがいあるなら歌でしらす 23

しらしたらあらはれでるはきのどくや、いかなやまいも心からとて 24

やまいとてせかいなみではないほどに、神のりいふくいまぞあらはず 25

いまゝでも神のゆう事きかんから、せひなくをもてあらはしたなり 26

こらほどの神のさんねんでるから、いしやもくすりもこれはかなはん 27

こればかりひとなみやとはをもうなよ、なんでもこれは歌でせみきる 28

こゝに 語り給ふ神のかゝる言葉を出し給ふ所以を、明らかに知らせられるのであり、これは他面に於て、神の働

きの顯現を悟らしめんが爲の神の言に外ならないが、本來「おふでさき」そのものの立場を示達せられたものと言はなければならぬ。こゝで神は様々の御姿に於て顯示されるがそこに根本的に受け入れねばならぬのは現れ出で給ひ働きかけ給ふ人格的な神であることである。<sup>(1)</sup>

(一) 但しこの際我々は、これ等のみかくらうた、おさしづ等の示顯としての天啓書の表象内容を、このまゝ神自身の全面的なる人格的自己呈示とは主張するのではな<sup>い</sup>。我々の言はんとすることは、こゝに現はれてゐるのは神の主體性なることを意味するのであつて、こゝに見られる表象内容が直ちにそれ自身、神の主體の自己露呈であるといふことではな<sup>い</sup>。このことは人格的といふことの相關として正に當然のことであらう、何となれば抑々人格の成立つ所では表象内容は己自らとして己自らを呈示しな<sup>い</sup>。それは奥の中心より來る運動行爲が向ひの中心より來る運動行爲と出合ひ接觸する所にあらはれる現象的主體の表現であり、従つてこの限りに於て己ならぬものを呈示する象徴といふ意味を宿してゐる。かくて人格に屬するが人格の現象的一表象に外ならぬ。

おさしづに於て神の語りかけは極めて歴々たる信仰的事實たることは最早喋々の辯を必要としな<sup>い</sup>。おさしづ書はおさしづの書き寫しに過ぎないが、おさしづそれ自體が即ち神の働きかけそのものに外ならないからである。<sup>(2)</sup>

(二) 我々の接するおさしづは所謂文字として表現せられたおさしづの書き寫しである。この點みかぐらうた、おふでさきとは根本的に異る、然しこの事は或場合には却つて直接に神の主體性を意識せしめるでもあらう。何となれば我々は文字として受取るよりも先に、語りかけとして受取ることを本來的に企てるからである。



そこでは神は第三者としてあらはれてゐない。直接語りかけの主體として、活々と働きかけ給ふ。それは正に死せる神ではなく、活きた神にてあらせ給ふ。この活きた神の顯現は目で見え、又神の社となり給ひし教祖その方の御肉體は今やいままねども、然も尙生々と生きて働きかけ給ふ神である。天啓書を我々は見る、そして讀む、然しそこに語り給ふ神は遂に我々の側からは知り得ない。我々の側から知り得る神は、我々によつて考へられた神、即ち死せる理念の神である。それは人格的に我々に働きかけ給ふ神ではない。天啓によつて神の方から自らを示し給ひ、啓示に於て働きかけ給ふこの神は、何よりも先づ眞に人格的な神と申さねばならない。

(一) 神は我々によつて接しられる、我々は神と會する、そこに神を知る。然しこのことは我々の側からの構成によつて知られ、考へられる神ではなく、我々をして接せしめ、我々をして會せしめる神、そして又接し、會して、神として知らしめる神なることを示すものに過ぎない。天啓書に對して我々が積極的に働きかけ、そこに神を見出すとはしても、それは我々の考により成立つ神に非ず、神のかく我々をして見出せしめ給ふによる。

このことは我々の信仰體驗に於て明に何はれる。天啓の神が神として我々に知られるのは、正に「我々の神」として受入れられる時である。それは人門主體としての我々が、超越主體としての神と主體的に相接することを介して始めて成し遂げられる。然し乍らこの接觸は如何に人間全體のみの營みによつても爲し遂げ得られなく、たゞ神の主體の發動によつてこゝに諾ぶられるのである。

然るにこゝに人格的な神といふも、それは我々に於て厭く迄天啓の神の別名であり、一重に信仰の問題に外ならぬことを最初に明確にせねばならない。従つて我々のこゝに言ふ人格神とは我々が人間的な經驗や思想から達した人格

的な神の思想を指すものではない。我々の信仰に於ける人格的な神とは次の二つのものから判然と區別される。一つは擬人法 (Anthropomorphismus) であり、他の一つは人格神論 (Theismus) である。<sup>(1)</sup>

(一) 人格的神なることを言ふと、直ちに人間的神の所論なるかの如く思はれる。かゝる意味に於て神の以合にあつては人格といふ言葉よりも、寧ろ神格といふ言葉の方がより適切であるといふ如き考も出るかも知れなく、然し一般に神格といふ言葉は神の性質、屬性といふ如き意味に過ぎず、こゝに言ふ如き人格に限りける主體性を端的に示してゐなく、寧ろ神格性といへば神の客體的に眺められた諸様態を指し示すかの如くである。このことは却つて我々の場合そぐはなむことになる。かくして勿論全き意味にて最適といふのではないが、矢張人格的といふ表現したよらざるを得なくなると、たゞこの際それが人間的といふ意味に非ることはくれぐれも注意せられねばならぬ。

總じて人間に非るものを人間形態的に擬して考へるのを擬人法乃至人間形態觀といふ。こゝにあつては人間諸性の質が神の性質に附與せられ、神が甚だしく人間的性質を帯びて眺められる。これは宗教史に於て見出し得る一つの神觀であるが、このことを以て宗教そのものを凡てかゝる獨斷と見なす見地も兎もすればあらはれ易い。我々はかゝる速斷を十分警戒しなければならぬ。古來宗教に於ける神をかゝる擬人法であると考へた者は少くない。ホメロスやヘシオトスの神觀を評したクセノファネス (Xenophanes) の言葉は最も著名であるが、近くは又コントの言ふ「神學的」(Theologque) なる語やフォイエル、ツハの宗教觀のうちには、かゝる見解が如實にあらはれてゐると言へよう。他の宗教觀念的史實の場合とは別として、我々の信仰に於ける天啓の神の人格的と言はるべき所以は、かゝる擬人法と混同されてはならない。天啓の神は我々が神を擬人法的に人格として描いたものではない。それは我々が描いたのではな

く、我々から知り得ない神が神の方で我々に自らを啓示し給ふのであつて、この啓示の仕方が人格的なのである。人格的の神とは啓示の神の意味であり、我々に語りかけ人格的に働きかけ給ふ神の意味である。人間形態的な神として眺められる神なのではない。それは我々の客體として眺められざる神、たゞ主體としての我々が主體としての神を知るのである。従つて天啓としての神と言つても、天啓書に記された具象性それ自體が神なのではない。そこに流れる啓示の體證として了解せられる神でなければならぬ。それはかくある、かく見られる神ではなく、かく働き給ふ神、かく見せ給ふ神である。我々は神そのものと神の、説話を混同してはならない。神は説話に於て聽者の機根に應じて客體的擬人法も用ひ給ふ。

(一) クセノフアネスはホメロスや、ヘンオドスを嘲つて言ふ「ホメロスとヘンオドスは神々に負はずに總ゆる人間の短所を致してした。即ち恥辱、叱責、偷盜、欺瞞等々。人々は神々も自分達と同じく、生れ、衣服を身に着け、音聲や形態を有すと考へる。若し牛や馬や獅子が手を持ち、人門の爲すが如くこれ等を以て繪を畫き、藝術作品を造り得るとするならば、馬は馬の如く神々の姿を畫き、牛は牛の如く畫き、夫々は銘々丁度自らの姿と同じ如く神々の身體を表現するでもあらう。エチオピア人は自分等の神々は色黒く、鼻偏平なりと言ひ、トラキア人は自分等の神々は碧眼赤髮なりと主張する」と。Xenophanes Frags. II 14 15 16 F. M. Cornford "Greek Religious Thought" P. 85

(二) 天啓書に於ても勿論擬人法的表現はある。然しそれは便宜的な一つの説明的表現であつて、一に對者の理解に資せんとし給ふ故である。かゝる構造に就ては既に教理の性格として總括的に論究した所である故、今は繰説しな。たゞこゝには神の御働きかけそれ自體と、その働きかけの中に於ける表現内容とを混同してはならないことを強調したい。そしてこのことは我々の神に對する理解に資する爲、如何に多種多様の説話内容が天啓に於て語られてゐるかを顧れば更によく納得され

る。即ちかゝる些細に就ては後に改めて論ずるが、例へば或場合には動物形態的にさへ詭かれ、又或場合には純觀念的に述べられてゐる。このことよりすると天啓の神の非擬人性は明に知られ得る。

神は人格的に發動し給ふとするは、神を人格的な性質の存在者と見做す立場と必ずしも同じではない。そこには截然と相別たるべき區別がある。後者は即ち所謂人格神論又は有神論として主張される立場である。抑々人格神論なる語は理神論とか汎神論とかに對して用ひられ、人格的な一神の思想、或はかうした神思想への論議がその意義内容である。所謂神の存在の證明等はかゝるものゝ代表とも言へよう。思ふに之等は厭くまでも人格的に考へられた神の思想にして、考へられた神、死せる神であり、活ける神、主體的に我々に語りかけ働きかけ給ふ神とは言へない。近代の人格神論は、人間に現はれてゐる人格的價値、通常理性的價値と呼ばれてゐる眞善美の如きものを神の顯現として認めるといふ形のものであるが、かゝるものは我々人間から言ひ得ることではなく、ただ啓示を基礎とする信仰からのみ言ひ得る事柄である。我々の事實から出發し、理性の要請として或は人間の超越的な體驗として言はれる時、それは人格神論となつてしまふ。それは人格的な神思想ではあるが、活ける神ではなく、考へられた神、死せる第三人稱の神となつてしまふ。生きて我々に働きかけ、我々に命令し、我々をいづくしみに、我々に人格的應答の決斷をなさしめる信仰の人格神は、かうした單なる神の思想と同一視され得ない。考へられた神は假令人格的に考へられてゐても、最早活ける人格的神ではない。我々の神は考察の結果人格的なりとして判斷される如き神ではない。反省的判斷以前に我々が人格的に之と對決し、之と接觸し、之と交渉をもつ神である。それは人格神として示され見出した神ではなく、(勿論後の反省に於てはこれにも依るが)先づ神として啓示される仕方それ自體が人格的仕方である神であ

る。同じく神を人格的に把握すると言ひ乍ら、把握の根本的態度に於て異なる。一つは人格神を知り、他の一つは人格神として知らされる。即ち前者は人格性を見出すのであり、後者は人格的に見出させしめられる。これは我々の神の把握に於て根本的に大切な点である。勿論人格的に知らされた神は又人格的なものとして、眺められなければならぬ。この点に於ては一面人格神論の如き趣も避け得ないであらう。然し、それは單なる二次的考察に過ぎない所以は明確に判別を加へられねばならない。

(一) 古來の有神論(人格神論)は神と世界とを理論的觀想の同一平面に並置しつゝ、兩者の間に存する乃至存せねばならぬ連續乃至一致の關係に論據を置いて神の人格性を主張しようとした。之に對して近代有神論は神と人の存在の仕方の相違を強調しつゝ、そこより出發して、無限者に於て初めて完全に實現せられる理想として、神の人格性を説かうとする新しき試みの精神に立つた。然し何れにせよ人間の側からの構成によることには變りなく、主體的ならず、單なる客體的なる神に外ならぬことを銘記すべきである。

(二) 人格的に知らされた神は、客體的に表現される場合、然らば人格的に現はされざるを得ない。然しさればとてそれは直ちに人格神論的表現と一なるものではない。たゞ切なる絶對的主體性たる點が強く主張せられる以外は、矢張り亦徒らに人格神論的な性格が與へられるべきではない、我々の神に於ける性格が假に言はれ得るならば、それは厭く迄天啓の事實としての、神の側からの自己啓示を通してである。我々の側からの理論的要請の如きものであつてはならぬ。

### 三

然らば我々の信仰に於ける、人格的なる神とは如何なるものであらうか。眞の人格的なる神は既に屢々語つた如く

我として自己表現をなし給ふ神である。自ら神として語り出し給ふ神である。「神のゆふこときいてくれ」(F I 59)

「神が……といてきかする」(F I 3)、「神のゆうことしかときけ」(F II 18)、「神がしらしてやる」(F III 30)、「神のゆうこと

しかときけ」(F III 97 IV 48)、「神のぢうよふはやくみせたい」(F V 11)、「神のをもわくみなとききかす」(F VI 19)、「神がゆる

す」(F VI 27) 等々、自己を第一人称的立場として表す神こそ眞に活ける神であると言ひ得られる、かうした第一人称

の神が我々に知られるのは神自らの啓示に於てであり、信仰とはかゝる神の自己顯現の場所に起るものである。(一)

に於ては我々は神と對決し、神は「汝」として我々に迫つて来る。そして、我々に命令し、我々に催促し我々を牽き

我々を憐み、我々を救け給ふのである。それはたゞ我々の側からは十分知り得ない神であり、たゞ信仰の場所に現ぜ

られる啓示によりて、神の側から我々に示し給ふ神である。「ちよとはなし」の手振りに於て、端的にこの第二人称

的對者としての神の顯在を象徴してゐる。それは純粹主體として自由なる獨立者、對象化し得ない存在者である。我

々から見て彼方から發動して来る力の根源に外ならない。それは少くとも我々自らの立場に對しては絶對に他なるも

のとして現はれて来る。それ自身の内から純粹に自發的に救濟の意志を發動せしめる主體的なる他者とも言ふことが

出来るであらう。そしてそれは、我々がそれを單なる客體として、認識したり把へたりすることの出来ない存在であ

る。對象化されたものは、單なる「物」であるか乃至は單なる「思想」であるかいづれかであつて、少くとも人格で

はない。對象化されたものは假令それが人格であると言はれても、最早それ自身を「我」と呼び、我々から「汝」と

呼び得る純粹主體ではない。純粹主體とは我々の側からはどこ迄も把へられないもので、把へたと思ふ瞬間に逸して

しまふ。把へられたものはたゞ對象化されたものとしてのみ把へられる。それは超越的なる彼方の主體でなければな

らない。人格的な關係に於てのみ面接し接觸し得る知られざる存在者であるといへよう。かくして我々との間には根

本<sup>(四)</sup>的な非連續の異質性があるのみである。

(一) 神の自己顯現は本教信仰の原由である。明確に神は自らを現はし出で給ふ。然しこの立教の秘義に關しては又後に別に説く、こゝではたゞ我々の主體的信仰とのカゝはりにはりて於ける發足點としての神の顯現に就てをいふのみである。

これまではいかなる神とゆうたとて、めえにみへんとゆうていたなり(FV10)このたびわどのよな神もしんぢつに、あらはれ出してはなしするなり(FV11)このお歌は適確に神の自己顯現を示し給ふ。かゝる語りかけを聽く所に我々の信仰の場所がある。こゝに我々の信仰の存在的根據としての神の超越的主體性並びに發動性を見る。

(二) 我々の信仰に於ける神は、それ自身御一人稱的に示し給ふ神であり、この限り、我々にとつてはどこ迄も第二人稱的に追つて來る對者である。「ちよといはなし」の手振は神と人との相對する二者の關係を如實に示されたものと言ふべく、神は我々に對し正に向ひ合つて坐し給ひ、説き聞かせ給ふ如くである。

(三) 神は一應我々にとつて他者である。然しその他者は決して單なる客體的なる意味の「他なる物」ではなく、正に主體的なる意味の「他なる者」である。主體としての我々に對して、別なる主體として相對するものである。勿論これは又同時に客體的にも「他なるもの」として眺められるに到るかも知れな。然しそれは主體的側面を捨象した場合に於てのみ行はれ得る抽象的見解に過ぎな。

(四) かく言へば人間の靈魂の問題に就ても直ちに異論が起り得るであらう。そこには神との連續性が無條件に肯定せられて居るが如くである。然し正確に言つてこれは誤りである。人間は一應神と全く異質的存在である。これは本教教理の本質を檢討する時に明瞭に認め得る。たゞその異質の中し神の生命がふき込まれてゐるといふことは疑ふ餘地がな、之を一言にして言へば矛盾的表现ではあるが異質的、同質性とも言へよう。かかることの些細に互つては後に本論文の續、原論「第二篇入門」(本稿)(三)(四)として掲載せられるであらう)に於て取扱はれる。今はこの靈魂の問題に就て立入りすることを避

けた。たゞ神の問題に就いて述べる。

こゝに注意すべきは次のお歌の眞意である。即ち、「だんだんとなにごとにもこのよふわ、神のたらだやしやんし  
てみよ」(I III 40 135) と仰せられてゐるのは如何なる意味であらうか。「人間は神の懐住(レ)ひ。」とも言はれてゐること  
と共に、このお言葉はともすると汎神論的な響きを持つてゐるのではなからうか。そこには所謂人間乃至人間世界と  
の連続的同質が意味せられてゐるが如くである。これは抑々如何に解すべきであらうか。然し乍らこゝに仰せられて  
居る「神のからだ」とか「神の懐」とかは文字通り自然界それ自體が、そのままに神それ自體と同一であることを言  
つて居られるものではない。それは人間がその身體を通して自己の内心を現はし、自らの主體的働きを示すが如く、  
神は正に自然界を通して、その御働きの如實な顯現を見せ給ふことを言はれたものであらう。「はたらきもどんな事  
やらしるまいな、せかいちうはをやのからだや」(XV 37) とある前後のお歌を見ればこのことは明に知ることが出来よ  
う。然し人間の身體は正に人間それ自體でない如く、自然界も正に神それ自體と同じではない。それは神の理に生か  
され動かされてゐる、神に所屬するといふ意味でなければならぬ。そして人間はその神の御働きを頂きつゝ、その  
中に包まれて、生かされ育てられてゐることを、端的に示されたものが、「人間は神の懐住(レ)ひ」といふ御訓に外ならな  
かつた。これは「このよふのぢいと天とはぢつのをや、それよりでけたにんげんである」(X 54) と言はれてゐるもの  
と相關聯あるものであらうが、これも神の御働きの理合ひを示されたものに違ひない。地と天とがそのまゝ文字通り  
神であることを仰せられるのではなく、人間は地と天との働きの中に抱かれて生活してゐる。そしてその地と天も外  
ならず神の思召によつて營まれ動かされてゐることを象徴的に教へ給ふものである。<sup>(二)</sup>「このよふのしんじつのをや月



日なり、なにかよるづのしゆこするぞや」(FVI 102)といふ歌でも明な如く、しんじつ（三）の親たるこの神の攝理の存在を具象的に擧示されたものでなければならぬ。我々は神の御働きとしての自然界に包まれて居り、我々自身も亦一個の自然界に於ける生物なる事は、我々が神の同質性なることを直ちに意味するものではない。成程我々自身も一個の自然的生物であるかも知れない。そして、心身には密接な相關性がある。かゝる上に於て同質的連關があるとも言ひ得よう。然し我々の我々自體たる所以は、主體としての心一つの理にあるものであつて、自然的身體は神よりの借物たるに過ぎない。そしてこの借物たるや、自然界自體も神そのものではたく、神に營まれ、動かされてゐるといふものである如く、畢竟神によつて根源的に生かされてゐることに外たらぬ。されば我々が神の貸物を與へられてゐるが故に、神が我々の同質的一般者であることを示すものではないことを、はつきりと悟らなければならぬ。神は我々から達し得べき連續的同質のものではない。汎神論的神ではなく、超越的存在として働き給ふ神でなければならぬ。(然しこの事は神の理を通し神の働きが内在的にあることを否定するものではない。これに就ては後に説く)

(一)「天地だき合せの世界、人間は神の懷住ひ」と仰せ給ふたと傳へられる。「ちよ」とはなし」のお歌にこのことは明に伺はれる。

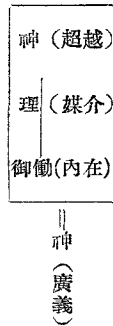
(二) 凡て教祖は（三）に就て纏ゆる形象を通して教へんとし給ふた。そこには極めて多種多様な表現内容が見られる。觀念、人、人間形態、自然物形態、事物形態、動物形態等々である。若しこれ等の夫々を以て神そのものを示しておられるのであると思ふならば大きな誤謬を來たすことであらう。何となれば神は又全然別な他の形態をも示し給ふからである。然しこのとは神の言説の自己矛盾性を示すものではなく、神の自己言説の如何に至難なものであるか(人間理解にとつて)を示してゐるものに外ならぬ。神は本來的に人間に對して表現に齎らされ得ぬ。然るにも抱らず人間は神を表現的に知らんと

切願する。そこに於て、強いて表現せんとし給ふて、人間理解に資する爲に止むなく或具象的形態を以てしなければならぬ。然し乍ら人間はともすれば神の本質を見失つて、たゞこの或特定の具象的形態にとらはれる。そこで神は却つて數多くの形態を取り來つて、種々様々に表現し給はねばならなかつた。かくすれば人間は特定の形態にとらはれず、この奥にある本質を洞察せざるを得ないからであり、神の本質理解へと誤ることなく方向づられることが出来るからである。かくして多種の形態を採用し給ふたことは、正に神の深き配慮によると申さねばならぬ。我々の信仰にあつてはかくて實に、如何なる偶像崇拜の、入るのも許されぬ。正に本質性へと眼を注がれざるを得ない。これ本教に於て神に就ての御表現に極めて多種性の存する所以である。

(三) 嚴密に言へば我々の神にあつても勿論内在的な側面は見出すことが出来る。それは如何なる場合かと云ふに、「神の御働きが身の内に在る」といふ如き場合である。總じて神の働きといふ言葉にはかゝる意味が含まれてゐる。神の働きは本來我々に對して働きかけ給ふことに發する、然しこの働きの作用力は我々の全内面に及んでゐるものであるから、かゝる一面を強調すれば十分内在的に觀られ得るであらう。寧ろ神の働きそのものは我々の内に入り込み給ふ上から言ひ、内在的ときへ言ひ得る、たゞこの發動原點としての主體は内在と言ふことは出来ぬ、即ち神そのものは厭く迄超越でなければならぬ。我々に對して主體的他者異質的對者におはします故である。(このことは天啓の事實天啓書の内容から第一義的に立證せられた所である)然らば、かゝる超越者が内在力たり得るとは如何にしてさとりべきであらうか。我々はこの手懸りを「神の理」「天の理」といふ理の概念に見出す。理とは本來筋道である。それはルートである。超越者が内在力たり何へきルートである。我々はこのルートそのものも亦神に歸するのを知るのであるが、「神は理、理は神」このルートを適確に教示されてゐる所に本教の尊とさを見る。理はこれ自體冷やかなルートではなく、暖き神の親心のこもつたルートである。それは超越者が切に人間の上に垂れ給ふ救ひの綱に外ならぬ。神の御働きはこれにより如實に現はれ出で給ふからである。信仰とは

このルートを見出すことでなければならぬ。本教が理の教と言はれるのはよく至妙の立場を暗示してゐる。かくて、神、理、御働きの三つが分けられるが、通常この三つの概念は識別されてゐない。漠然と同一視してゐる。それもそのまゝで事足りる場合はよいでもあらうが、反省的に顧みられる時一應より分けられるべきであらう。一般には却つて神の理を以て神が示され神の働きを以て神が現はされてゐる。これは人間理解にとつて宿命なる絶対把握の限界状況であらう。例へば、「神は理や、理は神や」といはれる場合、又「神はあると思へばある。ないと思へばない、願ふ誠の心に見えて来る利益が神の姿」と語り給ふ場合の如きである。(こゝに神の姿と言つて居られるのは示唆多き御言葉である。即ち表現的理解の面を意味せられたものでなければならぬ) 神そのものは、あく迄最奥の窮極的主體たり給ふことは種々のお歌に暗示されてゐる。

以上要約して圖示すれば次の如くにもなる。



#### 四

然るにかゝる超越的他者とは決して我々と無縁なるものといふことではなく、寧ろ積極的にかゝる主體者が我々に働きかけ給ふこと、換言すれば我々の側から神を把へるのではなく、神が我々を把へ給ふこと、之即ち我々の接する人格的な神でなければならぬ。神は自ら「我」として主體的に働きかけ給ひ、我々を對者とし給ふのである。自ら

を啓示し給ふ神とはこのことを言ふに外ならない。我々の側からのみすればそれは畢竟知られざる神でもあり、隠されたる神でもある。我々の客體的認識の對象とはなり得ない神である故である。然しこのことは即ち、如何なる意味に於ても神が我々に知られないといふことではない。否、神は我々に識られる。直接の語りかけによつて知らされる。それはたゞ啓示なる神自身の主體的活動により神が我々を知り、我々を把へ、我々をたすけ給ふことによつて識られる。<sup>(1)</sup>神が我々を對者として把へ給ふことにより、我々は神を識るのである。神が先づ我々を知り我々を認め給ふことがなければ、如何にして我々は神を識り得ようか。それは果敢なき探求の空轉にしか過ぎないものであらう。かくして主體なる神は正に自己啓示により我々に自らを告げ給ひ我々に働きかけることによつて自らを識らしめ給ふ神である。超越的他者としての神は死せる向ふ側の他物ではない。活きて我々に働きかける神である。他者とはつながらなき存在の意味ではない。我として自らを働かす主體の在り方としての自主性の一面に外ならない。我々の神は寧ろ自己活動の原動としての神であり、我々に對する人格的な働きかけであり、我々と和らぎ、我々と接し給ふ神でなければならぬ。御言葉に「神はあると思へばある、ないと思へばない、願ふ心の誠から見えて来る利益が神の姿である。」とお示し下さつてゐるが、正しくこの消息を明示されたものに外ならない。願ふ心のまことに對して神の受けこたへとして働きかけ給ふもの、それは所謂「利益」である。神の恩寵である。（これは最も顯著な神の働きかけではあるが）この働きかけそのものが神の姿の一端である。それは活動主體として、たゞ活動を通じてのみ識られ得る、純粹主體なること、然も積極的に神の側から我々を話し給ふ人格的存在なることを悟ることが出来る。「あると思へばある、ないと思へばない」とは、之亦純粹主體なる所以を示されたものでなければならぬ。それは平面的に眺められる如き客體ではない。故にあると思はれ、ないとも思はれる。然したゞ働きかけの現實の中にこそ、何よりもそ

の存在の明證を把へることが出来る。我々が神を識るのは、神を把へることではない。神に把へられ、神に働きかけられてゐるその中に、その働きかけを通して、神を識るのである。かくして神は我々に親しき御手をさづけ我々を抱きよせ給ふ、それは我々自らの主體的體證を通して了得せられる「此の」神である。それは一般的なる神性ではなく、「此の神」なのであり「我が神」なのである。「ひとがなにごといはうとも、かみがみてゐるきをしづめ」といふお歌にはこの氣持がはつきりとあらはれてゐる。神と我との直接的對面、神のみに抱かれてゐる思ひ、それはこゝに強くうたはれてゐる。

(一) 我々の信仰の現象的起點は神の働きかけとしての御救けに外ならな<sup>い</sup>。之れ迄は我々の識る可は豫測し推量する神、乃至漠然と感じる神的なるものであつても、我々のこの神ではな<sup>い</sup>。この神は正に神の働きかけを通して我々に識られ把へられるのである。

(二) 神を識るとは先づ神の働きかけを識るのである。そしてそれを通してこの主體を識るのである。この主體はこれ自身主體的發動をすることによつてしか識られ得な<sup>い</sup>。この主體が直ちに客體として見られることは出来な<sup>い</sup>。客體として見られることの出来ぬもの、これは通常隠されてゐる存在と言はれる。かゝる意味に於て神は「隠されたる神」であると言ひ得る。然し又主體とした發動する限りはつきりと自らを顯ならしめてゐる。かゝる意味に於てこの神は又「顯はされたる神」でもある。「自らを隠しつゝ顯はず神」、「自らを顯しつゝ隠す神」主體として識られる神はかゝる矛盾的性格を持つ。我々はかゝる性格を主體的な人格性と呼ぶものに關して總じて見出すことが出来る。

「この神」の働きかけは何よりも先づ神の御言として與へられた。それは神の語りかけとしてあらはならしめられた

のである。序歌二首はこの事を明確に示されたものであらう。「といてきかしたことはないから、何も知らないのは無理ではない。」といつて居られるのは、何よりも先に説くことの重要さを暗示されたものに外ならない。我々の信仰は先づ神の語りかけによつて成り立たせられてゐる。信仰は聴くことから生起してゐることは忘れられてはならない。然もこれは一つの現實である。觀念ではなくして、事實であり、可能ではなくして現實である。神は語らんとするのでもなく語るべき筈であるのでもなく、正に語りかけ給ふたのである。これが我々の信仰の出発点である。かくしてこの我々との關係は、單なる神秘的、直接的な交渉ではなく、教祖の示顯を通し本席の託示を通して現はならしめられた天啓の言の媒介によるのである。この御言からしてのみ、我々は神につき證得の第一歩を進めることか出来る。これは具體的場面に於て、具體的表現として告げられてゐる。抽象的な演繹論として語られてゐるのではなく、具象的な象徴談として如實に示されてゐる。眞理性一般の前提からの比量に於けるよりも、たゞ無前提的の宣言によつて告げ知らせられるのである。我々の信仰的歩み(この論攷も亦その一つのものであるが)はこの基盤の上に立つて始めて營まれることが出来る。神の言とは恣意的な宗教的思惟による事柄ではなく、神の言の天啓に於て聞かれるものである。然し乍らこの天啓こそは人間に對する神の啓示なる故、それは畢竟人間的なるものに於ての啓示である。かくて可視性と可聽性の中で○啓示に外ならない。人間的な被覆の中に隠されつゝなされる啓示である。それは隠れ給ひつゝ示し給ふ神の自己表示とも申すへきであらう。「こゝでつとめをしてゐれどむぬのわかりたものはない。」とはかゝる神の啓示の與行を納得せしめるものであらう。さればこそ啓示(天啓)の理解は單に見ること、聴くことに於てではなく信ずる事に於てのみ成立つのである。御手導と御救けに於ける體證的信仰によらずしては神の天啓は神の啓示として我々に現實とはならない。然らずんば、啓示の被覆性、間接性を通じて眞に神の本質的啓示に接

し得ないからである。

- (一) 我々の信仰は天啓の事實を信ずること、即ち教祖の示顯並びに本席の託示を信仰的に受入れる所に眞に成立つ。これは我々の立場としての根本的前提である。否寧ろ根源的基盤とこそ申すべきであらう。然し乍ら現實の一人一人の信仰が必ずこゝから發生するといふことを言はんとするのではない。それはこゝに於ては漠然と識りつゝあつた神を、ある特定の御働きを通して明確に知り得る様になる所、即ち啓示から始まる。これが現實の入信過程である。然しそれが我々の神として識られるのは天啓の事實の受入から發するのでなければならぬ。謂はく、合理的にこの基盤に立脚しなげ限り本教信仰はなりたゝなく、神の語りかけ給ふかゝる具體的表現は主體の表現内合として必然象徴的となる。然しそれ眞所謂、寓意 (Allegorie) ではなく、象徴 (Symbol) である。即ちそれは單なる間接指示的のものではなく、直接指示的の記號として説かれる。よしや不十分なる表現とは言へ、ことさらの迂路による意圖的な表現ではなく、端的な表現ではあるが不十分にしか本質内容を示し得ないといふ底のものである。

啓示のかゝる性質は正に啓示そのものゝ本質に屬する事柄である。然も又神のかゝる御言の語りかけに於ては言語そのものが主語ではない。それは主語なる神の言の答語に外ならないのである。天啓は言語的内容の客觀的眞理性一般故に尊いのではない。神の御言たる点に於て、もどかしき神の切なる御思の透り出た表現として尊いのである。また啓示の間接性の中に神は限りなき御慈愛をあらはし給ふのである。若し神を直接的に見るのであるならば、太陽を直視する者の如く、我々は盲とならねばならぬであらう。神はたゞ間接的な仕方、我々と同じ姿で、我々のもとにまで、我々が視、讀み、聞き得る言葉によつて我々のもとにまで現在し給ふ。これは神の下降、自己制限に外なら

ないが、神の御情けである。啓示のこの間接性に於てのみ神は直接に我々に語りかけ給ふ。それは間接的、直接性とも言ひ得よう。我々はこの間接性の中に神の言の直接告げられんことを期待する。それは御救け(二)の中で神に面接せしめられることによつて神を識ることにもとづく。我々が神を識るのは、先づ我々は神に救はれることに外ならない。神を識るにはこれ以外に途がない。神の御言の現在の語りかけを求めるのはこの神への面識に於てあり得る。それは神と人との非連続的關係の眞に主體的媒介(一)(御言の言語内容は單に客體的媒介、それを主體的媒介にするには御救けによる神との面識でなければならぬ)でなければならぬ。正に「以て瞑すべし。若し汝我を嘗て見出せしに非んば、我を求めざらまし、若し汝我を有せざれば、我を求めざらまし、案ずること勿れ」といふバスカルの神に於ける言葉は我々の神の御思ひでもあるのではなからうか。この神の面識の體證に於て神の御言を期待する(信仰するとはこのことであるが)者に對して神はその被覆を打ち破りつゝ、時間の壁を浸透しつゝ直接に現在的に語りかけ給ふ。(四)神は活々と現在的に御言を賜るのである。「理としての神」「不思議としての神」とはかゝる所に現ぜられる神の體證的表現であらう。前者は間接性を貫通する点に於て、後者はその直接性たる点に就て改めて嘆賞を禁じ得ない人間の神に對する率直な見解披瀝である。信仰者はこの告白をめくつて次々と新生の歩みに入つて行つた。

- (一) 天啓としての神の御言といふことは、それが直ちにその言語的表現の絕對性を意味することにはならぬ。この表現そのものが神の主體ではなく、これは既に一つの客體的表現に外ならぬからである。その言語そのものが主體ではなくして、主語は主體としての神以外にはない。言語が神なのではなくして、神が言語を出し給ふのである。言語はそれ自身尊くのではなく、神より出づる故尊くのである。

- (二) こゝに御救けといふのは單なる身上救けだけではなく、廣く總ての信仰的救済を意味する。御救けに就ては又後に改めて



考察するつもりではあるが、要はそれは、夫々の疾病や災難に對する治病策や解決策、或は夫々の苦惱や憂悶に對する緩和策や鎮痛策に過ぎないものであつてはならぬ。寧ろ人そのものの基盤的限界狀況と對決し、人間の生の根柢に横はる「どうにもならないこと」「のつびきならぬこと」に對する根本的救済こそある。人は本來自己一個の力を以て生きてゐるのではない。然も自らの力を以て生きてゐると斷斷する。然るにかゝる人が事あつて自らはかなきを骨身にしみて痛感する所、そこに絶望の淵への限りなき轉落があるのみである。かゝる人がこの絶望の底に於て、自らのその「どうにもならない」のつびきならぬ」の只中にあつて、自らの絶對的無力の所在に於て親神の御はかりのまに／＼絶對的世界に轉換的に拾ひ上げられる。かくして光明溢るゝ世界へと救上げられること。かゝるものが御救けの本質でなければならぬ。

(三) *“Console-toi, tu ne me chercherais pas si tu ne hi'avais trouvé-tu ne me chercherais pas si tu ne me possédais. Ne t'apaise pas”* J. Webb: *“Pascal's philosophy of religion”* P. 110

(四) かゝる上から言つて、我々に對する神の語りかけは次の如き段階的構造によつてなされるとも言ひ得る。

一、神の豫知（漠然と神を豫測的に知る）

二、神の體證（神の働きを主體的に識る）

三、神の語りかけ（神の言語を通して神の主體性を把握する）

これは信仰現象に於ける注意すべき内容である。

## 五

天啓の書の告げ知らせる内容、それはかくの如き主體的營みによつて、天啓と呼ばれ得るであらう。我々は以下「天啓」

啓によれば」といふ表現を以てこれを指示しつゝ歩を進めて行きたい。

天啓によれば、我々の神、この活ける神は、「もとの神」「じつの神」にてあらせ給ふ。これは啓示の御言の最先にあつて我々に知らされる重要な御宣言である。我々の信仰に於ける天啓に於てあらはれ出で給ふた神は、先づ何より「もとの神」「じつの神」にてあらせ給ふた。この御名は、教祖に於ける天啓の神に對して稱へられる御名であり、我々の信仰に於ける根本事實たる活ける人格としての主體的神と深く根本に於て關係してゐる。主體なる神、働きかけ給ふ神が即ち「もとの神」であり「じつの神」である。抑々「もとの神」「じつの神」とは同じ啓示の神を特に「在來の神」との關係から言ひ表はされたものと見ることが出来るであらう。然しこの御名こそは我々の信仰の啓示の神を語るのに極めて恰好にして、殊に一般的古來の神に對して、この信仰の、この神を語るのに相應はしいと言はねばならない。天啓の書に述べられてゐる所を見ると、みかぐら歌(三下り目)にこの二つの御名がつゞいてあらはれてゐる事は誰しも承知する所である。(M III 9 10) この兩語は突如としてこの箇所にはあらはれ出でゐる如くである。然し我々はその前に既に十分その伏線を読みとることが出来る。成程このまゝの語句としてはこれ以前に現はれてゐない。然もこれと密接不離な關係ある序 三 五 六 七の御歌、及び「めづらしい」「たのもししい」「よのなか」「りをふく」「むしやうにでけまはす」「ほうねん」とりめがさだまる」「おもしろ」「にぎはし」「みにつく」「よなほり」「むほんのねをきる」「やまいのねをきる」ところのおさまり」「よのもと」「これふしぎ」「じつのたすけ」「めづらしたすけ」等々の極めて顯著なる特異性ある表現を見る。又この後のお歌にも「なにかのこともあらはれる」「ゆるしだす」「たすけ一ちよのこのところ」「たすけゆく」「もとのじば」「ふしぎなたすけ」「たすけのもとだて」「めづらしたすけ」「たすけをいそぐ」「もとをしりたるものはない」「やまいのもと」「ものだね」等々同じく一連の意味聯關ある語句が極めて多い。これ

らの表現は畢竟「もとのかみ」じつのかみ」の具象的自己顯現に外ならない。「もと」といひ「じつ」といふことは、常ならぬ、凡ならぬ何事かを暗示される上に端的な表示である。人は豫期をこめて御宣言を待つ。かくしてこれ等の表現を通じて、うなづかれるこの神は、最も良く「もとのかみ」じつのかみ」であると云へよう。

(一) 我々は天啓書の内容と天啓とを直ちに同一視すべきではない。天啓書の存在はそれ自身天啓の事實を示すが、さればとつてこの内容が純客觀的天啓として妥するのてけな。伊予なき局外者が見れば單なる一つのし且的記号と思ふかも知れない、せい／＼良く見ても寧ろ味どかな創作品としか讀取らざらう。然しかく見做される限り於ては天啓書が眞にこの本來の志味に於て受取られてゐるのではない。これが我々の信仰に於て主體的な信仰、手順（これに就ては前節註(四)に示しておいた)を通して讀みなされ且つ受取られる時、はじめて天啓書の内容が眞に主體的に天啓となつて迫り來るのである。我々は以下「天啓によれば」といふ場合は總てかゝる意味に於ける天啓を指すのである。

(二) かゝる一聯の語句は何れも特殊な概念内容のものであるから、それに對する特殊な主體的根據がなければならぬ。かゝる時「もとの神」じつのかみ」は正にそれに對するものである。單なる「かみ」だけであるならば特殊の主體が如實にび上つて來ない。何となればかゝる「かみ」は在來數多く説かれてゐるからである。

(三) 「もと」といひ「じつ」といふことは優れた志味に於て、平常なるもの、凡俗なるもの、に對する特異性を端的に指示する。この簡單な二つの言葉は容早ならざる志味を含んでゐるのであつて、他の一切を不質的に低次なものと一言することに通ずる。それは自らを他の個物に對して、特別なものとして位置づけるよりも、寧ろ自らを他の一切との對に於て、絕對優位的に位置づけるものである。かくてそれは直接定言そのものより遙かに廣大な間接主張を宿してゐる。

然るに之に對しておふでさきに於ては寧ろこの御名は殆どあらはれて來ないといふことも言はれ得るであらう。そこに於ては「もとのかみ」といふ語は一ヶ所(F III 15)のみにあらはれてゐる。「じつのかみ」なる語は遂に一ヶ所もあらはれてゐない。之に對して、そこにあつては月日、或は「をや」なる御名が極めて多く見られる。(特に六號以下に於て然りである)勿論これらはおふでさきに於ける主要な神概念であることは事實である。然しさればと言つて、そこに「もとの神」「じつじつの神」が説かれてゐないといふ様に考へるのは早計に失した誤謬である。我々は直接そのまゝの熟語がないことに扱はれ過ぎてはならない。公平且卒直に讀取るならば如何なる者も、この場合にあつても、語句の綴り合せはそのまゝの合同ではないとしても、殆ど全然同様な概念が述べられてゐることを容認せずには居られないであらう。そこにあつては「かみ」の代りに「月日」をやの御名が普通名詞的に用ひられて居ることは明であるが、それに於て「元なるをや」(F IX 31)「もとなるをや」(F VIII 73 IX 26 30)「もとしらゑた神」(F III 18)「もとのをや」(F VI 55)「しんじつしんじつの神」(F III 85 VI 35 V 49 VI 50)「じつじつの月日」(F IV 35 71)「しんぢつしんぢつのをや」(F VII 101 VIII 46)「しんぢつしんぢつのをや」(F VI 102 XIV 54 79)「ぢつぢつのをや」(F X 54)等々の如くあらはされてゐる。寧ろ我々は極めて頻繁に物語られてゐることを改めて再發見せずにはゐられないであらう。かくして「もとの神」「じつじつの神」なる御名の内容は、雷にみかぐら歌のみに止まらず、又おふでさきを通じてもその基底をなしてゐるといはれねばならぬ。

(一) たゞおふでさきに於ては、この「もとの神」「じつじつの神」が更「月日」として「をや」として具象的に説き給ふてゐる點が異なる。然し我々はたゞこれにのみ眼をとめて、更に大切なる「もとの神」としての理、「じつじつの神」としての理を見忘れてはならない。我々の私見によれば寧ろ「月日」といふことも「をや」といふことも何れも「もとの神」「じつじつの神」たる理を

解さずしては理解され得ないのであつて、根本の理は却つて、「もとの神」「じつの神」にある。たゞこの場合これ等を月日と相對照して「月」を以て「もとの神」となし、「日」を以て「じつの神」となすのは專斷に過ぎたものである。一脈の相通する理があるとも思はれるが、これは一應別問題として考察すべきことである。我々はむしろかゝる中に神の告げ給ふ宇宙の眞理としての根源的二極性を暗示せられる。現象展開の窮極的基底を悟られるでもあらう。

然らば「もとの神」「じつの神」とは如何なることであらうか。我々はこれを深き留意をこめて考察してみたい。「もとの神」とは抑々如何なることであらうか。我々は先づ「もと」の意義を探求しなければならぬ。<sup>(1)</sup>みかぐら歌序 456v 9x 10 にあらはれてゐるものは「もと」とは大凡「原因、理由、原理、根源」の意味である。<sup>(2)</sup>おふでさきに現はれてゐる「もと」も略々之と同様であるが、こゝにあつては更に「最初、始元」の意味が相當濃く出てゐる。<sup>(3)</sup>（おふでさきには「元」の字を以て「もと」と讀まして居られる箇所が相當ある。）然らばこゝに「もとの神」とは大體、根源的神、始元的神といふ意味に解して差支へないであらう。このことは何を指し示すものであらうか。それは思ふに在來の神に對して、「この神」の立場を宣明されたものである。否、在來の神そのものに對してではなく、人々の在來信仰的在方に對して、「この神」の立場を明確に教へられたものでなければならぬ。抑々根源性とか、始元性とかを特に言はれるのは、根源ならざる、始元ならざる、一般の表面的現象性に對して、その高次性を絕對的に主張する場合になされる。こゝに於ては現象的事物の存在、生成、運動、變化、認識等のよつて來る窮極的なものが遡源せられる。<sup>(4)</sup>それは内向的徹底化の時に訴へられるべきものである。それは専ら存在に即して唱へられ、そしてそれは窮極的存在性が伴つてゐる。かくの如く解する時に我々は「もとの神」とは如何なるものを暗示するかを自

ら了解することが出来るであらう。神は神として自己を啓示し給ふた。然し受取られるべき神は正に神自身とは違つたものであつたかもしれない。人は存在の神なる概念に薰染されてゐるからである。然し人は在來の一應の納得ある神の觀念からでなければ、その何たるやを把握することが出来ない。そこで最初はたゞ神として説かれたものであらう。然し一應の納得が行つた限りは直ちに非本來的なるものと峻別せられねばならない。かくして、聲高らかに「もとの神」と稱へ出で給ふたものに外ならない。そこにあつては在來の神々に對して、最も本質的な神の根源性が切示せられんとするのである。この神は根源的(本元的)存在者であらせられる。それは萬有を成り立たしめ、世界人間を生成し給ふ窮極的淵源であらせ給ふ。「このよふ人間はじめもとの神」(F III 15)「もとこしらゑた神」(F III 18)と言つて居られるのは適確にこのことを暗示せられたものである。單なる表面的なる神に非ず、現象の絶對根底としての神そのものである。それは力強い内向的革新の號令であつたとも申すことが出来るであらう。思ふに我國在來一般にいはれてゐた神はその觀念内容甚だ雜多にして、如何なるものが神の本質なるか遂に適確に把握するに苦しむばかりである。大槪それらは靈魂を神格化したものが多く、特に人間歿後その肉體を離れて神性を得たと信ぜられる靈魂を中心として神といはれてゐた傾向が強い。かくてこれは氏祖の魂の尊崇となり、それは祖靈の中で殊に優位をしめる場合氏神となつて現はれて來た。その間他部族の祖<sup>(五)</sup>を神として祀り、國民的崇拜的たりし偉人英傑の<sup>(六)</sup>魂を祀り、更に時代思潮の流から特殊の<sup>(七)</sup>精も加護神も稱へられるようになった。かゝる有様にて當時の人々に神の觀念が本質的に何等顯示せられてゐなかつたのも全く至當の事であらう。かゝる傳統(信仰的)に立つてゐる人々は單に神といつて示されても、恐らくは、在來のものと同く異つたものを考へ得なかつたであらう。寔に「もとの神」との御宣示こそは混亂紛糾を直ちに一掃し切つて、眞に光風齋月の思あらしめ給ふものであつて、こゝにこの神の御示顯

の辱さと尊さを感銘しなければならぬ。

(一) この「もと」の意義を検討するに當つて注意すべきことは、この字義を出来る限り同一状況乃至類似状況下にある用語例から分析総合的に考察して行かねばならぬといふことである。即ち先づ第一はみかくらうたに現はれてゐる語義を見、次におふでさきに就て見るべきである。おさしづは一應除外してもよいと思ふ。何とならば、この二面の問題たる「もとの神」といふ言葉はみかくらうたに現はれてゐるものである故、同じみかくらうたにある同語の語義を考へるべきである。それは同一時期に同一神意のまに／＼語られたものであり、即ち同一状況下の用例であるからである。そして之に次で、おふでさきは相隣時期の隔たりはあるも、矢張同一聯關ある神意の下に記されたものであるから類似状況下の用例になり、かくて精密に参照されるべきである。この「もとの神」「じつの神」の意義御宣言は教祖御示顯に於て一應根幹的には果されたと見做されるべきであらう。「世界をろくぢにふみならしに出る」との御昇天宣言はかゝる根本立巧の確立が出來たと念慮された故でなければならぬ。勿論廣くそれと關聯して教理一般に就てはおさしづに種々お示し下さる所であるが、少くとも根本主張はみかくらうた乃おふでさきに於て、乃至教祖御在世中に於て爲し遂げられた筈である。かゝる意味から我々は根本意義の探求として、みかくらうた、おふでさきから考察すべきであらう。

(二) みかくらうたに現はれてゐる「もと」の用語例は次の如くである。

イ、このところやまとのぢばのかみがたと、いうていれどももとしらぬ (序4)

ロ、このもとをくはしくきいたことならば、いかなものでもこいしなる (序5)

ハ、ききたくばたづねくるならいうてきかす、よるづいさゝのものとなるを (序6)

ニ、こゝまでしん／＼したけれど、もとのかみとはしらなんだ (III 9)

カ、こゝはこのよものちば、めづらしところがあらはれた (V 9)

ヘ、やまひはつらいものなれど、もとをしりたるものはない (X 8)

ト、このたびまではいぢれつし、やまひのものはしれなんだ (X 9)

チ、このたびあらはれた、やまひのものはこゝろから (X 10)

これ等の中、一方的にきめるわけには行かぬが大體イ、ロは原因、理由、ノは原理、ホ、ヘ、ト、チは根源の意味である。

然し根源は、絶局イ、ロ、ノ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの總てにも通用する。我々はこの「根源性」を意義の重點として考へて観ないであらう。

(三) おふでさきに於ける「もと」の用例、は五十ヶ所ある

これ等の中、大體見言づけられることは、始元、最初の意味が重點的に宿されてゐるといふことである。この中原因、理由の意は I、4、5、XIII 44、原理の意は I、6、VIII 43、49、IX 7、根源の意は III 15、69、92、93、IV 31、VI 27、VIII 57、X 14、

XII 15、139、140、155、156、164、XVII 36、であるが、その他は總て始元、最初の意である。これを、I セントでとつてみると左の

如くである。

始元(原初) 61.4% 根源 26.3% 原理 7.1% 原因(理由) 5.2% かくして大多数が始元、原初の意味になる、加ふるにこの意味は總ての場合に於ても通用しないことはない、かくして我々はこの意味を重點的にとりあげるべきであらう。

(四) アリストテレス哲學に於てアルケー(ἀρχή)は正にかゝる根源なるもの、始元なるものに該當する。彼はその意味を次の如く大別する。



一、其處から最初に人が運動を起し得る事物の部分を言ふ。例へば線や道路に於ては、この一方から一つのアルケーがある。他の一方から他のアルケーがある。

二、其處から夫々の事柄の最もよく生じ得るものを言ふ。例へば人は學ぶのに時として、最初なるものや事物の始めからではなく、最も容易に學び得るものから發しなければならぬ。

三、其處から最初に何もの力を生ずるところの内在的成素 (*επιτημοναίον*) としてあるものを言ふ。例へば船舶に於ける龍骨や、家屋に於ける基石の如きもの。

四、内在的成素としてあるものではなく、其處から最初に或るものが生じ、また其處から運動や變化が最初に始まるべき本性を持つものを言ふ。例へば子供が父と母とから生れ、又鬪争が誹謗から生ずる如きである。

五、そのものの意旨 (*πρᾶξις*) によつて動かされるものが動かされ變化するものが變化するところのものを言ふ。即ち國家に於ける主權や又權力政治、君主政治、專制政治の如きである。

六、技術、そしてその中にあつても特に指導的なる地位に於けるそれを言ふ。

七、それによつて事物の初めて知られ得るものを言ふ。例へば假定が論證のアルケーであるともせられる如きである。かくしてアリストテレスは之を結論して次の如く言ふ。「かくしてあらゆるアルケーに共通なることは、それに依つて事物の存在し或は生成し或は認識せられる窮極的なるもの (第一なるもの) (*πρᾶτον*) であることである。然もかゝるアルケー

の中のもの或るものは事物に内在するものであり、他のものは外にあるものである。それ故アルケーであるのは本質 (*οὐσια*) であり、元素 (*στοιχείον*) であり、*εἶδη* (*δῆλον*) であり、意志 (*πρᾶξις*) であり、實體 (*οὐσία*) であり目的 (*τελευτή*) である。この見解はギリシア語と日本語との差異はあるとしても我々の見方に多大の示唆を與へるもので

§ 2. Aristoteles *Metaphysica* (τὰ μετὰ τὰ φυσικά) V. 1

(五) 慶應及明治初年當時に於て我國在來の神と言はれた内容には次の如きものがあらう。

一、祖人の靈魂としての神

各種の氏神はこれである。これには先住民の祖靈即ち國魂も含んで考へるべきであらう。

二、自然現象の精靈としての神

所謂水分神、風神とか或は倉稻魂神ウカミタマとかはこれである。

三、偉人英傑の靈魂としての神

鹿島、香取の兩神宮を始め、後代の所謂別格官幣社等はこれである。

四、招福除災の特殊機能靈としての神

天満天神、八幡、稻荷、大黒、恵比須等々の所謂民間信仰の神はこれである

これ等の外に理念的な神も靈神として勿論あることはあつたが、これは寧ろ小半分に過ぎない。特に信仰の面に於て然りである。尙かゝる民族信仰の神に就ては、松岡幹雄「日本固有民族信仰」参照。

(六) おふでさきに左のお歌あり、この事を表明し給ふ。

いまよでにわかなる神も山々に、をがみきとふとゆふたなれども (VI 26)

このことをしりたるものがあるならば、たづねてみよ神かゆるする (VI 27)

然らば「じつの神」とは如何なることであらうか、「じつ」とはみかくら歌に於て「じつのだすけ」とあり、おふ

でさきに於ては「ちつのをや」とあるだけであるが、(他に一ヶ所「ぢつ」があるが、之は術であつて明に全くこれとは異なる)これは如何なる意味であらうか。我々は一見それを「實際の」乃至は「實在の」の意に解し易いのである。然しこゝにある「じつ」「ぢつ」はこの様な意味ではない。些細に検討するとそれは大體「眞實」(しんぢつ)の略語形としての「じつ」「ぢつ」であると思ふべきであらう。然らば「眞實」とは如何なることであらうか。それは極めて數多くの用例ではあらはれてゐるが、大體「本當、本來、まこと、心底、眞正、眞理、正當」等々の意義に用ひられ、かゝる意味に於て、總じて「眞なるもの」の意味を重點的に含んでゐると思はれる。故に我々はこの方向から「じつの神」の眞義を理解し得べきであらう。所でこの「眞なるもの」とは如何様の内容を持つのであらうか。我々はこれに就て凡そ二様の意義があることを見出すのである。即ち、一つは我々が判斷して、それに間違ふまいとされる。(客觀性をもつて)ことであり、他の一つはその本來性である。前者は偽りではなく誤りではないといふ意味に於て主張される「眞なるもの」であるが、後者は見せかけのものでもなく、假のものでもないといふ意味の積極的定言としての「眞なるもの」である。

然るにこの場合前者にあつては必ず判斷がそれに先行しなければならぬ。所でこのことは神に就てのこの場合に於てはまることであらうか。我々はそれに對して否と答へざるを得ない。即ちこゝに所謂「じつ」の神とは我々の判斷以前のものである以上、そのことは許されないからである。さればこゝでいふ眞とは後者の意味ではない。即ちかくて「じつ」「ぢつ」とは最も本來的なるべきことを指すものと解することが出来る。かゝる本來性が強く主張されるのは本來性が掩ひかくされてゐて非本來的なものが満ちてゐる時に外ならない。それは本來性に對して假現性(假象性)とでも言ひ得るのではなからうか。本來性とはかゝる假現性の奥にあるものにしてそれが唱へられること

は、假を破り、實を出す立場に於てである。本來性とは字の示す如く根本(根源)より現象へ來らすこと、來ること、なければならぬ。それは根源性の内向的なるに對して、外展的とも申すことが出来るであらう。そして前者の存在であるに對して様態的であると言ふことが出来る。「じつなるもの」とはそれ自身直に存在的でない。存在のあり方についての根據づけである。即ち様態的と申す所以である。然して様態は自己の發現に伴はれるものである。發現のある所に様態を知ることが出来る。かくして「じつの神」とは畢竟根源の神の顯現化、そのものに外ならない。神はたゞ始元として内秘せられるのではない。自ら「あらはれ出し給ふ神である。「このたびあらはれたじつの神には相違ない。」と詠じ給ふ所以こゝに自ら明々たるものがあらう。然してこれも亦在來の神々とは根本的に異なる所以を明ならしめた稱言でなければならぬ。在來の神々は祀られる神であつた。知られてゐる神でもあつた。或は、なぢまれてゐる神でもあらう。然しそこには神よりの積極的な御働かけはなかつた。少くとも神の本質性からの理に貫かれて、その本質性の自己顯現としての如き御働かけはなかつたのである。こゝに「この神」に於てこそ如實に神の示顯を見せて下さり、又今後更に御働かけ下さるべき御宣言でなければならぬ。「ぢつ」なる類語が用ひられて表現されてゐるものに「ぢつのたすけ」が存するものも深き含蓄のあることであらう。「ぢつ」はたすけ、働かけの場合に特に用ひられてゐる。それは「ぢつ」なる本來性の本質的背景に外ならぬからである。

(一) みかぐらうたに左の一つのお歌あり

よう／＼こゝまでつりてきぢつのたすけはこれからや (III 4)

又おふでさきにも一つのお歌のみ見られる。

このよぶのぢいと天とほぢつのをや、それよりでけたにんけんである。(X 54)

こゝにある「じつ」「ちつ」は假名遣が異なるが何れも同一内容を指されたものにして「實」の字の該當されるべきものであらう。  
(二) 斗(一)に掲げた二つのお歌の「じつ」「ちつ」は次のお歌と照し合はせて見る時、明に「眞實」を意味するものであることがわかる。

「じつのたすけ」に就てそれが「しんちつのたすけ」たることがわかる用例は III 77、VI 130、VII 85、VIII 30、XII 137、XIII 112、特に XIII 112 はそのまゝの語句であてはまる。

「ちつのをや」に就て、それが「しんちつのをや」たることがわかる用例は、V 49、VI 56、102 特に VI 102 は之亦そのまゝの語句であてはまる。

かくして「じつ」「ちつ」とは畢竟「眞實」の略語形たることが知られる。

(三) おふでさき中に使用せられてゐる「しんちつ」「しんちづ」「しんちつ」の全用例を参照 これは計百七十七ヶ所ある。これ等を見ればこのことは自ら主張し得られよう。即ちそこには、本が、本來、まこと、し底、眞正、眞理、正當等々の意味が何はれるが免も角要するに「眞」なる語を以て全般にあてはめることが出来る。

(四) 「眞」のこの二義性に就て述べ、特に「本來性」としての眞は判断と關係ないことや、又眞には直接に判断に歸着されないことに於ても用ひられるものがあることを鋭く洞察してゐるのはホルツである。H. Scholz "Religionsphilosophie" S. 219—219 参照彼は次の如くこの間の消息を述べてゐる。「ファウストが復活祭前夜の散歩に於て『こゝに民衆の眞の天がある』といひ、又「ナータン」に於て『眞の乞食は唯一の眞の帝王である』と言はれる時には、その「眞」といふ表現は直接概念に關係した意味に用ひられてゐる。然しこゝでは「眞」は判断の賓辭作用以外のものをも意味してゐる。即ち、それは「本來」とか『この理念と一致した』といふ意味である。眞の天とは本來の天である。それはその理念と一致した天であ

る。これは眞の乞食や眞の帝に於ても同様の關係をもつてゐる。即ち本來の意味に於て、その<sup>二</sup>に相應する所の乞食と<sup>一</sup>王が思念されてゐるのである。何故ならば、それはその原像と一致してゐるからである。反之我々は「眞の判斷」を、本來の判斷とカ、その理念と一致した判斷等とは全く異つたものと理解する、我々はかゝる判斷に於ては、眞である判斷と理解するが、眞の天といふ場合は、眞である天とは決して理解しないのである」

(五) かくしてこゝに言はれる「じつ」「ぢつ」は最も本來的なるべきものを言ふが、この際眞實在といふ如き意味も若干含まれて來るかも知れない。然し實在といふ概念は固々殆んど含まれてゐないと思ふ。

勿<sup>レ</sup>「もとの神」と「じつの神」とは必ずしも二様の概念ではない。それは同じ神の二つの本質的稱呼に外ならないのであるが、實は同一内容に歸着するのである。之はみかぐら歌を讀むときに直ちに納得の行くことである。「こゝまでしんじんしたけれど、もとのかみとはしらなんだ」このたびあらはれたじつのかみにはさうゐない」といふ二つの御歌は對向的に述べられた「この神」の立場の宣示なのであつて、一つの内容を特に強調して居られるものである。こゝに意味せられてゐるのは「もとの神」と「じつの神」とではなくして寧ろ「もとの神」にして「じつの神」たる「この神」即ち「もとの神」「じつの神」たることを今迄は「知らなかつた」然しそれに相違ない」といふことを端的に表明されたのである。かくして、もとの神は即ちじつの神に外ならない。根源性は本來性と一なるものである。根源性即本來性、本性性即根源性たらねばならない。我々はこれを本元眞實の神として要約することも出來よう。所でこゝに明に辨ぜられねばならないことはこの本元眞實の神たることは神自らの絶對的宣示にして、人間の理解に立てる相對的言明に非ざることである。それは何より神よりの啓示に於ける表明そのものであつて、比較判別の上に

立つものでないことを注意すべきである。我々は前回「もとの神」たることに關して「在來の神」を比較對照に擧げてみた。然しこのことは我々の一應の理解を易からしめんが爲に過ぎないのであつて、必ずしも本質的意義ではない。もとの神とは人間知性（人間的理解）に立つて、結論される比較的概念ではなく、啓示に於ける絶對的斷言なる。「もとの神とはしらなかつた」といふ「しらなかつた」は比較檢討を知らなかつたといふ意味ではなく、もとの神たるこの神を端的に把握しなかつたことを言ふのである。もとの神とはとある「とは」なる助詞は一應「もと」なる點に關して比較立論による結定を指すかの如くであるが、之は「もとの神」そのものに對する助詞であつて、副義的には固より「もとならざるもの」に對する「もとなるもの」を揚言する點に於て、比較も含意せられ得るであらうが、本義的には比較を絶した意味に於ける「もと」にして、比較による「もと」ではない。このことは明に把握されなければならぬ。然して既に述へたる如く「じつの神」とは之亦眞僞判別の論議によるものではないことは明である。「じつ」とは眞實であるが、眞正とは直ちに同一ではない。前者の反對概念は、假現であるが後者の反對概念は僞物である。「じつの神には相違ない」と言はれるのは一見眞僞決定の言明なるかの如く思はれるかもしれない。然しその本義は眞僞決定ではなくして、直ちに「じつの神」と把握することそのものである。それは自ら假が破れ眞があらはれ出たものであつて、假に對する判別に由來するものではない。「には」なる助詞は之亦「じつ」たる點に關するものではなくして、「じつの神」それ自體に關するものである。「相違ない」とは眞僞斷定の意味が副義的には含有され得るにしても本義的には直下の了得以外の何物を意味するものでもない。かくして我々は本義的には厭く迄もこの本元眞實の神たることを啓示として知らされるのであつて、比較的に知るのではない。比論は合理的に追理解された我々の側からの形成化に外ならぬ。

(一) この本元眞實の神とは本元を以て根源性を示し、眞實を以て本來性を言ふのであつて、これ即ち根源性としての「もとの神」と本來性としての「じつの神」とを兼ね含めた意味である。以後この意味に於てこの概念を用ひる。尙後に論及する所であるが、我々はこの本元眞實の神を「親神」と申しヒド。以下この意味に於てこの話を用ひる。

(二) この事は我々人間が勝手にこの稱號をとなへるといふ意味ではない、これは厭く迄も神の天啓としての發言内容である。たゞ我々として言ふべきことは、かゝる表現は畢竟人間の側に於ける把握能力の限界の爲に、切なる神自らの表明として宣言せられたことに外ならず、その御宣言そのものは神の端的直截な御言であるといふことである。我々は先づ此の御言をそのまゝ啓示として受取らねばならない。比論檢討はこの後に於て信仰的に營まれる追理解であるに過ぎない。然しこの追理解によつて我々の信仰内容がより明確に自覺せられることは申すまでもない。

我々はかくして、我々の信仰の「この神」を本元眞實たる「もとの神」「じつの神」として見出す。これは我々の立場に於ける重大信條の一たるものであらう。我々はこゝに始めて神に就て本教信仰の眼目に足をふみ入れることとなつた。然しこの本元眞實の神が如何に自らをあらはし給つたのか、何をせき込み給ふのか、如何なる御働きを垂れ給ふのか等々の核心的問題はこゝからして、そしてこれからこそ多様に展開されるべきである。實質的には考察すべきことは漸く今その緒についたに過ぎない。但し紙面の關係上それ等の檢討は總て次回に譲ることとした。

(續)

附記

引用したおふでさきのお歌は便宜上總て通常の漢字及平假名書にしてある。



## 編輯後記

○燈火親しむべきの好季を迎へましたが、この頃の電力制限は何としたことでせう。それにつけても、今までは何とも感じなかつた電燈の光りも、否、ローソクの光りさへも、つくづくとその有難さを覺えずには居られませんでした。

○人は全く勝手なものであります。そして、この勝手に先を立て、日々は事毎に不足の心ばかり使つてゐますが、よく思案いたしますと、それは親神様の廣大なる御恵みに餘りにも甘えすぎた思ひあがりであります。もつと／＼處まじやかになつて、如何なる中にも喜びを感じこそすれ、決して不足は申さないといふ心を培はねばならないと存じます。それを親神様がお仕込み下さつてゐるのではないでせうか。

○何事についても、暗い不足の心を忘れて、お見せ頂いた節を明るく生かすやうに努力するのが、信仰者の態度であります。假令、如何に電燈は消えても、お互の心の明るさだけは消してはなりません。斯う思案がついてから、度々の消燈もそんなに氣にはならなくなりました。

○本號所載の中西牛郎氏筆「教祖御傳記」

(全)は前號所載の宇田川文海氏筆「天理教祖御略傳」と並んで、教祖様御傳編纂史上に於ける一資料として意義深いものと存じ、特におゆるしを得て無表させて頂きました。又、諸井慶徳氏の「教義學概論」は、今後における本教の教義研究に對する一指針を提示された力作であります。讀者諸子の御慈讀を切に御願ひ申したいと存じます。

○なほ此の他に、上柯福太郎氏の「管長奥様御在學當時の御作品」(其の三)と小生の「教祖様御傳編纂史」(後半)及び「教祖様御傳に關する文獻一覽表」も、殆んど校了してゐますが、頁數の都合により次號に譲ることにいたしました。

○本號は九月二十六日に發行するつもりのところ、他に緊急な御用があつて、集部員一同、九月中は殆んどそれに没頭してゐましたので、止むなく豫定を變更した次第であります。その御用は未だ完了した譯ではなく、どうなりかうなり曙光を見出し得るところまで漕ぎつけた程度であります。本號が讀者諸子のお手許に届く頃には、その御用も何とか早く眼鼻をつけて、皆様にも「あゝ、左様であつたか」と是非喜んで頂きたいものと、一同尙も渾身の努力を續けてゐます。

(昭和二二・九・二七・やまさわ)

昭和二十二年十月二十日印刷  
昭和二十二年十月廿六日發行

代騰寫

奈良縣丹波市町三島

編輯兼 山澤爲次  
發行人

奈良縣丹波市町三島

發行所 天理教教義及  
史料集成部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡島善次

# 元 復

第 拾 號

昭和二十二年十一月

山澤爲次

教祖様御傳繼纂史(後半)

..... 一

山澤爲次

教祖様御傳に關する文献一覽表

..... 六

上村福太郎

管長奥様御在學當時の御作品(共の三)

..... 九

天理教教義及史料集成部

八三三

復

元

第拾號

# 教祖様御傳編纂史 (後半)

山 澤 爲 次

## 五、昭和の時代

(イ) 教内外一般に於ける文献(單行本及び諸雜誌掲載の主なるもの)

大正時代には可成り澤山の流布本が刊行されたが、この傾向は昭和になつてからも引續き、なほ又、諸雜誌にも載せられるに至つた。而も、大正十五年から愈々其の事業を開始することになつた天理教々廳印刷所(後の天理時報社)は、教内に於ける單行本又は諸雜誌の出版に應ずる施設として、正に特筆すべき存在となつた。

それは兎に角、次に昭和の時代に於ける「御傳に關する文書」の主なるものについて、年次を追うて記してみよう。

(い) 天理教年譜表(自教祖御誕生 至昭和二年) || 地場思潮社編(昭和二年一月廿五日發行 菊版三五頁)

既に大正二年、天理教同志會編「天理教祖」の附録として「御年譜」(自教祖御誕生 至明治二十年)が出てゐるが、その内容を一層充實したものによつて、其の後、天理教校別科の新進氣鋭の先生達(大抵は地場思潮社の同人) 數人が協力して作りあげたのが、此處に發行された本書である。其の「序」には、

△ 正しき教理は、正しき史實に求めなければなりません。然し、其の正しき史實の研究は、何ものも研究にも増して、至難中

の至難事である。斯の意味に於て我等は、本教に於て未だ曾つて一冊も慙ふした書物を手に入れる事は出来なかつた。之れが其  
 こゝろ、△ 此の書に載するところ、決して間違つては居なりと期しては居るが、果してどうであるか △ 當時の社  
 會事情を知る御參考にもと思つて、我が國及朝鮮支那歐米の重大事項を調べあげました。

と記されてゐる。以て刊行されるに至つた編者達の意氣込みを窺ひ知ることが出来ると共に 御傳研究上に確かに一  
 新機軸を促進したものと云へる。

(ろ) 教祖とその高弟 逸話集 天理教赤心社編 (昭和三年四月九日發) (行・四六版七八頁)

本書は表題の示す如く 教祖様及び教弟先生方の逸話を蒐録したものであるが、その出所は大體既往の「みちのこ  
 も」からであるらしい。その内譯は次の如し。

教祖様 二十五話、初代管長様 十話、本蔭様 二十三話、平野楳藏先生 七話、梅谷四郎兵衛先生 五話、増野正兵衛先生  
 四話、諸井國三郎先生 一話、辻忠作先生 三話、上原佐助先生 島村菊太郎先生 泉田藤百先生 深谷源治郎先生 榎井伊三  
 郎先生 各一話

(は) 教祖傳講話 武谷兼信氏著 (昭和三年四月廿五日發) (行・四六版一〇三頁)

本書は最初、地場思潮社から發行されたが、其の後昭和六年になつて多少の訂正補足を施して、道友社から發行さ  
 れて再三 版を重ねるに至つてゐる。(因に道友社版は) (四六版一〇九頁) その「はしがき」に

私は明治三十三年、神様の御手引きに依つて、母校で勤めさして頂くやうになりましたから此の方、永し年限に亘つて色々  
 御教祖様の御履歴を先輩の諸先生から聞かせて頂いた。或は自分で調べさせて頂いた致しましたのを、嘗て地場思潮社から  
 「教祖傳講話」と題して出版して居りましたが、此の度多少訂正補足して道友社の方から出すことになりました。元より私一己

の見解に過ぎない點もありますが、是れにより御教祖傳研究の上に、幾分でも御參考になるやうなところがありましたら、此の上もない仕合せであります。

と記されてゐる。目次は左の如し。

一、序論、二、神憑以前の御教祖、三、神憑、四、精神的御苦勞、五、物質的御苦勞、六、帶屋お助け、七、御教祖御自身の布教、八、勤め場所の建築と教基の確立、九、本教に對する世界の壓迫干渉、十、御歸國、十一、結論(上)、十二結論(下)

(に) 教祖短話――「増野鼓雪全集」第四卷(昭和三年十月廿五日發)の中(自一五九頁)至(至一五九頁)の(行四六版三六一頁)

本篇は増野鼓雪氏が曾て「みちのとも」誌上に載せられた教祖様の御逸話(短篇)十題を纏められたものである。

其の目次は左の如し。

教祖と蠱火 教祖の譬語 肥の授け 教祖と偽狂人 教祖と死人 教祖と世界 教祖と麥かち・教祖と試練 教祖と蔭膳 借物の理

(ほ)黎明の聖女――三浦關造氏著(昭和四年一月十五日發) (行四六版五〇〇頁)

本書の「序」には次のやうに書かれてゐる。

私はこゝに 時代の先驅者として、人道の指導者として、神と人とを結ぶ媒介者として、深き體認の美はしむ一女性を描いた。夫を感化して數十町歩の田地を、悉く貧民に施し、着のみ着のまま、無一文の身となつて、どん底生活に人間の大道を實證した此の一女性は、思想精神經濟の黄昏に憐む現代人に、天來の指導力を有つてゐる。信仰と勞働とを基礎に兒童を教育したヘスタロットを、更に深く大衆の生活に展開した偉觀がこの聖女に輝いてゐる。

今二十年、三十年、この聖女の心靈を中心にした大衆の動きが、どんな風になつて行くかは、天下の大なる偉觀であらう。私

はその未來の正善なる發展に、絶えず天來の下らんことを祈ると共に、聖女の心靈に天光る地上の心を、現代の人々に知らせたいと願ふものである。

この書一卷は、聖女の體認を描かうとして、その教訓と周圍との關係をもとり入れた 私の家では、これが家庭朝夕の經典の一つにされるのであるが、わが多くの兄弟姉妹たちも、或は個人的に、家族的に、團體的に、此の一書に親んでいたゝきたこれを見ると一つの纏つた御傳のやうにも思はれるが、忌憚なく評すると、本書は一文筆家としての著者が觀たる本教信仰に就いての隨感錄集と言ふべきである。即ち、その中には處々に御傳の一斷片を叙したり、教弟先生方の逸話等も多少取り入れてゐるが、而も大半以上は著者の思索的隨感錄であると申してもよい。序でに目次の大要を左に記しておく。

- その一 眞理の種子 (自八四項) 至八四項) その二 恵みは泉のやうに湧く (自一六項) 至一六項) その三 閃くもの (自六七項) 至六七項) その四 美しき靈魂の家 (自一八項) 至一八項) その五 聖なる教訓 (自四七項) 至四七項) その六 聖なる銀鍊 (自一一項) 至一一項) (へ) 教祖傳講話 || 「増野鼓雪全集」第五卷 (昭和四年三月廿八日發) (行四六版三六一頁) の中 (自一三五頁) 至一三五頁)

本篇は既述したやうに (復元第八號拙稿) (十五頁註十參照) 諸井政一氏稿「みちすがら (外編)」を増野氏の執筆にかゝるものと誤認して、全集の編者がそれに收録掲載したものである。誤認も甚しいと言はざるを得ない。

- (と) 教祖のおさとし || 天理教同志會編 (昭和四年四月廿六日發行 四六版七六頁)

本書の表紙には、「本書は御教祖が御弟子の方々へ直々に御さとしくたされた御教理を集めしものなり」と註書されてゐるが、其の内容は御逸話を蒐録したものである。目次は左の如し。

1、教祖の道すがら 2、神が使ふのやで 3、眞實の心を見ぬいて 4、ふしぎなお餅 5、お地場へ来るのやで 6、八方の神のおさまるところ 7、まるししになるのや 8、からだを苦しめる道やなり 9、新らしし手桶 10、誠においしし 11、神かよんで神か入れたのや 12、しの鍬をのげせ 13、世界かわるで 14、ひもじうなかつたで 15、しげれ／＼ 16、世とりにかゝつたらどうするか 17、どこへも行くのやないで 18、若いものも同じやる 19、力の入れ合ひ 20、火に入れたら非生れて来るでなし 26、恩を被せてやるやうなものや 27、教祖と醬油樽 28、監獄で便所の掃除 29、地獄のどん底を助ける 30、早く歸つて来ておくれ 31、教祖御昇天と神の垂示、

(ち) 天理教綱要(昭和四年版) || 天理教道友社編(昭和四年五月一日發) (昭和四年四月一〇頁) の中 第二章 天理教の發祥 || 第一節「教祖傳」(自 六九頁 至一〇六頁)

本書は本教についての綜合案内書の意味で編纂されたもので、爾來、昭和十三年に至るまで毎年度その版を新にしつゝ發行されたが、「御傳」に關する部分は後述する如く、昭和七年度版に新らしく書き改められるまでは同じ内容である。左に其の目次を掲げると、

一、幼時 二、主婦 三、神憑 四、苦悶 五、谷底 六、布教 七、迫害 八、教基 九、干涉 十、歸幽  
となつてゐて、既述の増野道興氏著「教祖略傳」(大正十二) (年發行) を基本とし、これを引き伸して書かれたものであると申してもよからう。

(り) 教祖論 || 「増野鼓雪全集」第二十一卷(昭和四年六月廿八日發) (昭和四年六月廿八日發) (自 一八頁 至 三四頁) の中、(自 三四頁 至 三四頁) 本編は「教義研究」の一項として執筆されてゐるが、その冒頭に



天理教祖については、既に今日迄に、各方面から、色々と説かれて來たのであるが、それらは全も、單なる履歷としての表面記述に過ぎなかつたのであつて、教祖論として、内面的なる評論の形に於て述べられたことはなかつたと云つてよい。即ち、今日迄の教祖は、信仰的に見た絶對者としての教祖であつて、學問的に見た人間的の教祖ではなかつたのである。これは、一個の信者として、其の教祖を評論すると云ふことは、如何にも不遜の態度のやうに思はれたからであつて、定に信仰者として無理からぬ次第ではあるが、然し、我々が學問的に、其の教祖の眞髓を知らうとするならば、客觀的に、一個の人間として見ることも、亦已むを得ないことである。

と書き出されてゐる通り 教祖様の御心境についての年次のな考察と言つたやうなことを論述されてゐる。

(ぬ) 教祖と天啓 〔増野鼓雪全集〕第二十一卷(昭和四年六月廿八日發)行・四六版三七七頁)の中(自一八二頁)本編は「御指圖講義」の一項として執筆されたもので、

これから突然御指圖の講義をした所で、是が何故本教に於てさう重要なものであるかと、或は迷はれる方があるかも知れませんが、其の豫備知識として御指圖とは如何にして現はれたものであるか、又如何にして説かれたものであるか、是等を明らかにして置かなければならぬのであります。それには先づ何よりも神憑と云ふことから説明せなければなりません。と述べられてゐる通り、教祖様御神憑りの事情乃至意義についての講話である。

(る) 天理教祖傳 戯曲 淨瑠璃編 藤井天海氏著作、作曲、畫讚 (昭和四年八月十五日發)行 四六版三〇頁

本書の表題には「思想善導梅花之魁」とサブ タイトルが附されてゐる如く、淨瑠璃を以て御傳の一斷片を論じることによつて、聽者に感動を與へ、その思想の善導に資さうとて編著されたものである。即ち、御傳としては參考にはならないが、淨瑠璃本の一つの試本として意義がある。

其の後、昭和六年二月廿五日に 四六倍版型 四十四枚(裏裏)で、本格式な淨瑠璃本の書態での木版摺りの同題の本(四六版)が刊行されて居り 更に昭和六年十二月初版 同十二年十二月五日再版のもので、又々、同題の本(二八頁)が刊行されてゐる。因に本書の目次は左の如し。

天理教祖傳Ⅱ(端場)別所村の段 天理教祖傳Ⅲ中山善兵衛内の段 松山要住家の段 (後編)重己改訂の段

(を) 神の實現としての天理教Ⅱ中西牛郎氏著(昭和四年十二月廿五日發行) (菊版十二ボ組四八九頁) Ⅲ(自一四七頁) (至一一八頁)

本書は明治三十四十年頃に於いて健筆を振られた中西牛郎氏が、久しぶりに捲土重來の意氣込みを以て、其の後の研究を一纏めにして、本教を廣く教外に紹介しようとして著述されたものである。その内容は本教の「發達史」と「教義」とに互つてゐるが、どちらかと申さば、教義論の方に於いて同氏の面目が躍如として示されてゐる。但し此處では教義方面のことは省して、其の第二章「教祖」の目次のみを左に掲げておかう。

第一節 女性ルカ 第二節 教祖の郷土及び其の出現時代、第三節 教祖の教育及び其の結婚、第四節 神憑と試鏡、第五

節 天啓とやま、第六節 正教と開扉

(わ) 文獻に現はれたる御教祖Ⅱ今村英太郎氏稿(昭和五年一月號「みちのとも」自四六頁 所載) 至五二頁

本稿は表題の如く「御傳」に關する文獻について書かれたもので、ざつとしたものながら、斯うした試みの最初のものとして意義があると思ふので敢て此處に擧げることにした次第である。

(か) おやさまのおもかけ(上)Ⅱ天理教教義及史料集成部編(昭和六年一月廿六日發行) (四六版十二ボ組 六八頁)

本書の編纂経緯については、久節(2)「教會本部に於けるもの」(權威本の作成計畫)の項に於いて詳述するが、その内容は教祖様の御逸話集である。左に目次を擧げておく。

情の餅 穢れた食物 誠心の御供 犬の降参 意外の早産 ぢばの發展 子供の歸参 勤め短い 合圖立て合ひ 心次第で返す理 心通りの仕込 交霊 肥の授け 親が代りに 御嗜好物 御看護(イロノ) 力試し(イロノニ) 女囚の感謝 獄吏の驚き 無我無私 枝葉の言葉 生れ砂糖 道は下から 道の真髓 神一條の屋敷 三つの養 葡萄によせて 魚の喰べ方 悟り方 業果し。(以上三十五話)

因に本書は昨昭和二十一年十月廿日に改版の上、天理時報社より發行されてゐる。

(よ) 現代神道概説—古野清人氏著(昭和六年三月五日發行) 四六版一四四頁) の中、第三章「天理教史の梗概(一)」(至二六頁) 及び

第四章「天理の梗概(二)」(至三七頁)

本書の第三章に「ある説は、教祖様の御神憑りに就いて叙し、第四章に於いては、教祖様御苦勞の道すがらを略述されてゐる。」「繪」

(た) 天理教年譜表(自教祖御生誕(至昭和六年) 地場通信社編(昭和六年四月廿一日) 發行 菊版四〇頁)

本書は既述の(い)「天理教年譜表」(昭和二年一月) 地場思潮社編) に、其の後三、四年間の年譜を追加したものである。

(れ) 天理教祖 中山美伎子—奥谷文智氏稿(昭和六年六月號「キング」 自三六八頁 所載) 至三八一頁

本稿は大衆雜誌たる「キング」に載せられたもので、従つて興味を中心に書かれ、おかの事件を取扱つてゐて、志村立美畫伯の挿繪がある。その細目は次の如し。

○お産の見舞 ○奈良へ藤見物 ○不義の悪計 ○慈悲忍辱のし ○オカノの悔悟

(そ) 教祖傳に關する文献報告—深谷徳郎氏共編(昭和七年三月廿八日付) 上原義彦氏編(半紙版四枚騰寫摺り)

本稿は天理圖書館發行の「天理教書目誌」に據つて、その中の教祖傳に關する書名のみを歴年順に擧げられたもの

であるが、その経緯に就いては、次節(2)「教會本部に於けるもの」(權威本の)の項に於いて再述する。

(つ) 天理 教祖 中山美伎子傳 || 奥谷文智氏著 (昭和七年四月廿五日發) (行 四六版三八一頁)

本書の「はしがき」には次のやうに書かれてゐる。

私が、天理教同志會から「天理教祖」を出版したのは、大正二年でありまして、實に、今を去る事三十年の昔であります。

其後、東京の日月社から「天理教祖觀」を、又、東京の大野書店から「天理教祖傳講話」を出版致しましたか、それ等の著述を致します時は、あれでも私の精一杯でありましたが、二十年の星霜を経る間に、史實の蒐集も大いに出来ましたし、又、其の思想内容の研究も大いに進歩致しましたので、今日となつて見ると、前記の著述は何れも物足らない感じが致します。それは何故かと申しますと、「天理教祖」其他の二書は、教祖が寛政十年にお生れになり、明治二十年に御昇天になつた九十年間の御生涯の外的史實乃至は思想變化の記録に過ぎなかつたのであります。云々

これによつて大體、本書を執筆された著者の心持はわかるが、著者が「二十年の星霜を経る間に、史實の蒐集も大いに出来ました」と言はれてゐるのは、氏自身の努力によつて蒐集されたと申すよりは、其の後各氏によつて「みちのとも」に發表されたもの、又は刊行された諸種の御傳本或は逸話本等より、巧みにその資料を摘出集録されたものであると申してよい。惜しむらくは、氏にして此の二十年間と言はず、せめて十年間否五年間でも、後年高野友治氏の努力されたやうな具合に、資料の蒐集をされてゐたら、それこそ後輩を益されること一層多大であつたであらうにとさへと考へさせられる。尙又、其の思想内容の研究も大いに進歩致しましたので、と言はれてゐるが、下篇に於て「靈的實在としての教祖」を追加して、存命の理の教祖様について多少述へられてゐる以外は、大して研究の進歩を致されてゐるとも思はれない。

要するに 前號所載「天理教祖傳講話」(久正五) (年後行) のところでも記したやうに 同一筆者のものとしては、後著になればなるほど大衆雜誌に見るが如き通俗味が餘りに附加されて來てゐる結果、何だか金魚酒を飲むやうな憾がする。但しこれは純信の立場からする感想であつて、一般大衆を相手とするジャーナリズムの立場からする時は、また自ら違つた觀方も出來よう。そしてそれこそ寧ろ著者の目的とされた處であるらしく 楠青崖氏の挿畫九枚も、斯かる意味から申して良い思ひ附きであると思ふ。

それは兎に角、左に目次を掲げておかう。

口繪||教祖御眞筆、三昧田教祖御生家、豊田山教祖御墓地、教祖行跡略圖、天理教本邦神版、新築さるべき教祖殿平面圖、中山家系圖、天理教祖年譜、はしがき、天理教祖降誕祭の歌、楠青崖氏挿畫九枚(但し、本文) (の各所に)

上篇 人間としての教祖||第一章御誕生より御結婚まで(第一節御降誕、第二節御幼時、第三節修養と信仰、第四節出家

遁世、第五節御縁談)第二章主婦の時代(第一節五重相傳、第二節人一倍のお働、第三節御孝養、第四節怠者の藤助、第五節オ

カノ毒殺事件、第六節窃盜の改悟、第七節大犠牲、

中篇 神としての教祖||第一章村人の交通(第一節立教の三大因縁、第二節十柱の神々、第三節谷底生活、第四節夫御の苦

門)第二章布教傳道(第一節小寒子嬢の匂掛け、第二節地場發展の豫言、第三節飯降翁の入信、第四節肥料の授け、第五節節會

の初め)第三章茨ぐるう(第一節反對攻撃、第二節守屋筑前とお筆先、第四節斷食と力試し、第五節山村御殿の取調べ、第六節

散藥の祟り、第七節親も及ばぬ眞實、第八節生れ替りの實證)第四章劔の中(第一節天眼通、第二節教會公許の急務、第三節奇

人忠作、第四節雨乞勤め、第五節恩智槍の立替)第五章最後の拘留(第一節心勇講の歸參、第二節ひさ子さんの追憶)第六章歸

幽昇天(第一節心定めの人數定め、第二節世界六地に踏み平らす)

下篇 靈的實在としての教祖 第一卷天々の繼續（第一節教祖と本席、第二節教祖二十五年の壽命を締め給ふ）第二卷存命同様の理（第一節「據」より 第二節靈前へのお給仕）第三章教祖は永劫に生き給ふ（第一節新築の教祖殿、第二節靈眼を開いて教祖を見よ）

（ね） 天理教綱要（昭和七年版） 天理教綱要編纂委員會編（昭和七年九月五日發行 四六版三〇六頁）の中、第一編第一章「教祖傳」（自四四頁 至七三頁）

本書は昭和四年以來出版されてゐた「天理教綱要」（自昭和四年版）を、新しく書き直したものであつて、その爲に十名の者が特別に編纂委員に任命され、各項を擔當執筆したのであつた。「教祖傳」の項の筆者は中山慶一氏である。

左にその節分けを記すと、

第一節幼時、第二節主婦時代、第三節神憑、第四節試練、第五節谷底、第六節布教、第七節迫害、第八節教基、第九節干涉、第十節御昇天

となつてゐて、大體は従前のものを踏襲しつゝ、所々を適宜に補訂された程度であるが、唯、第十節「御昇天」の部分だけは根本的に書き改められてゐる。

（な） 教祖傳研究上の「私見」管長様御稿（昭和七年十月廿六日發行「三才」新第四卷 第四號 所載 自四頁 至一頁）

本稿は主題の如く、教祖様御傳の研究に對する管長様の御意見を披瀝なし下されたもので、眞摯に御傳の執筆をしようとする者は、是非とも拜讀させて頂く要があると思ふ。なほ本稿は同年十一月廿日號の「みちのとも」にも轉載されてゐる。

(ら) 教派神道の發生過程（昭和七年十二月廿八日）中山慶一氏著（昭和七年十二月廿八日）（行四六版一四八頁）の中、第二編第二章第三節「天理教」（自一九一〇頁）本書は著者の大學卒業論文であるとのことで、教派神道全般に亘る發生過程の研究であるが、その中、「天理教」に關するもの、細目は次の如し。

(一) 天理教發生に就ての考察、(二) 教祖信仰の發展經過（イ）幼年期に於ける信仰と生活、(ロ）主婦時代に於ける信仰と生活  
（ハ）神憑並それに伴ふ信念信仰の躍進、(ニ）神憑後に於ける生活と信仰

(む) 天理教教祖（昭和八年一月より）「外字新聞」（「Tenrikyo」）天理圖書館發行（に連載されたるもの）

本稿は先づ、教祖様の御神憑りの有様から筆を起され、次に翻つて、教祖様が斯かる境地に立たれるまでの御人となりについて、御誕生から御神憑りまでの道すがらを叙されてゐる。これは御傳編述の上に一新指針を提示されたものと言ふべきであらう。

(う) 中山美支子（武者小路實篤氏稿）（昭和八年四月—八月發行）「主婦之友」（自四月號 至八月號 所載）

本稿は雜誌小説として書かれたもので、岩田專太郎畫伯の挿繪入りで、とにかく御誕生より御昇天までを取扱つてゐる。その内容は、

四月號（自三七四頁 至三九一頁） || (一) 御誕生— (一三) 姑様の御死

五月號（自三七八頁 至三九三頁） || (一四) 照之丞御救助— (二三) 母屋御賣却

六月號（自三六〇頁 至三七七頁） || (二四) 夫様の諫言— (三八) 山伏の亂暴

七月號（自二五二頁 至二六九頁） || (三九) 守屋筑前守の來訪— (五二) 御昇天

となつてゐる。因に本文は、(一) から (五二) までの見出しだけで、章節の題名は附けられてゐないが、私が勝手に

假題して其の内容の大意を示したものであることを、原筆者にお詫び申す次第である。

(わ) 天理教の研究 田中義能氏著 (昭和八年十月一日 發行 菊版 九四頁)

本書は田中博士が其の學者的立場より 本教を世に紹介する爲に刊行されたものであつて、「序」に於いて左の如く記されてゐる。

(前略)吾れ等は維新以來、佛教、基督教の教義を、眞の殉教者的の熱烈を以て大衆に徹底せしめんとしたる大宗教家を見得たるか 此れ等歴史的宗教の振はざる、むしろ當然と謂ふべきである。

此の間にあつて中山美伎子、巾幗婦人の身を以つて、燃ゆるが如き熱烈なる信仰を有し、何物をも焼き盡し、何物をも貫き通さずんば止まざる底の、殉教者的精神を以つて、あらゆる迫害に屈せず、あらゆる非難に對抗し、一派の天理教を起し、六百萬の信徒を有する大宗教たらしめ、歐米人をして動もすれば、日本の宗教は神道 佛教 天理教であると云はしむるに至つたのである。

素より急速に發達したるかゝる宗教には、外、布教師に清獨併せ呑むの弊あり、内、教義に洗練を缺くの點なきにしもあらざるべきも、詳に之れを検討すれば、何人も多くの教派に決して劣らざる教義信條を有して居ることを認識し得るのである。

予は由來一部の人士の、一の宗教を信ぜざるの故を以つて、殊更にその弱點を爬羅剔抉して、之れを誇大にし、世に疾呼するを陋とするものである。而して予は又一部の人士の、その弱點の攻撃を見て、窃に恥とするものを以つて、蓋し君子の耻とする所であると思ふのである。

予の教派神道の研究は、實にかゝる見地から着手して居るのである。天理教の研究亦然りで、信徒の立場から、過度に之れを禮讃せんとするものでもなく、反對者の立場から、極力之れを非難せんとするものでも素よりない。要は、學術的に、系統的



に、組織的に、之れを研究し、天理教の宗教としての價値を天下後世に傳へむとするを目的としたのである。勿論、區々たる小冊子、研究の不十分なるは遺憾とする所であるが、略す予の目的の一端を達することを得ば幸甚である。(後略)

即ち、書題の示す如く「天理教の研究」であつて、第一編 緒論、第二編 教義論、第三編 餘論の三部編となつてゐるが、そのうちで御傳に關係ある項を擧げると次の如し。

第一編 緒論 第一章立教の因縁 (一、教祖の因縁 二、地場屋敷の因縁 三、旬刻限の因縁) 第二章中山美伎子 (一、生誕と嫁入 二、神憑 三 準備時代 四、傳道布教) 以上 自一頁 至一六頁 第五章中山美伎子時代の年表 自三二頁 至三六頁 第三編 餘論 第一章教徒の増加 (一、外部布教 二、教徒の入門 三、教徒の入門(續) 第二章迫害と教會設立 (一、吉田家の認可 二、維新と宗教 三、迫害) 以上 自八〇頁 至八八頁

(の) 御教祖親様に就て (全三卷) 上川米太郎氏謹述 (昭和八年十月八日發行) (四六版各卷八〇頁)

本書は「おたすけ實要」(天理教河原) (附文庫發行) の第三輯 第四輯 第五輯として、分冊發行されてゐるが、其の目次を詳記すれば次の如し。

第三輯 御教祖親様に就て (其ノ一)

はしがき、概説、第一話 御生誕、第二話 幸小屋へ、御婚約、第三話 御嫁入り、若奥様、第四話 主婦として、第五話 五重相傳、第六話 お香野、第七話 毒害、第八話 御妊娠後、第九話 犠牲

第四輯 御教祖親様に就て (其ノ二)

はしがき、第十話 神憑り 第十一話 施行、第十二話 近親の反對、第十三話 どん底、第十四話 帶屋許しと高弟の御入信 第十五話 辯難攻撃、第十六話 聖典、赤衣、その他

第五輯 御教祖親様に就て（其ノ三）

はしがき、第十七話 何故の干渉壓迫、第十八話 劍の中、第十九話 火の中、第二十話 細道、第二十一話 御身上、第二十

二話 御昇天

（お） 天理教の新研究 前田道治氏著（昭和九年一月十五日發）行 四六版二六一頁 第二章 第三章 第四章 自一七〇頁

本書は教内人としての著者が、眞摯なる學究的立場より本教を論述したものであるが、其の第二章乃至第四章は御傳に關する一見解を叙したものと見ることが出来る。その章題を擧ぐれば次の如し。

第二章 天理教發生の素因、第三章 天理教發生の理由、第四章 天理教祖一生の信仰過程

（く） 天理教年譜表 高岡青原氏著（昭和九年九月五日發）行 袖珍版五八頁

本書は寛政十年より昭和九年に至るまでの本教に關してのみの事項の「年譜表」で、最後に「中山家系譜」を二頁分附してゐる。但し「年譜表」は既述（い）天理教年譜表（昭和二年）（一月發行）のものを借用して、それになほ後年の部分を追加したものである。

（や） 御教祖傳史實校訂本（上）天理教教義及史料集成（昭和九年十月十日印）  
部御教祖傳編纂委員編（刷 菊版一三〇頁）

本書は其の「はしがき」に

「乃ち、本書は検討資料の謄寫代りとして印刷したもので、集成部會議を経て他日一層完全なものとなつた曉、一般に公刊する所存である」

とある如く 會議資料として代謄寫印刷したもので、其の目次は、

第一編・神憑まで 第一章 幼少時代（第一節 御降誕、第二節 御生立ち）第二章 姫時代（第一節 御結婚、第二節 御日常、第三節

五重相傳、第四節御孝養と御貞節、第五節御子達の御誕生、第六節御慈悲の數々)

となつてゐる。因に本書執筆の責任者は私であるが、これを基本として更に書き改めたのが、本誌第二號及び第三號に亘つて掲載させて頂いた「教祖様御傳稿案」(一)及び(二)である。その経緯については、次節(2)「教會本部に於けるもの」(權威本の作成計畫)の項で詳述する。

(ま) おやさまの道 今村英太郎氏著 (昭和十年四月十二日發行 四六版一〇六頁)

本書の「自序」には次のやうに書かれてゐる。

ク・おやさま九十年の御生涯の節々をコント風に書かせて頂きました。従つてこれは「御教祖傳」ではありません。御教祖傳の拔萃であり、更に又、文體の關係上、筆にまかせて書きすぎた處もありますし、叙景を主にして、其處におやさまのお姿を浮ばせた處もあり、この邊は、たとへ點描ものであらうとも、おやさまのものとして、まことに恐れ多いことと仰つてをります。

以て著者の執筆態度を知ることが出来る。その目次は左の如し。

一、發足 (村の歡び—夫婦の諍ひ—乞食感泣—下婢妾計—二つの命)

二、谷底 (村道—夢—月明—拍子木—親子團圓)

三、黎明 (端緒—奇蹟—同志内偵—焦慮)

四、迫害 (さくり—奈良街道—信徒騷擾)

五、往還 (見透し—お助け—倍の力—狐合—親里)

(け) 中山美伎子 武者小路實篤氏著 (昭和十年六月十七日發行 「日本の偉れた人々」

四六版 中 自一八一頁 二九三頁 至二九三頁)

本稿は既述した(う)中山美支子(昭和八年四月―八月)「主婦之友」に掲載)を再録されたものである。唯、美支子が美伎子と訂正されてゐること、挿繪がないこと、が、其の相違点のみ。

(ふ) 御教祖傳史實校訂本(中) 天理教教義及史料集成部(昭和十年九月五日謄寫四) 御教祖傳編纂委員編(六倍版型片面〇〇頁)

本書は其の「序文」に次の如く記されてゐる。

この校訂本中巻は、前管長様、現管長様が多年の御丹精を以て、御蒐集遊ばされた史料のうち、教祖傳に關するものを編纂して頂いたもので有る。而も編者不肖の故に、その編纂の仕方になんか、多くの遺漏がある。これを次に列擧すれば、

一、教祖直弟子の家に傳はるものは、辻、梅谷、兩家所藏の分を参照したが、その他に就ては未着手で有る。何れ重複した史料では有らうと思ふが、將來、その全部を集録するの必要がある。

二、上述の如き、貴重な史料の中から、教祖傳關係の史料を摘出する際に、只一度の選抜によりし事、従つて殘存の史料中に漏落有り得る事。

三、一度ノートを取つて、其れを更に原史料と讀合せする事をして居ない事。これは、進捗にばかり氣をとられたのと、又一つは時間の足りなかつた事。編者の怠慢である。

四、古文書には草書が多く、難讀なりし事、故に未解讀の字多く、を以て示せる事。又、解讀せしものにも誤り多かるべき事。かくの如き事は、本傳記の如き場合に於て許さるべき事ではなし、何とかする積りである。

大體、この校訂本に關する特徴は右の如くで有るが、これは、言はし仕上げをしてなと言ふ丈で荒削りでは有るが、全體の基本的な構成に就ては誤謬は無しと思ふ。而し、何れにしても、この中巻の期には、餘り第一次的史料は多く無し、口砂には殘つて居る事も、さて文獻と言ふとなか／＼無し事を特記して、老先生方の御記憶の如何に貴重なるか、又今日の日に於て、其を

誌し置く事の如何に急務なるかを更めて申上げさして頂かねばならぬ。 〃

最後に、本校訂本編纂の目的たる、五十年祭を期しての教祖傳出版の一日も早く完成されんが爲めに、皆様様の御力添えを切望して擲筆さして頂く 〃

又、本書の末尾には、

〃御教祖傳史實校訂本中巻の編纂は、昭和十年七月卅日より起筆して、同九月五日を以て完稿す。編者、上田嘉成。本校訂本は三十六部を限つてタイプす〃

とある。即ち、上田嘉成氏の努力になるものであるが、その経緯については次節(2)「教會本部に於けるもの」(權威本の作成計畫)を参照されたい。なほ、其の目次を左に擧げておかう。

中巻目次 神懸りより明治維新まで

第三章 神懸り(第一節豫徴、第二節當時の御家族、第三節前後の事情、第四節神様の御言葉)

第四章 貧乏せよ(第一節貧乏せよ、第二節責苦、第三節お施し、第四節御話し)

第五章 板挟み(第一節嘲笑、絶縁、第二節善兵衛様の御苦しみ、第三節板挟み、第四節お針子の事、第五節夫様御出直し)

第六章 布教開始(第一節小寒様大阪御布教、第二節帯屋許し、第三節萬づ道開け)

第七章 トノ底(第一節田地御書入れの事、第二節掘立小屋、第三節壊れた土塀、第四節糸紡ぎ遊されし事、第五節秀司様御苦勞の事、第六節助け一條)

第八章 教團發生(第一節曙光、第二節御出張の事、第三節中田儀三郎入信の事、第四節辻忠作入信の事、第五節山中忠七入信の事、第六節飯降伊藏入信の事、第七節活躍の時)

第九章 勤王所（第一節扇の授け、第二節社は要らん、第三節勤場所の新築、第四節大和神社の事、第五節打てば響く、第六節旭日の如く）

第十章 第一次妨害（第一節無心強請、第二節寺院へ反撃、第三節大豆越へ御出張りの事、第四節守屋筑前来る、第五節助藏の事、第六節眞柱様御誕生、第七節山伏覺仁坊来る事、第八節親じ）

第十一章 天理王明神（第一節京洛へ、第二節裁許狀、第三節陽氣）

第十二章 陽氣勤め（第一節十二下り、第二節御手振り）

（こ） 御教祖傳史實校訂本（下）全三冊天理教教義及史料集成（昭和十年末？騰寫四六）  
部御教祖傳編纂委員編（倍版型片面計六八一頁）

本書は前述の「校訂本」〔中〕に引續いてタイプにされたもので、明治以後の史料を蒐録してある。中山慶一 上田嘉成の兩氏努力になつたものと記憶する。其の目次を左に擧げておかう。

下巻目次 明治初年より同二十五年（御改）まで

其の一（第一冊）（自一頁  
至三四頁）

第一章 教基整頓時代（第一節おふでさきの御執筆、第二節秀司様の御結婚、第三節お秀様のお出直、第四節親様斷食の事、第五節模型かんろだいの御製作、第六節赤衣、第七節別火別鍋、第八節ぢば定め、第九節門屋の建築、第十節玉惠様の御出産と眞柱様の確定、第十一節石造甘露台の御製作、第十二節御休息所の御建築）

第二章 迫害干渉（第一節干渉の口火 大和神社、石上神宮の事、第二節山村御殿、中教院の事、第三節小寒様のお出直し、第四節薬種混入の嫌疑、第五節迫害に對する善後策、第六節明治十四年の迫害、第七節明治十五年の迫害、第八節明治十六年の迫害、第九節其他の迫害、第十節最後の御苦勞）

其ノ二〥(第二册) 自二三五頁  
至四二五頁

第三章 御晩年に於ける教勢(第一節信者の増大と講の結成、第二節教會公認運動の過渡期)

其ノ三〥(第三册) 自四一五三頁  
至六八一頁

第四章 御昇天(第一節御教祖の御不快、第二節お願ひ勤め、第三節お仕込み、第四節御心痛の日夜、第五節扉を開く、第六節  
決死のお勤め、第七節御昇天)

第五章 御昇天後の教勢(第一節御葬儀、第二節教會本部の創設、第三節墓地工事、第四節御改葬)

(え) 御存命の頃 高野友治氏著 (昭和十一年一月十日發)  
(行 四六版三九八頁)

本書の「はしがき」には左の如く書かれてゐる。

ク私は歴史家でも、考古學者でも、研究家でもありません。たゞ天理時報讀者諸氏から喜んで讀んで貰ひたく、その都度々々調査して發表したのが三年一ヶ月續き此處に至つたのであります。書き述べた内容は「奈良縣山邊郡<sup>註</sup>」<sup>註</sup>「寧府紀事」和州日新

報<sup>註</sup>「野山のなげき」「南山踏雲錄」等、それに何處の書肆にもある幕末史を參考にし、教祖様御存命當時の社會狀態を描いてみたものと、私が實地民門に入つて調査した教祖傳と大體二つに分けることが出來ます。日本歴史による教祖傳の時代背景の研究はこれから年月の經つて従つて詳細を究められることと思ひます。たゞ、民間の口傳として残り、或は教祖様に接した人

々の直話、教祖傳に出て來る事件の關係者は年月の經つて従つて少くなり、或る一定年限がたてば全然無くなり、或は現在より以上に不正確なる話となつて行くのであります。かうした資料の蒐集に對しては一刻の猶豫も許されないのであります。話

の正確不正確を論ずることは後世の人の批判に待つとして、私は出來る限りかうした話を蒐集しようと努力して來ました。

以て、著者の意のあるところが克く、承承出來るであらう。蓋し、著者が丸三ヶ年間の並々ならぬ調査辛苦の上に築か

れた本書である。「はしがき」にもある通り、斯うした調査は年月の経るにつれて益々困難を加へるばかりで、更に五十年百年後には殆んど不可能ではなからうかと思はれる古老話等、全く貴重な資料が蒐録されてゐる。私は著者に深甚の謝意を捧げると共に、斯うした努力が今二三十年も前から誰かの手によつて拂はれてゐたら、もつと多くの資料を得ることが出来たであらうにと、惜しまれてならないと共に、今からでも遅くはない故、お互ひに一層の努力を致して種々の調査を進め、資料の整理を丹念正確になさるべきであると痛感して止まない。而も、これは獨り御傳に關してのみならず、教會史に關しても然りである。それは兎に角、本書の目次を左に擧げておかう。

天啓以前 一、御生誕前の社會、二、三昧田の歴史、三、幕末に於けるおぢば地方の情勢、四、徳川三百年の年號、五、寛政十  
年前後の地方情勢、六、教祖生誕、七、お産の風習、八、前川家、九、無足人、十、古市村郡奉行、十一、入嫁までの教祖様、  
十二、寺小屋のこと、十三、入嫁のこと、十四、庄屋敷村、十五、主婦時代、十六、足達照之丞氏を助けらる、十七、おかけ習  
り、十八、天保の飢饉、十九、墮胎陰殺の風習、二十、大名の困窮、廿一、おぢば地方の俳諧、廿二、雨乞ひ踊り、廿三、ヤ  
ン／＼火の話、廿四、雜考、廿五、往時の大和川

天啓以後 一、【其の一】苦難時代 一、天保九年、二、その頃の社會、三、修験者中野市兵衛、四、神憑直後、五、秀司様の結婚  
六、小寒様の布教その他、七、天日染め、八、「寧府紀事」に現はれた大和、丹波市、世相、九、永久寺と龍福寺、十、大和の風  
俗、十一、大和に於ける淨土眞字、十二、大和の武士風景、十三、鑄砲が卒つて銅器の盗み横行、十四、大和の捕物陣、十五、  
雷歇と龍と巫子、十六、暗澹たる幕末世相、十七、阿田式部の殺害、【其の二】よのなか 一、文久二年、二、歌うたふ教  
祖、三、勤め場所建築祕話、四、その頃の中山家、五、天誅組騒動、六、額安寺の夜、七、伴林光平と平岡鳩平、八、天誅組餘  
聞、九、農民騒動、十、小泉不動院の事件、十一、秀司先生ら京都出張のこと、十二、豪士連、伏見戦に出仕す、十三、伏見戦争



挿話、十四、おぢば地方の古墳の語

明治以後――一、松惠様入嫁のこと、二、明治初年の宗教變動、三、若草山を牧場に、四、寺院の衰亡、五、姓名に關する風習、六、お伊勢詣り、七、神都に傳はつた奇習、八、山打御殿、九、文秀女王殿下の御幼時、十、明治初年のおぢば地方の情勢、十一、文明開化の時勢、十二、心學道話の流行、十三、中村直三の事、十四、中村直三の思想、十五、金剛山地福寺、十六、轉輪王教會、十七、地福寺緣起、十八、警察の訊問と口書、十九、「口書」に見る蒸風呂營業、二十、他宗派の論難に明答を御教示、廿一、人々に應じてのお話、廿二、見捨て給はず、廿二、白石の行者、廿四、白藤の瀧、廿五、神様の分配、廿六、教祖様の土産、廿七、宿屋、廿八、劍道師範中野氏入信、廿九、酒倉に御拘留、三十、親様を強請つた男、卅一、拘留場の教祖様、(その一村田老人談、その二、蚊を拂はれた話、その三、大鐘屋老人の話、その四、昔の人の閉書抄から、その五、黄楊の小櫛、その六、樺本警察署) 卅二、丹波市の女郎屋、卅三、大和の俠客、卅四、教會設立運動挿話、卅五、藥草治療(南川勝治のこと) 卅六、名醫龍一齋のこと、卅七、「とりくき藥湯」、卅八、布留川水利問題、

なほ本書の巻頭には、十頁分の寫眞と七頁分の管長様の「序文」がある。

(て) 天理 教祖 中山美支子實傳附飯降伊藏翁 奥谷文智氏著 (昭和十一年一月十日發行 四六版五一七頁)

本書は既述の(つ) 天理 教祖 中山美支子傳 (昭和七年發行) の増訂再版であると見てもよく、其の「はしがき」は該著と全然同一である。唯、該著と異なる點は、本文のところ／＼に少しばかり御逸話に類する話を追加したこと、附録として

「飯降伊藏翁」を載せてゐること、發行者が大阪 宗徳書房から丹波市 木下眞進堂に變つてゐること、である。目次も前書と大同小異であるから、茲には省略しておかう。

(あ) 教祖當時の信仰夜話 天理教同志會編 (昭和十一年一月廿三日發行 四六版十二頁組五〇頁)

【目次】集談所の夜啼、第一話 牛になつた女、第二話 前生因縁の話、第三話 親と子と孫、第四話 (1、神慮、2、導く人と苦かれる人、3、親様、4、談じ合ひの議にまかせをかう、5、親をだき抱へるら、)

(さ) ひとつとはなし 管長様御著 (昭和十一年一月卅日發行 四六版二五頁)

本書は昭和十年四月廿一日發行 「天理時報」第二百四十四號より、翌十一年一月廿六日發行 「天理時報」第二百八十四號まで、四十一回に亘つて連載された「ひとつとはなし」(自四十一回)を單行本として刊行されたものである。

本書巻頭の「序にかへて」には次のやうにお書きになつてゐる。

ク〇 最初から「ひとつとはなし」の題の下に目論んだのではなく、隨筆でも、隨想でも、何でもよから書けよのことであつたのが、文筆業者でない私には、さう註文通りに筆が動かかな。又第一面の貴重な紙面をあてがつての話だから、旅行文の様な行つた人には思出となつてうれし。さういふも、旅行してゐるわけではなし、假令旅行してゐたにしても、讀者にしてみると、又かと思ふ點もあるもので、だら／＼やるには忍びない事であつた。

そこに、私は取題についても、私風に頭をなやませた。

〇「ひとつとはなし」は何や、かやと前に云つた様な經驗もあつて、隨筆とたのまれ乍ら、教祖様や先輩諸君の逸話を紹介するやうになつて了つた。最初の出發點から見ると、多少臆線であつたかも知れぬが、時報第一頁の事でもあり、又巡教中の思ひもあり、古文書の整理も手傳つてこんなものになつて了つた。

〇教祖様のお話は、耳に平易く入る、か扱つて思案するに、云ひ知れぬ深みを感じるは、誰しも同じ事である。

難しのお話、又喰ひつきにくく話を、誰にも、わかる平易な言葉で、教祖様はお教へ下さつたのではあるが、私達はやゝもする

と、理詰めの世界につめたくして了つてゐる様に思はれる。

○どんな難しき事でも、話し様では、たやすく話せる事と思ふ。

私はそんな事を思ひ乍ら、「ひとことはなし」を書き續けた。私にはどこまでたやすく書けるだらうかと、そんな氣持で筆を取つてみた。丁度、教會を一寸づゝ話して廻つたのと同じ様に、一言々々のせるのも、何かのたしになるかも知れない。

にほひがけのスケッチを斷片的に載せてみようと考えながら、「ひとことはなし」を綴り續けた。

これに依つて、本稿を執筆遊ばした管長様の御心持なり御態度を窺うことが出来る。即ち、軽い御氣持で書かれたとのことであるが、單なる自身の興味にのみ走らず、讀者に少しでも裨益するところがあるやうにと、常に御意を用ひられた親心の程が推察出来る。而も、其の取材は主として初代管長様の御手記に據つて居られる點に於てこれ以上正確なものはなく、又、こせ／＼とした枝葉の事柄には捉はれずに、御傳としての本筋の主要點についてこれを懇切にお書き下されてゐる點は、従前の何れの御傳本にも見得ないところで、宇田川本、中西本、碧瑠璃園本、奥谷本等の最大の缺陷を遺憾なくお充し頂いてゐると申してよい。換言すれば、従來何れの御傳本を讀んでも、今一つピツタリとしなかつたのは何故であつたかを、これに依つてハッキリとお教へ頂いたものと申したい。なほ、挿入されてゐる二十九頁分に及ぶ寫眞は、又と得難いものばかりである。

本書は幸ひ、昭和二十一年一月十日に第十四版が發行されたから、讀者は何時でも手にすることが出来ようが、左に其の目次を擧げさせて頂かう。

○にほひがけ、○紋付さん、○ジャン／＼火、○新建の叔母さん、○伯母さん、○忠作さん、○翁の（てびき、勸場所、人和神社の節、せつき、肥ノ米、助造異變、伏せ込み）○明治七年六月十八日を憶ふ、○父祖と遊ぶ、○不燦然探知簿（轉輪王講社、

手続書、差押物件目録) ○三 二四教案、○最初の名稱録、○御苦勞(山村御殿、小寒様のお出直、止宿人肩、こんくらべ、毎日勤め、雨乞勤め、表、出る、最後の御苦勞) ○附 索引

(き) **ひとことはなし**その二管長様御著(昭和十一年十月卅日發行) 四六版一八七頁

本書は昭和十一年二月二日發行 「天理時報」第二百八十五號より、同年八月二日發行 「天理時報」第三百十四號まで、三十回に亘つて連載された「ひとことはなし」(自四十二回)と、昭和十年九月廿日號及び十月廿日號に掲載された「甘露臺石造の顛末」とを一冊の本に纏められたものである。其の目次を擧げさせて頂けば左の如し。

○正月廿六日(母様の話、幼げな思ひ出、高井さんの話、山澤伯父の話、記録) ○御葬式前後、○本席様、○教祖様のおもかげ、○甘露臺石造の顛末、○附 索引、他に 十二頁分に及ぶ貴重な寫眞が挿入されてゐる。

なほ、本書も昭和二十一年一月十日に其の第十二版が發行された。

(ゆ) **御教祖文獻索引**橋爪英二氏編(昭和十一年十月三十日發行) 四六版六二頁騰寫摺り

本編は當時東京の三才文庫の係をしてゐた橋爪氏が、努力の結果作り上げられたもので、此の種の調査としては、次項に記す上野利一郎氏の調査と共に、最も行き届いたものであると申すべきであらう。目次は左の如く大別されてゐる。

一、御教祖文獻並論文索引、一、神道關係書に現はれた御教祖傳、

(め) **天理教主要文獻**上野利一郎氏稿(「日本文化」第十一號) 昭和十二年十月廿六日發行 菊版三〇〇頁 中、自二五九頁至二九八頁

本稿は本教關係の凡有る書目について、項目毎に分類してゐるが、其の中の「教祖」(自二八五頁)の項に於いて、御傳に關する文獻を列記してゐる。

(み) 大地にしく乳房——倉田百三氏著 (昭和十二年十一月廿八日發行 四六版三三〇頁)

ク中山みき子の傳記的小説を書き上げて、私は教祖への負ひ目の一端を果したやうなし安さを感じる。もとよりこの責任は私か勝手に負うたものに過ぎないか、私は藤澤時代から尊み愛する中山みき子の小説を一生の中必ず書かねばならぬと自分に課してゐた。

(中略)

仔細に見れば、彼の女は女人ながら、一山の宗祖に必要な智慧と、力と位とを悉く備へてゐた。それは「みかくらうた」の中だけでも歴々として指摘され、そして晩年にはすでに人間の域を超えて、神祕的存在にまで高められて居た。私はこの「嚴しき母」としての護持と、更にそれをも越えた神祕的存在としてのみき子を此の作に於いて描かうとした。

けれど神祕の背光につままれぬ單なる人間的存在は宗祖たり得ぬからだ。人か、魔か、神か——境に應じて變通し得る神祕的融通は生ける宗教に缺くことの出来なゝ秘奥所である。「開かれぬ扉」を持たぬ宗教はたゞの理性の宗教に過ぎぬ。土くさゝ素

朴な本能愛から發して、モラルの律法に入り、更にそれを越えて、神人の自由に高められたところに、みき子の信仰の生長があるのだ。(中略) 最後にこの作は一方文藝品としての約束上、必ずしも傳記の史實に嚴密に據つたものではない。

その他、私は上演の場合の事も考へなければならなかつたし、時に應じて、色々と史實をアレンジしてある。この點念のためおことわりして置く。併し私はなるべく傳記の線に添はうと心しつゝ、みき子の性格と、信仰との本質を筆の及ぶ限り、浮

彫りに描かうと努めたのである。その出来ばえは貧しいながらも、私の教祖へのすでに久しい感謝と、尊信と、しからなる結縁のしるしとして、私は自ら足りるのである。猶ほ碧瑠璃園、高野友治、奥谷文智氏らの著書に負ふところ少くない。十

數年前、私に初めて匂ひがけて下さつた言龍教會の關本布教師の名も書きとめて置きた。

以上は本書の「自序」である。これに依つて、本書の成り立ちと内容が窺へるであらう。次に目次を舉げることとする。

一、處女のねがひ、二、僧と娘、三、稚き花嫁、四、枕への誓ひ、五、家事日々、六、聖なる方へ、七、いけにへ、八、節から節へ、九、米盗人、十、隙間吹く風、十一、鬼を哭かすまで、十二、泥にさす光、十三、人間以上、十四、飢ゑた人々、十五、神かかり、十六、使はし女か、人妻か、十七、谷底、十八、小寒子の匂ひかけ、十九、不思議な普晴、二十、指端に宿る怪力、廿一、雨乞ひ勤め、廿二、やくざの轉じ、廿三、インテリと實の神、廿四、昇天

(し) 天理教の本質——久野豊彦氏著 (昭和十三年七月廿日發行) (四六版) (二二二頁) 中、「教祖の一代記」 (自一九頁) 至四九頁

本書は教外者としての著者が客觀的に觀た天理教の本質を、一般社會の人々の一讀に供するために書かれたものであるが、巻頭に本教關係の松原寛博士、岡島藤人、常岡一郎、柏木庫治、中山慶一、高橋道男各氏の序文を仰々しく列載してゐる點を見ると、教内への反響をも考慮されてのものではないかとも思へないではない。それは兎も角、御傳に關係ある項は、第三章教祖の一代記であるが、左にその細目を記しておかう。

○瑞雲棚引く三昧田、○立教の第一日は天保九年十月廿六日、○教祖の苦悶、○十三峠を越えて布教へ、○苦悶の宗教生活、○寒夜、監獄で下駄を枕にして、○見よ、この宗教的な情熱を、

(ろ) 教祖様のお話——管長様御稿 (昭和十三年 自一月十一日 至十月廿三日) 「天理時報」連續御掲載三十四回

本稿の第一回より第十一回までは「教祖御傳編纂史」について、第十二回より第三十四回までは「辻忠作さんの話」について書かれてゐるが、後者は「復元」第七號に轉載させて頂いたし、前者の主要點は此の抽稿に屢々引用させて頂いてゐる次第である。

(ひ) 教祖傳稿本——天理教校編 (昭和十三年十月十日發行) (菊版十二ボ組六一頁)

本書は教校生徒の「參考に資し、筆記に代用せしめるために、暫定的なものとして」編纂され、上梓されたもので

ある。即ち、教課書式に出来てゐる。其の目次は左の如し。

- 一、年號年數及改元月日、二、御誕生、三、御生家の家柄、四、御生家の御家族、五、御幼少時代の御特徴、六、御勉學、七、尼僧志望、八、御結婚、九、御勤勉振り、一〇、御信託、五重相傳、一一、御孝行、一二、召使達を勞はり給ふ、一三、盜人を許し給ふ、一四、日傭人の怠惰改まる、一五、女乞食を憐み給ふ、一六、おかのを許し給ふ、一七、照之丞を助け給ふ、一八、二兒身代りとなる、一九、神憑り、二〇、本教の立教、二一、立教の三大基縁、二二、魂の因縁、二三、屋敷の因縁、二四、旬刻限の理、二五、里の仙人、二六、谷底への道、二七、板挟みの御苦勞、二八、夫様の御出直、二九、母家を賣らる、三〇、小寒様の大阪傳道、三一、谷底生活、三二、おびや許し、三三、諸門弟の入信、三四、扇の授、三五、勤場所の建設、三六、大和神社事件、三七、迫害の數々、三八、無心強要、三九、醫師の辯難、四〇、僧侶の威嚇、四一、守屋筑前の質問、二、今井助藏の叛旗、四三、山伏の亂暴、四四、眞柱様の御誕生、四五、天理王明神、四六、御神樂歌、四七、御筆先、四八、斷食、四九、別火別鐙、五〇、甘露臺の雛型、五一、證據守、五二、高山へ匂ひがけ、五三、赤衣を召し給ふ、五四、奈良中教院、五五、地場定め、五六、中南門の普請、五七、御教祖様最初の御拘留を受け給ふ、五八、小寒様御出直、五九、蒸風呂兼宿屋、六〇、御母堂様御誕生、六一、ノツタイ粉の事にて讒誘さる、六二、轉輪王講社、六三、秀司様御歸齋、六四、十四年の彈壓、中傷、讒誘、六五、甘露臺の石普請、六六、十五年の彈壓、こんくらべ、六七、甘露臺石沒收さる、六八、十五日間の立勤め、六九、飯降伊藏翁の御入監、七〇、松惠様の御歸齋、七一、蒸風呂、宿屋、轉輪王講社等を廢止す、七二、休息所建築中に警官亂暴す、七三、雨乞ひ勤と科料、七四、十七年の檢束と拘留、七五、教會設置の議起る、七六、御教祖様最後の御拘留、七七、御教祖様の御昇天、七八、御存命の理

本書も亦、教校生徒の筆記代用として編纂されたものであるが、本文は極く簡略にして各頁毎に多分の餘白空欄を設け、文字通り筆記し書込み出来るやうにしてある。目次も亦簡潔になつてゐる。

一、御誕生、二、御幼時、三、御入嫁、四、御神憑、五、助けの礎、六、布教のみあと、七、嫉視妨害、八、教基確立、九、山  
「」の取締、十、御歸幽

(せ) 教祖さま——福原登喜氏著 (昭和十六年十月廿六日發行)  
(四六版十二ボ組一四〇頁)

本書は兒童のために書かれたもので、二十四景に及ぶ松井正畫伯の挿繪と共に 氣持ちよく編纂されてゐる。目次は左の通り。

一、五色の雲、二、きんちゃく、三、機織り、四、お手傳ひ、五、契結び、六、お嫁入り、七、信心、八、鉦入り、九、米盜  
人、十、乳房、十一、照之丞(一)、十二、照之丞(二)、十三、天理大神、十四、紋付さん、十五、小寒様、十六、あさおき、し  
やうじき、はたらき、十七、お産の神様、十八、正直な大工(一)、十九、正直な大工(二)、二十、麥笛、廿一、おかくら歌、廿  
二、里の仙人、廿三、一に百姓助けたい、附後書き

(す) 大和の神樂歌——村松梢風氏著 (昭和十八年四月廿六日發行)  
(四六版四四二頁)

本書は曩に昭和十六年十一月以降、「天理時報」に連載されたものを單行本として出版されたものである。同氏が本稿を執筆されたのは、時恰も例の歪められた所謂革新統制中のこととて、従つて思ひもよらない制壓を受けしにも拘らず、心を腐らさず最後まで筆を運ばれたのであつた。その當時の事をよく知つてゐる私は、氏の根氣強さに對しひそかに感銘してゐた一人で、此處に改めて謝意を表する次第である。それは兎もあれ、左に其の目次を擧げておかう。



○三味田、○石上、○若き妻、○母になる、○慈悲鳥、○あだ花、○大海、○混淆、○天の聲、○道の始、○零落、○にほひがけ、○黎明、○勤め場所、○大和神社、○節季、○論難、○奇瑞、○維漸、○力試し、○山村御殿、○小寒、○神退く、○柿響司、○教化、○恩智檜、○雨乞ひ、○舊正月、○歸幽、

(ん) 天理教教祖傳 天理時報社編 (昭和十八年四月廿六日發行 「概觀天理教」 四六版 一九五頁 中、自六八頁) 至九二頁)

此の「概觀天理教」は、昭和五年以來年々刊行され來つた「天理教綱要」の代りとして、新たに編纂されたもので、書名の如く本教全般に關する紹介本である。御傳に關する部分としては、第三章「天理教教祖傳」があつて、左の六節に分けられてゐる。

一、おひたち、二、結婚、三、主婦として、四、立教、五、苦難の道、六、歸幽

(ロ) 教會本部に於けるもの (權威本の作成計畫) 集成部略史

大正十四年四月、教會本部に「天理教教義及史料集成部」が創設されたことは既に述べたが、それと同時に左の通り掛員の任命があつた。

天理教々義及史料集成掛監督ヲ命ス (各通) 山澤爲造、松村吉太郎、板倉植三郎、高井猶吉、宮森與三郎

天理教々義及史料集成掛ヲ命ズ (各通) 梶本宗太郎、春野喜市、喜多秀太郎、中山爲信、増野道興、深谷徳郎、諸井慶五郎、上原義彦、中臺赤太郎、増野石次郎、梶井孝四郎、平野規知雄、山澤爲次、小野靖彦

却説、「天理教教義及史料集成部」といふ名稱は大分長たらしいので、普通には單に「集成部」と略稱されてゐる。この集成部の創設に對して、その當時全教的に如何に大きな期待をかけられたかは、同年六月五日號の「道乃友」を

見るとよくわかる。即ち、該號は集成部の創設を特別に取りたて、編輯したもので、「教義及史料の集成」(増興)「本教の教義に就て」(小野靖彦、南野義太郎、深谷)「本教の史實に就て」(松井忠義、増野石次郎、岡島)の題の下に、諸氏が夫々の意見を書いてゐられる。

茲にそれ等を一々紹介するの煩を省き、その代表的なものとして増野道興氏の論說の一端を左に記してみよう。

ク管長の就職を動機として、本教内に種々なる施設の行はれたことは、一面本教の隆盛を具體化するものとして、教徒が欣喜の情を以て之れを迎へたるは、著しく認むる所である。然し靜かに考ふれば、最近に企圖せられたる施設は、本教の根本的使命よりすれば、未だ其の核に觸れてゐない恨みがある。更に本質的な、何等かの計畫なり施設なりが、發表せられねばならぬと、心ある者は期待してゐたのである。

幸ひに其の期待は裏切られずして、四月十日附を以て、教義及び史料集成掛りと其の監督が突如として任命せられた。是は管長の深い意圖より計畫されたことで、眞意が那邊にあるや推知するを得ざるも、現在の本教としては是以上の重大問題はなないのである。管長が就職と同時に此處に着眼せられたのは、管長の信仰と聰明の致す所で、教徒として吾人の感謝に堪えない所である。

由來、本教の教義及び史實の纂集は、前管長の時代より幾度も企圖せられたのである。然し何れも一時的であつて永續せなかつたのみならず、其の方法が組織的でもなければ根本的でもなかつた。然るに今回の調査は、全く組織的であり且つ比較的に一局部に偏してゐない。殊に其の掛員たる人々は、相當教育もあり研究心にも富んでゐる人々であるから、若し眞面目に努力したならば、未代まで光輝ある教義の大系と、確實なる歴史とを集成し得るに相違ない。

然し何分是等の研究は、一朝にして完成されるものではなく、多大の時日と努力とを費やして始めて集成されるのであるか

ら、餘程の忍耐と着實なる努力に依らなければならぬのは云ふ迄もなく、掛員一同が一致協力して、自ら進んで其の仕事に従事せなければ、中途にして消滅するやも計られぬのである。

然し此の點に付いては、意志の強い管長が、事に當り指導せられるのであるから、何等の不安もないけれども、如何にして教義なり史料を蒐集大成せられるか、又此の事業に對して、本教一般の者は如何なる態度をもつて臨むべきか、是等の問題に付いて、一つの參考として考察してみたと思ふのである。

斯くて集成部はその人員の構成も一通り整ひ、教内多大の期待の下に發足したが、掛員といつても皆他にそれ／＼のつとめ向があり、且つ四十年祭の前年であつて諸事忙しく、同部の仕事に専念し得る人は誰もゐなかつた。其の初期の頃の事について、梶井孝四郎氏は左の如く書いてゐられる。

天理教々義及史料集成部の出來たのは、私が大正十四年の秋、天理高等女學校の方を辭める様になつて、集成部專任を命じられてからの事であつた。十月一日から管長様の御宅の方に室を與へて貰つて、其處で仕事をさせて頂く様になつた。それが集成部の開設せられた初めである。尤も天理教々義及史料集成掛或はその監督といふ人々はその年の四月に任命せられてはあつたか、その實際の仕事もしてゐなかつたし、集つた事もなく、勿論その場所もなかつた。恰度御教祖様四十年祭の直前にて、本教として極く忙がしい最中であつた。

集成部の仕事としては、古く先生の口傳を書き取つたりしてその年は暮れて了つた。か私にとつて此の數ヶ月の月日ではあつたが、お道の大體の古くお話や、御教祖傳を頭に入れる事の出來たのは有難かつた。私としては實に豫備期間であつた。此の時の私の集成部の仕事の段取りは、先づ第一に御教祖様の御傳を訂へさせて貰ひ、それから教會史に入り、そして大體のものを調べ上げた上で、最後におさしづ、おふでさきにかゝらせて貰ふといふのが私のその當時の考へであつた。

（同氏著「みち

の秋」昭和十二年十一月廿八日發行)

なほ、「道の友」(大正十四年十月五日號)の教報欄には次のやうな記事がある。

ク教義史料編輯委員會(廿六日(九月)夕勤後、管長公邸に於て、教義史料編輯委員會を開催、管長閣下を始め各監督委員出席、史料蒐集に關する打合をなし、今後毎月三十日を會日と定めて、委員の總會合を催し、先づ口傳せられたる教義史料の蒐集を圖ることに申合せ、午後十時散會)

又、「道乃友」(大正十四年十二月二日號)に榊井孝四郎氏が「私の仕事」と題して、次のやうなことを書いてゐられる。

ク天理教本部内に、天理教々義及史料集成部といふものが此度出來た事は、最早皆様の御承知の事と存じます。其の方の専務として私が九月の三十日に管長公からの御命を頂いて務めさして貰つて居ります。其の集成部は管長公の宅の方に置かれて居ります。

此度の御本部の仕事は、天理教に於ける教義と史料の方面でありますから、つまり全部の仕事である。なか／＼範圍が廣くて、何にもかも含まれて居ります。

私と致しましても、之まで少々は研究を致しても居りました。か主として先づ教祖傳の方に力を用ひて居りました。そして四十年祭までに、實は私個人としての教祖傳の様なものを出さうと考へて居りました程でした。ですから私と致しましても、此の仕事に専任に兩らして頂けるのは、誠に結構な事に思つて居ります。か之れはなか／＼の大業で、その完成の程は何時の事やらと思はれます。か毎日々々やつて居りますと、時には此の調子なら左程大して年月もかゝらうまいと云ふ様な氣もして、元氣が一層出てまゐります。

毎月の三十日が集成部の會議日になつて居ります。管長公及御母堂様の御二方が親しく會議に御出席下さります。そして管長

公が萬事の決を御とり下されます。此の日の會合は係員一同、時間の經つのも知らずに熱中致します。

御母堂様の古く話を聴かして頂く光榮を、吾々係員のみが與へられて居る様な氣が致します。それに加ふるに古き先生方の話、斯うした話を聴かして頂いて居りますと、全く、御教祖時代に立ち歸つたやうな空氣が室一杯に満ち／＼て云ひ得ぬ歡喜を覺えます。此の會合が度重なるに従つて、教義上の重要問題、歴史上の重要問題も着々と解決、決定して行く事と存じます。

以上のやうな次第で、集成部が創設せられた當時の様子については、榊井氏が其の專任の掛員として直接用務に従事されたので最もよく知つてゐられる。私はその頃、養徳院に起居させて頂いてゐて、なほ小學校と幼稚園の開設初期の仕事にも當らせて頂いてゐたので、集成部での月々の會合にも缺席がちであつた。

然し、榊井氏も書いてゐられるやうに、集成部の仕事として最初に着手されたのは、「教祖様御傳」の正史編纂といふことであり、それが掛員のみならず教内一般の多大の關心事であつたことを思ふとき、否、其の後二十有餘年を経過した今においても猶且つ、その餘りに遅れてゐることを非難されつゝも、一面また多大の期待をかけられてゐることを思ふとき、多少言ひ譯けがましくなる嫌ひはあるが、また多少長々しくはなるが、現在集成部主任の職責を汚さして頂いてゐる私として、その仕事の經過について私の關知してゐる範圍内の事だけでも、もう少し詳しく申し述べてみたい氣がする。そして、それがおのづか自ら本項（口）教會本部に於けるもの（權威本の作成計畫）を叙する所以ともなると思ふ。

却説 集成部の創設された大正十四年は、管長様御就職の意義深い年であると共に、外國語學校、小學校、幼稚園、託兒所等も新設され、又、印刷所の建築や教校別科生徒の激増など、教内は多事多忙の中に暮れたが、翌大正十

却説 集成部の創設された大正十四年は、管長様御就職の意義深い年であると共に 外國語學校、小學校、幼稚園、託兒所等も新設され、又、印刷所の建築や教校別科生徒の激増など、教内は多事多忙の中に暮れたが、翌大正十

五年の一月には、教祖様の四十年祭が盛大に奉仕された。此の御年祭を目標として人々はどれほど張りきつた活動をして来たことか、教勢の「倍加運動」が其のモットーとなつてゐた一事でも知られ得よう。然し、活動の後には必ず静思が訪れるのは一個人の場合も教團の場合も同じである。無事に御年祭をつとめ終へた教内は、茲に又、教義の探究、史料の精査に一層深い關心を持ち出したことは、蓋し當然の歸趨と言へる。そして其のトップを切られたのが、松村老先生が「公職を拜辭して教義の研究に専念沒頭したい」との聲明（「道乃友」二月五日號、公職）をされたことであるが、先生は既に大正十三年に「御筆先辭傳草案」（上下二卷）を假印刷され、それと前後して「おさしづ集」（全六卷）をも印刷してゐられる程で、豫てから其の事に深く期される所があつたものと推察申す次第である。又、教校別科の職員間に於て、教義及び史實の究明精査を目的として作られた「六踏會」が活潑な研究に従事しかけたのも、四十年祭直後の事であつたと記憶する。更に 斯かる内的反省の機運を反映してか、道乃友六月二十日號の卷頭言には、「教理的饑餓を救へ」なる一文が掲げられてゐる。

斯うした中にあつて、集成部では榊井孝四郎氏が孤軍奮闘、コツ／＼と其の仕事に専念してゐられた譯で、御傳に關する資料も漸次蒐集されたことと思ふが、どの程度まであつたのか先日同氏に伺つたところどうも判然としなない。同氏の頭の中にあることゝて、／＼引き継ぎは難しい／＼とのことであつた。そのうちに松村老先生の公職拜辭問題は轉じて、集成部主任として其の所期の願望實現に精進されるといふことになつて、教義書の公刊問題が此處に具體的に進捗するに到つた。この消息については、翌昭和二年六月二十日號「道乃友」の「地場通信欄」に能く窺うことが出来る。

□「おふでさき」と「おさしづ」の著作権登録 今回本部に於ては「おふでさき」と「おさしづ」の著作権登録を出願中の所

おふでさきは本年五月十日附、おさしづは同六月十五日附、登録済の旨内務省より正式に通知があつた。

□「天理教々義聚」出版——「おふでさき」なり「おさしづ」は従前本部より公刊せられなかつた爲に、色々杜撰な出版をする者が多いので、教内一般には一日も早く本部から正確なものを發行せられん事を希望して止まなかつたが、本部でもその希望を容れて先年來、教義及史料集成部を設け専門の掛員を任命して、「天理教々義聚」を出版する計畫のもとに着々準備中であつたか、今度愈々其の第一期事業として追々に釋義を加へたおふでさきの原文と、本部に保存せる原本は勿論部下の一般教會にあるものも全部集録して極く正確なるものにしたおさしづの全文を出版される事になり、おさしづは七月中に第一巻を發行し爾後繼續して出版、おふでさきの方は本年秋季大祭頃第一巻を發行し來年中には完結の豫定である。

引き続き第二期事業として、教祖傳、おかくら歌註釋、おことば拾遺等、其他各部で集成したものを順次に發刊して教義の大成を期する事になつて居る。

又、榊井氏は其の頃の事について次の如く書いてゐられる。

ク、御教祖四十年祭も無事に大成功の中に勤めさせて頂き、大正十六年の新春即ち昭和二年の春、その春から萩の一番の最後のつもりでゐたおさしづに手を染める事になつた。かう云ふ事になるに就ては、當時恰度集成部主任に松村吉太郎先生が御就き下されて、これに主力を御盡し下される事になり、いよ／＼私が集成部の仕事として専らおさしづに没頭する事になつた。(同氏著「みちの秋」||昭和十二年十一月廿八日發行)

斯くて、「おさしづ」の編纂は榊井氏が中心となり、他に助手數名を督勵してこれに没頭されることになつたが、其の並々ならぬ數々の苦心談は同氏著「みちの秋」に詳しく記るされてゐる。一方、其の當時異端者天理研究會事件のため、「おふでさき」釋義書の早急出版の要があり、他の集成部掛員は其の方に協心戮力するやうにとの命があり、な

ほ其の庶務及び取纏め役として當時中學校の教頭であつた堀越儀郎氏、また當時教校別科の教務掛りであつた山中忠正氏が新らしく掛員に加へられた。そして五月三十日夕勤後、其の第一回の會議が招集され、爾來滿一ヶ年に亙り定例又は臨時に數十回に及ぶ協議が行はれた。

御傳編纂の事から横道に外れて甚だ恐縮であるが、その翌日の思ひ出の序に、他日の参考のため左に釋義の執筆分擔者の名前を擧げておかう

第一號、第二號、第三號、第十二號堀越儀郎、第四號、第九號小野靖彦、第五號、第十號平野規知雄、第六號、第十一號、第十六號山澤爲次、第七號深谷徳郎、第八號中山爲信、第十三號中臺赤太郎、第十四號上原義彦、第十五號増野道興、第十七號諸井慶五郎

此のおふでさき釋義」に關する數十回の會議には、管長様や御母堂様を始め、古老の諸先生方も常に臨席下され、時には釋義の議案から脱線して、教義や史實についての御意見や御手紙に花が咲くことが珍らしくなく、掛員としては寧ろそれによつて妙からぬ勉強をさせて頂くことが出来たのは何よりの喜びであつた。その中には勿論、教祖様の御事蹟に關する御話も數々あつた。偶々、其の年の九月から私は教校別科への轉動を命ぜられ、職務上の關係もあり、旁々前々からもかうした勉強の必要を痛感してゐたので、其の頃から私もどうやら集成部掛員らしく落着いて其の御用の一端をつとめさして頂くやうになつた。

却説、こんな次第で、集成部としては最初の計畫を變更して、何よりも先に「おさしづ」の編纂と「おふでさき釋義」の出版に全力を注がれるに至つた爲、御傳の方は自然と後廻しの形となつて了つた。その代り、昭和三年四月廿六日には「おふでさき附釋義」第一卷(第一號分)が出版され、其の後毎月續刊して八月には全五卷の完成を見、傍ら前述各號分擔者の手によつて更に其の講義案を執筆して、これ亦數回に亙る會議の結果最後案が出来たので、其の年の十月廿八日より十一月一日までの五日



間、「第一回教義講習會」(おふでさき)に關して)が開催され、なほ同年十二月には「おふでさき索引」も出版された。又一方、昭和二年十月廿六日には「おさしづ」第一卷(明治二十年)が刊行され、爾來昭和五年十月までに全三十二卷、次いで六年六月に補遺(第三十三卷)が出版されて其の完結を見たが、この間昭和四年七月と八月とに各五日間、二回に亙つて「第二回教義講習會」(おさしづ)が開催されてゐる。因に、この講習會の講義案は本記の人達が執筆して十數度の會議の結果出來上つたものである(關して)。

明治二十年度↓堀越儀郎、明治二十一年度↓梶井孝四郎、明治二十二年度↓深谷徳郎、明治二十三年度↓中山篤信、明治二十四年度↓山澤爲次、明治二十五年度↓諸井慶五郎、明治二十六年度↓平野規知雄、明治二十七年度↓中臺赤太郎、明治二十八年度↓上原義彦

思はずも餘談に流れたが、私の敢て言ひたかつたのは、集成部も其の最初の頃は、掛員一同のチームワークが斯くも氣持よく行はれてゐたといふことである。

其の後、昭和五年の夏には管長様、御母堂様、古老の先生方を中心に「おてふり」の御手合せがあつた。又、一つのエピソードに屬するかも知れないが、同年十一月廿七日、本教の一派獨立記念祭の夕、管長様が松村老先生を招待され(これは毎年この日に於ける管長様の御出づくしであつた)その折の給仕役として平野規知雄氏と私とが御命をうけた。其の後で管長様から突然「お前達二人で教祖様の御逸話を蒐集してくれ」とのお言葉があつた。而も成るべく急いでやるようにとの事であつたので、早速二人で手分けして平野氏は過去の文献を、私は其の他の言ひ傳へ聞き傳へ等を取纏め、これ等をタイプにして會議案を作成し、年末に數度集成部會議を開いて頂いて、管長様、御母堂様、古老先生、掛員諸氏よりその正否の御意見を種々お聞かせ頂き、それに基いて早急の間に書き改めて取敢へず出版したのが、前節(か)に掲げた「おやさまのおもかげ」(上)である。

かゝる中にも月日の経つのは早いもので、教祖様の四十年祭を未だこのあひだ勤めさして頂いたばかりだと思ふうちに遂に五ヶ年は夢と過ぎ去つて了つた。そして昭和六年の夏には來るべき昭和十一年の教祖様五十年祭と昭和十二年の立教百年祭の兩年祭執行の旨が發表され、教内は再び活動期に突入することゝなつた。「おふでさき」おさしづ」によつて、充分に心の糧を得て一層心の成人を遂げた全教の人々は舉りたつて勇躍これに呼應し、此處に再び白熱的活動に精進したのである。

一方、集成部にあつては、昭和七年一月廿七日に改めて掛員一同を招集され、この席上、管長様から「兩年祭を迎へるに當り 集成部としてなすべき仕事」についての御相談があり、「教祖様御傳編纂」の件が満場一致で取上げられた。そして其の執筆者として中山爲信氏、助手として山澤爲次、他に「教祖傳に關する文獻調査」(前節)を深谷徳郎、上原義彦の兩氏に御任命があつた。そして爾來、同年九月三十日に至るまで十四回に亘つて(毎月六體)集成部會議が開催せられたが、其の會議要項は助手役を承つた私が潛越ながら作成さして頂いて、その都度豫め掛員各位の調査研究を依頼し、大體文久 元治頃までの史實に就いての討議が進められた。私が御傳編纂に關係したのは此の時からである。

この會議がこんな調子で其の後も引續いて開かれてゐたら、或は今少し仕事が促進されてゐたのではなからうかと思ふが、一面又その當時としては、大體毎月十二日と二十八日の兩日を定例會議日と定められた申合せすら兎角實行出來難いほど、各員には他に魚眉の種々なる用向きがあつて、今にして思へば十回に亘る會議だけでも能くも續け得たものだつたと申してよい。それは今更申すまでもないことながら、一方においては前々年度より神殿の増築、教祖殿の新築といふ大きな御奉公が着々として進行中で、管長様は勿論、集成部の主だつた方々も建築委員として其の方

の御用で可成り急がしかつたのみならず、更に偶々この秋に大和平原で大演習が行はれることゝなつたについて、聖駕奉迎に關する諸準備に萬遺憾なきを期するため、全力をそれに傾注された事などを思ひ起せば、なるほど無理はないと合點が行くであらう。私一個について申しても、確か四五月頃であつたらうか、秋までには是非「天理教綱要」を完成するやうに、との御命を受け、他の綱要編纂委員の諸氏と共に各自の執筆分擔に専念せねばならなかつたのみならず、又、八月には約一ヶ月間、青年會の滿洲移民計畫樹立のため、中山、深谷の兩理事の御件をして渡滿するなど、可成り多忙を極めた年であつて、折角御傳編纂の助手を拜命しながら、實は集成部での十回に亘つた會議要項を作成するのが精々であつた。

斯くて御傳編纂計畫の第一年は暮れたが、此處で特記しておかねばならないのは、此の年十月廿六日發行の雜誌「三才」に管長様が「教祖傳研究上の「私見」(前節)なる文を御發表になつてゐることである。この中においてお洩しになつてゐる御感想によつて、當時の集成部會議の様相が多少とも窺へるであらう。又、同じく其の頃お書になつた御稿「天理教教祖」(前節)なる一文は天理圖書館に於て翻譯されて、昭和八年一月より外字新聞「Tenkyo」に掲載された。

翌昭和八年には一月末に第四回教義講習會が開催されて、愈々三年千日の後に迫つた兩年祭への活動に拍車をかけられると共に、全國教會への地方巡教が開始され、また六月中旬には管長様が中山爲信氏等を帶同して、アメリカ合衆國に於ける世界宗教會議に御列席のため御渡米になつた。此の夏、私も南洋方面への教會巡教を命ぜられて、中山慶一氏と二人で滿一ヶ月間の旅に赴いた。

其の後、確か九月になつてからであつたと記憶するが、中山慶一、上田嘉成の兩氏が御傳編纂のことに協力される

やうになり（兩氏はこの年の一月に新しく集成部  
専任としての命をうけられてゐた）

共々に史實の検討や調査に従事したこともあつた。然し、私は教校  
や傳道部の方の御用もあつて、完全なチームワークは出来なかつた。加之、翌昭和九年一月には、圖らずも語學校  
の責任を仰せつかることになり、御傳編纂助手としての仕事は自然と中山 上田の兩氏に頼む形となつて了つ  
た。それでも氣が濟まなかつたので、私は自分のそれまでやりかけたところだけでも纏めさせて頂かうとの考から、  
「史實校訂本」上卷（自寛政十年  
至天保八年）を作成して、それを同年の十月漸く假印刷にすることが出来、他の集成部員及び教  
内の然るべき人々に配布して其の意見回答を煩はした。

かくするうち早くも昭和十年を迎へた。昭和十年といへば早や教祖様五十年祭の前年である。能ふべくんば兩年祭  
の記念品として、「おふでさき」「おさしづ」の他に「教祖様御傳」をも部内一般教會に下附しようと御考へ下されてゐ  
た管長様の御意圖であるにも拘らず、未だ稿案の執筆さへ思ふやうに進捗してゐないことは何としても申譯ないとい  
ふので、中山爲信氏を中心に中山慶一 上田嘉成の兩氏と私との四人は當面の責任者として種々と焦慮の念にかられ  
た。そして何はともあれ最後まで頑張らうといふことになり、而も其の初稿執筆は差詰め私にせよと定められ、又、  
中山 上田の兩氏は古文書を整理して資料を纏めることになり、九月には「史實校訂本」中卷（自天保九年  
至慶應三年）を、次い  
で年末には「史實校訂本」下卷三冊（自明治元年  
至同二十四年）を集成し、これをタイプに附して部員一同に配布された。然し、  
私は元來遲筆である上に、さて愈々成文にする段になると責任の餘りにも重大なるに遂に氣持が堅くなつた精も手傳  
つて、春過ぎから取りかかり、且つ幸ひ語學校の夏休み一杯をこれに費して、どうなりかうなり出来上つた稿案は、  
やつと元治元年の勤め場所建築落成のところまでであつた。それでも一節々々の執筆濟みの分から之をタイプに摺つ  
て兎に角集成部會議にかけることが出来た。そしてその會議での皆の論議を参考にして、更に中山爲信氏が稿文の書

き直しをし、それを又會議にかけるといふ具合に、事が運んでどうやら仕事が軌道に乗りかけた。而も此處で又特筆すべきは、この頃管長様<sup>に於かれても</sup>、御自身でいろ／＼と調べものをされて、御傳に關する貴重なる玉稿「ひとこととはなし」を天理時報紙上(昭和十年春より十一年夏にかけて)に連載されてゐたことである。

却説、此處で少し餘諺に入るが、當時の集成部に於ける御傳稿案の審議の模様について書いてみよう。

昭和十年十月十九日午前八時十分開始(第三回集成部會議録)

出席者 管長様、山澤(老)、高井(老)、宮森(老)、板倉(老)、飯降、中山爲、深谷、平野規、山澤爲、榊井孝、小野、堀越、中山慶、上田嘉、山中忠、

中山爲、唯今お配りしました新しく書き直しました分について、御評議頂きたいと思ひます。(第一章第一節を朗讀す)

前には農家といふ字はありませんでしたが、農家から出られたといふことは重要なことと思ふので、今度特に入れさせて頂きました。

寛政は既に三奇人も出て、世の中も物騒になつて來た時ですが、そんな事とは關係なしに、平和な田舎に生れられたといふ風に書きました。

時刻は分りませんが、この前にも確か平野さんでしたか、お日様もお喜びになつたのであらうといふやうな事を申されてゐましたので、五色の雲などから考へて、すが／＼し／＼新緑の日の出の朝を表はしたいと思ひました。

論議の發端を作るのは面白くありませんから、能く分らないところは委しく書かないことにしました。

管長様、もう一寸文章を碎いてはどうだらう。

山澤爲、例へば、光芒といふ言葉などですか

菅長様、さうだ

中山爲、光の鮮やかさす所を示したかつた。「映る」といふのは鮮やかな色のつもり

菅長様、切れさうで切れんといふ文章を、もつと切つたらどうか

中山爲、一つの標本を示して頂きましたね。人には癖がありますから。

山澤老、大抵の人が讀んでも解るやうに。「光芒」といふのはわしには解らんが

菅長様、農家といふより百姓といふ方がよい。又、前川家といふより前川半七の宅といふやうに。「百姓、前川半七藏の家」と

した

榎井老、朝八ツ時と聞してゐますが、今の何時位ですかね。

山澤爲、朝の八ツ時はありません。夜の八ツ時、晝の八ツ時です。晝の八ツ時は今の十時に當ります。

菅長様、それからもう一つ感じの悪いのは、「到来」とその後の「給ふべき」のべきといふ字である。

中山爲、へきは未來のつもりで書きました。

菅長様、「御意のまゝに、尊い御因縁をお受けになつて。」といふのは何のことか。もう少し練つたらよくなると思ふか

深谷徳、「これぞ寔に、いとも尊き。」といふ文の構成ですが、これは「元なる親神様の深き御意の。」といふのにかゝる

のと違ひますか

中山爲、どこにかゝるなんて考へて書いてゐません。句刻限と月日の社とを入れたんで、それで馬鹿に長たらしくなつたんです。

さう云ふ風に押されて見れば、「まに／＼」といふのは「垂れ給ふべき。」にかゝつてゐると申した

菅長様、副詞句が二つ重つたから、文章がやゝこしくなつたんだらう。なほ「これぞ。」は何の事か、耳障りだ。

中山爲、元始りのお話を第一節の前にもつてくるとよいと思ひましたが、うまく行きませんので、それは神憑りのところで書くことにしました。

管長様、神憑りのことを寧ろ一番先に書き始めたらいと思ふ。そして御誕生より神憑りまでのところは、その次へ廻すとよ  
 。

中山爲、それも少しやりかけて見ましたが、うまく行きません。といふのは第一章では御幼時の人間らしい記述が多ですから

私は此處ではたゞ因縁のある教祖様がお生れになつたといふ事だけを、簡単に書き表はしました。傳記にして傳記にあらず、教訓にして教訓にあらず、なか／＼難しです。この處は後で手を入れるとして、先に進んで頂いてはどうでせう。

管長様、これぞ寔に「か、どうも附き纏ふ。これは後先をひつくり返してはどうだらう。

中山爲、それでは其の點と、百姓云々の處とを全部書き直すことにいたします。もう一遍書き直すことにして、次に進ん

で頂いたら。

平野規、「徳川の御代」の御はどうでせう

管長様、「徳川の」を除くればよい。時は寛政。「としたらどうや。高井さん、教祖様がな、わしの生れた時、雲の色がど

うやつたといふやうなお話、聞いてゐるか

高井老、教祖さんからは聞きまへん。弟の半兵衛さんから、「村の人がさう云ふた」と聞きました。教祖さんから聞かへん。

管長様、漢語は省してほし。 「彩雲」より五色の雲とした方がよ

山澤老、漢語やつたら講釋せしや解らん。五色の雲でよ

中山爲、さうなると、何色と何色かといふ人があるからね。

管長様、わしに言はしたら、雲が皆五色に見えたんや。省けといふ意見ではないか、こんな事にさう重きを置かんでもいふと思ふ。

中山爲、(第一章第二節を朗讀す) (以下省略す)

以上は上田嘉成氏の會議筆記錄によつたのであるが、集成部會議の模様はこんな調子で、その一言一句も疎かにしない慎重なる討議振りであつたことが能く窺へるであらう。

其の後、かうした會議がなほ二 三回開かれたであらうか、兎に角初稿は御神憑りの直前まで、再稿(書き直)は入嫁までの分が一應討議完了となつたと記憶する。ところが折角軌道に乗りかけた此の會議も遂に中絶するに至つた。それは前掲の會議録を見てもわかるやうに、稿案の再度の書き直しは文章を餘程練らなければならぬ關係上、随分難しくて筆の運びが大分重くなり、従つてその作成に相當の暇を要したのみならず、また既に五十年祭も間近になつたので落着いて會議が出来難くなつたこと、其處へ十二月中旬に執筆者に不慮の災難があつたこと等、この度の中絶にも成るほどと思はれる理由がないではなかつた。

明けて昭和十一年の一月廿六日より二月十八日まで、教祖様五十年祭が毎日づとめをもつて奉仕された。この年の祭の初日の夜、御宅で管長様を始め數名の者が御母堂様から種々と昔の思ひ出の御話をお聞かせ頂いた。ほんとうにしんみりした有難いお話で、「教祖様御存命の頃も斯くやありけん」と一言一句身に泌みてお聞かせ頂いたのであつた。その大要は管長様が「ひとことはなし(その二)」に御載せ下さつてゐる。

さて年祭も終つて間もなく三月五日、當初よりの集成部主任だつた松村老先生は其の職の拜辭を申出られ、翌六日付で上田嘉成氏が後任としての命を受けられた。申し落したが、昭和九年一月に榊井専任掛員が教校別科の教頭を拜



命されて以來、上田氏は集成部に於ける唯一人の專任掛員として事に當つてゐられたのであつて、蓋し名實共に兼備した適切な人事と言ふべきである。爾來、氏は「昭和普譜」の老大なる建築資料の整理や其の寫眞帖編纂を當面の仕事として仰せつかる一方、「おふでさき索引」及び「おさしづ索引」の刊行促進、教校別科の教案や豫習科讀本の作成に従事する等、その八面六臂の奮闘振りには實に素晴らしいものがあつたらしい。其の參謀格としては中山慶一氏、また助手として永尾廣海氏、山脇國利氏等もゐられたさうであるが、その頃私は殆んど集成部へ顔を出さなかつたので、その詳しい様子については知らない。

斯くて一方では教内を擧げて、立教百年祭の準備で相當多忙な一ヶ年半は過ぎたが、翌昭和十二年の七月には日華の間に事變が勃發し、その爲秋十月に盛大に奉仕されるべき筈であつた立教百年祭は遠慮された。やがて昭和十二年も暮れ十三年となつたが、時局は政府の不擴大方針失策のため益々險惡の様を濃くするに至つた。上田主任はこれを憂慮し、自分にも何時お召しがあるかも知らないといふので、それ迄に何とかして御傳編纂の眼鼻をつけておきたいといふ熱意から、確か二月頃であつたであらうか、中山爲信氏と中山慶一氏と私との三人に、編纂促進について改めての相談があつた。この頃は如何したことか、他の掛員は殆んど集成部の仕事から遠ざかつて了つてゐて、四人だけが孤城を護つてゐるの感があつた。而も上田主任の申出ではわれ／＼としても日頃忘れようとして忘れることの出来ない案件なので、早速寄り集つて協議すると共に、兎に角四人で定例に編纂會議をやらうといふ約束が成立し、三四回續けたと記憶する。

この頃の「集成部日誌」(上田氏筆)を見ると左の如く記されてゐる。

○四月廿五日、通知配布

夕第四回教祖傳編纂委員會御通知、

日時||昭和十三年四月廿六日夕勤後、場所||御支關集合

○四月廿六日

(會議は都合により流會) 本夜、天理教教祖傳嘉成稿を編綴す。今後の方針につき決意する處次の如し。

一、教祖傳の正傳たらしむる目的を以て、御傳の校訂を行ふ事

一、本年中に完成の予定を以て、日程を次の如く定む

五月、校訂、六月一日、編纂開始、六月卅日、編纂完了、調査研究、八月卅一日、草案完成、會議、十月廿六日

・全稿決定、校正、印刷、製本、十二月卅一日、初獻本、納本完了、

岩をも突破して、本分を盡さんとす。

一、難點のカタログを作る事

一、嘉成稿を用ひて難點調査を行ひ、併せて「一書に曰く」を作る事、その要領は、(1) 現地調査、(2) 古文書照合、(3)

口傳筆記、(4) 推理、(5) 會議

一、右完成次第、嘉成稿をタイプする事

一、曆の新舊を正確にする事

一、原稿用紙註文の事、赤罫半紙型、字は左下

一、當分、編纂委員は毎日午前中、ノスを用ひて奈良教務支廳に鑑吉にする事。

昭和十三年四月廿六日午後十一 三〇 集成部主任

教祖様御傳編纂史

九六

以上を見ても、上田主任が御傳編纂に對し、如何に眞劍になつてゐたか、窺へるであらう。

然るに豫想通りとでも申すべきか、五月十五日になつて突如、上田氏に赤紙が届けられた。丁度それまでに氏は独自の健腕速筆に物を言はせて、大急行で御傳稿案を一通り書き了へられたとの事(原稿用紙二三百枚と云ふ)であるが、それは直接管長様の御手許に提出したまゝ應召した由、この事は最近同氏より始めて聞いた次第である。恐らくそれは前の日誌にある「天理教教祖傳嘉成稿」であつたのではあるまいか。それは兎に角、氏が御傳の事を如何に心にかけてゐたかの一つの思ひ出として、當時私は生疏里村の財政整理問題のため青年會から二度目の渡満中であつたが、丁度同村の事務所にゐる時、氏から「オウンヨウス キョウソンデンアトタノム ヨナル」との電報を手にしたので未だに忘れることが出来ない。恐らく兩中山氏にも同じやうな依頼をして征つたのであらう。

かくして上田氏が征くことになつたので、五月十六日付をもつて中山爲信氏に集成部主任の任命があつた。そして又、六月一日付で吉川萬壽雄君が集成部專屬勤務を命ぜられた。處が偶々その頃だつたと思ふ、天理本道一派の不敬ハンプレットが全國到る處で配布され、本教としてはこれに多大の關心を持たざるを得なかつた。就任早々の中山主任はこれが對策に腐心された。又、この年七月十日には思ひがけなくも御母堂様の御出直しがあつて、教内は大きなノックを受けたが、更に十一月には文部省局より本教に對して、教義並に制度に關する所謂革新の強硬なる徒態があつて、これで亦もや尠からぬノックを受けた。

やがて十二月廿六日付で諭達第八號が教内一般に公示された。それと同時に、當時の總務長島村國治郎氏を委員長として、第一部より第八部に亘る各部革新委員の任命があり、所謂革新教義の普及徹底は第二部の主管用務と定められ、その主任として山澤爲次、掛員として小野靖彦、中山慶一、吉川萬壽雄、白藤義治郎、助手として武谷兼則、上

村福太郎の諸氏が任命された。其處で十二月二十八日、第二部では早速掛員の第一回會合をなし、其の後における仕事の段取りと夫々の分擔を協議したが、こんな處から何時しか、革新委員會第二部が集成部の仕事を代行する形となつて了つた。

却説、所謂革新教義の普及徹底と一概に申しても、その人綱としては所謂元始りのお咄を禁止して、獨立當時の教典一式に則れ！とといふのみで、其の具體的なる個々の點に關しては可成りの疑義がある。クそれにはどの程度までが不可なのか、使用禁止用語を明示されたいとク教典講話の基標を作成して貰ひたい等との註文が彼方此方から舞ひ込んでくる。其處で第二部としては明けて昭和十四年一月四日、十五日、十八日と再三會議を開いて先づ此の問題の解決を急ぎ、その結果ともかくも持へたのが、禁止用語表と教典各章に處らるべき教理要目配置表とであつた。前者は「通さぬは通さうとの道普請」との見地から、取敢へず一線を劃さうとしたものであり、後者は積極的に進むべき方途を明示するために、大急ぎで作成したものであつた。なほ其の傍ら簡野普三、森田義興の兩氏を聘して、國漢専門の立場からする教典本文の讀み方から根本的の討議を加へ、先づ其の印刷を急いだ。そして、八月廿八日より三日間に亘り、第一次教典講習會(教内の主なるもの)二月二三日の兩日に亘り、第二次講習會(本部關係者)が行はれ、引續いて各地に於ても適宜講習會が開かれた。

かゝる中にも一月廿六日附で、従前の集成部掛員は一應全員が解職されることになり、改めて私に集成部主任としての御命が下り、他に掛員も任命もなく、如何なる因縁があつたか、私のみが獨り取り残されたのであつた。然し、仕事は革新委員會第二部の掛員諸氏と共にさせて預いてあるうち、三月三十一日附で委員會の掛員だつた小野、中山慶、吉川、白藤の諸氏にも改めて集成部掛員としての任命があり、武谷、上村の兩氏も元通り改めて其の助手を拜命された。何の事はない、結局は第二もかへ面的に集成部に置き替へられた譯である。否、寧ろ集成部の名の下に第二部の仕事を遂行することになつたと申す方が妥當かも知

れない。

その後四月十二日（水曜）、各員それ／＼仕事の分擔を定めて（以前よりの分擔はこれを更に確認し、）又、新しく追加せしものもあり、なつたが、爾來丸一ヶ年に亘る諸氏の並々なぬ努力、又これを激勵指導協力して下さつた中山詰番氏の一方ならぬ盡力は、想起するだに今なほ深い感銘を覺える次第である。その詳しく様子については、何時か又、別の機會に書いて見たらと思ふが、此處では餘りに横道に外れるので省略する。なほ個人的事を申して恐れ入るが、私も去る一月に主任の責を拜命すると共に、教務部長兼傳道部長及び女子學院主任を解職されて肩の荷を大分軽くして頂いたが、更に七月廿六日附で語學校長の職を解かれて、集成部の方に一意専念させて頂くやうになつた次第で、此の間に於ける種々の思ひ出話も何時か書いて見たらと思つてゐる。

それでは此の期間に於て、教祖様御傳編纂の問題は如何なつてゐたかと申すに、他に焦眉の用件が山積のため、殘念ながら中絶の止むなき状態にあつたといふの他はない。即ち、數回に亘る教典衍義稿案の執筆と其の決定稿の印刷出版、新修みかぐら歌の述義稿案、新修おふでさきの編纂稿案と其の釋義稿案等の主なる仕事はどうなりかうなり一應其の形を整へ終つたのは、翌昭和十五年三月末であつて、丸一年間は全然御傳のことを頭にする餘裕がなかつたと申してもよい。が、そろ／＼緊急の用件も其の眼鼻が附いてきたので、昭和十五年五月十六日（木曜）集成部では、  
 “この際、氣分を一新して次の仕事を推進しよう”と云ふので事務打合せの會議を開いた。其の時の協議事項の大意は左の如くであつた。

（1）「教典字解」の出版促進（小野靖彦氏擔當の事）

（2）「教典衍義講話資料」の編輯（山澤爲次擔當の事）

(3)「初席 別席 假席 神符及び帶屋下附」の御話稿案作成中山澤爲次擔當の事

(4)「教祖様御傳」の稿案作成中山慶一氏擔當の事

(5)「教會史」の稿案作成小野靖彦氏擔當の事

(6)「教弟列傳(逸話等を含めて)」の稿案作成白藤義治郎氏擔當の事

處が斯くは申合せしたものの、此の中でも急がねばならない仕事は次第に涉つたが、左様でないものはなかく思ふやうには涉らなかつた。恐らくは過去一ケ年の緊張生活で、すっかり精魂を出し盡くして多少やれくとした感じが大半傳つてゐたのではあるまいかと思はれる。例へば、餘りに伸しすぎたゴム紐には多少のゆるみが生じることのやうに。

さうかうしてゐる中に、十一月十一日から第一次の革新教義講習會(十日間)が開かれ、更に十二月一日から第二次、十二月十一日から第三次といふ具合に講習會があつて、其の演習指導のため、中山、小野、私の三名は交互に顔を出すことになり、終始一貫してコッくと其の擔當の仕事に従事してゐるのは白藤氏一人であつた。氏は教弟列傳の執筆に關し、例によつて大きな構想の下に、一かけから丹念に資料の蒐集に取りかゝられ、先づ教祖様御在世當時の人々を調べあげようとして、管長様が其の「天理教傳道者に關する調査」研究の材料とされた一萬餘に亘る部下一般教會からの報告書と取り組んで、その中から然るべき資料を拾ひ集める事に骨を折られてゐた。

かゝる中に昭和十六年を迎へたが、一月廿五日の記録には左の如く書かれてゐる。

○本年度執筆申合せ事項(昭和一六 一 二五)

一、教典衍義講話資料(山澤) 五月末迄前半完結、八月末迄後半完結

教祖様御傳編纂史

一〇一

- |                |   |        |        |
|----------------|---|--------|--------|
| 一、教祖傳(中山)      | 〃 | 〃      | 十二月廿日迄 |
| 一、教會史(小野)      | 〃 | 〃      | 十二月十日迄 |
| 一、教弟列傳(白藤)     | 〃 | 〃      | 十一月末迄  |
| 一、教語集(島村)      |   | 三月末迄   | 七月末迄   |
| 一、教義問答(諸井)     |   | 五月末迄   | 九月末迄   |
| 一、初代管長様御歌集(上村) |   | 三月末迄全部 |        |

因に 島村規矩夫氏は昭和十四年八月廿六日に集成部掛員としての任命を受けて居り 諸井慶徳氏は昭和十五年十一月廿六日に掛員となられたのであつた。つまり前述の執筆申合せ事項は新手を加へて、昨年五月十六日の協議事項を再確認し、是非其の完結を期さうとしたものである。そして其の促進のため、一種の賞罰事項さへも申合せたのであつた。

然るに二月一日から又々第四次の講習會が始まり、十二日から第五次といふ具合に、爾來翌十七年六月に至るまで、殆んど毎月のやうに二回 二十日間の講習會があつて、其の都度掛員は交互に演習指導の任に當らねばならなかつたりして、私自身の記憶を辿つてみても、その頃から書き初めた「教典衍義朝席講話(自昭和十六年四月號「みちのとも」所載)か、「みちのとも」編輯子氏より毎月々々督促されたお蔭でやつと續けられた始末で、他の諸子の執筆が抄らなかつたのも無理ではなかつたと思へる。

この間、巖に吉川萬壽雄氏は語學校に轉出し、又、三月卅一日から實施された新教規による教廳並に本部の職制改正と其の人事移動に伴ひ、島村氏は宣教部に轉屬し、武谷氏は執事室詰となつたのみならず、從來詰番の立場から直接或は間接に何かと

當部の指導に當つて下さつてゐた中山爲信氏が總務長としての激務を兼職されることになつて、集成部には此處に一抹の寂しさを訪れた。今にして敢て言へば、私にはこれは集成部凋落の前兆であつたときへ思へる。

其處へ四月の中旬になつて前主任であつた上田嘉成氏が無事歸還されたが總務を拜命され、その傍ら所謂オプザーノ、トといふやうな形で當部にも關係下さることになつた。然し、應召前と集成部の事情が全然變つてゐるので、早速氣輕く擔當された「新修御神樂歌述義稿案」書き直しの仕事も、健筆家の氏に似合はず一向本調子が冴なまゝに、八月又もや再度の召集に接した。

又、四月の新年學年から、中山慶一氏と諸井慶徳氏とは教校本科へ、小野靖彦氏は語學校へ、私は女專へとゞ具合にその授業を囑託されたのみならず、其の頃から翌十七年にかけて全國各教區管内教會への視察巡教が實施されることになつたりして、爲に屋根裏での仕事は兎角怠られがちに過ぎた

然も、革新が漸く軌道に乗りかけたに伴ひ、教内には又もや「御傳」を早く出して貰ひたいとの聲が出はじめた。

と言ふのは革新以來、從前の「教祖傳」は絶版同様になつて居り、之に代るべきものが無かつた事が其の主なる理由であつた。集成部としても革新に伴ふ主要なる用件は、充分とは行かないまでも一應果さして頂いた以上、此處で翻つて深く思案すべきは其の創設本來の使命であり、其の當初よりの一つの件案たる御傳の編纂であるといふので、實はその事も念慮して分擔を定めた譯であつた。然し以上のやうな聲を屢々耳にするに及んで、これは中山氏一人に責を負はすのも如何と言ふので、十六年十一月四日午後、掛員會議を開いた。そして先づ「教祖傳」に關する早急の處置としては、教典行義朝席講話第七立教章を成るべく詳しく書いて、これを史實篇に代へて出版すること、一方には別に教義篇、逸話篇を可及的速かに作成すること、し、更に續篇として教會史及び年表をも併せ拵へる相談が纏り史實篇は私が、教義篇は中山氏が、教會史及び年表は小野氏が擔當し、逸話篇は三人の中で誰か早く出來上つた者が



かゝること、なほ諸井氏の「教義問答」、白藤氏の「教弟列傳」、上村氏の「初代管長様御歌集」は従前の申合せ通りとしてそれを促進することになった。しかも時偶々これと歩調を合すが如く、天理時報には十一月二日號から村松梢風氏の「大和の神樂歌」が連載され始めたのであつた。

斯かるころへ、昭和十六年も暮近い十二月八日、思ひがけなくも米英兩國との間に戦端が始まつた。そして此の未曾有の大戦争は、やがて集成部にまで深刻なる影響を及ぼした。即ち、昭和十七年四月廿六日の人事移動に際して、小野氏は静岡教區廳長として轉出し、中山氏亦現職のまゝといへ、教長室勤務を命じられ、次いで九月廿六日には愛知教區廳長として轉出された。私も亦現職のまゝで同年八月廿六日付で母校の責任をも仰せつかつた。越えて十八年には諸井氏も上村氏も應召するし、白藤氏は病氣のため辭職するしして、此處に集成部は全く凋落の惨めな状態に置かれた。唯、強ひて申さば私一人が其の全責任を負ふて、兎にも角にも部名だけは存續してゐた次第であつた。

その頃は「集成部は何處ですか」と聞かれても、何とも返事が出來ず、「私のゐる處が集成部です」と冗談を申してゐたものゝ、それだけ又其の責任を省みては心苦しい思ひをした。そのうちに戦争の様相が苛烈となるにつれて、私は私なりに一つの悟りを啓いた。「何は兎もあれ、此の際大急ぎで「御傳」稿案を完成しなければならぬ。今までは餘りにも人に頼り過ぎて悪るかつた。一人ででも頑張らう。」と決心すると却つて心が勇んで來た。この間教内では炭抗への奉仕、學校では柳木への奉仕があつて、「皆が一生懸命に活動してゐるのに、自分一人だけ机に嚙りついてゐて良いのだらうか」と時には心持が動搖しないではなかつたが、「こんな際だからこそ又、自分は自分の本來の仕事に熱中しなければならぬのだ。日露戦争の際、戦争のある事さへも知らずに、己が専門の研究に精勵した學者があつたと言ふではないか。各人自分の責務に全力を注ぐことが即ち眞の職域奉公なのだ。」と獨りでに勝

手な理窟をつけて見ると、我ながら案外心持が落ち着いた。殊に敵機が頻繁にやつて來出した昭和二十年の初め頃からは、却つて堅い決心がついて、〃同じ死ぬなら稿案を書きつゝ爆彈を喰つたら本望だ〃とさへ考へた。そして防空幕まくらの中で書き續けてゐる最中に、警戒警報や空襲警報が鳴つても、區切りまで書き上げねばと頑張つて、愚妻から再三の待避督促をされたこともあつた。

然し、元來遲筆な私である上に、書いてゐるうちに調べたいことが次から次へと出て來る。忙しい磯田義三郎氏に無理を言つて、河原町大教會史を取り寄せて貰つたり、天滿信二氏稿のノート三冊に亙る撫養大教會史を書き寫させて貰つたり、小松駒太郎氏に御津の古文書を探して貰つたりしたのも、此の頃のことである。幸ひ、三月から集成部に籠城さして頂く機會を與へられ、家族も其の階下に移らせて頂くやうになつてからは、参考書も手近にあつて大變好都合であつた。

斯くして先づ出來上つたのが、「教祖様御傳稿案年譜表」(その一)である。これは昭和二十年五月三十日に書き終り、早速印刷所に廻して八月五日に發行した。時恰も終戦の直前であつたが、誰が十日後の終戦を豫知し得たであらうか。本土への敵軍の上陸と共に、私は愈々自分の生命も危いと觀念してゐた。それだけに又、せめて不完全な小冊子なりと雖も、發行出來た事は私の此の上もない喜びで、私は早速これを親神様、教祖様、ごご様に御供して篤く御禮申し、管長様の御手許に提出させて頂いた次第であつた。

間もなく終戦となるに及んで、九月二十六日、愛知教區廳長として轉出してゐた中山慶一氏が教長室詰として歸つて來られ、それに前々から歸還して總務として勤務中の上田嘉成氏を加へ、又、諸井慶徳氏と更に新たに田中喜久男氏を迎へて、集成部は一陽迎春の感に甦つた。然し、此處に再び復元教義を如何に明示するかについての重要用務

が、又々差し迫つた問題として課せられた。この事に關する経緯については何れ又書く機會があらうから省略するが、御傳の方は一度心に堅く誓つた事でもあるしするので、他の諸氏を煩はすことなく、其の後引きつゝいて「教祖様御傳稿案年譜表」(その二)の整理を重ね、昭和二十一年一月二十六日付で發行すると共に、「稿案」の方も粗雑ながらも大體出來上つた。申すまでもなく何處までも私一個の稿案なのであつて、未だ集成部の會議を経たものではない。從つて總ての責任は私一個にあることは勿論である。

思ひ返へせば御傳稿案の問題に關する限り、私には感慨無量なるものがある。その中でも特に感慨深いのは、二十有餘年前の大正十四年四月に集成部が出來た當時の監督掛だつた宮森與三郎先生(昭和十一年一月廿五日出直)、山澤爲造(昭和十一年七月廿一日出直)、板倉槌三郎先生(昭和十二年二月廿七日出直)、高井猶吉先生(昭和十六年十一月廿日出直)の四人は既に歸幽され、松村老先生御一人が残つてゐて下さるだけであり、又、掛員の中でも増野道興氏(昭和三年十一月廿七日出直)、増野石次郎氏(昭和六年十二月十四日出直)、春野喜市氏(昭和十年一月廿一日出直)、喜多秀太郎氏(昭和十一年十一月廿日出直)、飯降政甚氏(昭和十二年一月十八日出直)、中臺赤太郎氏(昭和十三年九月一日出直)、深谷徳郎氏(昭和十六年一月十日出直)の七人が既に故人となられてゐることである。又、初期の會議の頃よく御出席下されて何かと有難い御話をお聞かせ頂いた御母堂様(昭和十三年七月十日御出直)も今はお居を下さらないことである。今、これ等の方々の御列席の下に御傳稿案を審議して頂けたらなア。〃と思ふと、取り返しのつかない申譯けなさと残念さが湧き起るのを覺えずには居れない。

思ひ出を辿りつゝへの動くまゝに書いてゐるうち、遂ひ自分勝手な興味に驅られて知らない間に長々しくなつて了つた。讀み返して見ると、自分には關心事でも餘人には無味乾燥と思はれるやうな餘計な事までも書き連ねた點が

多々ある。然し、折角書いたのであるし、他日の何かの参考になることもあるかも知れないと存じ、敢てそのままに  
さして頂くごとにして、唯、御傳編纂史として直接に關係ない部分は八ボ活字に組むことにする。

なほ最後にお詫びのつもりで、別稿に「教祖様御傳に關する文献一覽表」試作を公表することにした。長々とした  
本文は一度読んで下さつたのみで澤山ですから、二度目に讀む場合は、本文は省略して、別稿の一覽表のみを御覽下  
さい。(昭和廿二 八 五擱筆)

備考―本稿に於ては、外文のもの及び翻譯文のものに就ては觸れなかつたが、これ亦、別稿一覽表によつて其の大略を窺知  
れた。

### 神様の有無に就て

或時、辻先生など、教祖様の御前に伺ひて、

「天理王命の姿は有るや、と尋ねられますが、如何答へてよろしうございませうか」

と御伺ひ申上げしに、

「在るといへばある、ないといへばない、ねがふこゝろの誠から、見えるり、くか神の姿やで」

と御聞かせ被下、げにもと、人々感じ入りて、よろこび合へりと。

(諸井政一氏遺稿「正文遺韻」蒐録中の逸話集より)

教祖様御傳に關する文獻一體表

教祖様御傳に關する文獻一覽表 (昭和二十二年八月末日現在)

山學爲次試作

廿九・	廿八・ (1895)	廿八・ 七	廿四・	明治十九・ 十二	發行年・月・日
5	4	3	2	1	號番通
▲天理教開祖の傳記	Teankyo or The Teaching of the Heavenly Reason ノ中	(訓蒙天理二夕話ノ中) 教祖中山みき氏を論ず	天理教會由來略記	最初之由來 (一書ニ「天理王命最初 之由來」トモ題サル)	書名
丸橋吉三郎著	Rev. D. C. Greense	筒川すゑ子著	橋本清稿	鴻田忠三郎 清水與之助 諸井國三郎 増野正兵衛 共編	編著者
四六版 一六頁		(四六版・四二頁) 自二二頁 至二三頁	手記本	手記本	體裁
奈同良人		近江水口 益智新友社	ル筆寫サレテ傳ノ	ル筆寫サレテ傳ノ	發行所又者
p 20			p. 8	p. 4	號番明說
	昭和八・八・廿八、天理圖 書館發行ノ「天理教」中 ト西喜代造譯ヲ參照ノコ		「復元」第六號所載	「復元」第四號所載	備考

冊二	冊一 (推定)	冊一 (以後)	冊一 七・三	冊一 (?)	冊一	明治冊 二 五
12	11	10	9	8	7	6
翁より聞きし咄	遺すがら〔外編〕	稿本教祖様御傳 (題名ノ現管長様ノ御 假稱ニ依ル)	稿本教祖様御傳 (題名ノ現管長様ノ御 假稱ニ依ル)	別席お話(畫本)	別席お話(草案)	「布教者必携・神道演説」 (中) 天理教々祖
初代管長様御筆	諸井政一稿	初代管長様御稿	初代管長様御稿	初代管長様御筆	自提出セノモノ 郎ノ諸氏ヨリ各 次郎ノ板倉榎三 正兵衛松田音 多治郎吉増野 郎増井リん喜 爲藏宮森與三 高井猶水與三 郎三郎鴻田忠助 郎兵衛樹井伊 辻忠作梅谷四	柴崎翠山著
手記本	手記本	手記本 (平假名書)	手記本 (片假名書)	手記本	手記本	四六版・ 五四頁 自四頁 至七頁
						丹波市 木下書店
p. 14ノ註九	p. 12	p. 11	p. 11	p. 11	p. 10 及 p. 14ノ註八	
長様御著(昭和十一年發行)ニ摘録サル	「正文遺韻」(昭和十二年山名大教會發行)ニ蒐録サル	「ひとことはなし」(長様御著(昭和十一年發行)ニ摘録サル)			辻忠作氏ノモノノ 「復元」第七號所載	

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 五・卅五・十五	〃 十・卅四・廿五	〃 七・卅四・一	〃 卅三・一 (推定)	〃 卅三・一	〃 二・卅二・五	明治卅二 (書初メ)
19	18	17	16	15	14	13
教祖御傳記	〔神德記〕ノ中 第三章 教祖	天理教 御開祖 眞實の御話	御教祖御略傳 附天理教會起源沿革	天理教々祖略傳	天理教御教祖御一代記	▲教祖様御履歷 不燦然探知記載簿
中西牛郎稿	仲谷長一郎編	武田福藏編	諸井政一稿	宇田川文海稿	山中重太郎著	石之舎 蘭御筆
手 一 本	(菊版・一一九頁) 自二七一頁 至六一頁	四六版 五四頁	手 記 本	手 記 本	四六版 五三頁	手 記 本
	八 編 者	大 編 者			大 賀 來 申 太 郎	
p. 16	p. 21	p. 21	p. 12	p. 16	p. 21	p. 14ノ註九
「復元」第九號所載 教會本部ノ依頼ニヨリ テ執筆提出セシモノ、未刊 行ノマ、トナレノ		御傳ニアラスノテ寧ロ 教理紹介本ナリ、(同書 三二頁―三四頁ニテ少 シ御傳ヲ記ス) 因ニ、宇田川氏ノ筆ラ キトコロアリ	「復元」第八號所載	教會本部ノ依頼ニヨリ テ執筆提出セシモノ、未刊 行ノマ、トナレノ 「復元」第七號所載		「ひとことはなし」 長祿御著(昭和十一年發 行)ニ摘録サル 因ニ、石之舎蘭「トノ初 代管長様ノ雅號ナリ

〃 四二 (?)	〃 二四二 二五	〃 二四二 二五	〃 二四二 十	〃 二四二 十	〃 二四二 一	〃 二四一 二五	〃 七卅 七十五	明 恰 卅 六 二 ・ 十 四
28	27	26	25	24	23	22	21	20
天祖教々祖實傳之御嘯し	總論 〔天理教の三大眞理一名 天理教祖の人生觀〕ノ中	教祖一代記 〔天理教獨立史〕上卷 ノ中	〔天理教獨立史〕ノ中	教祖略傳 〔天理教〕ノ中	〔天理教側面觀〕ノ中	〔余が見たる天理教一 名天理教大體觀〕ノ中 (三)天理教祖	天理教御教祖實傳 附御本席飯降伊藏先生 略傳	〔宗教談一名天理教の 研究〕ノ中 第五 教祖
山中彦七稿	宇田川文海講演	宮崎三郎著	森田五一著	出水彌太郎編	渡邊勝著	宇田川文海講演	晚翠著	中西牛郎講演
手記本	(菊版 自一三一頁 至五五頁)	菊版・一三〇頁	四六版・四五頁	(四六倍版・ 計三七二頁)	菊版・二一九頁	(菊版 自一五頁 至四六頁)	(菊版 自九六頁 至七八頁)	(菊版 自八八頁 至四七頁)
	丹波市 木下眞進堂	大 同 志 協 會	丹波市 木下眞進堂	東 丸 利 印 刷	大 育 阪 文 館	丹波市 木下眞進堂	大 武 阪 田 福 藏	丹波市 木下眞進堂
p. 26	p. 25	p. 25	p. 25	p. 25	p. 25	p. 22	p. 22	p. 22
							晚翠トノ宇田川氏ナラ ノト推測サル	



教祖様御傳に關する文獻一覽表

明治四二・ (1909)	29	Tenrikyo ノ中	L. Balet					昭和八・七・卅一、天理圖 書館發行ノ「天理教」 下辰夫譯)ヲ參照ノコト
九・四三 九・廿三	30	天理 教祖 中山美伎子	碧瑠璃園著	菊版・二八九頁	大 育 阪 文 館	p. 26	版ヲ重ネルコト十數回 ニ及ブ、サホ縮刷版モ刊 行サル	
九・四三 九・廿五	31	脚 本、天理教祖傳	武田鶴子著	袖珍版・二八頁	大 育 阪 文 館	p. 26		
四三	32	教祖様一代記ゝるは歌	今田善逸著	(袖珍版・二八頁) 四六版・一四頁	丹 波 市 下 眞 進 堂	p. 26		
四三 (1910)	33	Tenrikyo oder Ein neues synkretistisches Religion- sgeschehen in Japan unserer Tage ノ中	Dr. H. Haas				昭和八・七・卅一、天理圖 書館發行ノ「天理教」(富 永牧太譯)ヲ參照ノコト	
四四・	34	嗚呼教祖	宇田川文海著	菊版・二三〇頁	丹 波 市 下 眞 進 堂	p. 26		
一・四五 一・十五 (1912)	35	(History, Doctrine and Practice of Tenrikyo Founder Chapter I. ノ中	赤木徳之助編	(四六版・五二頁) 自一頁 至七頁	大 船 場 大 教 會		増補再版(大正二一・廿 五發行)ニ依ル、植田治道 因ニ、峯水ト、氏ノ雅號ナリ	
一・四五	36	天理教御教祖眞實傳	峯水著	菊版・二九二頁	大 阪 中 文 庫 堂	p. 26		
七・四五 五	37	天理教祖(謠曲)	今永英足著	菊版 七六頁	道 友 社	p. 26		

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 四・廿五	〃 十一・三八	〃 十・廿六	〃 十・廿一	〃 四・廿五	〃 四・十八	〃 四・三十	〃 二・二十五	大正 十・元・五
46	45	44	43	42	41	40	39	38
▲天理教祖 中山美岐子の歌	三、教祖の人格 (「教祖」の中 に「教徒として見たる天理」)	十九世紀に於ける最も偉 大なる婦人の事業	おやさま	三、天理教地場案内「中」 教祖略歴	附「御かぐら歌」 天理教祖觀	天理教々祖實傳 自第一章 至第七章	天理教祖 附「御かぐら歌」 年譜	天理教祖眞實傳
佐藤幹彌著	廣池千九郎述	廣池千九郎著	天理教同志會編	道友社編	村田勇編	洗埃道人編	天理教同志會編	森露華述
四六版・四七頁	袖珍版・ 一・一七頁 至自一七頁	菊版・一三六頁	四六版・三二頁	四六版・ 一・一八頁 至自一七頁	菊版・一一六頁	菊版・二三六頁 自一一六頁	菊版・二二二頁	菊版・二〇一頁
丹波市 木下眞進堂	東京 東日 月社	丹波市 天理教道友社	大阪 大同 會	丹波市 同 社	東京 天理教研究會	丹波市 木下眞進堂	大阪 大同 會	大阪 大柏原 奎文堂
	p 37(△)	p 37(ホ)			p 36(=)	p 34(ノ)	p 39(ロ)	p 32(イ)
							版ヲ重ナルコト十數回 ニ及ブ。第二版ヨリ四六 版型トナシ、大正十四 三・十・訂正増補ス	講談式小説ナリ

〃 四・十・廿五	〃 四・九・廿五	〃 四・九・十	〃 六・八・卅	〃 六	〃 十・五・廿五	〃 一・廿五・廿五	〃 十一・四・廿二	大正 四・廿五
55	54	53	52	51	50	49	48	47
美伎子教祖の片影	ひなが丸 (本部員講話(中)ノ中)	天理教祖御繪傳	教祖を慕ひて (道友叢書「第十一編」)	中山美伎子 (古今名姉艦「ノ中」)	天理教祖傳講話	年表對照 御教祖年譜	第一、部、序、論、祖 (天理教祖の哲學「ノ中」)	天理教祖觀 (宗教叢書「至第卅五編」)
奥谷文智著	辻忠作講	久世勇三編	奥谷文智著	普通及會教編育	奥谷文智述	天理教同志會編	岩井尊人著	奥谷文智著
四六版・三八頁	(四六版・一四八頁) 自一三一頁 至一四八頁	四六半版・三一頁	(袖珍版・一四三頁)	(月刊雜誌) 自五七頁 至八一頁	(四六版・二五六頁)	四六版・二八頁	(菊版・三一二頁) 自一二頁 至一二頁	(袖珍版・一六四頁)
東京 しん學會	丹波市 天理教道友社	大阪 亭會	丹波市 天理教道友社	東京 會	東京 天理教研究會	大阪 會	東京 成社	東京 月堂
p. 41(ル)	p. 41(ヌ)				p. 39(リ)		p. 38(テ)	p. 37(ト)
								附録トテ 御かがら歌論 天理教研究會 書解題 (三九頁) (五三頁)

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 十一 十二	〃 十一 廿八	〃 十一 十五	〃 十一 十五	〃 十一 廿	〃 十一 廿三	〃 十二 廿七	〃 十 廿四	大正 十 廿
64	63	62	61	60	59	58	57	56
▲(一)天理教講義録(ノ中) (二)天理教祖傳講話 (一九二七年十二月號)	(一)天理教全書(ノ中) 第一編 教祖の生涯	教祖と其の教理	天理教祖の面影	(どん底まで)ノ中 我教祖	教祖雛形の道	(一)心光(創刊號ノ中) 御神憑り以前のおや様	(一)教祖雛型の理(ノ中) (2) 御教祖の御履歴	讀みやすい教祖傳 附天理教年譜表 (大正四年マデ)
梶本 亨 太郎 述	民 族 究 究 會 編 研 究 會 編	天理教同志會編	奥谷 文 智 著	渡 邊 彌 編	天理教同志會編	山 澤 爲 次 稿	武 谷 兼 信 述	被 埃 道 人 著
(菊 版 月 刊)	(四六版 四八二頁) 目 至 二六五頁	四六版・ 二二二頁	四六版・六〇頁	(四六版・七九頁) 自 一四頁 至 二四頁	四六版・七一頁	(菊 版 一〇四頁) 自 一八頁	(四六版・二六頁) 自 一五頁 至 一二頁	(袖 珍 版 一 二 八 頁)
氏 京 き し ん 學 會	東 京 秋 社	丹 波 市 同 會	東 京 氏 京 き し ん 學 會	丹 波 市 木 下 眞 進 堂	丹 波 市 同 會	心 天 理 女 子 學 院 光 會	北 天 理 教 青 年 會 分 會	丹 波 市 木 下 眞 進 堂
	p. 43(レ)	p. 42(ダ)	p. 42(ヨ)		p. 42(カ)		p. 42(ワ)	p. 42(ヲ)

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 十三 秋(1924)	〃 十三 四・廿四	〃 十二	〃 十二 十二 廿八	〃 十二 十八	〃 十二 廿	〃 十二 廿一	大正十二 一・廿六
72	71	70	69	68	67	66	65
3 Biography of Founders Fenikyo	橋流筑前琵琶 天理教祖雛形八通 世界の母	▲世界の母 天理教祖中山みき (御一代の唱)	天理教祖ひながたの教	教祖略傳	▲教祖出現の眞義	「天理教宣傳小集」 (第六編) 御教祖のおすがた	「道友叢書」第二輯 教祖の御苦勞
増野道興原作 小泉卓藏英譯	太田敏義著	太田敏義著	中世古陸夫著	増野道興著	天理教同志會編	榊井孝四郎著	今村英太郎著
(四六版・一七六頁) 自一八九頁 至一四九頁		四六版・五三頁	四六版・ 一一四頁	四六版・五五頁	四六版・四八頁	四六版・三〇頁	四六版・三二頁
丹波市 天理教道友社	丹波市 誠會	丹波市 誠會	丹波市 木下眞進堂	丹波市 天理教道友社	丹波市 同會	丹波市 才社	丹波市 天理教道友社
			p. 45(ナ)	p. 45(ネ)		p. 45(ツ)	p. 44(ソ)
前掲68「教祖略傳」ヲ譯 シタルモノナリ	天理圖書館ニ 第五章第拾七節「夫御善 兵衛氏寶刀を抜テ御諫 言の條」(四六版 一二 頁)アルノ						

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 一十五・十	〃 一十五・十	〃 一十五・八	〃 一十四・八・廿五	〃 一十四・五	〃 一十四・十	〃 一十四・三廿七 七十五	〃 一十三・十二冊	大正一十三 十
81	80	79	78	77	76	75	74	73
ひながたの道	おやさま	〔教義と信仰〕ノ中 第二章 教祖	▲〔天理教概論〕ノ中	〔天輪王尊由來神之古〕 〔事記〕ノ中 神心天降の由來	訂正 増補 天理教祖	通俗琵琶講談 天理教祖の一代記	幼かりしときの御教祖	〔天理教とは如何なる乎〕 〔教か〕ノ中 天理教祖
今西國三郎著	天理教同志會編	小野靖彦著	廣池長吉著	深尾數馬編	天理教同志會編	有富春六著	中西晋次郎著	地夢旦潮社編
（四六版・一〇一頁）	四六版・二四頁	（四六版・一六四頁） 自一一頁 至四一頁		菊版 九七頁 騰寫摺 自一二頁 至二二頁	四六版・一九一頁	（四六版・九二〇頁） （全六卷ノ總頁）	四六版・六六頁	（四六版・七一頁） 自九五頁 至一五頁
郡天山龍社	丹波市同會	丹波市天理教道友社		大同人	丹波市同會	京神傳會 天理教絃講宣	丹波市おぢば子供會	丹波市同社
p. 46(ウ)				p. 6(ニ)六		p. 46(ム)	p. 46(ラ)	

教祖様御傳に關する文献一覽表

〃 一・四・ 十五	〃 十・廿五	〃 四・三 廿五	〃 四・三 九	〃 四・二 廿四	〃 一・二 廿五	昭和 一・二 十五	〃 十六	大正十五 、十、廿八
90	89	88	87	86	85	84	83	82
黎明の聖女	(鼓雪全集「第四卷ノ中」) 教祖短話	教祖傳講話	教祖とその高弟 逸話集	(天理教「高安大教會史」卷上ノ中) 第一章「自第三節 至第九節	天理教年譜表 自教祖御生誕 至昭和二年	鮮譯 天理教祖	天理教祖と親鸞上人	(天理教地場案内ノ中) 五、教祖略歴
三浦 關藏 著	増野 道興 著	武谷 兼信 著	天理教赤心社編	芹田 義宣 編	地場思潮社編	姜城 岡華 吾 喬 譯	奥谷 文智 著	天理教道友社編
四六版・ 五〇〇頁	(四六版・ 三十一頁) 自一五一頁 至一五九頁	四六版・ 一三〇頁	四六版・七八頁	(菊版・三八八頁) 自三〇八頁 至九八頁	菊版 三五頁	菊版・一八八頁 (鷹寫摺)	袖珍版・一九頁	(四六版・五〇頁) 自一三頁 至一六頁
東京 凡 社	丹波市 鼓雪全集刊行會	丹波市 地場思潮社	大 同 阪 會	大 同 阪 人	丹波市 同 社	布天理教朝 教管理所鮮	丹波市 世 社	丹波市 同 社
p. 52(ほ)	p. 52(ト)	p. 51(は)	p. 51(ろ)		p. 50(v)			

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 十・五・一	〃 一五・五	〃 十二・四・廿五	〃 八・四・十五	〃 六・四・廿八	〃 六・四・廿八	〃 五・四・一	〃 四・四・廿六	昭和 三・四・廿八
99	98	97	96	95	94	93	92	91
〔天理教傳道者に關する調査〕ノ中 第九章 第一節 各期の傳道特徴	〔みちのとも〕一月五 日號ノ中 文獻に現はれたる御教祖	〔神の實現としての天理教〕ノ中 第二章 教祖	思想善導梅花之魁 天理教祖傳 (戴曲・淨瑠璃編)	〔鼓雪全集〕第二十二卷ノ中 教祖と天祖	〔鼓雪全集〕第二十一卷ノ中 教祖論	〔天理教綱要〕ノ中 第二章 第一節 教祖傳	教祖のおさとし	〔鼓雪全集〕第五卷ノ中 教祖傳講話
管長様御著	今村英太郎稿	中西牛郎著	藤井天海著	増野道興著	増野道興著	天理教道友社編	天理教同志會編	増野道興著
〔菊版・三四〇頁〕 自二六〇頁 至二六五頁	目四六頁 至五二頁	〔菊版・四八九頁〕 自一四七頁 至一八七頁	四六版 三〇頁	〔四六版・三七七頁〕 自一八二頁 至一九五頁	〔四六版・三七七頁〕 自一八八頁 至三四頁	〔四六版・四一〇頁〕 自一〇六頁 至一六九頁	四六版・七六頁	〔四六版・三六一頁〕 自一三五頁 至二六二頁
丹波市 天理教道友社	丹波市 天理教道友社	東京 平凡社	京都 藤井天海堂	丹波市 鼓雪全集刊行會	丹波市 鼓雪全集刊行會	丹波市 同社	丹波市 同會	丹波市 鼓雪全集刊行會
	p. 56(わ)	p. 56(を)	p. 55(る)	p. 55(ぬ)	p. 54(り)	p. 54(ち)	p. 53(と)	p. 53(へ)



教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 六七・十	〃 四・廿五	〃 三七・八	〃 六六	〃 四・廿一	〃 三六・五	〃 一・廿六	昭和五・
107	106	105	104	103	102	101	100
天理教祖 (華譯)	天理教祖 中山美伎子傳	教祖傳に關する文獻報告	天理教祖 (一)キングダム六月號ノ中) 中山美伎子	天理教年譜表 (自教祖御生誕至昭和六年)	第三章 現代神道概説 (一) 第四章 天理教史の梗概 (一)	おやさまのおもかけ (上)	心ノ錦 (おみち歌物語)
天理教 海外傳道部編	奥谷文智著	深谷徳郎 上原義彦 共編	奥谷文智稿	地場通信社編	古野清入著	天理教教義及史料集成部編	古川清州夫著
四六版・一三一頁	四六版・三八一頁	半紙版・四枚 (謄寫摺)	自三六八頁至三八一頁	菊版 四〇頁	四六版・一四四頁 自二六頁至四七頁	四六版・六八頁	菊版 六〇頁
丹波市 同部	大阪 宗徳書房			丹波市 同社	東京 喜房	丹波市 中山正善	旅順 神和學社
	p.58 (つ)	p.57 (そ)	p.57 (れ)	p.57 (た)	p.57 (よ)	p.56 (か)	
前掲76「訂正増補天理教祖ヲ譯シタモノナリ」 孫平岩房次郎章 譯			志村立美畫伯ノ挿繪アリ				

教祖様御傳に關する文献一覽表

昭和九・七・五	108	(「天理教綱要」中) 第一編 第一章 御傳編纂に關する集成部 會議要項 (自第一回 至第十回)	天理教綱要 編纂委員會編	(四六版・三〇六頁) 自四四頁 至七三頁	丹波市 天理教道友社	p. 60(ね)	
七・自一 至九	109	(「三才」新第四卷第四號) ノ中 教祖傳研究上の一私見	山、澤爲次稿 管長様御稿	半紙(十二ボタ) 計三十二枚		p. 60(な)	
七・十・廿六	110	(「The Outline of Tenrikyo」ノ中 Part II Chapter I Biography of the Founder)	岩井尊人著	(菊版・三一九頁) 自四九頁 至八八頁	丹波市 天理教 教廳傳道部		
七・十一・九 (1932)	111	(「教派神道の發生過程」) ノ中 第二編 第二章 第三節 天理教	中山慶一著	(四六版・一四八頁) 自一九一頁 至一一〇頁	東京 森山書房	p. 61(ら)	
七・十二・廿八	112	(「宗教大觀」第一卷天理教ノ中) 教祖傳記	讀賣新聞社編	自一四四頁 至一四五頁			
七・七 (1932)	114	(「Tenrikyo Its Doctrines and Principles」ノ中 Its Origin and History)	戸井靈三英譯	(四六版・一一四頁) 自一〇一頁 至八一頁	道友社		年譜式ノモノナリ
七・七 (1932)	115	(「Tenrikyo Ubersicht der Lehre und Entwic-klungsgeschichte」ノ中 Entwicklungsgeschichte der Tenrikyo)	山口繁雄獨譯	(四六版・八〇頁) 自三九頁 至五四頁	道友社		年譜式ノモノナリ

教祖様御傳に關する文献一覽表

〃 十八 八	〃 十八 一	〃 八・ 至七・ 自四・	〃 八・ (1933)	〃 八・六 (1933) (June)	〃 一 — 八 以降	昭和 七・ (1932)
122	121	120	119	118	117	116
御教祖親様に就て (四・五輯) (おたすけ實要「第三」) (全三卷)	第二章 中山美伎子 (天理教の研究「中」)	教祖 物語 中山美伎子 (主婦 自四月號至七月號所載之友)	天理教の「新動向」の中心 Chapter I. The Life of the Foundress (「Tenrikyo: A New Shinto Movement」の中)	「Tenrikyo」の中心 Short History of Tenrikyo (「Tenrikyo」の中)	外字新聞 天理教教祖 (「Tenrikyo」所載)	「Résumé de la Doctrine et de l'histoire du Tenrikyo」中 Les Evénements autour du Ten ikyo
上川米太郎述	田中義能著	武者小路實篤稿	天理教校教頭 山澤爲次編		管長様御稿	森下辰夫佛譯
各卷 四六版 八〇頁	(菊版 自九四頁 至一六頁)	四月號(自七〇頁至七六頁) 五月號(自七八頁至八四頁) 六月號(自九〇頁至九七頁) 七月號(自三九頁至四六頁)	(菊版・三九頁) 自五頁 至一三頁	型ノ、フレンソ 二二頁		(四六版・二九頁) 自七三頁 至九三頁
京都 天理教河原町 文庫	東京 日本學術研究會	東京 主婦之友社	道 友 社		天理 圖書 角	道 友 社
p. 63(の)	p. 62(ゐ)	p. 61(5)			p. 61(と)	
		岩田專太郎畫伯ノ挿繪 アノ				年譜式ノモノナリ

昭和 一・九・ 一・十五	九・九・ 五	九・九・ 十	九・ 九	四・十・ 十二	六・十・ 十七	十・ 夏	十・ (1935)
123	124	125	126	127	128	129	130
(二)天理教の新研究(ノ中) 第三章天理教發生の理由 第四章天理教祖一生の信仰道程	天理教年譜表	御教祖傳史實校訂本(上)	(一)宗教入門の智識(ノ中) 教祖略傳	おやさまの道	(「日本の偉れた人々」) 中 中山美俊子	年	“Japan's New Shinto Movement, Tenrikyo” The Short History of Tenrikyo
前田道治著	高岡青原著	天理教教義及史料集成部編	井川定慶著	今村英太郎著	武者小路實篤著	吉川萬雄稿	海外傳道部編
(四六版・二六一頁) 自一七〇頁	袖珍版・五八頁	菊版・一三〇頁	(四六版・一七〇頁)	四六版・一〇六頁	(四六版・二九三頁) 自一八一頁 至一九三頁		(他四六版・三四頁) 自一四頁 至一五頁
東京 教書院	丹波市 眞進堂	同	東 非 寺 凡 附	丹波市 天理教道友社	東 京 本 書 店		
p.64(お)	p.64(く)	p.64(や)		p.65(ま)	p.65(け)		

昭和九・十・五	131	御教祖傳史實校訂本(中)	天理教教義及史料集成部編	片四六倍版型 (タイフ摺) 頁	同	部	p. 66(△)	
〃 十・末	132	御教祖傳史實校訂本(下) <small>全三册</small>	天理教教義及史料集成部編	片四六倍版型 (タイフ摺) 面六八一頁	同	部	p. 68(コ)	
〃 十・	133	▲(日本宗教史講話)ノ中	巖木勝著	自二〇二頁 至二〇三頁	東京 白楊社	社		
〃 一・十一・十	134	御存命の頃	高野友治著	(四六版・三九八頁)	天理教道友社		p. 69(え)	「立教以前」ノミヲ改訂シテ天理時報社ヨリ昭和廿二・二・廿五發行ス(四六版・一七八頁)
〃 一・十一・十	135	天理教祖附 飯降伊藏翁 中山美支子實傳	奥谷文智著	(四六版・五一七頁) 但、四三一頁マデ	丹波市 木下眞進堂		p. 71(て)	
〃 一・十一・廿三	136	教祖當時の信仰夜話	天理教同志會編	四六版・五〇頁	丹波市 同會		p. 71(あ)	
〃 一・十一・卅	137	ひとことはなし	管長様御著	四六版・二五一頁	天理教道友社		p. 72(さ)	
〃 一・十一・卅	138	ひとことはなし(その二)	管長様御著	四六版・一八七頁	天理教道友社		p. 74(き)	

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 十四・ 一	〃 十三・ 十	〃 十三・ 自一 至十 廿	〃 十三・ 廿	〃 十二・ 十一・ 廿八	〃 十二・ 廿六	〃 十二・ 廿六	昭和 十一 冊
146	145	144	143	142	141	140	139
附録 年譜表 歴史篇 （自第一 至第十二 章） （傳道地誌要 ノ中）	教祖傳稿本	教祖様のお話 （天理時報「連載」）	第三章 教祖の一代記 （天理教の本質「ノ中」）	大地にしく乳房	天理教發生時代の社會的 背景について （日本文化「第十一號」 ノ中）	天理教主要文獻 （日本文化「第十一號」 ノ中）	御教祖文獻索引
天 理 教 校 編	天 理 教 校 編	管 長 様 御 稿	久 野 豊 彦 著	倉 田 百 三 著	石 崎 正 雄 稿	上 野 利 一 郎 稿	橋 爪 英 三 編
（菊版・一四〇頁） 自一四〇頁 至一四〇頁	菊版 六一頁		（四六版・二二二頁） 自一九九頁 至四九九頁	（四六版・三三〇頁）	（菊版三〇〇頁） 自一九四頁 至二三七頁	（菊版三〇〇頁） 自二五九頁 至二九八頁	（四六版・六二頁） 騰寫摺
天 理 教 道 友 社	天 理 教 道 友 社	天 理 時 報 社	東 生 京 活 社	東 精 京 華 堂	天 理 圖 書 館	天 理 圖 書 館	東 理 京 教 三 才 文 庫
	p. 76(ひ)	p. 76(ゑ)	p. 76(し)	p. 75(み)		p. 74(め)	p. 74(ゆ)

教祖様御傳に關する文獻一覽表

〃 一・廿一 一・廿六	〃 十二・廿五 (1945)	〃 八・廿 五	〃 四十八 ・廿六	〃 四十八 ・廿六	〃 三十八 ・一	〃 四十七 ・卅	〃 十・廿六 ・廿六	昭和 十四 ・十五
155	154	153	152	151	150	149	148	147
教祖様御傳稿案 年譜表(その二)	〔Tenrikyo Short History of Tenri- kyo〕 天理教教義及 史料集成部編	教祖様御傳稿案 年譜表(その一)	(概観天理教)ノ中 天理教祖傳(試作) 天理教年譜	大和の神樂歌	(「みちのとも」三月號) 所載 立教の精神と教祖様の纏	(天理教參拜の架)ノ中 教祖傳	教祖さま	教祖傳筆記
山澤爲次編	天理教教義及 史料集成部編	山澤爲次編	天理時報社編	村松梢風著	梶本宇太郎講	天理時報社	福原登喜著	天理教校編
菊版 二五頁	(「フレット」) 一八頁 至自六頁 至九頁	菊版 二二頁	他 四六版(元五頁) 自六八頁 至九二頁 分	四六版 四四二頁	(四六倍版) 九六頁 自八一頁 至八六頁	(四六版・六四頁) 自二〇頁 至二六頁	四六版 一四〇頁	菊版 七一頁
天理教教義及 史料集成部		天理教教義及 史料集成部	同 社	天理時報社		同 社	天理時報社	同 校
			p.79(ん)	p.78(す)			p.78(せ)	p.77(も)
				自昭和十 六・十一 至十 八・五 「天理時報」ニ連載 タルモノナリ			松井正畫伯ノ挿繪二十 四景アリ	

教祖様御傳に関する文献一覽表

〃 八・廿一 廿六	〃 七・廿一 廿六	〃 六・廿一 廿六	〃 六・廿一 廿六	〃 六・廿一 廿五	〃 三・廿一 廿六	〃 九・廿一 廿六	〃 九・廿一 十 (1946)	昭和廿一 七・廿六
164	163	162	161	160	159	158	157	156
天理教々祖略傳 (明治卅三年稿)	辻忠作手記本 教祖様御傳について	天理教會由來略記 (明治廿四年稿)	教祖様御傳稿案(四)	諸井政一集(前篇)	教祖様御傳稿案(三)	教祖様御傳稿案(二)	"New Revelation Tenri-kyo" Chapter II. Short History of Tenrikyo	教祖様御傳稿案(一)
宇田川文海稿	菅長様御稿	橋本清稿	山澤爲次稿	諸井政一著	山澤爲次稿	山澤爲次稿	天理教教義及 史料集成部編	山澤爲次稿
(菊版・一〇頁) 至三一〇頁	(菊版・八七頁) 至五〇四頁	(菊版・一〇七頁) 至九四四頁	(菊版・一〇七頁) 至四三頁	(菊版・九五頁) 至二七頁	(菊版・一四三頁) 至八三頁	(菊版・一四三頁) 至一六頁	(他=寫眞)三頁 至一五頁	(菊版・一二〇頁) 至七九頁
				天理時報社				天理教教義及 史料集成部
(復元)第八號所載)	(復元)第七號所載)	(復元)第六號所載)	(復元)第六號所載)		(復元)第五號所載)	(復元)第三號所載)		(復元)第二號所載)



備考

- 一、太字書きのものは、是非參考とさるべきものと思料するものである。
- 二、「説明番號」欄の中、大正までのものは「復元」第八號の頁を示し、昭和のものは「復元」第九號の頁を示すものと心得られたし。
- 三、書名の肩に▲印のあるものは、私の未だ披見してゐないものである。従つて正確なことは分らないでゐる。
- 四、諸雜誌（各教會又は教務支廳に於て發行されたるもの）に就いては、未精査である。ゞづれ機會を見て丹念に調べたいと思つてゐる。
- 五、單行本のうちでも、調査洩れがあることであらう。お氣附きの方は報らしてほし。

以 上

心の皺は話の理でのばせ

教祖様は、一枚の紙も、反古やからとて、そまつにあそばされず、おひねりの紙なども、丁寧にしわをのばして、御座布團の下に御しき被遊て、御用に御使ひ遊ばしたり。御呷に、

「皺だらけになつた紙を、そのままおけば、おとし紙か、はな紙にするより仕様ないで。是れを丁寧に皺をのばしておいたら、何なりとも使はれる。おとし紙や、はな紙になつたら、もう一度引きあけることは出来ぬや。人の助けも此の理やで。しの皺を、はなしのりでのばしてやるのやで。しのしわも、皺だらけになつたら、おとしがみの様ものものや。そこを落さずに助けるが、此道のりやで」

とお聞かせ被下されたり

（諸井政一氏遺稿「正文遺韻」蒐録中のク逸話集ノより）

## 管長奥様御在學當時の御作品（其の三）

上村福太郎

復元第八號に、高等科御在學中の分を全部發表さして頂く豫定なりしも、紙數の關係上止むなく高等科第一學年の分のみにとゞめさして頂きしことなれば、取り敢へず今回は、其の三として、引續き同科第二學年の分を發表さして頂くこととす。

今年も早や今日は立秋にして、しなしか丈高き朝の蜀黍畑にひえ〜と秋風を感じる時候となりたり。東の山の茅薙ひくじの聲は、曉早くから翳々として陽に染み、蜀黍の長き葉末の露に觸れつゝ暫し逍遙、ものの情あはれひとしほ深うす。

少時、奥様には、野菊を御愛好なされし由なれば一首、

やさしかりし君がみ心にほはせて今朝裏垣に野菊花咲く

## 高等科第二學年

近頃の様子を書師の許へ

あの思ひ出深い中庭の櫻も、すつかり青菜にかわりました。春もやうやく逝かうとしてゐます。先生は御丈夫で暮し、遊ばされてゐますか。私等の組も、暖かい諸先生のおめぐみによりまして、明るい光を目的に、すん〜とのびつゝあります。四月の出席歩合も、一年間味つたことのない一等といふ、名譽な名をいたゞく事が出来ました。こ

れからますく健者にすごして行くかくごでございませう。學課の方におきましては皆たのしく面白くはございませうが、とりわけ、讀方は、そのしらべ方が、以前の通りでありますのでお別れた先生のお心がこもつてゐる様に思はれて、一層のなつかしさを感ずるのでございませう。綴方、書方、家事裁縫等、それく進みつゝあります。前よりよいのはあつても劣つたのではないのは、何よりも、私等の、喜びとする所でございませう。

もう明日頃から、豫習もしてゐたぐく事になりました。一生懸命に勉強して、是非入學試験には合格したいと望んでおります。

どうか先生もお暇の節は、時々こちらへお出で下さる様におねがひいたします。では、おからだをお大切に遊ばされ、益々御發展の程をかねがね祈つております。

かしこ

おなつかしい

節子より

原田先生の

御許に

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に赤インクのへん書にて夕舊先生に近況を知らすあなたの心持がほんとうによく現れて  
います。きつとく先生はこのお手紙をおよみになつたときなつかしい皆襟を思ひ返されることでせう。のの評あり

### 妹の病氣

ゑんの柱にもたれて、しづみ行く夕陽をうけてふるふる手を胸にあて、私はちつと考へ込んだ。最愛の妹に別れた時も丁度五月雨降る今頃だつた。又あの實ちゃん（死んだ妹の名）の様に なつたらどうしやう。どうか早くなほつてくれ、ばよいが。と心の中でつぶやいた。いゝえ、きつとよくなるわ、あんなにかはい、順ちゃん（病氣の妹

ノ名)をそんなにむざ／＼とられたら、神様なんていへないわ、かはいさうなものは、きつとたすけて下さる。でも、もし死んだらどうしやう。そしたら私泣いて／＼ありだけの涙をしぼる。なほるだらうかなほらないたらうか、二つの心がしよにிரりみだれる。ともすれば「死んだら」の方が強くなる。

「姉ちゃん。きてよ。」妹の金きり聲を耳にして私は、争いで妹の病室へと歩き出した。静かに戸を開けると、青白いお母さんのかほが、大理石作りの人形のやうにねどこのそばにういてみえた。「どうしたの。」と聲をかけた。けれど妹は、目をつむつたまゝ、かたく唇を閉ぢてゐる。どうしたんだらう。もし、このまゝあの世へしやう思はず身ぶるひがして、まぶたに涙のにじむのを感じた。「ねお母さん、うつゝなの」うつゝか何かわからないんですが、時々妙なことを言ふんですよ。ね、静かにして、あちらへいらつしやい。足は一人でに神前へはこばれた。御先祖のみたまの前にすわると、こらへてゐた涙が一時にこみあげて、ボタリボタリと手の上におちた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に赤インクのペン書にてク心配せうね、お察しします。お母様も定めて心配して居つしやるでせう。一しに御りのりなき、きつと神様は助けて下さいます。よい文です。よくあなたの心持が書いて居ます。シの評あり

### 私の願ひがかなつたら

六月廿一日

たけなす黒髪を無造作に ムザツケ たばねた學生を見る度に心にうつる影?。もし、私の願ひが、かなつたら、來年から、あの人達の仲間になれる。先生の先生を見て、羨ましい感じがおこる。それは、はたしてなぜだらう。たばねた髪の手が私の心をひきつけるからである。

昨日までおさげにしてゐた髪を、はじめてゆつた心持。もし願ひがかなつたら。どんなに嬉しいだらう。來年の

試験、どうかして合格したい。そして多年の望を達したい。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に赤インクのペノ書にてク來年はそのお姿が拜見出來ますのね、毎日遠く里からその願

ひのかなふ目を待ちませう。〃と記されてあり

### 縁陰の讀書

「あゝくたびれた、アー」大きな、あくびをして、ねころんでもまつた。熱い日光が、前のガラス戸ごしに さして來る。まだ鐵道が残つてゐるし、もう地圖、いやになつた。」と再び起きて、横の本箱から、新しい少女（ザツシノ名）をとり出して庭へ下りた。涼しい木蔭の椅子に腰を下して、靜かにヘージをくつた。涼しい風がおとづれた。「まあ涼しいこと」今までのつかれも忘れてしまつた。

「やさしい詩人、この題よさそうだわ」はじめの一字に目をうつした時、第二の風が、せつかく あけた頁を、又べらくくつてしまつた。「まあ、にくらしい風」私は思はず口ばしつた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に赤インクのペノ書にてクでも風だつてあなたをいぢめるのではありません。あなたを

お慰めに行つたのかも知れませんが、やさしい風ですもの〃と記されてあり

### くもの巢

七月十六日

「もう六時ですよ、困りますネ、もつと早く起きないと。」どの母の聲によびおこされて、ねぼけまなこを、こすりく夜具を、はねのけた。大急ぎで着物をきかへて 顔を洗はうと庭に下りた。

ガラ／＼とつま先に下駄を、ひつかけて向ふ見ずに歩いてゐると、まあ、いやらしい くもの巢が。私は無意識にはねのけた、その手に、細い／＼ しかもねばりづよい巢がからみついた。「キャツ」と思はずさげんで、も

ぎとらうとすればする程、いぢわるくも、しがみつく。「お母さん、一寸、早うく、」と一生懸命にたすけをこぶた。「何ですネ騒々しい。」まあいやなお母さん、馬鹿にしづかに歩いてこられる。「早う。くもの巢とつて、氣持の悪い右手をさし出した。母は、ひばしでもつて、取つて下さつた。あゝやつとたすかつた、あのまゝだつたら私は死ぬかもしれないなかつた。」「そしたらくもの巢攻めだわ、にくらしい。」「さつきのくもが、またせつせと働いてゐる。にくらしいくも。くもの巢程いやなものはない。それに、平氣でつかむ人、學友某さんの顔がありありと目に浮んだ。そして、某さんは、強い、ゑらい人の様に思はれた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に青インクのへん書にてク9の採點あり

### 夏休み中の或日 九月三日

「郵便」と表にあつて配達夫の聲がきこえた。急いで行つてみると、うすいトキ色に、眞赤なダリヤの匂がき出された封筒が、おちてゐた。あて名は、節子様とある。差出し人は、宮津より。あゝ、あこがれの宮津から、と、玄關に立つたまゝふるへる手先で封をきつた。青い海べをうつしたレターが、たまらなくなつたかしい。

節子様御無事ですか。私方の家内、皆たつしや御安心下さし、アノー、こちらへは、いつお出でになりますの、美しい天の橋立が、まつてますよ、私も母も、弟も、勉強はこちらでしたらよろしいのに、皆がまつてますから是非、弟さんも妹さんもつれてネ、きつとですよ。ではさようなら。

たゞこれだけの短い文章が一枚のレターに書かれたきりではあるが、私の心はたちまちにしておどりと上つた。「これだけ言つて下さるもの、お父さんもお母さんもきつと許して下さる」とは思つた。けれど冷靜の我にかへつて考へてみると、どちらをしてよいかわからなくなつた。自分には、はじめから強い決心があつたのだ。もつとしつかりせ

よと一つの心がさげぶ、いや、かまはない 體をふとくせよと、もう一つの心がいふ。二つの心にまよはされてしばらくは考へた。いえやはり私は行かない。體を丈夫にするのは家にゐても十分だ。海にゐて勉強が出来なかつたらどうする。私は日々新しいいきよい自然に接してゐるのだ。朝、晝、夜、それ／＼に天はめぐみをあたへるものを。私は考へそこねた。すぐにことわらうと、机の前にすわつた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に青インクのペン書にてク優々の採點あり、其の下にクじよつよくなれ、からだよ  
 太くなれ、その間にたつた節子さんの思、よくよめますの評あり。

### 關東の震災について感じたこと

九月六日

温い父母のふところにいだかれて、毎日のしく暮す自分の身に ひき比べて、關東の避難民を思ふと、自分の幸福を喜ぶと共に これらの人に對する同情の念が心の底から湧いて来る。

日々、何回となく配達せられる號外、朝夕の新聞によると、東京だけでも、日本橋區、本郷區などは全焼、おそれおほくも、宮城にも火がか、つたさうである。又上野驛の雜たうの時、火災にあひ、幾千の避難民が、重りあつて、死んでゐる繪もあつた。もし、火事さへ起らなければ、こんな多くの死傷者は出さなかつたであらうに 思へば何たる不幸の境涯に陥つた人であらう。

日本の第一の都としてほこつた大帝都も、今は見るかげもない焦土と化し、貿易港として、又軍港として名高い横濱、横須賀も、東京位否以上の慘狀を呈してゐる様である。

母のちぶさにすがり、やうやく歩くやうになつて物どころがついてから、こんな大きな災難に出合つたことなく、又きゝもしなく、無事にすごした今日、この有様を耳にして心にあらはれたじゆん白な影を、どうして形に表さう。

衣服、金銭、物品の寄附だけでは、まだく物足りない。以後どんなに表さう。

皇室の御不幸、國家の不幸を前に我等臣民は、どんなにしてもこれをおたすけしなければならぬ。それにこの帝都をあらしまわる不忠の民があるやうだ。帝國國民としてまことに、はづべきことではないか。少しの物でも送つて、寢食をたすけるのが、まことの國民の仕事ではなからうか。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に青インクのへん書にてク評 純眞の眞心がよく現れてゐるくと記されてあり

靜かな夜 九月十日

「明日までには、是非仕上げなければならぬ」と心をひきしめて一心にへんを走らせるが、目は自然と窓の方に向いて行く。「あゝ、くたびれた、少し休まう」とペンを投げるやうにおくと、急いで窓へに近よつた。星のない大空に只一人清らかな淡い光をなげてゐる月、柳の枝をそゝのかして吹いてくる風、こればかりが夏のたのしみか。お隣りの方から聞えるハモニカの音につれて美しい唱歌が、風に送られてひびいてくる。軒の風鈴がチリ／＼とねむれる妹をなくさめるかのやうにやさしい音をたててゐる。

ガラツと向ひの家の戸があいた。トタンワン／＼とけたましい犬のさげび聲に 靜かな町が、急にどよめいた様に感じた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に青インクのへん書にてク天くと採點あり、最後にク評 夏の夜更けの靜かさがよく味はれますと記されてあり

學校の近況を舊師のもとへ 九月十七日

家の柿の實が色づきはじめました。あれ程暑いといつてすごした長い夏休みもすんでみれば短いやうに思はれま



す。

先生、その後御無事でございますか、私はいつもの通り達者にすごしております。いつかは、おはがきをありがとうございました。ひしよに 行つてゐられた御様子、さだめし、黒くおなりでございませう。

校庭の東南の隅にある、大きな銀杏が、可愛い、實を結びました。又、落葉になる頃には、あの下に幼い下級生もみえる事です。私等が作つた花壇も先月一月すて、ありました。やはり花はさいております。すなほな物だとつくつく感じました。そして先生と一しよにいられた學校園を思ひ出します。

九月一日始業式の時でしたか、丸岡先生が御退職なさいました。けれど松本先生とおつしやる新しい先生がおこし下さいまして、先の憂もぬぐはれたわけでございます。今はまだひるまでの授業でございますが、それでも家にかへつて、豫習復習をするだけでずい分時間を費やします。ひるから二時間三時間とある様になればどんなになるだらうかと心配してゐますが、勉強をするのが、おもしろくなつてきたのはこの上なく喜んで居ります。

夜淋しい虫の音楽をきながら机に向つてゐるといつまでも浸つてゐたい様な氣分が湧いてまゐります。

秋と申します間はほんの少しですぐに冬はせまつてまゐります。どうか、なほ御そうけんでおくらし下さいませう。かげながら祈つております。又お目にかゝる時でもございませう。それまでには、私もウンと運動して立派な體かくをつくりませう。おまち下さいまし。

さよなら

原田先生

御許に

上村註

先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に朱筆にてク優 舊師に尤も心を煩しつゝある前途の希望につき近頃の心持を知らせんとする、秋の情趣と對比して文の妙現れたり 〳〵の評あり

先 生 は 九月廿一日

「又自習かいやヤナー」とどこからかきこえてくる。「ほんとにいヤナー 先生がおられたら」と又しても太いといきがホッー出る。「きばつてしやう。そして先生を御安心させやう」心にかう考へながらエンピツを手に手張の上を目をそゝぐが頭の中には、何物もない。ただ、慈愛にこもつた先生のお顔が、走ま燈の様に次から次へとあらはれて来る。「今頃先生は何をして居られるだらう、厚いフトンにくるまつて、苦しい胸をおさへてお出でにはならないだらうか。私等のことを考へてはゐらつしやらないだらうか」参考書の上にはおとしてゐるが、あらはれてゐる字は少しもわからない。この前の地理の時は、一しよにたのしくしらべたものを、今日あつても明日の身がわからない人生のはかなさが、ヒシ／＼と追つて来る。あれだけ丈夫さうにみえてゐる先生ではあるが、今日は、學校にはおられない。

先生の居られる時の自習と居られない時の自習とは、こんな大きな差があるものだらうか。多くの先生はおられるが、たん任の方といへば八木先生ばかり、しんせつに指導して下さる方が外に又とあらうか。どうか明日こそきつと元氣なお體をみせて下さる様、心の底から人しれずおねがひした。

上村註

先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に朱筆にてク優〳と採點あり、最後にク自習！自習は自らのすることです。でも相成相手のない自習のレカにさみしレカは私もよくうかかふ事が出来ませう。數ならぬ私でもそんなにまつてゐて下さる皆さんのある事を思ふ時眞理を追求する教育の眞の味を味ふのです。皆さんのために私もきつとからだとして心のみが

きますと記されてあり

私の生立双六 十月五日

もし私の誕生から、十四才の今日までを、双六として表したならばきつと面白いものが出来るだらう。

先づふりたしは、お宮祭り。長い着物、母に抱かれてゐる様にかいたなら、赤子のきぶんは十分に表せるだらう。次は、漸く歩きかけた所、らんかんにつかまつてヨチ／＼させるのも面白い。

母様ごつこ、又、汽車ごつこなどは、五つ六つの頃に適當だらうし、赤い袴にカバン姿は、七才として十分だらう。人形に行水をさせたのも一年生、犬の首にリボンを結んでやつたのも一年の時だつたから、この時代の遊ぶ様もよく表せる。

運動會にころんだ時も學年末のお免狀貰ひも、私の生立の一部だもの、圖として入れれば十分だ。伊勢旅行宿屋の一夜も表したなら、楽しかつた過去を追おくさせるのに足るだらう。

入學準備に頭をなやめる高等二年の終を最後に、上りの繪としては、十五の春を迎へたに／＼顔の私を描けば、これで立派な萩原節子生立双六といふ完全な、しかも立派な双六が出来るのだ。

こんどの冬休みこそ、きつとこの美しい双六を、こしらへてみやう。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に朱筆にてク美しい追憶の双六私も是非その双六の上りを榮あるものにしたと思ひます。戻りや休にせぬ様に！と記されあり

空 十月十二日

どんより曇つた薄墨の空、墨を流したやうな眞黒な空、私は、こんな雨空は、好かない。

一天片雲なく からりとはれたコハルト色の空、雪でもちぎつて投げた様な白雲が、所々に浮いて居る様、又しのゝめの空や暮れ方の空の様に色様々にそめなされる時の有様を見た時、夜、上を仰いでダイヤモンドをちりばめたやうな星を望んだ時、限らない楽しみと幸福と、いひ表すことの出来ない様な、おごそかさが、ひし／＼と、胸に迫つて来る。空には、限りがない。どんなに廣い海原の果にでも、どれ程寒い氷の世界にでも、美しく、そして清いめくみを、與へて呉れる。人の心もかうあつて呉れたなら、世の中に、なげき、苦しみ、悲しみは、すべてのぞかれるであらうに。曇つた空はいやな心。晴れ渡つた碧空は、貴い心と、なぞらへる事が出来るであらう。

廣く、そして清く、すみきつた空の様な感情を持つ人が集つたなら、我御國も、益々榮えるだらう。それこそ旭日昇天の勢で。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處にク一重丸に點四つ々の採點あり

### 自分をみつめて 十月二十四日

私をはじめてこの世の中へあらはれたのは、今から十三年前の、まだうすら寒い二月の下旬。今年で數へ年十四才になつたのだ。十四年、おゝ、口で云へば短い言葉、字で表せばたゞの三字ではあるが、すぎた私の喜び悲み憂ひのすべてがこの中にひめられてあるのだ。今、騒ぎたてる胸をしづめて、心の目をみはつた時、眞に自分をみつめた時。頭の中に浮ぶ悲痛な感じを、おさへつける勇氣は出なかつた。只一點の黒雲が天の一角にあらはれて、終には、空一ばいに廣がる様に、心の奥にあらはれた黒い一つのかたまりは、すべてをたのしみ喜びを、おさへつけて、只一人弱い心の中をあらし廻さうと非常ないきほひでのびて行く。悲惨な感じ。私としても立派な良心は持つてゐる。この良心のかしやくをうけずにすむ時に、はじめて天地にはぢない清い人が作られるのだらう。私は美しい人間

か。清い心の持主か。　　。こう考へた時はづかしさに　顔を伏せずにはおられなかつた。

悲しいかんじ、ひさんな時とは何　すぎし日、いやな年にかへつてみた。決して私が悪いのではない、○さんがいけないのだ。一つの心がはげましてくれる。いや、いけない。たとへ○さんが悪いとしても○さんをにくんだ罪は誰にあるか。皆自分にあるのではないかと一方の心はさげぶ。もとより私には、少しの過もしたおぼえはない。○さんは私をねたんで居るのだ、そねんでおるのだ。　けれど、　けれど私は、私の行が良心にはちてゐないことをたしかめてゐる。そねむ○さんは不幸な方だ。そねまるゝ私は幸福だ。心に少しの悔もないのも。

もし私が、一年前のあの出来事の日から、こんな心を持つてゐたなら、今となつて黒い影は表れなかつたであらう。すぎし日に○さんをにくんだから。　○さんに對して反感の心を抱いておつたればこそ現在運命の神にたゝられてゐるのだ。

長い十四年間に、私は随分よいこともした。けれどもそのすべてが、この一つの心でこわされるかと思ふと、悪いことのおそろしさがつくづくと身にしてみて来る。見よ、天地に滿ち渡れる清くすんだ大自然を。之にむくゆるに、少しでも善事を行つて、未來に於て反正した時、善事によつて、前の悪事がおぎなはれる様心がくへきである。これがせめてもの清い自然へ報ゆるの道ではなからうか。

上村註　先と同居紙に黒鉛筆なり。最後の處に夕熟した筆、精練された思想の發表、立派なあなたの心掛と相待つて一段とかがやいて居ります。優れる者の味ふ悲しい壓迫、神の與へられし試金石。成功する人は必ず相手を許し且彼をあはれみま

す。のの評あり

## 自分の居間より

十一月一日

「よろしいなこゝは、勉強するのにもつてこいでサー」と、いつか田舎の叔父さんのおつしやつたことを思ひ出しては、我しらすツツとほゝえむのだつた。明るくて、そして静かで、室の隅から隅までのすべてに、私をなぐさめ、私をいましめてくれる様な気がたゞよつてゐる。

正面には亡きおちいさまの寫眞があつて、夜晝たえまなく私を見守つて下さる。私の心が、このしやしんによつて、はげまされたことは幾度かある。私にとつては大切な、しかも尊いものと言はねばならない。南の窓からは、庭が一目にみられ、北向の窓からは、丸太町通が見渡される。石のとうろう、金かねでこしらへたつる、その他、枝ぶりのよい松、杉が、ならんでゐるのを見るかと呟へば、色々の店が、軒を並べて立つてゐる。でんしやは東から西へ通じて、繁華な町にならんことを望んでゐるやうである。家にゐたならば、弟や妹のさわぎ立てる聲が落ちついて勉強の出来る時は少い。家の一部分であるとしても、こうした静かな廣いへやで思のまゝをする事が出来るのを、私は心から喜ぶのである。裝飾の少いこのゐまは、却つて私の心を壯快ならしむのである。出来得るかぎり否 一生を通じて、私は心血をそゝいで大恩あるこのへやに報いなければならぬと誓つてゐる。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり。最初の處にク一重丸に點四つノの探點あり、最後にク何時もながら美しく文章です。氣持ちのゝお室でしかも祖父様のお寫眞を自分のゝましめとして熱心したのしくお努めになるあなたが羨やまします。らんと御勉強遊ばして月の柱をお取り下さゝ私はその日をお待してゐます。ノの評あり

## 秋

十一月四日

庭の山茶花がほころびはじめ、雲井の空になくすみわたつた雁の聲をきけば、秋の來たことが感じられ、やせ

けた死人のかげのやうなすゝきが、北風に動かされてゐるのを見た時、秋は逝くのだと覺える。

風高く渡る秋の夕、絶えんとしてたえざる遠寺の鐘を耳にすると靜かで又美しい。鏡のやうに牙え渡つた明月を見れば、「白雲にはねうちかわしとぶかりのかすさへ見ゆる秋の夜の月」の句が思ひ出される。露にたわむ萩、のべをにほはす藤袴 きまりわるさうに立つおみなへし、誰とはなしに招く尾花、やさしくさいた野菊のしほらしさ、皆秋でなくては見られないけしきである。

月といへ、花といへ 天地間に存在するものは、四季それ／＼の特徴をあらはすが、これらに對する感じは、秋が最も深い。淋しいはうか、悲しいはうか、それとも靜かが適當かそれはわからないけれど、どの方面から考へても、深いかんじをもち清い心を持たせるのは、おそらく秋ばかりであらう。

上村註 先と同居紙に黒鉛筆なり 最後の處に朱筆にてク秋の感想うがち得たりクの評あり

心 配 十一月八日

ふと目がさめた。「何時かしら。」頭をもたげてへや中をみまわした。戸の隙間から外燈の光がもれてふとんの縞目が、ぼんやりと浮かんでゐる。臺所の方からは、何の音もない。お母さんはまだお休みかしら。もうおそくはないだらうか。と思ふと、ねておられなくなつて、ソツと、ふとんをぬけて出た。風があるらしい。戸や障子ががた／＼といやな音をたてゝゐる。お天氣はどうだらう。と窓によつて障子をあげた。冷い風がサーと頬をなでる。空は眞黒で月も星もない。「お天氣だらうか。」何だか心配になつて來た。又雨だつたらどうしやう。どこかで時計が三時を報じた。三時、まだ早い。もう一時間ねやうと床の中にもぐつたが、目がさえてねられない。雨が降つたらどうしやう。地理も、そして讀方もしらべてない。お天氣だと信じきつてゐたのだもの。「にくらしい空、今日一日位、天氣にし

てよさうなものだのに。「私は一人つぶやいた。手は、いつか胸におかれて、まぶたのあつくなるのを禁じ得なかつた。どうぞお天氣になるやうにと、ねどこの中から一心にお祈りした。

すきとほる花瓶の中に只一人

やさしくはゝえむ白ぎくの花

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に朱筆にてク何時もあなたの文にはかんしんしてゐますの評あり

### 不 幸 な 友

「謙ちゃん、寺町へ行くのなら、ついでに福光さんとこへ、この手紙をわたしてきて、そして、あす行くかも聞いて来てや。」「ウン」弟は私の出した手紙を無造作に ふところにねちこむと、上の弟を誘つて出て行つた。

さあこれから勉強しよう。と机の前にすわつたが、心が一こう落着かない。

「あの元氣な福光さんが、とう／＼二日も休まれた。もしかしたら、お父さんにかわつた事が出来たのではなからうか。もしさうだつたら。福光さんはあれをみてどう思はれるであらう。弟のお使であんまりだと思はれやしないたらうか。あゝ、少しの時間だ、割いて行つたらよかつた。明日こられたらあやまらう。」色々な感じがそれからそれへと浮かんで頭がボーとしてゐた時、表の格子のあく音がした。ハット思ふとたん。「姉ちゃん、福光さん、お父さんが死ななはつたて、けれど、あしたは行くつて。」「エッ」思はぬことでもなかつたが、今 まのあたりに聞かされて、おどろきのあまり 私はこうさけんたまゝ、後の言葉が出なかつた。あゝ、やつぱり。どんなになげいて居られるだらう、悲しんでゐられるだらう。どうしやう、私が行つてなくさめてあげたらよかつた。あゝ、あす何といはう、何と言つてなくさめやうなどと思つた。



父の死、父の死、短い三字の言葉ではあるけれど、この三字の中に、いひ知れぬ悲しさ、淋しさ、なげき、がふくまれてゐるのだ。両親そろつた幸福な自分にひきかへて、父をうしなはれた友の身の上が、たまらなくお氣の毒と思はれた。亡くなられた福光さんのお父さんを、生かせるものなら生かしてみたい。わづかの間でもいい。涙の眼で窓ごしに大空を見ると、無数の星が、悲しさうに光つてゐた。福光さんの今後を思ふと、新しい涙が湧き出て、どめやうとてもとめられなかつた。

上村註 半紙版尋常科第五學年以上用青緞罫紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インキのペン書にて大きな一重丸の採點あり

### 奈良旅行の一節

「ビー」汽笛がなつた。汽車は靜かに動き出した。これから奈良へ行くのか、と思ふと、胸は自然高なつて来る。停車場がだん／＼後へ消えて行く。「もうちき宇治川がみえるえ、」舌川さんがいわれた。

宇治川？ 宇治川。私は一人つぶやいた。あの美しい水を、清い音をたてて流れる水の音、いつきいても、又いつ見ても、あきる事がない。「それー宇治川え」誰かさんの聲。私は吸ひつけられる様に密によつた。青い水と空、空に浮んだ白い雲、水の上の小舟、すべてが、こぼれるやうな笑をたゞへてゐるかの様に、美しく、そしてどかに目にうつつた。汽車はずん／＼とすすんで行く。もう少し止つて呉れたらよいのに、と感せずには居られなかつた。

藪をぬけて廣い緑野に入る。茶島のあるのを見れば、桑島あり。蠶を養ふと覺える。

黄金の波うつ稲田のむかふに緑の森がみえる。かゝしが寒さうに立つてゐる。柿の木に、小個あまり、赤い實が礎つてゐる。のどかで、靜かな田舎のけしき。秋らしい氣分がたゞよつてゐる。宇治についた。驛夫の「うちーうち

「とよんでゐる様のおかしいこと。ごとくくく。汽車は、望ある私等をのせ、黒いけむりを出して、長蛇のやうにレールの上をすべつて行く。

上村註 半紙に黒鉛筆なり。最後に朱筆にてク汽車のまどからの眺めがよく見えますクの評あり

### どうしたら

ほんとうにどうしたらよいかしら、たしかにこゝへ入れておいたのに と、ひとりごちながら又しても手文庫の中を見つめるのだつた。「どう言つたら許して下さるだらう。きつとくきつく叱られるに違ひないア、どうしやう」と机に片ひぢついで、今更のやうに考へ込んだ。

「どうしたんでせう。この頭妙にふさぎこんでるぢやありませんか。」「さうだね。からだの工合でも悪いのと違ふかい。母と祖母との話し聲が手にとる様に聞えて来る。お母さんもお祖母さんも御存じない。いつそのこと言つてしまはうかしら。でももつとさがしたらあるかもしれない。燃える様な苦しい思をいだいて、手文庫の中をさがしまわした。

突然後の襖がスノーとあいた。お母さんだ。どうしやう。身體の縮まるのを感じた。「何してるの、暫く遊びにも行つていらつしやい。」と聲をかけられた時、込みあげてくる涙をおしとどめて、「いゝえ何にも」といつたきり後ば言葉も出ない。「どうしたの。気分でも悪いの。」「いゝえ」「ちや、あのゆびわでもはめてごらんなさい。そうしたら少しでも気分がはれるでせう」「えゝ」とは言つたがゞゞく言葉がない。サッと頭から冷水でもあびせられたやう。「ゆびわなくしたの」との一言が胸に釘でもうたれた如く頭のひゞくのを感じた。「いゝえ」と思はずもれる。とうくうぞをついてしまつた。胸のもだえのはげしいこと。だしてごらんといわれたらどうしやう。

「そんならよろしいけれど。外へ出て新しい空氣を吸つていらつしやい」やさしいおことばに思はず見ざるひがして、私は無言でうなづいた。しづかな母の足音が隣室へときどき行つた。

上村註 半紙版尋常科第五學年以上用青縦罫紙に黒鉛筆なり 最後に赤インクのペン書にてこの時お母さんを見てみましたか  
下をむいてゐたのところがひますか〆と書き添へられてあり

どうしたら

こらへてゐた涙が一時に込みあげて来て、机の上に泣き伏してしまつた。「私はうそをついた。もしなかつたらどうしやう。」それからそれへとまぼろしの如く先のことがかうかんで来る。心は全く憂鬱にとぎされて夢に夢見る心地である。よこの籠の目白が悲しげに鳴いた。その聲にさそはれて力なく頭をもたげると、がらす戸ごしに みえるすみわたつた大空に小さい雲のかたまりが一つふわりくと浮いてゐた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に赤インクのペン書にて〆あなたの生きた苦しみの經驗がこの文となつたのです。よい文だと思ひます。純眞なあなたの苦しみがよくわかります。自分をみつめた深さも出てゐます。惜しいことにあまり省略しすぎた所がある爲にわかりかねる所があります。切ない気分はよく表はれてゐますが、心で思つたことは「」の中へ入れないでそれを表はす方がよくはないでせうか あなたのゐる位置がはつきりしませんね、机のそばでがらすごしに空が見えるところですか、〆の評あり

父

十一月二十一日

「順ちゃん、その障子あけてーな」あけるの、さむいのに「寒くないわ」「うそ？」妹は、立つてあけて呉れた。冷たい風がさつと流れこんで来る。「涼しいわ」と私はつぶやいた。緑の木の葉が、風にゆられて丁度私をよんでゐるや

うに動いてゐる。

ガラツと戸のあく音がきこえた。「誰？一妹にきいた。「見て来るわ」と玄關の方へ飛んで行つた。妹はまもなく歸つて来た。「うれしいお父さんえ」とよろこばしげにいふ。「え、お父さん」嬉しいけれど、胸の高なるのを禁じ得なかつた。又御心配をかける。くらいお顔は見たくない。一人氣をあせつてゐた。「節子、どうしたのだい」父は袴をぬぎながらおつしやつた。「苦しいか、苦しかつたらもう二三日休んでもよいのだよ、學校へは、しらせておくからな」。「慈愛のこもつたこのお言葉は、私の心を如何に動かしたことであらう。おかへりなさいといはうとした。けれども胸が一ばいで聲が出ない。「苦しかつたらよぶのだぞ」父は出て行かれた。私は、ふとんの中に顔をうづめた。かほがほてつてやけさうだつた。熱い涙は、とめどなく流れる。憂はしげな父の顔が、まざ〜と目前にあらはれて来る。早くなほらなければならぬ。一時でも早く元氣な顔を見せなければならぬ。これが現在において父に對する孝行だ。私は心の中でかた〜く誓つた。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後に朱筆にてク慈愛深いお父様が眼前に浮びます。同時にあなたのお父様に對する孝心も何はれます。

萩原様

あなたの文を見せて頂くのも最後です。どうぞ益々立派な創作のある事をお祈りします デワネーグの評あり

友をおもふ

十二月五日

「私とあなたには姉妹よ」とよくおつしやつた。ほんとにあの方私の姉さんであつたら、妹であつたら。机に片ひちついでちつと考へた。濃い眉、黒い瞳、薄赤い頬、紅ばらのやうな唇、うるしのような髪をひたひ

にたゞよはせて、いつも短い洋服を着ていらつしやつた。見るからに活潑さうで又やさしさうだつた。

三年前の誕生日、家に招いて餘興をした時。　。「母様、まだでございまするか」とすつかり乙若になりすまして

言はれた時のかわいさ。いつになつても忘れられない。クラス會でもする時はきつと先に立つてしられた。唱歌、對話、談話、どれとしてあの方に不適當なものはなかつた。その可愛い、方が。　。やさしい方が六年生の二學期からに

ぎやかな東京へとお引越なされた。これが永久の別れとは誰が思ふことであらう。それから丁度二年目にあのおそるへき天災が、文化の花をさかせた大帝都の上にふりかゝつてきた。愛する友は、無さんにも家の下敷となつて僅か十四才を最後に横死をとげられたのであつた。このしらせを耳にした時、私はどんなにおどろき又悲しんだことか。眞の姉妹を失つた様になげいた。あれ程よい方だつたのに。これを救はないとは、天は、なぜこう無慈悲なのであらう。

上村註　先と同用紙に黒鉛筆なり　最初の處に赤インクのペン書にてク一重丸に點二つクの採點あり、最後にク材料は隨るゝゝのですが、もつと強く、あなたの心からほとばしり出たといふ所がないのが残念です。描寫ももつと精密に、クの評あり

### 怒れる犬

十二月十二日

「ワン／＼／＼／＼」戶外でけたゝましい犬のなき聲がする。何だらう。こうき心にさそはれて、窓のガラス戸をツツとあけた。人が多くかたまつてゐて何があるのかはつきりわからない。玄關から下りて外へ出た。「コラッ、畜生動かねえか。」といふあら／＼しい言葉が群集の間を縫つて聞えて來た。人の間をくゞつて前に出た。そこには一體何があつたらう。

かなり大きな犬だつたが、そばにゐたひげもぢやの男に　強くひかれて、ふんばらうとあせつてゐるのだが、ぢり

く／＼とひかれて行く。そして時々あはれみをこふやうに又憤慨するやうに吠えるのだつた。どうしたのかしらと思つてゐると、突然男が「ワツ」と聲をあげた。今さきまでふみとまらうとしてゐたあの犬が、急に男に向つてかみついたのであつた。きうそ却つて猫をかむ。この犬も、最後の手段として、自分のねがひをきいてくれない男に飛びついたのであらう。その目は怒にもえてゐた。男の足にしつかり食ひついて容易にはなさうとはしなかつた。これが人間ならばその髪がさか立つといふ所であらう。男の足からは、生々しい鮮血が流れ出た。さつきぶたれた所が赤くはれあがつて、いた／＼しさうだつた。犬はどこまでも強くかみついて行く。男と生死を共にしやうとするのか、又は、今までのうらみをかへさうとあせるのか。強情我慢なあの男も遂に悲めいをあげた。けれどもこれをたすけてやらうとする人は一人もなかつた。どう思つてか、犬はかみつくのを止めた。そして勝ちほこつたやうに、その大きな口をあけて赤い舌を出してゐた。男の足から出た血がベツトリと犬の口元についてゐる。人をたべた鬼姿のやうな有様だつた。

これは丁度去年の夏、或町でみたことだがこの時のおそろしい犬の顔は、いつになつても忘れられない。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最後の處に青インクのペン書にてクナカ／＼筆がよかつたつて、レカれる犬の様子、あり  
く／＼と目の前に浮びます。然し最後が今少しもたりなく思はれるのです。の評あり

## 年 末 の 所 感 十二月十九日

九月、十月、十一月、そして十二月、あゝ、思ひかへしてもゾツとする。私は、一體、この四ヶ月を、どんな有効なことに使つたのか。おゝ、これといふめだつた事もせず毎日無意味にすごしたことのなさけなさを。もう今年こうして學校に集るのも、一週間足らずだ。この短い間に、すべてのことがあらはれるのかと思へば、身も心もはりさく

る程の切なさ、くやしさを覚える。今になつての後悔は、駄目だとは、すつと前から知つてゐた。けれども實行の出  
 來なかつた私は、どれ程愚かなのであらう。その底がしれない。理論は安いものだ。けれど實現することは、中々む  
 づかしい事だと、深く／＼感じた。

高等二年でありながら、學校中の笑はれ組、先生が悲歎なさるのも無理はない。直さう、かへさうとあせつてゐ  
 る。けれど思ひの様に、よくはかどらない。「年末だよ、年末だよ。夜ねる時、朝おきた時、いつも心はこうさ、や  
 く。そのたびに、どれ位もだえるか、苦しむか。自分ながらおそろしい。生れながらの暗愚でも努力によつてもりか  
 へされる。私の組の方は、皆相當のちしきはそなへてゐらつしやる。それに、外の組にまけるとは、なぜだらう。  
 きつと努力が足りないからだ。

今年の末の感じ、それは生れてからまだ一度も思つたことのない、又思へもしない苦しいことだつた。年末にかん  
 がみて、私は、組の進歩せず、非常におくれたことをなげくのみである。目前に迫る冬休み、それはどの位私等をす  
 くふてくれるだらうか。二學期におくれた分を、倍にして、いやそれ以上に、とりかへさなくてはならない。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり

お、空よ

十二月廿一日

私は、いつのまにかえんの柱にもたれて、ぢつと空にみいつてゐた。廣々としたあの青い空、一點のけがれもない  
 あの清いそら、かぎりなく又雄大なあのそら、空といふものは、なぜあんなに清いのだらう。美しいのであらう。下  
 界で美しい心をもつたものは皆あそこへ召されるのだ。私も、空のやうな心になつてみたい。そしてすべての人をす  
 くひたい。私はなんだか空が、したはしいやうな氣がした。あの美しい所へ行つてみたい。夢でもいゝから行つてみ

たい。そこはどんなによい所だらう。悲しみや憂ひは少しもない天國だらう。あくまはことごとく拂はれて、美しい神々が、花園に出ておどり狂つておられるだらう。あゝゆきたい、どうかしてゆきたい。出来ぬことゝはしりながら一人こんな空想にふけた。お母さんに肩をたゝかれて、やつと我にかへつた時、なぜか目の中があつくなくなつてきた。「お母さん、そらはなんて清いのでせう。あんな心をもつた人が世界に幾人ありませう。あたし、一度あの空のやうなきよ、廣い心になつてみたいわ」と、しぜん口からもれた。この時から空は、なつかしい私のお友達になつた。青くすんでゐる時を見ればなんだか氣が浮き立つやうに感じる。

空よ、ねがはくば永久に、はた永遠に私の心をよい方に導いて下さい。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク二重丸の探點あり、最後にク無限の宇宙、見つめれば見つめる程、われ／＼に無限の感を與へてくれますね、空に向つた時、人の心はほんとうに雄大に清くされます。クと記されてあり。

### 年 頭 の 感 一月九日

「お目出度う。萩原さん嬉しいでせう。Kさんに肩をたゝかれて、今まで机にうつぶしてゐた私はやつと氣がついた。「受かつたの、合格よ。」えつ、ほんと。」私は思はずつぶやいた。「ほんとうとも。一番で。」「ほんとかしら」再び口をきつた。「何をうたがつてるの、きつとほんと」私はもううたがふことが出来なかつた。合格した／＼。もう師範の一年生だ。小さい小學生ではない。うれしいナ／＼。私の心は、おどりくるつた。早く髪をまるめてみたい。な。そしたらほんとの師範の生徒だ。手を頭においてみた。あら、ふしぎ今までおさげにしてゐたのに、もうそくはつに早がわりしてゐた。うれしかつた。ほんとに手のまひ足のふむ所をしらなかつた。



「お正月、うれしいな。妹の聲にふと目がさめると、あの喜びは、一夜の夢にすぎなかつた。「あゝ夢か、ほんとうだつたら。床の上に坐りこんで、今の喜びを思ひかへすと、なぜか涙が頬を傳つた。「馬鹿だな姉さんは、元日から涙をこぼして。」そばにゐた弟にこう笑はれた。さか夢だつたらどうしやう。正夢であれかし、正夢で、そしたらどんなにうれしいだらう。入學試験の關所も目前に迫つてゐる。一年中する仕事は、皆今日考へなければならぬ。しげんに合格しやうとすれば努力が必要、三學期こそきつときばらう、そして、あの關所を通らう。貴い努力の二字が頭をはなれなかつた。そしてひそかにくわいしんの笑をもらした。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり。最後に赤インクの本書にて夕夢みるまでに心にしみる、これ渾身の努力といふもの、私にも快心の笑がもれずにもられぬの評あり。

幸

福

二月十八日

人間がはじめて、この世に出た時は、何一つつけてゐない。それこそ、ほんとの體一つであるが、一旦この世の者となれば、その身分には大變な差が出来る。即ち、綾羅錦繡の装で、小さい時から何不足なく榮華に暮す人、生れおちるなり今日のくらしにも困るやうな貧家に育つもの、人世程多種多様なものはない。

これ程人世にはちがひがあるが、どんなまづしい家に生れた者でも、たのしみは、その中にある。孔子の言つた言葉にも「を食ひ水をのみ、ひぢをまげてこれを祝とすともたのしみその中にあり」とある。朝は、星をいたゞきて働き、夜月影ふみて家にかへるまで、一分の休みもなしに働いてゐるやうな人でも、廣い自然は決してこれをすてない。活氣にみち／＼た朝の自然、仕事に疲れた人間をなぐさめる夕の自然、これら美しい自然を見た時、誰がたのしく幸福に思はない者があらうか。この自然に感謝して、自己の目的に向つて、強く突進しやうと思ふであらう。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり

## 春の来る迄

二月廿五日

淋しい野邊の土の下にかくれてゐる種々の草も、谷間の古巢にこもる鶯も、暖い春の光がさしたなら、一番におどり出て、花を咲かせ歌を唱つておもしろくすごさうと、希望にかゝやく面持でその構をしてゐる。

私も、望む學校にもし入學を許されたら、これら小鳥や花の様に やがて来る春をまつものを。おゝ、まちどほい春。長い間 おさげにゆつたこの髪を、あの夢に見た様に 美しくまぎ上げて、多くのお姉さま方に迎へられ、あこがれの寄宿舎へは入るのだ。暖いごはんも皆さんと一しよにいたゞき、夜は枕をならべてやすむのだ。あの樂かつた伊勢旅行の一夜を、これから毎日くりかへすのだ。と思へば、心はおどり狂つて、これをおさへつける事も出来なう。

けれど、今の私にかへつてみると、あゝなさない。入學はまだ許されてゐないのだ。待遠い發表の日、おそろしく又嬉しい様な發表の日、もし入學が出来たなら。おゝ、その時こそ讀本でならつた春をまつ歌、あの様に喜びでかゝやいてゐるあの春をどんなにかまつだらう。早く入學許可のしらせを手にした。

上村註 先と同用紙に黒鉛筆なり 最初の處に赤インクのペン書にてク二重丸の採點があり、最後にクあなたの心持がよくあらはれて居ます。幸福な春の光よ、どうぞ此の子の胸にも輝く時が来てくれよ。クの評あり

(以上)

## 立毛に譬へて

しんじんするは、立毛つくるもおなじこと。今<sup>イマ</sup>、<sup>フ</sup>つけ<sup>ク</sup>つくるには、たねをまいても、しうりをせねば、ほかのくさがしこつて、わけもわからぬやうになり、ま、こえをせねば、せいじんせん。せいじんせんければ、はなもさかん。みものりさうなことはな<sup>い</sup>。いま、はなしきいて、なるほどと、心をとめるのは、これがしんじんのはじまり。り<sup>フ</sup>け<sup>ナ</sup>ら、たねをまくやうなものや。

だん<sup>ノ</sup>と、はなしといふ、きいたうへにも、きいて、おひ<sup>ノ</sup>と、りをさめるは、しうりのやうなもの。理をき<sup>ム</sup>わけ、道をつくすは、これこえといふ、こえをおくやうなもの。そこで、つくすだけのこうのうは、てんよりあたへ<sup>ク</sup>くださる。り<sup>フ</sup>け<sup>ナ</sup>ら、みがのつたやうなものや。

そこであるからして、たとへ、二十年、三十年まへに、しんじんをしかけたといふても、そのあひだ、きかん上にもはなしはきかず、また、道をつくさんばかりではない、はなしきかんから、おこなひがでけやせぬ。それ、てんりにかなはぬ、よこみちばかり、とほるやうでは、二十年、三十年が五十年、百年たたらうとも、はなのさきさつなこともない。みの、のりさうなこともない。年限たつほど、くさるばかりや。

(諸井政一氏遺稿「正文遺韻」蒐録中のク譬へのさとしクより)

- 復元預行の目的は御刊體轉發記に明示されてある通り、教義や史料に關する研究乃至講義の素材を編め他日の集大成を期するにありませう。
- この目的を達成せんが爲、厚く古本の御教養を御願します。複製書には掲載第五部と爾後一ヶ年毎號一部份無料同呈致します。
- 復元は一般に發賣せず、御希望の方は實助の意味で申込書に記入の上一ヶ年約二百圓、半ヶ年約一百圓、一部份三十圓の割で助金概算にて御申込下さい。前金前納の節は、其都度御通知申上ります。
- 「おぢばニ於ケル連絡先」は必ず御記入下さい。途中の事故を慮る上から、本誌は郵送せずに、その連絡先の指定受取人に直接致します。
- 第十一號發行豫定一月申

## 復元申込書

希望號 自第 號 以上代金 圓也

右申込候也

昭和 年 月 日

現住所

直屬教會名

氏名

捺印

おぢばニ於ケル連絡先

住所

指定受取人

領

收

證

復元自第 號 以上代金 圓也

右正ニ御預リ申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

編輯後記

○集成部では、「教典稿案」の審議に關する會議が未だに續けられてゐます。いろ／＼とお互ひに意見を陳べ合つてゐると、もつと／＼擱り下げて究明しなければならぬ問題が、如何に多いかといふことを沁々と感じます。日頃、自分では如何にも解つてゐるように思つて、簡單に片づけてゐる一語の御言葉でも、もう一つ深く思索すると其處に言ひ知れない大切な心の糧が横はつてゐることをつく／＼と教へられます。そして、それを充分に消化し得ないでゐる自分の日頃の勉強の不徹底さが、今更ながら恥しく思へてなりません。

○それにしても、部員一同、よくこそ頑張つて下さると感激に堪えません。第三回の審議が始つて今日まで、大體四十日になりましたが、この間、四・五日の休みがあつたのみであり、會議の餘暇には稿案の書き直しといふ具合で、特に執筆擔當の上田嘉成、中山慶一、田中喜久男、諸井慶徳の四氏の勞苦は一通りではありません。昨日は中山氏がとう／＼發熱で寝込んで了はれ、今日は上田氏が頭痛で何となく元氣がなささうに見えました。

○行樂の好季とはいへ、行樂どころではないといふのが、集成部の今日この頃の有様であります。管長様も中山諸番様も勞苦を共にして下され、ばこそ、その意氣に感じ、皆も張りきつて勇んで通らせて頂けるので、左様でなければ、この會議は到底今日まで續行出来かねたことせう。お蔭様で、もう一ふんばりといふところまで漕ぎつげ得ましたが、まだやれ／＼と氣を弛めるわけにはまゐりかねてゐます。

○却説、本號の原稿は、前號のものと同様に、夏から印刷所に廻してありましたので、早くも校了の運びとなりました。今回の校正は初校再校とも、上村氏が之に當つて下さいました。

○この調子ですと、少し急ぎさへすれば、十月二十六日には、第九號第拾號を一緒に發行出来さうですが、印刷用紙の都合もありますから、十一月に繰りのべることに致しました。

○次號掲載の原稿は、今のところ確定してはゐませんが、そのうちに、二、三の心當りの方に書いて頂けるのを期待してゐます。若し、間に合はなければ、未熟ながら小生の「教祖様御傳稿案」(五)を以つて、之に充當したいと存じてゐます。

(昭和二二・一〇・九・やまざわ)

昭和二十二年十一月二十日印刷  
昭和二十二年十一月廿六日發行

代騰寫

奈良縣丹波市町三島

編輯兼 山澤爲次  
發行人

奈良縣丹波市町三島

發行所 天理教義及  
史料集成部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡島善次